

343-43



1200600091793

343

43



始



ITW-60

茶

45-43

343

443



新燕石十種

第一

明治
45.5.13
購求



343
43

新燕石十種第一

緒言

一、本叢書は、曩に刊行したる燕石十種及續燕石十種の後を承け、新に各圖書館及文庫所藏の珍籍奇書を涉獵して、有益にして且趣味ある書五十種を選抜し、各冊に十種を收め、漸次刊行せんとす。しかも猶玉石同架の喩に洩れざるべし。第一輯收むる所の書左の如し。

一、飛鳥川一卷 同名の書世に多けれども、こは柳亭の隨筆其他に多く引用せられしものにして、文化七年八十九翁の撰する所。享保より文化に至る江戸の風俗を主として記したるものなり。著者何人なるか詳ならざれども、書中に昔我等如き御目見以上云の文あれば、旗下の士の筆のすさびなるべし。

一、續飛鳥川一卷 題名の如く前書の續編にして、書中多く江戸の名物及當時流行せし振賣の風俗呼聲等を記せり。右二書は、帝國圖書館所藏鈴木白藤の書入本を底本とし、黒川氏藏本を以て校訂せり。

一、親子草二卷 喜田有順が子孫の華美を戒むる料にとて、寶曆より寛政に至る世上の變遷を記し、私見を加へたるものにして、寛政九年の撰なり。著者の傳詳ならざれども、幕府の抱醫師か御坊主衆なるべし。狩野亨吉氏所藏本に據る。

一、近來嘯の苗六卷 戯作家曉鐘成の撰にして、享和より文化に至る浪華の異事珍説を年代順に記したるものなり。著者鐘成は、本姓木村氏、通稱彌四郎といひ、曉晴翁、鹿廼屋眞萩等の數號あり。代大坂福井町に住し、和泉屋と呼べる醸造家なりしが、鐘成若年家を出て、天王寺及今宮に籠居して著述を業とせり。晩年丹波國

福知山に遊び、たま／＼百姓一揆の爲に檄文を草せしより、京師に拘引せられ、後浪華の獄に投ぜられしが、萬延元年十二月十九日獄中に於て毒殺せらる。時に歳六十八。大阪木村氏所藏本に據る。

一、天言筆記五卷 抄 本書は虚心堂主人が、江戸の書僧藤岡屋由藏の見聞日記百數十卷中より、文政嘉永間の流言落首を拔萃したるものなり。由藏の傳は本書卷頭にあれば、茲に贅せず。虚心堂は著述家飯島半十郎（明始卅四年八月一日歿）の號なり。中川氏所藏編者自筆本に據る。

一、於路加於比三卷 還魂紙料及用捨箱にならひ、削花、壺々、地黄煎を初め數十條を、諸書を引用し、繪畫を挿入して考證したるものにして、柳亭種秀の未定稿本なり。種秀は熱田神官高橋廣道（後作者となり、笠亭仙果と號す。師種彦歿後其號を）が二世種彦（後繼ぎて二世種彦と稱す。慶應四年二月九日歿）の稱號を柳門より止

められたる後の戲號なれば、此書晩年の撰にして、稿を完うせずして歿せしものなるべし。本書傳寫本極めて稀にして、校訂者の見聞する所、たゞ帝國圖書館所藏本のみ。しかも其書謄寫頗るあしく、誤脱多きと共に挿畫亦拙劣にして摸刻すべからず。よつて能ふ限り引用の原本により校訂し、挿畫も原本を得ざりしものは、多く之を省略せり。

一、傳衛空おぼへ一卷 江戸大傳馬町地理の沿革より、風俗、名物、特殊の商店、祭禮の盛況等を見聞のまゝ記したるものにして、菅園といへる人の著なり、自序に十軒店者或は大傳馬町へ通勤云々とあれば、所謂商家の通ひ番頭なるべし。帝國圖書館藏著者自筆本に據る。

一、けんどん争一卷 文政七年五月、屋代輪池、西原梭江、瀧澤馬琴、山崎北峯等發起して耽奇會と名づけ、毎月珍品持寄りの集會を催

せり。其圖説を集めしものを耽奇漫録(廿卷あり)といふ。本書は文政八年三月の例會に、文寶堂出品の大名慳貪箱の名義並にそれに充る文字につきて、馬琴美成の二子意見を異にし、論難駁撃せし往復文を集めたるものなり。黒川氏所藏本に據る。

一、浪華百事談九卷 題名の如く浪華地理の變遷を初め、名勝舊蹟、風俗名物等、何くれとなく記したるものにして、上古の事蹟考證疎漏にして誤謬亦少からざれども、亦天保以後の事に至りては、著者の見聞にかゝり、信を置くに足ると共に、他書に散見せざる記事多し。且大阪に關する此種の書類稀なるを以て、特に收載することゝせり。著者何人なるか詳ならざれども、明治廿五年より同廿八年に至る間の撰なる事は、書中に記せるにて明かなり。

一、元吉原の記一卷 本書は中村佛庵の所藏に、元吉原の圖とおぼしき屏風、并に庄司甚右衛門の簡牘一通あり。其考證を曲亭馬琴

に囑し、且山崎北峯及山口心牛等の考をも合綴して小冊子となしたるものなり。書中鷲齋或は信天翁とあるは、馬琴の別號なり。原本誤寫多くして讀過しがたき所もあれど、善本なきを以て訂正し得ざりしは遺憾なり。紙魚堂所藏本に據る。

明治四十五年四月

朝倉無聲識

新燕石十種第一

目次

一輯

飛鳥川……………	一頁
續飛鳥川……………	一六
親子草……………	三一
近來見聞 嘶の苗……………	七八
天言筆記 <small>藤岡屋由藏日記</small> ……………	一二六
於路加於比……………	一三三

傳記 空おぼへ……………二八九

けんどん争ひ……………三二八

浪華百事談……………三三七

元吉原の記……………五三六

次終

新燕石十種第一

飛鳥川序

久堅の空の氣色麗なる、秋の月の隈なきも、時の間に雨雲棚びき、上代染の襦袢も、しめ出しの長襦袢とかはり行は世中ぞや、予老年におよび、享保よりの事を考るに、風俗のかはりたる數をしらず、あまり風土の違ひし事思ひ出しあらましをしるす、享保半までは昔の形も少しは残りしが、寶曆に及び、凡三四十年以來風體變化す、文化になりては猶更おもしろい事おかし事、其外云もさら也、きのふは榮へおごりて時をうしなひ、世にあひしたしかりしもうとくとなり、世の有様みな花となり、先いそぎする人の心々、見付計能持あそびに不_レ限、目にたつ様にとりこしらへ、ものごとあさまになり、あすか川もかくなん、今と昔とどつちよいと云爾、

文化庚午

八十九歳老父書

あすか川

あらわす所の書は、全體何の役にもたぬ事どもなり、なれども享保以來、萬の事移り變りたる風俗、また古跡やうの所をも取失ひ、増もなき所も名所の様にいひなし、衣類商ひ物住居向等に至るまで、昔とは替りしゆへ、我おぼへたる事ども、いたづらに書しるし一冊とす、よく見給ひて笑ひの元手にもなれかし、寛保の頃までは、男の子も十三四まで、振袖を着し、髪もかき鬢とて耳のあたりまでかきさげ結びしが、今は振袖着る人も稀なり、女の子は勿論髪はたてかけといふに結び、上品の風なり、近頃は見かけず、又竹のふしといふにも結び、是は其頃も見苦しき也、髪に色々の飾ものはなし、漸漸水引やうの物にてかせなど用ゆ、今時のしらが元結などはなし、大人の女中の髪は風、おしたふ廻し元結、或は美男かづらを用ゆ、當時は美男かづら商にする人もなし、又世の中に見しりたる者も少し、其後鯨の小きたぶさ

し時行、近年は髪も三つとりなど、名付、所々をからげ、又鬢ざしなど用ゆ、近來は丸きたぶさしなど出て、むかしとは髪の様違ふ、また櫛笄といへども、今時はきつい違ひなり、

男奉公人、昔は旦那衆の髪月代は、草履取の役のやう也、今はなし、下働の下女も小袖一つ二つ無きはなし、目見へ来るに前垂にては不來、男女ともに食に付一日働く定例也、其上侍中間共に櫃葛籠道具は持參、下女は自分の衣類仕立ぬ者はなし、

昔三千石以上は供の者貸看板を着せ、其以下はいづれも自分看板色々なるを着しけれど、寶曆の頃より皆貸看板にて、今は自分看板はならぬ様になり行、女の帯木綿一は、を用ゆ、今は木綿帯は少し、又中入なきはなし、當時前垂せぬ者なし、昔町方にて稀に見懸しが、今は前垂かけたるがはれの様に成しもおかし、はき物も當時の様に能き下駄などは不利用、

昔我等ごとき御目見以上は、旦那様御新造様と申す、いつとなく殿様奥様といふやうなり、近來は御用達の町人も、奥様御上様など、云も有やうに折々聞及、右に准じ何事も奢のみに成、近來夏合羽など専用ひ、

成、當時の糸棧留といへども持渡り少きゆへ、唐物まがひ追々國々より織出す、麻上下に遣ふ横麻も、我等覺へて織出す、

八丈縞も昔は地合の悪き計多く、近年のやうなる能きは見かけず、吳服屋にもなし、上田縞も蠟引たる計、烏縮緬織出す、其外しるすにいとまわらず、

歴々の衣類は何によらず、好の通織立るゆへ、此方如きの見合にはならず、昔無地のしめへ切付紋計りにており、入紋は江戸にては出來ざりしに、今は京都まさりに出來、奇妙、

本町一丁目、昔は鈴木越後、桔梗屋河内、鳥飼和泉とて、大なる菓子屋は桔梗屋はこゝへ引込み、鳥飼は店替、又伊豆藏といふ吳服屋有り、其外にも吳服屋有り、二町目は越後屋といふ吳服店有、其外五六軒もあり、見世はなし、當時は昔のかたはなし、三町目は藥種店計り、四町目は大黒屋竹川とて大な太物屋兩側に有り、大傳馬町一丁目は不殘木綿店計り、兩側銅瓦也、今はいづれも昔のかたはなし、三丁目は鱗形屋孫兵衛といふ草双紙大問屋有、今はなし、大丸屋といふ吳服店は寛延の頃、駿河町越後屋、日本橋一丁目

衣類住居向等、昔見ぬやうなる結構に成たる也、

上下といへども上は薄き茶宇、其以下は糸棧留、夏は八王寺平、小金平、きぬ平、津戻子、鬼戻子など用、川越平も近年出る、又其頃の本唐棧留は殊の外宜、當時は見かけもせぬ也、衣類も我等式は絹袖、郡内、月縞など上品とす、乍去、五百石以上は大方馬上勤多き様覺、其以下にても武器などいづれも心掛持と覺る、

女中の衣類は惣模様、裾模様も腰より下に染、當世の様に裾模様裏模様杯は近來はやる、帯の幅四寸八分古法の處、近年は一尺は、いも有也、

藍さび越後ち、いも近來の流行也、女中の縮を下着なしに着すは見ぐるし、又下帯を衣類より長くするは失禮なるべし、昔の女中かぶり物のなきはなし、綿帽子ねり帽子など用ゆ、今に屋敷方は其餘風の残りたるも見ゆ、其後袖頭巾を上品とす、近來手拭米屋かぶり杯はやる、いかが也、

上下の地も昔とは違、織切、茶宇、琥珀縞其外色々出る、又仙臺平、精好平、龍紋平など世の中一同華美に隨て、我等式も先は能品を用ひ度也、段々結構事に

白木屋店は元祿の頃より出るといふ、本町大傳馬町邊より、當時通鹽町、油町、横山町邊の方、作事等立派になる、

鎌倉河岸も享和の火災より、今の如く引下げ火除になる、其外所々火除地被_二仰出_一、

湯島聖堂も寛政の頃御再建被_二仰出_一、昔女中菅笠杯かぶり、其後つゝら笠杯出、又青紙傘になる、

昔花火、ほうづき、うで栗、付木、奈良うちわ杯子供の商也、あみ笠をかぶり、歌舞妓役者の紋所を付歩しが、今はなし、近來は前後の棒手振肴野菜杯賣、力身廻るもおかし、

山猫廻しとて太鼓を打箱をせおひ、人形を遣ひ歩きしが、近年見へず、

昔與治郎兵衛とて、人形を竹の先に付くるくゝと廻し、與治郎こいやれたきこいやれとて、物貰ひたるが今は見へず、

鏡研は寒中、越後獅子は六月歩行たるが、近年は年中歩行もおかし、

佛也、今は前々と違ひ繁花の寺に成り殊勝沙汰なし、鐘樓堂一言観音建立は我等覺へし、観音堂の向其頃は替る、

兩國橋萬治の頃被_二仰付_一よし、

同所橋臺より吉川町米澤町への往來の幅、昔よりつまりたる様に覺ふ、

同所橋向に駒留橋といふ有り、橋際まで船來乗下も都合能所也、今は左右より埋出し、入江の幅つまりて船の來る事叶はず、昔大石内藏之助夜打之節、用意の品々積廻し、高瀬此所に泊居と云、右の方片葉の蘆の名所、今は跡かたもなし、橋は昔より能くなりたるなり、其側の町屋に昔より松有り、何か由緒ある松と云、或時彼所へ我等行て主人に逢、松の由來を問けれど、何故といふ事を不知、四五代も以前より有と云、近年町並檢地御改の節も何の御沙汰もなく、隣家の庇にさわる程なれど、却て向方より遠慮などする、近來大川端御歩行にて通御之節平伏に出、松をも上覽之趣奉_レ拜よし物語をす、御納戸御香具御用達の由、
夫より先大川端駒留石と云有り、是も昔辻番人廻り

境目印に置たる石と永井伊織物語也、いつの間にや古跡のやうにいひ傳ふ、

藤堂和泉守揚場より、駒留の入江までは石場也、寛保の頃小普請方青山三右衛門、川船改鶴武左衛門拜領屋敷に成り、殘地其儘石場にて有しに、いつの間にか藤左衛門代地とて能町屋に成る、

一ツ目河岸際より茶屋町まで明地の所、駿河屋といふ御用達拜借地に成り、商賣屋建て其後は町屋に成る、

回向院前通りは、藤堂の辻の角まで一圓猫茶屋あり、土手側と云、大徳院門前も同様の茶屋有、殊の外賑ひしなり、今はなし、

寛政の頃所々に靱藏被_二仰付_一、柳原の靱藏地は元諸向弓馬稽古場也、堀田原へ引る、大橋向も昔は兩國の廣小路の通り見世物杯出る、取拂賣女屋に成、其後取拂常磐町へ引、其跡靱藏に成、元戸田因幡守下屋敷也、濱町の方廣小路は昔の姿なり、

天明の頃大川渡の節、三俣埋立茶屋町に成、涼の景色京四條河原、大坂天満の涼より増りたるといふ、寛政に元の如く渡被_二仰出_一、元の三俣になる、

濱町より今川橋へ昔は通船も有りしが、大川渡の節龜井町より小傳馬町河岸邊まで、水抜計に埋立となる、

元柳橋は大川の渡の節懸直しけれど、間數元よりつまり、恰好悪くなり水吐も悪く、町方は段々埋出す様に見へる、夫より藥研堀不動の前まで船渡の入江也、米澤町より屋敷町へ渡る橋有り、尼ヶ橋と云、米澤町角より江市屋宗助宅有、元車力屋御用達に成り、押廻し出格子に成、世に江市屋格子と云、此入江川渡の時埋立、今の新町屋になり、不動も古き事にも有るやと、物しりたる人に尋しに、元祿三年の頃六十六部茶見世に休みしが、笈を捨ていつともなく行方不知、尋來りもするやと待わびしに畜發なし、依て所の人人集物云かはし此所に安置す、色々の不思議ども有しとなん、弘法大師の作盜難除と刻有るとなむ、
淺草御藏前の天王橋、昔は一箇所也、所より願ひたるが、近年二箇所と成、是は新規の中に便利能といふ、同觀音地内の茶釜、並に土の一文人形は産物也しが、近來は名のみにて稀なり、
新吉原町、元文の頃より七月燈籠を出し賑ひけるが、

其頃すいびしたると見しが、明和の頃より八月になれば、俄とて祭の様なる事を初しは、猶更衰微なるか、

寶曆の頃まで揚屋町に三浦屋と云有り、元文の頃尾州宗春公、春日野といふ遊女へ通ひ給ひし時の揚屋にて、彼御方よりの御作事と見へて、釘赤銅六藝なり、我等も見たるやうに覺る、類焼の後は揚屋といふもの絶てなし、

昔廓中の遊女はり強きといふ、いま其沙汰なし、慶安の頃伊達綱宗通ひし高雄といふ遊女、綱宗の心に隨はず、身の代高金を出し高雄を請出し、船にて連歸り、心に隨はざるにより、大川三股にて切捨にするといふ、

寛延の頃柳原式部大輔、高尾と云遊女を身請す、其後は高雄と云遊女なし、七代計りも有といふ、水道尻に近年は火の見やぐら出來、明和の頃かと覺る、

兩國廣小路に火の見矢ぐら有たりしが、寛政の頃取拂に相成る、
同所に五十嵐兵庫といふ鬘付店有、古見世也、銅瓦葺也、いくよ餅小松屋喜兵衛是も古見世也、我等幼少の

時も其通也、

淺草御門外かや町の入口木戸左り角、日高屋といふ繪馬屋あり、是は頼朝將軍の墨付を所持すといふ、近年質に入出入に成、御吟味の上右墨付を日高屋へ返し被下候由、慥成る咄しに承る、日高屋居所則拜領屋敷と云、

野菜商ひ昔は荷籠の上に角なる箱を置、細なる青物をかざり歩行しが、今はなし、冬瓜のたち賣は近來の思ひ付也、餘り氣のきゝたるか、

刻み田葉粉賣は、こまかなる引出し付たる箱を、片々の肩にかけあるく、今はなし、一度兩荷にしてせりたるが、玉たばこに皆つけらるゝ、

正平うるし紋とて、小き風呂敷包をせおひ歩行、かたびら單物などに、漆にて紋所を付ること今はなし、木綿賣は高荷にしてせりし、今見かけず、

夏に近ければ紙帳うり、冬になれば天徳寺と云ふものを商ひたるが、今は少し、

扇の地紙うり、地紙の形の箱を重ね肩に上げ、即席に扇を好次第に折たるが、今はなし、

淺草眞乳山の聖天山、號を金龍山といふ、金龍山の門

前に米饅頭あり名物也、我等が幼少の時までは有たるやうに覺ゆる、

兩國廣小路に昔朝々菜の市出る、然る處近年は廣小路へ一圓野菜持出し、其外鹽もの類鹽出しをして色色出る、又料理に直に遣ふ様に切割をして出すも有、見物事也、

日本橋より用事たるといふ紫蘇の穂も、三月より出るは珍らしき事也、里芋も七月半ならでは出ぬ物が、近年は六月初より出る、萬事我先にする世中なり、

女髮結近年多く、町方杯一同に髮結を遣ふ者なし、

富澤町古着屋市、同所通へ少年出たるが、今は河岸通り長谷川町までも出る事夥し、

明和四五年の頃五匁銀四文錢、安永元の頃兩錢銀初て通用、重寶なり、

我等も不存以前四月頃になれば、腹懸と肩衣を賣歩行しと、古老の人申されし、

正月大黒舞鳥追とて編笠にて歩行く、近年菅の丸笠など用る女乞食、三味線を彈を女太夫と稱す、近年衣類など殊の外立派になる、鳥追の編笠は古法か、

歌舞妓役者の狂言、昔は狂言を第一として、そこにお

かしみ面白みを含み舞けれど、近年は實の事の様心に盡す、當時の役者の方が上手にも有べし、乍去昔の役者の今以て名の残れるは、昔の役者が上手たるべし、

子供遊びも昔は赤貝馬に乗る、又あさりのからにて勝負を争ひ遊びしも、今はしれる子供もなし、

子供寄あつまり咄合杯互にいたすに、大方爺は山へ柴かり、婆は川へ洗濯など、云昔咄し専也しに、今は虫拳狐拳本の拳などするもおかし、

落咄しも昔いろ／＼流行たる中にも、殊に出來能と世に評判せしは、ある人此頃三味線を習ふと云、一座の面々夫は一段の事也、何をならひ給ふと問ければ、

岡崎を習ふと云、一座手を打岡崎にても有まじとて、いづれも腹をかゝえて笑ふ、いや／＼おか崎はもはや上げたると云、そして何を習ひ給ふと問へば、女郎衆をならふと云、

此咄し其頃第一の作とて皆々申せし也、奇麗にしていやらしくなく能いと申たるに、今ではめつたに長く、聲色淨るり身ぶりなど交りてはなす、時世とておかしき事とも成しなり、

淺草觀音の寺内、三月十八日三社の祭禮にて簀市あり、十二月十七日十八日、正月の祝の品々市立也、いづより初ると云事は不_レ知、古き事也、近年は芝あたご、神田明神、糀町天神、深川八幡杯にても市立といふ、兎角まんがちの世中ゆへ、我先と取計ふも世の有様なるべし、

昔髮結所に、障子へやう／＼紋所など付るぐらい成しに、近來明智左馬介湖水渡りの所など染たる暖簾、其外所々に目を驚す暖簾懸る事に成しは何の故ぞや、

洗湯も昔は火焼口を赤く塗光らせる計、近來是も我先と立派に作り、別て元兩國若松町和泉屋と云錢湯、近所の中にも宜敷と云、二階に煎し茶菓子杯出すは何事ぞや、

豆腐屋は朝七ツ時より仕込をして、朝飯の間に合様にしたるが、近年は宵越の豆腐を朝賣に出る、

昔くたりぎやうせん、小き桶に入提て歩行く、其後家臺見世の様にしめてけりぎやうせん、右の家臺其後は煮肴にしめ菓子の類、四文屋とて兩國は一面、柳原より芝までつゞき大造なる事也、其外煮賣茶屋

兩國ばかりに何軒といふ數をしらず、王子堀の内牛島邊へも美肴おほく仕込めば、自ら諸色高直になり、輕き者無益に遣ひ過し、不益なる事なり、からあさり昔は春計り賣歩行たるが、今は年中賣事となる、

猪牙舟に乗る人、昔は編笠をかぶりし也、今はなし、然れ共今に船宿に編笠つるし有也、屋根船は世上に少し計り有しが、近年は多く出来る、昔より有來の屋形舟は少くなりたる也、

兩國川涼み、昔は本所一ツ目の出口の邊一面往來、通船も差支る程なりしが、近來左様には不覺、吉野丸とて大なる屋形船は江戸橋の舟也、今夜は吉野出しと評判のある位なり、

昔は上野大師藥研堀不動の縁日には、植木少し計り持出し商ひしが、近來何の縁日と云に不限、大造なる植木共持出し、往來差支にもなる程也、けしからの事か、

元文の頃か豊竹肥前掾とて、新規に操芝居を願ひ始る、度々の火災にて今はなし、作事造り方、昔は今と違ひ萬事手輕の仕方にて、土藏

杯は別ての事也、筆談に盡しがたし、昔志道軒とて、淺草馬道に住居、觀音寺内へ軍書講釋に出、講釋は付たり只の嘶しに下がりを専らにす、皆人笑ひ悦也、木の男根を手に持、出家並女中を惡口す、

其頃芥子の助といふしな玉遣ひは、是も嘶し面白し、豆と徳利と石とを手玉にとる事妙なり、

昔男子の髪の色々々の内、辰松風とて流行す、元結七八分巻つ、込みに結びし也、其後卷鬢といふ流行しが、間もなくして止む、

昔乞食一丈計の竹の先へ、二尺計りのたらいを上げ、廻して物を貰ひ歩行しが、誠に奇妙の業也、近來心太の曲づきも見物事なり、

大神樂の鞠の曲其外曲撥、昔とは違ひ見物事之由、六七十年来見は色々の珍らしき事出るものか、

昔八貫町いづみ町に賣比丘尼有り、須田町安宅邊にも多くあり、又けころばしとて山下淺草邊に下直の賣女多し、貳百文なり、永久橋邊に舟饅頭といふ者出、寛政の頃みなく、御停止に成、住吉町昔一町大抵中道具の見世計り、追々離散して

川田屋次郎右衛門見世一軒になりしが、文化の急火に川田屋も類焼して、中橋大鋸町へ所替す、

昔若き女中へいたづらに戯言など申せば、顔を赤め殊の外迷惑がりし也、近年は十六七の女子にても、却てはり込をいひて男の方貌を赤くするは、きつい違ひなるべし、

銀座は京橋銀座町に在し也、座方不埒有之、御仕置になり、屋敷も上り大坂町へ引る、

儒者は林道春、其後關齋徂徠杯出て今祖とす、然れども當時儒者も多く、四角な字少し讀詩文など出来る、自先生の様に思ふ者計り多く、死後は噂をいひ出す者もなきなり、其身の心持の様にてはなきか、南郭といふ學者あり、徂徠の門人か、詩文もよく作る高名の人なり、

昔手習の町師匠も少く、數へる程ならではなし、今は一町に二三人づゝも在り、子供への教へ方あるか、幼少にても見事に書也、

手跡の事は廣澤得と明らめ世の中へ弘めし也、是中古の筆道の祖と思ふ、學文も勝て筆道の事は別て委し、其外能書もあれど廣澤に及びがたし、

昔質入をするにも、家内へも秘し隠しの様に取計たるが、今は質入するを足(イ是)になす、世の中もおかし、

昔はまぐろを食たるを、人に物語するにも耳に寄てひそかに咄たるに、今は歴々の御料理に出るもおかし

昔町方の葬禮は、供乗物何十挺となく行しに、いつとなくやみ、今は先供麻上下にて、多く並ぶもけしからぬ様に思ふ、施主脇差の柄を紙につゝみ、編笠をかぶるは古例なるべし、

昔兩國岡すゝみ、元柳橋際を限茶屋見世出しなり、今は間部河岸より大橋までつゞく、文化五年一橋様御屋敷川端迄出新道付替候、茶屋の出方違ひ侍らむ、大川橋年久しき願にて、安永に叶ひ往來始る、

深川靈運院は寶曆の御建立、谷中法住寺も同じ頃に建立、幡隨院の隱居所と云、兩所ともに溝口出雲守より地面寄附といふ、

近年流行物にて、瀬戸物焼繼は重寶なり、古ぎせるなど、飴を取替るに、近年は取かへ茶わんあるく、好まぬ事か、

操人形は昔裙より手を入遣ひし也、其後辰松八郎兵衛と云人形遣ひの工夫にて、手足を別人遣ふ事を始て、今は人間よりも働き能きと思ふ、土佐の人形はむかし御裏方御覽有しとなり、

子供の持遊び物も、近年世帯道具一式出来合有なり、其上細工の様子一通りならず手の込たる事也、世にけしやといふ、

都ての細工物役に立ぬものまでも、手の込たるは目を驚かす事なり、

延享の頃天文臺佐久間町へ被_二仰付、西川安治郎被_二召出、其後吾田四郎三郎被_二仰付、牛込薬店に在、忤鞆負に成堀田原へ引取、

醫學館は明和の頃佐久間町へ出来、文化の火災に下谷へ引取、

我等幼年の頃は、五月の幟武家方町方ともに、大造に飾物をいだすを勝とす、武家も人形など飾り、見物など致させたるも有り、町方は往來へ幟を立、作り物杯して見物専なり、近年は小幟として町方見世内に飾り、武家方も大なる幟は立す、世の中種々に替る也、例年六月朔日、富士権現の祭禮、所々の富士へ參詣群

節分計り厄拂として乞食歩行しが、今は年越々々に厄拂來る、出情の方なるべし、

昔田舎にては、薬にて髪をたばね、草鞋簀を用ひたるが、今は村々に髪結床も出来、錢湯も有り、半合羽蛇目傘を用駱を極める故、自百姓も貧になり、女子も右に准じ違ひたる事とはなりぬ、

昔は祇園祭禮、町々にて小き燈籠をともしたるに、近年は町は一杯なる燈籠、思ひくゝに飾る何事ぞや、昔より近年は江戸の火事繁き様に思ふ、類焼の後往還道敷次第に築あげ、屋敷内も地形高くなる、後には如何成行ぞ、

淨瑠璃昔は永閑節はやると云、いつ頃にや土佐外記大薩摩又義太夫など流行、元文の頃豊後節はやる、此豊後節にて、世の中の風俗悪しく成しと云、長歌といふはやる、松島庄五郎坂田兵四郎と云上手有り、庄五郎は四谷せんざい場の呼込役とぞ(イテ)聲すぐれてよき故、人の勤めにて唄うたひになる、

くさ草紙は、昔は金平本として大平記杯書たる本也、土佐節の淨るりにて、其後桃太郎また猿蟹合戦などに、赤表紙の草紙也、今はよみ本同前に詞書多きを專

集、中にも淺草の富士別て賑といふ、麥わらにて作りたる蛇を産物にす、我等幼年迄はいかにも大成蛇を珍重す、今は小き程が能として大蛇は流行せず、是も世の中の盛衰か、

三月の雛も、昔は十二ひとへ着たる大き成内裏雛用ひたり、今は御所の御殿向など造る、古今雛など流行、

松飾りも昔は町方にて大造に作りしも、今は其沙汰なし、

十月御影講も、色々飾物をして見物有しも、今はなし、

昔に違ひし上餘りおかしきは、たゞき納豆は七月より出る、

願人の水行も、八月より修行するはおかし、後家の一人ぐらしは御法度の由承る、遊女町杯には折々見へもする哉、然るに近來は素人の町家、後家の方ぐらし能と見へて、多く町々に有り、女筆指南も多し、只事にあらず、町の女房は昔は皆前帯にしたるが、近來は後帯多く見ゆる、又帯もなく前垂計にてくらし居るも多し、

一とす、其上板行の手の込たる計りも能きなぐさみ也、中古八文字屋本として、物語もの、様に娘形氣手代形氣などとして流行しが、流行おくれ下手談議と云本行はれしも、それも世の風俗たがひ、近年藤栗毛といふ讀本はやる、

馬喰町一町目に紙屋五郎兵衛と云紙問屋あり、元文寛保の頃はすき返し紙を四ツ切、五十枚四文づゝに賣し男が仕出し、問屋株に成五六十人も見世にて働く程のぐらし、手柄なる老父也、我等幼年の頃は見世に出て居たる也、

軍といふは二百年も昔の事にて、今しる人もなし、書物に残したる計也、然るに享和の頃ヲロシヤ人、蝦夷地へ來亂妨せし事有て、其御手當も有様にき、しは恐ろしき事にや、

昔より仙臺の花火能として世上評判あり、我等幼少の節一兩度花火上りしが、不勝手故年々の様にはなし、所は仙臺河岸にて上る、三十年計りも以前花火とほしたるに、此邊人通りもなき位に見物に行たる也、萬年橋の高欄損じ怪我人も有り、夫よりやめに成とぞ、

文化四年八月十九日、深川八幡の祭禮久しぶりにて

有しに、永代橋深川の方へ寄り込、人多く死す、誠に變事と云べし、

濱町矢の倉邊も三十年計も以前は、表圍ひ葎篋も交りしに、今は大名小路のごとくになる、

稻垣長門守後南岳、五百石の末子より一萬三千石へ養子と成、祖母の世話にて成人、祖母外へ被_レ參候節、乗物の脇に女中供雨天の節は、いづれもゆかたを着せしと、南岳常々物語り有し也、元文寛保の頃にて古風なる事に覺ゆ、近來ゆかたなど着す女中なし、奢りなるべし、

近來の流行、一ツの小袖へ見へが、りの所計二ツにして、めをと小袖とぞ、(イ云)後_レに又_レお_レ化_レと云、工夫も有事にて昔なき事也、

昔夕立と云ば、天俄にかき曇り、大雨大雷大風にて、間もなく静に成、元の快晴に成しも、近來初は同様に晴間なく、夫より一兩日も雨降りつゞき、濕氣の様に成雷氣いつ迄も止間なく、以前とは違たる様に覺る、雪も同じ事にて、雪の翌日間男の洗濯といひしが、今は其沙汰なし、

享保五年七月廿九日、葛西筋御成之處、急雨にて市橋

御の御催しあり、玄關に蹲踞す、侍衆中其事を白す、玉音あり今日不_レ圖莊に入雨を凌ぎ過分也と、翌日登城營命の辱を拜し御禮廻りあり、是に依て内諸侯に比し大番頭に命せらる、瘡病忽ち愈るといふ奇といふべし、然ども其人天性腹あしくて、同僚にも容られずといふ、此書の趣と少しく異なり、因て附記す、(校訂者云、此補記は鈴木白藤の筆なり)

御留守居衆箆箱持するは、寛保の頃より也、夫までは交りたる様に覺る、高家衆箆箱持するは、寛政の頃御免なり、御城中へ中興御小姓衆の挾箱二ツ持すは、安永の頃より也、林大學頭、伊奈半左衛門も挾箱一ツなり、

薩摩芋は享保元文の頃までは、見たる人も稀也、新場の肴問屋青木文藏功能申上世上に弘まる、文藏は被_レ召出_レ儒者になる、肴問屋の節の名はしらす、

文化の頃靈巖島に住居して山下榮之助と云者、世上の身持不埒なる子供を預り、教育いたし能き人に直し、追々直りたる者も有る由、當時大勢世話人も有_レ之由、然る處不束成事も有し哉、榮之助並に弟子共迄御仕置に成、

下總守下屋敷へ御立寄、此節下總守病氣にて下屋敷に住す、何故とはしらす俄に御立寄ゆへ、下總守急に月代仕、座敷に新敷産二枚敷候計、家中麻上下にて御待請、即刻被_レ爲_レ入御目見へ、翌日爲_レ御禮_レ登城御目見、時服四拜_レ領之_レと物語り南岳申されし、餘り珍敷事故少し疑しく思ひし處、下總守家譜にも同様に記す、此書にかき入べき品にはあらねど、古今稀なる事故しるす、

(補)市橋氏大番頭を可_レ勤家にあらずして勤られし事、林祭酒とはれたる事有、市橋氏答に曰、昔年有_レ徳_レ本所_レに遊獵有し時、白雨俄に來り避べき地なし、幸に市橋別莊近かりしかば御立寄あり、莊を守_レる人狼狽甚し、侍衆中座敷に入、雨戸をひらき坏して纒に御座を得たり、莊の門番の老翁走て玉地の邸に來り告ぐ、市橋氏時に瘡を病む蓆上にあり、就_レ中_レお_レこ_レり日_レにして戰慄甚し、頭を擧る事あたわ_レず、去共其人常に暴戻にして氣力甚壯なり、強て蓆上より扶起され、馬に鞍置しめ一騎にて駆出たり、途中苦惱甚しく馬より落んとする事屢なり、され共剛強無雙の人もければ強て駆行、莊門に入に還

近年は嫁を遣すにかねを付ぬも有由、珍敷事も有哉、一枚繪昔は下を墨にて板を摺、其上を繪の具にて彩色にかねを引たる也、其後糊入紙に紅すり繪仕出し珍重せしに、寛政の頃錦繪といふを仕出し、其後は種種の思付目を驚す計り、昔見ぬ事どもなり、昔は木綿の惣模様、裾模様様の振袖紙付表有、田舎は勿論江戸の娘子供専ら着せしが、近年は見かけず、

祭禮も寛政の頃は至て立派と云傳ふ、我等坏覺へては、本所邊の祭禮には女中の衣類を借て着せしが、近年は場末の祭にても女中の衣類借着などはなし、都て結構に成る、山王神田勿論の事にて、繻絆計も五ツ六ツ着し、下の帯さへも五六筋結び、其餘の事はにて考しるべし、

享保の頃までは俳諧好む人は、皆力も有句作も今とは違ひし、其上内藤左京亮_七萬石、俳名露沾、俳の一字を露言へ遣すとて、

色をませくだしおくれる花の露
其外へも一字を贈り給はる、近來は萬石以上の面々も、歴々とは申ながら點者の名の一字を付給ふ、昔とは違ひたる事なり、

女中の反物裁分るも、昔はかき板今たら板にふくら物さし、升に米杯入さしを添、さし向ひにてたち分しも、寶曆の末の頃と覺ゆ、缺にて一人裁分くは昔に替る事歟、

昔四分の座頭袴を着し、腰板へ白き紙を張しも、近年は檢校勾當までも装束するものなし、いづれも白衣にて歩行、萬事雜になる事多し、

文化の頃永代橋、新大橋、大川橋渡錢御免、是は廻船の檣垣船主より願てといふ、其譯しらす、

堀江六間町俗にいふ町昔は野郎茶屋計の様に覺ければ、近來は商人屋多くなる、

本所鐘撞堂近所入江町、昔切店少し計り見へたり、近來は三笠町邊迄見へ、往來の人を捕へ引込様に見及、町方の十二三位の娘の子は、襟へ色々の縫物などしたる襟懸をしたるも見へ侍りぬ、近來は萬石以上の息女も、襟に切をかけたるも折節見かけ侍るは、むかしは覺への事どもなり、

昔樽ぬき柿色悪く風味不宜、然るに明和の頃より今の樽ぬき柿仕出し、風味昔とかはりたるは奇妙、昔より流行の通言品々あれど、用にもたぬ故覺へ

す、あらましをしるす、梅干桶でお茶漬、おせわの、おせ、の、久しい物、すぶ、ひやかす、無ちや杯なり、大傳馬町三町共に、悉びす講の夜肴其外品々市立といふ、近所の事ながら一兩年以來、年々午の年始て見に遣候處、殊の外賑ふといふ、

溜池の板垣の板も、我等中年の頃嵐にて倒れ、今の板に植かへ、麻布一本松も先年焼失して、今の松に植替、昔の松の影もなし、

淺草海苔名物也、世の中珍重す、品川海苔を隅田川の水にてさらし、乾しのりにしたる也、然るに近來は干場は紺屋の張場となり、海苔の乾す場所見へずされば品川にて仕立たるを取寄ることくおもふ、昔は葛西海苔賣來る、今はなし、四五年以來大森より賣來る、此邊には馬喰町に旅宿して賣といふ、

歌舞妓芝居例年正月二日初て、顔見世は霜月朔日初て定例なれども、近來定日に初るは稀也、

西久保かわらけ町は、昔は一面に土器をこしらへ干置、今は名のみなり、

子供の付る守袋も、昔とかはりいかめしきことゝなりぬ、

昔女中の一人歩行はならぬ様に覺えしが、近來は所縁日に、女中夜中にも參詣、一人參るも多く見ゆ、我等など不覺事にこそ、

昔萬石以上には、側小姓とて前髪の者有、かき髻にしてたぶを長く出し、油堅めに髪をゆひ、元結二寸ばかり巻なり、元文寛保の頃、宇和島少將村候屋敷杯に見へたり、梶田志津摩とて十六七の前髪あり、我等も朋友也、其外の屋敷にも召仕ふと見へて、折々途中などにて見かけたるが、近年は見へず、

壬寅五月借抄子昌平費舎

鈴木恭

飛鳥川終

續飛鳥川

寛延寶曆の頃、文化の頃まで賣物、元日に番附賣、初狂言正月二日始る、番附代六文、一枚繪草紙うり、うるし畫、うき繪、金平本、赤本、糊入ずり鳥居清信筆、其外奥村石川、野老賣、水飴賣、櫻飴、惠方みやげ、大判小判、辻寶引、辻に立、手遊びるい色々かざり、寶引繩百本手に持て、さごさいくといふ、紋付、役者の紋をあまた書て有、婆々など持歩行、紋數百のも五七十のも有り、當れば是を取と云品を見せ、紋ひとつ何程と云、附る人思ひく、に紋へ印をす、開らいて又見せに來る、拂扇箱、松過より來る、今は二日より來る、はだな賣、大根也、松の内あまた來る、大神樂、年越の日計り、天狗の面かぶり來る、お出入の閻魔様といふて、正月十六日と七月十六日、小さき木像の閻魔を持來り、奥へ出す、賽錢、米など

頃に至り又始る、六月、胡椒賣、土用より砂糖胡椒、干生姜胡桃、花火賣、子供うり聲、花火々々、鼠手牡丹てん車からくり、花火々々、木ふし賣、手前にて挽しなり、柏の木賣、蚊いふしなり、地紙賣、若き男、伊達なる衣類にて來る、正月も來る、天王様、神道者體の者、天王様ははやすがおすき、はやしたる者に御體をやろうなといふて來る、汗手拭賣、麻一尺にて、半分に染模様あり、七月、さし鮭賣、團扇太鼓、盆太鼓、かぼちや賣、うり聲、かぼちやん、其頃唐なすはなし、十月、役者附、十日過より入替り役者附賣、廿日頃役看板上る、廿五日頃名代看板上る、晦日番附賣る、十一月朔日には、三座とも急度始る、十一月白髪、髮置のしらが、吳服屋にて賣、十二月、足袋賣、うり聲、袋だひさしたび、錢うり、常も來る、暮には一日に二三度來る、古札納、乞食古札おさめおはらひ納と云て來る、雜、染草賣、葉たばこ賣、

入返す、梅屋敷案内子、龜井戸天神門前にて、梅やしき教へませうと云、春狂言當りの節、床几高くつみ上、其上にて扇をひろげ、舞臺やうといふ、二月末雜賣、二人連にて來る、賣聲、乗物ほがい籬の道具内裏びな小人形、天明の頃、乗物ほがい籬の道具ばかり賣に來る、寛政の頃より不來、雜菓子、餅屋の店に飾置、縁高の様成へぎ猫足を付、蓋の上に巖手を四五本さす模様、神明の千木箱の如し、籬の釜屋、へつ、ひ、炮烙うり持來る、四月八日御釋迦様御誕生、小きたらひの中へ釋尊木像を入、たらひに茶を入、おはぐる柄杓を付、屋敷奥へ出す、閻魔のごとし、四月末、鐘賣、臺笠建笠本手のやりく、柏餅、寶曆の頃より、下谷龜屋其外にてうり始、ちまきの一枚こも賣、蒼朮賣、すいかづら賣、青傘と云物、其頃不用、昔は子供日傘白地にて、松竹梅など藍にて繪とり賣、此事絶てなかりしが、文政の

木綿うり、高荷也、刻たばこ賣、十匁八文、はりがね賣、六齋に廻る、目あかし也とて評有、阿波蠟燭、たまぐさ來る、藥賣、賣聲、小傳馬町二丁目薩摩屋茂兵衛が名法也、耳かき賣、賣聲、耳かきが一文、金でも木でも一文、長門印籠賣、黒ぬり細長き印籠也、碁盤の目もり、將碁盤の目もり、鼻緒賣、はなをやく、下駄のはな緒が二足三文、安物を、今二足三文といふは是より始りしか、とうがらしの粉、二袋三文、目黒の犬の餅、今は目黒犬なし、火とう炭けし賣、蒲燒、深川に四五軒、長さあんどうを出し置、藥研堀、御茶の水もり山計也、鮎、日本橋笹まき、小石川すわ町くわなや、此外なし、あまばし柿、家根板の様なるふたのなき箱に、十づゝ入て賣、櫛笄賣、うり聲、鶴のはし笄櫛おさへ旭のかんざし、かつら賣、うり聲、美男かつらしん桂、茶碗鬘、水入かつらつば賣、手あそび賣、なんでも十九文也、

おんとりさ、賣聲、おんとりさる三文、與五郎が三文、御來迎々々三文、

小鯛、賣聲、こぶないよこの、上つたり下つたり、

お猿、兩國橋の上にて賣、うり聲、さんご珠の巾着に

おさるがついて三文ちや、これく三文ちや、

支蕃猿、今はなし、しや盆ふき、評判の玉や、

べかつこう賣、片荷はのぞきからくり、片荷は飴お

こし、小き太鼓を叩く、

あわ雪豆腐、日野屋、明石屋、其後龜屋、壺屋計、

金しやの絲かはう、たまさか來る、煎餅十枚六文、

小便たご、下馬にて賣酒屋也、上そば切、麴町瓢箪屋

計也、

料理、山藤、百川、も、川とも有、

ど、焼、金つばやき、糺町三丁目谷米屋計り、

假名手本忠臣藏、寛延四年未四月、三芝居にて初て興

行、

黒座頭、物もらひ、土佐節をかたる、

山猫まわし、よび聲、なく者は山猫にかましよ、人形

廻し也、

角兵衛獅子、子供四五人、小き者は太鼓なし、錫杖を

宮にて渡り給ふ、御年十六歳の春の頃、住吉の一の

后そなはらせ給ふ神の御身にも、うるさい病をうけ

させ給ふ、綾の巻物、十二の神樂をとりそへ、うつろ

船にのせ、さかひは七度の濱より流され給ふ、あくる

三月三日淡島に着給ふ、巻物をとり出し、ひな形をき

ざませ給ふ、ひな遊びのはじまり、丑寅の御方は、針

さしそまつにせぬ供養、御本地は福一まんこくぞう、

紀州なぎさの郡加田淡島大明神、身體堅固の願折針

をやる、

牛込御門外にて、牡丹屋敷に、大鷲鼠一疋貳文づゝに

取札出し置、是は鼠を賣て遣せば二文に買のか、二文

出せば鼠一疋鷲にとらせて見せるか、わかり兼たり、

山伏祭文、石堂丸、小栗判官など、

乞食闇魔、十王が願もくはふが爲、あるきながら手を

叩、唱念佛申候、次郎兵衛が菩提なむあみだん佛、八

郎兵衛が菩提なむあみだん佛、廿五人の船頭破船に

逢ひ一人のこる、南無阿彌陀佛、

鹿島の事觸、社人體の者あやしき事を申、

寛延の頃まで茶ほうじなし、納豆箱の底をぬき、紙を

ふる、

すたく坊主、裸にて腰にしめをはり、わらの鉢巻を

する、すたくやうく、すつたあたまに大鉢巻、ゆ

んべも三百はりこんで、それゆへはだかの代まいり、

獨角力、すもふ取ならかうとるものだ、忍いなんのこ

つた、

鎗持奴、ちよぼ市はりまの守様御通り、

みかん籠に蔭の子を入、脚半をはかせ、兜巾をいた

かせ籠に入、ふたをして持あるく、御覽じろく大坂

は道頓堀、京都は四條河原にて御目につけた、天狗の

取立々々、

唐がらし地蔵菩薩、たくはつ坊主也、唐辛を遣る、

歌比丘尼、うりびくに、歌びくには、難司ヶ谷會式に

茶屋々々を廻る、唄に、めぐりあはせのうつり香も、

むすびとめたよ糸ざくら、おやりなんし、神のおま

へに松うへて、花も咲しよ小金ばな、賣びくには、二

人づ、屋敷を廻る遊女也、

狐の面を被り、古き上下を着て、今年初て田を作る、

稻が三尺穂が五尺、何が所願であま降る、こんく、

淡島明神、鈴をふる願人、天照皇大神宮第六番目の姫

つむや錐賣、はた道具のつむと、大工道具のきり也、

かしゆかた、女中合羽なし、木綿のゆかたを用、

駄菓子、板おこし、達摩糖、くり焼、肉桂糖、大ころば

し也、

焼餅といふ言葉、寛延寶曆の頃はやりし唄、わしは此

町のおやき餅、やき餅しよんがへ、此唄より始る、

反魂丹齒磨賣、芝神神社内三條小六、蹴鞠曲鞠、

ざん出し油、すき油を柔にせしなり、寛延の頃より、

市村羽左衛門の見世にて賣、役者の遣ひし也、

切落札、今はなし、享保の頃は四枚あはせ、木枕にせ

し也、

古き油見世、糺町谷島主水、役者也、今はなし、

五十嵐、芝大こう庵、飯田町いかりや、下村、

比丘尼、寛政以前大橋に計り有り、隠賣女なり、

船まんちう、同じ頃夜鷹の遣ひからしにて、歩行のな


らぬを船にのせ、龍閑橋の下などへ漕來り、船人のよ

び聲左の如し、ほちや／＼のおまんでございなどと、

女の名をいふ、あそべば廿四銅、

前だれ姿にて、大かたは眉毛有、年増もあり、いづれも美婦計りなり、白晝に見世を張、入口より三尺計奥に居る故、拵へものはなし、此外所々に夥しく有り、代貳百銅、夜四ツ時よりとまり客を取、食物なしに金貳朱、

奥勘平、木綿のふとき立島の半天を着、股引をはき、眞鍮太刀拵の長き脇差を帯し、醫師の薬箱入るはさみ箱の小さきを、角に眞鍮の金物を打、眞鍮にて鳥居と獵二疋を付、是をかつぎありくに、大名の先箱の如く立派にして、よび聲、稻荷御夢想、かたやかいなものいたみに付たら奥勘平、といかにもしわがれたる聲にていふ、毎日幾人ともなく通る、皆同様なり、

愧儡師、寶曆の頃、人形廻し也、一服一錢、寛政以前水茶屋に、今の御休所と行燈へかくごとく書く、茶一ぱい、飲で歸れば一錢也、大つみ入の汁、筋違外大丸といふ料理屋よりはじまる、今は一統となりたり、今に有、戸塚のきん玉、乞食也、きん玉の大成事四斗俵より大なり、往來の人あまたたへす施す、福輪糖、唐人笠をかむり、大壺をかゝゑ、おらんだの

ふくりん糖と賣あるく、煎餅のごとくにて小く厚く拵へ、芥子を入れて焼たるもの也、

七色蕃椒、はりこにて六尺程の蕃椒をかつぎあるく、此なかばへ穴を明、粉とうがらしの小袋を入、賣聲、とん／＼唐がらし、ひり／＼とからいが山椒の粉、すはすはからいが胡椒の粉、七色唐がらし、


旦那のねつた膏藥、寶曆十三年の頃、膏藥賣の奴、紺看板を着し脇差しをさし、小さき挾箱をかつぎ青傘をさし、旦那のねつたかうやくで、おいらもちつくり手傳つたと、唄のやうにいふ、一箇年程の間賣歩行、竹村太郎左衛門、

飴賣、安永の頃、四斗樽を繩にて巻、薄き箱を置、其上に青張の傘をひろげ、傘の廻りへ、短冊其外色々の物を下げ、二人にてかつぎ、すりがねを圖のごとくして二ツかけ、



如此物にてたゞき、色々の歌をうたひて歩行、三人も有り又一人も有り、摺籠一ツ掛たるも有り、淺黄頭巾、紅のへり取りひとへ、色色の袖なし羽織を着、常の服の上に伊達染のひとへを着せり、唱歌は忘れたり、唱歌の句切々々に、定め

て、ちや／＼ちやんと、屁人の女房と枯木の枝は、あんけらこんけら、登りやの本百本と、あんけらこんけらといふ歌也、按、平賀鳩溪放屁論に歌有徳本が膏藥、寛政の頃、小さき挾箱の様な箱をかつぎ、始は脇差しをさし、後には脇差しなきも有り、奥州仙臺岩沼の徳平が膏藥は、ねつからさつぱりきかなんだ、只赤ざねなんどによくきくそうだと云てあるく、幾人も同じ様にて歩行、十年餘流行、文化の頃まであり、

予が未生以前寶曆の頃は、女奉公人目見、主人氣に入し時は飯につくと云事、世上一統にて、飯をくわせ働かせ、其上にて極めしといふ、明和の末安永の頃は絶てなし、竹村太郎左衛門、朝鮮の弘慶子、安永のはじめ、如此笠をかかぶり、壺をあみへ入、煎餅の様の菓子を入、朝鮮のこうけいし、はつか／＼といひながら、うなづき／＼歩行、三四年にて止、右五柳門、二朱判なき前の吉原細見に、二朱女郎の印、六寸と有、竹村、明和の頃まで、三月出代りの頃、女のわた帽子賣出

い時色男とへ、
龜次坊主、明和安永の頃、龜次坊主といふ馬鹿坊主有
り、物もらひ也、出生は赤坂黒鐵谷のよしにて、おろ
かなれども衆人に愛せられて、死して棺送りの節、赤
坂邊町内の者若い者共より合、祭ねり物の如く、花だ
しなど拵へ、太鼓笛にてはやし立、送りし、右龜次坊
主、後にさる大名衆の子に生れかわりし由、右出生の
子の手をひらかず、漸々ひらきし處、手のひらに龜次
と文字有りしとぞ、墓の土にて洗ひ落したりといへ
り、虚實は知がたし、其頃一統に評せり、予も龜次は
見たり、

三月四日の朝より、昔は夜そば賣出る事なし、近き頃
は出るなり、

同日、樟腦賣も昔はなし、

予が高祖父布施出雲守は、部屋住より大御番へ御番
入、追々立身して小普請奉行勤仕、御加増貳百石頂
戴、上野中堂再御建立御用も勤め、御棟上の槌も類焼
迄は有しが、七十歳にて御褒美頂戴、隠居料三百俵
被下置、八十六歳まで長壽にて、不足なき身なりし
が、惣領傳七郎愚にして惣領除となる、養子に跡式を

木屋三十金餘に買取て、彼が宅へ引とらぬ内、雲州侯
の恵方の庭を築山に申付られ、右役人此方へ参り、百
金に求め、赤坂屋敷へ引取給ふ、此二箇條は書もいか
がなれど、しかとしたる書物にも書殘さぬ事なれば、
子孫にしらせんと、爰に記す、

本所には大八車を、一月に一兩度ならでは見あたら
ず、引する時は組合へ斷し由、富士又一郎、

黄金貸ふくと呼で、皮財布に金を入、肩に掛けて歩行
し、是を呼込むもの至て耻て、呼人なき故止し由、

追加

安永の頃、高慢齋行脚日記、三幅對、紫曾我といふる
草雙紙出し、殊の外たくみなる、夫より追々繪もこ
まかになりたり、

安永の末天明の始頃までは、正月の内、團十郎煎餅と
賣あるく、常も折々賣あるくなり、

玄蕃猿は、有馬家より出る、小兒の瘡瘡のまじなひな
り、人形町に賣所あり、近頃見當らず、

鉢植物、寛政の中頃より殊の外流行し、價も高直にな
り、其頃生花も流行せしなり、

寛政の末、お茶菓子に花みどり花は吉野の花みどり

譲る、是大殿なり、右傳七郎剃髮して遊樂と號す、手
妻道具、おどり道具其外種々大風呂敷に包み、供にも
たせ、毎日々々する人になき方へ案内なしに通り、
手妻おどりなどいたし候て、倦たる時は、暇乞なしに
歸り、しる人になるといふ事もなく、江戸中遊び歩行
しとぞ、初はいかゝ有しや、後には是こそ遊樂殿なる
べしとて、何方へ不意に案内なく奥向へ通りても、咎
る人もなく、其手妻おどり其外とも、誠の小兒の遊
びなれど、人々輿に入事、いかなる名人より喜びて、
日待祝儀の席にては、遊樂を呼ねばならぬ事の様に
なり、江戸中より迎の人來りし途中にても、呼こまれ
などして、衆人の愛、古今になき事のよし、五十餘に
て往生あり、いさゝかこしらへ事にあらず、市谷柳町
袋寺町蓮秀寺に葬る、法名は等林院と號す、予中年
の頃までは、古き人々遊樂隱人の噂、處々にてあり、
近頃絶てなし、右出雲守の普請にて、予が類焼前の座
敷向大造なる事也、其上予が祖父巡見より歸りて、黒
下の築山、から堀、大造なる庭を造れり、此庭を見ん
とて、傳手を求め見物の人不斷入來れり、大書院、
右から堀の中へ燒落て、石共損じたれば、四谷邊の植

といふて、菓子を賣に來る、大坂にて、安永の頃殊の
外はやりし者なり、

明和の頃までは、三月の暇出し女ども宿に居る内を、
賣女に賣、夫を買に行者もありしとぞ、

料理茶屋にて會席仕立の始は、安永の末、深川にて桶
三ぶといふ者へ、出羽の隠居南海殿好みにて、仕出し

獻立引札を出す、安永の始兩國に、とんだ靈寶といふ
見世物を出し、殊の外の見物也、夫より見世物追々多
くなる、

朝顔の種類色々出る事、文化の始よりの事なるべし、
夫より直段も高くなり、會も有り、すりものも出來、

板本も出たり、當時はすたりたり、

明和の末、一ぶく一錢とて賣ありく、一服にて一錢な
り、菓子は豆煎なり、

四つ手駕の先棒、殊の外長く聲かけしも、元は吉原土
手ばかり也、當時は三番町邊、新宿の隠し賣女へ通ふ

ものも聲かける様に成しは、世の衰とも申べき歟、
享保より寶曆の頃迄は、江戸節とて、殊の外河東のは

やりけるが、夫より後はすたりし由、
麻上下の節、鮫鞘をさす事、昔はなき事也、野服の節、

奥の衆植溜などへ用ひ申されしが、當時は殿中へも、麻上下にてさし申さるゝ仁あり、加賀の松平淡路守、文政の始より髭を置れたり、尤伺ひ濟之由也、其まねをして段々髭を置ものあり、心得違の事也とぞ、

肩衣は、織田信長時代松永彈正着せるを始とす、雪踏は、天正年中泉州堺の茶人千利休茶會に用、江戸錦繪、昔は殊の外艶末也、寶曆の頃大小はやり、見事なる繪の摺物出る、夫より役者繪、其外とも見事になる、元は大小よりの事也、

角力谷風棍之助は近來の關取にて、元伊達ヶ關といふて、安永より寛政まで大關を持って、力も強く角力も上手なり、目方も五十貫目餘有り、横綱免許も吉田善左衛門より受たり、上覽の節小野川に勝たり、角力釋迦ヶ嶽雲右衛門は出雲の産にて、身長七尺一寸六分有り、安永天明の大關を持、享保の頃鬼勝象之助は身丈七尺三寸有といふ、其後の大男なり、鹽魚にて、さんまは下魚にて、食する者なし、下々にては食す、寛政の頃より追々食料になり、客にも遣ふ様になり、價も高くなる、

市川團十郎七代、立役計りつとめし者也、當時の三升に成り、女形勤しは珍敷事なるべし、

安永天明の頃、神田山王の祭禮は、殊の外衣服も立派なりけるが、其後付祭りは二組限りとなり、人数も少く衣服も劣たり、羅紗の衣類を着る事、昔はなき事なりしが、當時は一同羅紗を着る事奢といふべし、

攝津住吉の社より社人、住吉おどりといふて、青傘の縁に紅の切を引、何れも菅笠、へりに紅の切白の衣服、赤前垂をしめ、團扇を持って七八人にて踊る、歌に、住吉さまの岸の姫松目出度やといふ、殊の外古めかしき物にて、面白きもの也、近頃江戸にて願人共眞似をするは、似つかぬ事也、

相撲の始は、人皇十一代垂仁天皇七年、當麻蹶速と野見宿禰と云勇士勝負あり、野見宿禰勝たり、夫より當文政十年迄千八百六十年に成、近頃にては天津風、谷風など盛の時分、安永天明寛政の頃を盛とすべし、安永の頃迄は勸進角力八日限りなり、其頃より十日となりし、

又追加

江戸三芝居の外、役割を賣事なし、然るに天保二年卯

八月、土佐座にて子供芝居興行、役割賣步行、文化の頃伏袋流行、大造なる事にて會有り、文政の初の頃、千社參流行、張札の會有り、文政十三年寅夏、仙臺より草刈又七といふ馬乗出たり、名人にて、いかなる癖馬にても少も癖を出す云事なし、どふすれば癖を出さぬといふ仕方、見てはしれずといふ事也、名人と思わる、予ははまだ見ず、明和の頃より天明まで、本郷馬場にて、多仲といふ馬乗上手あり、年寄て乗を、和田倉の御厩にて見たり、せつない時は親を出せといふ詞、昔より人の云事なるが、昔と今とは親の出し様違たり、たとへば女郎買にさそわれたる時、親の用有とて断いふ、是親をよく遣ひし也、今の世は稽古などいやにて、早く歸るか、又は断手紙に、親の用事といふ、どちらも親を出すなれども、遣ひ方雲泥の違ひ也、

寛政に、法眼坂下小坂幸次郎屋敷に鈴木東馬といふ馬乗有り、元伏見勘七用人の子のよし、馬乗といふばかり、乗下一二疋あり、火消與力の馬などにて、予十四歳の頃、彼が許に賣馬に參りしに、一兩年の内に乗下多くなり、三番町馬場にて内藤造酒之丞と一所に

の類を煮て食しに、今は平生の菜の物にくらぶれば、五節句の方大にわろし、然らば昔の諸色高直かと思へば、菜は貳把で三文、下駄の鼻緒も二足三文のよし、かゝる下直なるものさへ求めざりし、今の風俗と大に違へり、

芝居狂言は、踊の如く一幕限りにて、餘事となりしを、名人の市村羽左衛門續狂言を始、引幕も是より始り、其後二番目といふを拵へ、半分より別狂言になりしを、近來三色位の事をする、是は上方風俗也、

馬のうわ足は、寛政の頃鈴木東馬乗廣る、夫より一統にうわ足になりて、拍子の馬は稀になりしが、又文政五の頃より、拍子を望むかたになる、

馬の尾袋は、尾の眞白なるは責馬にばかり懸たるに、寛政の頃、何毛にても責馬に掛る事となり、夫より略供の節は途中も懸、追々盛に成、今文化の頃より、本供にて懸、引馬にも掛る事の様子に成たり、

堀の内祖師、明和安永の頃は參詣たま〜、夫より次第に繁榮なり、

明和の頃までは、雜司ヶ谷鬼子母神至て繁昌せり、恭按、安永の末にも猶賑やかなりし、

眞崎稻荷、安永明和の頃繁昌、祠の下邊に狐住て、お出〜と呼と出来る、油揚を遣す、大勢見物ありても恐れず出来れり、

恭按、享和の頃お出〜といふ狐出たり、

弓の仕懸袋は、胴亂のごとく上より差入もの也しに、寛政より、四方よりた、むといふ工夫出来たり、夏足袋口人稀なりしに、今一統と成、

三芝居にて食物は手輕なり、土間元は切落しなどには、辨當百文づゝにて中賣より買、其外茶も中賣より二文づゝにて買、たばこの火は火繩計り也、今は火繩もなく、殊の外食物奢る也、歌淨留理などの上手を、火繩くさいといふは、芝居者のやうといふ事成べし、替弦を板弦巻へ納て、弓の上弦より差込持歩行、弦切たる節是を懸替、早速の用に立しに、天明の頃より次第に此事なし、今は御供弓ばかりに用ゆ、

押手掛をば、痛所の節ばかり懸て、見分の節も押手斷をいたし用ひたり、今は一統と成て、斷といふ事止ぬ、予は師の教を守り、一代押手を用ひず、痛の節ばかり懸たり、
年の市に、女子は決して出ざりしが、近來女子大勢

出る、

茶屋女に美婦を置事、三十年程前に流行、角力に取組賣歩行、淺草矢大臣門前難波屋おきた、藥研堀高島お久を大關とす、見物山のごとし、此茶屋に休ふ人、茶代三百文位より少はなし、南鐙杯遣す、美婦は見世に居る計りにて茶を運ず、予も見物を押分て、漸におきたを見たり、大がらの美婦なり、
座頭金は高利なりしに、近來は目明の方にて高利を貸す、

男髮結に、内々歩行をむぐりといふて、少々有りしに、今は大勢に成、女髮結昔は稀也、一度百文づゝなりし、近來廿八文、卅貳文位にても結び、裏店住の女房までも結わせ、屋敷などにも呼事と成ぬ、元は藝者、圍者などばかり結わせたり、

三町目大的場は、作右衛門といふ者拜借、廿年の年季にて、自分物入にて、焼跡を今のごとく拵らへ、夫より諸事を請負ふ事を初む、たいはいの茶番を請負事は、柘植清左衛門太郎の時はいじむ、

濱にて、小普請馬術見分の節、借馬牽ひろいに出る事、享和の頃始り、麴町三町目大的場守作右衛門始

る、代金貳米百文、此百文は作右衛門取事也、

藝術見分に、御好といふ事寛政より始る、其以前は絶てなし、寛政の度も部屋住見分計也しに、今は一統となりたり、

女子のゑりへ白粉を厚く付る事、上方風俗にて、文政八頃より始て、蹴出しも上方風俗にて、同じ頃始る、見世物は、代十貳文より高直はなかりしが、近來卅貳文位、上方とおなじ風俗なり、

女子義太夫節かたる、昔は至て稀也、今は盛に成、義太夫のよせもなかりしに、人形芝居不繁昌より、廿年來盛也、咄家といふ者昔なし、文化の頃より専に成、可樂と云者随一なり、

住吉踊り、文政の初なるべし、面白からねど人々よろこぶ、

女乞食にて色氣違あり、あの人尾張様だといへば、誰にもいだけつく、尾州様御門前にて御駕へ飛か、りしとて、世の人、尾張様お妾と云あだ名を呼り、

恭按、是は安永中の事也、童時常に見る、

昔打毬有し由、數十年絶て此名を知る人もなかりし、寛政の頃上覽被三仰出、兩御番務る、打毬の文字もし

明和の頃
恭按

らぬ人多し、夫より流行して日々所々に催有、五十ヶ年の間は夏向別て催たり、

乞食の曲馬、張子の馬に乗、騎射の真似をする、其口を能おぼえて面白し、今も折々あれ共下手也、寛政の頃上手あり、此事を始る、

寒念佛とて、寒三十日、夜中深更に幾人も通りしに、近來此事すくなし、

御行し奉ると云て、白木綿ひとへ物を着、おなじ布にて頭を巻つゝみて、寒三十日鈴を振歩行、子供集てまかしよ〜といふて小さき繪の札をまく、錢を遣すと、夫より能き繪を一枚一文にかえて出す、其後十月頃に此行者來り、又近年は止む、皆毎日門前を十人計りも通る、願人坊主也、

納豆は寒中計り賣しに、近來益過より賣歩行、あま酒は冬計りの物なりしに、近來暑中別て多く賣、蒲鉾屋は、日本橋に一二軒有し、近來所々に夥敷出たり、

辻番、自身番にて將基をさしたるが、近頃基となりぬ、

廉と云詞、御役人衆の申せしが、今流行詞に成、皆人

なる、百年も經たる後は、大根は赤きものか白き物かといふべし、

小普請の逢對に、小身たりとも鍵をもたせたるに、今は千石以上も鍵なし、

婦人の帯へ胴文化の頃より、婦人の紙入にくさり文政より始る、大神樂冬至年越に來る、

あいさい麻のぶつさき羽織、寛政の頃松崎求馬助、子供の常稽古に着せしむ、

俗の薄羽織、享和の頃寶賀多宮着はじめ、

按、俗人の薄羽織着はじめしは、寛政の始中山勘之丞也、薄羽織の野羽織を着始しは、寶賀多宮なり、婦人のこと葉、御承知かと言べきを、おしりかと云、鞆筒短く、大かた紋付也、當世小紋を専用ゆ、筒至て長し、

弓塗、元は袖はだ塗、栗色平苧卷、麻糸卷有り、今はたたきと花ぬり計りになる、

矢羽、雜物を用ひたるに、近頃は稽古にも一統大鳥を用ゆ、紺の野羽織、享和の頃より是をよしとす、昔は小紋の紋付、夫より小紋また藍、びろうと又栗梅、矢を黄糸はぎの事、弓へ霧除、寛政より初まる、

申事也、

福村理太夫年寄て馬勤せし故、木綿の腰袋を、寒中は日和の節も懸たり、今は若き人も冬は懸る、手へめりやす懸る事、寒中老人など計なりしが、今は年中若き人も掛る、

千石以上の惣領、五百石以上の主人は、常に侍草履とりをつれ、厄介の人、小身たりとも供人あり、めかすと云詞、ませかへすと云詞、近頃なり、でん坊と云詞、昔は油虫といひたるなり、

ばつちへ脚半を當る事、昔はなし、近頃の事也、毛羽織、昔は老人寒中に着す、上品のする事なりしが、今は若き人暖なるにも着す、

吉原頭巾、文化の末町人用ゆ、次第に流行して、近頃は馬上の殿様などのかぶりたるも見ゆ、

文政八年夏より、藤八文奇妙といふて江戸中を賣歩行、三度笠をかぶり、小さき風呂敷づゝみを脊おひ、脚半をはき、旅人のごとし、諸病によしといふ、たしかならず、

中村座にて、松本幸四郎此役を勤る程流行せり、近年赤大根一貳本見かけたるに、文政七に至一面に

和唐紙、いさみ、居候、吉原俄、半田稻荷、よい〜、張子の松茸、八里半、

歴々の子供、躍稽古させ、町風にする、丸胴着、壽仙被と云、料理茶屋の入湯、

被布、近頃まで老人計り着す、今は一統と成、

按、被布は、元官位のある人着する物也、寛政の末より、夜服の品混雜して、下々にても被布を着する様に成行ける事、なげかわしき事なり、

三芝居高間、又中村座二階の前へ、張出し棧敷出來、又止む、

醫師の大小、昔は御醫師も當番計、其間は略したるよし、

千社參の札、毎月大師の日に取かわせする、

小兒のけし坊主の廻りへ座を付、又後に奴を付る、

風鈴をば、初の頃はそば〜とよはず、近頃呼ぶ事となる、

釜屋艾、青傘、徳平膏藥、熊の傳三郎、藁の飯鉢入、男綿帽子、道學、穴子蒲焼、おやりなさいお精靈さん、しら玉、心學、上菓子、鍋屋ひも、種ぬき蕃椒、家相、地相、劍相、方位、富士講、大福餅、箱火鉢、挑灯箱、手作

鈴木春信より、正月屋、鳥丸、溜飲の樂、つけあげ、似顔繪、錦繪、お茶漬、いたこぶし、髷差類、駿河紙、雁皮紙、

按に、鈴木春信と有るは、似顔繪の注を錯書せしなるべし、改べし、

續飛鳥川終

親子草

或時賤息へ、予幼年の比より心に覺しこと、書留おきし反古など取出し、後の嘶にもならんかと、あらゆる集語をなせしに、彼申には、永々敷事心にも留がたく、又年を経ぬれば只咄のみにて打過ぬるもの也、願くば件の演説を小冊となし、飢饉洪水の御仁惠の難有をも子孫にしらしめなば、年來の反古も其役をなすの道理なりと、頻りに進れ共、古者言之不出、耻下船之不速也とあれば、筆を取かねいはんとせしが、渠が志も黙止しがたくて、愚案文旨の筆を杖になし、温を探り新は彼の草稿を集め、其一毛をつづりて小冊となし親子草と號く、必ず他見を許す事を恐ると爾云、

寛政九巳年閏七月望日

喜田順有述之

親子草目次

卷之一

- 一 日光御社參之事
 - 二 小金原御鹿狩之事
 - 三 中橋廣小路拜領之事
 - 四 無宿島之事
 - 五 錢相場之事
 - 六 取替錢之事
 - 七 八代洲河岸出火之事
 - 八 青山六道辻出火之事
 - 九 新吉原假宅之事
 - 十 目黒火事之事
 - 十一 葛蕪島之事
 - 十二 中洲發向之事
 - 十三 洪水之事
 - 十四 深川洲崎并所々津波之事
 - 十五 飢饉並米屋こわしの事
- 卷之二
- 一 藏宿奔捐之事

- 二 比丘尼之事
- 三 女の髪のかづらの事並文金吹替
- 四 富初て興行之事
- 五 下總古河弘法水之事
- 六 髪結之事
- 七 女合羽之事
- 八 江戸所々湯屋之事
- 九 婦人の髪たばさし之事
- 十 神田明神獅子大手御橋へ舞込候事
- 十一 瀬戸物焼繼之事
- 十二 狂歌流行之事
- 十三 扇子賣之事
- 十四 灸治之事
- 十五 江戸惣家主共へ御褒美之事
- 十六 五月幟之事
- 十七 衣服裏地之事
- 十八 多葉粉の事
- 十九 小道具見世并茶漬見世之事
- 二十 七夕色紙短冊之事
- 廿一 富士山焼出し候事

- 廿二 淺間山焼候事
- 廿三 三芝居切落し札之事
- 廿四 諸家留守居寄合停止之事
- 廿五 兩町奉行所腰懸茶屋之事
- 廿六 町家葬禮之事
- 廿七 町中御改正之事
- 廿八 諸集語之事

親子草卷之一

一、日光御社參之事

安永五申年四月、日光御社參被爲在候處、還御被爲濟候まで快晴にて、四月十二日夜酉刻より、翌十三日御成相濟候迄往來人留、還御之節は廿一日卯刻より往來人留にて、御社參被爲在候、右に付新橋丸屋町より土橋へ出口、並新橋の橋より北之方、赤坂喰違木戸門、此三箇所へは假大番所出來勤番有之候、其外にも可有之候得共、我等覺候ては此三箇所にて御座候、町中にてはかゝる恐悦之義は無之と申て、端々迄一町限に家主對之火事羽織を拵、人足は新敷半天を着し、火之元見廻りに家主爲人足行列を備へ、名主も町に寄り候ては股引を着し相廻申候、夜は拍子木にて人を送り嚴重之事に候、町與力同心は不及申、町奉行衆にも引もなく見廻り有之、通町筋はひさし下へ出候もの不殘取拂、きらびやか之事也、容易に歩行もいたし難き様子にて、町家は他出致間敷旨被仰渡候、依て人通も薄く、端々組屋敷に至

迄、嚴敷火之元御吟味有之候付、十二日より廿一日迄火事沙汰決て無之候、幾日の夜にて候哉半鐘一ツ打申候、是は油斷せまじき爲の心付の半鐘のよしにて候、我等用事有之、目黒瑞聖寺前迄罷越候處、下夕町邊よりは火事羽織など立派にて相廻り申候、此火事羽織は都て家主申合候て、地主々々へ申入、地主より出金いたし候町々も有之、又は家主申合、名主承知之上町入用に掛候向も有之候由、扱御成御道筋は江戸御發駕被爲在、王子街道川口にて御小休、鳩筒谷大門岩槻へ御泊、幸手にて御小休、栗橋中田古河にて御泊、野木間々田小山新田小金井にて御小休、石橋雀宮宇都宮にて御泊、下徳次郎中徳次郎上徳次郎大澤にて御小休、今市夫より日光へ被爲入候、道法は三十六里十六町にて、御固の御道筋一方は板橋街道、蕨浦和大宮上尾桶川鴻巣忍新江川俣館林佐野富田栃木合戦場金崎壬生植木奈佐原鹿沼文挾板橋今市、又一方之御固の道は、新宿松戸小金山崎中里關宿堺谷貝仁連木諸川武井結城多功迄、是より雀宮へ出る一方道成、又一方は千住草加越筒谷粕壁杉戸、是より幸手へ出る御成道也、栗橋渡しは船數艘ならべ、鎖

にて舟を繋ぎ土を盛あげ、左右に小松を植平地の如く相成候由、享保の度は食物に困り候山相聞候間、道中筋には團子四ツ差にて、四文錢壹せんにてつりの不_レ入様に拵、其外焼餅杯も右に准候て賣候よし、是は其掛りにて心配りの由及_レ承申候、扱御留守中は所御門番、主人晝壹度見廻り泊を致し、平生は十日之處五日代りに相勤、大手内櫻田坂下紅葉山並矢來は暮六時より_レ切、平川口御門は常之通り、馬場先半藏田安清水は晝夜_レ切、兩卿様計之通路致し、其外御門御門も暮六時より_レ切、斷有_レ之者は承届相通し、御槽御多門は窓をたて、御城内向御普請は相止申候山、此外にも種々の義有_レ之候得共、年を経候故職と覺不_レ申候、三城御宿並御小休其外御道中筋、御普請も前年より御修復等有_レ之、御手廣之御場所にて大造成事之由承るのみにて、心に留不_レ申故覺不_レ申候、扱此砌は世上麻疹流行いたし候て、御供奉の面々之内、小者等はしか致し候者多く有_レ之候、其節之狂歌に、

世の中の能成はしか申の年

上みは御社參下は醫者さん

明和九辰年御社參被_二仰出_一候處、御延引にて安永五

御老中若年寄衆御備へ、御陣場は壹丈餘の御搔上ヶ出來、廻りには丸太の高き矢來出來、これは猪鹿飛越ざる爲也、御場終て松平伊豆守殿計御陣羽織御拜領、直に御着あられ候、御道法は松戸より壹里二十五町、馬乘之道法六里有_レ之候よし也、御之御突留御座候由、馬上徒立共竹之柄之鍵にて、鍵にも姓名を認、又柄にも小成木札を付姓名を記し申候、是は鍵折候節突留し者姓名可_レ知ための由也、我等など六日の朝御番出に見候處、徒立にて家來に件之鍵をかつかせ、被_レ通候衆中を見懸申候付、何之誰支配小十人誰と記し有_レ之候、其外御持御先手には、組印の纏を立備へを固め候由、兩卿之御附々は都て松戸限にて、御場へは罷越不_レ申候由、三里四方より百姓勢子時之聲を作り寄せ來、其聲山も崩る、計に相聞候由、右御鹿狩有_レ之に付、御成前度々駒場野並鼠山等にて平均し有_レ之候、其節之乗馬之人々を見懸候處、其役所組々可_レ分ため、羽織に紅白の太き立筋、又は紫と赤にて石疊、或は木綿ひもんばなどの白く水玉を付、馬上にて被_レ通候を見申候、花美之事にて諸人見物いたし候、御指頭御先手なども、御場懸引のため度々平均に罷

申年に相成候付、落句、

明和九な御社參止んで安永と

おもふ所へまた五申とは

明和九年之年は、古河土井大炊頭、宇都宮松平主殿頭、岩槻八岡兵庫頭にて、いづれも頭かみなれば、

御宿城三人ともに頭痛やみ

拜借金は何と社參す

二、小金原御鹿狩之事

寛政七卯年三月五日、此日辰之日にて快晴、晝八時より風烈、御供拵は四日之夜九時にて、小金原御鹿狩被_レ爲_レ成候、

御成にて兩國上之御上り場より御乗船、綾瀬口にて小舟に御召替被_レ爲_レ在、松戸迄御舟にて、夫より御揚り相濟候て、還御は五日之九ツ少し前、御留守之御老中方御退出は夜之正九時也、御之御陣羽織は緋羅紗のよふに相見、金糸にて葵といふ文字大きく御後に付け、御裾には立葵の御もよふ也、御笠は萌黄紗にて御筋がねは銀也、御采を御持被_レ爲_レ遊、御將机に御腰被_レ爲_レ掛、御左右に頻藤の御弓、御小姓御小納戸陪從、其外昵近之面々着座、其御下モに兩卿様、其下に

出、何れも下稽古をいたし候、右に付御賄方より出候由にて、享保の度に御用立候網、細引の如く成太き苧繩にて、壹尺廻り程の竹にあみ付、大き三間位之あみ御修復に下り候を見受申候、件之網を御場前にひしと張つめ、此所へ追寄突留候由也、右之段は雜司ヶ谷之途にて、羽太彌惣といふ人に道連に成候處、委細を嘶候付留置申候、且夥敷御人數にて、何がどふか一向相分り不_レ申由、猪出候儀は前方の咄よりは左程にも無_レ之由、一説には享保度に打殘されし猪、頭につゝじの生へ候が有_レ之候、是は如何にも大き成猪之由申候が、逃去申候哉出不_レ申由、彌惣かたり申候、

三、中橋廣小路拜領之事

中橋廣小路、今は能き町家と相成候が、寛政九年より十七八箇年以前迄は、左右に汁粉餅あま酒杯床見世にて賣買いたし、立場よふにて東側には非人小屋頭十藏と申者有_レ之、表を板扉にいたし通りの方より出入致し候が、松本善甫と申せし御醫師此所を拜領被_レ致、後に有_レ之入堀を埋候て、非人小屋を跡の方へ引、表裏とも家建込み、能町家と成候が、三四箇年も立、右善甫老神田お玉が池に住居候處、亂心にて人を

あやめ、終に家断絶いたし候付、此やしきも上りものに相成、今は外之仁へ切々に拜領被_二仰付_一候、西之方は善甫老拜領前より、名古屋祖父兵衛と申もの、虎の皮の干場に拜領致し候由、以前此所には二階家などは一軒も無_レ之、道中杯にて宿へ取付之所の様子にありしが、今は前後の家居と同様に相成申候、

四、無宿島之事

寛政二戌年、火附盗賊改加役長谷川平藏殿掛にて、世上に徘徊いたし候無宿或は居候など召捕、佃島の脇に一ツの洲有_レ之候を無宿共へ被_二仰付_一、戌年五月一島成就いたし候、役所並長屋等出来、無宿共には夫の職業被_二仰付_一、或は紙漉屋根やたどんこしらひ大工豆腐屋、其外種々の職々有_レ之候、一向に不職之者には繩をなはせ、おの_レ出精に於ては元手へ取付、實意に相成候者は、御仁恵を以其家業の道具を被_レ下、出生之所へ店を爲_レ持、眞人間となし被_レ下、御丹誠之難_レ有_レ事言計なし、依て此節世上に菰かぶり無宿者一人も無_レ之に付、火事沙汰も薄く罷成候、其節被_二仰渡_一候御書付左に記す、
越中守殿戌三月八日御渡候御書付、

右之通被_二仰渡_一候、無宿共にて檜木之鼻切杯を諸向より請取、是にて小だらひ小桶等拵候由にて、大茶舟に島人足共花色地に白上りに水玉の惣模様を着せ、是は世話役之由にて、柿色に白上りに致し水玉を惣模様染、車壹輛持參致し、役人二三人付添、諸向より鼻切等道三橋より舟に積申候を見請申候、此舟と申も杉の赤身にて拵候茶舟にて、艫には御用と申候を立申候、右役所と長屋と申も、深川油堀にて御代官大草太郎左衛門殿と申せし仁、御科の事有_レ之、其身遠島被_二仰付_一、右之屋敷不_レ殘彼島へ引取役所になりし、追々は建繼有_レ之候由、職業數も多く相成候哉、諸向にて不_二御用立_一反古を受取、鼠半切に爲_レ漉並摺繩などをこしらへ、諸役所へも相渡し賣捌候由、平藏殿儀も寛政四年拜領物被_二仰付_一掛御免、折々は見廻候様被_二仰渡_一候由、右平藏殿跡役は、御徒目付より村田鐵太郎殿被_二仰付_一候、此仁寄場奉行と申候初にて、平藏殿も其後御先手五箇年勤役病死被_レ致候、平藏殿御免已後は、又々無宿も菰かぶりも相見え候様に被_レ存候也、

五、錢相場之事

申渡

一其方共儀罪無_レ之者に付、佐州表へ可_レ被_二差遣_一之處、此度厚御仁恵を以、加役人足に致し場所へ遣し候、銘々仕覺候手業申付候、舊來之志を改、實意に立歸り職業出精致し、元手にも有_レ付候様可_レ致候、身元見届候て、年月之多少に不_レ拘地所被_レ下、江戸出生之者は其場所へ店を爲_レ持家業爲_レ致候、尤從_二公儀_一も職業道具被_レ下候、又其始末により相應之御手當可_レ有_レ之候、若又御仁恵をも不_レ辨申付に背き、職業不精候歟、或は惡事等於_レ有_レ之は、重き御仕置に可_二申付_一者也、
一博奕致候者惡巧等致候者有_レ之段申聞候者へは、其始末により御褒美、
一盜賊いたし候者死罪、
一徒黨箇間敷事致し候者同斷、
一寄せ場逃去候者同斷、
一於_二寄場_一博奕いたし候者同斷、
一但手合掛り候者も其始末にて輕罪、
一申付不_二相用_一職業不精いたし候者遠島、
但輕きは佐州、又は豆州之島へ可_二差遣_一候、

近年打續き錢下直に相成候處、寛政三亥年四月別て下直に相成、壹兩に付六貫貳百文位いたし候處、長谷川平藏殿掛りにて、加役人足寄場におゐて錢御買上被_二仰付_一候へば、一兩日之中に忽ち五貫三百文位に相成候付、御拂被_二仰付_一、右徳分を以寄場人足無宿共御救ひ被_レ下候由、其節錢相場高直に相成候に付、町町名主へ掛り被_二仰付_一、江戸中諸商人の元直段御吟味被_二仰付_一、豆腐油揚草履筆墨に至迄一切引下げ、又は直段にて難_レ下品は目方相増商ひ可_レ申、直段を西之内之紙に認商人の門口へ張、右之直段にて買調ひ申候、其後右名主は骨折候由にて、壹人に付貳百文づつ御褒美被_二下置_一候、折角御世話有_レ之候へども、少し之内にて又候直段も元へゆるみ、錢相場も下直に相成申候、唯今之姿にては錢は上り候ても、諸色直段は下げ申間敷候、既に御世話有_レ之候砌も、直は下げ候へども秤目を掠め、又は大ナ等に甲乙を付候、諸商人の口ぐせにて、錢相場が_レと申候得ども、錢相場之割合より一切高直に賣申候、右直段割合之儀は左之箇條に認置候、
三十箇年已前迄は、銀何々の錢は何程と申候へば、壹

夕之錢は六十四文に限り候様に覺、錢をさへ見るに
 は六十四文をかけ候定法と存候、尤其比至て錢上り
 候て、壹兩之錢三貫九百文いたし候義有之、四百文
 の外は其様に百文とも出候儀は無之様に覺候、其比
 は手拭安賣六十八文と申候、當時錢相場の六貫百文
 に引競候へば、五十八文にて相當なるを、六十八文と
 賣申候、其外之品々も左之通罷成申候、

一 油壹升に付貳分四厘五厘之處、當時は四百文、
四貫之節之直段
 錢相場に割合二百五十二文に可賣處、四百文
 と賣申候、

一 酒壹升に付百拾六文之處、當時右に准候酒貳百
同
 文、

一 同百八十文に可賣處、貳百文に賣申候、
同
 一 豆腐壹丁に付拾四文之處、當時は貳拾四文、
 同貳拾壹文に可賣處、廿四文に賣申候、

一 半紙壹帖拾四文、當時右に准候紙廿二文、
 同貳拾壹文に可賣處、廿二文に賣申候、

其比は岩槻木綿壹反三百五拾文位より有之、五百文
 も出し候へば、是は結構成木綿と申候、當時其品に見
 競候へば、七夕五分より拾壹貳夕位も可致哉とぞん

る老人之物語りに候、元祖は利兵衛のよし、しかる處
 十箇年程以前より、所々の紙屋にて取替紙いたし候、
 是等も以前より紙直段過半の直段に相成候付、白き
 紙にては遣ひ口によつて引合不申候に付、反古を遣
 ひ候義と被存候、それ故以前は無之事と愚案いた
 し候、

七、林大學頭殿屋敷出火並青山六道辻火事

寶曆六子年十一月廿三日の朝、飯時分の比とも覺候
 が、萬壽姫君様御宮參之御當日にあたり北風つよく、
 八代洲河岸林大學頭殿屋敷より出火いたし、木挽町
 築地邊迄も類焼いたし候由、翌朝我等通り町より見
 候ところ、五ツ時前にも有之候哉、白き煙出申候、あ
 れは尾張町えびすやと申吳服屋の、木綿藏へ火入候
 由申聞候を覺居申候、其比の落首に、
 大學が孟子わけなき火を出して

ちんじ中庸論語同斷

右朝飯時分の火事に、三十間堀邊は夜の八ツ時分に
 燒候由、同日又青山六道の辻より出火いたし、これも
 大火に相成、麻布樹木谷までやけ候、其比の落首に、
 六道の辻より出る火の車

じ候、都て一切諸色如斯錢相場より高直に罷成候
 間、一統取續難致候、願くは過半不相應之賣買致し
 不申様致し度物と所希候、又人足貨錢杯も、明和九
 辰年目黒火事迄は、土藏の上ゲ下ゲにても可致、上
 齋人足壹人に付百五十文いたし、人數多も遣候節は、
 百三拾貳文位にても罷越申候が、當時は貳百五十文
 より内にては參り不申候、右に准じ武家方にて雇上
 げ候人も、直段高直に相成申候、男女之飯焚奉公人な
 ども、二十四五箇年以來よりは、頓て一倍程高く相成
 申候、五六人のまゝ、たき下女、三分か三分貳朱にて
 置候處、當時は壹兩貳歩位より、人數多之所は貳兩貳
 歩のと申候、右に准じ中間小者に至る迄、一切給金高
 く相成候、これまでやはり錢相場に拘り候て、諸色高
 直に商ひ候故の儀、何とも難澁なる事に候、

六、取替紙之事

近比世上に取替紙と申もの有之、我等など幼年之時
 分は無之候、承傳へ候は寶曆七八年の比、松平照岐
 守殿へ出入之紙屋にて利兵衛と申者、取替紙の工風
 を案じ、反古の捌口を考候て、屋しきへ弘め候由、殊
 之外はやり候處、勘定に引合不申候哉止め候由、去

めぐりて地獄谷まで

右之歌を六道の辻へ何者か張り候處、又々何者か下
 の句へ添筆して、餓鬼のやうなる御家人をやくと
 いたし候、土地之御家人立腹いたし候由、

九、新吉原假宅之事

新吉原町燒候事、古來より存じ不申事之由申傳候
 處、明和五子年四月五日、或は十一月七日とあり、始て假宅願濟、郭中より出
 火いたし悉く類焼、本宅普請中願相濟、淺草並木町
 或は兩國橋向などに、料理茶屋等をかき假宅と號け
 渡世致し候處、本宅より賑やかなの由沙汰いたし候、大
 き成茶屋は假宅は出し不申候、其比老人など申候
 は、吉原の類焼と申事は、是迄及三承り不申候、一體
 に吉原は東都より北陰の地にして、婦人多く水を主
 る處故、火氣は少く候由、其比の流行歌に、

「十六七はねごひもの、梅の木の下りし小枝を枕に、
 コチャさがりし小枝を枕に、

「君が姿を戀にして、三味線の糸より細くやつれた、
 コチャ糸より細くやつれた、

又何人か狂歌に、
 時ならぬ並木に咲や女郎花

客がき、やうか店をかゝるかや
斯流行の歌の通り、土手やかしこに小枝を枕にして
一夜を明し候由、又身の廻りなど苦勞にして、糸より
細くやつれ候と、世上にて風聞いたし候、

新吉原出火は延寶四年十一月七日、江戸町二丁目
遊女屋より出火是始也、

十、目黒火事之事

明和九辰年二月廿九日、南風烈敷目黒行人坂より出
火致し、千住迄焼、翌卅日に相成北風に吹替り焼ひろ
がり候、其大略の場所は、目黒行人坂より出火、夫よ
り麻布十番六本木溜池の上、虎の御門内外霞が關邊
にて焼廣がり、幸橋御門内不殘、外櫻田御門内、兩御
丸下より鍛冶橋敷寄屋橋御門内迄不殘燒、南之御番
所は火之中にて燒殘、神田橋内外湯島下谷邊淺草千
住迄類焼、翌三月朔日に相成、神田邊の火勢強く、傳
馬町大門通り白銀町本町石町人形町塚町日本橋迄、
小網町稻荷堀迄一面に成平押に成て燒る、右出火に
付公儀御持場のあらまはしは、内外櫻田二重御櫓、御門
御門は虎の御門外櫻田日比谷馬場先和田倉常磐橋神
田橋筋違、其外外腰掛御厩火消屋屋御疊小屋御作事

小普請方定小屋傳奏屋敷櫻田御用屋敷、昌平橋上野
仁王門聖堂町奉行屋敷牢屋敷等大略如此、何れも公
儀御普請所也、此時西九下御厩は馬場先御門内へ引、
其跡御堀端通りへ土手出來松を植させられ候、其外
廉立候は淺草門跡神田明神湯島天神、其外神社佛閣
は夥敷燒失いたし候、此時内櫻田の御門番は秋元但
馬守殿にて御詰有之、火先火勢の様子見被申候處、
和田倉内外燒逃來候者は、行先火に相成候へばいか
が可致哉と、數萬人周章候處に、一體内櫻田門は、常
に御家人にても大手御門へ通り抜け難相成處、但
馬守殿決斷にて數萬人を御通しあられ候付、大手の
方へ進行き危き命助り申候、其比諸人器量の御人と
噂いたし候、其節板圍ひにいたし候松板、平生は百枚
より致し候處、壹兩に付十六枚十七枚に相成候付、ひ
しぎ竹にて可致と存承り候處、平生は壹坪に付壹匁
位いたし候が、壹匁八分にて買申候、其日の内に貳匁
五分に相成候、大工は二日にて壹歩、齋人足は貳百三
十二文より貳百五十文にて雇ひ、先づ間を合せ申候、
其外諸色大雙成直段に相成申候、日本橋邊より見渡
し候へば、兩御丸は大山の如くに見え、一圓に廣々た

る地と相成申候、所々に燒死有之候得共、和田倉内
と西の久保光明寺の山に、夥敷燒死者有之候、成程
足の早き火事にて、芝邊へ靈岸島より見舞に罷越候
者、風も宜敷候間罷歸候處、もはや丸之内へ入申候よ
し、後に逢候節物語いたし候、當時行人坂に石像の有
之候は、彼所より出火致し人を多く燒き殺し候に
付、右供養の爲建立いたし候由、其比諸人申候は、明
曆後かほどの大火は無之由申候、

十一、菟島之事

明和二酉年御郭外御堀淺有之候、若年故殿と覺不
申候へども、吳服橋外御堀は、松平内藏頭殿御手傳
丁場にて、御堀之内には水車を仕懸水を深、幅太人足
は土運び、其人夥敷河岸通には關板を致し、土を山
の如く積揚、右渡土を以靈岸橋際請負地の後通り、靈
岸橋際より新川入口一の橋の際迄、川中を中川半四
郎と云請負人埋立、今靈岸橋埋立地是也、埋立候砌和
らぎ故にや、俗にこんにやく島といふ、地面堅め候爲
茶見世輕業小芝居豆藏等出、殊之外群集いたし候、中
にも松川鶴市といふ非人、三芝居役者身振口和色い
たし候、彼は非人にて身振の元祖也、殊之外賑かに

て、夏氣は夜も涼人にて群集いたし候付地面も堅り、
賣女屋引手茶屋など出來追々建込、白晝は容易に通
り難き程に有之候、寛政三年の比より追々さびれ、
其後同七卯年所々賣女屋は不及申、寺社門前地等
悉く取拂ひに相成候砌、此こんにやく島も取拂ひ被
仰付候、先其あらまはしは、赤坂氷川の社地、芝神明、
本所回向院前、一ツ目辨天門前此二箇所を猫といふ、
深川八幡の御旅所、下谷山下廣小路裏表、竹町長者
町御數寄屋町、此五箇所をケコロといふ、淺草に朝鮮
長屋、本郷丸山、市ヶ谷八幡の社地、並愛敬稻荷、麻布
敷下、大略是等之分取拂ひ被仰付候、其外にも可
有之候得ども、聞及び候は荒増如此に候、當時は
菟島に住居候者は僅にて、皆石置場と罷成候、且又
其比兩國今不動之前通りより、大川之方之横堀へ落
る入堀あり、これを藥研堀といふ、米澤町へ渡る橋
を尼が橋といふ、此堀御堀淺の土を以埋、橋の有し所
は今往來の道と成、兩面屋しきの町家と成て、今藥研
堀埋立地と云是也、これも埋立候砌は、茶見世豆藏曲
馬など出、殊之外賑ひ群集いたし候、

十二、中洲全盛之事

明和九辰年、御傳馬役大傳馬町名主馬込勘解由金にて、新大橋之際三ッ俣の所より、酒井修理大夫殿屋敷之際小橋之邊の川中に洲有之、これを俗に中洲といふ、修理大夫殿やしき西之方入堀の角より、新大橋の方へ表通長サ二百壹間、裏之方にて百七十三間、奥行西の方にて七十五間、東之方にて貳拾八間之處理立候て新地出來、是を中洲三ッ俣富永町と云、地面堅候爲とて水茶屋豆藏等出る、中にも彼の松川鶴市出、大芝居にもおとるまじき程見物有之候、無程家居も建續き、わけて夏氣は夜のにぎやかさ、河岸通りへは霞張の水茶屋出來、掛け行燈は軒をならべ、遊興を催し候ものは水茶屋にて酒肴など取寄、後には女藝者など數多出來申候、扱建つゝ家々は、先づ河岸通りの方々は往來の道巾十間程もあけ、料理茶屋或は留守居茶屋杯二階屋に出來、前の河岸にはよし張の茶見世、表通りは商人家建續き、西之方の河岸通りには舟宿湯屋など出來、中にも大橋之方之角に、四季庵といふ茶屋至て奇麗にて、簾に鯉鱈を圍ひ、夏氣は折ふし大名衆へ借し切にて、紫の幕など打遊興有之候事折々見懸申候、夜分は茶屋々々にて二

階下へ掛行燈などともし、分て中川より舟にて見候風景、誠に日本一の夜の涼と、皆人風聞いたし候、殊に新吉原類焼にて、此中洲に假宅を出し大群集致し候、人を押分け候て歩行いたし候、乍然冬氣は至てさみしく候、右鶴市身ぶり珍敷候付、殊之外繁昌にて、三藏茶平など、いふ相手有之、夜も九ッ過迄も致候由、歸り杯には箱挑燈を燈し、非人の様にては無之候、少いかの子細有之候哉、暫く繁花の所へも不出、山の手邊をへ廻り申候、右鶴市事は、森田勘彌座にて中村富十郎申候は、鶴市と申候非人身振こわ色致し、人のくせを吞込能く致し申候、あれは名人にて御座候間、見て被遣候へかし、何卒と存候ても無其儀よしを、舞臺にて披露いたし候程之者にて、其比甚だもてはやし候、又水茶屋數多出來、女藝者なども入込候に付ては、隠し賣女をいたし候、號て地獄といふ、素人のやうにもてなし、殊之外流行候よし、右及三露顯被召捕候に付、夫より分てさみしく相成、其比稻荷の初午の行燈に、
地獄とはいへど中洲に遊ぶ茶屋
といふ句あり、近來地ごとくと言し初也、然處寛政二戊

年家作取拂被仰付、上之御入用を以右埋立候地所如元之川となり、土之捨場は深川靈雲院地内本堂の後に大成地あり、是へ土を取捨、並本所回向院之地内に出水の爲にとて、高さ丈餘の搔上げ土手出來、其外所々へも取捨候由、我等堀方の様子見候に、中洲より靈雲院の前へ假橋出來、土持運び候通路計いたし、或は二間四方三間四方に地面堀下り候に付、路を細く取候て穴藏の如くに堀下り、約束の通り堀下り候得ば細路を切て堀取り、何れも右の如くにいたし候様子に相見申候、其比風聞いたし候、近年良とも致候へば近在所々出水仕、是と申も川下に水捌不宣、年々御收納も薄く相成候趣きに付、如此御入用を以如元川に被仰付候、且又右勘解由は町方御改正被仰付候後、間もなく地主々々へ無心申掛、不正之筋有之候付、御傳馬役名主役とも御取上げに相成、今は町役人にて御傳馬役相勤候由、又勘解由と同じ様成名主にて、中橋南傳馬町に、吉澤主計といふ御傳馬役相勤候名主有之、是も天明三卯年の比、預置候家賃證文を以八重借いたし、右に付出奔いたし候、右兩人の名主は御由緒も有之候、當地にて二人の名主の

よし、をしき事に候也、
明和九改元有て安永となる、明和九金にて安永中に埋立成就せりと也、
中洲に假宅は天明七年也、
勝英云、地獄とは地女の極内々の者と云こと也、地極を地獄とは云ひしなり、
十三、洪水の事
關東筋大水有之候、比は天明六午年七月十三日より大雨にて、近在は不及申手住邊三河島下谷淺草新堀端迄、大川筋は勿論本所深川に至迄悉く出水致し、兩國橋は中之所くばみ候といへども往來致し、大川橋は落不申候へ共危候付往來人留、新大橋永代橋は落候て通路絶、先年寶永元年猿が俣切候節より、水三尺餘も多しといふ、本所割下水之邊は、床脇の袋戸棚の下端迄水付申候、下谷三味線堀邊は床上へ水上り、千住三河島は鴨居上迄水付候、我等杯水見物に可罷越とて兩國迄罷越候處、廣小路より柳橋へ出可申通りのおたり迄出水さし、床上迄押込申候、其時は餘程水も落候ての事に候が、兩國之橋臺は水付餘程ふかき様子にて、橋向より逃來候ものを脊負候

て、水のなき所へ卸し候、御橋は中の間の上貫之上端迄水付有之候、其時は十七八日之比かと覺候が、大きに水落候由皆人申候、馬喰町邊も草履にてはありき兼候、御橋防方の役人は辻番に並居、橋杭へ材木其外掛ものを取除候ため、御舟手より御用船並有之候、扱出水の場所へは、御船手より助船數百艘、御救ひの飯をむすびにいたし、堺町へ被_レ仰付一家主に役人差添、御用船にて被_レ下_レ之、其御救ひの場所は廣大の事也、橋向より此方へ逃來者は、命からたくにて人間之色はなく、漸く命は助かれども、いかゞ可_レ致哉と存來候へば、御仁惠を以廣小路御大雙成御救小屋筈葺にして廻りは葭簀をあて御建被_レ下_レ候に付、先此内へはい入御救をいただき、一夜を明し身寄へ罷越候者も有_レ之、又は身寄も無_レ之者は御救ひを戴き居候、其數難_レ計、又馬喰町の馬場へも、伊奈半左衛門殿御役所にて、大雙成御救小屋出來、是も夥敷人集り罷在候、夏の比なればとて團扇壹本づゝ被_レ下_レ、手拭無_レ之者へは手拭迄被_レ下_レ、御手當の難_レ有_レ事言語に述がたし、兩國廣小路は水防方御救ひにて、火事場のごとくに候、出水日々落候といへども、中々此上四五日

にても引切不_レ申體に御座候、其節溺死人夥しく有_レ之候由なれども、御治世の難_レ有_レきは御用船にて御救、其上御救飯を被_レ下_レ、數多之人を雨にも不_レ濡よふに御仁惠被_レ成_レ下_レ候義、誠に莫大の國恩に候、右之焚出場は堺町吹矢町の兩芝居へ被_レ仰付、茶屋々々にて焚出しを致し、兩國へ持運び申候、近在御收納之違も不_レ少に、かゝる御救被_レ下_レ置候義、誠に難_レ有_レ事共也、

十四、深川並諸所津波之事

寛政三亥年八月六日、風雨強雨頻りに降候處、夜五時過に成出水致し、芝邊築地靈岸島深川砂村、惣じて濱邊近所へ汐水押上げ、何れも床上へ水は上げ候へども、さして是といふ程の事も無_レ之候が、濱御殿脇井上因碩宅之邊は、床上壹尺餘も水付申候、尤去年中の大汐にも押上候儀壹兩度も有_レ之、床下を水通り候迄之事にて相濟候、然處翌子年九月四日、洪波打候事有_レ之、前日より南風にて風雨強く、雨頻に降暮り、四日の朝五時前より汐上げ掛候處、以前にこり候に付、用心いたし候處に一さんに汐打上げ、波を打候て押上げ候付大きに周章候、因碩などは床上四尺餘も水

付、隣家やしきに竹内半十郎殿と申屋敷あり、是杯は表は長屋門にて一棟押潰し申候、土藏などは腰三四尺が間は、柱迄もあらひ候様に相成、床上は四尺餘も水付申候、汐上げ掛引候迄は、わづか二時不_レ足の内之事にて、其節芝高輪の繩手之石垣所々崩れ、元船壹艘押上げ申候、大木戸の河岸通の料理茶屋杯は、大きに大破いたし、羽根田辨天之石の鳥居は打_レこわれ申候、樹木は過半吹折押倒し申候、我等など一兩年過參詣致し堂守に尋候へば、津波之節は私など此社の内に居申候處、御覽之通り鳥居樹木も如此相成、此邊汐上げ箇様に相成候事は古來まれに候處、此社へは汐も上げ不_レ申、爲_レ差破損も無_レ之候、箇様成離れ候社にて候へば、所々にて家を押流し候より、引競候ては不思議之事と語申候、六郷邊渡手前にて承り候處、家の流れ候所も有_レ之、鴨居まで水の付候所も有_レ之由、又深川洲崎辨天社大破致し、唐銅の濡佛を波にて打たをし、家はことごとく流れ又は打潰、石垣などは所々崩、其節見物に罷越候者之嘶には、水に溺死候もの早桶へ入並べ有_レ之候が、あまり數多有_レ之歎に不_レ絶候間、其所は早々通り過候由物語候、油堀邊

は所により床上壹尺不_レ足も汐上げ候、我等其日數寄屋橋御門を通かゝり候處、御堀之水押上げ御櫓下は海の如くに成、往來留り申候、外張番所は水付候て打潰し申候、其節老人の咄には古今稀之由申候、都て出水には床上へ先づ四斗樽を仰けて置、此上へ疊を積候が通例之致方にて候、兎角に水付くと浮上り、引くり返るものにて候間、鴨居の下へ樽を置積上げ候へば、鴨居に押れ浮不_レ申候、又床板へ汐しみ候て、水の引候まゝにて干候ては乾かぬものにて候、眞水をかけ能あらひ干可_レ申候、其方達幼年にて覺申間敷候が、大雙成天災にて筆紙にも述がたく候に付、あらましを記申候、

十五、飢饉之事

天明七未年四月中旬より、米穀追日高直に罷成候付、町奉行衆にても米買置圍ひ候者有_レ之哉、御詮義有_レ之といへども、米問やは勿論中買小賣に至迄甚拂底、其上諸國より廻米も一向無_レ之、別て五月に相成、誠に取續も難_レ相成、及_レ困窮候に付、町々より誰申合すともなく、名主月行事兩町奉行衆へ御慈悲願に罷出る、此節月番北之町奉行曲淵甲斐守殿被_レ仰渡

候には、其方共願之趣、公儀にても精々御世話有之候へども、上之御威光にても江戸中に米も無之、出來秋迄は今少しの内に候間、可成丈如何様にも致し取續可致候、併已前の飢饉には猫宣足三反宛いたし候、それに引競候へば未だ夫程之事も無之など、笑を被含候て被仰渡候へば、願出候ものは肝を消し、一統無力罷歸候よし、其比世上にて評判いたし候は、猫を食へといはぬ計の被仰渡、其上御威光を以ても米なきとあるは、何其安心難成由、とりん米の事のみ噂いたし候、しかる處に同五月十九日之夜、赤坂中之米屋の分いづくともなく人集り、大勢にて時之聲を上げ寄來、東西には往來之者の燈を爲消、内へ入込候者は火之元念入候様にと聲を掛、拍木にて掛引いたし、悉く打壊し候中にも、火消屋敷之下に伊勢屋茂兵衛といふ土藏造の米屋あり、彼は米穀を夥敷貯置候故、大勢來り俵を大道へ出し、ことごとく切解き、山の如くに積上げ候由、其朝當番に罷出候ものは、砂場をありく如く米を踏候て罷出候由、又同所裏傳馬町に、木綿屋にて米商賣致し候者有之、是も米貯置候故、俵を切解き大道へ蒔散し、木綿

を悉く下水へ打込、其夜中夜明迄打壊申候、同翌廿日晝七ツ時に、京橋南傳馬町貳丁目東側に、土藏作にて萬屋作兵衛と云米中買問屋あり、略て萬作と云、是もいづくともなく人集り、銘々手齋など所持いたし、時の聲を作て打こわす、かねて萬作方にては用意致候哉、二階へ上りがたき爲に、二階へ米積上候處に、表の屋根へ梯子を掛、窓の筋がねを取放し内へ入込、積置候米は大道へ引出し、俵を切山の如く積あげ、長持等取出し、紗綾縮緬の夜着ふとん、其外衣類等夥敷大道へ引出し、齋口にてズタ／＼に破り、其外雜長持ども取出し、所々へ投げ散し、鉦拍子木にて相圖を致、中休をいたし打壊申候、表には見物のもの數百人、町内にては木戸を打、七時より暮六半時迄は、三四町之往來之人も相止、其近邊の米やの分は不殘打こわし申候へども、萬作程之事にては無之候、其夜よりして江戸中端々に至迄、何れといふ限りもなく、殘る所もなく打こわし、中にも廿一日より致候ては、晝夜の無差別騒動いたし候、其内にも外神田に津輕屋三右衛門といふ者あり、彼が方にては手勢多く用意いたし防ぎ候故、惟我人餘程有之、又數寄屋橋

外に堀田相模守殿春入をいたし候米屋あり、屋敷に用向差支候付、屋敷之足輕看板を着し棒を突、門を數十人にて警固す、これにてはよもやと存候處、時之聲を立來候へば足輕は離散いたし、内に用意も無之に付、ほう／＼の體にて家内のもの逃候よし、又淺草御藏前に兒玉屋といふ藏宿は、隣を打壊に來候と、頓智の者ありて家内のがらくた道具を取出し、手勢にて打こわし、此内は我等請込打こわす也、先へ罷越可壞と申し故、兒玉やは無難にて相濟候由、所によりては質屋酒やなどこわし候由、其外沙汰致したる町人、先づ芝三田豊田町にて海保仙波、麻布にて堀木、銀座にて大坂屋八兵衛と云藥種や、これは右に准じ候身上には無之候得共、米油などの相場商ひいたし候に付、利欲に拘り米買置候故也、其外傳馬町にて大丸屋神田にて津輕屋、玉河等、何れも米商賣にて無之候へども打壊申候、其外酒食など振舞候て通れ候者數多有之由、最初は決て米一粒たりとも持來不申候所、追日増長に隨ひ盜人入交、金銀米錢盜取候由、又一説に集り候人數之内、小造成剛童誠に力士の如く相見、諸人に勝れ眞先進で働候と風聞いたし候、

此騒動に付ては町々は戸をさし、諸商賣とも相休一向安堵の思ひをせず、其上米穀無之、所々へ縁を求め調へ候ても、漸々米貳合か三合の事、如何して飢饉を遣れ騒動を可通哉と、晝夜心を痛め、今にも狼藉者來り候て、いかか可致哉と心痛致し候、尤兩町奉行衆にも乘馬にて御廻り有之、組同心中數多相廻り候へ共、中々一兩人被召捕候ぐらひにては鎮り候氣色なく、それ人ごゑいたし候と申候へば、町々木戸を打早拍子木を打、山之手邊は武家屋敷などへも押寄可申など噂いたし、組やしき杯にては鐵砲へ火繩など付、待構候處も有之候由、分けて廿二日廿三日兩日の騒動には、町奉行衆も手に餘り及向ひ候様子にて、所々打壊候へば一統安堵の思ひを不致、行末いかかと案事候處、五月廿三日御先手十組被仰付、則左之通、

河野勝左衛門 柴田三右衛門 安部 平吉
 鈴木彈正少弼 武藤庄兵衛 小野次郎右衛門
 安藤又兵衛 松平庄右衛門 長谷川平藏
 奥村忠太郎

町方騒動に相聞候付、組之者召連今日より相廻り、あ

ばれ候者共召捕、町奉行へ可被相渡候、尤手に餘り候者は切捨に致し不苦候間、其旨可被相心得候、

右之通牧野越中守殿被仰渡候、

右之通被仰付候付、町方之者一統元氣を得、誰言となく銘々竹鍵等を拵、押寄候は突伏せんと用意致候、御政道の嚴敷によつて、徒黨之者共夥敷被召捕、其上公儀よりも御救金被下、召遣有之者は相除、米大豆共被下置、御救金は壹人に付三匁貳分づ、被下候、此金凡貳萬兩出候由其比風聞致し候付、我等是を以人數を考へ候處、三拾七萬五千人と相成申候、右御救金と同時に、百俵已下へ百俵に付四俵づ、御救米被下候、御仁恵に依て忽ち四五日之内平生之通穩に相成、町方にては渡世致し候、乍併米穀見世打壤候付、表は戸を立或は板圍环致し商賣相休候、此節賣候品々直段、米百文に付三合、大豆百文に付五合、麥百文に付六合、素麵百文に付七八把と賣、御藏米相場之儀も一向相場に不拘候よし、望手により百俵に付百兩餘いたし候、極下米と申候ても、八十四五兩位致候由なれども、一體に無之に付、七八町四方を尋、又

は縁を求め近在迄調歩行、漸く壽命をつなぎ、町々裏家まで糧を食候哉、もし觸を背き粥など不食ものも有之哉と、名主家裏々相廻り食次を改申候、初之内は嚴敷被仰付候ても、骨折業坏致し候ものは糧も不食候が、追日高直にて金銀を何程積といへ共、石瓦の如くにて一粒の足にも不相成、依て家毎に大豆を煎り飯にませ、或は赤小豆粥小麥の粉にてつみ入、又はにふめんなどいたし、茄子は飢饉にまれに安き故これ等を糧に入、誠に米計食候ものは無之、田舎へ大根の干葉を調に行候棒手振有之候處、田舎にても糧を食候に付、漸少し計買出し來り、我が近邊へ可賣と存候處に、途中にて買調度申に付、無餘義壹把賣候處、我もくと罷出候て、奪取候やうに買取申候、其一把の代承り候處、百文づゝにて賣候由、右之錢を以又々罷越買出し賣候、夫を聞付候哉、田舎より干葉を賣に出申候、扱町中家持は、其店々へ地主の身上に隨ひ、南鐮壹片に素麵五把、或は豆二升に赤小豆三升など、其店々に限り候て救ひを引、其外沙汰いたし候身上向之町人は、一町中へ裏々迄救ひを出し候者其數不之知、中にも隣町は不之及申、救ひを引候

者は、北新川にて鹿島屋清兵衛、彼れは靈岸島十八町へ裏々に至迄、素麵に大豆を引、淺草御藏前札差坂倉

屋七郎兵衛と申者は、淺草御門之内竹門田町邊迄不殘救ひを引、芝飯倉町に小川平七といふものは、隣町は不之及申田町高輪邊迄救を引、其外にも二三町四方へ、救を引候者數多有之趣承候へ共、嘶のみにて體成事は見及不申候付略之、後に救ひを引候ものは、名前書出候様被仰付、奇特之旨御言之御褒美有之候、去るにても米穀一向に無之、一日々々と送り候處、もはや糧に致し候もの食盡し、豆杯熬すして食し候者は、腹脹り候て悶へ苦み、或は所々に行倒有之、今暫も如斯有之候ては、必死より外無之處、御仁恵を以天明七未年六月八日、御救方被仰付候旨被仰渡候付、一統元氣を得候、其書面之寫左に記す、

伊奈半左衛門

近年不作打續、世上米穀拂底及難儀候譜代之家來も多、常々諸御用向等も手廣に相勤馴候家筋に付、右御救方取計被仰付候、依之御小姓組番頭格被仰付候、

右於奥御老中被仰渡相濟於御座之間御目見出

精可相勤旨、上意有之候、

六月八日

牧野越中守殿町奉行へ御渡御書付

覺

此節米穀拂底にて、江戸町々之者及飢餓、難儀之趣き相聞候付、右御救方取計之儀、伊奈半左衛門へ被仰付候、右一件に付ては諸事同人差圖を受、差支無之様町中へ早々可被相觸候、勿論右に付町々之者呼出し、或は吟味筋等、其時々半左衛門より不之及掛合、取計候筈被仰渡候、

但江戸町々之者共、半左衛門役所へ出入之義、其時々兩番所へ届に不之及候、

右之通被仰渡候付、町方へも早速觸有之候得共、誠に希異之思ひをなし、最早此上は必死之氣遣は無之旨安堵致し候、然處曲淵甲斐守殿御轉役、其跡へ石河土佐守殿被仰付候、其後同月十二日、伊奈役所へ可罷出呼出し有之候付、町役人共罷出候へば、於白洲半左衛門殿直に被仰渡候は、近々之内御救被下べし、此方にては所々へ役人差遣し、天下之御威光を以津々浦々へ被仰渡候へば、早速廻米有

之候間、何も安心いたし、今少之内に候間如何様にも取續可申、尤極難澁之者にて取續難相成候はば、町役人共如何様にも取計取續可爲致候、不肖之某斯る台命を蒙り候上は、一命に懸候ても一統之難義を救ひ可遣との被仰渡に候へば、白洲に罷在候町役人共、先達て甲斐守殿被仰渡とは雲泥の違ひ、扱も難有事に不思落涙致候由、其當人之咄に承り候、然る處に米穀拂底とはいへど、御威光を以諸國へ御詮義有之候得ば、忽ち夥敷積出申候、其比之風聞には半左衛門様御救方被仰付候由、御勤之御規模にも御座候間と申、我もく少しの貯にても差出、御勤之御手際も相見候様にと、御支配下一同に打はまり候由、近在は不及申、江戸中役人吟味有之、米穀御買上被仰付、一日壹人に付、米五合から麥四升にて、都合五日分、其後は一日壹人に付、米五合小麥五合から麥壹升都合五日分宛被下、所々へ上げ場取建、竹矢來等捕理、先づ芝邊は田町に豊田といふ分限之藏屋敷あり、本宅は三田にて紀州公之出入之町人也、此藏屋敷と數寄屋橋御門外、神田川柳橋深川仙臺堀其外所々に有之候由なれど、儘に見候所計を

記申候、御救米之渡場には御用伊奈といふ轡を立、請取に罷越候者は、舟車杯の用意を致し、町役人は人足をつれ罷出る、渡方は役人中兩人にて、腰札を渡し請取場へ罷出る、請取候者は其町の人数を見分けべき爲に、髻へ赤紙又は猫じやらし杯付け、甚混雜致候へ共、手配之能事恐入候と嘶申開候、扱受取來候へば町内にては會所を立、米麥共に春上げ候て、賣渡候所も有之、又は被下候儘にて配當致候も有之候、其節から麥春賃壹石に付壹貫文致し候、春賃も町入用の内より出候も有之、又は麥の代へ割合候て取立候向も有之由、依て江戸の市中は田舎の如く、日々麥を春大道へ干、其比は端々に至迄兩側へ藁を敷、麥の干て無之所は一町も無之候、代金之儀は米壹升に付銀壹匁五分から、麥壹升に付銀五分五厘、小麥壹升に付銀六分積を以、初度被下候分二度目被下候節上納、又右之内にも上納難成町々は、日延相願候へば御開濟有之、殘所もなき難有仕合、是偏に御治世之儀、既に天正年中には五畿内飢饉致し候儀有之候へ共、其比は治世の事に無之に付、救の沙汰にも不及、依之道路に倒伏餓死致し候者夥敷由、其節

秀吉公には爲救加茂川桂川の堤普請被仰付、鳥目杯被下候に付、餓死を遁れ候者有之候由、是等之趣能々可相辨、斯く天下御一統被爲在候へばこそ、諸國へ廻米の御下知も有之候、御一統に無之に於は、漸く加茂川の堤普請位の事にて其沙汰に不及、自と飢餓を難遁に、御治世の難有さには、厚御仁恵を以僅か三四日之内に、御下知を以米麥夥敷廻米致し、諸人危命を助り候事、莫大之國恩にて難有しといふも愚成事也、御治世の難有事は、太平國恩俚談を讀て發明可致候、彼是いたし候内廻米追々に有之、出來秋には成諸國は豊作にて、米穀澤山に相成、諸人安堵之思ひに落付申候、右打壞の最中には、屋敷町家之無差別米を奪ひ取候に付、容易に持運びも難成、米春候事も忍び候、其比築地へ用事有之罷越候節、米積候車三輛、堀田相摸守殿の看板を着候足輕十八計も、十手棒など突、前後左右を堅め引候を見受申候、又騒動中に曲淵甲斐守殿は如何之義に候哉、西丸御留守居へ御役替、其跡石河土佐守殿被仰付候、この土佐守殿は元京都町奉行にて、夫より御持頭へ轉役、其後又小普請支配被仰付候處、支配之儀に付

不調法有之寄合被仰付候、京都町奉行勤役中も町中難有がり、伊勢御社へ燈籠獻備し、其銘文に石河土佐守武運長久と記し有之由風聞致候、右土佐守殿は再勤に候へば、町中は一統氣請宜しく元氣を得候、又甲斐守殿も其後小普請支配被仰付、夫より御勘定奉行公事方へ御役替、其後當已二月御留守居被仰付、當時御勤に候、土佐守殿儀は少之内御勤にて病死被致候、扱又半左衛門殿儀は、關東御郡代之其一にて、軍功之儀は諸人の知る處にて、其上明和二酉年上州にて、百姓共騒動之砌、誠に半左衛門といふ名にて、事鎮り候よし、御支配之分は一體に難有がり候て、半左衛門様くと申候由、然處如何之子細有之候哉、寛政四酉年家斷絶いたし候付、諸人時節到來と申候、其比御代官衆之家斷絶いたし候も外にも有之候、扱又町方騒動之砌、六月廿五日北之町奉行石河土佐守殿組年番與力にて吉田忠藏、南方山村信濃守殿組年番與力山本茂一郎、右兩人如何之子細に候哉、父子共江戸御構にて、今夜中引拂候様被仰渡、家斷絶いたし候、其比町與力同心御番方へ組替被仰付、御番方より町同心に相成申候、多賀又八杯といふ與

力も、御書院與力被_レ仰付_二候付、大雙成家藏ども打壞申候、右騷動之儀も誠に天災と相見候て、其後岩樋より差置候下女申聞候は、岩槻にても城下石切町と申所より打壞しはじめ、町中騷動いたし候旨咄候付、委細承り候處、江戸と日限刻限迄同事に打こわし申候由、其外にも近在所々江戸と同事に騷動いたし候由、天災可_レ恐事也、其方達も幼年なれば、如_レ此之飢饉存間敷候が、誠に亂世之砌には如_レ斯にも可_レ有_レ之哉と存候心持にて、米穀之貯致候ものに不_レ限、今日を相應に暮候者程安心難_レ成、今にも理不盡に押込可_レ申哉と、五六日之中は誰一人安堵いたし寐候もの無_レ之、日には幾度ともなく時の聲をあげ、早拍子木を打候付安心難_レ致候、我等など其比白米され候へども、春候事もうすきみ悪敷候付、徳利へ入候て米をつき申候、平生は澤山そふに存候が、此時は八木の難_レ有事思ひ當り候、中々筆紙にも難_レ盡に付、あらましを記申候、猶此上八木之國恩之厚き事を思ひ奉り、三度之御飯難_レ有_レ大切に頂戴可_レ致候事也、

親子草卷之一終

親子草卷之一

一、藏宿弃捐之事

淺草御藏前藏宿共、札差旦那及_二難澁_一候をも不_レ顧、騷奢長_レ候付、寛政元酉年九月十五日、御仁惠を以左之通弃捐被_レ仰付_二候、

松平越中守殿酉九月十五日御渡候御書付、町奉行初鹿野河内守殿於_二御役宅_一申渡、

惣藏宿共へ申渡

其方共御旗本御家人へ被_レ下候御切米高引受致_二世話_一、定式臨時共用向承り、金子貸附致_二渡世_一候儀に候處、其方共貸金の儀は永々元利の取引に成、數代の滞り金盡期も無_レ之間、御旗本御家人は日々月月難澁相増候事に候、其方共の儀は右體の辨も無_レ之、渡世に任せ利足を重引取勘定相立、猶又三季の受取金高にて不足に候得ば、其分又元に直し、追追金子相増候ても、利下げ等も容易に不_レ致、多分利足を取候て、身分の奢侈は勿論、下代共に至迄種種遊興而已致し、甚敷世上町家の風俗迄崩候様に

對事、

附世上貸金利金の儀、前に被_レ仰出_二候通相守、高利金一切貸出中間敷事、

右の通在町共可_レ被_レ相觸_二候、
九月

越中守殿酉九月十五日御渡候御書付、松浦越前守差越、此度御藏米取御旗本御家人勝手向御救の爲、藏宿借金仕法御改正被_レ仰出_二候事、

一 御旗本御家人藏宿共より借入金利足の儀は、向後金壹兩に付銀六分宛の積利下げ申渡候間、借方の儀は是迄の通藏宿に可_レ致_二相對_一事、

一 御扶持方米月々借越候利米の儀は、向後借受候月は、壹人扶持壹斗五升に付五合宛、翌月よりは貳合宛可_レ相渡_二候、尤借越候月數等の儀は、是迄の通相對次第たるべき事、

一 御扶持方被_レ下候もの、米金共借方の儀は、是又御切米取に准じ勘定可_レ立事、

一 三季御切米渡の節拂米有_レ之分、御藏庭拂相場の内、百俵に付金貳步宛、藏宿共えかり引候儀、并札差料の儀は是迄の通藏宿共可_レ相渡_二候事、

成、不届に候奢を極め、其上用事達候御旗本御家人に對候て、失禮成事も有_レ之候趣相聞、絶_二言語_一不届候、嚴敷御咎も可_レ被_レ仰付_二候得共、格別の御憐愍を以御宥免可_レ被_レ成下_二候間、向後身持風俗を改渡世の分限を守り、御旗本御家人え對し、失禮成儀一切不_レ致様、一同申合可_レ相慎_二候、尤此度其方共貸金利下げ、并是迄の貸金濟方等、別紙仕法御改正被_レ仰付、淺草御藏前猿屋町明地之貸附金會所相立、町年寄樽屋與左衛門引請被_レ仰付_二候間、得_二其意_一向後仕方の趣急度可_レ相守_二事、

右仕方共勿論、以來不届の筋於_レ有_レ之は嚴敷相糺、急度可_レ被_レ仰付_二候間、其旨可_レ存者也、
越中守殿御渡候御書付、酉九月十五日松浦越前守差越、
此度御切米取の御旗本御家人、勝手向御救の爲旁、藏宿共より武家へ貸出置候古借金濟方弃捐、并近來の貸金、向後貸出金利下げ仕方御改正被_レ仰出_二候付、世上一統貸金致し候者共勿論、出入場の商ひ物掛賣等に至迄、一體危路通用差支候様成心得違一切不_レ致、是迄の通融通無_レ滞取引の儀可_レ致_二相

一舊來の借金は勿論、六ヶ年以前辰年迄に借受候金子は、古借新借の無差別、弃捐の積可相心得事、

附五ヶ年以前家督代替にて、親代に古借殘借金共註文書替、并其身にても六ヶ年以前金子借請、其後時々註文書替、五ヶ年以後の借用金に相成候は、金子用候者は六ヶ年以上に候は、濟方可爲弃捐事、

一去る巳年以來、當夏御借米以前迄の借用金濟方の儀は、元金の多少に不拘、向後一ヶ月五拾兩壹歩の利足を加へ、高百俵に付一ヶ年元金三兩宛の濟方勘定相定、最内外共并借金高濟方割合の儀も右に可准事、

附飯米代金借受候分も濟方本文に准、惣借用金高の内え結び可致勘定事、

一當五月御借米以後の貸附金は、一ヶ月金壹兩に付銀三步宛の利足を以、當冬御切米にて勘定相立、若し借入金高多分有之、返済切にては取續方難成者は、借返し金等の儀は分限相應に差支無之様、是迄の通可致相對言、藏宿共え申渡

置候事、

附當五月以後格別の譯有之、定式臨時の用向にて金子多分用立候か、或は札替等の古借金殘借金共、元藏宿え爲立替候金子濟方をも附置候分は、五ヶ年以後の借金高に結び濟方可致事、

一御扶持方米是迄借越候分は、當夏張紙直段の様六兩の積を以て金に直、五ヶ年以後の借金高に結び濟方可致事、
一三季御切米渡の節、藏宿共にて酒食等爲差出候由に候得共、向後は一切可爲無用旨申渡候事、

右ヶ條の趣向後堅相守、御旗本御家人共可成丈借金高不増様心掛可申候、前條の通借金弃捐利下げ等被仰出候上は、一統尙又厚相慎み儉約別て心掛可申候、右體の御仁惠をも不相辨、不正の事聊にても於有之は、急度御答可被仰付候、勿論是迄の借金弃捐并に濟方等の儀に付、異論ケ間敷儀無之様明白に可致對談者也、
九月

右の趣萬石以下の面々え可被相觸候、

如斯弃捐被仰付候後、十月御切米に相成勘定來候處、右勘定にては御趣意に相違致し候由、勘定仕直し被仰付候付、最初貸し候時より書替致候度々も、山の如くの繪圖に致し見せ申候、其譯は全く借用金辰年迄に借受候得者、其後度々書替候て、證文は紛敷候とも、弃捐に相成申候、依て一と通りにては難分に付、繪圖にいたし見せ申候、初め勘定致し候と後に勘定致し候とは、後の方借金高少く相成申候、右故藏宿共の中には、難澁におよび候者も有之由なれ共、彼等は是迄奢りを極め、遊興のみに金銀を遣捨候故の儀、一と比は藏前本多などといふ髪風の風流致し、其外藏前何など、名を付、沓足袋の鏤匙に銀にて致候など見かけ申候、或時淺草邊え罷越候時、伊勢屋四郎左衛門内より、悴共と相見候て、兩人黒縮緬の振袖に九曜の紋を付、袴など對に致し、乳母貳人女中三人、手代壹人袴を着、小僧に草履取、抱への相撲取と見え候て壹人、都合拾壹人にて通り候を見懸申候、往來の者も立留り見申候、其比は藏前にて渡世いたし候もの、按摩茶花の師匠宗匠角力取、或菓子屋肴や等

に至迄、藏宿計にて渡世致し候、我等弃捐翌年正月年禮に通候て門を見候處、一統申合候と相見へ、門々の松飾に女松の至て小成高さ三尺計のを、祝儀迄に松計立置申候、畢竟御仁惠を以、御答をも御宥免被成下をば難有とは不奉存、不敬の致方、以前は己等が雪隠えもあのよふ成松は建申間敷に、餘り不恐公儀を致方、實に身上難立に付、門松も誠に印計に建候にはあらず、弃捐被仰付候ても取續罷在候へば、右體の飾は致間敷筈、勿體至極もなき至に候、既に三四年も過候へば、土藏も新規に建、差ても不見家作をも普請など致し候へば、全く右體の飾を致し候は、上え對しさからひ候道理に相聞候、せめては一軒は被仰渡し分限を守、上を奉恐相應の飾を可致に、餘りの致方と愚案にはぞんじ候、弃捐の後には亭主も罷出急度挨拶いたし候が、今程は三季の勘定に罷越候ても、今日は御藏役所え罷出候など、遣拂ひの口上を手代ども申聞、御改正の後の通り言にて、難澁に被及候衆借用に被相越候へば、御改正を鼻にかけ、失禮の無之様に鼻にてあしらひ申候、尤前には是が藏前の風にて、毒のあかし候よふ成仕

打致候間、唯其方達も借金程こわきものは無之と相心得、一錢たりとも藏宿にて借り不申心得肝要に候、借令ぞ致し候へば、おのづから不忠不奉公の基と成、可恐の第一也、先づ皆撮之申聞べし、少給の者借金いたし候へば、三季勘定の節藏宿にて其利息を引、其上元金の内へ返済の割合だけを極り通り引れ、扱厄介多なれば御扶持方にて引足不申候に付、三季の節入米を致し、元より少分の御宛行なれば、彼是と引候へば手取金僅に成て、手に取るか取らぬか持出しをするかにて、右持出べき手當も無之に付、勘定の不足丈を又借候に付、彌が上に借金も嵩み、左様の手詰に成候へば取續難成に付、身に纏ひ候ものも質物に成し、其不辨と罷成、夏冬ともに垢染たる衣服に切果たる袴、大小も右に准じ切草履に切足袋、十人に勝れたる見苦敷形と罷成、御奉公を相勤候ても、夫も實意にいたし候て不仕合にあひ、其上厄介多にて無餘儀一事は格別、それにしてなんと上より御恩祿を蒙り候は、何の爲に被下置候哉、身分相應の身形をもいたし、御奉公をも勤候へばこそ、身不勝のものへ御宛行被下置候に、せめてもの事に身な

りなど相應に可致に、借金の爲に右體の身形とも罷成候は甚恐入候事、たとへのごとく貧の盜にて、貧乏よりさまの悪事出るものにて候へば、借金は身を害する基と心得、たとへば一と季の飯たき女子を置、供につれ候節垢染たる着類に切草履をはき供致し候て、何れの主人にてもそれをよしとはよもや申間敷候、是にて發明可致候、手に取候計盗人にては無之、身分不相應の見苦敷身形を致すも、御奉公盗人の其一にて候、乍然不斷差ての身形致すも不宣、兎角其程々と申もの有之候間、其規より越ざるよふに心掛べく候、晴がましき席罷出候節は兼て嗜、其程々の服を着し候よふに心懸可申候、右に云ごとく身上手詰に成候へば、御奉公に出候着類さへそこそこ、日用におはれ候得者、書物一冊矢一手調候事不罷、おのづから稽古も不出來、其上暮に差支一重のものも失ひ、大小まで質物に遣候よふに成行候へば、借金の爲に心におもはぬ御奉公をも引込候よふに罷成候へば、これ借金は不奉公の基にて候、右にいへるは諸事實意に致候上、借金の出來候儀を演説いたし候、身持不埒にて酒を吞美食をなし、遊興のみに遣

ひ捨、それゆゑ借金出來致し候へば、一向沙汰に不及候、人となり候は己と成長したるやうに心得、了簡分別もなく、何れへ罷越候てもひとりと口ぐらひ食候とのなんと申者、世間にも儘有之者にて候、其位なれば誰も火消やしきのかけ出し、又は菰などかむり候ものは無之候、先づ親の命を背き勘氣を請候へば、親の知人の方へ行候ても、親の勘氣いたし候者を一夜も留置不申候、依之己が懇心の所へ行居候に罷在、何れへ成とも奉公にても可致頼候ても、奉公に出候にも受人といふもの無之候ては誰も置不申、親の勘氣を請候者は、たれも生身の請人には立申者無之候に付、仕方なく一日々々と日を送り候内、是も居候を置程の者は今日を漸く暮し、或は身の上不正の者に付、居候の者を成丈はぎ取り、もはや立のまゝに成候へば、何れ成とも勝手次第可罷出と突出し候に付行方無之、依之人宿懸り、中間奉公を致迄には落ぶれ申候、右奉公もしなれぬ事故、暑寒に中り煩ひ候て、人宿へ下て長病に成候へば、身にまとひ候ものにて病中の飯料薬料に引、足不申時は又其人宿も突出し申候、依之行方無之露命も繋

ぎがたく候に付、無是非菰をかぶり申候、己が心一つにて如斯ぞうさもなく菰かぶりに相成申候間、其方達能々合點致し、かくいふ處の意を不背、身を全して儉約質素を相守、精々借金不致様に心懸御奉公相勤候へば、自然と天の御恵みあるものにて候、如斯申述處の道を守り候へば、則孝道にも相叶候間、能能繰返し可辨事專要に候、此外に深き意味も可有なれど、愚味なればかく迄認候、且又以前藏宿利足の儀は、町奉行能勢肥後守殿御勤役中利下げ被仰付、金壹兩に付七分五厘、金子才覺の世話料として壹分五厘被下、壹兩に付九分づ、利足引取申候、肥後守殿利下げ不被仰付候以前は、壹兩に付壹分貳分五厘づ、引取候由承傳候、又去る老人の嘶にて承候が、以前浪人にて高利を借候もの世上に多有之候、然處肥後守殿被蒙御役候へば、世上にて風聞いたし候金貸浪人の分、高利貸不届に付遠島被仰付候と申に付、金貸の分安かしこへ離散致し、夜逃同前にはうくの體にて所々え逃たり、依之高利貸無之様に罷成候由承申候、

二、比丘尼の事

比丘尼といふものは一向見當不申候、或老人の物語には、六十四五年以前新橋八官町河岸通などに賣女比丘尼有之、殊の外賑はひにて、地廻りの若者など時としては神田え送り迎ひなど致し、誰々といはれ候指折の中にも、大鶴小鶴など、いひしは至て美しく、小比丘尼を兩人つれ、駒下駄又は雪駄などはき、神田田町え來候よふす花美の事也、其比丘尼はき候雪駄、中狭細長く尻の方をそり上らせ候がはやり候由、何れも比丘尼の風俗髻はなきやうに細候由、常に腰より髻えかけ帯にて付置也、後ろの風の能もにて柳を欺候よし候、其頃神田田町の比丘尼、去る屋敷の侍をだまし候處、彼侍殘念に存、色々心を碎け共體憤はれず、或時神田明神の祭禮に、須田町の棧敷に居候を見付、歸りがけに切殺し其身も相果候よし、夫より見世を張候こと相止候、我等など廿歳計の時分迄は、路次に御幣と牛王の看板を出し、日暮には小比丘尼出候て家を引申候、又新大橋の向には御舟藏前より出、橋向の左右の河岸通りに見世を張り、門口へ葭簀を立掛罷在候、其外淺草門跡前杯にも有之候處、いつとなく離散いたし候、又舟に登り候て、白

晝に高瀬舟などへ、勸化となづけ賣あるき申候が、これも手にびんざらを持、箱をかへ門口へ立て唄をうたふ、其唄は、
 「梅にはひよ櫻花、人はみめよりたゞ心、さして看はなければども、一つあがれよ此酒を、
 右のうたをうたひ候て、跡にておかんと長く引、これは御勸進の略語也、右神田の比丘尼も薄手にて命助り候よし也、

三、女の髪かづらの事

今は女中の髪を結び候にかづらと云ものなし、三十四五ヶ年以前迄は、かづらを五六寸に切丸く結び候て、所々の酒屋にて商ひ申候、これを美男蔓といふ、中にも兩替町下村山城はこれを宜しきと申て、多くは山城方にて調へ候、是れにて身上も仕出し申候、近比迄は山城の出し看板に、かづらをからげて出し置候が、いつにかそれも相見え不申候、此かづらの遣ひやうは、手に持候だけ残し、上は皮を削り水に付置候へば、どろりとねばり出候を、今のすき油の替に、結上げ候節多くは用申候、其比は瀬戸物にてかづらさし竹の灰吹のやうなる形に拵、もよふ杯付候を商

ひ申候、又其比鬢水入と申て、小判形にもそつと長み付候形にて、是へ水を入置水櫛を付ゆひ申候、これも三十ヶ年程以前より上下共相用申候、屋敷方にても用候に付、中には黒塗にいたし蒔繪などいたし候をまゝ見かけ申候、折節芝居杯にて狂言に、小判とびん水入とをすりかへ申候狂言などまゝ致し候、今は右の二品とも一向無之候、且又四十二三ヶ年以前までは、男女子共の髪に下げびんといふがはやり候て、髪の水を下え搔下げ候てゆひ候に付、下り候鬢を細き紐にてしつかとしめ、あごの前にて結び持居候てゆひ申候、又其比當時鬢甲など指候やうに、象牙の櫛口枝に模様を付候をはれさしに致候由、其後木櫛を朱にて塗候がはやり、これももよふなど付さし申候、且又六十一二ヶ年以前は(中頃)男の髪(中頃)の風に文金風といふが流行候て、びんをまさびんにいたし、櫛の根をあげ前へぐつと出し、元ゆひは二つ巻申候由、又其比黒袖の羽織はやり、大は至て長く着もの、丈に少し短き方はやり申候、其時分の壹枚繪に、上への方には梅の枝ありて、髪のはけ引かゝり候間、こゝみ候へば羽織だけ地をすり申候一枚繪出候を、老母など

御覺候て御嘶あられ候、又文金の御吹替は元文元年五月、慶長金を文金に御吹替御座候て、新金も御引替に付相場に引合不申、其外家質貸出金など至て損金有之に付、町家の者相談致候哉、二日程は商人戸をさし渡世相休、騒動致候由或老人語申候、愚案に最初文金より古金は六割半増と被仰出、右割合を以御引替被下候へば、差て騒動にも及まじく哉と尋候處、正金に無之手形の面にて損金相立候故の由申聞候へども、若年の時分承り候故、恥と聞糺不申候、當時證文に但文字金也と認候は此時よりの事なり、其比錢相場壹歩六七百文位致候由、去によつて調市に至迄壹歩や貳歩の金は持居候由、質屋の八ヶ月限と定め候も、錢相場の違ひ有之に付、此時より初り候由承傳へ候、其比の狂歌に、
 つらしとはおもひながらも手に取れば
 またにくからぬ文のかねごと

四、富の濫觴の事

江戸於三町々富の初りは、谷中感應寺にて六十四五ヶ年以前に、町中を呼あるき申候由、富に中り候へば車にて錢を引込候に付、人柄をいたし候ものは外聞

を缺候由、右に付赤坂御門の前に小道具商賣を致候もの有之、右の下女とも言又主人とも言、富を付候處に中り候に付、件の車にて引込候へば、座頭非人其外祝儀をねだり、其後家内は振舞いたし候處、其夜自火を出し丸焼に相成候由、老母など常々御咄あられ候、近來所々神社佛閣に御免の富有之、是れにも富師といふもの加り、所々の富を金主致し候由、只金主の爲のみにて中り主は爲に不三相成候由、寛政の初め何れも富興行相止候に付、依之身を打候者も自然と無之様に罷成、是非缺落をいたし候もの、又引負等いたし候奉公人の、屑籠や箱には富の札五枚か三枚は有之山、差當り悴など成長に従ひ、安心の一つにて難有事に候、右興行の内爲三再建、芝神明に御免の富興行有之候、然處安永三四の比にも有之候哉、富の徳分の金を引當金剛院神主西東采女兩人にて引負候由、夫故造營も出來不申候に付、其比西東左近と言神主、後に若狭守と改正す、年若に候へども器量成ものにて、彼兩人を相手に取、寺社奉行所へ及三公訴候處、兩人の者如何取拵候哉、左近公事等まけ申候、又其後一兩年も過候て、又候願出候處御裁許

有之、采女金剛院は隠居被三仰付、夫より左近丹誠を以社忽ちに再建有之候、尙又其後隨身門も再建有之候、我等など覺候ては、當時のごとく葵の御紋は付不申候が、社再建の後には不殘御紋付に相成申候、清らかの社を富の徳分を以結構に不致とも、神主別當の丹誠を抽再立致度ものにて候、神は非禮を受候はずと申候に、富の不淨の金銀を以、結構成社を建候へばとて神慮に叶可申哉、頓て其方達も了簡出候はば、能々勘辨致し可申候、

五、古河弘法水の事
寶曆六子年下總國古河にて、御手洗の堀より弘法大師の靈水出て、盲人は目はあきざりは腰が立、御手洗に手拭を浸せば梵字現はれ、さまざま奇特有之、江戸より參詣の者夥しく、不參ものは無之様にて、竹の筒に靈水を入いたゞき歸り候、古河は不及申道中筋群集いたし候由、稀代の事なり、我等など至て幼年にて、母申候は御出家が爰を掘りて見可申と申候は、早速堀可申候と御申付を覺居候、其比世上にて石に目が出候とて流行いたし候由、右靈水も實事に無之山師の仕業にして、今は靈水の地も跡方

もなきよふにて候、正法に不思議なしと口にては申せども、良ともいたし候へば山師掛り候て眼を掠候、近來今程にはやり候義は無之由老人の物語に候、人何を勸ればとてうかつにそれへ乗べからず、是心得の一つに候、三十三ヶ年程已前御藏門徒といつて、町家の能身上のもの入牢いたし候義にて候、是は最初京都より罷下り候旅僧の由にて、法談を能いたし候が、八丁堀に旅宿いたし通入寺といふ、東の門徒寺にて日々法談をいたし候、宗體に有間敷さまの面白き嘶を引ことに致候付、信心はわきに成、近所の若きものなど集り、誠に早朝より相詰不申候ては、本堂の内へも入がたく、數日法談追日群集いたし、夜分は誰々所え御出可被下など、夫より前方に不申込候へば招請する事難成候、然處何様の難有事見せ候哉、信心にこり候者は多分入牢致し候、其比申ふれ候は、關所にて名號を拜ませ候へば光をはなち候由、本山よりも宗體に有間敷法談致し候付相糺候處、速に申開候由なれども、いかゞの様子に相見え候付、御届申上候處被三召捕入牢被三仰付、御吟味候へば名號を拜み申候者、又は招候者悉く被三召捕候、是

等も不思議より被三引込候間、めつたに難有事不思議なる事と存候ても、容易に其道に入べからず、正法には不思議なきものと心得可申候、右之坊主は常悦と申候て御吟味中牢死いたし候、我等など覺候ては、通り旅籠町に三枡屋といふ艾屋の母、南新堀川村嘉兵衛と云酒問屋の亭主入牢いたし候、嘉兵衛は是又牢死いたし候、其他能き身上の者夥敷入牢いたし候由也、

六、髮結の事
七十ヶ年程已前(中頃)迄は、町家などにて髮結を商人の見せへ上げ不申、爰へ上り候様申候へば上り候由、其比は當時のごとく金ものを打候道具は無之、こりに櫛道具を入候由、毛請には木綿にて前だれのごとく成を持、亭主分も客に罷越候節は格別、不斷上下おしなべて古き元結をこき候て用申候、佛事祝儀には呼候て一飯を與へ申候由、老人の物語承り申候、三十ヶ年程も以前(初頃)迄は輕衫をはき候て、夏冬とも仕事いたし候、一ヶ年に一度づゝは輕さん無盡と申て、帳面を旦那場へ相廻し申候、今程は誰一人もかるさんはき候者見かけ不申候、都て召仕に至るまで

も呼捨に致し候が、今は殿附様附に致し申候、并三十
 ケ年程以前迄は、悪所場は格別町家の娘達の髪をゆ
 ひ候女髪結は無_レ之候、わけて二十ケ年此方は發向に
 て、武家町家とも女髪ゆひ入込申候、其價は女藝者な
 どは月極にて一ケ月壹歩、鳥渡頼候が二百文、なで付
 候が百文など、申事に候、昔のことときき元結にこ
 そ成間敷に餘りの事に候、其方達縦富貴に暮し候と
 も、左様成空侘者之事に候決て致間敷候、右體の者家
 内へ入候は、滅亡の基と心得可_レ申候、

七、女合羽の事

六十七八ヶ年以前(享保末頃)迄は、武家町家ともに重き奉
 公人は格別、部屋方女中其外供に出候召仕の下女な
 ど、装束付候合羽を着いたし候は無_レ之、白き木綿に
 て花色にて、大き成紋所を肩や裾へ付候を着いたし
 候由、我等など若年の時分迄はまれに着候もの見懸
 申候、當時は女中の合羽坊主合羽に仕立、半衿の中
 廣く天鷲絨などにて致し候事流行、是も廿六七ヶ年
 程以來の事にて、其前は男の合羽の如くに仕立、装束
 も男の合羽のよふ成に繪様を付着致し申候、當時は
 主人古風の合羽を所持のものは、却て召仕下女の合

羽立派にて、昔とは違ひ上下の差別なく敷敷事に候、
 且又五十四ヶ年程も以前(延享中頃)迄は、屋敷方にて女中
 鳥渡はしよりをいたし候に、其比は丸ぐけはやり候
 が、右丸ぐけにて後帯の結の上へ十文字に掛しつか
 と_レ候由、老人のもの語り承り申候、是にて腰帯の
 せんとも有_レ之候が、昔は右のごとき腰帯をいたし
 候事相見候、當時は只假粧のみにて腰帯の役目無_レ之
 候、

八、湯屋の事

町家に前々より男女入込湯有_レ之、又女中湯といつて
 女計入候湯も、三丁に壹軒位づ、有_レ之候が、女の氣
 性に依て、女中湯は込合候てやかましき坏と云て、男
 湯へ入込候ものも有_レ之、右に付候ては猥成事も間々
 有_レ之候由の處、寛政三亥年二月十五日より、男女入
 込停止被_レ仰出、乳呑の外女一切入申間敷旨被_レ仰渡
 候に付、入湯込合候儀も自然に薄く罷成候、以前入
 込の節は若き女など入候へば、風呂の内押合候て甚
 困り申候由、然る處唯今迄男湯計にて候湯屋も、女湯
 願候て拵へ、追々所々え女湯出来致し候へば、女中も
 こまり候儀も無_レ之候、湯錢の儀は安永二三年の比

九、婦人の髪のたばさしの事

では、薪も高價に無_レ之哉、町家にて大勢入湯いたし
 候内にては、壹人前五十文より高きは無_レ之、其後追
 追に高價に相成、壹人前七十二文位にて一ケ月留湯
 いたし候由、其比は壹人前六文子供四文と申札出し
 申候、湯札の儀は百文に二十四枚致し候を覺居申候、
 又其後追々に上_レ候て、壹人前八文子供六文と相成、
 當時は十文と罷成候へ共、兎角に前々より定錢通り
 は出し不_レ申、無錢の者有_レ之候故引合不_レ申候由、安
 永五六のはやり歌に、
 「さよつたよふでさまらぬは、湯やの張札と直段附、
 右の唄をうたひ申候、且又四十ヶ年程以前(寶曆中頃)まで
 は、湯屋の入口の屋根に、木にて拵候矢を看板に出し
 置申候、是は湯屋を新規に拵候へば、穢多彈左衛門
 方え罷越相届け、先づ一旦は留候へども強て申入候
 へば、其節此看板を遣候由、湯屋は彈左衛門手下の渡
 世、如_レ斯致來候由世上にて風聞いたし候、或時我等
 彈左衛門山緒書と申て相見せ候に付見候處、彼が下
 の商賣數多有_レ之、後は矢の再建も不_レ致、世上にてい
 かに申ふれ候得ば、不_レ出も道理かと存候、我等な
 ど覺え候て所々に有_レ之候を覺居申候、

三十七八ヶ年以前(寶曆中頃)迄は、女中のつむりに鯨にて
 たばの裏より撮つまの所へ差込候たばさし流行、先の所
 は鬚の所へ出候付櫛にて隠申候、當時はやり候びん
 さしは無_レ之、鬚をば櫛にてかき出し申候、其後明和
 三戌年の比より、びんさしといふものはやり、初めは
 鯨にて兩方より差込、不_レ見よふに入候が、後には本
 意を失ひ鼈甲又は銀にて兩方より差込にいたし、兩
 端へ小さ成蝶など附候も有_レ之候、此鬚さし流行出し
 候てより、自然と右差込候たばさしをば入不_レ申候、
 又其後ふくろたばといつて雄おとこの尻を見るやうにゆひ
 申候、又其後寛政元酉年の比より、右の袋たばの眞
 に、當時はやり候鳥賊の中に有_レ之候、鳶鳥の如くなる
 眞を入ゆひ申候、又當時流行致し候ちんころかけ、し
 らが元ゆひも安永六酉年比より賣出し候、追々に花
 美に相成申候、百四十ヶ年程以前(天明中頃)迄は、伽羅
 の油屋といふもの無_レ之、藥種屋え油を調ひに遣し、
 元結も無_レ之に付手よりに致し遣候由、夫に引競候へ
 ば、御治世の難_レ有_レさにさまぐの榮耀道具出来、中
 にも白髮元結などは直段も高價にて、いかに無益

の品に候、是等の類數多相見申候、

十、神田明神獅子頭之事

毎年六月に至候へば、神田明神の社地より天王の神輿、中橋南傳馬町へ鎮座、此渡御の時毎年御本丸大手御橋の中程え神輿を卸し、獅子二頭を冠木御門之際迄舞込候て、頭を合せ候が毎年の仕來にて、大手御門番よりは供物を捧げ神酒青銅を備候處、寛政三亥年六月七日より、獅子舞込候事相止申候、これは其比彼是御改正有之候儀に候哉と被_レ存候、供物は以前之通りさへ候由に御座候、

十一、瀬戸物焼繼之事

當時所々に有之候瀬戸物やきつぎの元祖は、竹川町東側角に大和屋傳七といふもの、小さな見世にて寛政二戌年より相始り候處、半年も不立内に所々に仕方を考へ、類見世夥敷出來致し候、元祖は當時何れへ離散致候哉相見不申候、元祖は大道を呼ありきは致不申候、且又世上に看板を書せ候事はやり候、元祖は淺草諏訪町西側に罷在、寛政元酉年の比より、舟宿たばこや御料理御取肴御奈良茶など、障子に紙も彼方より出し張候て、好之通書候て渡世といた

し候、此看板書は當時は並木町東側に、見世は撞木商賣いたし、自分は日々渡世に罷出、速與三兵衛俸與三次といつて、至て能筆にて有之候、かれ手の風を似せ山の手邊などあるき申候、下町邊など書候手跡の不_レ宜は、與三兵衛弟子御座候、江戸中端々迄大概此商賣の類は、何れも此看板書に認させ候也、

十二、狂歌流行の事

近頃世上に狂歌はやり、さまざま面白き狂名を付候事、古き事にて無_レ之、尤狂歌は古より有_レ之候得共、名を面白く付候は安永九子年比よりの事にて、其後に追々發向いたし、讀人に名人出候て、天明三卯年本芝貳丁目濱邊に住る人にて、狂名を濱邊の黒人といひしが、髪をおろし弘めの時に、京橋に伊勢屋勝といふ茶屋にて、狂歌興行致し候節などは至てにぎやかにて、此黒人は下手には候へども、近世發向の祖也、後にも興行有_レ之、會席などは花美の事にて、歌讀上げいたし候時は、先生分の人の歌は二返づ、樂屋にて讀上げ致し候由、其比何者が申候哉、狂歌の會あまり花美にて、興行の席へ取方罷越、被_レ召捕候と風説いたし候付、黒人我等方へ罷越申聞候は、如斯

風聞いたし候が、御聞及は無_レ之哉と申聞候、いかにも其比は花美の事と相聞候、其比讀人の先生と申は、四方赤良、明樂菅江、元の李阿彌、濱邊の黒人、宿屋の飯盛、しかつべの眞顔後に四方の眞顔といふ、何れも達人にて弟子も多く有_レ之候、就_レ中文才に秀候は四方先生にて、別號を恍惚先生と云、世に狂詩を作り初めしは此仁にて、太田直次郎と申て、牛込組の御徒にてよく世人の知る所也、寛政九巳年秀能に依て、支配勘定被_レ仰付候由傳聞申候、何れも狂歌の草紙は此赤良の作にて、世にもてはやし申候、右黒人は俗名斯波桃翁といふて、齒を鐵漿にて染候法師にて有_レ之候、即席の狂歌は至て早く讀候達人也、

十三、扇賣の事

五十四五ヶ年も以前迄は、夏氣に相成候へは扇子賣殊之外花美に仕立、伊達成浴衣を着し、地紙形の薄き箱を高く重ね、これを肩にのせ大き成扇子を笠の替りに鬻し賣來り申候由、老母の御嘶有_レ之候、我等存候ても幼年の比まで、其形も有_レ之候様かすかに覺申候、

十四、灸治の事

大人小兒とも灸治いたし候に、我等など幼年の時分迄は、當時のごとく大中小小兒などいふ艾は曾て無_レ之、大體は袋艾を調へひねり申候、是はちりげこれは筋かひこれは腹杯と、皆一ヶ所々々にわけ置する候も、ちりげ計をする又其下をする、一と所々にすゑ申候が、毎の比には其事もやみ、是非線香にてすゑ候事に相成申候、もぐさ屋も通旅籠丁三升屋平左衛門に有_レ之候外は、餘り無_レ之様に覺申候、近來は世上にもぐさ見世多く出來申候、夫に付三十五ヶ年以前(和)小船町邊にて、三升屋平左衛門の艾を似せ候て商賣いたし候處、平左衛門より及_レ公訴、申分難_レ相分たしか遠島に被_レ仰付候由覺居申候、さすれば世上に類見世少きかと被_レ存候、

十五、江戸惣家主共え御褒美の事

江戸町中惣家主へ、去冬中より火の元出精いたし候付、寛政三亥年正月廿八日爲_レ御褒美、白銀貳百拾八枚被_レ下置候、右銀高割合候て頂戴致し候處、壹人分三分四厘八毛に當り候由承り申候、是を以人數を相考候得ば、惣家主の人數貳萬六千九百三拾六人と相見申候、また右人數を以、凡壹町に家主平均十七人と

して、町敷を考候得ば、千五百八十四町と罷成候、町の配當の次第に甲乙は可有之候へども、右壹人分當には相違も無之候、御褒美被下候義、近代には稀に御座候間記置候、

十六、五月幟の事

我等幼年の時分は、五月の幟武家町家とも當時より一體大きな方と覺申候、町家杯にては竿を丸太にていたし杭も立派に拵、唐木綿の巾廣又は二巾なとにいたし候を建申候、身上宜しきものは大き成方を建るを勝といたし候、尤立候時は近所中寄集候て建申候、當時は右體の大成は見當り不申候、一體に小き方に成候様覺申候、其上三十年程以前(明)のはやりのものにて、座敷え建候小幟當時専流行いたし候、五十年程以前(寛)迄は、紙の大幟え高砂のぢ、ば、眞鳥兼道、佐々木棍原などの繪の板行にいたし候を、赤く色どり候を建候も間々有之候、近比は賣買にも相見不申候、むかしは町家杯にては、右の板行に致し候紙幟計建候處、追々に上のを見習ひ、町家にては木綿の幟を建候様に成行候と相見、是も紙幟の類にて候、去に依て今に紙幟を壹本是非交候て建候事は、そ

十七、衣服裏地の事

衣類の裏五十ヶ年以前は(延)淺黄裏を着いたし候由、其後寶曆十二三年の比迄は萌黄裏をはやり、其後御納戸茶裏に相成、當時の花色裏は二十五ヶ年程以前(安)より、追々に流行いたし候て今にすたり不申候、惣ての事實意ならねば覺め安きものにて、此花色第一徳用向にて、身上へ對し候ては實意の色故、何様の色はやり候ても今にすたり不申哉と存候也、

十八、たばこの事

我等など母の物語にて承候へば、以前は人の方へ參り候て、多葉粉入并させる等取出し、たばこを吞候事はいたさぬ事の様に、武家町家ともありしが、いつの比よりか喜世留煙草入を持參致し、吞候様に罷成候由、去によつて近頃は一向に見當り不申候が、古き家々には多葉粉盆に煙草箱と灰吹とさせると揃ひ候て有之候、六十年程以前(元)は右様の事にて、五十年前迄は(延)多葉粉入は持參致し候へ共、喜世留は決して持參不致候由、右に寄て考候へば、客來有之候節たばこ盆に銘々させる無之を、彼は世話あられ候

事は、昔かたぎの所と被存候、

十九、小道具見世并茶漬見世の事

通町筋其外町々に、重箱膳碗食籠など賣候中道具見世、近來夥敷所々に有之候、我等など覺候ては、安永五六の比より類見世多く相成、就中寛政五六の比より至て多相成申候、茶漬見世なども元は安永元の比、淺草並木町の内左側に、海道茶漬と書し行燈を出し有之、其他はあまり見當り不申候が、近年は所々に類見世多相成申候、此等の類品々有之候へども、筆紙に難盡に付略之、

二十、七夕の色紙短冊の事

毎年七夕に色紙短冊を賣來申候、是も廿四五か年程以前(安)の事にて、我等など幼年の時分は無之候、又孟蘭盆の杉のませ垣なども、廿ヶ年程以來の事にて以前は無之候、且又祖師の綿帽子など賣來候も、十二三ヶ年も以來、雛の樟腦は漸く六七ヶ年以來、蒼朮は我等など幼年の時分より賣來申候、右體の類數多有之候間筆を立かね候、

廿一、富士山焼出し候事

安永八亥年十月富士山焼候由にて、江戸中え鼠色の

灰降り申候、我等其節は日光表え罷越候付、件の灰を狀の中え封入母方より遣申候、日光表へも件の灰より御修復出來榮の前にて、銅御屋根の上黒漆にて塗候上へふり積候て、大きに困り候由、たしか二三日降り候様に覺候、一日は餘程降り候て、傘をさし旅宿へ歸り候を覺居申候、江戸にては震動いたし、障子などびり／＼致し候て、安堵致し不申由便の節申越候、

廿二、淺間山焼候事

天明三卯年淺間山焼候儀有之、天曇薄間に成候て晝夜をわかつたず、薄嵐ともいふべき色の砂降り、又半分白く半分黒き色ふり申候、其故いかんといふに、金を堀候とて試に山を少々堀かゝり候由、夫より何となく山焼出し、追日甚敷相成硫黄にて焼候に付、熱湯と成て泥の如くに成押出し、田畑民家共一面の泥の熱海と相成、是を山津波といふ、民家悉く打潰し、人馬夥敷即死す、田畑埋地と成事數不不知、江戸よりも早速爲見分、御勘定吟味役根岸九郎左衛門殿、其他御役人衆中被相越候由、其節燒候石を見申候處、輕石の様に成石の性は無之候、其砌芝濱御殿脇などへ、輕石の如成餘程の石濱遊え打寄申候由、後我等行

徳邊へ罷越、歸りに舟にて通候節、市川御番所手前に
 毘沙門洲と號け候處有之、船頭申候は、以前淺間山
 燒候節、此洲僅の洲に有之候處、人馬悉流來候て此
 洲に掛り、如斯大なる洲と相成申候、所の者打寄施
 俄鬼致せし、今思ひ出せばおそろしき事と語申候、右
 山津波に付飢餓に及候故、早速に御救ひの御手當被
 仰付候由、夥敷潰地と罷成候付、上之御損毛は勿論、
 大小名に至迄大双成義候由承り申候、

廿三、芝居切落し札の事

當時都傳内座元は中村勘三郎、桐長相座元は市村羽
 左衛門、兩座共に寛政五丑年名題替候が、昔は切落の
 真中に大柱有之候由、我等抔覺候ては、寶曆十辰年
 大火の砌の類焼後は其柱無之候、其砌勘三郎は大柱
 抜候普請に取掛り候中燒候と覺申候、且又切落札も
 當時は至て小く成、其上右札を木戸の者割込候て、銘
 銘札を出した出たと申聞引上げ候、我等など幼年
 の比は、切落札長七寸巾壹尺八分位も有之候て、板
 も厚き札にて其日限りにいたし、引上げ候事も無之
 候が、廿四五ヶ年以前(安永)より、今の切落札に相成候
 様覺申候、切落も今よりは廣く有之候が、今は申分

け計に切落を殘し、皆土間棧敷と相成候、棧敷の儀も
 類焼の度々にせまく相成申候、且目黒火事の砌、我等
 存候大工勘三郎普請請負候處、一式四百五拾兩にて
 請合、尤其節は大火後故材木も高直、其上八月の大風
 雨に吹倒、隣に有之候土藏の屋根へ梁落、旁以引足
 不申候段申聞候、其後類焼の節承候處、貳百八拾兩
 にて請合候もの有之候由承候、是等も嘶の都合にも
 成候間記置申候、

廿四、諸家留守居寄合停止之事

町々に料理茶屋有之、住居も至て手廣にて、諸家の
 留守居に不限、外寄合などもいたし候茶屋有之、こ
 れを號けて留守居茶屋といふ、諸家の留守居皆定且
 那にて、普請等も致し候節拜借など願ひ合力を受、平
 生留守居中計にて渡世致來候處、寛政元酉年九月十
 八日左の趣被仰渡候、

越中守殿西九月十八日御渡候御書付寫

諸家留守居役寄合等有之、彼是物入多き趣相聞、
 右は畢竟主人勤向の儀申合事に可有之處、振舞
 同様の姿に相聞不束の次第に候、當時何方にても
 儉約相用ひ、既に不如意の趣に付、省略又は被

申聞候品等有之、主人々々の出會等は事輕趣
 にも相聞候處、右家來共寄合の節は、及三手重候
 儀一體不三相濟事に候、殊に組合一統申合新役組
 入等物入多にも至、又は主人の家政差障にも相聞
 如何敷事に候、溜詰并外家に寄、以前より組合無
 之家も相應に相辨候儀、家々に近例も有之儀、其
 上多年外々類例書面等も可有之儀に候得ば、多
 分可申儀も有之之間敷候、其家の近例相用候得ば、
 以後家格も流不申手堅方に有之候、其上にも不
 相分儀は主人々々の間柄、又は同席等の類役えは
 縦令組合に無之、未だ面會致し不申候共、其時に
 及三掛合候は、敢て用向差支候儀は有之之間敷、
 何れ主人之用向殊に公邊の勤合に候得ば、寄合
 出會常々無之候ても、問合等等閑に可致儀は決
 て無之儀に候、類役是迄度々寄合等致、勤向の儀
 取調候上は、敢て老中迄内意相伺候にも及申聞敷
 候處、近年は届同等に至迄、毎々老中之内意伺候仕
 來に候上は、寄合等相止手切同様に取調候共、格別
 手違は有之之間敷哉に候、内意云聞候節たとひ少々
 不行届の事候共、不敬の主意に無之儀は敢て不

苦儀、況や議理さへ相譯候は、文段等の儀は如
 何様にても相濟候間、以來組合寄合の儀勝手次第
 相止可申候、右寄合相止候て、外留守居役えの間
 合有之節、差支の儀有之候は、其趣き先方えも
 届の品に寄、老中えも其旨内意可仕申聞候、尤
 此旨留守居の者えも被申付置、組合等致不申候
 ては、此書面の外に差支候儀も候は、其節内意
 被申聞、次第、尙又可及三差圖候、
 右の通の御書付出候に付、右茶屋の分五步通は取續
 難成哉、外渡世に仕替候、右留守居寄合には島臺に
 菊の造花など至、夫え平生調寶の品か、又は小菊紙な
 ど積上候て引ものとし、段々手重に相成候て、我等な
 ど知る人の許へ振舞の歸りがけに立寄候者有之、件
 の引物の出候に付これを見候處、唐銅の手あぶりを
 出申候が、餘程手重の品と覺申候、新役組入は勿論
 其外參會にても、女藝者五人か六人は是非有之候
 て、大騒ぎの體に見受申候、表には駕籠并供廻にて、
 狭き所は往來も難、通程の事に候、我等などの存候兩
 國の橋向に佃屋と云茶屋、地代も安候に付幸ひ中洲
 發向故、兩國より大き成住居を引候時、皆出入の留守

居中より出金有之普請出来候由、且又松平大隅守殿留守居高橋平五左衛門と云人有、身持不埒に付主人より役儀被取上候處、其組合の留守居中より願出候に付、意には不任候得共、是非了簡を被致候候はでは不_三相成_二事に成行、一度と二度了簡被_レ致留守居相勤居候處、終に出奔いたし候、不埒有_レ之候ても主人の自由にも難_レ致由承り及申候、

廿五、腰掛茶屋の事

兩町奉行衆腰掛に、茶屋といふもの三人宛有_レ之、公事訴訟人罷出候得ば荒庭を借り候が、壹枚に付廿四文宛取候て茶を出し、それ_レに茶代取て石焼豆腐杯賣り申候、此石焼豆腐は名代にて風味宜敷由に候、其風味能と申は罷出候もの、酒肴辨當など持参いたし、右酒の残かかとうふへ入候に付、能風味の由に候、然處南の方池田筑後守殿、北の方初鹿野河内守殿御勤役中、寛政三亥年四月六日より、茶并敷物公儀より被_レ下、是迄渡世致來候六人の者共えは、爲_三御手當_二金百七拾兩被_レ下、壹人に付御給金貳兩貳歩爲_三飯米_二代金六兩づ_レ被_レ下候由、最右茶屋株の讓渡し致候時は、壹軒にて七十四五兩より出し、多きは百兩近

くも致候由及_レ承候、此時より腰掛え酒肴杯持参候義は勿論、種々の御制禁有_レ之儀を掛板に認有_レ之由、以前は大造成辨當など持参いたし、名主杯は歸りに茶屋へ寄、馳走いたし候由、一日に番所の三口も有_レ之候へば、一口は辨當にて取寄、餅菓子まで付遣し、残り二口は代にて取候處、右の類ひしと相止候由也、

廿六、町家葬禮の事

當巳年より五十二三ヶ年も以前_(享)迄は、町家にて葬禮の節、身上の次第に依て女乗物宜は十四五挺も立、丸わたを冠り候女の供などつれ候て供に立申候、又往來を通り候を見ても、能身上と見えて夥敷乗物など、申候、老母などの御咄あられ候、又町家にて不幸有_レ之候へば、戸をさし遠慮をいたし、忌明け候前夜に返禮と號て、寺え葬禮の節参り吳候程の者の門々え罷越、内え不_レ入して上下を着し兩三人召連、箱挑灯を燃し、此間は遠方の處或は態々御越被_レ下、御苦勞忝段申入返禮を述候、此義我等など幼年の比迄、乗物はわづか一二挺も有_レ之候が、上下着し先供は、身上の宜は一町程も續申候、返禮の儀は三十五ヶ年程

以前_(和)より追々に相止み、寺にて挨拶致候様に罷成申候、其後寛政三亥年五月左の通被_レ仰渡_レ候、其節町奉行衆南の方池田筑後守殿、北の方初鹿野河内守殿御勤役中、町々え御觸有_レ之候、

葬禮佛事有徳の輩たりとも、目に不_レ立候様に成程軽く可_レ致旨、寛文八申年三月相觸候處、年久敷儀故心得違候哉、身分不相應大造に執行候者も有_レ之趣相聞候、以來葬送の節忌掛の者計麻上下着用可_レ致候、且右節懸意の者又は町内組合等の故を以、大勢附添参候儀堅相止可_レ申候、無_レ據子細有_レ之者候は、四五人を可_レ限候、いづれも葬送并法事等迄成程輕可_レ致候、若相背候は、急度可_三申付_二候、

五月

如_レ此御觸有_レ之候に付、上下の先供はひしと相止、無_レ據ものは袴羽織にて罷越申候、人數も至て少く相成候事に有_レ之候處、此比は袴羽織にて先供いたし候も餘程多相見申候、我等幼年の比迄は、棺の上へ其人の着料の紋付の小袖など、身上相應の者も掛候が、掛無垢といふもの所々にて賣候てよりこのかた、誰一人着料の小袖を懸候を見掛不_レ申候、又六道錢と言て前

には棺の内へ錢六文づゝ入候由、これは享保年中御停止被_レ仰付_レ候てより、當時に於ても入不_レ申候、且又施主に立候者并旋主同様の者など、廿ヶ年程以前_(永)迄は剪髮の心持にや、鬘の元結をはね候て供に立候が、今は元結を不_レ切髮の上を紙にて結び置候、何故に候や一向難_レ辨候、元ゆひをはね候と申も、殉死剪髮の類に准じ、町家にて剪髮いたし候ては、明日より渡世難_レ成に付其事行はれず、せめてもの事に剪髮こそ成間敷に、そのまねびなりと志の厚きを運び候心えにて、前々より元ゆひをはね候と相見候、それを其元をも不_レ辨、只世上の人鬘をはね候故我もはね候と心得、その心根よりは後に結び候も世話故、元結をも不_レ切紙にて巻置候と相見候、あまり敷敷事に候、又棺の上の掛もの、儀も、古來は人の氣質律儀にて、實に天を恐れ有合の品の内見苦敷く無_レ之もの、恐を省かけ申候と相見へ候、夫を只見えに掛候と心得、中には死で行に壹枚ものも着てゆき候事いたさぬといふは外聞惡敷と心得、恐事は外に成、只見えに懸候様に罷成、身上の宜ものは白無垢を重ね候て新敷仕立懸け、或は施主水上下を對に着いたし、棺をかき候者も

對の小紋石持の上下など着し、寺の和尚は本格にて先供に立、只立派而已に拘りかなしみ事は外に成、手輕き白強飯などいたし候ものも、奈良漬の香物を付、身上宜敷は蒸菓子を出し、寺中にいたり候得ば音楽にて練候類有之候が、御觸有之候てより是等の類相止申候、乍ら此節は上下着の供も餘程相見申候、

廿七、町中御改正の事

寛政三亥年四月町々御改正に付、天明五巳年より西年まで五ヶ年間、町人用しらべ方の御振合の下書出、定式臨時とも巨細に認め差出候様被_二仰渡候處、右町入用の中には不正の儀有之、名主を始めとして書面に難_レ出儀有之、所々の町中上を下へ混雜いたし候、然處巨細に難_レ認分は、町入用の帳面えそのヶ所を白紙にて掛ヶ紙いたし、差出様被_二仰渡候に付、夫より漸取調出來申候、中には五ヶ年の中の事に候へば、帳面紛失も有之、名主など甚心痛いたし、其上不正の筋も有之候へば、平生の大口とは引替息の音も不_レ出由、右五ヶ年分平均一ヶ年分、町入用を定式臨時と内を分け、又此以後爲人足番人等繪分、炭茶筆墨に至迄可_レ成丈相減候、町入用何程と取調、定式臨時

とも此未定高に致し、五ヶ年分平均の町入用と差引いたし、當時改正の方何程減候を見候上にて、右減の金高の内七歩は公儀え上納、貳歩は地主え被_レ下、壹歩は町内へ積金に致し置、臨時入用の節可_レ出旨被_二仰渡、右七歩の上納金え、公儀より金千兩御差加金被_レ成、向柳原に大成土藏を御建、粃米を御買上被_二仰付、飢饉の御手當に御園被_二仰付、於_二淺草御役所を御立、御丹誠被_二下置候へば、天明七の如く飢饉に逢候氣遣は無_レ之と、諸人安堵致し候義、御治世の御代偏に御仁惠の難_レ有_レ事言語に述べたし、此儀も經濟錄にて見かけ申候、扱七歩の金にて粃御買上の餘金有_レ之候哉、利足五十兩に付壹歩の割合を以、家質等に御貸し付有_レ之候、御改正御仕方の書面を板行に致し、壹冊の價□□地主え被_二下置候、此時分町内に壹本づ、纏有_レ之、當番に當り候へば大綱壹本差出、馬連も銀箔にて金箔など遣ひ有_レ之候處、組合限りに壹本に成、大き二尺に限り白漆塗に成、火の見も數少なにいたし候様被_二仰付候に付、所々に柱四本立候火の見槽など取拂ひ、自身番も手狭に致し建廣げ中間敷旨被_二仰渡、番屋へ詰候儀も御成風烈格別

の儀は詰合、其外は冬春共に詰候に不_レ及、町抱の者革羽織相止木綿法被_二相成候、元は抱爲の革羽織は背に大きくいろは印を漆にて書付、島などにふすべ立派成を着し、格別の節ははれ着の様に用ひ申候、決て火事場へは着いたし不_レ申候、龍吐水は公儀より御預被_レ置候處、此度被_二下切に相成申候、腰懸の薄縁湯茶等公儀より被_レ下、手あやまち十間餘の分は可_二相届、小火の分は不_レ及、届旨被_二仰渡、捨子は十才迄の内病死の節は、元町の町役人共より相届、病體於_二相分は、檢使中間敷旨被_二仰渡、上水道造の外は町奉行所掛に相成候旨被_二仰渡候、以前は看板を立又は木戸普請一切に道に拘候儀は、御普請奉行所へ相届候處、右之如く罷成候に付手輕に相成候、家主は五間口を壹人役と定、三間にても壹人にていたし來候處、十五間口迄は壹人付にて宜き旨被_二仰渡、祭禮も以前は若者錦或は縮緬など着致し萬度持候處、萬度停止被_二仰付、附ヶ祭も以前は大方一本の出しに一つ宛有_レ之候處、惣體にて神樂壹組外二組に限り、付ヶ祭可_レ出旨被_二仰渡、町屋敷賣買の弘めも、歩一金百兩に付貳兩、名主え銀貳枚五人組へ金百疋づ、其外は決て

致間敷旨被_二仰渡候、以前は名主の女房悴草履取下女居候まで祝儀を取、其外にも彼是名を付け祝儀取候に付、賣家有_レ之候と十二三兩程づ、には相成候由、又神佛開帳の節納もの、出家社人奉加帳など持參、無理に勸候者有_レ之渡世の妨に成候付、其意に任せ候類有_レ之不_レ埒に候、以來右體の者有_レ之候は、書付印封いたし、當人壹人にて御番所え可_二差出、夫々御仕置可_レ被_二仰付、旨被_二仰渡候、其外種々の儀有_レ之候へども大略記_レ之、且以前は町年寄より出候書付には、都て町年寄三人と認出候處、此節より町年寄役所と認申候、樽屋與左衛門も屋の字を取樽と罷成、與力上座を被_二仰付候、尤以前は與力上座にて有_レ之候處、たしか依田豊前守殿御勤役中、下座に成候様に咄傳承り候、且又此時より致し組合限の肝煎名主といふもの出來致し候、以前は名主自分地面に罷在候者は、町入用は不_レ出罷在候處、此節より町入用出し候様に罷成候、

廿八、諸集語之事

忠臣孝行の道は兼て合點も可_レ致なれども、兎角己が體を己が身と思ふ故様々の事起り候、先づ身體髮膚

受之父母とあれば、髪の毛一筋はだへの細成もの迄も、一切己がものにあらず、皆父母より受し預りもの、體也、されば親よりゆるさねば、自分の身にてても自分の自由には成間敷候、いづれへ行候か又は是を調度と思ひ候ても、親よりゆるしなき時は其事を調事いたされまじく候、夫を己が身と心得如何様にしても能と心得、我儘に致候は大き成不孝にて、身を亡の基にて候、たとへ己が家督に成候とも、己が身上にては無之、矢張父母より預りものに候へば、此所え目を付候事肝要に候、君に仕へ奉る儀も、不肖の身に蒙御宛行、その君恩によつて妻子に至迄露命を繋ぎ候へば、身體は不_レ及_レ申箸壹本たりとも、己がものにて無_レ之候、それを己體と心得候故心得違出、若き身として或は不動、或はするきなど、いはれ候は心外の至りに候、安穩に露命を繋ぎ候は何の爲といふに、是皆御奉公を勤候故、御恩録も被_二下置_一候義、夫に恐多くもあく迄御奉公を可_レ仕とは不_レ奉_レ存、不奉公を致し、其不奉公より様々の悪事を作り候様に成行候ては、恩録の御罰天の御罰も忽ち蒙るもの也、これといふも己が體と心得候故、右體の事も出来いた

し候、此儀一切に通じ候間、必身體は命の終る迄は父母より預りもの、怪我ならぬものといふ事能々合點可_レ致候、古人の言にも啓_二予手_一啓_二予足_一とあるは則此事にて、身を全ふして死るを孝の終りとするとなり、いづれの書にも厚くしめし有_レ之候へば略_レ之候也、婚儀を整へ妻を嫁り、無_レ程出生も有_レ之候へば、世帯のせはしきに付ては、女房も心安だてが出来、折として夫婦いさかひ致すやから世間にま、有_レ之、出て行けと云ふ出てゆくと云互に争ひ候事、度々歴歴杯にも見懸申候、我等など女房は外に力なきものなれば、随分と不便をかけ遣し、其規の越ざるやうに致こと専要に候、わるく致し候へばそれへ付込たがるものにて候へば、其所の掛引肝要に候、第一夫婦いさかひは家の大なる不吉にて、至て下品の至りに候、出て行けといふ程の事あらば、其口にて直に暇可_レ遣候、暇遣し候は、誰が詫言申せばとて、決て返し申間敷候、最初女房持候節、此事能合點いたし婚儀可_レ調候、輕からの禮儀に候へばこそ、至て輕きものにてても急度婚儀は調ひ候、それに假名まじりも讀候程の者など、夫婦いさかひ致候事言語同斷の事に候、都てい

さかひと申も元は禮儀正しからの故の事より初り、心安だてが過候故の儀に候間、夫婦の中にてても急度禮義は可_レ糺候、其方達も可_レ存候が、我等などつひに壹度にててもいさかひいたし候事無_レ之、誰一人の耳へ入彼是と口をそへ候など、申事は決て無_レ之候、それに付附合の句、

女房にほれて家内安全

如_レ斯句有_レ之候、成程家内安全に候、女房にほるゝといふも色情の意には無_レ之、夫婦の中睦敷その心ばせに惚_レる故、自然と家内も穩に治り安全に候、猥り成こといさかひいたし候事、大方は貧賤より起り候事まま有_レ之ものに候間、能々勤辨致し質素儉約を相守、身上大切に可_レ致候、子供など育候事も、其方達には世上にて流行候はいこま博多獨樂など、決て爲_レ持不_レ申候、紙鳶なども上げさせ不_レ申候、去によつてこまの廻しやう知間敷候、博多こまといふは眞棒のかね出候故、ゑて怪我有たがるものにて、足などへ踏立候事間々有_レ之、其上投げ候間人に中り候事も難_レ計、紙鳶の事も小さ成計あげ不_レ申、自づと大人の手に懸、得て争論のたねと成基に候間、是等の品は此末決て

禁じ候、兎角友あしく候へば不_レ宜候間、其勘辨肝要にて候、己が數奇の事を致させ、内にて遊をるにしくは無_レ之候、孟子の御母は友あしきとて所を替させられ、御育ありし由、昔より友達次第にて其風を學ものに候間、内へ付置にしくは無_レ之候、何程諸事に達候とも、家事の取締あしくては、いか程ものを讀候ても、なんの役に立ぬ事にて候、兎角夫婦の中むつまじく致し、家内安全に相續いたす事専要に候と也、都ての事後程可_レ致といふ事も、前方に致置様に一切心懸可_レ申候、萬事前方々と心懸候へば、差當り不_レ躓ものにて、我等など土藏の用心土を、至て長閑か雨天とさへいへばこね置候様に心懸候、ケ様に心懸候へば食事を致し候間も心せわしく、折にふれては手廻しに致候事、其役もなさず無茶の事と思ひ候へ共、時としては大きに利運を得候事有_レ之候、暮し方に至り候ても薪木など前方に取置、程よく潤し候て焚申候、生木は至て損成もの候、味噌なども手前づきは徳用といへども、生なれる内に遣ひ候へば、やはり買味噌も同前にて、なれ過る程にしてこそ徳用とは申にて候、是等の手當前方に可_レ心懸候、

右にいへる不如意に成候へば、おのづと暮方も不都合に相成候間、其事を知りつゝ、行ひがたく候、夫に付ても身上の繰廻し、唯借金をせぬ様に心得、暮し方致候事肝要に候、兎角能人と交り誰は暮方に功者、誰は理害の分る人など、撰びて可學候、朋友は勿論親敷人には厚心ざしを運び、常は遠々敷いたし候とも、何事ぞ有之時は随分志を厚する事、人たるもの、心掛の第一也、扱又召仕は勿論或は出入いたし候者などへも、随分心を配り、病氣坏の節は手當等心を付候様に、別て可心掛候、暮し方などは中々筆に述候ても、其通りにはいかぬものに候へども、乍去何事によらず實意の真棒の一つにて、繰廻しも能成もの候、其真棒と申は譬ば借金有之、其借金をつましくいたし、過半拂候内に非常の事に逢ひ、又元の借金高程に成、爰に於てもはやなんの真棒したればとて、無益の事と心付やいなや、忽ち身上破滅の基に候、爰が實意の真棒の所にて候、初めの借金をつましくして拂候事は、誰も致事にて不珍候、夫を真棒とは申さぬにて候、此事手短く可申候、左の歌にて合點可致候、ならぬ真棒するが真棒にて候、

堪忍のなる堪忍はたれもせめ
ならぬ堪忍するが堪忍

如斯有之、意の如く真棒に引くらべ、讀かへ候ても同じ道理にて、真棒の成真棒は誰もせめならぬ真棒するが真棒、兎角に一生涯の内には、爰が真棒と申事爰が堪忍と申事、是非有之ものにて、其真棒を右いへる通りなんのと心付がいなや、身上滅亡の基に候、左様の時は爰が真棒と心付事肝要の第一に候、身の落ぶれる事も弃捐ヶ條に認候通に候へば萬事致し、親類朋友は勿論、世人えも實意を以交りを結べし、不實をなすといつか天道能見玉ひて、御罰をあたへ玉ふ也、今日人に不實をせず、謀計を以人を欺かず、己が身を正しくして衣食住に奢を極めず、酒を不飲博奕をせず、遊女狂ひをせず人に不實をせず、御奉公を大切に勤め、その上にて不幸事來り候へば、天の作す所にして其災難逃、不實をさへせねば天道も御見捨は無之、人も見捨はせぬものにて候、且又酒は年比に成候ても必飲べからず、酒故に家滅亡に及候類もま、有之、酒故に借金も出來、酒故に不實も出來、一つとして能事は無之ものにて候間、酒は堅く飲べか

らす候、酒を飲ねば附合いたし難くと申族有之候はば、その人はどふで眞性の人にては無之候間、附合致間敷候、とても百薬の長たりといふ様には飲ぬものに候間、決して堅く禁じ候、悪敷ものなればこそ、日本國中數萬の人の親が、子に酒をのめと勧め候ものは壹人も無之候、是にて早く合點可致候、右にいふごとく此酒の事に付ても、身體は預りものと氣の付候は、自分も自由に飲候事いたされまじく候、萬事に付此身は預りものといふ事、片時も忘るべからず、返すくも酒は堅く禁じ候、まだ申殘候、食物多中に河豚を食候ものと、沖釣を好候者と同じ事にて、決して食はぬもの決めていたさぬ樂にて候、長くいふにも不及、此二品とも好候者は大不忠不孝の至極にて、是を世の怪洞者とは申にて候、決して兩様とも急度禁じ候事也、

如斯の愚案の筆を心計にかく迄綴り候、元より愚味なれば文讀もあとや先に候間、繰返し能讀候て合點可致候、此外に種々書のせたまき事有之候得とも、氣根も薄成候間、猶追て可認候、其

方達も心懸候て此末書繼可申候、是もやくにも立の様に成事に候へども、咄の都合にも成、又心得て可然事も有之候得ば、折々は讀候て常に忘るべからず、唯兄弟の中は相互に調へあひ候て、不宣事は異見を加へ家を全く可致候、公儀御條目にも、親子兄弟夫婦を初め、諸親類に親敷下人に至迄これをあはれむべしと有之候得ば、是等の趣能々相辨可申候、古人すら期月も不能守と仰あれば、中々口に述候様には難守ものに候得共、かくまで心得致し置候へば、過半の心得違は無之ものにて候、是は親の認被置候敷の事も有之、草紙龜末には難成とさへ、萬事に其心通し候へば、身を治め家を全するの根にて、肝要の第一に候、穴賢、

順有再誌

親子草卷之一一終

近來 嘸の苗

水は自おのづから潺せん、日はおのづから斜せうなる霄壤せうじやう之間にも、折節の災變あり、まゐて人の上には色々の流行はやりごとありて、おかしき事あやしきこと、目にふれ耳に聞きにし、よしなしことをかい付んと、鹿の毛を松の烟けむりにそめて、みだりに咄うたの苗と題だいし、三つが二つの巻とはなんぬ、されど己れが知りたらん程の事は人元よりしるべし、是や河邊に水をひさぎ、山中に薪をうるにひとしく、珍うららし氣けなしとはおもへれど、又今更に止みなんもみづから片腹かたはらいたければ、人のもとめにまかせぬるよしを、始にことわりてよとあなる、其人に代りてちび筆をとれりとしか言、

茲文化十一戌年夏五月白月 市角亭丸人

凡例

一此書僅享和のはじめより、文化九つのとし迄の異説珍事杯を著述せし也、予古きむかしの事を述んとおもへど、愚若おろかなにしておよはず、元より學ばざれば力なし、されば四方の雅客の目にふるべきものにあらず、たゞ幼なき女わらべのなぐさみにもならんかと、咄うたの種に少しく芽を出し侍れば、是なんはなしの苗ならめと、其まゝ巻の題となしはべ

一此書にもれたる事多し、そは後編に出し侍る、巻中の文至つて拙ちよなし、誤字かなづかひの違ひなどおびただし、こは予が愚若おろかななる身なれば詮方なし、閱する人幾重にも免し玉へかし、

文化十一曆甲戌阜月 曉 鐘成

近來 嘸の苗目次

第一之卷

- 一 皇帝御諱之事
- 一 年號改元之事 井に御勅使御參向之事
- 一 天滿宮正遷宮之事 井に御迎ひ舟人形之事
- 一 龍昇天之事
- 一 大佛懸地之事
- 一 住吉反橋再建之事
- 一 惣輪流行之事
- 一 德本上人之事 井に應頂山開基之事
- 一 荒陵山回祿之事 井に舊記之事
- 一 同諸堂假立之事
- 一 風邪流行之事
- 一 忠臣藏七役之事 井に矢口淨留利之事
- 一 廓ねり物之事 井に太夫天神之事
- 一 攝河大洪水之事 井に諸國洪水年曆之事
- 一 御仁政御觸之事
- 一 水災村書之事 井に施行高之事

第二之卷

- 一 洪水見立の事
 - 一 明俵御褒美之事
 - 一 住吉回祿之事
 - 一 瀬川路考乗込みの事 井に蠟甲茶の事
 - 一 奉幣使御參向之事 井に御道すじの事
 - 一 澤上江村白牛之事 井に牛之説
 - 一 麻疹流行の事 井に往古より年曆之事
 - 一 年號改元の事
 - 一 七社奉幣使の事
 - 一 鶴巢をくむ事 井に鶴之説
 - 一 藤井寺開運の事
 - 一 大佛作り物の事
- 第三之卷
- 一 奉幣使御通行の事
 - 一 太夫甘酒之事
 - 一 大童山之事
 - 一 花火御法度之事
 - 一 脚氣種滿流行の事
 - 一 施行御褒美之事
 - 一 葭屋橋成就之事 井に發句の事

- 一 三寶院峯入之事
 - 一 東福寺開帳之事
 - 一 御靈宮燒亡之事
 - 一 道頓堀出火之事
 - 一 諸國大豊年之事 并に稻の名の事
 - 一 東都大火之事 并に御大名類焼屋敷付
 - 一 仙臺錢不通用之事 并に狂歌之事
 - 一 道頓堀出火之事
 - 一 聖護院峯入の事
 - 一 琉球人來朝の事 并に正使副使列書
 - 一 同來朝年曆之事 并に道法之事
- 第四之卷
- 一 金銀融通御仁政の事 並に市中買米の事
 - 一 同石高の事
 - 一 奏頭煎餅流行の事
- 第五之卷
- 一 住吉卯の日祓の事
 - 一 四天王寺鐘鐺の事
 - 一 あじろ笠の事 並に發句の事
 - 一 湖水吹越洪水の事 并に洪水謎の事

- 一 竹田近江追善の事
 - 一 小説本歌舞妓に直す事
 - 一 市紅好の事 并に自來也鞘の事
 - 一 隱賣女御法度の事
 - 一 兩座同狂言の事 并に役者勝負附の事
 - 一 濡燕唱歌の事
 - 一 芝翫東武に下る事
 - 一 泉岳寺開帳の事
 - 一 淺野内匠頭法號の事 并に義士石碑の寫詩文和歌の事
 - 一 一番舟流行の事 并に菱垣舟印の事
 - 一 門松しめ繩御觸の事
- 第六之卷
- 一 能常舞臺之事
 - 一 大相撲繁昌之事
 - 一 廓大火の事 并に方角始めの事
 - 一 猿猴大坂へ着する事 并に見世物の事
 - 一 伊勢御遷宮之事 并に猪參宮の事
 - 一 難波新地新川新建の事 并に新地開發之事
 - 一 住吉社正遷宮の事

近來 嘸の苗卷之一

- 一 半堂大矢數の事
- 一 武庫川炮術の事 并に順番次第附
- 一 市中に毒降噂の事
- 一 升改之事
- 一 難波橋御修葺の事 并に大橋間敷之事
- 一 本朝橋の始り之事
- 一 帋子頭巾流行の事 并に頭巾の解

皇帝御諱之事

自神武天皇第二十二代、今上皇帝は後桃園院の皇子にして、御諱を兼仁と奉稱、明和八辛卯年御降誕、安永九庚子年十二月御即位、則ち御母君は盛化門院御所近衛准三后内也、前公御女也。

因に云、皇帝御諱を兼仁と奉稱、故に京都は勿論諸國々にても、心ある者は奉稱恐て、世事通用の兼の文字を兼かよふに書用ゆ、此故を知らざる者は、あやしき筆法と思ひ侍る人もまゝあり、よく思ひあわせ玉へかし、自神武帝當享和元年迄、年數二千四百八十八年に及ぶ。

年號改元之事

寛政十三年辛酉二月五日、革命によつて年號改元宣下、享和と改たむ、同十三日大坂三郷町中御觸渡し有之、則ち唐土にては嘉慶六年に當る、同三月十四日年號改元に付、伊勢太神宮へ御勅使御參向、花山院右大將愛德卿祭主藤浪二位季忠卿

此外地下之官人數多、道中行列嚴重にして美
美しき事共也、列書は略之、

同十八日、彼地において奉幣の御儀式有之、
大化より享和元年まで
千九十七年に及ぶ、

天満宮正遷宮之事

同年四月上旬より、天満天神の御宮御普請成就し、正
遷宮の御式有之、並に三七日神樂執行、是によつて
參詣群集し、晝夜をわかず賑わし、當社夏神事の
節、神輿渡御之御迎ひ船とて、安治川邊より出る人形
舟は諸國まで高名也、此度正遷宮に付、御宮近邊町家
の店先をかり、彼人形ことごとく飭る、其美なる事筆
頭に盡しがたし、あまねく知るところなれ共、近頃右
人形皆々打揃ひ出る事まれなれば、いまだ見ぬ兒童
のはなし草にもなれかしと、其町名を爰に記す、

- 鍾馗 雜喉場町 木津川町
- 樊噲 江の子じま 武内宿禰 戎じま町
- 西王母 木津川町 鎌足 寺じま町
- 白樂天 戎じま町 安部保名 安治川 上二丁目
- 關羽 江の子じま 葛の葉 寺じま町
- 張良 東の町 此下藤吉 木津川町

- 菊慈童 九條村町 坂田金時 江の子じま
- 石橋 木津川町 木津勘助 天まやしき
- 猿田彦 木津川町 濡髪長五郎 江の子じま
- 戎三郎 戎じま町 奴與勘平 安治川 上貳丁目
- 布袋 木津川町 豆藏 木津川町
- 三番雙 富じま 奴妻平 咲よし町
- 海士 江の子じま 源九郎狐 戎じま町
- 猩猩 上ばくろ こんくわい 中福しま
- 天神花 江の子じま 鯛 ざこば町
- 蝶の舞 江の子じま 雀踊り 江の子じま
- 右三十貳艘也、ことごとく御宮近邊飭る、前代未聞也、

龍昇天之事

同年五月中旬、攝州海邊より恠風起り來つて、大坂市
中をあらすこと夥し、中にも江戸堀三丁目阿波どの
ばし邊より、北曾根崎新地芝居大ひに損じ、堂じま中
のしま所々破損す、或ひは恠我人も有しよし、夫より
段々吹田邊を荒し、丹波路へかゝりいよゝ恠風つ
よくして、樹木をぬき農家を倒す事夥し、是龍の昇天
せしと云ふ、

大佛懸地の事

同年五月上旬より六月迄、高津新地明地に於て、京都
大佛釋迦の像を懸地に寫し見する、其たけ十五間餘
なり、夥しく諸人數多群集す、

因に云、寛政十年午七月二日、京都大佛殿雷火にか
かりて回祿す、翌十一未年生玉本町の寺院境内の
樹木、釋迦の像に見ゆるとして諸人群集なす事もあ
りし、是を大佛像といふ、此度のかげ地もいまだ大
佛拜せざる兒童などに、せめて其形を拜さんと、日
日群集して賑しく、六月の末に至り止め、

住吉社反橋再建之事

同年六月十九日、攝州住吉社境内反橋普請成就して、
辰の刻渡り初の儀式行はる、
中頃は太ひに破失して、永らく諸人渡る事をとめ
ありしに、此度普請成就なりて、參詣の諸人は是を渡る
を一興とす、

惣輪流行の事

同年夏の頃より、女の蟬髻に入る針金に、惣輪と名づ
くるもの流行し、今に至つて専ら用ゆる、此異名をへ
たなしとて、いかなる不重寶なる女なりとも、よく髪

の出来るをもつて、下手なきゆへに一名をへたなし
とよぶとぞ、此頃世人の口合に、「そうはゆふて吳ん
がよいと云ふ事、色里市中共に流行す、

徳本上人の事

同年十一月廿五日、紀伊國より徳本上人、攝州豊島郡
應頂山勝尾寺の山上に入玉ふ、是より山上において
終日念佛修行し玉ひ、諸人に十念をさづけ玉ふゆへ、
人々參詣す、近頃世人聞傳へ、老若男女のわかちな
く、我もくと群集なす事夥し、道徳のありがたき
事、世人よく知る處なれば記さず、常に木食なし給ふ故
に、木食上人ともし云、
因に云、當山開基は開成座主、光仁帝の御子にし
て、桓武天皇の御兄宮にてましませしが、幼きより
佛乘に深く心ざし、天平神護元年正月朔日に、ひそ
かに宮を出玉ひて此勝尾山に入、石を疊て塔とし、
其かたわらに禪晏し居玉ふに、自から二鳥日々
物をふくみ來りあたふ、其味ひ甘美し、是をなめて
四十餘歳經玉へ共、飢る事なく寒き事なし、かつ雨
露にもおされず、善仲算善の二師庵を結びて、もと
より此山に居す、座主開成此二師について剃髮受
戒し玉へりとなん、かく往古より有難靈地なるを

もつて此度徳本上人入らせ玉ふとなん、當山は聖武天皇神龜四年の草創也、今文化十一戌年迄千八百八十八年に及ぶ。

荒陵山回祿の事

同年十二月四日の夜、子の刻より小雨降り、雷しきりに鳴動せしが、忽ち東生郡荒陵山四天王寺、雲水の大塔二重目へ雷おち、夫より雷火散亂して、金堂講堂は云ふに及ばず、諸堂三十七棟焼亡し、東門西門御靈陰推寺等は恙なし、

近くは天正四年五月三日、寇火にかゝり焼亡し、其後慶長五年に再建に及ぶ、又元和元年五月三日兵火にかゝる、同二年將軍家より命せられて再建に及び、已に舊觀に復す、此時寶塔を和州額田部村額安寺にありしを、台命によつて此所に引移す、層毎に雲水の彫物ある故に、世に雲水塔と云、又寛文四年に修補ありて、境内東西八町南北六町、諸伽藍ことごとくむかしにことならず嚴然たりしに、又々此たび雷火のため焼亡す、天災とは云ながらおしみてもおしむべき事哉と、諸人落涙に袖を催はし侍る、此時太子堂北の門に猫の彫物あるを、世人左り甚五郎の作なりと云傳ふ、毎年の元朝此猫聲を發すと云、よつて猫の門と名、難波村百姓何がし此彫物をはなちて持歸り、

火鎮つて後天王寺に送りかへし今に存せり、當時は用年之草創、聖德太子の御願也、推古天皇元年十月、四天王寺を難波の荒陵に移す、仁明天皇承和二年、大塔に雷落て心柱折る、石鳥居永仁二年忍法上人造營、正安元年大地震にて大いに損る、乾元元年に柱立と云、

荒陵山諸堂假建之事

享和二壬戌年正月月中旬、四天王寺蓮池前鐘樓の假堂、天満市の側吉野屋九右衛門より寄進にて建立す、同十五日棟上棟、同二月上旬、皇太子影向堂假殿並に龜井水假家、大坂何がしより寄進にて建る、名は記さず有之、此外あまた寄進ありといへども、事繁ければ略之、

市中風流行之事

同年三月上旬より、大坂市中風邪大ひに流行して、是になやまざるもの稀也、是によつて町々より風の神といへるものをこしらへ、夜毎々々に送りて川々に捨る、皆おのがさまぐにて、鬼形の姿あるひは狐、和藤内、鬼の念佛、法界坊、鐘や太鼓とら螺貝を吹囃し、毎夜の賑ひ誠に一つの珍事とも云ひつべし、斯群集するにつけて、大川邊までの道筋にては、行違ふあり、跡よりは詰かけけるあり、是によつて送りゆく若も

の同士、喧嘩する事たびくにて、夏祭に地車の前後をあらそふにひとしく、前代未聞の事共也、六月の末に至りて既に止めぬ、

忠臣藏七役初めの事

同年三月廿一日より、道頓堀太左衛門芝居において、市川團藏假名手本忠臣藏の七役を相勤む、是大坂に於て七役のはじめ也、是迄いろくありと云へども、皆五役六役にして七役はなし、是に依ていと珍らしきことなれば、市中の評よく、老も若きも打つて見物せざる人稀にして、道頓堀の賑ひは言語に絶せしこと共也、役割は、

大星由良之助、高の師直、定九郎、與一兵衛、加古川本藏、天川屋義平、與一兵衛女房、
右七役市川市紅相勤む、

京都にては寛政七乙卯年四月、右團藏始て相勤む、此時は師直役相勤ずして鹽冶役を勤む、外役割は大坂に同じ、

因に云、右假名手本忠臣藏は、竹田出雲並木宗助千柳と改名す、兩人の作にして、寛延元年辰八月十四日、竹本座にて新淨留利興行す、是始也、

同年五月七日より、道頓堀九郎右衛門芝居に於て、神靈矢口渡し歌舞伎にて相勤む、此狂言は明和七年、東武福内鬼外の作りし淨留利にて、あまねく諸人はを語り知るといへども、歌舞伎にて相勤むるは此度はじめ也、依之大繁昌なす、役割は略之、
因に云、去る老人の右淨留利を或時聞て曰、彼頓兵衛程世に強悪のものあらじ、また劍の本地でふ淨留利に、艾尾久作といふ者と、右兩人はあまり強悪過て道理た、すとなん、大てい悪人にて四段目五段目には、娘女房あるひは親、又は子孫の因果をわかまへて善心に立歸る、是道ならずや、彼兩人の強悪に書しは作者の非也と、へんくつにいわれしが、理りにも又おかし、

廓ねりもの、事

同年六月夏祭神事に、新町よりねりもの出る、當新町は大坂の廓にして、練物など花美成事其一にして、世人よく知るところ也、右ねりもの番附を筆のついでに記す、

享和二戌之年

ねりもの番組

新町

唐詩選

見附 能舞臺
自言歌舞 先囃子
長千載

功名耻計 披生敵	巴	東扇	粧山太夫
不知心 恨誰	橋	同	喜代鶴
紗窓宿 牛	壽老人	同	雛路太夫
已	かざし	瓶	絹
寒梅發	の梅	絹	染
玉帳分弓 射箭聲	たいかう	繪	桃の井
花間笑 語聲	春山	にし扇屋	歌路太夫
越女含情 已無限	女の童	同	道芝太夫
平	一休禪師	扇	大小
壯士髮 冠	相撰取	東折屋	よし野
封	宿	屋	奥州太夫
衆心歸	泰始皇帝	同	

涙 日南珠 海 士 中扇屋 萩の江
連理織成衣 跡囃子

太鼓 さか清おきの
四おりや小ゆか
三絃 茨木安かぢ
同 若松
西折屋おとの
よし屋龜鶴
小鼓 貳人
笛 貳人

見送り臺 瑞籬
此時出てより今に至つてねりもの、沙汰を聞ず、
因に云、延寶七年の難波雀に、
太夫廿七人、天神六拾九人、かこひ八拾九人とあ
り、
此後安永年中はむかしにかわらず、天明三年に至
つて改むるに、
太夫六拾七人、天神百拾七人、鹿懸二百四拾八
人、太夫屋六間也、
傘印しは、
關 大坂屋吉藏 東 茨木屋熊次郎
に 榎屋利三郎 榎屋 藤七

扇屋四郎兵衛

扇屋三郎兵衛

右六間也、近頃は東西中の扇屋榎屋と四間也、
傾城の数は、時々出す爪じるしにくわしけれ
ば略之、

攝河大洪水の事

同年六月廿七日之夜より、大雨頻りに降出し、廿八日
廿九日と風雨烈しくして、しばらくも止まず、七月朔
日より洪水攝河二州に溢れ、村々二百餘箇所水災に
て、百姓東西に奔走して惘勞すといへども、公の命令
即時に行渡り、有難くも夫食を玉はり、水難の人數雨
露をしのぎ飢餓を免れぬ、御仁政あふぎても猶あふ
ぐべき御恩澤、筆頭に盡しがたし、右洪水によつて七
月一日未の上刻、三郷町中早々御召にて、被_レ仰渡
有_レ之趣左に記す、

御觸書

一攝河東在々へ洪水込入、百姓家突流れ又は水込
に成候箇所、多有_レ之趣に相聞へ、百姓共遊延候
へ共、當然の食事可_レ及_レ難儀、右に付近在難儀
之場所へ、從_レ公儀、夫食手當等有_レ之義には候へ
共、當三郷町々よりも施行志之者有_レ之ば、勝手

次第之事に候、乍_レ然陸路持運び難_レ成見合居候
者も有_レ之候は、早々月番之御役所へ可_レ申出
候、舟手番申付可_レ遣候、
一當表迄立退罷越候在方の者共、三郷内に親類知
音等も無_レ之、及_レ難儀候者有_レ之候は、是又見
懸り候町々において、いたわり食事施し遣し可
_レ申候、
戊七月

右之如く三郷へ御觸渡し有_レ之、
是によつて町々より思ひ_レの施行もの、我も_レ
と持行、中々筆にも盡し難し、此時大坂表に所縁なき
ものは、御城近邊に假小家をかけられ是に居らしめ、
又は道頓堀芝居の内に入置る、是によりて加程夥
しき洪水なれども、死亡人無_レ之事、ひとへに君の御
恩澤有難き事ならずや、

攝河二州水災之村書
攝州 東生郡四拾九箇村、 西生郡十二箇村、
島上郡貳拾七箇村、
河州 交野郡八箇村、 讚良郡十三箇村、
若江郡廿六箇村、 澁川郡拾箇村、

茨田郡八十九箇村、河内郡五箇村、郷村合貳百三十七箇村、惣高拾一萬七千五百四十二合、

御國役堤切處

攝州	廣瀬	一箇所	四拾間餘	同上	高濱	六箇所	百四十四間餘
同	上牧	一箇所	三拾間餘	同	前島	八箇所	三百廿間餘
同	冠	四箇所	二百四十間餘	同	大塚	二箇所	百三十間餘
同	野里	一箇所	四十間餘	同	申	二箇所	六拾間餘
同	福	一箇所	三十八間餘	同	野田新家	二箇所	三十八間餘
同	六軒屋	一箇所	十間餘	同	九條	二箇所	三十八間餘
東	野田	一箇所	二十間餘	同上	點野	一箇所	百三十間餘
茨	河州	仁和寺	二箇所	同上	下島	一箇所	百三十間餘
交	楠葉	五箇所	九十四間餘	同	宇山楠葉	三箇所	六拾九間餘

流村合貳拾壹箇村

切處合四拾餘箇所

間數合千六百十一間餘

此時切所之堤に土俵入用に付、三郷町々へ明俵繩等可差出御觸有之、此後度々御觸有之共、事繁ければ略之、

大坂表にては野田知成ばし、葭屋ばし、清川ばし、安治川ばし等落る、天満ばし天神橋は半大ひに破損す、

施行高之事

- 一金百貳拾貳兩三步 一銀八貫五百貳拾目
- 一錢壹萬五千卅一貫文 一米三千貳百八十八石餘
- 一麥九十六石六斗 一煎豆煎麥百五拾石八斗
- 一麥粉貳拾壹石四斗餘 又八百六拾袋
- 一味噌三千八百廿貫目 又四斗樽八十三樽
- 一同竹皮包九千七百包 一鹽七十六石
- 一香のもの百八十九樽 又八千七百本
- 一梅干拾六石六斗餘 又五十四石
- 一茶 千五百四斤 一昆布三百七貫七百目
- 一薪 八千五百貫目餘 一荒和布三百七貫七百目

右の外半紙、ちり紙、干魚、鰯、雜喉の類ひ、或は茶菓

子、茶碗、手拭、團扇子、笠、草履等あまた有之といへども、事しげければ爰に略す、右は七月十日迄の御書上也、其後追々日に増し施行有之候へ共、追て記し侍る、

往古より諸國洪水之年曆

欽明帝廿八年	白雉三年	天平六年
養老元年	天長九年	寬平三年
延喜十六年	同十八年	永祥元年
長德四年	寬弘八年	承徳元年
長承三年	安貞二年	寬喜元年
建仁元年	建保二年	正嘉二年
嘉元元年	文和二年	應永十二年
應永三十四年	應仁二年	永正十五年
享祿三年	同九年	同十三年
同十九年	天文七年	天正六年
文祿四年	寬永四年	慶安三年
承應二年	萬治三年	寬文二年
寬文十年	延寶二年	天和二年
正德五年	享保十三年	寬保二年
寬延二年	寶曆六年	同七年

明和三年	同四年	安永六年
安永七年	天明元年	寬政三年

如斯國所月日は事繁ければ略之、

當年にて五十二箇度に及ぶ、

近來見聞 嘸の苗卷之一終

近來 漸の苗巻之二

攝河洪水見立之事

享和二壬戌年七月、攝河洪水に付、何人歎かく作りけん、此度の一件を番附におもしろく見立けるを爰に出す、

享和二壬戌年六月廿八日より

ねぬもの、番附

見づけ臺

うしと見て流れぬ

むかしなつかしく

先囃子

堤切口には

太鼓

鉦

琴

しやみせん

川

並木まつ

同

つかりいへ

米市たか

しばいとめ

あわてるおしやう

つりがねおと

たい松しば

かやりたき

たづね求めて

ゆかりの月

貳千人

かわひ男に

達坂の

關よりつらい

思わぬ人に

せきとめられて

今は野澤の

すまぬ心の

中にもしばし

住ばゆかりの

月のかけ

しのびてうつつ

まどの月

ひろひ世界に

住ながら

せもふ樂しむ

誠とまこと

こんな縁にしが

からにもあるか

花咲里の

春なれば

見送り臺

雨やしげりて

御祓挑燈

名やたゝん

此番附を見て或客の曰、

ア、浮川竹の流れの身、早ふ引やうに

してやりたいナア、

見くりや

川さきの

おくら

ゆきゝとめ

ゑらいふじ

鳥いわ

見

ひたるい

おなか

舟

京はし

おつ

こわ伊

やらない

かりたい

魚

し仁

け

明儀御褒美之事

同年十月廿二日、先達て洪水のせつ御用に付、明儀並に繩等差上し處、此度右御褒美を被ニ下置候、御觸書の寫し左に記、

此度洪水に付、淀川通國役堤切所、假々切場所御入用之明儀繩等買上る積り、先達て町々へ爲ニ相觸候所、多分無代にて早速差出し候段、奇特之儀に付乍ニ少分銀五十枚相渡し候條、致ニ勘辨夫々へ可ニ相渡候、

戊十月廿二日

右之如く三郷町中へ御觸有之候なり、

住吉社焼亡之事

同年十月廿八日、子之刻より雨降り雷鳴動して、住吉大明神之社頭に雷火落て散亂して、四社正面左右の御門、神樂所、おもとの宮、上客殿の邊り残らず焼失す、南の惣門市の惠比須反橋等恙なし、近頃は打續き大佛天王寺、又此度住吉社焼亡に及ぶ事、いかなる故やらんと人々おそれ愁ひぬ、
當社は神功皇后之御建立也と云、天喜元年に災上し、其後建久六年に災上すと云、

瀬川路考乗込之事

同年十一月十九日より、道頓堀九郎右衛門芝居において、顔見世初日を出す、此度東都より若女形瀬川路考乗込みす、則東金草浪花着綿と瀬川を祝して題す、顔見世藝の評判よく、浪花のひいき日々に彌まし繁昌なしぬ、此路考以前は市山富三郎とよびて、中村富十郎門弟なりしが、東都へ趣きて日本一の若女形と立られる、

此頃市中色里に、路考茶と云ふ染色大ひに流行する事、右路考顔見世藝のせつ、こし元お百となり、女占ひの着付に此茶染の衣装を着しより、是を路考茶とよびて専ら流行し、今に至つて此茶を世人用る事とはなりぬ、
因に云、むかしよりかよふの類ひまゝあるは、先齋三徳齋、三升徳次郎物好よりして始る、
勝山齋、勝山仙列はじめて結しより流行、
或説に曰、江戸吉原巴屋勝山と云女郎始むとも云、
大吉齋、姉川大吉始む、
信夫がへし、口澤いろは好みて始む、
千彌染、中村千彌はじむ、

小太夫鹿の子、伊藤小太夫はじむ、
吉彌（吉彌）むすび、上村吉彌始てむすぶと云、

近來にては瑞寛茶、坂東齋など種々ありといへ共、
しらぶるにいとまなし、追て考へ出す、

或染殿のいわく、彼路考茶とよぶは女形の名にし
あふゆへ、下さくなりと思ふ人もまゝ、あれども、左

にあらず蠟甲茶なり、其故はまづ蠟燭やびん附や
などにて、鍋にて蠟をたく事あり、たきて後には是を

さます、此色よく此茶に似たり、扱又風あたりてさ
むるにしたがひ、一面にひゃき入て龜甲の如し、

故に二つの文字をとりて蠟甲茶とよぶとぞ語りし
が、實せいは道によつてかしこしと笑ひぬ、

住吉奉幣使の事

享和三癸亥年正月廿一日、攝州住吉社回祿に付、奉幣
使御參向有之、

飛鳥井少將雅光朝臣、

建久六年住吉回祿之時、飛鳥井家奉幣使に立玉ふ先
例なるよし、

因茲同十七日右御渡し有之、
攝州住吉社回祿に付、

奉幣使發送有之之間、來る廿三日より同廿五日
迄、三郷町續き寺院は勿論、町方共鐘鉦の音堅相
慎可申事、諸法事執行候共穩便に可致候、
一諸勸進之僧尼鐘打候義致間敷候、
亥正月十七日

奉幣使御參向御道筋、

來る廿二日京都出立枚方泊り、廿三日大坂表へ野田
町相生西の町右へ備前島橋渡り、網島町鮎屋卯兵衛

方に於て晝休み、夫より備前島橋左へ京ばし渡り、同
所六丁目迄高麗ばし渡り、同所貳丁目境すじ南へ長

町まで、夫より住吉御參向、同所にて二夜滞留有之、
同廿五日住吉出立、道筋は長町すじより鹽町三丁目

まで、夫より左へ心齋橋筋迄、同所北へ梶木町同所左
へ七郎右衛門町壹丁目、船町ばし西へ渡り、西濱側

を玉水町かじま屋久左衛門方へ御立寄有之、夫より
西國橋渡り濱側北濱貳丁目迄、右之境筋左へ今橋壹

丁目今ばし渡り、網じま町鮎卯方に於て晝休み、夫よ
り備前じま橋渡り、京街道道すじ野田町枚方泊にて、

廿六日歸京、右之道筋掃除は不_レ及_レ申、石佛石塔芥捨
場雪隠、其外見苦しき所はよし籠を以てかこひ、又は

人多し、功能は世人能知る所なれば略之、

麻疹流行之事

同年三月下旬より、麻疹大ひに流行して、世人是が爲
になやみ死する人夥し、五月下旬に至つて既にやみ

ぬ、
此時はしか流行の見立番附いろく出る、淨留利
文句の拔書見立、或ひは端歌文句料理獻立ねり物

番附、さまざま出るといへどもくたくしければ
略す、

右見立文句の中にも、

山姥文句 悪性ゆへにしぞこのふ 辻君のうはさ
忠臣蔵文句 日本人のあほうの鑑 同斷

かく見立に入し其故は、此頃長堀濱邊にて辻君を
買したわれ男有しが、忽ち其座にて即死せし事あ

りて、市中の取沙汰まぢくにて大評判となり、剩
さへ見立番附に入て板行となること、言語道斷の

事どもなり、
むかしより瘡瘡流行の年曆たしかなれ共、麻疹少し

詳ならず、先天平九年に流行して、五十四年後延暦九
年、又貳百九年經て長徳四年、又六百八十三年過て文

佛檀屋位牌借物屋等は、店先屏風にてかこふ、道すじ
葬送不淨之輩牛馬等、往來どめにて嚴重也、
此御行粧を拜み奉らんと、大坂市中は云ふにおよば
ず、近在所々より御道筋に群集なす、
住吉に於て二日御逗留有之之時に、

住よしの里に賑ふ此春は 雅光朝臣
かみと君との恵み重ねて

かく詠じ玉ひしとなん、此外數多御詠有と云へども、
詳ならざれば追て記す、

澤上江村白牛之事

同年春但馬國より、攝州榎並莊澤上江村植田某方へ
白き牛來る、是より此家に飼置れしが、追々諸人聞つ

たへ、彼白牛を見んと行人夥し、別して奇なりと云ふ
にたらざれども、稀なる物ゆへかく群集す、

新語園牛説に、牛に數色あり、黃黑赤白駁雜の
者、亦た其中に白牛は靈なりとあり、

因に云、世に白牛散と云練藥あり、是則白牛の涎
をもつて製せしよしなれ共、他所に商ふはたし

かならず、右植田氏に製するところの白牛散は、
是正真なるがゆへ、遠近の國々より求めに來る

明三年とあり、此間至つてながし、是は兵亂の砌にし
て記し落せし歟、此後慶安三年、元祿三年、享保十五
年、寶曆三年、安永五年、當享和三年なり、

年號改元の事

享和四年甲子二月十一日、年號文化と改元有之、則
ち唐土にては嘉慶九年に當る、

七社奉幣使の事

同年二月廿四日、年號改元に付、七社奉幣使御參向有
之、

伊勢 藤浪新二位實忠卿

石清水 大炊御門大納言經文卿

次官 大原備後權介重成

加茂 飛鳥井中納言雅威卿

次官 武者小路兵部大輔公隆

松尾 柳原左大辨宰相均光卿

次官 富小路左兵衛佐貞隨

平野 葉室右大辨宰相賴壽卿

次官 長谷周防權守信行

稻荷 川端少將公陳朝臣

春日 正親町中納言實光卿

次官 石野右馬權頭基標

以上七社奉幣使御參向、但し伊勢稻荷は次官無之よ
し、

鶴巢籠りの事

同年二月中旬、攝州東成郡森の宮境内の神木の松に、
鶴來つて巢をくみしを或人見付出し、夫より大ひに
評判たかく、日毎に諸人群集なすに付、茶店あるひは
田樂茶屋など軒をならべて賑わしく、大ひに繁昌し
ける、

因に云、天明八戊申年、傳法正蓮寺に鶴巢をかけし
事あり、此砌も諸人群集す、

又寛政七乙卯年、阿邊野に巢かけしこともありけ
る、或書に曰、鶴は生じて二年にして子毛落して黒
點に易り、三年にして産伏し、七年にして羽翮具は
り、飛て雲漢に薄る、又七年にして節に應じて舞
ふ、又七年にして晝夜十二時鳴て律調に中り、又十
年にして生たる物を喰す、大毛は零て茸毛生す、白
して雪の如し、或は純黒にして漆の如し、泥水の汚
すこと能はず、又百六十年にし雌雄相ひ視て孕む、

は難波新地の大佛ヶ、濡て破れてほねがでると諷ひ
侍る、然れ共世に稀なる造り物也、

一千六百年にして飲で食はず、胎化して産生す、
與鳳凰同く群を爲し、聖人在位則與鳳凰供向
服の間に翔と云、
かく目出度とりなれば、太平の御代のためしと、世
人よろこびあへりける、

藤井寺開運之事

同年三月上旬より、河内國丹南郡藤井寺、大黒天の開
運の御守を出す、是甲子年成因茲大坂は云ふに不_レ及、
遠近の國々より此守りを受んと、晝夜をわかず群集
する事夥し、此後所々に開運の守りを出すといへど
も、か様にはづむ事なし、近代稀なる繁昌なり、

作物大佛の事

同年三月上旬より、難波新地野原において、數丈の大
佛を繩むしろをもつて造り、其他四天王の像を乾物
雜穀の類ひにて作り、並に大門則京都方廣寺境内の
かゝり、大佛のありさま手際よく出来見事也、並にお
どけ開帳縁起有之、市中の評判よく、日々の見物夥
しく繁昌せしが、五月に至り少し故障出来して止め、
後には雨露の爲に、釋迦の座像も大ひにそんじ、其か
たちをうしなふ、其頃のはやり歌にも、「又とせまひ

近來 見聞 嘸の苗卷之一終

近來 漸の苗卷之三

奉幣使御通行の事

文化元甲子年三月十四日、豊前國宇佐宮、筑前國香椎宮兩宮へ奉幣使御參向、

四辻中將公說朝臣

神祇官使 鈴鹿播磨守 林 權之進

御道筋は京都を十四日に御出立、伏見泊り、十五日大坂表野田町野田橋渡り、相生東之町西へ京橋渡り同所六丁目迄、今橋渡り同所貳丁目迄、鴻池屋善五郎方に止宿、翌十六日同人宅を東へ、同町北へ北濱貳丁目難波ばし渡り、天滿樋の上町西櫓屋町源藏町伊勢町、にしへ南富田町、北へ南木幡町、北へ北木幡町、西へ寺町北野村へ、右道筋掃除其外の被_レ仰出_レは、先年住吉奉幣使の節に同じ、よつて略_レ之、

同四月奉幣使歸路に趣き玉ひ、廿八日兵庫泊りにて、翌廿九日大坂御通行御道筋は御出の節に同じ、亦々鴻池屋善五郎方に止宿被_レ遊、翌朔日歸京、

太夫甘酒之事

同年五月廿八日より、難波橋南詰に甘酒店をしつらひ出す、此茶店に壹人の美女あり、もと此女太夫にてありしよし、不幸にしてかく落ぶれしとの評判にて、店出しの夜より來る人夥敷、名は櫻木とやらんよびけるよし、さすがにもむかしの色香散やらで、いとたをやかなる姿に、若き男なんと夜毎々々に入來る事繁し、追々市中に評判たかく、是をよんで太夫甘酒と云ひ、板行に書姿をうつし賣事とはなりぬ、右書面の讀に、花はむかし名は櫻木のひとよざけと書ける、いとおもしろし、

大童山の事

同年六月三日より、難波新地において勸進相撲興行に付、此度出羽の國より大童山文五郎といへる者來る、當年十六歳の大前髪にて、目方四十五貫目あるよし、土俵入計りにて立合なし、近代稀なる骨柄也、勸進元は押尾川卷右衛門、

花火御法度の事

同年六月、市中にて子供あそびの花火、御法度之趣き被_レ仰出_レ有_レ之候、

施行御褒美之事

同年七月、先年攝河二州洪水之砌、市中より施行を出し、知音なき者はとゞめ救ひし功によつて、此度從_レ御公儀_レ御褒美下し置る、被_レ仰出_レ左に記す、
享和二壬戌年、攝州河州洪水入込難義之村々へ、施行物差出し、又は奇特なる取はからひ致候者共、一統奇特なる事に候、依_レ之三郷之内致_レ施行_レ候町々六百十三町、並新建家五箇所へ、爲_レ褒美_レ銀貳百十五枚被_レ下候間可_レ致_レ割賦_レ候、
右之通從_レ江戸表_レ御下知によつて申渡間、一統難_レ有可_レ令_レ承知_レ候、
子七月九日

三郷六百十八町に割、

壹町に付拾四匁九分づゝ、
右新建家五箇所と申は、

猶村屋敷、忰が鼻、西下宿請處、
東寺町前、曾根崎町上之口、
是五箇所也、

葎屋ばし成就之事

同年十一月十三日、東堀葎屋橋普請成就して渡り初

御城並に奉行所近邊、又は川幅狭き所にて、花火揚候段不埒之至りに付、向後御城近邊は勿論、諸御役所邊其外内川並に川幅廣き所にて、大造成花火を揚、川添之人家屋根等へ火の子落散候義有_レ之、火の元無_レ覺束_レ候間、右體之儀有_レ之候は、急度可_レ令_レ沙汰_レ旨毎々申渡し候へ共、年經候故忘却候者も有_レ之哉に相聞へ不埒に付、猶又申渡し候條、此上心得違の者有_レ之候は、召捕可_レ令_レ沙汰_レ候間、此段被_レ申聞置_レ候事、

子六月十八日

斯の如く被_レ仰渡_レ有_レ之によつて、町々に花火御法度張紙を出す、

脚氣種滿之事

同年五月より六月に至つて、市中大ひに脚氣種滿と云病流行して、諸人は苦しみ死する者多し、此頃の説に、近來正二月頃に出る孟宗竹と云ふ竹の子を食するゆへ、かよふの病發すると云傳へてより、孟宗竹忽ち買人壹人もなし、此時迄は珍らしき頃に出る故に、買人多く直段も高く賣しが、是より今に至つて彼竹の子を用ゆる人少く、因_レ茲直もいやしく成侍る、

有之、此葭屋橋は大川より東堀へ水別れ口にて、や
やもすれば小舟など橋杭に打當て横たへなど、度
度難義に及ぶ事あり、是によつて此度の普請は、橋ぐ
ひなしにて造る、則ち防州錦帯ばしの作法なりと云、
是浪花の名所の壹つとはなりぬ、
此時或人の句に、

舟のみ歟燕よろこぶ葭屋ばし

三寶院入峯之事

同年七月二日、三寶院御門跡、和州大峰山へ御峯入有
之、同八月十七日歸路に赴玉ひ、泉州堺御泊りにて、
同十八日大坂表御通行、天王寺より松江町すじ、高麗
ばしを京橋へ、是によつて御行粧を拜み奉らんと、諸
人群集をなす、則ち河州枚方泊りにて、翌十九日歸京
被遊、

東福寺開帳之事

文化二乙丑年三月三日より、北野大融寺において、京
都東福寺本尊閻浮檀金阿彌陀佛、並に兆殿司畫く所
の涅槃像、此外靈佛靈寶數多開帳せしむ、此涅槃像は
兆殿司猫を入畫き玉ふ事、世人よく知る所にして他
に異也、かく有難き開帳によつて、諸人參詣夥し、

御靈宮燒亡の事

同年四月十二日夜亥之刻、龜井町御靈宮鳥井前の商
家より出火にて、表門輕業小屋へ移り、芝居より本社
の假殿其他末社悉く燒亡す、北の門觀音堂神主屋敷
は殘る、因之、玆氏地町々より寄進の米錢など地車に積
み、或ひは囃子ねり物等にてはこぶ、日毎に諸人は是を
見んと群集なす事、五月末に至る、當社は寛政四子年
の大火に燒失して、未だ調ざる内假殿又々燒失に及
ぶ、

道頓堀出火之事

同年九月廿九日夜、道頓堀太左衛門橋南側より出火
にて、角の芝居角丸若太夫竹田以上芝居四軒燒、日本
橋南詰にして鎮る、
右角の芝居にては、九月朔日より雙紋廓錦畫、大切景
事粉色六花形叶らんし、中山よ、相勤め、大ひに繁昌しけ
るに右出火に及ぶ、

諸國大豐年の事

近年は旱損水損打つゞき、米穀の出來もあしかりし
に、當年は時候よくとのひて、五風十雨に五穀よく
熟し、萬民娛樂の聲ちまたに滿て、市中の賑ひ常に倍

して、諸色の價たいらかなり、

因云、稻の花は朝毎陽氣發生の氣を得て咲そめり、
しだいに靨をひらき、もみの中より花咲出る也、風
なき日は四ツ時比まで花形分りやすく、日のさか
んなるに隨ひ、或は風の吹にしたがひて、花形いろ
いろときよくのつき一ようならず、又七ツ時ごろ
より陽氣ゆるやかなるに隨ひ、陰氣を得て花しほ
まり、かたち分りやすく、日も夕陽にかたむくにし
たがひ、花納りてもみの口をふさぐ也、此ごとく稻
のもみ本なりより末にいたる迄、一粒毎に遲早あ
りて、さきかへへ凡三五日の程を経て、終に花納
るなり、納ると云ふは、靨の中より出しほそき糸の
ごとくなるもの、靨の中へ納りて、花のにはひ散落
る也、此散し花のにはひ田の中に落れば、小魚どち
やうなどよろこび、或ひは蟬いせなど是をくらふな
り、さるによつて稻の花さきて後の田小河の鱒魚
など、あじはひ格別によく、是全く稻の花の精なる
べし、此花いつとなく小河より大河へ流れ出るゆ
へ、都て花の頃は諸魚川上々々へのぼるならん
歟、花の後には魚にあぶらのりてあじわひよく賞

味する也、是全く稻の花の精にて、魚にあぶらなる

なるべし、凡そ萬物とも稻の恩のはなる、事なし、

されば一粒とても能末になすことを慎むべし、

稻の名は萬葉集に水陰草みかげぐさとあり、柿本人麿之御歌
に、

天の川水陰草のあき風に

靡くを見れば時は來にけり

和訓義解に、いねはいつくしといふ略語也とあり、諸

穀にすぐれて苗のいつくしき也、或ひはとみぐさ、八

束穂、みふし草など、いふ、藏玉和歌集には水掛草

とあり、歌に、

とく植し我田の面に秋もちて

水掛草ぞ刈しほと見る

夫木集には富草とあり、人麿の御歌に、

あすよりも外面の小田に袖濡て

富草のさなへ植つらんかも

江戸大火之事

文化三丙寅年三月四日辰之刻、江戸大火有之、燒出
しは芝大木戸牛町邊横屋より出火にて、南風烈しく
田町金杉三田通り、赤羽根増上寺御門内半燒、同御門

前不殘燒、數寄屋川岸より御丸の内神田橋迄不殘、芝新橋尾張町銀座ばし、京橋中橋日本橋本舟町室町石町本町傳馬町淺草邊迄、兩國邊やげん堀長谷川町濱町富澤町小船町、江戸橋通り木挽町、高繩通り不殘、尤小網町八丁堀は別條なし、神田小川町湯島天神本郷追分迄不殘燒、下谷三味線堀邊、夫より箕輪新よし原飛火にて燒、同五日午の刻より大風雨にて、申の下刻漸々火鎮る、實に近來の大火也、御大名方類燒御家敷、

酒井左衛門尉様 小笠原伊豫守様 松平伊賀守様
市橋下總守様 細川長門守様 御郡代やしき
松平長十郎様 藤堂和泉守様 藤堂左近將監様
加藤遠江守様 立花出雲守様 佐竹左京大夫様
松平下總守様 松前若狹守様 織田主殿守様
松平主計守様 皆川森之助様 松平圖書様
小笠原道之助様 本多中務様 關龜之助様
天文やしき 堀近江守様 淺井長門守様
加藤出雲守様 六郷佐渡守様 松平阿波守様
松平土佐守様 松平豊前守様 久留島信濃守様
加藤作内様 松平豊後守様 松平式部大夫様

松平大隅守様 有馬左兵衛督様 諏訪若狹守様
織田大和守様 遠山式部大夫様 大久保隼人様
森和泉守様 松平周防守様 京極備中守様
柳生但馬守様 有馬中務大夫様 増上寺山門半
青木甲斐守様 中川修理大夫様 片桐新之丞様
分部左京大夫様 間部若狹守様 松平相摸守様
水野壹岐守様 水野出羽守様 土井大炊頭様
備前御中屋敷 林肥後守様 細川越中守様
堀 亦七郎様 松平和泉守様 秋元但馬守様
小瀬日向守様 久世大和守様 松平伊賀守様
松平伊豫守様 北之口御番所

橋にては、
金杉ばし、芝ばし、京橋、日本ばし、將監ばし、神田ばし、中橋、銀座ばし、今川ばし、江戸ばし、
右之通燒失す、
此頃流行歌に、「武藏坊辨慶は播磨の國で育られ、三つの上は四つ五つ六、七つ道具を背に負ひ、五條の橋へ急がる、或曰は是大火之印也、文字をわくれば武藏の方は土となり、道具を脊なになひて急ぐ、是歌は世につるゝのためしか、
仙臺錢不通用之事
同年三月十三日、仙臺錢不通用之儀御觸渡し有之、如斯天明四辰年寛政五丑年御觸有之しが、いと

なく相ゆるみ、取引錢の内に専ら有之によつて、此度嚴敷觸渡し有之、右鑄錢交り有之分、緒にて取扱ひ候分は其さし限り、又又は蕙包等にて取扱ひ候は、其吠包一口限り取上、急度可申付旨嚴しく御觸有によつて、幼なき童迄不通用之事を知り、大地に落ある共ひろふ者もなく成しぞ淺まし、右鑄錢は御取立にて、毎月晦日までに町々會所にあつめ、御奉行所へ持參する事夥し、後には川崎御藏まで舟に積持參す、彼地に於てことごとく石臼をもつてはたき、俵に入江戸表へ被遺しよし、是賤しき鐵砲の玉になるよし、此頃或人の狂歌に、
諸人に捨られかくの仕合や

道頓堀出火之事

同年七月廿九日夜、道頓堀中の芝居より出火にて、千日角まで燒、法善寺類燒す、當芝居廿九日より初日にて、鎌倉二代記切狂言東訛戀深川、大切大踊りにして評判よかりしを、三日目夜出火に及ぶ、
聖護院峯入之事
同年八月、聖護院の宮和州大峯山へ御峯入有之、還

路大坂御通行、九月十八日泉州堺泊りにて、翌十九日大坂表に着玉ひ、東本願寺御堂を御本陣とし玉ふ、此御行粧を拜み奉らんと、諸人群集する事夥し、

琉球人來朝之事

同年十月中旬、琉球人來朝に付、大坂表にては薩州御屋敷に逗留す、大坂表出立の日などは、諸人大川筋に徘徊して、船にて登るを見んと群集なす事夥し、

琉球人來朝大略、
琉球仲山王正使 副使贊
續谷山王子 板良鋪親雲上
仲山王副使 濱 之同
小祿親方 樂師
贊儀官 當問同
久志親雲上 多嘉山同
樂正 東風平同
譜久村親雲上 島原同
儀衛正 奧平同
古波藏親雲上 樂童子
掌翰使 渡具知里子
外間 同 佐久真同

團師	仲吉
真喜家	波名城
同	同
正使贊	本部
諸見里	伊江
同	同
野崎	外に中官下官
同	凡二百人餘
名護	來朝御附
同	薩州御家老
小波津	川田伊織殿
同	御用人
渡慶須	高田猛太夫殿
同	御側役
	富山逸見殿
	御物頭
	田中七右衛門殿
	御使番
	伊集院戸右衛門殿

琉球人來朝年曆

文安五年 寶德三年
 天正十一年 寛永七年

正保元年	慶安二年
承應二年	寛文十一年
天和二年	寶永七年
正徳四年	享保三年
寛延元年	寶曆二年
明和元年	寛政二年
寛政八年	當文化三年

右十八箇度に及ぶ、
 道法は
 琉球國より薩摩迄 三百里餘
 薩摩より大坂迄 二百七十里餘
 大坂より江戸迄 百三十五里餘

近來 漸の苗卷之三終

近來 見聞 漸の苗卷之四

金銀融通の事

文化三丙寅年十一月十五日之夜、御公儀より御差紙大坂三郷へ參る、

御用の義有之候間、明十六日六ツ時、御役所へ可罷出候以上、

尙々麻上下用意、此方共詰所へ可罷居候以上、

江川庄左衛門 北組筆頭也

井岡半左衛門 南組筆頭

井吉三郎兵衛 天満組兼帶の筆頭

右に付十一月十六日銘々罷出候所、佐久間備後守様於御前に、左の通に爲仰渡候、

近年打續米價下直に付、武家百姓共不及申に、自然と町家迄も商い薄き趣にて、都て金銀融通不_レ宜、世上一統の難義、何とか一際御救の御趣意相立候様被_レ成度、於江戶表厚御世話にて、御買上米等も有_レ之候へ共、少分にては迎も直段引上げ方難_レ行届、從公儀も御金被_レ差加へ、猶又於當表

御買上米可_レ被_レ仰付、町人共の内御仁惠を難有存、買上米可_レ致者自分共勘辨の上、取調可_レ申上旨御沙汰の趣、此度江戶表より申來候間、其方共へ買上米申付候、御用計の義に無_レ之、世上へ對し融通に相成候義にて、銘々年來安堵に渡世いたし罷在候、御國恩の程難_レ有奉_レ存候て、可_レ成丈致_レ出世、石高銘々封書に致し可_レ差出、石高相束御趣意通に及候は、其趣を以て江戶表へ申上候間、早々可_レ申出候、尤右は米下直に附候ての義に付、永く買持居候譯にては無_レ之、直段引上候以上は、及_レ差圖、追々相拂候積りに候間、其旨存可_レ致_レ出情候、右の通被_レ仰付候に付、十一月十九日銘々致_レ封書、惣御年寄衆中西御詰所迄差出し候所、猶又十一月晦日御召出しの上、於御前其方共封書差出し候所、少石にて中にも差圖可_レ受者も有_レ之候へ共、以_レ是御趣意通に相當らす候に付、左の通石高申付候、

三萬三千石	今橋二丁目	鴻池屋善右衛門
壹萬八千石	同	同 善五郎
壹萬八千石	和泉町	同 亦右衛門
三萬三千石	玉水町	加島屋久右衛門

貳萬五千石 大川町 同 作兵衛
 貳萬石 吉の屋町 辰巳屋久左衛門
 貳萬石 内平の町貳丁目 米屋平三郎
 壹萬八千石 立賣堀三丁目 近江屋久兵衛
 壹萬八千石 今橋壹丁目 平野屋 五兵衛
 壹萬八千石 安土町二丁目 炭屋 安兵衛
 壹萬七千石 瓦町壹丁目 同 善五郎
 壹萬八千石 國水町 島屋市兵衛
 貳拾五萬石
 十八兩替
 壹萬石 瓦町二丁目 川崎屋三右衛門
 壹萬石 今橋一丁目 天王寺屋五兵衛
 壹萬石 高麗橋三丁目 油屋彦三郎
 壹萬石 四軒町 平野屋 仁兵衛
 壹萬石 平野町二丁目 絆屋善右衛門
 壹萬石 瓦町一丁目 鐵屋庄右衛門
 壹萬石 島町二丁目 大黒屋 源兵衛
 七萬石 高麗橋壹丁目 奕服店 三井八郎右衛門
 三萬石 新難波西の町 和泉屋次郎右衛門

六萬石 壹萬石株
 北濱貳丁目 鹽屋 孫右衛門
 新難波西 和泉屋 吉左衛門
 今橋貳丁目 平野屋 孫兵衛
 同 鴻池屋 庄兵衛
 同 天王寺屋 伊右衛門
 過書町 同 忠兵衛
 舟町 助松屋 忠兵衛
 堂島中二 播磨屋 仁三郎
 玉水町 加島屋十郎兵衛
 舟町 門 作五郎
 平の町二 米屋 喜兵衛
 内平の町 日野屋 松次郎
 貳拾四萬石 七千石株
 江戸堀五 大庭屋治郎左衛門
 約鐘町 島屋 利右衛門
 尼ヶ崎町 鴻池屋 伊兵衛
 高麗橋二 紙屋 市右衛門
 今橋壹丁目 山本 三治郎
 尼ヶ崎町 鴻池屋 市兵衛
 寺丁目 升屋 平右衛門
 同 千草屋 宗十郎
 肥後島町 山家屋 權兵衛
 江戸堀三 加島屋 五兵衛
 玉水町 同 安兵衛
 平の町貳 茨木屋安右衛門
 内平の町 米屋 長兵衛
 本町二丁 平野屋 新兵衛
 長堀左 泉屋 吉次郎
 伏見多島 小橋屋伊右衛門
 淡路町 和泉屋治郎右衛門
 高麗橋一 枳屋 九左衛門
 四軒町 上村屋 九兵衛
 平の町一 炭屋 彦五郎

平の町二 和泉屋六郎右衛門 同二丁目 海部屋 善次
 同三丁目 油屋 德三郎 小久太郎 近江屋 富太郎
 七郎右衛門 天王寺屋 彌七 南久太郎 枳屋 傳兵衛
 町一丁目 平野屋 宗之 木挽北之 松屋 清五郎(大)
 新親町 吹田屋 六兵衛 岡崎町 葎屋 傳右衛門
 長堀字和 雜喉屋三郎右衛門 吉野や町川崎屋 武兵衛
 島町貳丁目 鹽屋 彌兵衛 天満十町 吉野屋九右衛門
 拾五萬四千石
 五千石株
 今橋貳丁目 鴻池屋 德兵衛 尼ヶ崎一 井筒屋 平治郎
 二丁目 米屋 伊太郎 大豆葉町 具足屋七左衛門
 高麗橋 越後屋新十郎(三井) 江戸堀三 傳法屋五左衛門
 壹丁目 櫻井屋八郎兵衛 瓦町一丁 昆布屋 伊兵衛
 安土町一 廣屋 德右衛門 立賣堀南 備中屋 利兵衛
 京橋六丁 大鶴屋 九藏 天満立 紀伊國屋加右衛門
 天満堀の 大根屋 小兵衛 同堀川町 茶屋 吉右衛門
 七萬石
 猶又晦日の夜市中へ御觸左の通、
 口 達
 一近年打續米價下直に付、武家百姓共は不_レ及_レ申、

自然と町家迄も商ひ薄き趣に付、都て金銀融通
 不_レ宜、世上一統迷惑の由に候間、何れ其儘に可_レ
 差置一筋に無_レ之義、追々厚御世話被_レ盡候に付、
 於_レ江戸表一御買上米の被_レ仰出、當地にても御買
 上米も被_レ仰付候へ共、米直段引立候程の儀に
 も不_レ至候に付、町人共の内あれこれ當分の間、
 買入米いたし直段引立候、直合に従ひ賣拂候等
 に申付候、畢竟買上米爲_レ致候儀は、世上日用金
 銀は勿論、諸事の融通不_レ差支_レ爲_レ有_レ之候間、
 右買上米を申立てに致、諸家并に諸向爲替金銀、
 其外共差滞させ候ては、御趣意通にも振れ候間、
 御仁惠の程能々相辨へ、銘々渡世に付候ても、世
 上の融通不_レ差支_レ様心懸、夫々家業可_レ致_レ出情
 候、
 右の通未々迄得と申聞可_レ置候事、
 寅十一月
 右の通被_レ仰出候間、未々迄念入可_レ相觸候、
 寅十一月晦日 北組惣年寄
 十二月二日御召し出しの上、右の通石高被_レ仰付候、
 三千五百石株

北濱二丁 肥前屋 又兵衛
 今橋壹丁 堀屋 七右衛門
 高麗橋三 芋屋 半兵衛
 和泉町 鴻池屋 榮三郎
 小倉町 米屋 三郎兵衛
 近江町 光吉 三郎兵衛
 〆四萬貳千石

北濱町壹 近江屋 長左衛門
 四軒町 油屋 齊助
 高麗橋三 鴻池屋 茂兵衛
 道修町一 袴屋 仁右衛門
 同 同 かつ
 内平の町 日野屋 清三郎
 舟越町 長濱屋 平三郎
 内平の町 明石屋 道阿彌
 内平の町 小西屋 勘左衛門
 内平の町 日野屋 七郎兵衛
 同 同 宗七
 京橋五丁 長濱屋 徳兵衛

京橋六丁 信濃屋 勘兵衛
 五町一丁 近江屋 仁右衛門
 安土町壹 金屋 彌太郎
 本町一丁 伊丹屋 四郎兵衛
 同 貳丁 目布屋 半兵衛
 唐物町二 信濃屋 勘四郎
 南久寶寺 和泉屋 宇右衛門
 長堀茂左 蒲島屋 治郎吉
 石灰町 錢屋 左兵衛
 南瓦屋町 河内屋 もと
 長堀字和 難喉屋 藤右衛門
 阿波橋町 玉屋 五兵衛
 齊藤町 島屋 利右衛門
 舟町 かじま屋 幸七
 上中の島 辰巳屋 省兵衛
 菅原町 河内屋 九兵衛
 旅籠町 伊賀屋 壽加
 登じま彌 大和屋 其兵衛
 左衛門町 難波屋 太助
 同 同 難波屋 太助
 同 同 米屋 喜兵衛

五町一丁 近江屋 八左衛門
 同 二丁目 同 與兵衛
 上魚屋町 井筒屋 庄左衛門
 本町二丁 奈良屋 宗右衛門
 ひなや町 生貝屋 吉左衛門
 北久太郎 繪具屋 太郎兵衛
 安堂寺町 大和屋 利兵衛
 油町三丁 田邊屋 仁兵衛
 白銀町 淡路屋 太郎兵衛
 助右衛門 和泉屋 治兵衛
 出口 岩田屋 七郎左衛門
 納口町 鋳屋 治郎兵衛
 布口町 伊勢屋 藤四郎
 白銀町 綿屋 武兵衛
 北宮田町 加島屋 清右衛門
 旅籠町 伊賀屋 半兵衛
 堂じま舟 天王寺屋 源之助
 大工町 西村屋 喜右衛門
 同 同 西村屋 喜右衛門
 同 三丁目 境屋 善六
 同 伏見屋 八兵衛

十二月五日、御召の上石高左に被三仰付候、

千石株

同 枅屋 源右衛門
 安治川南小 西新 六
 江戸堀三 平野屋 四郎五郎
 内平の町 小山屋 吉兵衛
 二丁目 〆拾四萬四千石

北濱二丁 高池屋 松治郎
 尼ヶ崎町 河内屋 勘四郎
 同 二丁目 米屋 助右衛門
 四軒町 伊丹屋 三郎兵衛
 奥服町 和泉屋 伊兵衛
 道修町三 鳥飼屋 直藏
 平の町二 和泉屋 新右衛門
 淡路町一 大津屋 新助
 同 日野屋 善兵衛
 津村西之 石川屋 四郎兵衛
 本町三丁 綿屋 長三郎
 唐物町四 八幡屋 忠兵衛
 南久寶寺 小山屋 忠兵衛
 南久寶寺 小山屋 忠兵衛

同 大阪屋 吉兵衛
 安治川 野田屋 長兵衛
 豊後町 和泉屋 利兵衛
 富じま二 藤田源七郎

梶木町 天川屋 太藏
 尼ヶ崎町 助松屋 新次郎
 同 鍵屋 龍三郎
 本天満町 鴻池屋 治郎兵衛
 奥服町 鍵屋 九兵衛
 平の町壹 小西屋 長右衛門
 あわじ町 小西角 兵衛
 一丁目 同 左兵衛
 同 同 左兵衛
 同 日野屋 善六
 南渡邊町 藤屋 新右衛門
 南本町二 菱屋 治右衛門
 北久太郎 奈良屋 忠兵衛
 南久寶寺 平野屋 其之助

同 四丁目 大黒屋 伊兵衛
 上難波町 綿屋 作兵衛
 安堂寺町 菱屋 太郎兵衛
 長堀次郎 松葉屋 新助
 安堂寺町 和泉屋 太郎兵衛
 立賣堀四 紙屋 喜兵衛
 木挽北ノ 河内屋 治郎兵衛
 南問屋町 鹽屋 伊助
 天満三丁 塗屋 才兵衛
 同 九丁目 綿屋 太兵衛
 同 十一丁目 彌兵衛
 目 北小幡町 尼屋 四郎右衛門
 老松町 綿屋 利兵衛
 天満五丁 文字屋 九兵衛
 油掛町 天野屋 五郎左衛門
 新天満町 大津屋 權兵衛
 海部堀川 天満屋 甚九郎
 瀬戸物町 伏見屋 孫兵衛
 信濃町 伏見屋 太兵衛
 同 油屋 清右衛門

安堂寺町二 丹波屋 平右衛門
 同 五丁目 龜屋 吉右衛門
 長堀清久 加島屋 三右衛門
 立賣堀西 和泉屋 市兵衛
 高間町 吉野 五運
 木挽南ノ 平野屋 善右衛門
 材木町 米屋 武右衛門
 天満五丁 淡路屋 太郎助
 同 九丁目 綿屋 伊兵衛
 魚屋町 魚屋 又兵衛
 木幡町 鍵屋 伊兵衛
 老松町 天王寺屋 九郎右衛門
 新天満町 近江屋 平左衛門
 同 大津屋 伊兵衛
 同 古野屋 藤九郎
 新親町 萬屋 伊太郎
 油掛町 神崎屋 藤九郎
 信濃町 和泉屋 武右衛門
 海部町 久々知屋 治兵衛

京橋三丁 山城屋 孫兵衛
 豊後町 米屋 惣兵衛
 谷町二丁 大黒屋 喜兵衛
 本町一丁 吉村屋 金五郎
 同四丁目 扇屋 利兵衛
 同三丁目 和泉屋 利兵衛
 油町三丁目 若林 唯藏
 同 布屋 四郎兵衛
 信濃町 同 甚九郎
 玉澤町 明石屋庄右衛門
 同 八萬六千石
 十二月七日、御召の上被_レ仰付候石高左之通、

瓦町壹丁 太刀屋 庄兵衛
 目録二丁 錢屋 彌助
 玉造中町 萬屋 小兵衛
 堂島舟大堀 屋 善藏
 同 京屋 宗吉
 上博勢町 平野屋 庄助
 同 三萬四千石
 千石株
 梶木町 天王寺屋 清八
 今橋二丁 鴻池屋 清兵衛
 本町二丁 布屋 萬助
 北久太郎 河内屋 六兵衛
 同二丁目 和泉屋 嘉平治南
 同二丁目 米屋 孫兵衛
 同二丁目 池田屋 善八
 同二丁目 島屋 九郎兵衛
 同二丁目 大和屋 庄藏
 同二丁目 河内屋 平左衛門
 同二丁目 伏見屋 半兵衛
 同二丁目 福田屋 太左衛門

今橋二丁 鴻池屋 善作
 尼ヶ崎町 加島屋 萬兵衛
 同 壹萬五千石
 同 貳千石株
 梶木町 鴻池屋 武助
 玉水町 島屋 市五郎
 江戸堀三丁目 綿屋 市右衛門

通書町 加島屋 藤七
 道修町 平野屋 彦兵衛
 同二丁目 大和屋 藤右衛門
 同二丁目 近江屋 彌助
 同二丁目 近江屋 半兵衛
 同二丁目 大黒屋 七郎兵衛
 同二丁目 茶屋 六兵衛
 同二丁目 豊村 新六
 同二丁目 蛇草屋 八左衛門
 同二丁目 今宮屋 卜助
 同二丁目 備前屋 徳兵衛

右の通被_レ仰付候に付、市中陰氣に相成哉の趣にて、
 左の通御觸有_レ之候、

口達

今般依_レ御下知_レ金銀融通宜相成べく爲、當表町人
 共の内身上宜敷者共へ、買上米申付候儀に付、御
 仁惠の程能々相辨へ、銘々渡世に付ても融通不_レ差
 支_レ様心懸可_レ申旨、此間一通り口達を以て申聞置
 候處、町々年寄共より町内への達し方不行届に候
 哉、自己の金銀取引の義差控へ、取掛罷在候普請杯
 も相止め、諸事遠慮いたし候趣の風聞有_レ之候、普
 請杯も相止め候ては、其危にかゝり候末々輕き者
 へも相響き、渡世難義に可_レ及事に候、右買上米の
 儀は御用計りに無_レ之、一同融通の義結構の御趣意
 の事に候へば、金銀取引不_レ差支_レ様いたし、普請其
 外祝儀佛事は不_レ及_レ申、殊に年の暮にも及候事に
 候間、銘々嘉例餅つき何によらず賑しく取計、諸見
 物に至るまでも聊遠慮可_レ致筋には無_レ之候、心得
 違有_レ之候ては、御趣意通りに不_レ合齟齬候間、能々
 相辨へ候様可_レ致候、且又此節迄は買上米申付候者
 共の外に、聞洩に相成候者も可_レ有_レ之、乍_レ然無_レ際

初瀬町 奈良屋 善兵衛
 立賣堀西 近江屋 權兵衛
 同 雜喉屋 權兵衛
 同 河内屋 與兵衛
 同 平の屋 五郎兵衛
 同 三萬四千石
 同 貳千石
 同 貳百八拾六軒
 又貳拾五萬石
 七萬石
 合 三百五軒
 惣石高_レ百拾九萬九千石
 内貳拾五萬石
 残り 九拾四萬九千石
 受之仕_レ六拾六萬二千石
 此銀 凡四萬貫目餘
 但六拾五五分に當て、

材木町 小西屋 徳十郎
 白鬘町 長岡屋 久兵衛
 南木わた 拔並屋 作兵衛
 同 錢屋 太兵衛
 同 備前屋 彌兵衛
 同 壹萬石
 同 廿四軒
 同 七千石
 同 廿二軒
 同 貳千石
 同 八拾九軒
 同 十二軒
 同 隱密方
 同 十八兩替
 同 廿四軒
 同 廿二軒
 同 八拾九軒

限申付候義にては無之候、左候ては洩候身分殘念に存候者共も可有之哉、銘々先祖代々妻子等も致撫育、安穩に渡世を送り候御國恩の程難有奉存候て、今様の折からならでは冥加之程相辨候義も相顯不申事に付、少分之石高たりとも買上可致と存候者は、不及遠慮銘々封書を以て可申出候、

宣十二月

右の通被仰出候間、町内末々迄不洩様入念可被相觸候、

寅十二月四日

北組惣年寄

右御觸書出候所、翌日西詰所へ封書差出候人、左に、

堂島濱三丁目

山田屋市右衛門

外に一人有之候由、

前書石高被仰付候銘々、難澁の趣にて減石相願候所、四五歩以上之者、十二月十九日於御前、右御掛り地方より年内月廻に相成候に付、來卯正月御用初より十七日迄、増石いたし可申出旨被仰付、先夫にて年内相濟候、但し壹貳分通の分は廿四五日に相

成候て、來正月十二日致出情書附可差出候事、右に付卯正月十七日、一統舊冬同様の書附差出し候に付、翌十八日於御前に、

東平賀信濃守様

西佐久間備後守様

右御立合にて左の通被仰付候、

其方共義買持米の義、舊冬同様の義又々書附差出し候段不届の至りに候、何れ申渡置石高の請書可差出候、乍然繰合等有之候は、實に右石高買持難き義に候は、買方月割に不致、右申渡石高七步通差圖次第買入可申、其餘は令用捨候間、其段受書可差出候、

右の通被仰付候に付銘々當惑致、又々相願候處、月割七步にて當時御差圖次第、買持分五分にて相濟候事、但し舊冬より難澁申立にて、壹貳歩の分は廿日に町年寄御召にて、身上御開合被成候に付、廿五日に返答書年寄より差出候事、

右相濟候五歩以上皆石迄、廿七日に被爲御召成、今般買上米申附候様、請書の趣き開届け置候、猶又此趣き江戸表へ可申遣旨、被仰付相濟候事、

近來 漸の苗卷之五

見聞

住吉卯の日祓の事

文化四丁卯年正月より、住吉社に毎月卯の日の祓執行有之、開運の御守を出す、是を受んと諸人の參詣夥し、并に神宮寺五大力開帳あり、

四天王寺鐘鐺の事

同年四月廿二日より同廿六日迄、四天王寺皇太子御引導鐘鐺に付、參詣の男女に鐘鐺を踏す、并に供養有之參詣夥し、

網代笠流行の始の事

同年夏より、市中の俗人専らあじろ笠を着ること流行し始め、今に至つて諸人用之、あじろ笠はむかしより出家ならでは用ひざるものと見へたり、或人の句に、

寺の田や案山子がきたるあじろ笠

斯せし發句もあるに、此頃より寺のみに限らず、俗人専ら用ゆる事とはなりぬ、もとは木津難波より出る商人着始しといふ、

湖水吹越の事

御懸り地方

東 大西 駒藏様

同 荻野勘左衛門様

西 安藤丈之助様

同 永田兆十郎様

御用懸り

井岡平左衛門様

井吉三郎兵衛様

但江川庄左衛門様は、中程より江戸表御代拜に付出勤無之候、

拳頭煎餅の事

同年冬の頃より、大坂町々に東名物拳頭煎餅となづけ、一ケンリヤンコよりトウライに至るまで、ことごとく鍋にてこしらへ、是を丸き煎餅に包みて賣る、諸人は是を買ひて煎餅をわり、樂に勝負を決する事一興なるによつて、大ひに流行す、圖は如斯し、つみたる處、後には拳の手なくして、かんだしの差込などを入て賣ける、翌卯年の夏の頃に既にやみぬ、

近來 漸の苗卷之四終

見聞

同年五月中旬より、大雨にて江州湖水吹越しにて、淀川筋大洪水、守山草津流れ、淀堤大切二ヶ所小切七八ヶ所、鳥羽海道大切三ヶ所、宇治川横のしま大切、小倉堤二ヶ所、桂川不_レ殘流河内八番へ切込む、村々數多損亡す、村書左に記す、

東成郡廿五ヶ村、 茨田郡五十六ヶ村、 讚良郡二ヶ村、

水勢烈しき故、網じま大長寺の裏手をわざと切開き水を落す、是を大長寺のわざと切りと云、

京都は白川大洪水、悲田院より二條新地へ切込、加茂川壺所になり、五條通り高瀬川壺所に成、茂加川筋不_レ殘流れ、五條三條のはし殘る、八幡楠葉へ切込む、同六月朔日より三日迄、太田にて増水にて所々越水込入り、大坂玉造稻荷の社舞臺より見れば、東山はまで渺々たる海上を望むが如し、

市中近在水入の荒増は、

中之島、堂じま、北曾根崎新地、福しま、大仁、傳法、野田、海老江、富じま、九條島、前だれ島、難波、木津、薩摩堀、新町、山本町、幸町、堀江六丁目、高津新地、是等なり、此外に少々づゝは數多

あれと略す、

五月廿五日申之上刻、御觸渡し左に記す、洪水に付淀川筋堤切有_レ之、攝河東在に水込入候故、智音其外の者へも、食事等の品相送度志のもの可有_レ之、舟方の儀は働場の差別有候へば、ケ様の節は臨時の儀に付、右等の不_レ及_レ斟酌、何舟にても勝手次第借請可_レ致_三通舟_二候、尤其段舟方の者へ被_三仰渡置_二候旨、御沙汰有_レ之候事、

淀川筋堤切所數多有_レ之、京海道往來不_三相成_二、中津川神崎川渡り、山崎海道を往來す、依_レ之御公儀より被_三仰付_二、中津川神崎川渡し増舟、晝夜無_レ滯差出す、此後度々御仁政の御觸有_レ之、其大體去る戌年に同じきがゆへ略_レ之、

因に云、此節世人のたとへに、「此度の洪水とかけてナント、當世の女中のあたまとトク、心ハ水引がなふて切_レが多ひと云、

寛永の頃までは、婦女はふるき麻繩にて結び、黒き絹ざねにてまき、いつくまでもあらひ用ひしに、其後紙にて結はじまり、越前の國より粉紙にて元結紙といふものを作りだしてより、いろく_レの元結を仕

出し、糸巻のとんぼう金銀の水引、尺長五色の染紙、近年は五しき染の鹿子縮緬のわけく_レり、貧福とも是を用ゆ、太平の餘澤あをぎても猶あまりあらん、

竹田近江大掾追善の事

同年七月六日より三日の間、故人竹田近江大掾百廻忌追善として、濱芝居一日操淨留利一日、入替りに相勤む、大歌舞妓は名前計にて出勤なし、外題役割は略_レ之、

小説本歌舞妓に直す事

同年九月廿一日より、道頓堀太左衛門芝居において、新狂言興行なす、柳が浦に縁の糸すじ、か_レが_レの_レ計、柵自來也、談右は東都滑稽者威和亭鬼武の著述せし、自來也話といへる小説本なり、狂言作者奈阿篤助近松徳三などと打より、歌舞妓狂言に引直す、是小説本歌舞妓に直すはじめなり、是によつて日々に評判よく、又右小説本大いに流行して、貸本屋は三日切の札をはり、足をそらざまになして街をはしる有さま、浪花の賑ひ言語に絶し筆にも盡しがたし、

此時市川團藏盜賊自來也の役に、好みにて脇ざしの鞘を朱のあらし海老さやを用ゆ、是より此さやの名

を自來也鞘と云、又は煙草入の張抜筒などにも、此形を用ひ自來也筒とよび、大ひに流行す、また右狂言にて羽織のひも、眞田紐の三角に組しを用ひてより、是又自來也紐とよんで大ひに流行し、今に至つて専ら用ゆる人多し、

隠賣女御法度の事

同年十一月十四日、從_三御公儀_二隠賣女御法度の御觸有_レ之、町中隠賣女差置、遊女同前の仕方有_レ之段不_三埒に_二付、前々より度々申渡し置候處、近來又々猥に相成、町々において遊女がましき身過致し候もの多く、并に右世話を渡世にいたし候族所々に有_レ之、別して御城近邊町家迄も多分有_レ之由相聞、不_三埒の_二至りに候、前々觸置候通相心得、向後不_三相守_二者は可_レ遂_三吟味_二候間、町役人は寫と相改め、右體紛しきもの有_レ之ば、早速可_三訴出_二候、若等閑之改方致候は、本人は勿論家主組合年寄迄も、急度可_レ令_三沙汰_二候、

卯十一月十四日

此時より町々に隠賣女法度の張番繁くす、天明八年加藤御觸有しか

ど、年月立つにしたがひ、猥なるによつて、融しくふれらる。

兩座同狂言の事

文化五戊辰年正月、道頓堀中角兩座の芝居、二の替り新狂言同狂言にて、近代稀なる大繁昌なり、外題左に記す、

角ノ座けいせい輝草紙、校合十冊、廿五日ヨリ
中ノ座傾城品評林、再註九冊、廿七日ヨリ

右狂言は東都山東京傳の著作せし、不破名古屋の小説むかし語稻妻表婚といへる、全部六冊のよみ本なりしを、歌舞伎に直せしなり、珍しき狂言にて面白きうへに、兩座ひとしき狂言なれば、其繁昌たとへんかたなく、是によつて兩座藝評の勝負づけ出る、其少しきを筆のついでに茲に記す、

- 嵐 吉 勝名護屋山三(先立合に七分の勝あり、何が仕内に突出しきれい)
- 同 頁梅津 嘉門(仕内めけ目はなけれ共、姿の花佐々良三八)
- 同 藏 勝不破伴左衛門(老功だけに又かく別なものじ)
- 東工左衛門分預湯 淺 亦平(此角力惣方手取ゆへ、勝負付)
- 大 吉 頁けいせい 山(さいいな取口なれ共功者がな)
- 同 頁三八女房磯菜(どしんどくとんまけ、よほ)

富三郎(御功者なれ共、此角力立なぐれ)
百 花分預佐々木桂之助(此角力立合ではまけなれ共、この度は大でき)
市 藏 鹿 藏(土俵入はきれいなれ共、餘り力身過て力まけ)

歌右衛門 頁名古屋山三(此組合仕かけは、殘念なれど、見物は承知)

我 童 勝梅津 嘉門(此角力は始より勝に見へまし)

同 ナシ左々良三八(互に得手を差込で、見物の氣取口おもしろく云分はなけれ)

新九郎 頁不破伴左衛門(取口おもしろく云分はなけれ)

西歌右衛門分預浮世 亦平(ど、角力があわめが殘念、勝負は追手々々)

よしほ 勝けいせい葛城(地取のけい、こがつんであるゆへ、見事なち)

あやめ 勝三八女房儀茶(立合にひまは入つたれど、さすの間に年功々々)

珉 子(ナシ又平女房さへだ、小手の開たる立合、此度はおてから)

三五郎分預左々木桂之助(十分のちならねども、かたやいたみあれば預り)

同 勝下部 鹿藏(此角力はかたすかし)

此外に勝負數多あれども、事繁ければ略之、此頃右市中専ら流行す、世人よく知る處なれ共、因に記す、

「いもとせの、ちぎりたがへぬつばくらは、ひとの軒端にせたいをもうけ、やゝをばうんで、にしよひがしとるばみをもとめ、さもうれしげに其日をおく

午歲當文化五年迄
百七年に及ぶ

淺野内匠頭長矩

冷光院前少府朝散吹毛玄利大居士

元祿十四年三月十五日

元祿十六癸未年二月四日

- 忠誠院 及空淨劔居士家老 大石 内藏 歳千五百石
- 及仲光劔信士郡代 吉田 忠左衛門 兼亮 六十三才
- 及峯毛劔信士物頭 惣右衛門 元辰 五十六才
- 及勘要劔信士側用人 片岡源吾 右衛門 高房 三十七才
- 及譽道劔信士大目附 間瀬 久太夫 正明 六十三才
- 及頭串劔信士京留守 小野寺 十内 秀知 六十一才
- 及泉如劔信士馬廻り 喜兵衛 光延 六十九才
- 及周求劔信士物頭 磯貝十郎 左衛門 正久 二十五才
- 及宅知劔信士留主 堀部 彌兵衛 金丸 七十七才
- 及隨露劔信士無やく 近 松 勘六 行重 二十四才
- 及勇相劔信士馬廻り 富 森 助右衛門 正因 三十四才
- 及上樹劔信士無やく 大石 主税 良金 十六才

る、合われらふたりはいつしかに、ふわの關屋のせきの戸に、せきとめられていなづまや、合ありとはみへてそれぞとも、あけていわれぬむねの内、合つつむにあまる、なげふしそでのあめ合もんは三つの中からかさに、合やぐらかそふかぬれつばめ、

泉岳寺開帳の事

同年三月上旬より、荒陵山四天王寺に於て、東都芝泉岳寺開帳有之、播州赤穂之義士四十七人の武具、其外靈佛靈寶數多あり、則四天王寺境内にて、淺野内匠頭様并に義士四十七人石塔の形を木にて造り、泉岳寺墓所のていをうつし、諸人に拜見せしむ、敷計は元祿十五年

及雲輝劔信士 馬廻り 部 安兵衛武庸
 及露白劔信士 同 中 勘助正辰
 及水流劔信士 馬廻り 谷 半之丞正利
 及觀祖劔信士 同 不破 數右衛門正種
 及道互劔信士 同 千 馬 三郎兵衛光忠
 及通普劔信士 馬廻り 木村 岡右衛門貞行
 及電石劔信士 藏奉行 貝賀 彌左衛門友信
 及無一劔信士 近習 大 高 源 五忠雄
 及利教劔信士 神 崎 與五郎則休
 及珊瑚劔信士 無やく 三村次郎右衛門包常
 及常水劔信士 歩行 横 川 勘 平宗利
 及響機劔信士 同 茅 野 和 助常成
 及太及劔信士 無やく 間 瀬 孫九郎正辰
 及清元劔信士 同 村 松 三太夫高直
 及擲振劔信士 同 矢 頭 右衛門七教兼
 及湫跳劔信士 同 奥 田 貞 右衛門行高
 及澤藏劔信士 同 間 十次郎光興

及寛徳劔信士 馬廻り 大石 瀨左衛門信清
 及法參劔信士 同 矢田五郎右衛門助武
 及察周劔信士 武具役 奥 田 孫太夫兼盛
 及廣忠劔信士 馬廻り 赤 垣 源 藏重賢
 及破了劔信士 同 早 水 藤左衛門滿堯
 及窓空劔信士 國圖役 潮 田 又之丞高教
 及袖拂劔信士 勘定方 岡島八十右衛門常樹
 及當掛劔信士 無やく 吉 田 澤右衛門兼貞
 及性春劔信士 近習 武 林 唯 七 隆 重
 及鍛鍊劔信士 同 倉 橋 傳 助 武 幸
 及撲唯劔信士 無やく 間 新 六 光 風
 及有梅劔信士 廣間やく 村 松 喜兵衛秀直
 及可仁劔信士 近習 杉 野 十 平 治 次 房
 及量霞劔信士 近習 勝 田 新 左 衛 門 武 堯
 及補天劔信士 金奉行 前 原 伊 助 宗 房
 及風颯劔信士 無やく 小 野 寺 幸 右 衛 門 秀 富
 及廻一劔信士 馬廻り 岡 野 金 右 衛 門 包 秀

敵討は元祿十五年十二月十四日なり、右一件は別書
 に委敷見へたれば爰に洩す、碑面には役柄は印しあられど、
共、筆のついで故爰に現す
 因に云、其夜の相圖の詞は、山霞河竹三五七九と云
 ひよしし老人の語られし、泉岳寺にて仙石伯耆守
 殿より返答のおそかりければ、思ひくゝに詩文和
 歌誹諧など云ひ捨しを、聞傳へしまゝ爰に出す、
 絶 句 序あれども略之、

木邑岡右衛門貞行
 身寄ニ寒雲ニ東海東 命愆恩義世塵中
 看レ華飲レ酒躋ニ幾歳ニ 時哉曉天霜雪風
 茅野和助常成
 武士の外はあらしな千草だに
 もと吹野邊に枯るとおもへば
 大高源吾忠雄
 山をさく力もおれて松の雪
 放水子岡野包秀
 そのにはひ雪のあちらの野梅かな
 神 崎 則 休
 人の世の道しわかすばおそくとも
 さゆる雪にぞふみまよふべき

番舟流行の事

同年十月十一日、大坂表より江戸へ積出す新綿舟出
 帆す、十五艘なり、江戸表へ着岸の遅速をあて、損益
 をさだむる事まへくより夥しき事なり、しかるに
 去る卯年より、着岸の一二を争ふかけ勝負大ひに流
 行して、當辰年はまたく卯年に十倍まして流行す
 る事夥し、先出帆の日より色々名目を付て、札を賣買
 ふ事晝夜をわかつたず、あだかも堂島の米市にひとし
 く、色々の虚説空言をもつて賣買ふ故に、札の高下夥
 しく、又南嶽一片をもつて賣買の相場一貫文と定め、
 財布などに數多入、取引のせつなどは、大地につきな
 らるる有さま言語に絶せり、むかしよりかよふの勝
 負ありといへども、か程にはづみしこと稀なり、
 一 北大辰藏 十月十六日着
 二 桑龜藏 北天津屋也 十七日同
 三 南大宗八 桑名屋也 十八日同
 右着舟の日限知るゝとひとしく、すぐさま其間屋よ
 り大坂市中を觸通るなり、是又いさましきものなり、
 縮幅びるふどの類の 番手の舟知ると忽ち右札を買持、勝
 表しやうを着す、 負人金銀取引にかゝり、大ひに徳つくものあり、身上

をたむ人あり、出奔するあればもふけて振舞するもあり、是によつて世間一統さわがしく、是によつて御公儀より御さし留有之、翌年も又々かよふにはづみかゝりしに、厳しく御政道有之によつて、今に至つてかよふの事なし、
因に菱垣船印をあらわす、



荒まし斯の如し、

ならずや、右御觸渡し有之迄は、先正月三ヶ日の内より、子供等竹のさきに釘などを打つけ坏し、是をもつて家々の七五三繩松をはづし取事しきりにて、新年を壽し飾物なれば、とられじと用心に氣をつかひ、初春より腹を立などして淺間しき事なりしが、斯御觸ありてより、子供等もおとなしく成、其家毎には氣をつかわずして、豊にくらす君が代の春こそ目出度かりけれど、皆萬歳を諷ひ侍る、

近來 嘯の苗卷之五終 見聞

門松注連繩御觸の事

同年十二月廿五日、門松七五三繩猥に取はず事、御法度之趣被_レ仰渡_レ有_レ之、左に記す、
門松注連繩等年始の飾に候所、年内は勿論其家々にて不_レ取納_レ以前、育悪敷小供ども忍びくはづし取、或ひは押て貫ひ掛候も有_レ之、其内には年頃の者も打まじり有_レ之由相聞へ候、右は銘々祝の爲にしつらひ置品を、遠慮なく取ちらし候儀は有_レ之まじき筋に候、殊に忍々に取候は、盜ぞくにひとまじく、押て貫ひ候者ゆすりに類し、彼是もつて不埒の事に候、右體の儀乍_レ存捨置候は、親々共も不埒に候間、以來右體の義堅く無_レ之様、幼少の者へは、親々又は身寄の者より得と申聞可_レ置候、若此後に不_レ相止_レ候は、其所に捕置早々可_レ訴出_レ候、廻りの者へも申渡し置、右様の義見請候はば、年頃の者は申に不_レ及、小兒迄も往々風俗の爲にも候間、無_レ用捨_レ急度爲_レ召捕_レ、夫々取計らひ方有_レ之候に付、末町迄不_レ洩様御達を以て可_レ相觸_レ候、
辰十二月廿五日

斯御觸有てより、子供の風儀もよく成しと、有難き事

近來 嘯の苗卷之六 見聞

能常舞臺の事

文化六己巳年大坂難波新地に於て、能常舞臺を御願申上御聞濟有_レ之、舞臺開きは則ち二月十七日に相勤む、

名代 増地多三郎

因に云、むかしより能舞臺角力場は、堀江と定り有しに、近代は堀江は人家と成て其場所なし、世の中うつりかはる事はにひとし、關取千兩幟にも、芝居は南米市は北、相撲と能の常舞臺、堀江々と國國へ、下かく見へたり、

大相撲繁昌の事

同年六月中旬より、難波新地に於て大相撲興行有之、大ひに繁昌す、勸進元は朝日山森右衛門にて、四方の量負夥しく、ヒイキよりの積物米炭薪は山より高く、數千本の幟風にひるがへるありさま、近來稀なる大繁昌なり、然るに前頭荒馬源彌と云者と、外前頭と言分出來、同廿日の夜難波新地茶屋に於て、大喧嘩

ありけるが、荒馬の門弟九十六といふ者、陣鐘寅吉を切殺し、其外數多手をおはせけるが、是によつて騒動大かたならず、右十六は牢舎被_レ仰付_一永く濟ざりしに、其後御慈悲によつて御拂に相成る、此一件は事しげければ別番にします、

廓中大火の事

同年九月八日夜、新町新堀町より出火にて、九軒町揚屋ことごとく焼、通筋半より越後町へ焼け、翌九日辰の下刻に火やうやく鎮る、此時九軒町揚屋において、火方の内障子の久兵衛と云ふ者焼死す、是によつて三郷火方より、小橋墓所に一基を建て吊ふ、右石碑の追悼に、

煙より今は涙にむせびけり

身をけし口の人をおもへば

因に云、遊女町御免は寛永年中にして、凡四丁四方なり、初は西の大門のみなりしを、明暦三丁酉年東大門口をひらき、又享保九甲辰年に宇和じま橋筋の門ひらく、越後町東口土橋すじ、右兩門は寶曆四甲戌年開、阿波ばし筋越後町西口、右兩門は天明六丙午年にひらく、廓の出火は寛文六年、其後享保九

年なり、又新京橋町の_{こぼし}筋門を蛤門と云稱あり、是は寶曆四年立賣堀失火の時より開きし故、火にあふて口をひらくと云ふ事に付かくよふとぞ、

猿猴到着の事

同年十月十六日、長崎より大坂表へ猿猴着す、是天竺の産物なるよし、同年十一月四日より、道頓堀に於て見世物となす、古今珍らしきものなれば、諸人夥しく見物に集ふ、

因に云、大坂の畫師森祖仙は獸の名人にして、殊に猿を畫くこと妙を得たり、是によつて中頃名を狙仙と書改む、此頃猿猴の生寫しを畫かれしに、實に壹毛のたがひなし、予も是には感に絶たり、もしいまだ猿猴を見ざる兒童あらば、彼先生の生寫を見るべし、世の常の猿と少し異もして面黒し、

伊勢大神宮御遷宮の事

同年九月、伊勢天照皇大神宮御宮再建に付、御遷宮有_レ之によつて、遠近の國々よりあゆみを運ぶ人夥しく、此時藝州廣島より、壹疋の猪伊勢に詣參すと専ら云ひしを、虚説と思しに、程なく大坂表を通りしが、藝州よりの提札ありて、あまたの旅銀を身に付たり、

諸人は是をいたわり宿々へおくりつかわし、又は散錢などあぐるもあり、實に一つの奇なり、

因に云、寛文四年(又十年とも)六月、常陸の國の牛富士山に禪定し、子細無く郡に歸ると、本朝年代記に見へたり、かよふの類ひならん、

難波新地新川新建の事

文化七庚午年より、難波新地新川邊野原へ人家を建初る、是より追て新建築家出來して、以前野原なりしも今は町となりて、所の異名を新祇園新地抔と、なへ、小茶屋料理屋かし座敷、或ひは土弓揚弓屋、蛙が池に山吹の御めし盛、よき切り店といつも花咲四季の茶屋、ついすべり込む池垣に、水あそびする粹客を、せぶつてかわす小間物屋、新造か二八十六のうどんそば切さま_んに、難波の村はなのみにて、軒をならぶる有さまは、實に浪花の繁榮、是にておもひ合すべし、同年此所に相撲常場を願ひ御免し有_レ之、難波新地開發月也、是より昔傳出來す、此切店と云は江戸深川の寫しなるよし、此所の遊女は百文にて情を商ふ、世人新川のケコロと云、

住吉社正遷宮の事

同年四月上旬、住吉大明神四社悉く普請成就して、正遷宮儀式行はれ、御神樂御執行、并に正印殿拜見をゆ

るされ、神寶神器數多開帳せしむ、右正遷宮に付、諸問屋舟方諸株中、其外諸職働人中などより上ケ物夥しく、又諸國より寄進數多あり、中々あげてかぞへがたし、よつて略_レ之、

半堂矢數の事

同年四月十八日夕より、京都大佛三十三間堂に於て、半堂矢數始る、翌十九日夕に至る、

射越天下一、一萬千九百拾本之内、通矢一萬千七百六拾本、紀州小田金吾行年十一歳、

未だ若年なりといへども、大力無双の勇士にて、殊に人品骨柄天晴なれば、すへたのもしき武士かなと、譽ざる人はなかりける、

武庫川炮術の事

同年八月五日、播州武庫郡武庫川において、尼ヶ崎城主松平遠江守様御家臣炮術稽古有_レ之、五日辰の刻より相始る、

因に云、鐵炮の始は天文八年十二月、島津義久獻_レ將軍、是日本鐵炮の始なり、南蠻國より始めて來るは、元龜元年渡_レ九州云々、

萩野流炮術家松幸内門人

百目玉流、巢中壹尺六寸、檜木板羽棒火矢仕掛、十八丁目印建、

壹番 家松幸内

貳番 津久井伊右衛門

參番 石田幸八

四番 米澤孫三郎

五番 相馬國三郎

百目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、

十丁目 六番 山中千治

七番 關口千五

八番 山中千治

九番 關口千五

百目玉流、巢中壹尺六寸、玉丁中丁打仕懸七放、

四丁目 拾番より十四番迄

十五番 米澤孫三郎

中島松之助

貳百目玉流、檜木板羽燒藥五百目附、燒破棒火矢十

一丁目印建、關口七郎 津久井十平

三拾目玉流、綠臺頭附玉丁四十打五放、

四丁目傍所の内星、青木駒藏
百目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、
八丁目印建、

平林榮治 高塚長太夫 石田喜藏

田母神又平 平林榮治 高塚長太夫

石田喜藏 清水喜代吉 田母神又市

三拾目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、

七丁目印建、

中村藏治 石田市太 中村藏治

石田市太

百目玉流、巢中壹尺六寸、玉丁中打仕掛、

四丁目 傍所の内、

川且又右衛門、

廿八番目より四十二番迄、つゞけ、

戸塚太郎右衛門 相馬國三郎 内藤團藏

右は二番づゝ、田母神又市、

三拾目玉流、淺木板羽棒火矢立放、

六丁目印建、羽谷三藏、貳番なり、

貳拾目玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、

四丁目印建、

四丁目印建、中島松之助、
是より薄暮に及ぶ、

貳百目玉流、檜柏羽矢炮録仕掛、

十一丁目印建、津久井十平、貳番也、

夜分の印は挑灯也、

相圖の火、

貳百目玉、木筒玉揚百目玉流、淺木板羽抱綠臺、矢

揚貳貫目玉流、檜木板羽相圖の火、

火柳星 中島源 助火龍星 津久井伊右衛門

三辰 西尾與十郎 集星 中島松之助

明星 石田八十右衛門 火凌 山岸喜太夫

矢の輪 津久井伊右衛門 孔雀尾 山中仙治

相圖の火 津久井十平 玉蓮星 西尾與十郎

宿星 中山其仙 飛泉 津久井伊右衛門

百目玉流、巢中八寸、檜木板羽矢炮録仕掛、

四丁目印建、家松幸内、石田幸八、中村理右衛門、

貳百目玉流、檜木板羽、

相圖の火、家松幸内

合九拾貳番也、亥の刻過に相濟む、

岡本民三郎 藤田五百太郎 石田太次郎

同 同 同

八匆玉流、淺木板羽棒火矢抱立放、

貳丁目印建、五十八番目、相馬幸治郎、行年六歳、

貳貫目玉、木筒百目玉流、淺木板羽抱綠臺、

是より曲物、

赤雲 西尾與十郎 連龍 津久井伊右衛門

雷火 石田八十右衛門 群龍 中高 玄山

日傘 津久井伊右衛門 群鷹 石田市太

黃煙柳 關口仙吾 赤雲龍 津久井伊右衛門

筋長六丈三尺四筋巾尺二寸、
五段がはり筋長三丈六尺、口
筋巾八寸のぶ、

百目玉、巢中九寸流、檜木、板羽燒藥三百五拾目附、

燒被火矢仕掛、

四丁目印建、家松幸内、貳番なり、

百目玉、巢中壹尺六寸、檜木板羽燒破棒火矢仕掛、

四丁目印建、中島源助 西尾與十郎 關口仙吾

中島松之助 山中仙治

百目玉流、田村箭拾八本込み、抱立放、

晝は陣小屋より紋付の幟を以て向へ、相圖を定む、夜は馬挑灯并にほら貝を吹て相圖を定む、諸人は是を見んと、近國近在より群集す、大坂より尼ヶ崎街道は箴のはを引が如し、亥の刻過に終てより、夜通しに大坂へ歸るあり、近在の知音にとまるもあり、皆おのがさましくなり、然れ共此以後見物に行人もあらば、近在にたよりをもとめて行玉へかし、

市中に毒降噂の事

同年八月十四日、世人天より毒の降と専ら云あへりて、他行せざる人もまゝありて、市中大ひに睒し、是によつて或人狂歌を詠れしを茲に記す、
むかしより人ころさずの天道の
毒をふらすとは空言である

かくなん詠れしなり、往古より亂世の砌には、様々の天變ありしよし、年代記などにしるしあれば、かく太平の御代なるに、なんぞかよふの天災あらんや、皆これ世人の亡説ならん、

升改の事

同年七月より、京都升屋福井作右衛門、諸國升改を願ひ廻る事有之、因、茲大坂表は家毎に來つて改む、又

往來の商人箴籬振なんども改め、あやしきあるにおいては、忽ち取上げ打割捨るなり、諸國在にもかくの如しとなん、

因に云、升は文武天皇慶雲二年、始て斗升を造りて諸國に賜ふ、又升法を定むる事は、後三條院延久四年なり、

難波橋御修復の事

同年十一月朔日、大坂難波橋御修復に付、新始め有之、

翌文化八末年六月廿二日、成就して渡り初め式有之、

普請中は借(假)橋にて、壹人に壹錢づゝ取る、大坂大橋の間數、
 鳴野橋 長廿九間壹尺六寸 備前島橋 長十五間壹尺
 京橋 長五十間三尺八寸 野田ばし 長十五間五尺五寸
 天満橋 長百十五間五尺 天神ばし 長百廿二間三尺
 高麗橋 長三十六間壹尺 本町ばし 長二十四間壹尺
 農人橋 長二十七間 長堀ばし 長十八間
 日本橋 長三十三間五尺五寸 幅三間四尺
 當難波ばしは、長百十四間六尺幅三間半なり、

此外町橋惣數合百四十三ヶ所有之、

因に云、本朝橋を造り初しは、仁德天皇十四年十一月、天を造、猪目津謂、小橋と見へたり、大唐には秦の昭王始て造る、石橋之始めは秦の始皇帝より始ると云、

紙頭巾流行の事

同年の冬、大坂町中に紙の頭巾大ひに流行す、形は庄兵衛頭巾の風なり、紫の染色に役者の紋白揚にして、是を江戸紫の紙子頭巾とて、専ら用る事翌未どしの春にいたる、

因に云、或人の作りし頭巾の解と云ふ物あり、其文至つて面白し、よつて爰に記す、

頭巾々々おもしろの頭巾や、角にくゝりにしころなど、世にさまざまの物すきに遊びて、心々の花なるをや、ある人は酒をこして啣杯の興に詩腸を探り、ある翁は米をいれて、草蘆に雪の夕の飯をむしつゝ、俳情のこまやか成を樂しむ、是らは風流の風姿ならん、あるは木兔の淺黄も猿のむらさきも、こなたよりかしたる模様ながら、これも頭巾のとくなるかし、扱燕尾蝶羽鷲の尾は、鏡頭巾の古製なれ

ば、いふべくもあらず、火事頭巾は兜に本づき、星あり筋あり方白あれば、烏帽子とつばい大圓山はもとよりにして、八幡座に菊を重ね、眉びさしに猩々皮を敷く、吹返しに青地を好むは、風木相對するのよすがならん、縦は三まい五枚の長きにはこりて、頗馬上の肩を埋めたり、各治平の姿なるべし、ほくそは北叟の轉じたる名の、其かたちのにくさげなるを、長範は殊におそろし、よしや彦惣黒舟の名に流れて、與治郎覆面の遊子は、人めの關のつつましくや、それも青年の花なれば、捨まじき其日もあらんか、然るを頭寒足熱の理を論じ、其の理屈に落て、あたまたの重き先生を、頭巾氣象とて例の笑ふ事あり、ある俳諧の附句に、狩人の頭巾を取ればおどけものこと云へること、ふかく虚實の境をしれるならんと、頭巾すきの友どちに翁作つて送る、

近來 漸の苗卷之六終

天言筆記緒言

一此の書は文政八年、徳川家齊公太政大臣に任せられし時より、慶應四年王政復古に至る、七十三年間の流言諷説、および落首を輯録せしものなり、天に口なし人を以て言はしむといへる古諺により、名づけて天言筆記といふ、

一書中載する所は、皆藤岡屋由藏の日記中より抄出せるなり、由藏は江戸近在の人にして、神田旅籠町に住し書肆を業とせしが、性記録の癖ありて、日々店頭に座し、柳營の沙汰下馬の風聞、および市中の流言當時の流行等をかきしるし、一日も漏すことなし、其の日記積みて百八十有餘卷の多きに至れり、今其の中に就き、文政八年以後の日記を閲し、此の書を作る、由藏は明治二三年の頃、歳八十有餘にして死したり、余は幼より、由藏が店頭に座し筆記せるを見て、常に其の熱心にして、倦むことなきに感服せり、しかして此の日記は由藏の死後、足袋商中川屋に傳へ、今狩野氏の所藏となる、
一由藏は記録家なれども、不學にして文字も亦甚拙

し、故に書中往々讀み難く解し難き所あり、熟考再三にして抄出せるが、猶誤れる所あるべし、讀者其の意を諒せよ、然れども其の事實年月の精確なるは、余が深く信じて疑はざる所なり、明治卅四年六月、虛心堂のあるじしるす、

天言筆記卷一

藤岡屋由藏日記

文政八年三月十八日、將軍家齊公江戸にありて、太政大臣に任せらる、これ古今未曾有の昇進にして、徳川氏の盛なる、こゝに至りて極れりといふべし、
落首 上洛もせず、太政大臣は、これぞ武將のはじめなりけり、諸人、武將ともおふちやくだとも言は、いへ、位ひすぎにはうごかれもせず、親玉、三月十八日、家齊公位階昇進により、諸侯皆衣冠束帯して登城せり、此時津輕越中守、其位にあらずして上ケ輿に乗る、物議頗騒然たり、四月越中守が破格の罪を問ひ、閉門百日の咎に處したり、

○大津輕業

太夫 弘前左京
馬鹿太夫 同 越中

口上

先年父右京羽州におゐて、大作のために大評判に預りました、悴馬鹿太夫越中、去年中御當地へ罷登り、此度當所におゐて御覽に入れまする藝等、四はん竹のちよふんへ、のぼりつめまして、装束を改めまする、これを名付て侍従のすがた、末に至りま

一山藏は須藤氏、上州藤岡の人、壯にして江戸に來りて、御木丸御廣敷請負人足、埼玉屋の寄子たりしが、後御成道西側足袋商中川屋の軒下へ蔭を敷、古本類を商ひしが、此時中川屋に住へたりと見えたり、其後同側南角天ふらや、角天とて中々賑へ、今の大々賑、其隣鶴屋といへる餅屋有、此隣り須藤氏にして、平屋柿葺の家にて、朝起ると寐る迄安座して、何くれとなく筆記せり、後老婦を呼て飲食の手助けとせり、折々諸藩之記録方杯も見え、随分御成道の古本翁とて大概は知れり、眠氣を催せば日に何度も三里へ灸治せり、余は通る度に何を書やと佇居たり、後懇意になり互に無き書物は貸合程なりき、是時に嘉永五六年の事也、其後明治三年歎と覺ゆ、次第に老衰して子もなく、老婦は里へ歸せしにや、藤岡の甥より是非歸宅せよとて、其際由藏氏は余が家に來り、家嚴等と緩々咄して別れり、猶同人の事は、近邊にては中川屋の白鼠と人々申あえり、一言後の證とせんか、

熱々堂中の主人

譽田老人

すれば長柄のこしに乗移り、橋の上より割下水通り、屋敷廻り乗まはります、此儀ははなれ業に御座り升すれば、首尾能まいればおなぐさみ、萬一仕損じまして閉門の節は、幾重にも御用捨御免の程を願ひ上奉り升す、又末に至りますれば大道具大仕掛けにて、十萬石をひつくり返し、四萬八千石と替りまする、夫より八方外ヶ濱のけしき、三方替に致し御覽に入奉り升す、其ため口上はち書さやふ、南部よろしく御ひやうばん希上たてまつります、

○三しくじり

津輕梅幸しよては濱、

○三角
耻をかく、越中、法をかく、大目付義理をかく、出羽、

外ヶ濱あはふの手鏡 二番目大切 南部中懸相動申候 いざひばか尾買は相馬のたんねん 馬鹿尾さんげの段	越中座
長柄 津鳴雪中 三味線 同位 三右衛門 馬鹿物町 浅原神兵衛 島佐知雄述	馬鹿邑座
出シキチもみぢば ばか尾さんげの段	

もみち葉の青葉にしげるなつのころ、はれはむだとはなりけらし、いらざることさまぐに、われはおやかさわらの、たつてすゝめにこしののり、合うらみならぬながやのうきめ、ういぞつらいぞとがめのなんぎ、合たやすなんでもたのむより、ほかはとをらぬそのけぶり、門はあけたる夜半とてもなし、人のわらいとなる身はほんに、いんきよゑんりよのぶのせかい、やがてもんあけおくにがへ、

○こしのいため薬

逼塞丸 一廻り百日
此くすりは大禮より事起り、野州において列座の傳達、一子外聞外になし、
たやすより手を入れてよし、
たつの口にもよし、
なんぶの悦び神のごとし、
御徒目付御小人目付、
わるい日の喰合なし、
田安氏
御救所
免御救所
むさし野のおやぢあはれや獨旅

橋ひとつ落ちて水の勢弱くなり
坊さんがふたり死ん出羽はこまる也

握らぬもにぎるも錢のうら表
八ぼうはめつぼうかいな事でなし
氣の毒や名をあげごしの津輕どの

はれは一日はちば末代

○近世七ふしぎ
大關のてんかん○津輕のあげごし○佐竹の三本鏡
○北條の先箱○要脚の間違ひ○御疊方の紛れもの
○青山の一萬石

長弘前右京 三馬鹿越中 位山入江童
笠着七郎兵衛 田澤屋 耻兵衛
澤井三右衛門 田澤屋 耻兵衛
めりやす たみざん

「うきふしの、なかにまたなきこゝろなら、せめてひと夜はなつの夜の、せめばかりなるあたくらべ、ねがへりもまだほとすぎず、すみもせず、たやすのむねのありがたや、すへの世とても、むづかしのつゆむしのねや、あごがひる、いゝたきこゝろかづくの、むねにせまるをいゝのこす、ちゑをめぐらすぞ

のふじゆ、忘れぬくやしきたゝみざん、

○ごたいれき

いつはりぐさのあげごしに、なま(なかに)のりてものおもひ、たとへせけんではふとも、とんとみづのがむねをまつ、ア、なんとせう、合たやすの心うちとけて、うはべはしらぬごたいほう、さはさりながら、かゝるてひどき御とがの、やがておくにがかはろぞへ、おしきかね出し候かしく、

○むたいりき

いつはりぐさのいつはりも、なまなかのつて物おもひ、たとへけらいがはらきるとても、ゑんと時節のすへをまつ、ア、なんとせう、合するの心できすぎて、うはべはしらぬごろふちう、さはさりながら、とのはしがなきおんふでき、やがて出よぞへでらりよぞへ、おしきもんどめするかしく、

○大作舞

姪舞といふ人は

一に田安を鼻にかけ、二にこゝ乗出し、三にさんぐしかられて、四つ四屋敷門閉て、五ついつも権門へ、六つむせうにつかひかけ、七つ何事ない

やうに、八つ屋敷のそとふを、九つ奥に乗り仕舞、十をでとふやらお國がへ、弘前舞を見さいナア引、

○弘前流行

一にいらざるこしにのり、二ににぎやかな供をつれ、三にさんくしかられて、四つよしにもすればよし、(◎五)、六つむせうによるこおは、七つなぶでござります、八つ屋敷の門をとじ、九つこまるは一家中、十をで十方にくれて居る、大しくじりを見さいな、

○てんでこ舞

一にたやすをだきこんで、二ににがく敷事ばかり、三にさんくしぞこなひ、四つよるひるさはいでも、五ついづくもいではこそ、六つむせうに神だのみ、七つないたり笑つたり、八つやしきの閉門は、九つこしに乗つたゆへ、十をでとふくしくじつた、てんでこ舞を見さいナア、

○よし原の世界

はでにしんした
跡がきくつでおす
久しいやくも
少しはひらきんした

津輕
南部

牡丹餅はつふれひしもちうれしがり
御列座の時先生はしらぬかほ

津輕だせ金だせ内々すませふ

「津輕様はいくつ、十萬石よ、まだ興や早いな、あの米賣て、此米賣て、沼津へやろな、沼津はどふした、あちらむいてかまはねへ、田安の縁で、すべつてころんで、あつたら身上つぶした、

○流行落し噺

津輕の家老殿様の御前へ出、さて此度の義、下た下たにても色々取沙汰仕升れば、御前にもおかくご遊ばされ可然と申上れば、いか様に覺悟致して宜しかるべしや、役人共一同評議之上、申聞べしと仰られける故、役人中評議之儀又々御前へ出、色々と評議致しました所、御家の御爲で御座り升れば、是非々々御切腹被遊然るべしと申上ければ、暫くかんがへられ、せつぷく致したならば、またこしにのらずばなるまい、

どじばつかり
いいいなんす

あげ輿に乗そこなつて此節は
○ 多くの人に腰をさげごし

「津輕はそこになにしていやる、わたしやながへにのりそこなひ、内にふさいで居るわいなア、

○御役替笑ひませう

河原近江が御知行、申さばとふく、高は一千俵、一ツ橋が落たので、やから旦那の御壽命を、なにもかもかいつかまへて、西の丸へと思ひしが、二の丸御殿へさらりく、

津輕八方外をしめ、津輕めつぽふこしのさま、

一と廻り百日

ひつそくなんぢう丸

こしのいたみによし 但さゆにて用ゆべし
水出羽わるし

○川柳

助六はながへをさすと叱られる

四月廿八日より

正 札 吳服太物大安賣

附 乍恐以ニ口上書ニ奉ニ申上ニ候、各様益御機嫌能被遊御座、恐悅至極奉存候、隨而私店之儀、御蔭を以今度逼塞仕、迷惑至極に奉存候、依之先達中、吳服太物類新模様新形等爲工夫、輿にて江戸中乗廻し、自分迄見分仕候處、京鹿子並娘道成寺、或は五大力、忠臣藏、吉原細見、且年代記等色々之御沙汰、異口同音之御評判に預り、尙又當時手代共迄不殘取替、或は改易切腹等申付、百日目にて御免之上、大門打開仕候間、不_レ限_ニ多少に御用向被_ニ仰付、當日より御賑々敷御來駕之程奉_レ希候、猶又御懇意之御方様へ、半知所替と申儀、御吹聴被_レ下間敷様奉_ニ願上_ニ候、

- 一 唐船の高名で 四萬八千石より
- 一 大作と申者より 六ヶ年以前
- 一 鐵砲は種ヶ島縮縮 壹包より
- 一 堅い顔で金銀を 同断
- 一 長口の面の皮は 三月十八日より
- 一 不肖な長柄 三十一才
- 一 殿は純子の御寄地 氣なもみの御寄付

一家老用人の
 近衛家からと計で
 目付役はとんだめに
 うれしがる
 一風説は色々といふもの、
 一笹山は今重忠の御上下
 秩夫さぬ
 四月廿五日より
 四月廿三日より
 四月廿八日より
 二百年以前
 七十日
 四月御用番
 此外色々御望次第、猶又御意に入不申節は、何箇度も差控可被仰付候、當日家中差出申候、
 手くだ乗物町 長柄屋叔次郎
 〇

無分別のせてしくじる玉の輿
 今は御慈悲にするが越中
 きん玉もつりかたといふことあれば
 よめじやといふてたやすくは行まい
 但此節田安殿姫君、津輕家へ御輿入有之候事、

文政十亥年五月十六日、町藝者被三召捕、
 按に、江戸市中町藝者を捕へしは、奢侈に流れ風俗を紊るが爲めなり、
 〇見立百人一首

歸り新巻で
 思はしくない者は
 大丈夫なる者は
 首尾のよい内には
 行ばよいといふ者は
 おし事を
 勤てさへ居れば
 世にでよふといふ者は
 俄に大きく
 自分を出来た氣で
 できぬものは
 評判ほど出来ぬ
 出居ればよいに
 出ぬものは
 諸役の念には
 なんでも鼻の
 見てみかひものは
 奥を都合して
 死たあとのものは
 出来ぬものは
 文政十三年四月

牧野備前守と 關 三十郎
 大久保加賀守と 座 元
 水野出羽守と 片岡仁左衛門
 酒井若狭守と 市川蝦十郎
 田沼支番頭と 荻野伊三郎
 土岐豊前守と 三枘源之助
 九 鬼 と 岩井糸三郎
 林肥後守と 坂東彦三郎
 河原近江守と 尾上菊五郎
 清 水 と 岩井半四郎
 南部大膳大夫と 松本幸四郎
 御目付と 坂東三津五郎
 津輕越中守と 瀬川菊之丞
 神田橋と 助高屋高助

〇當時奇談
 御堂再建材木焼、伊勢參宮評判專、越後土蜘蛛照
 間、加州公主乳似泉、吉原蘇生僧俗駭、土屋災難
 貴賤憐、窄中幽靈毎夜出、天怪招人大森邊、
 同年七月中頃より、石塔磨とて石塔を磨く者所々に

落着は所構へか島ながし
 行衛もしらぬ戀の道かな 曾根好忠
 身はとられ内には母と箱持の
 たゞ有明の月ぞ残れる 後徳大寺左大臣
 道ならぬ地獄の沙汰もいつとなく
 あらはれ渡る瀬々の網代木 權中納言定頼
 召捕れ繩目にかゝる心から
 人をも身をも恨みざらまし 中納言朝忠

下略
 同年十一月廿七日、將軍家齊公の女浴姫、前田家本郷の邸に移り結婚の禮を行ふ、
 文政六年四月十一日、松平加賀守齊泰へ御縁組被三仰出、同年十一月廿七日御住居へ御引移也、
 浴姫君御住居御殿出来に付、本郷加賀屋敷表門前火除の爲に、本郷五丁目六丁目東側取拂に相成申候、
 御守殿が出来て町家もかたはづし
 同十一年三月
 上方と江戸と
 首尾よき者は
 炎點程も
 きかぬ者は
 随分安堵して
 居るものは
 家柄と正道で
 仕あげた者は
 青山下野守と 中村 芝 翫
 松平和泉守と 尾上菊五郎
 松平周防守と 岩井 紫 若
 植村駿河守と 坂東 篁 助

これあり、何の故を知らず、日記に、
 石塔磨之事
 一右最初は武州岩槻邊より起り、越谷草加邊所々寺、石塔少し目立たる物、正面計夜の内に屢磨き、文字之内朱を入金をいれ、一寺にて二三本づ、手入ある事、これ何者の所爲なる事を知らず、
 評に云、近來死人の沐浴を千人可致志願之者、諸方へ被頼行て沐浴を致し遣すよし、右之石塔磨は、是又何か願望の事に依て、人知れずこれをなすものか、尤狐等の業にはあるべからず、或は切支丹のものかといふ、最初は此の如く評すといへども、後の様子を見れば、右之類にてはあるべからず、
 同年八月十四日、西九大手御番所にて、秋元但馬守家來間瀨市右衛門發狂して、物頭齋藤御鍵役戸部等三人を斬殺し、七人に手疵を負せたり、
 〇あらくり口上
 先最初取立御覽に入まするは、西九大手の景色、御門番は秋元殿家の紋付たる幕引廻し、弓鐵砲矢箱弩俵を打かざり、さも嚴重に見へまする、又向ふの方には、間瀨市右衛門遺恨の切先きするどくして、

立合面々數多討れ、かばねは山のごとく、血が川のごとくに流るゝ處、向ふに見えまするは、番頭大沼角右衛門始兩士足輕に至迄、一所懸命にうしろの山へ逃上る、其の姿甚見苦しく見へ升る、又此方より秋元家の勇士小林亥五郎と名乗懸、數箇所の手負を事ともせず、間瀬を組留る處なり、御覽に入升ると逃た御方は御改易々々々、

○やくはらひかぞへうた

ヲ、いたい／＼、いたいは脊中の刀疵、其疵盡して申ませう、一ツ日頃のうらみ疵、切とは智慧の淺い疵、二ツ深手の後ろ疵、三ツみれんに番頭は、逃たら跡を皆さんへ、宣敷様に頼む疵、四ツ夜明の時のかね、つく／＼思へば親と子が、能々運のつきた疵、五ツ一所懸命と、逃たに少々かすり疵、六ツ無病に生れても、かたわとなりし指の疵、七ツ名残に今一度、妻子の顔も見けん疵、八ツ屋敷は上を下、ひつくりかへるはらわたの、出る程きりし胸の疵、九ツこれは並よりも、よつ程きいた腕の疵、十ツで所も辨へず、間瀬が心の亂れ鳥、鳴々疵を改て、死骸と共に何事も、西の大手にはじまりて、北の番所

へさらり／＼、

○五行

- 一番頭が命をすくふうつろの
 - 一もふすこし消すにあれや行燈の
 - 一三人の死骸埋て墓の
 - 一妻と子の涕の種や明の
 - 一汲人もあらぬさわぎとなつた
- 手負の人身を耻てよめる
- 切口は其儘にして過るとも
- 縫ておきたき諸人のくち
- 同十三年十二月十六日惣出仕、當月十日年號天保と改元す、
- 天保元年十二月、伊東主膳石、押上下屋敷近邊にて、鐵砲を以鶴を打取候由に付被召捕、同二年七月十八日、主膳は伊東修理大夫へ預けとなり、伴采女は改易となる、
- 己が身をすぼんと鶴に打込で
- 是が天保の始めなりけり
- 千年の鶴にまさりし五千石
- 伊東さんせう鐵砲のあと
- 木 火 土 金 水

○川柳

朝比奈の内に工藤が居候

天保二年

○新板おもひ月廿番

- 一水戸に勢が月
- 一青山ぶら月
- 一牧野愛相が月
- 一評定所今度のごと月
- 一秋元運の月
- 一どもりの御馳走人まご月
- 一江戸町麥を月
- 一御救ひ人少々おち月
- 一高麗屋に愛敬が月
- 一相撲に喰ひ潰しが月
- 一三ツ子に御扶持が月
- 一榮翁に位が月
- 一水野人が思ひ月
- 一脇坂坊主に目が月
- 一與方同心ひや月
- 一主膳が下帶くさみが月
- 一米持うそを月
- 一芝居に金主が月
- 一紀伊國屋に娘がほれ月
- 一女淨瑠璃商ひ月

同三年五月五日、鼠小僧濱町の松平宮内少輔屋敷にて捕はる、小僧は八町堀無宿異名次郎太夫事次郎吉なり、年三十七、八月十九日淺草に於て獄門の刑に處せらる、盜賊にして押入りしは、大抵諸侯にして七拾七軒、盗みし金高は凡二萬二千兩なりといふ、

同年九月晦日、西九下水野越前守屋敷より出火、森川内膳正、松平周防守屋敷焼候、此節かまやせぬといふ唄流行す、

「おまへは濱田の殿さんかへ、濱松に焼かれて御殿が眞つ黒だ、やけたとて、御國が替るじやあるまいし、こちやかまやせん、かまアやアせん引、

同四年諸色高直に付何人か、

米高倉院の御宇、油の高直中納言に仰せて、諸町

に歌奉れと勅命ありければ、

膳の上はありし昔に替らねど

飯くふ人の内そゆかしき

あらためのかき背よりさゝがにの

脚の巢ながらみせふ飯ばち

同五年米高直之節、

○少ざり廓文章吉田屋之段

ことしに恨があるならば、米屋さんにもうらみがある、去年の暮から九一年、二年米までおくきもなし、あとも思はず賣拂ひ、夫故に此きゝん、やせおとろへたが目に見へぬか、儉約に勘略とわりにさつまでやう／＼と、命つないでたべて居て、せめて

此世にあまそふと、思ふ心をさかさまな、コリヤむごたらしいどふよくな、米の相場が上つたら、買てばかり置かんすか、喰ひて腹がへるわいな、コレ焚かして居るめしじや、かこひ米出してうらさんせ、あがりつ下り飛相場、時のそふ場に引わりや、米に懸直はなかりけり、
用だつや民のめぐみの米ならば

同六年

○今様流行御物語

寛政風俗の長大小、網代笠に麻肩衣、冷飯草履大胴亂、銅小柄に諏訪袴、麻や木綿のぶつさき羽織、さげ辨當もいつとなく、いづちへ行けん見もしらぬ、今は浮世となりはて、新渡の鮫鞘毛の羽織、何をきるともかまやせん、腰に短かきお太刀をはき、ちよひと見付の花かいらさき、小枝珊瑚樹江の島土産の貝細工、又は蠟色の上品むき、縁も頭も目貫迄、今出来揃の桐盡し、まいないけいはく腰ぬけ武士、金切ばかりの御役替、葵に澤潟虎の皮、御馬が三疋なんじややら、金をとるのが權家の御役、仲カ間に入らぬ奥坊主、家相に地口占者、八百膳料理松のす

し、金だか交の音信もの、立身ものに病ほうけ、取立役人長島おもとに、おもと類の出来替り、早乙女鍛冶の木瓜鋸、甲州木瓜百足鋸、草花盡しの縁頭、古體でござる和歌の友、町には嘶しもまた絶す、山師の殿様隠居様、抱屋敷や安めかけ、雜學聖天屋敷替、金を取たる宿なし同然、考本著述の錢うしなひ、無事にすまして能事を、やたらにはしがる隠密衆、風聞たがひに聞違ひ、夫が出世の種となり、爰に壹人かしくにも、かつたい筋の枝が咲、天下泰平武門くらやみ、若殿方の御稽古は、弓馬鎗劍早仕込、出席ばかり月六さい、見分前の大打合、夫でも御好御番入、目出度御代の有様は、夫に構はぬ師匠達、免許目録大安賣、松屋仕立のせり賣袴、刀劍目利の盲人達、喰物あきなひ道具屋店、引け物安賣茶碗鉢、金銀吹替下手劍術、御咄四文が毎日御座る、久敷絶えたる犬追物、古實におれのこじま流、有職衣紋のむだ稽古は、つみな殿様御用人、侍町人御醫師衆、御坊主衆も薄羽織、袖形頭巾のきいた風俗、もの知り自慢の物しらす、門並貧乏天狗連、大名小名錢もなく、天下一統馬鹿おこり、鉢植うへ木のか

は御退屈と、先今日はこれぎりく、

○千代保具禮

ヤレ／＼今時、役替する氣の兄さん聞ても置ねへ、今度長崎御奉行が明たら、夫から大坂、また其隣の堺が明たて、世上の間拔がやたらに氣をもみ、とふとふ駿府におつちめられたる、いわれいんねん肝が潰れる、大手の祖父さん林の叔父さん、駿臺の坊さん、小川町から駿河臺をまごつき歩行て、のめつてころんで勤たばかりじや、今時きや生洲の鯉や鱈はなんでもない事、一寸時候御見舞なんでも、羽二重ちりめん五疋十疋、菓子折袴地なんのかのとて、名目計で御金でかきらせ、百や二百の小判はチャーフウ、夫も薬のかげんがわるひと、功はなさず薬毒のこりて勝手は内損、みげくのはてには飛やら散やら、諸大夫どころか身は一生布ウ衣布衣、

同六年六月、仙石道之助之家來、神谷轉事一月寺の役僧友鷲捕へられ、後に仙石家の家老仙石左京の惡事露顯して罪せられ、友鷲は無構となりたり、世これを仙石騒動といふ、

ざりつけ、しかもかわらまじります、植木屋帯刀苗字も御免、鉢は瑠璃鉢天城炭、御拂材木入札直段、望人多くて御作事當惑、小普請方でも脊板が足らず、大名商ふ小道具類、一流劍術長じない、御附が専ら相手は困る、刀はちりの本阿彌目當、新打拵くさらかし、なかご口身に似せ銘焼直し、十本に九本は御所持も御座る、酒を吞れて御金を取られ、これを誠の殿様なりと、馬鹿にされるを悦び顔に、なま鐵ためしに角だめし、くすよりませた鐵さう鍛冶、夫を刀と思召、あせるたわけな盲人も御座る、物見遊山に深川遊び、内々地獄も金錢次第、てんの投箱再び出かけ、御逢對客大名迄も、出かけて上ケ金官位が望み、のがれたがるが御手傳、こゝで御金をたゞ取ものは、無筆の頭に公用方ぞ、旦那の近頃取らぬは稀よ、そこでめかけは着物に櫛よ、そこでおやじが俄になれぬ、腰は二本の竹光させよ、夫に付入たわけも多く、這てからんで猫なで聲で、だますつもりでついでまされて、やつぱり御金を取られても、取られぬ顔で皆様御座る、御代はめでたく我家びんぼふ、此外嘶は數々あれど、あまり長き

○仙石といふ人は

一に家老をふんばつて、二にはにくいわるだくみ、三に左京が差圖にて、四ツ世繼もないよふに、五ツ出石の騒動も、六ツ無體にはからひて、七ツ泣やらわめくやら、八ツやたらに首きられ、九ツこくうとこぐらかり、十でとう／＼おさまつた、

五右衛門が草葉の蔭で笑て居

「權兵衛が種を、家老がほじくる、左京も一度は、おわすはなるまい、

同六年の飢饉、

粥の國腹減郡下難儀村

飢饉山困窮寺

本尊如來 御丈ヶ四合五勺

五十年目の御開帳なり

麥飯上人喰兼の御名號

きらす山ばかり御太刀

ばんぼちの具足

諸色高直院 御製

腹減し人の心をながむれば

民のかまとはうるさかりける

油の大納言に勅して、小野小町に歌よめとありければ、小町の歌に、

膳の上はありし昔にかわらねど

米喰ふ人の内ぞゆかしき

豊年上人より、飢饉僧都へ贈り給ふ御歌に、

豆小豆麥やおいもと隔つれど

ませればおなじかて飯の種

○

御救小屋出入之御印文は、忝なくも仁惠上人一流三合之御當にて、困窮飢渴の人を救給ふ所の御印文なり、一ト度願ふともがらは、百斤の間安樂世界に暮し、飢をまぬかる、こと疑なし、近ふよらす遠くより見られませふ、

内饗寶當寺第一の靈寶は米のおまんま、

○欲拂ませふ厄おとし

ア、ラ目出たいなく、目出たい事で笑ませふ、七福神が惠方から、先貳歩金の初より、壹分小判や壹朱金、草字貳歩金貳朱の金、當百錢と吹寄台で、積み重ねたる金の山、夫に引かへ七人の、妾ぐるいの奢より、金の茶釜や下屋敷、馬に乗地のなり上り、

大小さすが信濃者、腹そはへた有様に、庄三郎も世に出さず、後藤大じや金はしや、うか／＼くらす其内に、滿ればかくる光次の、とんだ矢部から棒が出て、こりややい外道めよつく聞け、非道にためし藏の内、これ迄吹し其金の、腹(誤カ)を下げし横道者、御益々々と言ふらし、めつたやたらに目くら蛇、うわべは色も山吹の、中はどふやら白銀の、白い黒いを一ト詮議、駿河こつちの役廻りと、詰かけられて今更に、元へ歸るもかへられず、どふ南簾とうろつく所を、御勝手方がかいつかんで、御救小屋へと思へども、御金藏へさらり／＼、御役はげみませふ欲拂ひ、

三右衛門福と鬼との引替り

氣もふさがりの正月をする

○高く拂ひませふ玉おとし

ア、ラたべたいなく、たべたいことでいわふなら、米が四合に割五合、四合五勺の丸麥を煮ませば、手間と眞木とがそんなになる、小豆の粥やら豆飯やら、米が徳なる白粥と、胸につかゆるおまんまも、腹かぶつ／＼小言いふ、今は日本で間に合は

す、からは頼みの飯の菜、諸色一同何もかも、高いも安いもおしなべて、よるとさはると米咄し、扱又今の流行は、人の心を白豆の、黒く丸めた四文賣、泣子も笑ふ厭もち、みんな身の上からのすし、此節ひしと金輪焼、敷はなけれど皆捨子、一萬億士へ行倒れ、こそ／＼とろばふ巾着切、天竺浪人天ぶらを、鳥渡つまんで逐てんし、とらへて頭てん／＼、神も見放す天の罪、置ざり身投首く／＼、押借損料日なしがし、別而多きは物もらひ、江戸は田舎の難煮賣、今の浮世はさかさまよ、親はほふとふ子はまじめ、自身番から火事を出し、御釋迦の開帳に雨が降、御大名が商内し、宮様方が金を貸し、町家のものが能舞臺、二本さしたる御れき／＼、女太夫の供をする、御足輕から立身し、御家老職が首きられ、裏店小店のか、あ達、着替の半天前かけは、結城縮緬袖じま、出るにも入るにもひとへ帯、これを眞似するおさんどん、壹兩貳分の取替で、あかぎれたらけの其足で、天鷲絨鼻緒の下駄をはく、みがき立たる惣銅壺、内はいつでも火の車、物見遊山のはれ衣裳、戻つてやりくり損料錢、夫故江戸中麥を喰ふ、

天のいましめ此飢饉、度々下さる御施行でも、間に合兼る御張出し、江戸にまごつくごふ人を、町年寄がかいつかんで、御救小屋へさらりく、親子這入りませふ佐久間町

あるもよしなくても井伊が天保錢
松が枝にしめつゆるめつふじかつら
花も實もないが御庭の蔦かづら
通用はよくても錢はつかひやふ
薬にもどくにもならぬ煮た大根
七草の中に目にたつ桔梗かな
動くならうごかして見よ額の龍
四分一は矢部にしるして御張紙
御家人三分一のよろこび
とんだ目に大目付た榊原
主計ちがひの胸の算用
拜借やきゑんはみんな矢部にして
相場下りの駿河手はじめ
梅は咲き柳は枯る、世の中に
何とて松浦つれなかるらん

彦根
小田原
西尾
濱松
宮津
掛川
龍野

銅財々々、追々似せもの澤山出来升るが、まづ本朝のものより御披露申升る、高くとまつて居ますれども、錢座に代つて此度の猿業目論見ましたる段、委細に申上まする、御たわけ様方は是非もなし、御利口様方は御しとやかに御聞濟被下まし、扱其趣向と申は、佐州甲州の山にもあらず、欲の山から按じ出しましたる、ゾンド目方のかるくとした、漂白ものと見せませす積りなれど、世の中を丸くせしにもあらず、又角にもあらず、タンバカラシイ代呂物にて、此頃山から出ましたる故、至て百にたらずの不通寶物で御座りますが、皆々様宜御頼み申升と、手前勝手おためごかしに取交せ、通用仕升る様仕組にて、人の氣うけはよかれ悪かれ、我金玉の釣が取れますれば、跡は天保のおかわなりに似せまして、景氣第一と仕升、たわけな御方様より外御評判下されず、段々後藤智恵下りましたる偽に、通人さま方などは御調法に相成升、是計は貳朱の花の代りに御まきなされても、御人體と御人柄は捨りませぬ、皆々打寄まして御あたじけなふ御座り升と申升、サア〜入ラツシャイ〜、切賃は

女房なげくな、悴は死たわゑへ、見渡せば米も俵もなかりけり
藏の戸前を明る夕暮
米のなき身にははれを知られけり
麥焚く江戸の秋の夕暮
酒は猶諸色も高く成にけり
なき出す町のあはれ夕暮

○長唄、衆借の獅子
ふだんにきめられ、武士のまげに借用の有様は、古借のあなどり、おふちやくさんこの勇士の肝に聞ゆべき、目算の非道あはれなり、暫くまたせたまや、上納の時節もひまいる程に世もすぎし、せひとられんの不納の利金、奉行もはなはだ勢いみちみち、大金利金の必至借からだせやかへせやどふだく、高金の部へいれられて、家來叱られたりに武士迷ひ、げにもうへなき役所のない金、ふさぎもなき時なりや、萬人千人とない納め尻の場にこそなをりけり、

同六年九月
○當世通寶論チヤンガラ國新下り

御歸りに僅四文か八文じやく、
同七年七月頃、

米穀の價高きこの謠
高砂や此うら店に戸を明て、搗米買に出汐の、なり
のあはれの縞布子、ひとつあるのも置過て、早すぎ
はへに盡にけり、

○夕霧(校訂者云、此本文天保五年の條所載、
聊文章吉田屋の段と同文に付略す)

米高親王と心を合せ、白粥の院を失ひ、柳原親藏公の館へ忍び入、奪ひ取たる町家の七步集、コリヤこれ豊年の一軸、これさへあれば本年は安泰忝い、
親方首尾は、コリヤ米がたかい、

同年九月

○めりやす五大力
いつまで草のいつまでも
なまなかきみへものおもひ
たとへせかれて程ふるとても

松平伊豆守
松平伯耆守
松平玄蕃頭
水野壹岐守
内藤大和守
松平筑後守

ア、なんとせふ
 たがひの心打とけて
 うわべはとかぬ五大力
 さはさりながらかわる色なき
 やがて逢ぞへかたろぞへ
 おしき筆留候かしく
 御ふせい
 本郷丹後守
 新見伊賀守
 脇坂中務大輔
 平岡對馬守
 白須甲斐守
 土岐豊前守
 水野美濃守
 永井肥前守
 林 肥後守
 同年十二月、金座後藤三右衛門御用金に付、

○大欲拂ひ升宿おとし

(校訂者云、此本文天保六年の條欲拂ひませふ厄おとしと同一に付省略す)

天言筆記卷一終

天言筆記卷二

天保八年二月、此節米愈高直にて、兩に貳斗三四升、百文に四合、

○開帳(校訂者云、此落首の本文天保六年凱の落首と同一に付省略す)

二月大坂に於て、大鹽平八郎の騒動あり、同九年九月十八日一件落着す、

平八の頭を切て萬民の

氣も安ふなる米といふ文字

世の米をしめて高直を計るゆへ

大鹽が書物を賣て施行して

あとはむほんで何かわからん

大鹽が人のためにか我ためか

切支丹やら何したんやら

どつと出でどつと引たる大鹽が

又出よふかたとあど部あんじる(イ藤部こはがる)

うつぼみよしやといふ更紗屋にて、大鹽自殺しければ、

大鹽のまわつた魚のはらあけて

匂いうつばの見世にさらさや

跡部後悔、矢部嬉しや、

「大坂天満の真中で、大筒鐵砲うつたげな、あんな騒動は見た事ない、

「大坂天満の真中で、天草もときでしてやつた、あんなくせもの見た事ない、錢かねさんぐたゝすてた、

「大坂天満の真中で、さかさ馬からおつこちた、あんなよわい武士見た事ない、役高三千ただすてた、

同十年二月より流行の唄、

てふなんのもとちくで、いちこの亭主はくろしぶ

で、夫でも神樂の笛ふいた、アリヤトコナ、ヨイト

コナ、そなたばかりは咲よ、花野でも山でも咲よ

花、サアよいやな、

同三月頃より、京都にて豊熟都大踊流行、

世直かや都の町の赤おどり

いわふ五穀も鈴なるこかな

綾にしきおどる四條の左右かな

道をゆづり物言のなき踊かな

おどり衣裳は緋がのこしぼり、緋ぢりめん、黒天鷲絨、縞びろうと、縞子、輪子、羅紗、羅脊板、ふくりん、紗綾の類にて、人の目を驚かす事、實に花の都とぞ思はれける、

今年天保十亥の春三月の中頃より、うち日さす都の町に踊てふ事賑ひあへり、其始は洛東頂妙寺、洛北今宮、伏見街道瀧尾の社の地築、竹田街道の砂持に踊り、佛光寺清水寺の開帳に、寄進物を持運ぶに、引つゞき皆風流の出立にて、おどけをまじへうかれ騒ぎて、市中を通りしより、誰初むるとなく、遂には町中踊歩行ことにはなりぬ、遠き昔は知らず、八十年此方かゝる事なしと、或老人の申されける、往古は飢饉のありし跡にては、かく踊て豊年を祈りし由聞ゆ、され共槌成書にも見へず、唯里俗の言傳へのみなり、實に此度の事は前代未聞の珍敷ことにて、老若男女貴賤の分ちなく、數十人の者東西へ馳遠ひ、南北に走り廻る事夥しといへども、喧嘩もなく怪我もなし、其名を豊作踊と稱するも、此兩三年米の高きに苦みたる氣鬱をひらき、猶行末をいのる心なるべし、其踊姿の出立は、伴天たすき腰帯ばつち、足袋一様の揃、又は思ひ

思ひ花やかなるさまして、腰に鈴と鳴子を付たり、三
月の中頃上京に始り、次第々々に中京下京へ移り、三
月の末に至りて洛中洛外おしなべて、踊らぬ所もあ
らざりけり、

好々の男になりておどりかな
薬にもなる一汗のおどりかな

町々を踊歩行中にも、川東の遊女はことに賑はしく、
皆申あひて渡世を休み、妓女伯人仲居小婢迄も男作
にて、一組五十人又は三十人、男の中に交りて踊り歩
行程に、川西にて客と名の付輩、うかれ好の少年、皆
洛東を目當として、晝夜の差別なくうかれ廻りて、遠
慮なく家々へ這入て踊る程に、祇園町ぎおん新地の
青樓は、表一間を踊場に明け渡して踊らせるが、後
にはさしもの青樓も困入ばかりの事なりし、
一方でゆかぬ踊ることわりは

井筒もおなじ春の夕ぐれ

知るも知らぬも、町々を行違さまに聲をかけ、
おどろか踊ふ、まけなよまきやせぬ、おどれよおど
るぞ、踊らにやそんじや、おどるあほふに見るあほ
う、同じあほなら踊がとくじや、おまへもテウなら

私もテウノトヨトセノと云、其の音を察するに、テ
意なら
ん、

追々／＼にゆたか鳴子の腰つよく

おどりはまけな米はまけ／＼

飛びあがりおどり上りて町中を

うつゝか夢と見ゆるてふ／＼

始め女の出るは川東のみなりしが、後には町家の女
迄も、我おとらじと出る程に、物がたき姑もこらへ
兼、嫁を連て踊に出、破鍋にとちぶたの後家寡もうか
れ、手代小者も氣がそゞろになりて、主人がゆるして
おどらせるもあり、子を立派に仕立て出す親もあり
て、中々筆にも口にも盡し難し、
市中がゆるぐばかりの大踊り

これや地震の後の世直し
行末はいかに鳴子の稻すいめ

穂も鈴なりになれと踊るか

されば踊追々にはづむ程に、所々の富家或はやんご
となき御方迄、握り飯煮染の類、又は茶酒菓子砂糖水
などを施し給ふ、これに勢ひていよ／＼おどるさま
いとおかし、

皆臍をふくら雀の病なし

百になるまで踊るつもりか

四月三日に至て雨の降けるにも、やはり休まで菅笠
をかつぎて踊ける、其中にいと早く思ひ付けるは、雨
合羽にて蛙に出立、簑笠にて弓矢を持、綱に鳴子を付
て案山子のさましたるも多く、竹の子笠に綿を付て
雪を作り、孟宗笋を手持たるなど、雨の降日の早即
頓智、皆人喜びあへり、

雨にぬれ風におどりの案山子かな

孟宗は二十趣向のおどりかな

古風の俳諧ぶりもおかし、如斯にてはいつを限りと
も見へされば、天照大神も八百萬の神達のみかぐら、
細女命の舞曲にめで給ひ、あら面白と宣ひ天の磐戸
を出給ひし、此かたの事や思しめすらん、大覺世尊
も歡喜踊躍と御悅給ければ、今はいかゞ教化すべき
とあきれ給ふべきなり、此事を見ざる遠き國々の人
にも傳へ、又は後の世にかゝる事のありしなど、つれ
づれの物語にもなして、むかしなつかしといふ人も
あれかしと、愚にも書殘す事とはなりけらし、
かくとだに書とる筆の命毛を

猶永き世のためしとやせん

于時天保十寅のとし四月、三五圓月丸小おどり
してしるす、

この頃は誰も鳴子に引つゝき

雀もおどれ稻も鈴なり

見わたせば家並踊にこりが來て

都ぞ春のにしきなりけり

同三月十八日、水野越前守一萬石加増、林肥後守は五
千石、水野美濃守は三千石の加増あり、

おのが田へ引くことはやし水と水

老若御側加増夥、奉行褒美少三古今、黄金拾枚時服
六、悉是久助遠流陰、虛心按に、久助は西丸壺所人にして、
九年四九炎上に付遠島申付らる。

つめられていたく、るしき世の中に

一萬石はおかしくもなし

同三月廿六日、尾張大納言齊温公卒す、公の兄田安中
納言齊莊卿尾州へ夫婦養子となる、五月三日市ヶ谷
の館に移、

○祝詞の雜談

田安くは御手に入まひ尾張燒

貫ふと直にわれる名産

田安から親子づれして乗こんで

かほふ焼して今にくたばる

冷飯が胸につかへて尾張米

あひもないのに又もおかはり

田安くは親の威光で美濃尾張

むりな家督は本の國勢

今にみの尾張もしらで乗りこんで

妻や子までも田安黃門

清水を飛んで田安で起上り

腰も抜すにつがむいへ國

三家老よかろふといふこともなく

ことの尾張はどふ成瀬どの

三人がうかみあがつて尾張米

田安く喰て胸につかへる

尾張をば田安くはうと思ふから

あはれ清水は森の下かけ

○千代ぼくれ

やれ／＼ちよぼくれちよんがれ、先祖の代から今
までござらぬ、今度の家督は清水なくつて、田安と
化けたよ、ゑもんをつくろい大門這入ば、たまげた

こんだよ、どこからいかふか目ばかりきよろつき、
御家老始めにあひさつすれども、ふる／＼ふるへ
て、あつちへ行ふかどつちへ行ふか、おしへてくん
なよ、成瀬が請合もちつと行ねへ、オヤ／＼どふし
やう、おまへとわたしと相談したのが、まんまとい
つたよ、竹さんなんぞは旦那へ取入、わたしをのけ
もの、中さん頼むよ、此先き切腹思ひもよらなひ、
聞てもドキ／＼、とりなし頼よ登城の節には、おま
へとわたしと水野に頼んで、褒美はどつしりやつ
てもくんねへ、跡から来るのはお前の女房か、見な
れぬ女だ一ばんかしねへ、其又跡からめかけが來
るのか、たまげたおなかだ、オヤ／＼そうだぞ今月
産月、お前に奥向よろしう、産駕籠なんぞも苦勞で
ならねへ、オヤ／＼そうだぞ薩摩を呼ぶか、呼には
及ばぬ此頃毎晩、おばけがさすつておめへが苦む、
血の池地獄だ、ヤレ／＼女房悦びなざるか、なかさ
んなんぞがないても、わたしもとも／＼一ツ所に
行ふよ、其又跡から女房も来る氣か、わたしも行ず
にいられるものかよ、ちよぼくれちよんがれ、子供
もつれねへ女房もつれねへ、家來は連やふ、田安と

違て大きな屋敷だ、たまげたこんだよ、國持大名に
初めてなつたら、よくばるこんだよホ、イ／＼、
同五月十四日、渡邊登、高野長英一件落着、
やよ蛙蛸蚪のむかしはわすれても
おらんだ文字の横飛はすな

同六月

○ちらしがき

當春よりの御事承り候ま、書綴り御目に懸け
／＼、扱は好色の繪銀の簀簀に、其外小道具迄も
御取上げ之御觸書は、正月出候由、同く十五日、御
城の上筋年寄飛鳥井も、衣更着三日に野村にもす
ぎられしも、御いたわしく御頼事も暫し御遠慮申
上候、此度は大隅様も、去年の宰相後早々御歸國
も、清國より封書使参り、二月六日に御願濟にて、
薩州へ、彌生六日に御發駕被成候、其頃は二八盛り
の蕎麥屋文吉女房は、四ツ谷新宿にて二月十一日
夜、成瀬殿内眞野文吾と密通、女房共三人を文吉が
殺したも、餘り手ぎはな事にて候、又四ツ谷仲殿
町邊にて、廿一日夜庭之内へ鈴降落候由、今に其方
にあり／＼、去年以後島原百姓共、小笠原佐渡

様の御預りの村々にて、動く／＼との御届も度々
の御事にて候、此事に引かへ、甲州巨摩郡下山村
の百姓、友八三男米藏義は、寅の年月日時を生れに
て、癩病の薬に二月十日に殺され、生膽を取られ
しもかわいそうな事、芝居にも聞ぬいたわしき正
説は、初て承り驚入／＼、さては珍らしの京都
の豊年世直し踊も面白き事と、西の洞院あたりは
羅紗猩々緋天鷲絨の股引を拵へ、半天腰に鈴を付、
音頭取は鳴子をならし、唄をうたひて大騒ぎも、瀧
の尾の地形より始ると承り／＼、新日ぐらし開
帳は、善光寺様の御影にて群集致し／＼、善光寺
の御比丘様の手を握りかけしも、黒田の御家中の
にくらしきと承り／＼、越前より幸若下向も、
御代替の御祝儀に我一曲と、彌生四日に上覽に入
り、御難仕込の御注文には、多く御手附金御
取被成しも、大欲心と申事に御座候よし、名古屋
様には御隠居遊ばし恐入、其跡へ九段より御乗込、
田安の御家督御弟御様と承り、御歡いろ／＼取交、
下谷大門町にて、盃に異様のまじなひ被成候も、
修驗は濱の旦那様へ上り居り候由、品川宿にやん

ことなき御方之、御親類の御縁をすべりながら、御下りも餘り早く御いばり強く、深谷様の御手に懸り被成りし、「卯月七日には、御隠居御事奥之御新宅へ御移徙遊ばし目出度、猶此上御表之御弘めを御待申上りし、「昔太田様の御繩張と御座候節は、鶴とやら舞候て舞鶴と承り、此度何が舞候哉とりんくの御噂のみ、「まつた御爲筋は、隼人様は犬山へとて、尾城下に下屋敷へ引、大道つけしも玄蕃が仕落に愈引込、漸々臣等も泣寝入かと存り、「同十八日は、兩國橋の御懸替も濟て、龜井町の一人者の御夫婦は、御歳違の御渡り始首尾能調ひ、其夜のこと橋にて刀を抜疵付しも、御亂心か御酒狂か、惡ひいたづら被成候よし、「紀國から深川の堂を、幼少の濱吉どのは、卯月十八日朝より翌夕方迄、外に百射も大當り、適古今の稀人と誠に感じ入り、「同廿一日に、御先手同心出役と御代官之手代共、關八州の廻り先同じ事とて、無人島は二百里向ふ、開く心の企も鐵砲餘多の音強く、三宅の家老渡邊登外に徒黨の六七人、皁月十四日に御尋ありと揚屋へ入り、「三芝居役者共、南町

の筒井様へ呼出され、叱られしも御きもじ様に存り、「結城にては、四丈六尺餘りの大人形を遣候と評判計にて御座候、「其頃隠岐さまは御挾箱の革をむき、てら〜てらす御紋付、長刀迄も爲御持、御家柄とていつ迄も、「前代未聞の京家の沙汰、樋口三位殿の御孫の近江權介が差圖に、親三位妾をも共に殺す、わるもの三人早速召捕牢に入れり、「水無月三日朝仕事、植溜大手の枯木の下より、古金の釜に引かへて、小判百兩瀬戸物と、袖の吉五が斧の先、大歡に訴へて、「殊の外なる今年の暑さ、上の方横綱半ばかすり、下は絞りの御浴衣を、御誂もいろ〜染る色のよき、おつこち絞りの揃の着物噂たら〜、「川崎より弘法さまの御開帳、日に〜増る參詣は舟の遊び、賣切も四五日前から御約束、大評判と聞よりも、御留守の川崎千あがりて、なさけ涙の宿のもの、われも〜と噂のみ、猶此上は跡よりと、あら〜申残し〜、めで度かしく、

同十月十日、堺町劇場木戸番其他二三十人、俳優歌右衛門の給金の事より騒動を起し、歌右衛門は頭を打

たれ、家内小道具は悉打毀されし由、町奉行へ訴出でたり、

給金の事出入に成駒屋

とかくうき世はよみと歌右衛門
いかに木戸喜怒からおとる力こぶ

出すは八十りやふけんのみ

同十一月廿日、吳服橋御門内六萬石秋元但馬守屋敷より失火、北町奉行所焼候、

秋元は今度苗字の篇をとり

同月頃、

○流行歌仙

移徒や肉の林の木下開
澤も咲け白銀の橋
綿服の三日法度も承知にて
躍れやおどれ踊にや損じや
月見ても米の相場の咄なり
何處から飛んで來たる鈴虫
大鹽や本岐忽あらはれて
上もむさぼる下もむさぼる
名を取ふより萬石の徳とらふ

西丸 古算 町々 京都 人氣 稲田 道平 當世 永樂

横に車とうとふ演まつ
古駒聲も出さず尻もひらす
うなぎのかげで握られる御手
紫のおつこち絞りはづかしき
木の香涼しき兩國の橋
長雪隠に供待の口つそつ
屋敷替とはいやな取沙汰
名も高き鼻いからして天狗様
まだ落つかぬ丹羽のうぐひす
い、虫が出たる穴から私語
床の海から長崎へ來る
いざりすの噂誠か鐵砲か
天窓敷にもこまる貨物
八州をめぐる因果の報にて
隠せどわれる内證の尻
早い事まだ前髪のおとつさん
兎角隠居の出好もせぬ
田安くは納り兼る大やかた
下から見てもわるい山犬
此雲の腹を切らねば月晴れす

流言 芝口 善光 誓願 渡初 弘前 箇條 虎門 山王 愛妾 田口 浦賀 伊澤 揚り屋 地獄 石火 大指 市ヶ谷 成瀬 衆口

野分の跡の留守居さびしき 突合
 新らしい三人前の手打そば 新宿
 乳よりも罌丸の御利生 古狸
 鷹匠はつかみ鳥見は取たがり 近在
 御成 小路を飛ぬ 神隱
 花見月何をいふとも夢なれや

同十一年二月、鳴物停止に付、初午二午共に太鼓の音なく至て静なり、

御停止が過ぎて静かな二の午に

腹太鼓さへうてぬあはれさ

同三月、水戸家中川にて船軍の調練ありし、水戸公歌に、

盛なる小櫻おどししるべして

よろひの袖に匂ふ春かせ

同六月、

○當夏中流行

黒川盜賊 飯倉敵討 榎町流玉
 本郷藏陷 藤橋切捨 霞關身投
 荒井紙屑買 合羽坂大馬鹿 押合人替

高輪落馬 品川入水 石町兒春
 方丈建立 淺草出奔 千束軍揃
 藤間大凌 池端隱居會 神田金拾ヒ
 石原花火 右京町櫛かたり
 奥山大仕掛 百文書畫會 常磐津浴衣揃
 宮様豊年 秋田大蛙 市川二百年忌
 高田揚扇 十二社角乘 目白開違
 葺屋町實長 以上三十

同九月、下谷池の端の櫻四本、盛に花咲て春の如し、ひとめをも忍ぶが岡の遅ざくら

早忍ばずに咲初にけり 穿路

同十二年辛丑年大小、お九二がへ正内様は五めいわく

貳季には餘程不足四ま小

同閏正月晦日、家齊公薨、年六十九、東叡山に葬る、

○落し咄

閏正月七日、大御所様御大病之由に付、御老中御側衆御枕元へ罷出申上げるは、餘程御大病にも見得させ給ふ、何ぞ仰置かれ候義御座候は、奉伺度趣申上げるに、君被仰候は、自分事位は極官に昇

り、殊に隠居迄致し、何一ツ無三不足、乍去若や病氣差重り候節は、町奉行筒井伊賀守へは加増差遣し可申、外に申置事無之と上意に付、御側之面々右之義は奉畏候、乍去伊賀守に限り、何之勤功有之御加増被下候哉、承知仕度段申上ければ、伊賀事は別義にあらず、予が大病を察し、去暮中不殘地獄を狩盡し候に付、案心致して往生被遊候、内内御遺言のよし、

家齊公薨御に付、

おり／＼に泪のかる、天が下 尾張 公

諸人さへもぬる、袖かな 吹上にて

櫻花何花やかに匂ふらん 太田備中守

君まして春を忍が岡ならば 佐々木三藏

露けき色に花やさくらん 同

係につるのはやしもかすむなり 同

不忍の池の上の、小松ばら 海野遊翁

などて千とせを君にささげん

鐵棒輪々割竹加、春寒八百八町家、今朝宮女愁腸

泪、流潤吉原湯島花、作者不知

○御停止中芝居願立の咄

此度鳴物御停止永く日限も相分らず、芝居掛りの者共一同困窮仕、妻子置去り種々難澁致者共出来、實に必至と相成候に付、芝居より一同願出右困窮申立、何卒格別之御慈悲を以、芝居興行仕度段願出候處、御奉行所にて至極尤之様にも思召候得共、天下一同鳴物停止に付、迎も今少し相待候様被仰付候處、芝居之者共猶又願候は、左候は、御停止相濟候迄、鳴物なしに興行仕度由相伺ひ候處、無鳴物に興行は相成間敷、如何之工夫を以仕候哉と御尋に付、申上候は、時代狂言は無鳴物には難仕、世話狂言取仕組可申段申上候處、夫はなんと申狂言を致し候哉と御尋に付、申上候は、春狂言の續き第七番目、上野よし兵衛町人ごろしと申狂言、可仕と申上候よし、

○御停止中、御老中脇坂中務大輔病死し候に付咄、

地獄王城にては、閻魔大王不替高座に登り、差圖致居候處へ、俄に嚴敷下たに居ろくと、鐵棒を

先に立申に付、赤青の鬼共始め下たに居ける故、大王も無_二止事_一高座より下りて下座致し候處に、右殿様は地獄御通り抜にて御通り相濟ける、然る處に又候下たに_レと申故、閻魔も不思議と能々承り候處全_クのよし、

惠方には極樂淨土ありながら
鬼門の鬼にとられてぞ行
おひとり淋しかろふと道連に

○新板おもひ月

水戸殿は おち月
後家殿は 院號月
備後守は 位が月
河内守主膳正は 今度はぶら月
小普請方は 威勢が月
御作事方は へこ月
石翁は 運の月
西丸大手御番は 泊り月
西丸御附は さつくと埒が月
脇坂は 御供に月

西丸勤は 少々おち月
上野は 金を月
芝は くされ月
京都諸司代は 愛相が月

○武藏屋の親父こんどは壹人り旅

芝居より花見がよいと奥女中
臨終に水とみかんが間にあはず
芝は枯上野は今花盛り

○女髮結

親分が死なぬ先からむすび髪

清元を大切文字_ベ切
「町々こまるや名主もこまる、大家こまつた、
季」チヨン／＼トコキナサイ、町々アイコデ木戸_ベ
夕、大屋さんへいこでうるさい御廻り、

○百人一首下の句

けふを限りの命とも哉 閏正月七日
花ぞ昔の香に匂ひけり 大御所

永々し夜を獨かもねん
寢屋のひまさへつれなかりけり
人の命のおしくもある哉
あはで此世をすぐしてよとや
世を思ふ故に物おもふ身は
かひなくたゝん名こそ惜けれ
身を盡してや逢んとぞおもふ
かたぶく迄の月を見し哉
花より外に知る人ぞなし
うきに絶ぬは泪なりけり
龍田の川の錦なりけり
けふ九重に匂ひぬる哉
戀しかるべき夜半の月哉
有明の月を待いつる哉
人をも身をも恨ざらまし
猶うらめしき朝ぼらけ哉
身のいたづらに成ぬべき哉
人に知られて来るよしも哉
人づてならで言よしも哉
人めも草も枯ぬとおもへば

大御臺
御部屋
中野石翁
水戸殿
御大老
脇ざか
御養子の御子
御入棺納
上野御靈屋
御女郎衆
中堂僧方
焼香
夜廻り火消
夜詰の勤番
御作事方の
御當日の方丈
芝のまいない
芝の外聞
芝のうわさ
芝の地割

いづこもおなじ秋の夕暮
亂れ染にし我ならなくに
今一度の逢事もがな
しづ心なく花のちるらん
永くもがなと思ひぬるかな
いかに久しき物とかはしる
はげしかれとは祈らぬものを
○鳴物之儀に付伺書 寺社奉行
此節之儀には御座候得共、追々夏氣に相成候間、渡世之儀に候へば、夕方朝掛杯稻妻召連、雷ども鳴渡り候ても、不_レ苦儀に御座候哉奉_レ伺候以上、
日光行事

御附札 晴れては鳴難き事に候、

一此度大御所様御不例之取沙汰、近々鳴物御停止も可_レ出風聞に付、御葬送之義上野へ被_レ爲_レ入候哉、芝へ被_レ爲_レ入候哉種々取沙汰致し、別て芝三縁山増上寺は久々無_レ之、此度は是非共御尊骸被_レ爲_レ入候様、宿坊一同祈念および候處、筆頭之宿坊兩人、猿が三疋舞ひ候夢を見大に歡び、殊に三縁山之猿歡舞候事當山之吉事、御尊骸被_レ爲_レ入候義疑な

しと申けるに、壹人の僧は猿二疋舞候夢同夜に見候由、益恐悦と大勢集り酒宴相催歡候處、方丈仰には兩人五疋の猿舞を舞候義、甚以不吉之前表なりと被仰候に付、衆僧驚き、如何之義にて左様被仰候哉と伺候處、方丈眉をひそめ、御尊骸御出之祈念中、五疋之猿舞を舞候義得と考へ候に、此方へは逆も五猿舞、

○柳營御追善廻連歌

天皇の號が此度世に出で、はつと驚く江戸も京都も陵はいかゞと有職者泉はちいと不氣受なもの巻頭は巻軸によく似たり順がくるひてなんと昭穆後家様の花見がい、と御差圖さすが道理の相殿の沙汰御懇意が積て御供冥途まで十萬億土嘶したつぶり諒闇が濟たら花もうつろはんいつ迄留る三味線の音

仙院 貴賤 公儀 佛法 大公 三縁 東叡 執政 輪遠 道々 遊人 藝者

思召是から先は出ぬなり内願事も止むが重疊向島石の隠居も淋しくておみよもろ共法華三味難有や朝題目と觀念し

右御一巡

○御追善連歌

春秋の外の御幸や牛車上洛せねど極樂で逢西東女やもめの花さかん麗ながら春ならぬ春三芳野の古へを又繰返し少し口みる小夜の中山子と親と思つて後は西へ行倚慮いひ出されきよろしくも相殿沙汰をどちらもかしこも芝生の董春のさびしさ花か雲か芥か塵塚か鶯谷を埋し山吹此頃は湯屋を曲屋の鯉節

奥計 取門 權法 妙中 女中 仙院 西廡 兩寡 貴賤 殿下 杜若 輪遠 長岡 執政 三縁 東叡 御廟 門留

隅田高輪を眞晝の夢

長日

同三月頃、

○御能番組、式三番ッソ

「とふ〜」からりとられたア引、住居がらりとられたア引、高は上りとられたア引、「たへすとつたり常にとつたり、凡青雲のつるは萬歳樂としまつたり、又近代の武家の道は、公に姦曲をはたらきて、内證のつかみそろ〜として、あしたの日はちをわすれし、邪氣の水れい〜と落て、御代の月あざやかにうかんだり、「天下泰平國土安穩、隨一の御祈禱なり、狂言「太田へ〜」おた〜しあれや、又此やつらより外にもあらんとおんもふ引、林方「スコタン〜」どや〜、同三月、淺草觀音開帳、奥山にて曲鞠興行、大に行はれたり、

○六月天王燈籠

○大傳馬町燈籠 ○盡地口 江戸ッ子のむやみにりきむちのあ ○ 月の夜にいつち光るが水た ○ 色づいた娘は親の目にあ ○

大きくて人知れずまでよめこ ○ 同四月十日、若年寄林肥後守、御側御用取次水野美濃守御役御免となる、

どんぶりと寝耳へ水野美濃あはれ 飛鳥も落て林の下やしき肥後が月頃作る罪科 美濃部から出る錆なれば是非もなし 荒砥にかけて落す筑前

○輕業口上

藩中武士かなしかる業

太夫 尾役五免太 株方 見津野美濃助 甲斐田美濃兵衛

公邊

當代々々、御評判高ふは御座り升れど、是より公上を以申下ケ升、此度所々御改正に付、何がな珍ら敷物入三御覽一度存升れど、黒王坊を始め諸佞人達、仕組升たる藝等は不道成義にて、中々當時の御意には叶ひ升まい、右に付兼々心付ましたる肥後下り、尾役五免太家中かなしかるわざ、馬鹿林にて御覽に入升、先は五免太御目通り迄差控させ升、○ チョン、最初勤升藝等、纒なる御旗本より段々繰上

り升て、四品竹の上々に飛移り升、此儀を名付升て
 權家の一足飛、是よりは又口先のいきほひにて、諸
 方之金銀を追々手元へ取入させ升、箇様に仕升れ
 ば中段を勤升る者共と手合致し、自然と權しまに
 相成升、是より猶のぼり升れば林につれ升て、まひ
 なひ多きやからは次第に立身の體にムリ升、是を
 名付升て運のつき欲の川づら、此義御目に留り升
 れば、四方の縁の綱一度にブツンと切れ、一萬八千
 石をひつくりかへし、たはら一萬石と替る、誠に
 此藝は古今のはなれ業にムリ升れば、しくじりが
 ちにムリ升、閉門の節は幾重にも御用捨御免之程
 奉願升、此儀相濟升れば、御先代之御高は一トき
 り御入替り、

○落首

肥後米と美濃米の、御膳の出來ぞこないを、越前あ
 からないか、

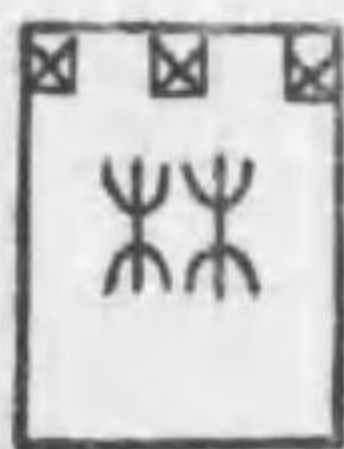
肥後すいきゝれて越前しらぬ顔

鳴物の停止明ても肥後ふさま

大鼓やぶれて林でもなし

櫻田の水音たへて山吹の

美濃一ツだになきぞさびしき
 澤瀉のちいさいかたが先へかれ
 梅は飛櫻田枯る、世の中に、なぞ濱松はつれなか
 るらん、田口悦べけんもんは御役に立たはヤイ、



吳服 夏物類大安賣
 大物

乍憚口上書を以御披露奉申上候、
 益御機嫌克被遊御座、御政道恐悦至極奉存候、
 然者私見世之儀、是迄身勝手強く、御量負厚御内願
 厚、御用向被仰付被下置難有仕合奉存候、御
 蔭を以日増繁昌仕候處、近來及老年渡世大儀に
 付、見世之儀伴へ相渡し可申處、日々一箱位迄之
 御用向被仰付候事故、何分隱居(仕ノ字)兼、猶又利
 勘而已に相成、此上加判島等之新形新染工夫最中
 之處、兩三年前より流行仕候新染、芙蓉之間より
 菊縁詰、おつこち紋に被成候故、此節無據林町見
 世にて、新形染夏物類品々深山に仕替仕入、至て下
 直に奉差上候間、世せ間當日より不替御賑

賑敷、多少に不限御用向、御わる口被仰付被下
 置候様、偏に奉希候、乍憚御懇意之御方様へ御
 吹聴不被下候共、大評判被下置候儀は、不難
 有仕合奉存候以上、

新形
 一 おつこち紋

代八千石より

一 寄合染

代五千石より

一 筑前はかた御帶地

代五百石より

一 御帷子地

代思召次第

一 仕立不用御肩衣直段格別

一 仕立そくない國替改帳下直に奉差上候

本所林町

肥後屋林右衛門

○ 丑四月

難髮する卯月中半は悪日よ

金とる武士をせいはいぞする

ともくにあはれと思へ外ざくら

しめられて博多の帯は破れけり

栗と柿とでおくる買喰

是からは甲斐でも喰て世をしのぎ

みのうへ急度慎んでいよ

世の中のむくひは林肥後ふの身

よひ事をもふ是からは水野にて

うき身のうへとなりはつるかな

三服の初めは吳服よし(落字)

紋所太鼓に武ちのどんくんと

欲ばつて身の爲にせし御加増も

消てなくなる水野あは哉

天爵の林太鼓のばちあたり

八千石をとんとなげたり

水野あは消行く役ぞみのつらき

それみのと草葉の影で林し立

おれがいつたにわちがひはなし

林しかた太鼓もばちも打すて

しめすぎてやくにもたぬ博多帯

人にはやされ肥後なめに逢ふ

人にはやされ肥後なめに逢ふ

しめすぎてやくにもたぬ博多帯

人にはやされ肥後なめに逢ふ

馬鹿林ばちのあたつた太鼓
御停止があくと太鼓を打破り
取過ぎて御役にたぬ肥後すいき
肥後すいきなせ越前を巻こまぬ
肥後米もぬけて八分のへりがたち
美濃いらぬ側はいやだと仰せられ
大水も入梅が明たら引であろふ
甲州の身延山とはきしかと

美濃部さんとは今がはじめて
千早振卯月八日の二ツ目に

金喰虫をせひばいぞする

「太田が天下の真中で、林と美濃部をしてやつた、み
のがみ五千石たすてた、こんな肥後いめに太田
事はない、

飢饉から筒井て諸色下もせず

奉行は矢部に駿河よかるふ

嵐にもめげぬ常磐の濱の松

水のみななみきよき石すへ

○御役拂ひませふ役上り

あゝらめづらしやく、越前の皮おひくむけて

前のかみをよくいふものはない、

○同

此節越前守殿登城之節、長さ壹尺餘のとふらんさ
げられけるに、坊主共此程御とふらん殊の外長く
見へ候が、何故左様な御下ケ物被成候哉と伺ひけ
るに、越前殿、イヤ此とふらんには杓子を入置候由、
取出し御見せ被成けるに、坊主共何故御持被遊
候哉、イヤ是は越前近々おはちが廻るからの爲だ、

○狂詩

世間如ニ享保、衣類道具籠、籠甲百目櫛、人形八寸
籠、印籠無ニ梨地、緒禁ニ珊瑚、來春初卯日、驕可
限ニ一鉢、

○五氣どり

有徳院様	氣どり	先生
黄門光園卿	氣どり	水府
白河越中	氣どり	水野越前
大岡越前	氣どり	矢部駿河
新井越後白石	氣どり	成島圖書

同十一月、

○七福神共善悪申渡之條々

来て、かさけのない一物と、人も驚く大あたま、天
晴ものと評判も、ひつくりかへしとんだめに、太田
は本の佞人と、はやしおそしと役上り、美濃程知ら
ぬ悪だくみ、かはいやちんの代りとして、てんの皮を
ばなげ鞘の、やりつけられた慈悲の菓子、吉田がい
かに譯しらす、佛となりて其毒が、龍野口から吹出
して、悪人ばらを引拂ひ、西の海とは古めかし、欲
の河原へさらり、

同五月九日、武州西臺徳丸原にて、高島流砲術打試し
これあり、高島四郎太夫、

おらんだはふくりん糖でおくがよし

子供だましも鐵砲はいや 五車亭

同月、

○水野越前守風説咄し

越前守殿近頃髪之結風日々替り、根上り結或は根
下り、油付水髪と日々替り、髪結直し仕登城被
致けるに、坊主衆心付申合、越前守殿閑暇の砌、坊
主衆髪を伺ひけるに、御答には成程尤成尋ね、
どふも越前のかみは六ヶしいと被仰けるに、坊主
共夫は何故と伺ひけるに、イヤ家來はじめ此節、越

辨天

お美代

其方儀、所持之三味線とは事替り候得共、鳴物所持
致し、酒宴之席へ取持に出、酌取杯致し候義、以來
堅く可爲ニ無用一候事、虚心按に、お美代は家齊公の寵を得
は智泉院
て滑稽を産じ、中野石翁の養女實
の女、

布袋

智泉院

其方儀、住持職之身分にて園女を致し、子供數多育
て、唐子と名付寵愛致し候由、不届之至に候、依之
破戒、按に、智泉院は下總正中山法華經寺塔中にして、
男子二人女子一人あり、女子はお美代方なり、

福祿壽

石翁

其方儀、隱居の身分として、下屋敷へ鶴など飼置候
儀、如何之事に候、以來無用たるべき事、按に、中野石
翁向島に下屋
敷あり、

惠比壽

詳ならず

其方儀、家業の鯛を釣候義は勝手次第に候處、内々
沖釣に罷出、小魚等釣上候義、御中陰之内不愼之致
方、不埒之事に候、烏帽子冠之身分には有間敷候
事、

壽老人

大澤

其方白き鹿を愛し、先々無據義には候得共、以來

果には義太夫娘を、手錠で預けて、面白そふなる顔付するのは、どんな魔王の生れ代りか、人面獸心古今の悪玉、さてくこまつた世間の有様、老中で居ながら論語も讀めぬが、よいもわるいも、先の旦那の仕置た事だに、三年所か一年またずに、餘り無慈悲な改革よばはり、世の中つぶして身の直しを出しに遣て、下の難儀はちつともかまはぬ、林や美濃にみちめを見せつけ、矢部を最初は道具に遣つて、そろ／＼すかしすたとんと落して、其跡お部屋のおちさんさつ／＼と引出し、むやみと狐が追々這出す、といのつまりはどんな底意が、あるかも知らねへ、女のいやがる越前ちんぼこ、わるくしやれるな寛政本尊、名代の越中、ふんどしかつぎにやよつても付けねへ、べい／＼角力のちからもないくせ、白川氣取で見下げた大馬鹿、一體生が違て居るのに、心が付かねへ大ばち當りめ、義理も冥加もさつぱり知らずに、世上のけんもんきびしく止めさせ、自分一人でどつさりああげ、我威と欲とが段段増長、あの儘置たら花の御江戸も、菰ツかぶりの宿なし計で、居所あんめへ、時に水戸さんどふした

ものだへ、面白おかしく評判させても、さかまく水野がいせひがこわいか、やみくもやたらに鑑で猪がり、山に引込み溜いき計で、だまつて見て居りやすむと思ふか、昔の掟が違ふぞ、一ツふんばり旦那を諫めて、狐と狸の化の生體、直様あらはし、世界の人をばすくはにやなるめへ、三年置たらすてきにたまげた、騒動がおころふ、いつか一度はおためになるよな、目鼻のそろふた人品出懸て、追付太田に再勤させます、その時ほんとの天下泰平、國土安穩と御禮々々おふひ／＼、

○御趣意

國のため民の脊中へ灸すへて
後になほるを樂しみにせよ

○返し

灸すへて後に直るか知らねども
今かはきりになやむつらさよ

○御役成

鳥居をばく／＼り給ひし甲斐ありて
待にまつたる町奉行かな

○評判

町奉行吟味はへたに鳥居なし

目付出された甲斐やなからん

矢部はちる鳥居は引る世の中に

何とて町はうれなかるらん

荒目付なんの鳥居で町奉行

跡部たのむはさ、木三藏

國替はやんで似よりの所がへ

酒井をよして堺町とは

御旗本次第にこまるへば將基

みな歩ばかりで金銀はなし

○大小

大造な問屋運上やめ二四て

霜益民は九らしよかろふ

古池へ歌舞妓飛び込む水の音

○川柳

稻荷町狸長家へ店をかり
藪の内積蒸籠は虎屋なり
とんだ事山が河原となりました
橘と銀杏が先へ咲はじめ
二座は引四方は残つて鼻が明

もてぬやつ三番叟から見て戻り
芳町が来るか田町へ尻が見へ
今度から芝居へ壹人やられない
言譯に繪本を買て早がへり
女房は芝居と聞とりんきする
山の宿ア、つがもねへ場所となり
夕顔の源氏末摘花があき
年來の工藤を山の宿でうち
助六はおらがとなりとりきむなり
てんでこを舞て芝居はさはぐなり
大川が近しかつばがやみと引
樂屋から金龍山を買て喰ひ
聖天はつんば棧敷の風情なり
矢部は飛びやぐらはかはる世の中に、なにとて町
は錢なかるらん、方々喜べ鳥居は御役になつたは
やい、





日本豐歲丸 一包價六十餘州

一第一米直段之のほせを引下げ、上は目をあきらかにして、下々のいたみを和らげ、借金の滞りをしりぞけ、身上のうるおいを生じ、おのづからないせふをあたゝめる事妙なり、或は二百十日の風をはつさんして、天氣すこやかならしむ、くはしくはくらして知り給ふべし、

一朝夕一包かゆにて用ゆれば、たんき疝しやくを治する事神の如し、

禁物

一酒肴油類のものにて、おごりがましき事、一喧嘩口論あそび樂事いむべし、但しけんやくは常に用てよし、

調合所 京都百々三升通下町下直米穀

取次所 大坂心配無安猪仕升角悦屋益平

町奉行矢部て坊主に駿河がよい
遠山が矢部をつゝいて鳥居を出す
齒の抜たやふに長井の向ふがは
町奉行矢部にするがはよけれども

跡部こふかひするな老中
板塚へ鳥居をかけた甲斐もなく
越前まらでせふべんをする
寛政のころへ浮世はもどれども

戻らぬものは孝と借金
遠山が矢部をかるとて竹をとり
町をはくのかすゝをとるのか
十人のなかで鳥居のない男
たれが目きゝで出たか耀藏

厄拂

ア、ラめざましやく、大そふとふの芝居町、江戸の住居を拂はれて、今はなみだの葺屋町、喰やくはづの堺町、騒動三十八箇町、これではならぬといふ所を、かの水印がかいつかみ、合羽干場と思へど

も、聖天町へさゝあり、御役上りました矢部おとし、

苗賣

御逢對客のないや、役人にちへのないや、音物さげ物のないや、屋敷に三味線のないや、町家に商ひのないや、女郎に客のないや、二丁町に芝居のないや、あまり思ひやりのないや、是も天せいせひもないや、

一口咄し

子供遊び居て、天下大變といふ故に、親父なせ手前は天下泰平といわぬといへば、子供それでもしたがまはらぬものふ、

○此度御國替御免に付難有御禮獻上之品

御樽 拾荷 惣町中

寛政初度にもどり樽、御めぐみのありが鯛殿中ひとりきみ樽、水に引てもらひ鯛何事があつて今更しづみ樽、桔梗に花をもたせ鯛法華てらゝへこみ樽、わちがひどのにきかせ鯛國替止めて馬鹿氣樽、二萬石とはありが鯛年寄目付見出し樽、諏訪庄若くして見鯛

阿房艱難經

天保年中、諸色高直、米穀下落、武家困窮、地獄手引、女髮結嚴法度、爲寄淨瑠璃、是亦禁制、庄内國替、世間評判、家中當惑、金銀瑠璃、色々賄賂、權門流行、諸家獻金、滅法加斐那、金紋先箱、格外昇進、夫

矢部こへ工夫致し樽、生じうゆやめてもらひ鯛

藪から棒と出かけ樽、杉浦の知恵を出し鯛

諸色の元を取きめ樽、十組をやめてもらひ鯛

兼々仰出され樽、御祝儀かすゝ御目出鯛

世の中のたとへ

石の上にも三年

泣子と地頭にかたれない

藪から棒

角を直すゝ牛を殺し

地獄で佛

井戸端の茶碗

阿彌陀も錢ほどひかる

泣つら蜂がさす

人の疝氣を頭痛にやむ

此たとへの作者

阿房艱難經

天保年中、諸色高直、米穀下落、武家困窮、地獄手引、女髮結嚴法度、爲寄淨瑠璃、是亦禁制、庄内國替、世間評判、家中當惑、金銀瑠璃、色々賄賂、權門流行、諸家獻金、滅法加斐那、金紋先箱、格外昇進、夫

故勝手、質素節儉、莫大通用、常鳥目難、爲似金銀、省略吝嗇、種々混雜、七貫相場、會禮加羅此方、町方賣買、取遣不融通、難儀難澁、店立分散置去、所々引越、女房動性斯性、於々殺那經、

阿無滿理陀 阿無滿理陀

○引札

乍憚書付を以奉申上候

一各樣益御機嫌能遊御座、恐悅至極に奉存候、隨而私役向之儀者、御蔭を以日増に繁昌仕、冥加至極難有仕合奉存候、尙又當十二月上旬より、諸品相改下直に賣出し申候間、不限り多少御用向被仰付被下候様奉願上候、尤某御家柄に不拘、御用向被仰付候御方は、御外見御外聞共宜敷様御爲第一に相考、御用向精々出精之内、成就仕候様差上申候間、御願競被遊可被下候、依之諸品御直段左之通に御座候、

- 一金紋御挾箱篋箱共 代金壹萬兩より
- 一虎之皮御鞍覆 代金五千兩より
- 一御枕鍵并御打物 代金八千兩より
- 一宰相之御昇進 代金壹萬兩より

一中將へ御昇進

代金五千兩より

一大將へ御昇進

代金五千兩より

右之通に御座候、其外侍從以下御側衆三奉行者不_レ及_レ申、諸御役々御役付御望之方者、代金思召次第に、可_レ相成_二出精相働、御役付被_レ成候様仕差上可_レ申候、御大名様方御役にても、金銀にて被_二仰付候は、如何様六ヶ敷御用向にても、格別に相働き下直に差上可_レ申候、且又金銀吹替之儀は、元來渡世に御座候間、兼々金銀座へ申談じ、度々吹替之儀爲_二相願_一申候、右古金者高直に頂戴仕候、新金は下直に差上申候間、何卒御用向不_レ限_二多少、無_レ滯被_二仰付_一可_レ被_二下候、遠國へ御差出し被_レ遊候御方にても、御徳分と相成候様仕法仕度、別紙御觸之通相違無_二御座_一候間、無_二遲滯_一御引替被_レ遊被_二下候様、吳々も此段偏に奉_二願上_一候、恐惶謹言、

現金掛直なし

本國遠州濱松
出張江戸馬場先御門内
四ノ丸下角

水野越前大掾

取次賣弘所向島

中野 隠居



追而不_レ遠奥州棚倉へ所替仕候間、無_二御油斷_一唯今之内、御用向被_二仰付_一可_レ被_二下候様奉_二願上_一候、以上、

○同

町内 質素儉約湯

見廻り役壹町
宿老入

分限相應に用てよし

抑此御藥之儀は、將軍大樹御仁惠を以、下萬民豊ならしめんとの厚き御仁製にて、三國無雙之明藥也、第一絹布を止め、諸株のかたまりを解き、問屋之唱を止めさせ、入船荷物之便利を能通し、別而婦人の我頭へ手のあがらざるに用ひて、忽に我手にて髪をゆふ驚くべし、又近所のつき合にせいばりを止め、娘の傍を退く、たへす用る時は家賃米代の滯を散す、家業精出して貧を補ひ、心中おだやかにする妙藥なり、

功能

- 一諸商賣勝手に出来てよし、
- 一花嫁はだかでやるによし、
- 一附合氣がはらいでよし、
- 一聲さま晒の禪でよし、

- 一内祝ひむし物くばらいでよし、
- 一葬禮他人がたらいでよし、
- 一茶の子配らいでよし、
- 一醫師駕籠に乘らいでよし、
- 一玉入かんざし買はいでよし、
- 一藝者遊女の姿氣が移らいでよし、
- 一三度の飯香のものでよし、
- 一風通の帯ならいでよし、
- 一相撲の頭取手輕でよし、
- 一女髮結男を大事にかけてよし、
- 一奥様妾の暇が出てよし、
- 一藝子遊女つまとらいでよし、
- 一役者衣裳に氣がはらいでよし、
- 一博奕せいでよし、
- 一うなぎ泥龜くはいでよし、
- 一一切の初物くはいでよし、
- 一裏屋のはなむけ漉紙でよし、
- 一一切錢がいらいでよし、

○ 本家教授所

五清堂謹製

大地震ゆりつぶすのかおこすのか

上はがた／＼下はざし／＼

「あの矢部さん、能矢部さん、御趣意がちつくりまがつた、秤にかけたら三匁、まがつたしりを、跡部がねらふ、ねらふはづだよそらまめじやもの、

「股引を買ひに参り、越中股引有之哉と相尋候處、夫は五十年程跡の事にて、只今は無之、當時は越前股引と申のが有之候、夫はいか様の仕立に候哉、何も替る事無之、上の方はゆるりとして町がつま

ります、
「きせるを澤山被_レ仰付、御殿中にて大勢へ被_レ下候、何れも難_レ有段御禮申上候故、如何宜敷候哉、誠にけつかふに出来ました、あと先ともつまりませ

ん、
御普請奉行井上備前守、同下奉行森川小大夫不首尾に付、

市ヶ谷に備前徳利の尻がわれ

何をいれてもみんな森川

市ヶ谷の穴からひいが入そめて

備前徳利も損毛となる

とつくりの尻からあしく下奉行

何を入てもみんな森川

天言筆記卷二一終

天言筆記卷三

天保十三年四月、此節下總行徳邊の田の中にて、白きぬの紺に染るとの大評判なり、

南無大師へんせふこんを田で染て

かふやさん方なんでくうかい

○御趣意最中百人一首下の句見立

今一度のあふ事もがな

人こそ知らねかわくまもなし

あらはれ渡るせいのあじろぎ

花より外に知る人もなし

かけしや袖のぬれもこそすれ

世をおもふ故にものおもふ身は

濡にぞぬれし色はかわらじ

名こそ流れて猶聞へけり

われても末に逢んとぞ思ふ

行衛も知らぬ戀の道かな

我身ひとつの秋にはあらねど

同五月、

賑やかな世の中に

藝者のなみだ

高賣の商人

所々の盛場

番屋左右の

直下げの商人

此節の子供屋

孝心奇特之者

問屋 仲間

問屋 仲間

世上の人氣

○冠をよみて沓々笑ふ書付

市立之儀當年より爲_レ相止_二候を、

中には品々風聞致候得共、以來古

物たり共一切不_レ相成_二所々店下が

さし出し候儀も仕間敷、たとへか

み屑買立場にて相ならず、

宿々の義は不_レ及_レ申、領主地記

すでに致間敷、その儘さし置て

止ざる輩は、無_レ據可_レ及_二沙汰_一付て

わ夫故に所々床見世は相やむ、

たしかなる見世商ひ直下げするの

が御奉公とこゝろ得、難_レ有事と

仕辯を相直し、銘々正路に家

業相はげみ候は、全く其方共のため、

御老中水野越前守殿、御趣意之御觸出候に付、

一に寶を吹かへて、二に貳朱銀を額にして、三に盛

場取拂ひ、四ツ世の中能もなし、五ツいつ迄御趣意

やら、六ツむせふに御書付、七ツなんでも越前が、

八ツやたらにしくじらせ、九ツこまるを知りなが

ら、十でとまりをどふなさる、

○當世六玉川

武州調布の玉川見立 新吉原新見世の玉顔
おつくりやさらす離の朝露の

つらぬきとめる玉顔の里

山城井出の玉川見立 新宿屋多間替

引とめて猶むりとめん旅人を

はなしともなきいでるやど引

陸奥千鳥の玉川見立 花火の玉川

夕方は汐風すし大川の

ことしはたまや花火まれなり

攝津袴衣の玉川見立 猿 若 町

町方のうらでも秋の狂言に

太鼓うつなりさるわか町の

紀州高野の玉川見立

わすれても縞紗はぬぐらん誰人も

御觸のちみ着れば氣の毒

近江野路の玉川見立 早染の田間川

あすもこん野路の田間川ふみこへて

色なる切によく染りけり

同六月廿二日、歌舞妓役者海老藏奢侈の故をもて、江

戸十里四方追放申付られたり、

市川海老藏不届に付公より手鎖の御咎を

身のほどを白猿ゆへの御咎めを

手にしつかりと市川海老藏

同十一月、

日御社散

當歸 附子 コン芫 黄芩 犀角

市中一盃につまり

七分のしぼり汁にて用ゆ

「水野越前守御用にて日光山へ参り、歸りに水戸へ

廻り、水戸殿より大きな鐘を拜領致したり、是大身

鐘なり、水戸殿曰く、越前守其方はおもひやりがな

いから、是を遣はすと、

「同人日光中禪寺の山にて、名鳥を取來るなり、そ

れもよからふと鳴なり、此名鳥を江戸へ持歸りて

献上いたす、此鳥いかなるゆへにか、御前にては

一向なかぬゆへに面白くなきゆへ、越前守登城之

節鳥を御歸しなり、越前守面目を失ない、屋敷へ

持歸りて鳥に向ひ能々言きかす、其方鳥類ながら

も金銀の籠にいりて、將軍家の御手にふれるを、

いかばかりか難有きことにあらずや、夫を如何
して御前にてはなかがざるや、其方のなかがざるゆへ
に、我今切腹せねばならぬといへば、鳥がそれもよ
からふ、

同十四年三月、花見に花美なる衣裳を着し捕へらる、
かるき身へおもき御趣意の木綿もの

うらく迄もきぬものはなし

同五月二日、日光御社參相濟候に付、今日御能有之

候、御三家方始諸大名御役人方迄、拜見被_レ仰付_レ

候、

翁三番叟 彌右衛門

如意寶珠風流

開口

去彌高山の名は、四方にかややく日の光り、げにあ
さらけき政神は、嬉しくみづがきをひき、しめ繩の
長き代は、めでたかりける時とかや、
同八月、

○御代理記

いつ迄艸のいつまでも

なまなかま見へものおもひ

印旛沼御手傳

上地又御下ケ地

たとへせかれて程ふるとても 遠國壹人役
縁と時節のすへをまつ 十組問屋衆
ア、なんとせう 大坂御用金
たがいのこゝろうちとけて 十箇年賦上納
うはべはきかぬ五大力 水戸殿在府
さはさりながら替る 吉 原 町
やがて逢ぞへ談そぞへ 朝鮮人來朝
おしき筆止め候かしく 一朱銀停止

○印旛沼の話

印旛沼古堀筋此度堀割に相成候處、往古より右堀
割は出來兼、此度も種々怪我人等、又は崩れ或は大
風雨有_レ之、人々難澁に付而者、兎角印旛沼むかし
より主居り候由、此度は右主を神に祭り、社を建立
致候は、禍も有_レ之間敷と、相談之上普請に取懸り
候處に、早速江戸より鳥居來り候故、人々不思議に
存じ、左候は、御祭を先へ取急がんと相談の最中
に、小石川の方から櫛が來た、

御旗本上知にて肝を潰し、印旛沼かい堀被_レ仰
付、榊原主計頭二度目付となりて印旛へ罷越、
是を昔の子あやす難談に作りて、

上知
じやふち／＼あは／＼、かいほり／＼いんば沼、二
再度目付
どのめや二どのめ、
同閏九月十三日、

水野越前守
名代 堀安出雲守

御勝手取扱之義に付、不行届之儀有之候間、加判
列御免、先々之如く雁之間詰被_レ仰付、差控可有_レ有
之候、

十三日越前守御役御免押込に付て、夜中いづくとも
なく人数大勢集り來りて、西丸下角御役やしきを取
かこみ、石つぶてを打、角の辻番を打こわし、疊を前
の下水へ打込、後の扉を引たをし、右の亂妨故町奉行
出馬致せしなり、

○手毬唄

一ツとやひとり政事をつかさどり／＼
しんと民とがふくさない／＼
二ツとやふたゝび御役に出られまい／＼
早く家督をゆづりませふ／＼
三ツとや水野が御役があがつたら／＼
よい世の中になりませふ／＼

かげによりそへば、「濱松たちまち枯れ木となり、
枝も枯れ葉もかれて、此屋敷に居られ、ばこそ、加
判御免といふ答を、おくり下し給ひしより、先づは
押込申とかや、

「かやふにしくぢりに辻番をこわす騒動は、君に言
わけ腹切れと、さすがいたいにかまご／＼と、にぎり
明せぬ金銀珠玉、どふ／＼どつと水野が内、投込石
こそ小氣味よき、

○五大力

「いつ迄草の水迄も、なま中つとめもの思ひ、たとへ
世間でこまるとても、とんと無慈悲の末をつめ、ア
アなんとせふ、たがへる心内どくで、上へはとら
ぬ御改革、さはさりながらとらぬ色なき御ふせい、
やつとあらはれかゝろぞへ、あしき武士めが候か
しく、

○變太

「關東一の悪者と、皆人ごとに夕部から、今朝きび
きびと成りにけり、「知行上げやの天罪で、役と株
との門しめる、て結んでないてゐて、押込れたる
井の上は、「夫と見るより胸盡し、コレナンジャイ

四ツとやよしや世の中やす／＼と／＼
枕も高くねられませふ／＼
五ツとや印旛の沼の堀割も／＼
みんな水野がわるだくみ／＼
六ツとやむせふに世の中きうくつに／＼
下のなんざもいとはずに／＼
七ツとやなんに付てもにくがられ／＼
人のおもひのおそろしや／＼
八ツとや屋敷々々を取かこみ／＼
數萬の人にめざ／＼れて／＼
九ツとや爰でうたすにどこで打／＼
三田のやしきへ行時に／＼
十とやとふからみんなの言通り／＼
高と國とが上りませう／＼
濱松のつよき嵐がふきやんで
さてこゝちよき嵐が福山

○おれまつ

「抑水野のたくみの事、萬石を始め大それたしかた、
千人の知行をあげ心迷はせ、天俄に綱かゝり、石雨
しきりに降りしかば、されど雨をしのがんと、澤瀉

ナ水野さん、おまへといつたたい欲ばつたも、なみた
いていな事かいな、「知行めうがに叶ひしと、たの
しむわしにぬり付て、知らぬ顔して居さんすとは、
なんぼつらあつさんじやとて、氣づよひお方と取
付を、取てつきのけ閉門させ、「イヤアぬかつたり
偏前ぢい、其手で是迄かきのめされ、まうけにのり
地でそゝりぶし、「たゝ食ふ武士もナアすき／＼と
やら、ことしや株うちやりが當り年、ナゾモあつ
たもおはづかしい、突出されぬ内こつちらも、取
上げあげられすこたん幕、ヨリヤ御預ケとなりか
かるを、「イヤ／＼ならぬ、「イヤおあづけせりおふ
中、若い阿部大炊々々コリヤとふでムリ升、わたし
がおもらひ、お跡は京都の所司代さん、「むきに腹
立濱松は、青色みする悪魔の井の上、印旛のあやま
りもの取を、生田の森の合戦と、名代をかへてしる
すらん、

○亂國舞

越前といふ人は、一に寶を取込て、二に新潟を取上
て、三におさんで親子死、四ツ世の中悪くして、五
ツいつも我威を張り、六ツ昔の眞似をして、七ツな

んにもと、のはず、八ツ屋敷を追立て、九ツこくふに御書付、十でとふくしくちつた、

○捨札之寫

遠州無城 越小僧卯五十五

此者儀、厚き御恩澤を蒙り、忘却致し私欲を長じ、其上金銀吹替に付、後藤三右衛門より金三千兩、長崎表高島四郎太夫より内々頼を請、金六萬兩にて御答を免め、札差共より金三萬兩、弃捐被_レ仰出_一間敷儀を請合、江戸御府内は勿論、諸國一同難澁に落入候段、重々不届至極に付、西丸下引廻之上、於_二品川_一重き罪科に行ふもの也、

○相撲取見立

親玉はなんにも
旗本は心の内を
町の風俗を直したは
大坂では大金を
越前もきのふに替る
今迄はとんだめに
是迄の御政道は
諸人の歎天道の照し給ふ

不知火
劍山
手柄山
御用木
狭布里
相生
荒馬
鏡岩

閉門で出入のならぬ
門前に見物は

阿部は思がけなき

大名の箇條を水の

腹切と覺悟して

水野は上を見ぬ

土井はさはらぬ

是から世はなをる

紀州の相談は流石御三家の

役屋敷を明て早速

屋敷へ石を投込

引越に雇人足の賃は

矢部の家も改て

○當大學

大役大舊音集

今讀爲退

大膽子曰、退役、當時之色、而御宅入_レ夜之門也、於_二居門_一所詮爲_二覺悟_一支體可_レ切者、獨頼_二越前存_一而損毛次_レ之、惡者不_レ叶由_レ之眞名部、則庶_二乎其不_レ差矣、

世喜仕置

繩張
黒雲
頂
立神
稻川
鷺ヶ濱
小柳
常磐山
要石
越の海
音羽山
高根山
立花

新内節の重裯色

濁水有澤瀉	華發滿天下	上地與印旛	禍來拂二役邸
花開きて天が下にみつる、水草はへて高き所に開くものにあらず、田舎の田の中にあるべきを、高き所へわはびこり、天下の禍となる、	十里四方を上知して旗本をくらしめ、印旛では大名をなかせ、上に徳を付忠義の者といわれ、其後加増せんとはふとい男ぞ、	此みくじに違ふ人は、町道場たる神佛を元の如くに直し、岡場所鎌倉がし其外、新規に致したる事共を元の如くなし、てよし、自分の高をけんじ、是迄賄賂に取し金を不 _レ 残差上、印旛沼の御用を勤、自分は棚倉へ引籠り、悪心をひるがへし善心に立返り、剃髪して矢部の菩提を吊ふべし、	内心に忠義の心なく、賄賂を取依怙をなす故、神佛のにくみを受、萬人になげきさせる故、退役と聞て辻番をこぼし石がふる

○流行ばなし

肴賣越前屋へ來り、「旦那けふは松魚が安ふ御座り升、壹本めしませ、」イヤ壹本はいらぬ、一ト節脊を下つし、「そふいわづと腹をめしませ、」

○花_五重裯色の染分 新内節

「井上知らずにかうかと、御役おしたが口おしい、我身にはちておのづから、遠ざかりたる其内に、阿部出されてゑよふする、欲のむくひと言ながら、大炊のおやじめいぢわるめ、根本も羽倉も打捨なげ付、やつぱり元の雁の間、面目もなき風情なり、」

○流行恨

「欲はしまひものもふこり升た、御役なげたりなげいたり、ヨイトヨイキミナ、」

○印旛のつみ

越前守御役御免になつて、無_レ據家中と相談の上、商にても始よふかと云ば、家中の者一同、御主人の御商は印旛の罪が宜敷候と云ば、成程面白とて箱を脊負ひ、西丸下を大音にて、しにくい印旛の罪目はねへくと呼歩行ければ、大親玉是を見付て、サテモかわひや越前、商人に成たと見へた、そして何を賣、御側、ハイ印旛の罪と目鏡を賣ます、親玉、ハ、アそんならおれも目鏡を取替へすはなるまい、

寒空に辻番こわすむかふみす
度々の御觸もなんの水のあわ

27.8.29 松田一三

澤瀉を水の車でひきこわし
早魃で水はひあがり石がふり
古石や瓦飛込みづのおと

○天命残念癸越前

(元) 遠州の松 一夜に かれる	(二) 江戸中 御趣意 流行	(三) 鳥居から 狐出て 山伏を 狩る	(四) 江戸下社 二ツに 建る
(五) 備前刀 なまくら になる	(六) 西丸 下へ 石ふる	(七) 越前の やしき こわれる	(八) 堀田めか つて溜へ 落る
(九) 澤瀉かれて 江月中 赤飯焚	(十) 紀の國から 鬼出て 江戸に 集る	(十一) 越前めし やめに なる	(十二) 諸國 上地 はやる
(十三) 屋敷駕 馬に 馬ま成	(十四) 篠田の狐 おし込 なくふ	(十五) 阿部の やしき 豊年	(十六) 壹文錢 つさぶ さる
(十七) 矢部の 亡念 うかむ	(十八) 閏九月十三日 越前の 鬼かられる		

吹きたつる濱松風のおとたへて
心しづかに月を詠めん

じんせいが盡て越前ぐんにやりし
澤瀉が枯れて葵がせい／＼し
永樂と思ひし事は水野泡
根本から折れて澤瀉かれかゝり
棚倉は溜りし水野すて所
身の上をはたき納めや金のさい
大水のながれて落る辰の口

堀田ところへたまる備中

世の中の掃除をせよと給はりて
其の身をはたく金のさいはい
井上の家にすぎたる備前やき
身のあやまりでこな／＼にする
御加増の鳥居をたんとせぬ内に
甲斐なくたゝん身こそおしけれ
諸侯方かへ地の夢は今さめて
みな／＼紀伊の思ひをぞする

○厄拂

「氣味よい事で拂ませふ、こんどあげたる十里四方、
けいはく親父のもくろみは、大坂下りが手傳て、御
役をけんにかけまはし、山を當んとする所を、イ

白川のむかしの浪に越られて
濱松かせをやむぞ目出度
徳川のきよき流れをせきとめて
おのが田へ引水野にくさよ

印旛沼堀あがらぬうち水が引

鳥居なき印旛の沼を堀はつた

焼つぎて少しの内は用ゐられ

薩州が井伊了簡を堀出して

濁るみづ早く井戸がへさせて見よ

世の中のあく事をこのむ諸侯ども

みな根もとから紀伊田安なり

上下をもみそこのふて直下げられ

喰ふや喰はずにたつた越前

水の市もとはあんまでつかみしが

上下もんで跡はどふする

ヤ／＼なんと赤鬼が、ウント壹番ふんばるを、古河
の親父のあつかいで、西の海とは思へども、小石川
閉門河岸へさらり／＼、御役上りませふ、濱松御役
拂ませふ役おとし、

○新作落し斬し

△殿様
○家老

○御家老殿様の前へ出て、御前此度は早く御腹を
めされ候得といふ、△腹を切るのはいたいから
やだ、○そんなら御首を御くゝりなさへ、△それは
みぐるしいからいやだ、死さへしたらよかるふか
の、○左様で御座り升、△そんなら舌を喰切て死の
ふ、○それではしたがいたみ升、○おれはしたのい
たむには一向かまはぬ、

○川柳

水ひいて十里四方は元の土
天鷲絨の鼻緒だん／＼ゆるくなり
御坊さんみかん壹ツでおめがさめ
鳥居をば残し本社は打こはし
大なる慈悲と御旗をおがんで居
飛ぶ鳥の落たやしきへ石がふり
わるい事計りはないと馬具やいひ

○ 印旛沼むかしは田沼今はまた

堀田はいゝが水はどふする

世の中を掃除せよとてさいはいを

これではたけと下されにけり

日本の掃除をせよと頼まれて

我身をはたく金のさいはい

丸き世を四角にせふと越前が

ほうり出されてみたの三角

「上り目さがりめ、くるりと廻て大きな目、上地々々

アハ、

○野暮題



○高砂小謠

世界浪しづかにて、水のしくちる時津風、下はよろこぶ御代なれや、諸國かいかくのゆるむぞめでたかりけり、げにやそしりごと、江戸はおろかやおち

一 一こうざらし悪玉しるこ

一 一諸こうつふしあんころ

一 一身うち落がん

一 一世間大なんちう

一 一ゐなかおこし

一 一女郎のふきよせ

一 一ちごくかられおこし

三田 濱松屋越前掾

○越前守の門にはれる歌

此のうちに水いちといふあんまあり

かみをもんだり下をもんだり

○氣質くらべ

- | | |
|---------|------|
| 悪法かきの | 越前どの |
| 御心よしの | 大炊どの |
| 御太鼓持の | 備中どの |
| 見そこなつたの | 信濃どの |
| きかんきの | 下總どの |
| 大やりくりの | 大和どの |
| ひかへ目の | 主膳どの |
| やつてみろの | 攝津どの |

こちに、すめる民まで言いだす、君のめぐみぞありがたき、

○鳥居をよめる

ことしの冬はもつたらふナンダ、はるになるといかないものはナンダ鳥鍋、

○御改革犀角はともき、もせで

五百石とはたかひ樂禮

○

「大井大炊親父どの、おもだかそつちへのけてくれ、羽根車げふてんし、いへくわたしちや御座りませぬ、根本がしてくれた兼てのわるだくみ、おさきへぎんみせい、井上しふとひ親父めと、なんのくもなくひとさわぎ、命と金との御役、わかれのふたりづれ、

○御くわしるゐ

一 おもだかかれやき

一 世けんで噂しるこ

一 ふとつばらもち

一 日本一よいきみだんご

但馬どの

何にでもかまはぬ

まてば甘露の

面くないの

伊勢どの

○殿中手まり歌

一 ツとやひとりの相手がしくじりてく 越前

おじけが付て出られないくこわいわいナア

二 ツとや不斷は氣がよく見ゆれどもく 大炊

まさかの時には此の胸がくやりくるわいナア

三 ツとや未練な事だが今更にく 備中

家來へ對して言譯がく立ないわいナア

四 ツとや能々思案があるかしてく 信濃

お首が曲つて直らないくおかしいわいナア

五 ツとや居付た計で度々にく 下總

屋敷がかわつてこまり升くうるさいわいナア

六 ツとや無理なる御趣意が其中でく 大和

過分な御高を取たがるく虫が能わいナア

七 ツとや何をするにも慎みてく 主膳

するなら御城の評判がく日々に能わいナア

八 ツとや役にもたない其くせにく 攝津

御勝手掛を勤るは、あつかましいわいなア
 九ツとやこゝへもそこへものべ金、但馬
 借りて御役を勤めるは、あぶないわいなア
 十とや人に知れない権門は、伊勢
 此世の中でだんまりで、取る氣じやわいなア
 十一とや一番御年がお若くて、越中
 御役をするのは御先祖が、御影じやわいなア
 十二とや西丸勤へ廻されて、玄蕃
 みんなの御跡についたのは、くやしわいなア

○
 「遠州濱松ひとひ様でもろい、横に車が二年もたぬ、
 水鳥の浮寝の夢のはかなくも
 さめておどろく濱の松風
 世の中のいしがばら、降り込で
 水野はきはに困る越前
 佐倉炭いけてあてたるその罪が
 一度におこり溜りかねたり
 澤瀉をかつた手際のうつくしさ
 大炊によしと人の口々

とふくと流れし水の澤瀉も
 さらりと枯れて見る影もなし
 騒がしき濱松風もふきやみて
 秋の下句にうつる雁の間
 同十月十六日、西丸下土井大炊頭御役屋敷既より出
 火、

○注進藏
 「土井大炊おやじどの、其火事とよしてお出だへ、
 土井ぢい仰天し、イエ、手ぬるいおやじめと、
 町火消なんの苦もなく一とけしに、板木と鐘との
 打交、太鼓のやぐら下、ジャン、ジャン、
 水車おのが紋には附ながら
 内の火事にはこまる土井殿
 辻番のたどんのかげがころげ来て
 大炊にこがす土井の御長屋
 土井つらも只うろたべてまごくと
 大炊々々と火の子追ふ聲
 同十五年辰正月、
 目出度さはいつもかはらぬ初春の
 門に松竹たつのとしなり

同二月、本所總鎮守牛御前開帳あり、参詣群集して隅
 田川の土手へ、葎簀張の茶見世出でしが、一向商ひな
 き故に、

江戸ツ子のはじをさらすか隅田川
 うちの御せんで錢はつかはず

同五月、
 五月雨に徳川まして水戸きれて
 水野ながれも普請留なり

同七日、水戸中納言齊昭御隠居被_二仰渡、御家政近來御氣
 御隠居に被_レ爲_レ幕云々、軍立にて鹿狩をなし、又は寺な
 漬し僧を追ひ、又は清僧を遺俗させなど種々の行あり、
 おわかに御隠居などは水戸もない
 佛いちりもちと中納言

同十日御本丸炎上、
 爪で火をとぼしてごほん丸で焼き
 五月雨はふれども水がなくなりて
 火がたかぶりて燃出しけり

同六月廿一日、
 右於_二御前_一被_レ仰_二付_一之、
 御座間水野越前守

此節御老中方皆々病氣にて引込なり、水印見舞に
 行く、水印もし御病氣はいかに候哉、皆々水に當ら
 れました、水印御食はいかに、皆々ハイ越前ぐらいたさ、
 九月、巢鴨染井の造菊大評判にて、著作なども出来た
 り、

十二月十三日、惣出仕弘化と改元被_二仰出_一候、
 天保十六でなし是からどふか弘化よからふ
 こふかとはくさきもなびく御仁政
 是からしもをこやす改元
 天保ももふ十五年辰のとし
 どふか弘化と元の世になる

「あの阿部さんい、あべさん、ちいつと御趣意がや
 はらかで、秤にかけたら十萬石、
 二ツまで御丸を焼てかうかにし
 弘化二年大小

一筆啓上仕候、先以御明キ方様、申西之方萬吉に
 被_レ成_二御座_一珍重之御儀に奉_レ存候、御隠居様彼
 岸院様御事、二月十一日より八月十九日迄御逗留
 にて、三月十六日八十八之御賀御祝ひ被_レ成候に
 付、娘つゆ事も五月二日に御招被_レ下候様被_二仰下_一

難有、且又半夏生藏事も、五月廿八日出立にて、六月十九日土用向爲三相濟、七月晦日二百十日の風も静に候得者、早速歸府仕、十一月十一日亥猪之御祝には參上可仕候、御子息之冬至郎様も、十一月廿四日御元服之由、目出度奉存候、何れ十二月九日寒入に候得ば、罷出萬々御賄可申述候、頓首、
二月初午 弘化町二丁目
小月正三郎 極六十八

大ニ四七五郎様
宵九兵衛様

御調寶

○大の月

二四大でちよつびり吞で霜ふたら
鳥の七九ころは五つも御かへり

二月、

○十目評判狂歌

櫻井の座がしら役もみとせごし 櫻井庄兵衛
顔も赤坂なんと庄兵衛 中川勘三郎
どつさりと胸突坂の御規定役

五十七、旗下屋敷凡三百七十軒、神社十二所、寺院六十ヶ寺、町巾凡十町長凡三十八町、一町巾にして道法凡十一里半、燒死者町のみにて凡四百人、これを青山火事といふ、此の風に出すとはとんだごんだはら

○青山火事場くどき
さてもなんぎに大御番なり

「こんどサエ、あはれな咄しがござる、所申せば青山邊に、ちよとそ、うで大火と成て、しかも其日が大吹あらし、燒る火の下た家數も知れず、あはれなるかや其夜の騒ぎ、しかも諸人のにげるを見れば、共に手を取り袖引連れて、逃る折から間に合兼て、煙にまかる、其苦みは、倒れ伏すより火に包まれて、孕女や年寄達や、乳飲子供はたゞなくばかり、爰にあはれはどちらの人か、三十餘りの女中でござる、乳呑子供をはだにとおふひ、六ツか七ツの子の手を引て、みればおなかは七月あまり、煙に巻れて只泣ながら、あはれなるかな世上の内に、神や佛があるまいものか、神や佛が助るならば、わしが此身はどふでもよいが、二人り子供とおなかの子をば、助けたまへよ神々さまよ、とても死ぬかとき

たゞ見たばかり智恵は中川 親のあとしたふて出たる三五郎 平賀三五郎
しなり愚なりと廻る遠國 井戸堀てみればほどよき吹かげん 井戸大内藏
もふ一ぱひと腹は大藏 常磐木の松は平にうるはしく 松平式部
すらりと延ぶる式部少輔 坂井目にからみ付たる連翹は 坂井右近
地ふくわるさに末は新番 遠山を眼鏡をかけてよく見れば 遠山半左衛門
京大坂は目の下に見る 御目付は小出とわかるものなれど 小出織部
まだはひ出して何も分らぬ 山口は内匠ありげに見ゆれども 山口内匠
愚にはへたうどの大木 石谷はみかけがよいと人もいふ 石谷鐵之丞
居りくるつてころぶ遠國
正月廿四日晝八ツ時過、青山鼠穴大番組大岡紀伊守組、前田佐兵衛宅より出火、高輪八ツ山下松平大隅守屋敷まで燒留、同夜八ツ時鎮火、大名家方上中下屋敷

てかなしやと、泪ながらに兩手を合せ、是非もなくなく命を捨る、殘る子供や我親達は、どれが我が子か我が親さまか、かははわからぬ姿は知れず、泪ながらに死骸へすがり、是が我子よ我親さまと、死骸見分て皆旦那寺、行ばおてもらも皆燒落る、住持さまへとお願ひあげて、せびもなく葬りければ、ちからなく身よりにたどる、ヤンレイ、これもサエ、因縁約束づくくと、思ひながらも夫婦の中は、切にきらぬ其深い中、二世の契を結びし中よ、ながい病氣か怪我でもあらば、醫者よ藥の療治もしよが、さてもあはれと只泣ばかり、又も哀れは高輪邊に、海のなかへとはいりし人は、水を見懸て遣入らんものと、我もくと皆はいらんす、海はさし汐町家は燒る、煙にまかれて倒れふし、このや死骸をよくくみれば、およそせけんのはさきに聞に、欲にまよふて命を捨る、火事と聞より衣類を着ごみ、風をみとめて荷をばこぼんせ、欲にはなれて命にしいない、世間のうはさも聞に、欲に迷ふて皆身を捨る、燒場町家の其數知れず、大名屋敷が百十五箇所、夫に續て旗下さまが、二百八十五箇

花ござは花の道中波鏡の

六文字にてあゆむ辻君

顔とかは見合す時の拍子木を

おりも夜鷹と袖を引け四ツ

なじみ客跡みかへりの柳原

露のなさけになびく辻さみ

蛤もたこも中にはありそ海の

濱の真砂の辻君のかす

田毎ある中にもつらき辻君の

顔さらしなやうんの月影

同五月、

日の本に名をうち揚の腰網代

福山

虎もひかせる鷹のいきほひ

誰も知る強悪無道勝手もの

濱松

すでにこの世を濁してよとや

誰ひとり憐む人のなかりけり

飯田

兼てかくこそありし罪なり

うちまたな我欲の深き親父めも

同

今思ひしれ天の御罰を

譯もなき五百石から釣りこまれ

鳥居

末代馬鹿の鏡とぞなる

なま中に猿智恵ありて害となり

澁川

ねいかんもの、道具とぞなる

下部から這上りたる小奴も

高島

あしにはたらきぼろを出しけり

小ざかしき生物じりが飛上り

金田

大膽もの、下馬となる

水落しほりまであげてよくさらへ

衆人

芥拂へばあとは太平

○附合

五月雨の降と溜らぬ堀の水

越

早くも跡にしげる夏草

○萬葉集遺漏

詠、夢長歌並短歌

鳥居たて、神の在す宮柱、太き心從刺竹の、世人令

歎、皆人の憎もしらに、白縫の、筑紫の綿の煖け

く、美味をば、我獨せしめの漆、門中に搔廻しつゝ、

己が田へ、水引むすぞ幣をしも、巨々等しめこの

兎なす、耳振立て人の性、聞搜しつゝ、善き事も、あ

しかるさまに吹と吹、嵐に羽ぶく鷺自物、掴みつら

はる底悪も、儒者の子なればしかすがに、唐の書

をも生讀の、甲斐社なけれ秋田ける、狭田もり喰む

寛鷹の、不滅口き、生んよりは、死なば死ぬべく

難し思、夫は痛からん劔太刀、かこまれる時は行水

野、流の随意欲堀の、心の際とかにかくに、逃まく

もへど纏はるゝ、久須美の葛返すべき、言の葉を

なみ、息の根も、出し得すなれる果には、如何にな

り行風、あげてぞ糸の長き目に、見つゝを居らん、

汝がなれる果、

短歌

村肝の心ゆるまば守るてふ

神の鳥居も甲斐あらなくに

○

變哉甲斐也、一旦徳一評因、在ニ牢構一人不レ好ニ其

變、甲斐也不レ免ニ其苦、變哉甲斐也、

御加増もなんの鳥居で五百石

利足をつけてやがて甲斐罪

九月、水野越前守屋敷被ニ召上ニ候御内意に付、麻布市

兵衛町上屋敷より、青山澁谷下やしきへ忍びて引移

る也、其同勢侍八人駕籠四人、挑燈持共都合十六人

なり、今迄は天下の大權を司どり、出頭第一にして乘

輿を促し、出るに敬し入るに謔し、さながら飛鳥も落

せし身の、今夜深更に雨は降、道はくらき山坂を、僅

かなる人数にて落行事、ものゝむくいぞおそろしき、

今までは榮耀榮花にあきはて、

早いちせんめしも通らず

○落し嘶し

水野越前守中間、豆腐屋へ油揚を買に行し處、道に

鷹の者待伏して居て、中間をはりたをし油揚をさ

ろふ也、中間是非なくやしきへ歸りて、油揚を鷹

にさらはれましたといへば、旦那ナニ夜分とんび

がさらふものか、大方切通しの夜鷹にでも、錢をと

られたのだらふといへば、仲間、夜る鷹にさらはれ

たに違へはねが、あなたが左様おつしやれば、取

たのは大方ひるとんびだらふ、

十月、

○耀甲斐之話

天保の末の頃より、御茶部屋へ妖怪出でたり、其元

を尋るに、八代洲河岸の林の中より出で、怪をなす

ことさまぐなり、ひつじの年の生れにや、羊藏と

號るものから、其性紙を好み、若き頃は吉原に形を
 あらはし、みすがみをも樂み、年たけて越前奉書に
 腹をあはせ、自天狗帖の犬天狗となり、多くの人
 をつまみ投ること紙花にひとしく、先づ櫻田の美
 濃紙を食ひ、又下谷の駿河半紙をも喰殺し、或は
 修験者を鼠半切に巻込み、芝居を淺草紙に包み、女
 藝者はわる紙にてしばりからげ、紙(市)中をおび
 やかしたる事舉てかぞへがたし、其手下には一ツ
 目貢ぞう、小菅幸ぞう、金田故ぞうなどいふ化物多
 く付隨ひて、紙ぎぬたのことくとんとんとた、
 さちらし、世の中いと騒々敷、終には紙(神)の將を
 蒙り、奉書を受て紙くすの籠目に乘せられ、半紙半
 生の體にて、引裂捨られん事遠かるまじ、
 鳥居甲斐町奉行御免の時、其夜南の役宅の板扉へ何
 者か、



此處再勤無用

○花表咄し

鳥居盛の頃或人問ひけるは、文武たんれんの其許、

定めて音曲も御隠し藝がござろうときけば、淨る
 り長唄は不得手でござるが、なげふし(七)は至て得
 てものでござる、
 人々打寄、あの甲斐もごふせいにいばつたもんだ
 が、こうなつて見るととんだあわびつかいだ、ナ
 ゼ、ナニ蛇ならい、が、うそばつかりでやつて居
 たのだから、大きなほらがいた、
 與力の隠居原鶴圓が、鳥居を拜んで再勤し、はげ
 あたまへ付びんをして、御禮參にはしつかり奉納
 ものをしたそうだ、「何を納めたらう、」あたりめ
 い

額 下

○博人衆

なべて世をめぐむ心の甲斐もなき 天壽轉能
 我衣手は露にぬれつ、 水府公
 ものゝふの口の要と石火矢も 身のいたづらになりぬべきかな
 村雲はめぐみの風に吹はれて 庄内侯
 たゞ有明の月ぞのこれる

琢り磨く勤を雲におふはれて 古河侯

うしとみし世ぞ今は戀しき

かぎりなくつくすころの時節に 眞田侯

あはでこの世を過してよとや

もろくの君の心も耻かしや 林家

甲斐なくたゝん名こそおしけれ

晴るゝ世のうれし涙の我袖に 阿美代方

人こそしらねかほく間もなし

音信を聞くたびにきみのよき 甲府三人

我身世にふるながめせし間に

ことほりや水にゆかりの浮沈み 甲府水野

人をも身をもうらみざらまし

ありがたき花の御江戸のうわさする 海老藏

聲聞く時ぞ秋はかなしき

公のなさけの露に又ぬれて 辻君

戀にくちなん名こそおしけれ

何事も古にかへる恵みゆへ 岡場所

われても末にあはんとぞ思ふ

故郷の空にのべたき言の葉も 南藏院

人づてならでいふよしもがな

夢の世の花のさかりのいたづらに 成島

いづこも同じ秋の夕暮

たへし名を恵みにかざる故郷へ 矢部鶴松

紅葉のにしき神のまに

宵やみの晴れて月夜のめでたさに 堀田攝津侯

今一度の逢ふ事もがな

けふの雨あすの嵐をしのぐ身は 岩槻侯

いかに久しきものとかはしる

君がため心にあらぬはからひも 阿部侯

世をおもふ故に物おもふ身は

神の徳君のめぐみのみちにて 紀伊侯

猶あまりあるむかしなりけり

弘化二巳年九月、

○御會連歌

雲霧の晴れて静けき御代の春 諸民
 千代を祝ふて汲ことし酒 諸役
 只獨澁谷のはてに蟄居して 水越
 今宵の月のみる影もなし 堀大
 夢覺て燈火ほそき鶏の聲 鳥居
 消るばかりの我おもひなり 同悴

浮立や世間の噂喧し
 聞に付ても胸に答へる
 所替我身のうへと思ひしに
 今は餘所目に見ゆる氣の毒
 兼てよりかくありたしと思ひしに
 よふ／＼株にあり付し身は
 三とせぶり元の姿になりし身は
 どふで古巢へかへられもせず

往來 林大 長岡 庄内 株主 髪結 辻君 岡場所

○浮世混亂苦合

浮世庵評

天ノ二九三 受罰
 地 城附
 人ノ六九一 怨念

○惡點秀逸之部

ゆつたりと着た上下の御慶かな コレカラ元の世
 三田の水つらへ平氣な蛙かな マダ 勤る氣
 世の風の當つて散し櫻かな イヤハヤ人 罰
 浮雲を踏外したりほとゝぎす 同 運 盡
 閉る戸の五月に晴ぬ住居哉 同 蟄 居

○當世嘲

今度讃州丸龜の金毘羅へ、曲りくねりし鳥居を納
 めたるよし、夫は木か金かへ、イ、ヤ是まで町人
 をいじめた石だ、
 水鳥ははなれ／＼の籠に住
 此度は儒者もほめられず手拔山

○世は樂のつらね

東夷南蠻北狄西戎、天地乾坤の其間に、御存じられ
 たにくまれもの、佐竹の冠者が部屋子にて、股肱耳
 目と頼んだる、茂平次迄が籠の鳥、濱松風の音が止
 み、御首尾は飯田かわりいだか、みなしくじつた其
 跡で、御加増ぐるめ三千石、ほうに普留那の辨舌
 で、イ、ぬけべいと思つても、其手は桑名へぶち込
 だ、矢部の報ひか忽に、きたさの讃岐へ行ふとは、
 夢にも白壁練扉の、土蔵は封印明屋敷、小普請方
 で御拂ひ箱、しよつてた、れぬわるだくみが、當年
 つもつて亦是ち柿の、素袍に大太刀で首が飛ぶと
 思つたに、たが暫くと聲かけたか、ゆつくりとした
 御預ケとはなん、皆様安イ物ではござりませぬか、

洗ふたる薩摩上布や濁り水 ソレミロ事 起
 朝靨も四ツの太鼓にしほみけり メイハク名 代
 濱松も植所かへてけふの月 棚 倉
 實の入過し落栗や人の笑 ダレモ 噂 計
 深瀉に咲ためしなし歸り花 心地能
 積る欲みち失ふな夜の雪 アツパレ押 傾
 清らかな御役の芥のす、拂 セイヨ 伺 中

○螺貝之辨

本名ほら甲斐、一名鳥居甲斐、一腹甲斐ともいふ、
 遠江國より壹岐國へ渡る、とんだやつ甲斐、此節美
 作より長崎まで音響く、口小さく尻大きく、初めは
 能末は吹抜、三千石世界玉なしとなる、抑甲斐は水
 野通し様吹てのものなれば、世の中一統に響き高
 く立なり、尤内外縁原にて引時は、林につれて妙音
 を發す、然れども水の手に渡り、満座へ出てしらべ
 る時は、本音を吹出す、江戸町中盛り場は、右ほら
 貝にて大概吹き倒せり、

濱松なく、當所の答を、印旛の答と、わからぬ先
 に、すことん／＼、

飛鳥落した御目付から、のたくりつん出た町奉行、
 印旛沼まで乗出して、そこらでやめたら吉野紙、う
 すつべらだに見けなした、久須美おちいが向ふづ
 ら、口書に成田の不動尊、石河のこんがら、濱中の
 せいたかどふしたくされん、一所になくなる株
 家督、不出來な佐久間でぞくの繩、かけたがうか
 つな原のかは、よればさはればそれ見たか、敵を取
 られた疫病神、あくまげどふの根だやしで、天下太
 平町方も、丸くおさまる丸龜へ、おひこくられたや
 つかい若衆と、ホ、おさまつて申す、

○原田甲斐柳澤甲斐鳥居甲斐

この三甲斐はかみのやつかい
 しも／＼のながひ願が成就して

○伊勢音頭

遠州ナア濱松ひどいめに逢ふた、よその噂もやん
 れ二萬兩、大和コセイヨシヤナ、アリヤリヤこのな
 ん義じやへ、
 「伊勢はナア世をもつ、世は伊勢でもつ、よはり濱松

ヤレ城が落つ、サ、大和モエ、よひ氣味じや、アレハサコノなん義じやへ、

十二月五日、新吉原京町二丁目河津屋鐵五郎宅より出火、廓中残らず焼ける、

けふ待て逢ふた間もなく焼出され 誤入本由

もふ是からは女郎かはづや

きのふ迄のめやうたへや京は火事 栗 喜

これでは女郎うらす河津や

河津屋が又野にしたる吉原の

假屋すまひで春の對面

しまやをばしりから讀ばやましにて

其の譯だんのふうらた、かひ

○流行の童謡

「島屋の番頭〇〇〇番頭、小僧はなんぎ、早桶だんのう、丸焼だんヨウ、

本由按に、去天保十五辰年正月五日の事なるよし、小傳馬町一丁目、島屋吉兵衛といふ呉服屋の番頭、上州ものにて小僧の後門を男色致し、小僧氣絶致せしより、宿より六ッ筒敷掛合、金子にて事濟みたるが、番頭は暇を出さる、其番頭後に

天言筆記卷三終

吉原町川津屋へ住込しが、此度の火事にて丸焼になりしとて、謠ひ出だせしなり、尤此頃一の餠賣あり、長崎丸山名物もりく、だんよ、まるく、だんよ、其ことだんよと節をつけて呼び來たれり、これにならひたるものならん、

○ わる水の堀に住むよし甲斐鳥の

とられて今は丸龜にすむ

堀どのが曲輪のほかを追ひ出され

三味線堀に流されにけり

宿許の市兵衛町をさげられて

因果を三田にすむとおもへば

すさまじき濱松かせのふきやめば

天下泰平國土安穩

天言筆記卷四

弘化三年丙午年大小、大は春駒、小は眼なり、



繪のわけ大よ、四ま八のばん十、極月だんよ、二さいの寶さい、そのことだんよ、

丙午子を生む事をきらふゆへ

島屋の伴頭流行をする

正月十五日、小石川丸山阿部伊勢守上ヶ地、御代官手附中村惣助、一橋御勘定坂本林平方より出火し、火光三口にわかる、一口は靈岸島中の橋まで、一口は鐵砲洲本湊町まで、一口は京橋竹河岸まで焼けたり、凡壹里十町餘、町數凡五百三十餘箇町、

小石川尋ね來てみよ火もとなる

阿部のあげ地のうらのくすの家

川向ふなど、油斷は駿河臺

横すじかひにとんだ大火事

坂本が火元となつて江戸の火事

佃島屋も丸やけたんよ

舟ならで飛火の火事の佃じま

ふけよ風とはたれうたひけん

○流行島屋番頭大名五頭考

堀田 土岐 丹羽 井伊 安部

○火の要領やんれぶし

こんどサー、おそろし大火の咄し、聞も語るもあはれな事よ、頃は弘化の三年なるが、丙午正月半ば、十五十六其兩日は、年に兩度の齋日なれば、女子供や奉公人は、宿へ歸りて遊ばんものと、思ふ折から丸山邊に、出火致せし其日のさはぎ、折もおりかよ大風あらし、けむりのぼりて空色みへず、焼る音さへ天地にひゃき、火のこばらく本郷邊に、爰やかしこに飛火が致し、焼る火の道家數も知れず、湯島神田は風下なれば、我もくと荷物を出し、風を見合せ皆逃走る、御茶の水さへ呑とならず、神田川をば早打越て、駿河臺へと飛火が致し、大名様方旗本様の、御類焼にて立退なさる、最早其日も早暮

ければ、空に萬燈てらせしごとく、西も東も神田の町は、たいら一めんみなあとを、ふりむき我家をみれば、焼てかじ町で今川橋は、はいとなりぬる其かなしさよ、色をこく町本町焼て、駿河町にて越後屋やける、爰にはやりの島屋といふて、萬吳服屋系もの渡世、此や番頭に團兵衛さんは、火事の騒ぎに仰天なさる、小僧長松と中よしなれば、これさ長松あはてるまいぞ、焼て来るにはまだひまもある、家や土藏は仕方もないが、此や島屋の重代ものに、五升だきなる大釜ござる、これを焼ては主人にすまぬ、其やおかまは小僧にしよはせ、せなかないたけりや小僧がなんぎ、そこで島やの釜出し番とふ、夫はさて置夜更けのくれば、風はますくふきや町なれば、親父橋さへあきれた火事よ、最早江戸橋もふあらめばし、日本橋さへ焼落まする、月の八日は茅場町なれば、薬師さまにて海賊橋も、しん場松屋に彈正橋よ、今のはやりのお稻荷橋も、焼る火の手の高橋なれば、夫を爰にてよくみなと橋、音のひやくはあの鐵砲洲、佃島へと飛火を致し、晝夜よるひる十一時よ、爰に京橋九ツ時に、竹町河岸にて焼しづ

まりて、そこで諸人はあんどをなさる、ヤンレ、花のサアお江戸の其町火消、四十八組皆出を懸て、命がけなる火掛りなれば、いせい一番火先にかゝり、よくも火を消す二番の綱、まだも働く三番組よ、五番六番八九十の、綱揃て火掛なさる、名にもはまれにあのけし札よ、火事は鎮り焼場の咄し、そのや騒ぎを委敷聞けば、爰やかしこで焼出されし、屋敷家財も焼失致し、住所居所にさまよひなさる、難儀する人数ある中に、女子供や年寄達と、寒き焼場で野宿を致し、戸板障子で雨露しのぐ、咄し聞のもしたわしものよ、夫はまだくおろかでござる、神田邊にてせうしの人は、風のあがりに飛火を致し、前もうしろも皆火になりて、命からくやうくのことと、火なかけむりのまく其の中を、逃て助る人としてあれば、けむにまかれて命を捨る、さてもあはれな咄しでござる、是をよくく考へみれば、欲に迷ふて命を捨る、火事と聞なら衣類を着こみ、風を見合せ荷をはこばんせ、欲に迷ふてけがするなれば、人に笑はれ我身の害ぞ、是をよくく慎み給へ、今度大火を尋てみれば、火元本郷丸山より、佃

島まで其道のりが、調度一里と十八町よ、大名屋敷が三十五箇所、夫に續て旗本さまが、九十八軒類焼でござる、町は三百八十餘町、このや大火に焼出されし、こんさう難儀をする人々に、御上様より御救ひ小屋よ、神田佐久間町其外二箇所、四日市には松屋町川岸よ、おにやいりなる其人々に、日々に御手當其ありがたさ、其や上には又御手當よ、米が三升錢貳百文、是を人数一人別に、救ひ下さる御仁惠なるぞ、是も太平のありがたさ、やんれ引、

二月、

東 贅澤高名花競

行 司 吉原淨瑠璃連 藏前河東連 妾宅一中節

仲之町茶屋中

堀之船宿

- 赤岩 駕籠
- 江戸助 駕籠
- 高輪 茶屋中
- 新宿 茶屋中
- 初音屋 駕籠
- 深川 駕籠
- 山谷江戸一 八百善獻立
- 筋違蒲燒 深川屋切手
- 高慢 松花堂
- 吉原 稻毛屋大臺

- 橋場古今まれ 川口萩江唄 見舞
- 浅草大音寺ま 田川屋風呂 七湯
- 向島武藏屋 權三麥茶碗 向島
- 真崎たき物 甲子樓茶席 隱宅
- 外神田圖藤齋 竹田國太夫節 神奈川
- 日本橋通二 丸利袋物 二日酔
- 小梅料理 小倉庵汁粉 妙儀
- 照降町たくやい 伊勢屋替り綺 他所行
- 芳町料理 櫻井樓 淺草
- 安宅すし 松の五もく 納涼
- 四日市かみ 竹屋たばこ入 樂人
- 今戸料理 玉屋蜆汁 せいたく
- 横山町二丁目 尾張屋さしみ 腹直し
- 植半梅若 木母寺芋 泊り掛
- 向島長命寺 さくら餅 發句
- 深川仲町 東屋鼈甲 大あぐら
- 橋町ほれ抜 梁川とせう あだもの
- 品川半七 菊井てすり 鯛うしを
- 富本吉原 林藏白重 いきがり
- 岡本同 八百太夫葉唄 猿若町
- かんろ梅
- 箱根暑凌
- 水神螢狩
- 世のがれ
- 濱坐敷逗留
- 紫金錠
- 初卯の御札
- 四ツ手駕籠
- 御殿女中
- 手拭一筋染
- 屋根船の碁
- 講釋の定客
- 豊島の
- 持越の
- 玉川の鮎漁
- 梅やしきの
- 紙
- 夜
- 銀の箸
- 五分漬
- 目玉の吸物
- 葉櫻見物
- のれんの
- 風呂敷

方

かこいもの おぶさつて 行ちん
 女湯 留定桶紋
 旦那 速てあるく 角力びいき
 おなじみ みすやではちき ぐきぬかつき

深川土橋 平清料理 浅草廣小路 菊千程よし
 魚がし日本橋 野田平大板 天狗 つれく草
 住吉町古今美聲 杉坂上方唄 吉原 花屋敷
 にい宿料理風呂 藤屋泊り掛 土用見舞 徒屋敷
 向島あらい鯉 大七の鯉 東屋 金澤の魚
 橋場料理 柳屋座敷 郭公 根岸いけ
 木挽町田原庵 榮吉其八節 別莊 手つれ湯
 浅草黒舟町 村田喜世留 江ノ島 富士見の梅
 山谷鯉儀 重箱の鯉 醉ざまし 袖の梅
 材木町名代 六門屋下駄 劍難除 九重御守
 向島葛西太郎 平岩料理 ねいはん 島田珠敷
 久保町料理 清水樓 欄間 すすし
 兩國本所 與兵衛すし 焼鳥 鐵焼の鴨
 本町たばこ 宇治原若竹 天狗 矢場の鴨
 吉原仲の町 竹村庵せんべい せいたく めりやす

三月、
 ○役者評判記魚盡見立
 魚の頭、こまかい事は腹にある、少々
 重いが甘みたつふり、下戸にも上戸
 にも向く鯛の南蠻煮、 中村歌右衛門
 押出しがいかにも立派で、うまみの
 ある甘鯛の照焼、しかし上戸はあま
 りすきません、 澤村宗十郎

芳町料理 萬久幕の内 おごり 何ぞ
 浅草御藏前 松屋上菓子 泊掛 利根川網
 吉原見舞物 揚屋町胡麻揚 向島 くいなき、
 深川三軒 仲町貸傘 冬籠 こたつ酒なれ
 茅場町元祖 シヤモ鍋 伊勢吉 きしろの酒
 品川通り者 長門屋 通りもの うなき
 橋場料理番 卯之助庖丁 いきがり 花層の
 新宿かみそり 仙調曲引 茶屋 めうと
 子供替り 子供替り 湯の中の 節に
 むだ 芝瓶さん 様付にする 火管でやく
 食なまし 火管でやく かまぼこ

一寸見ると直安のやふで、さのみに
 思はぬが、喰てみるとしんからだし
 の出てうまひ事ゑび、 坂東彦三郎
 御座敷にもよるけれど、先うまひ事
 ふしぎなきわだの差身、しかし油身
 は抜て作て貰たい、 尾上多見藏
 奇麗一式、こまかに作り上たひらめ
 の差身、随分手さゝと見へますが、も
 うすこしあらく作りてぬたにして見
 たい、 市村羽左衛門
 押出しが立派、うまみの落付いたさ
 わらの照焼、しかしやばな御意さ、
 尾上 梅幸
 いきな事ならいつでもはづさぬきす
 の鹽焼、少々落付てうまみがほしい、
 坂東しうか
 一寸甘ひめじのさしみ、料理人がよ
 く世話をやいて作るから、折々は
 皿一盃に見へて立派な事がある、
 關 三十郎

御家とは言ながら、當時ひれが付て
 立派に遣はれる鯉、しかししんみり
 としたる御座敷にはむかない、市川團十郎
 上品で一口は甘ひやふであるが、餘
 り身所が少ないほうの鹽やき、 市川 九藏
 飯にも酒にも用ひられて、至極うま
 いむしがれい、併なんだか少し喰い
 たらねへやふだ、 尾上菊次郎
 お名前も立派格好もよし、しつかり
 とした事もありて、本物にもまがふ
 黒鯛、しかしさばけた御意ではない、
 嵐 吉三郎
 唯さつぱりとしていやみといつては
 毛程もない洗すき、しかしいつては
 もたんとつかはれた事がない、松本幸四郎
 一寸取合に出た計だか、上品で奇麗
 甘味のあるさよりのきみすし、岩井糸三郎
 上品で押出しはよし、都て大まかに
 いゝけれど、まだ少し醬油のきかな

三枅 梅舎
 い平だねのきり身、
 白くつてもうまみのある鳥賊の甘煮、
 しかしもふ少し味淋を入れてもらいた
 い、
 藤川 友吉
 時節によると煮上げて見ると、うまい
 事がない羨なひむつ、
 嵐 猪三郎
 景氣は餘りよくないが、油がのつて
 甘ひぶり、
 中村芝十郎
 少し下作にも見へるやうだが、軽く
 つていやみのないたら、
 大谷友右衛門
 一寸見はそれほどにおもはないが、
 上品で遣ひ道のよいあいなめ、小佐川常世
 随分おし出しはよいが、骨過て身の
 少ないかながしら、
 岩井松之助
 一寸さばけた事にも遣はれそうなせ
 いご、あつてもなくつてもあまり目
 にも立ぬ物さ、
 市川男女藏
 魚におゐては申分なく、落付て腹へ
 たまる鯉のこく汁、しかしたんと出
 るとこまる、
 岩井 杜若

江戸氣を見せる伊達な御意、時節は
 づれると少し甘味のかはつた鯉のさ
 しみ、
 尾上菊五郎
 魚の王だが當時遠い海に住さうだ、
 近い内に江戸でしやちほこ、市川海老藏
 右に記せしは、其人々の修行氣質格好、又は時代
 流行の次第によりて評したれば、魚の不同はあ
 るべけれど、假筆の一興見る人ゆるしたまへか
 し、
 追加
 魚類の半道、手も足もたんとありて、
 愛敬もたつぶり人を笑はせる酢蛸、
 又かたきも蛸の持前さ、
 關 歌助
 一寸口當りの随分うまへ、此節しけ
 だけには飯のさいにも用ひられて居
 るあなごの蒲焼、是も江戸前さ、
 市川 新平
 油もあつて随分うまい鹽引の鮭、と
 ても上品の御意ではない、
 尾上菊四郎
 出世仕やふと骨を折て居れど、餘り

市川清十郎
 人の好ぬいな、
 なりは小作りだが、器量も相應油も
 あつてうまい事があるあじの鹽焼、
 中通よく働く御肴、しかし小屋のか
 るい魚さ、
 中村 鷺助
 何處へ行ても番頭役、こわく隠し
 喰したがるふぐ汁、しかしさばけて
 うまいものさ、
 中山現十郎
 顔かたちはこはいやふだが、喰て見
 ると随分甘い事もあるこち、中村 鶴藏
 いきな場へ遣ても相應におしまはず
 なまこ、しかし誰にもむくといふ所
 ではない、しかとつらまへ所のない
 御肴さ、
 嵐 小六
 年若ながら美麗で上品で、りきみの
 ある御座付、吸物の笹に鯛功をつみ、
 年を経て立派な鮮鯛になるのが見た
 い、
 中村 福助
 二月の頃より孝行糖といへる菓子賣來るなり、藍鼠
 色に霜降り竹の子の付たる半天を着て、うこんの

三尺帯を賣あるく、其のせりふ、
 「むかし〜其昔、廿四孝の其の中の、孟宗といふ人
 は、親にながいきさするとて、こしらへ始めし孝行
 糖引、トコトコ〜、」孝行糖の生來イは、麥の
 粉の寒ざらし、甘イのは大白で、にをひは丁子イ、
 につけいくるみにかやアのみ、たべてみなおいし
 かる、御子様方の腹薬、トコト〜、
 又去る巳年十月頃より、稻荷鮮流行せり、本家は平永
 町にて筋違の内へ出る、其後所々へ出る、此すしは豆
 腐の油揚に、飯からいろ〜のものを入れて、一ツ八文
 なり、甚下直にてわさびせうゆにて喰するなり、暮
 時より夜をかけ、往來のしげき辻々に出て商ふなり、
 當午の春になりても益大繁昌なれば、當時流行唄に
 も、
 「坊主だまして還俗させて、稻荷すしでも賣せたや、
 ごぞんじのいつでも爰にいなすし
 ます〜賣れる丙午とし
 五月、
 ○當時流行もの
 深川假宅、はじけ豆、烏やだんよ、稻荷すし、都々一

坊扇歌、八文じや安いもんだ、川色ゆかた、

○流行におくれたもの盡し

黒縮緬頭巾、まかしよ、無袖羽織、あごでしめるふんどし、しんちうかんなべ、三ツ足の燭臺、箱でおした餅、こなのついたいまさか、幼遊びのあやつり、小娘の茶せん髪、にやけた色男、黄表紙の敵討、銀ぎせるのやに下り、わい／＼天王、茶表紙のしやれ本、五分月代のいさみ、五寸たるみ股引、たばこ入の銀がなも、づんと遣ひ習ひと扇を顔へあてる聲色、ひたひを抜た通人、麥のすげ笠、巾廣の前だれ、日傘の紺張、いたこぶし、しかみ火鉢、盃の酒盛、帯へはさむ羽織、

五月北亞米利加の軍艦二艘、相州浦賀に來る、閏五月、五月九日出帆船將ヒンチン、

○此節の落咄し

浦賀沖にて諸侯の大軍をもつて、異國人千人を生捕に致し、牢舎致させし處、毎日々々右千人の焚出しにて、勝手掛りの者共大きにこまりはて、右之趣御奉行へ申上ければ、成程毎日々々大勢の焚出しにて、さぞ難義なるべし、明日よりは飯米焚出

しを止に致し、此節安き胡瓜をくわすべしといふ故、きうりを澤山に牢内へ持込ければ、唐人大に腹を立て、此様なものが喰れるものかといへば、役人なに喰へねへものか、手前達はイギリスデはないか、

○今度出水假宅言葉

夫でも時々顔をみせなんす

もふねなんすか

首たけがます

そこをきつくおしなんし

きれておくんなんすな

いつそ色がわるふがます

其くせふりできなます

早くあがりなんし

もふ内はかぶりなんしたとさ

どこもなんともありんせん

○假宅

傾城も火にはおそれて逃げれど

天道さま

中洲目當の杭

小塚原の石地藏

助船の鱧

權現堂堤

千住の茄子

出水

此節の雨

小松川

稲の出來

流れの身とて水はおそれず

○御救舟

水知らぬ人をめぐみの救ひ舟

着し御恩は大根河岸なり

○水見舞

來てみれば屋根さへ見への有様よ

これぞまことのみぞ見舞なり

○丙午水

土手々々を切て退けたす誰あらふ

坂東太郎川の水とき

○水死人

土左衛門喰ふた魚が出世して

人魚とやらになりもせふ哉

○小塚原地藏

所をば撰んで住よほとけさへ

獄門なぞと人にいわるゝ

ひのへ午押來る水のあめりかや

今日もふらんすあすもふらんす

七月、

○新板伊豫節葉うた

兩國橋夜見世八景

「これは兩國盛り場の名寄、咄講釋淨りや、萬作踊に子供芝居や、操り人形輕業師や、子供新内たまぞろひ、楊弓茶見世に花火舟、ついでかけ芝居、さつても賑ふ夕すゞみ、江戸の花、

「これは御最負嘶家名寄、あまた嘶のある中に、「いきな圓生可樂可上は、割看板でわかれても、玉助扇太郎中のよし、ありやりやん柳枝のかけこへで、「金馬の纏ひふり込、さつても揃た大よせは、江戸の花、

「これは御最負講釋師の名寄、あまた上手のあるその中に、「新馬一口馬琴貞山、何れも端物の名人じや、記録南鶴鶯南玉、「曾我物語や赤穂記は、「凌潮凌雨凌舎に、いつでもはづさぬ燕凌が大當り、

「夏の賣ものいろ／＼あれど、日よけ敷がみ竹障子、萌黄のかや／＼、ござやもんせんござ、引出しがたがた定齋賣、本家烏丸枇杷葉湯、目だか金魚やところてん、「すゞしき聲を張上げて、さつてもいさまし氷水、賣らしやんせ、

「花の御江戸の湯屋の名寄、はうた二上三下り、「常

盤津富本清元新内、一中節に河東ぶし、都々一とつちりこなや節、きやりそうばん大さはぎ、「藝のないは木魚の聲色はめたゞき、うめしやんせ、」
 「これは御江戸の女の名寄、中はしづかで板の間は、」
 「さても賑やか、よると世上のうはさ咄をしやべるやら、せな流してあげませふと、夫から互に流し合、「小桶を尋るに赤子を故郷のふたにして、たづねます、」

「京で辻君大坂でそうか、江戸で夜鷹と夕化粧、「いきは本所あだは兩國、うかり〜とひやかせば、爰に名高き御藏前、ひと足渡しに乗おくれ、「夜たかの舟ときがつかず、あぶなさこわさきみわるく、さおいれ、」
 「花のお江戸の七本ざくら、ぬしの心を組太夫、「おもひ染太夫はた着仕立て、早くおまへに喜勢太夫、日数かぞへていわた帯、ほどなくやうみそだてあげ、「名尾太夫とつけて、芝居を豊前太夫とあらためて、つとめ升す、」
 「ふつと御ゑんで清元はじめ、それから心も染太夫、「わたし計か喜美太夫さんを、ひ々にこゝろが政太

夫、ぬしは妻太夫にしづ太夫、榮喜太夫でひしやんすが、「いつもの志喜太夫で、深い延壽とあきらめて、そはしやんせ、」

「廿八文がらくた見世よ、白にひよつとこいぬはりこ、「太鼓三味線千兩箱から、まな板がら〜せふの笛、ぶらり〜と虎の首、ふりだるまにみ〜づく般若面、「大八牛の車にぐる〜まはるが風車、かわしやんせ、」
 「今の浮世にならないものは、塗家博奕高利かし、隠賣女に女髪結、岡場所い〜べ〜なりません、まだもならぬが女浄瑠璃、かげまに商買かこひもの、「わたし女房さんをして、七十五日のその間、なりません、」
 「舟もかす〜ある其中に、麒麟鳳凰や天下丸、「茶船川一寶船とや、玉屋に鍵屋の花火舟、高瀬家根船しるこぼし、たぬきの乗のはつちの舟、「うさぎのかたきうち舟、おさんのこぐのもふねのうち、こがしやんせ、」
 去年十二月五日、新吉原江戸町二丁目川津屋鐵五郎より出火し、廊中残らず類焼、同月廿二日より二百五

十日の間、所々へ假宅御免なり、同三年春何人か左の詠歌を作る、

○假宅色里十八箇所順禮御詠歌

- 第一番、五町山類焼寺本尊相談は曾我社日本橋より小田原道法十八町、吉原をまた野にしたる川津屋が
 春ばかりたくはつの對面
- 第二番、假宅山仲町寺、本尊手が有田不動明王、
 シヤレを祐天僧正作、御開帳金貳朱より金三步なり、
- 引すぎに来る客あるにかへる客
 ある仲町の今のにぎはひ
- 第三番、同所松葉院、本尊客より先へ寢釋迦如來、蠟燭代百文、
 さあきなと寢て帯をと肌と〇〇
- 〇〇〇ひとへを〇〇にさせけり
- 第四番、高橋山常磐寺、本尊千手觀音菩薩、大橋代地作、御開帳金貳朱、同十、五町、
 常磐なるまつほどつらやまはしの夜
- あさまでこねばとんだ高橋
- 第五番、油山海寺、本尊年明前不動、御開帳金貳

こゝは海戀は思案のほかけ舟
 行ゑもしれぬいろの深川

- 第六番、綱打山世繼寺、本尊仕切出居尻の如來、
 蠟燭代百文、同十、五町、
 春の野の雲雀に似たる年間女郎
 雲井はるかにもちあげて啼く
- 第七番、山宿山花川戸寺、本尊うつくしま辨財天、中三上人作、御開帳金貳朱より金三步まで、同、一里、五町、
 三吉野にまさる櫻のよし原も
 今のありさまかはすなく〜
- 第八番、同所田町寺、本尊年明待乳山聖天、蠟燭代百文、同、一里、五町、
 ぶら〜とぶら挑燈をふきけして
 ともしにはいるふところの百
- 第九番、山谷山新鳥越寺、廻しをとり大明神、御開帳金貳朱、同、一里、七町、
 引過にもし〜と呼子鳥
 よる晝となく客をとりこへ

第十番、一ツ目山辨天寺、本尊於多福辨天、御開帳金貳朱、同十五

辨天をひとりでしめる大黒屋

ほていられぬとおかでやきもち

第十一番、仲町山世繼寺、本尊客を取箇岡穴八幡、ろうそく代百文、同十六

深川の鳩八幡をあてとなし

ねろふてはなすまめの鐵砲

第十二番、本所山鐘下寺、本尊客様の彌陀如來、御開帳金貳朱、同里

六尺といへど五尺の真中に

ふくろび穴のべ、は損料

第十三番、長岡山稻荷社、本尊女房約東日比谷稻荷大明神、蠟燭代百文、同二里

來る客を化すとしまの狐女郎

いなり長屋へこゝんこんこ

第十四番、是よりは假宅の外場所なり、同所吉田社、御神體瘡有稻荷大明神、横根別當行實作、御さいせん廿四文、同五里

ともかせぎ女房は内で茶碗酒

第十五番、南國山品川寺、本尊身請觀音、御開帳金貳朱十文、同二里

袖引ていつきなんすときつかれ

うれしな川の朝がへりかな

第十六番、四谷山新宿寺、本尊吸付蝸藥師如來、御開帳金貳朱、追分五百文、同二里

あやめ咲まぐその中でしほらしい

花の色達ならぶかげ見世

第十七番、板橋山中仙堂、本尊飯盛杓子如來、御初穂五百文、同二里

板橋でいたいめにあふしあんぼう

へそくりがねを出しがねにして

第十八番、千住山小塚原寺、本尊千手觀音、御開帳金五百文、同二里

みな人の引手も多きめしもりは

小塚の原か千手くわんおん

若ざかりいろのさとく順禮の

どら打ちおさむみの、たにぐみ

九月根津、谷中、千駄木、染井、駒込、巢鴨邊に造菊出

來て、當年は分てよく造れり、貴賤群集して評判高し、

年毎につくりし菊のかげとひて

なくも、とせの花をこそみん

天津そら照日みじかに引かへて

みればよわいのをのぶとこそきく

十一月、此節専流行にて、おたふく金太郎其の外の面形、

餠の中より出る、大坂下り細工餠賣大勢出るなり、

脊中におかめの面付し花色木綿の半天を着し、

「餠の中からおたさんが、にこ〜と笑てとんで出るよ、とんで出る〜、とんで出るよ」と言て賣歩行くなり、

「餠の中からは上の如くいひて賣り來りたれど、後には

「餠の中からおたさんが、にこ〜と笑てとんで出たよ、おたさんがいやなら金太さんにしよう、金太がいやなら法界坊にしよう」といひたり、

にこ〜と笑てとんで出られない

あめの降のにはり〜とやけ

十一月廿二日夜雨中に、下谷三味線堀の堀兵庫頭屋敷焼失せり、

寒ざらい三味線堀をひきたて、

宵は待から騒ぎ出しけり

十二月十六日、水野金五郎任官して大監物と稱す、越前守の子なり、

○落し咄し

此度水野金五郎御任官に付、家老水野泡太郎御前へ出申けるは、此度御任官御内意に付、御官名如何

被_レ成_二御願_一候哉と伺ひければ、殿申けるは、成程

おれも色々考へたが、父の御恩を忘れぬやうに、

大監物と改めませふ、家老夫は如何の思召で御座

ります、一殿父越前守出頭の時は、國々の大小名が

金銀財寶は申に不_レ及、珍敷珍物を山の如くに權門

に致したから、夫で大けん物と附るのも、今領地減

少致されても、何一つ不自由のないといふは、父忠

邦澤山に取込れた故、其恩を忘れぬ爲さ、まだ一つ

ある、其方も知ての通り、父御役御免之節屋敷を

こはされた時は、大勢群集致して、往來も留るほど

の大けん物だ、家老成程夫は結構な思召では御座

りますと、父君忠邦侯の思召とは相違致ませふ、

父君は君の御代までも金銀を澤山に取込様にと

て、金五郎と御附なされましたから、父君の御名を

繼で越前守と成、又々御老中を勤る様に被_レ遊ま

まし、「殿いや越前守と成てまたかぶろふより、其様なこはい御役は大けんもつた、世の人がおぞけふるつた越前の

御息子さんも大の盛物

同四年正月、元日より大道にて、玩具の金貳朱に恵比壽大黒を添へ、三十二文に賣り出し、評判になり大に賣れたれば、後には七福神の形を彫て、七ツ廿八文一ツ四文に賣りたり、然るに夜中これを紙に包み、賣物にせしものあり、又銚屋にてこれと紛はしきものを製するあり、よりに至り差留となる、始めは大坂今宮恵比壽金と云て賣出せし也、同十一月、隠居三人登城、太田道醇、松平樗翁、中島睡翁なり、御前にて俳諧などの御咄し有之候處、道醇の御答に、私義は幼年の悴に家督を讓申候間、家中萬端私差圖に御座候間、隠居とは申ながら、左様なる風流の樂み致し居候隙無之、俳諧の義御尋に預り、迷惑仕候との御答のよし、

あべ(阿部)の中か間におた(太田)さんが
にこ〜わらつてとんで出た

二月廿四日、

申渡

文治郎
源右衛門

外三人

其方共儀、先月廿七日夜、元數寄屋町二丁目より出火之節、類焼致し候もの共へ金子其外差出候段、奇特之義に付一同譽置、未二月廿四日、
右之通北奉行所鶴島内匠頭御役宅にて被
仰渡候間、町中自身番屋へ張出し置申候、

○川柳

きのどくとときどく野となりならぬなり
二月中旬より、賣おこし車輪糖賣り来る、初日は大勢揃て来りし故立派なりき、賣人の形は半天股引、半天の脊に源氏車朱にて付、惣地茶色寶蓋しの中形、傘一ばいに車を付、身振致しながら賣あるく、其せりふに、
「夢の浮世に夢みてくらす、天道様は毎日東から西へ廻る、兎角しんぼがかんじんだ、くる〜廻りのよいのは車輪とふ、賣おこしが来たわいな、
同時雷おこし賣出せり、賣人は半天脚半、脊に黒雲に稻妻、傘同断、大鼓の形の箱に菓子を入れ荷ひ來れり、其せりふに、

「三國一の觀世音、日本一の大開帳、淺草名物かみなりおこし、雷よけにおかひなさい、
但三月十八日より、淺草觀音開帳申へ、此のせりふあるなり

車輪とふくる〜廻てあるいても

錢がまはらでかふ人もなし
雷がごろ〜さはぎあるいても

へそくりせにのとらるゝもなし
本由云く、車輪とふおのがせりふにも、しんぼが大事といへど、毎日々々くる〜廻ても、賣れな
いにはしんぼも出來ず、雷おこしもごろ〜となり歩行ても、日本一の大開帳の、六十日のしんぼも出來ずして止む、笑ふべし、
同廿日夕、淺草鳥越三筋町にて、飯島可山といふ人野々山式部の首を切りたるが、當時大評判なりし、
飯島は後に遠島になる

侍のきられし處はいづくぞと
是飛首の三すじまちなり
いにしへの飛だ咄しも今爰に
ころりと落し飛首の町
勘忍の糸のされたる三筋町

ひくにひかれぬものゝふの道

首ばかり飛んだおかしは車輪とふ

夢の浮世にゆめみすじ町

飛んだ首雷おこし車輪とふ

今のはやりで三ツころ〜

死體檢使は、小十人頭小笠原縫殿助罷越、野々山の首を縫はせ檢使致せし由、

殺されし人のかしらを縫殿助

この春の野山の花のさくひきり

おどろかさんといゝしまれ人

○流行拳

酒はけんのお隠居さん、首は一とひよこみひよこひよこ、血はぬら〜けんしでまいりましよ、雨はざら〜さんざらだ、小僧はばん頭にしかられた、所は淺草三すじ町、御番へさあきなせ、
同正月十五日より、

飾駒曾我道中雙六
第壹番目五立目

河原崎座

淨るりの場にて相助申候

鵜鶴石

○船頭 松本 錦升
△萬歳 市川 九藏
□才藏 中村 秋右衛門

○「タイ手めへはたいこ持に成つもりではないか、
 △「ヲ、そうよ、たいこ持になるならば藝がいるぞ
 へ、なんぞ藝があるか、□「ハイわしも藝をおぼへ
 ておいた、△「その藝はなんだへ、□「其藝は先ちよ
 つばじまりがけんさ、△「べらぼうめ、けんてたい
 こ持になれるものか、□「あほういわんすな、け
 んと言てもひとほりなけんではないわいな、お
 まへがたは井の内のかへる、大海を知らんからだ
 わいな、△「そんなら其けんをこゝろみにやつてき
 かせい、□「そんならこゝでやるさかい、よふみや
 しやんせ、さらばけんのはじまり、

瑞澤 笑門俄七福

たいこ持 松本 錦升
 同 三好市川 九藏
 黒介 中村 歌右衛門

常磐津佐喜大夫
 常磐津文字太夫
 常磐津三輪太夫
 常磐津三〇太夫

三 絃 岸澤文左衛門
 上てうし 岸澤文三介
 同 岸澤三三介
 三味線 同 岸澤小文字
 岸澤式 佐

二上リ「酒はけん酒色品は、かいるひとひよこみひ
 よこく、へびぬらく、なめくでまいりましょよ、
 合「ソレじやんじやかくくじやんけんなばさ

まに和藤内がしかられた、とらがはうくくとつ
 てるん、狐でさあきなせ。

とてつる拳獨稽古

「酒はけん酒いろ品は、かいろ「ひよこくみひよ
 こく「なめくでまいりやしょ「ばさまに「和藤内
 が「しかられた「とらが「はうくく「とてつるてん
 「狐でサアきなせ。

三月六日夜、四谷内藤新宿浄土宗大宗寺、閻魔大王の
 目の玉を抜取たる盗賊あり、忽召捕られしが、桶町二
 丁目の勝五郎といふ者にて、狂氣の上酒に酔ひなし
 たる事とて、親分倉を呼出し引渡したり、此の事大
 評判となり、一枚繪を出だし大に賣れたり、繪中の
 文に、

四ッ谷新宿大宗寺閻魔大王は運慶作なり、御丈壹
 丈六尺、目の玉は八寸の水晶也、これを盗み取ん
 と、當二月六日夜盗賊忍び入、目玉を繰抜んとせし
 に、忽ち御目より光明をはなしける故に盗人氣絶
 なし、片目を繰抜持候ま、倒れ伏したり、此者は親
 の目を抜主人の目をぬき、剝地獄の大王の目をぬ
 かんとなせしに、目前の御爵を蒙りしなり、世の人

これにこりて、主親の目を盗むことを謹み給へと、
 教の端にもなれかしとひろむるにこそ、

又閻魔と盗人と坊主三人拳の繪出づ、

さても閻魔の目を取に、這入る人こそひよこく
 と、夜るそろく目抜に参りましょ、しやんくか
 んく念佛堂、坊さまにどろ坊がしかられた、玉は
 かへしましよ、おいてきなせへ、
 人の目を抜て閻魔の目をぬいて

腰がぬけたできもときがぬけ

めを一ツ二ツまなこでぬすみとり

三ツけられたる四ッ谷新宿

五く悪で六で七し身の八じしらす

九らき身となり十分のつみ

同月廿四日、信濃國善光寺大地震、

なが歌

栗崎 常喜

みすゝかる、しなのく、きこへたる、よしみ
 つでらの、そのはじめ、やまとみふみを、あんする
 に、みそよのきみの、おふみよに、くだらのく、にの、
 せうめいと、いへるこきしが、たてまつる、あかかね
 をもて、つくりたる、しやかといへるが、かたちな

り、そがのおみにぞ、たまはれば、そのいへよしも、
 てらとして、ひこはらでらと、なづけつ、あさな
 ゆふなに、いやまいし、このかみぐにが、ほとけて
 ふ、みちのわたりし、はじめなる、あしきやまいの、
 たみぐさを、なやましければ、はかせめし、みうら
 をとりて、とひませば、ほとけのみちを、うやまひ
 し、かみのいかりの、あるゆへに、もりやむらじに、
 みことのり、そがいつくりし、てらをしも、やきは
 らはして、あかかねの、しやかやみかたは、やまと
 なる、あすかのかはの、なにはべの、そのみくす
 と、すてたりき、きみこのつぎ、みよをへき、よし
 みつといふ、ものふに、くすしきつげの、ありま
 して、なにはほりへの、みそこより、とりあげみれ
 ば、ゑんぶてふ、こがねをもつて、いたりける、み
 だのみかたを、えたりける、もりやむらじが、すて
 たるは、しやかかたたちで、ありけるを、みだのい
 では、いぶかしき、とまれかくまれ、よしみつは、
 わがふるさとに、もてかへり、あがまへまつり、つ
 かへつ、いくよかさねて、よびとらは、こゝにひ
 とたび、まいりきて、みだのおしての、しるしをば、

こうべにうけし、そのひとらにしのくもいの、むらさきの、はすのうてな、むかいとり、ながくたのしみ、きはめんと、ふかきちかひの、ましければ、ひつきにとしに、まいでくる、ひと、はたへす、むかしより、ひとちあまりや、も、やそよ、としをへてきて、このとしは、こうかよとせの、はるのすへ、みとをひらきて、おがますと、き、つたへたる、よものくに、おとこおみな、おひたるも、わかきもそでを、ひきつれて、きそのみさかや、うすいちの、たむけをこへて、かりのゆく、きたなるくにへ、ころざし、おふくのひとら、むれつどふ、やよいのすへの、よつのひの、ふすひのこくの、はじめころ、いかなるまがの、まがつひの、あもりまし、か、おふつちを、ふるいうごかし、やまおかは、と、いろきくづれ、かはあふれ、いへはやおふれて、こぼちけり、まなさおとこの、あらひて、うせにしひとら、かすしらす、かゝることしも、めのまへに、あるをもしろで、みほとけは、そのみはかりて、むぎばたへ、にげさりまして、ゐたもふは、あな、さけなの、みだのちかひぞ、

るんぶてふこがねばとけもつちふるふ
かみのみいりはせむすべもなし
此長うた反歌、ひなびたる詞さまもたま〜まじりて、はたわい等の假名など、さらにわかつてるを見れば、正しく其道を得られし人としもみえねど、さるほどにてもかくまでの長うた、古へぶりにつらねられたる、志のほどつとめたりといふべし、いさ、か詞などあらためたらんは、こよなき上手の人のものしたるに、おさ〜おとるまじ、そがうへ佛をばちぶきたるこゝろざま、今新たに治りし御代にあひたるも、そのかみ大和ごゝろありし人と思はれ侍りて、其人のゆかしきに、老のくり言まさなふもしるしつけぬ、明治てふ四とせの夏、兼守、反歌なる下句かみのみいりは、神のみいづなるを寫しあやまりしと見ゆ、
○善光寺地震の落嘶し
當春は諸商買共に殊之外ひまに付、取つゝ兼候に付、地震共大勢集りて相談におよび候處、壹人の地震が申けるは、「今度善光寺の開帳は、諸國より

參詣多く、大當りにて大金もふけ致し候間、何卒彼の如來に、金子をねたり候はいいかと申ければ、「皆々尤と同じ、右之内にて四五人選遣し候に付、善光寺に至り阿彌陀佛にまみへ、金子千兩のむしん申ねたり候處、如來大に迷惑致し色々斷り、金子三百兩遣しかへしけるとぞ、然るに地震はこれを持歸り、大勢の地震の中へ右三百兩を出しけるに、皆々申けるは、「大勢の中へ三百兩にては中々たらず、所詮三四人位行ては埒あかず、日本國中の地震残らず揃行て、千兩ねだるべしと相談一決して善光寺へ參り、大勢の地震ども阿彌陀如來を中に取巻て、是非々々千兩貰ひたしといたぶりければ、善光寺如來の仰にて、「そふるすられては信州がたぬ、
○當三月廿四日信濃國大地震に付

風恠狀

鹿島常陸神
名代 香取下總神

其方儀、往古より地震神之爲鎮座被仰付候處、先年洛中大地震にて奉驚帝都を、且又二條

城所々令破損候段、御場所柄をも不辨致方、其上而已不成、御改革之御趣意全忘却候哉、近年度々之大地震にて人心不穩候處、去月中信州邊大地震にて、死失損亡不少候段、其方あらん限右様之儀有之間敷候處、畢竟手弛右之儀不束に付差控被仰付之、
右伊勢神殿御差圖之旨、出雲神社におゐて申渡之、
未四月

石野要人
名代 奈須野石之助

其方儀、鹿島常陸神爲配下、地震横行爲致間敷等之所、如何相心得候哉、中世以後數度地震有之、其方へ押申付候申も無之、既に先達而水戸中納言殿堀出可被申を、格別之御用捨を以其儘被差置候を致忘却、先年洛中は勿論近年度々之地震にて、御府内之者共を令驚動、其上ならず於信州、莫大之大地震相企候段、常々押利き不申瓢箪同様之心得方、重々不埒に付野見玄之助を以て、木向端にも可被仰付候處、常陸神より申上候趣等も有之候に付、格別之御宥

怨を以、土中へ其儘埋置申付候、

未四月

大鯨事地震

其方儀、往古より鰻屋共見世先にて横行致候に付、蒲焼にも可申付候所、格別之憐愍を以鹿島常陸神配下に申付、地震蟄居可罷在候處、先年洛中之地震を始、近年度々致地震、殊に去月廿四日夜、信州越後を及亂妨、松代飯山兩城をゆり潰し、大地を動し高山を震崩し、大河之流を留め土中より泥水を吹出し、剩人馬多く爲致死失、一郡不殘亡所に相成候義も有之、全く泥海に可致心底重々不屈に付、向後改而常陸神へ御預、奈落へ蟄居申付候、

未四月

此段所々地震番へ張出有之、

越後 信州 地震くときやんれ節 八丁堀松坂屋吉藏板元

「天地サエ、ひらけてふしぎといふは、近江水うみ駿河の富士は、わづか一夜に出来たといふが、夫はさて置昔のことよ、今度ふしぎは信州の地震、花の

三月下旬の頃迄、廿四日の夜の五ツ頃、さてもあはれや地震の場所は、かみは飯山松本までも、あはれなるかやあまたの人が、親も小諸も皆打捨て、のぼる間もなく上田の城下、越後邊まで五十里四方、まぢも城下も只一面に、家はつぶれる大地もわれる、どこもかしこも出火となれば、焼る町家の其場所知れず、夫をあら町尋てみれば、ゆるぐ地震も長濱宿よ、さてもあやうき水内の郡、藪を目當にあら柏原、牟禮野尻は越後路なれば、心關川なか山越て、荒井こゝろももふ叶ぬと、神や佛に兩手を合せ、助けたまへや神々さまと、老し我身はいとひはせぬが、いとけなき子を助けてたべと、さけぶこえさへ高田にひびき、渡るちくまの川中島よ、爰に飯山御城下邊は、前は川なり後は山よ、山は崩れる大地はわれる、水を吹上どろ一面に、町も在郷も沼池のごとく、聞も恐しおとき、山の麓邊にて十二箇村は、家も立木もかけかたなく、しぶや田中に流れの身でも、此や地震で潰れた身なら、なんとみかはの萬歳樂と、なみだ流して皆たをれふす、ヤンレイ、

「そこでサエ、信濃の善光寺サマよ、當時開帳其中なれば、諸國近邊參詣人よ、このや門前藤屋の宅へ、旅宿致せし餘多の同行、其や内にて千人計り、御堂へ籠りて談議の中で、ゆらりゆらりとゆすられ出し、夫よ地震よ火事よと聞て、みれば坊中一時に潰れ、水が出るやら火がもゆるやら、晝夜地震の七日に七夜、其や中にて御地頭様で、種々の御手當有之程に、一家親類尋て見ても、どこにどうして居られるやらと、思ひあんじる心の内を、ほんにさくのもあはれな事よ、夫はさておき善光寺様の、表門より半町はなれ、酒や裏にて飛脚の茂兵衛、家内六人ある其中に、老母壺人乳のみがひとり、外に幼き子供が二人、妻のお安も懐胎致し、最早お安もりん月なるが、地震あるとは夢にもしらす、夫茂兵衛は主人の用で、花の東へ飛脚にござる、其や留守にて驚く女房、子供二人を兩手に引て、腰の抜たる母親様を、せなにおぶつて内をば出たが、なにをいふにも臨月なれば、我身動けず母親様も、親子五人を助けてたべと、なげく間もなくあはれなさいご、是を夫の茂兵衛はきいて、男ながらもなげくは道理、

中でぶなんの其人々は、古木あつめて假家を作り、せまき住居で雨風しのぐ、其や内にて御堂はのこり、まことふしぎや三國一の、如來様かよよろこぶ同斷、このや御堂へ籠れる人に、怪我のないのは是御利益ぞ、こゝやあすこの怪我人あるは、是も此世の自業自得、さてもあはれな事さ、ヤンレイ、同五月十日、娘三人相互に腕を縛り大川に投身し、死骸永代橋に漂着せり、三人娘の身なげとて當時大評判なり、酒屋の娘よれ十八、魚屋娘ちか十八、八百屋の娘ひさ十九、

○流行拳

さても神田の稻荷川岸、女の身なげを引て来た、見物どろ／＼山ほどだ、川から上ります、だん／＼たづねりや三人だ、男は番屋に縛られて、親達アなくなくてこすりてん、氣違でサアきなせ、

○同

扱は今度の色死は、かへる一と日か三日四日、ぶらぶら氣儘でまいりましたよ、なんだかぼちや／＼どんぶりこ、出たま、歸らないでしかられた、どらはへいきでごめんなせ、身なげでサアきなせ、

○三人娘の名寄にて

いくひさし米の守りも出せしかど

誓ひし甲斐もなき姦しき

酒盛にむすめをちよつとつまみもの

魚類精進あとはどんぶり

酒さかな青物なぞで流行の

けんをうつゝの夢の世の中

九月廿三日、皇帝御即位、今上皇帝諱統仁、御寶算十

七、天保二辛卯年六月十四日御降誕、同十一庚子年三

月十四日立坊、弘化三丙午年二月十三日御踐祚、同四

丁未年九月廿三日御即位、

今上皇帝御即位に付、京都御名代松平出羽守、

○京都にて落首

江戸役者のぼらぬ先の松平

はつの舞臺でのりがわるかる

出羽守上酒でのふて新酒にて

通つたあとのうけのわるさよ

十月廿一日、松平出羽守御即位に付上京、今月十二日

歸府、出羽守は従四位下なりしが、今度従四位上に任

せられたり、風説に出羽守従四位左少將なれば、今度

上京の御褒美には、中將はあたりまへと存せし處に、

天言筆記卷四終

天言筆記卷五

弘化五年正月、三月十五日

改元嘉永、

○柳營連歌

色に出てまつや千とせを御代の春 京都法眼昌同

庭も野山も雲間そふらん 左大臣殿

長閑にも照す光や仰ぐらん 昌 春

霞める空に鶴あそぶらん 昌 立

大海のなみ朝東風になぎ渡り 日輪寺 其 阿

漕うかめたる船のかすく 龜戸 信 教

蘆原の茂り涼しき月の夜に 芝神明 勝 倫

飛かふ螢かみぞ色めく 勝 全

眞砂地の細かる雨やそぐらん 土屋 昌 仙

枝葉みどりの垣の呉竹 坂 昌 久

直なる道を學る窓のうち 烏森 通 孝

ついで跡をつき三日の友 貞 紀

花の香を誘ふ鶯囀りて 昌 元

今を盛の梅ひらくかみ 瀬川 昌 證

あら玉の春も北野の神やしろ 坂 昌 功

袖あまたなる人の交りか

執筆壽

阿

信州小諸町より年始状之内に、去未年初冬より雪一向降らず氣候暖に候、五十年來右様之義覺不申候、扱又珍敷咄有之、善光寺通り矢代戸倉坂木上田海野邊、未の九月十六日夜、眞白なる小蝶雪の如くに降り、矢代邊は格別にて五六寸も積り居候、何國より參候哉、越後往還筋を申七尺通りに落候、其蝶子種を産申候、長さ壹分位二つ宛うみ死候由、上田城下へも夜之中一面に降候由、朝四時頃には皆きへて仕舞申候、定て當年は右産付候蝶の種生立候は、諸作物に障り可申哉と安心不仕候云々、
正月、去年中より高砂おこし賣來るなり、

せりふ

高砂のく尾上の松や曾根の松、相生松の其下で、鶴と龜とが小判くわへて舞をまうく、めでたいな、おたからさんなら入船おこし、めでたいなめでたいな、

着物は革色木綿、萌黄に黒みかゝりし色也、こぼれ松葉の中形にて、股引は茶色籠目形付なり、これは中村歌右衛門のしきせといふ、

狂言にするほど其名たかさこや

さてよく賣れて金になりこま

同月十三日より、中村座にて新狂言、

月梅棋景清

浄璃理色品替拳酒

穠二重梅由兵衛

常盤津文字大夫 岸澤式佐

清水茶屋の所花道より、中村歌右衛門高砂おこし賣にて出るなり、本舞臺にて中村歌右衛門、關三十郎、市川九藏三人にて、鶴龜蓬萊拳を致すなり、

夫つるは千ねんかめは萬年といへば、つるに龜はかつ、その萬代のかめせなかへ蓬萊の松はゆるゆへ、かめに松はかつ、其又松に巢をくひひな鳥を生故に、松に鶴はかつ、其すへまん／＼年のかざりなき、めでたきけんにてさむらふ、ヨイ／＼、うららのつるはせんねんかめまんねん、かめのせなかへ松がはへ、其又枝へすをくうて、子をうむ鶴のまん／＼年、おちやの子でべそでおいでなせ、トすはり手を打、ひやうしのや おめでたやと納る、
同二月六日、今日寶生太夫勸進能初日なり、大入大繁昌、町家付之分一日三千五百人、今日は五千七百餘人

飛鳥もおつるむすこが落るとは

これさじ木から落た猿樂

三月十五日、今度京都より年號改元之義被_二仰遣_一候處、嘉永と治定被_二仰出_一候間、尾張宰相殿、水戸宰相殿初、今日出仕之面々、於_二席上_一老中列座、備前守演_二達_一、

嘉永元年三月十五日

今度年號嘉永と改元被_二仰出_一候段、備前守殿被_二仰渡_一候、

四月十三日、日本橋へ女犯の僧晒もの出る、

龜鴨小原町

覺 住

下谷池之端大精進といへる料理茶屋にて、谷中善光寺坂より抱置候下女と女犯致し、被_二召捕_一晒之上追放、右に付不忍池の茶屋にても、若き女を置事ならず、魚類ならず、皆精進ばかり也、

表向は大精進内證では女犯

徳本のとくのあまりを入あげて

身はさらされて恥を覺住
五月廿八日、今日川開き、御趣意ゆるみて家根舟藝者出、追々賑やかになる、

らす、これも損金なり、

二月二ノ午の日より、和泉國信田森名物御利生糖賣來るなり、着物は紺木綿に、寶珠の玉の付し半天に、茶の帯を、小さき挾箱に入賣歩行なり、

せりふ

エ引ヨヤマカセ、奴が賣るのは和泉なる、信田の森の御利生とう、うまいのはごまあげで、御神體はやうかんで、あんころ／＼でねつたので、一ツ四文で大きくて、御初穂はやすいもの、四文で一ツのがんもどき引、ヨヤマカセ、

葛の葉もさぞ喰つらん大きくて

これは安名の御利生とうなり

二月十六日、寶生勸進能大入にて棧敷落つ、阿部伊勢守の嫡男も來りしが、落ちて鬚を切る、下に居たる者三人少々恠我したり、

棧敷から二人袴で素袍落

けんぶつ人はしたを巻きぎぬ

見物の氣が關か原安宅おち

呂連つまはらすものは岩船

○權家の若殿棧敷より落し故に

もふ猫がさかるか家根でさばぎ出し

七月廿七日、山王祭禮殊之外にぎやかに出来たり、南傳馬町預之張子の獅子、上覽場へ入らんと舞狂ひけるに、長州固めの棒、藝州中屋敷物見下に詰居候處へ突當り、棒を蹴落し候より喧嘩となり、互に打合終に町奉行沙汰となる、此一件翌年正月落着

○莫執着の獅子 石橋の所作相勤申候

長嶺松尾五郎治 三絃杵屋彌三郎 役人 中村富十郎

新作鼻棒打擲の獅子

「山王山を見渡せば、雲よりかゝる瀧の糸、巖がたたる出しの銚、今を時とや咲みちて、ふうきの色をふかみ草、作れる花に舞ひ遊ぶ、蝶の翼のひらめけば、おのが友呼ぶ獅子のこま、暫く待せ給へや長州の固めも、今行行程によもすぎし、獅子取てんてんに不覺のりきみ、ふだんのはないきならみみちく、大變りきみの獅子頭、ぶてやた、けや、ぶうたんぼう、う、たんぼう、公儀の瑞位顯はれて、はなにした、かれないたや伏まろび、實にも上なき獅子王の、勢ひなびかぬ草木もなき時なれば、數萬の人立制しの聲々、下にくと追ちらし、獅子の座に

こそ直りけれ、

長州棒と聞ば六とふ三りやくの

奥意で逃て勝を取る氣か

石橋の獅子ふんじんの勢も

みつればかくる心中の虫

八月九日、清水堂櫻木奉納願之儀、願之通被_レ仰付_レ候間其段宜相達候、尤植付候節は、年行事より通達有_レ之場所等之儀宜申談事、八月九日、

前爰に小倉庵跡住ぬし、_{平兵衛}何卒此山へ_{東叡八}

重櫻を植込たき年來の願ひにて、此度近邊の商

買をかたらひ願ひ出せし處に、御聽に達せられ、

彼が誠心をめでさせ給ひ、みゆるしありて、かゝ

る尊き靈地にも、木の櫻を植る事、家名の龜の

萬代までも其名くちせず、遙に遠き吉野初瀬の

花よりも、御膝元なる花の山、櫻の名にて、

楊貴妃も車かへすや江戸ざくら

大挑燈のつくもかまはず

小倉庵のあるじ格別の丹精にて、もろ人をす、

め百々木のさくらを植しゆへに、

小倉そばみなもろともにこゝろあひて

山一面に美事なりけり

同月十五日、市中錢拂底に付、町々へ賣溜錢不_レ貯置、兩替屋へ持參、可_レ引替旨の御觸あり、室町二丁目漬物屋小田原屋佐七は、小錢商ひなれば小錢溜りてこまる故、夜々兩替屋へ持行賣るなり、此こと御觸の趣相守者なりとて、町奉行所より譽めらる、
なみ錢はさて當百もいたさねど

こまる小錢を賣りて譽めらる

天保十三年三月中の御觸に、所々の岡場所茶屋、當八月月中迄に新吉原町へ引移、賣女渡世致し候由に付追引拂、其内にも根津谷中は焼原にて建家無_レ之、狐狸之住家と相成、あはれ無情之事共也、其内にも深川は家居續き候故に、引拂候後も野原ともならず住居致し、少々の隠し賣女有_レ之由にて、其後に至り弘化二年十月二日、すはり夜鷹と稱し切見世出し候得共、是も早速取拂に相成、其後嘉永元年春より、少々ゆるみ候とて、又々深川八幡前に料理人にて小龜といふ者、藝者元_レ致し、やぐら下大黒屋といふ鰻屋、中村屋といへる茶屋へ、堅き御客の來る時は藝者をすゝめて、大酔の上にて其所へつづし寝る故に、此茶屋

をつづし茶屋と稱して大繁昌致し、後には名代の料理茶屋平清平虎にても是を致し、元の深川同様に相成、客は大群集にて大繁昌致し、日本橋川岸の魚も皆深川へ引けて仕舞、江戸中の魚賣はからばんだいかつぎて歸る様成行、女藝者は三十八九人も出来たり、衣裳金銀をちりばめ、北廓の晝三も及ばぬ程なり、されば北廓はこれが爲めに大に衰へ、賣家など出来たり、これに引替深川は益大繁昌なり、

尺蠖屈爲_レ伸といふ語をわりて、嘉永の深川に

題す、
駿丘の夢人

かゝまつた尺取むしが這出し

八月十九日、町女藝者御觸之事、

一町藝者と唱、親兄杯之爲無_レ據、藝一通にて茶屋

向へ被_レ雇候は格別、女を抱置藝者爲_レ致候義は勿

論、姉妹等有_レ之候共、其家にて壹人を限り可_レ申、

尤身賣に紛敷儀は堅爲_レ致間敷旨、先年より觸置候

趣も有_レ之處、猶又近頃心得違致し、如何之家業に

及候者も有_レ之杯、専風説致候得共、右は全風聞杯

之義と相聞候間、先此度は以_レ宥免_レ不_レ及_レ吟味_レ候

得共、彌右體之義有_レ之候ては、以_レ之外不_レ埒之事に

付、此上其前書觸面之趣無相違相守、全親族之爲か或は困窮に迫り、無據筋にて藝一と通稼致候分之外、抱主杯と唱へ多人數女共抱置、賣女に紛敷所業等は勿論、猥成義決て爲致間敷候、若不相用者も於有之は、召捕嚴重之咎可申付一條、此旨能相心得、町役人共無油斷心付候様可致、右之通町中不洩様可觸知者也、申八月、右之通從三町御奉行所被仰渡候間、町中不洩様早々相觸可申候事、

右の御觸出でしより、皆々藝者は御免に相成候とて、根津にては女郎屋再興を企て材木迄引込、谷中にては既に普請出来などと大評判なり、深川にては益勢力を得て盛に普請をなし、大黒屋などの二階座敷は、大道具大仕懸にて、以前の谷中の延命院の座敷の如く、戸棚をあくれば先に隠れ座敷あり、押入を開けば内に寢床あり、床間を押せばくるりと廻り仕懸にて、珍座となる等なり、かく盛りを極めれば、後々は北御番所御懸りにて手入となる、此頃兩國にも女藝者お冬おでさなど評判なり、猿蓑町に廿七八人出来たり、お千代お房お仲など評判なり、

○此節の落首に

來年は小金がはらで御し、がりまづてはじめに江戸でねこがり
嘉永元年、

○時世連歌、
せいたくや家再興の御代の春
地獄の沙汰も霞そめけり
鼈甲も銀も得たりとさぐり出し
水茶屋女二度の肩つけ
みえに讀む長屋の素讀聲たへて
五割増したる辻君の代や
四ツ目やの暖簾そろ／＼長くなり
太刀ごしらへも直段引さげ
權門や又もや顔をす／＼ぐらん
女師匠の弟子ふへるなり
少づ／＼よせに鳴物とりまじへ
茶屋もあまたにふへる遠近
橋詰の家作り少し目論見て
じり／＼ふやす湯鏡髪ゆひ
願人もとふ／＼元の丸はだか
すだれゆかしくおろす家根舟

縮緬の蹴出したち／＼まくりあげ

たづね當りて這入中條

天鵝絨の鼻緒にまきし紙を取

うれとまつたる御役人附

死切た中から生る金もあり

座頭の坊も少しめをだし

狂言の衣裳も花の歸りざき

甘露の日和地りき岡場所

右十二句

九月十六日、市中寄場にて歌舞妓狂言大形に致し御手入あり、又々音曲鳴物御差留にて、晰し講釋ばかりになる、

抑市中淨瑠璃の始まりは享和の頃にて、段々流行し一旦御差留になりしが、文化の中頃竹染之助、母親養育の爲とて願を出し、稚淨るり竹染之助九歳と云看板を出し、若衆にて上下を着し出語なり、是女太夫出語中興の祖なり、これより女淨瑠璃又々流行し、天保年間に至り益流行、中には猥簡間敷義も相聞候に付、天保十一年十月十五日御觸出づ、町々素人家にて寄せと唱、見物を集め座料を取、女淨瑠璃又は淨瑠璃

太夫人形と取交渡世致候者有之、右體之義は操芝居に限り候故、市中にて不三相成旨前々より相觸、既に去亥年十一月猶又相觸候節、其砌は相守候様に相見へ候處、追々猥に相成女淨るり等出候由相聞候、町役人共迄甚不埒之至候得共、此度は取調之沙汰に不_レ及令宥免候間、向後右渡世決て不三相成候間、右家業之者は早々店引拂せ可申候、若其儘に置候はば、吟味之上町役人共迄急度可申付候と、南御奉行所にて被_レ仰渡、其後も度々此の如き御觸出でたれど、當座ばかりにて直に相始候に付、同十二年十一月廿六日の夜、御府内寄場席にて、淨るり語り居候處被_レ召捕、御吟味中家主は手鎖、席亭女太夫は入牢也、翌日より御呼出し、雪降候處を出候姿あはれなり、其後家主は町内預、席亭女子供は繩手鎖になり、同十三年三月、家主叱り席は江戸拂、女共は各手鎖に相成、三味線は御番所にて打こぼち焼捨に相成候、此時江戸中席亭御改になり、三十年來新規之分御取潰しに相成、三十年以前より有之候、古き席ばかり十五軒取立おかる、よりに此の十五軒の株頗高價となり、當時地獄で佛十五軒の寄場などいひ、人々うらやみた

り、弘化元年十二月廿四日、江戸中元の如く寄場勝手次第御免に相成、尤神道講談、軍書講釋、浮世咄しの外は相ならず由にて、忽數百軒の寄場出來たり、其頃の川柳に、

よせ／＼といふ内もとの様になり

同三年頃に至りては、淨るり太夫も三味線なしにて扇拍子に致し、そろ／＼と出かけ、或は手品うつし畫八人藝の類も、太鼓の代りに小桶様のものをたゝき、最早御趣意は弛み候など申觸し、始の内は義太夫も忠孝物語扇子拍子と號け、淨るり語り候處、同四年大火後、春より夏まで鳴物相慎みしが、秋頃より又鳴物三味線を入れ、冬に至りては太夫出語り、歌舞妓芝居等大形になり、嘉永元年に至りては、益音曲淨るり歌舞妓操人形等盛になり、猿若町の芝居これが爲めに立行難きまでに至る、依之市中寄場御手入有之、同年九月十六日夜、小舟町二丁目新道は、組齋頭七郎兵衛の場にて、昔晰し立茶番と號し、兩國垢離場の歌舞妓役者瑞鶴が、お半長右衛門道行之段を演せる真最中、町方同心小林藤太郎見物人の中より跳り出でて、お半を召捕あらめ橋の番所へ預け、席主役者

共一夜假牢入、三十日手鎖、落着過料三貫文づゝ、小林の朝比奈ならで藤太郎

おつとめられて出來ぬ狂言

桂川かゝる騒ぎになつたとは

お半とられて怪我をしたのか

あらめ橋お半わられて預けられ

按に、今度の御手入、強ちに芝居音曲を六つ筒敷いふにあらず、當夏頃より大景物と號し、下駄、足駄、傘、蛇目、醬油樽、炭だはら、反物の類、ちりめん、米俵、其外共に大形に致し、かね目のものは鼻ばりへ落し、いかさまを致し大入に付、名主より度々差留候得共、不三聞入よりて御手入ありしなり、

九月廿一日、小石川白山神社本祭出候とて、大騒ぎ計にて祭禮は終に延引になりたり、

○白山祭禮出來ぬに付手毬唄

一に水をばあびはじめ、二にやはぬ身分にて、三にみなさま呼集め、四ツよるひる御相だん、五ツいづれも得心で、六ツむほうに願ひ立て、七ツ何やらごたついて、八ツやたらに酒をのみ、九ツ工夫の御

祭りも、十でとう／＼しくじつた、

○變神記にやくやの段

棟は飛借家はかれる世の中に、何とてまつりつれなかるらん、雙方よろこべ、名主は御役にたゝんだわへ、

祭禮を企て成就せず、又修葺料も出來ず、却て神の積金を喰込しとのことなり、

白山を春日のみやと取ちがへ

しかまち(四町)寄てかみをくうなり

白かみをもんで御祭やめになり

白山の祭と夫婦げんくには

出すともいひし出さぬともいふ

化されて祭は氏子をつり狐

たぬき寝入りはよしにしら山

白山の祭どん／＼もやふして

火事沙汰のころじやん／＼になり

○當時江戸のありやう話

江戸御城下大手先本町邊にて、八十年以前安永行人坂火事の頃迄は、店向にて客來之節酒の肴に鮮を出す時は、中橋のおまん餅まで取に遣せしとの

咄なり、これにて食類の少きことを知るべし、文化

三

牛町火事後迄も、本町壹町目に升屋といへる呉服見世有ら之外は、明地のみ多かりしが、其の後升屋潰れて仕舞、同四町目傳馬町續き右側に、丸太越後とて呉服見世ありしが、これも潰れて跡は小見世となり、傳馬町壹町目は木綿店計にて、朝鮮人來朝に付此一町残らず銅瓦となる、故に普請も立派なり、只合羽屋のみ一軒別商賣の見世なりき、同二丁目は古は片側茶問屋計にて、片側は魚店計なるよし、其遺風残りて年々二度、正月十月惠比壽講前に魚市立なり、これをくされ市といふ、夜市なるが故の名なるべし、又茶問屋も昔の遺風残りて、本町傳馬町の横町々々に問屋残りてあり、然るに近年本町四丁目大店向計の中へ鮮屋も出來、裏店も出來て、八十年前の如く中橋まで鮮を買に行くの不便なることなし、同三町目は藥問屋計なり、其中に鳥飼和泉とて餅菓子屋あり、天明三年信州淺間燒後、同七年には米高直にて、貧人取續き難成、江戸中打こわしの騒動あり、鳥飼見世も米の高直に従ひ、餅菓子類安價に賣ること能はず、衰運に傾

きしが、番頭某の工夫にて、せめて饅頭計も大きく致すべし、何程損立候てもよろしといふ意氣込にて、五厘饅頭の形を、世間の壹分饅頭の形に致し候處、賣れまい事か毎日いつ通りても廿人宛は詰懸居候、跡にて勘定せしに、正味元金貳百兩の損金なる由、されど是にて鳥飼の饅頭と大評判になり賣れ出し、翌申年には饅頭の儲けばかりが四百兩ありし由、かゝる評判の鳥飼和泉も、今は小さく形ばかり残れるのみ、又近年藥種屋の中へ、蕎麥屋出來書物屋出來て、此頃に至り神田下駄新道より下駄屋引越來たる、昔の譬に下駄に焼味噌といへども、焼ずして町内中へ味噌を付たり、他國の人が此下駄屋を見たら、さぞげたく笑ふべし、

十月十日、菊の見物今日が初日なり、千駄木團子坂邊へ十八軒造菊出來るなり、中に就き千駄木六三郎大菊の鉢植、大き輪が五寸、菊臺本に三十輪、高さは五尺鉢植なり、是は珍數菊なり、本年は巢鴨染井は造菊これなく、目黒行人坂中町邊にて、造菊三十六軒出來たりといふ、
嘉永二年、大小、

今年四は小金が原でおし、狩

いかさまくじを出し、外へ落さす内へ取り、所々に藝者が出來初め、深川うなぎやつぶさせ、田舎大人はいで取る、おのが勝手に御趣意をば、もふゆるみしと觸ちらし、どふか弘化と思ひしに、當三月の十五日、改元有て嘉永とは、かゆひ處へ手が届き、御屋敷方は儉約にて、これ次第で普請せず、大工はひまで仕方なく、たま／＼普請は入札にて、安札入れて損をして、跡で拂が滞り、物日節句の休にも、大工童に至るまで、錢がなければ商ひなし、岡場所潰れも廊中は、さぞ繁昌と思の外、百軒餘り賣家出來、御免の勸化が多き故、是もおひねりとも行ず、壹文貫同様故、今度青山善光寺、たゞ歩行ても行ぬ故、御免の勸化に工夫をし、名主へ立派な進物し、家主扇子の遣ひもの、人數かまはずたんとやり、世話人よけいに取込せ、のつびきならず頼み込、表が家別に百一枚、裏店五十のそげもなく、又よき場所は五十疋、百疋取し家もあり、同じ文句を祐天寺、町内頭を頼み、上人自身に江戸中歩行、十念授けて拾貳銅、是は至て安きもの、上人自身の其上に、跡へ頭が大勢付、錢を餘けいに取らぬと

六八
むせふやたらにしものとりざた
霜
こしもとや二八のしまだいろしろく
霜
四四六

○嘉永元年江戸嘸し
初春日出度御登城に、舍弟紀尾ッてへこまされ、晦日の御成の最中に、淺草並木で火事を出し、大門通の御名僧、蓮生法師の再來か、今祐天とも言つべし、高砂おこしは芝居でし、房州に石火矢臺が出來、會津の肥後さま御巡見、寶生太夫の勸進能、二月六日が初日にて、降ても照ても大入にて、太夫一人錢もふけ、出入の者は弟子始め、中賣迄が損をす、今度角力の勸進元、始て勤る阿武松、諸方の積物たんとあり、今年二月の初午に、信田の森の御利生糖、さても安名と賣に來る、女髪結やかましく、鶏の蹴合もむづかしく、御やくやしきで火事を出し、高輪開帳大評判、釋迦八相は脇のけにて、義士の木像へ參詣し、上野の花見もたんと出で、手習稽古所子供の花見、吉原新造禿の花見、見物人が大群集、此頃市中の寄せにては、太夫淨るり人形に、歌舞妓芝居も流行にて、大景物と名を付て、縮緬反物米俵、眞鍮藥罐炭醬油、雪駄傘下駄足駄、みんな

は、善光寺とは雲泥違ひ、來年小金の御鹿狩、遠馬遠足々ならず、六里行ては日歸りし、遊山がましき事ならず、當秋京都御名代、行列きまらぬ其内に、古行列を賣歩行、遊行上人御十念、蛇體の女が駕籠で來る、身延の貫首も御禮に來、順説致して待もふけ、市中に商ひなき故に、表土藏に賣屋札、乞食も賈がなき故に、六月天王五月立、大道より取十九文、今は本屋の見世とばけ、晦日に多き荒神松、お花四文とより歩行、元手の入らぬ蛙うり、かいろかいろと賣歩行、八百やさかなや商ひなく、あつさで水賣大當り、車力輕子もひやつこひ、番太郎四文で大喧嘩、大暑で病人多き故、醫者藥種屋が大當り、また死ぬ人も澤山で、寺にこしやが錢もふけ、大勢死ぬる其中にも、五郎兵衛町はたんと死、年寄跡へ生殘、宗十郎の追善は、生て居ながら賣歩行、朝鮮人が來朝で、大城御城の普請出來、西の嫁子は西へ行、田安の親爺の出腹は、越前棺物川とめで、夫故餘り延引し、位も棺も重き故、人足道へぶちおろし、田安く、行ぬ永やすみ、牢屋の鳥が二羽抜て、壹羽は遠く飛で行、山玉の獅子があれだして、長州棒

にて敲きふせ、夫が纏れて大騒ぎ、釋迦の開帳も此跡は、降通されて大はづれ、又此度の大早り、日中更に参詣なく、信心参り朝計り、木魚講は流行にし、見せ物茶やこや大はづれ、評判よきは惟談仕懸、鳥がとせうで食もたれ、評判高山大むかで、鯨の油が十六文、藤堂もつれのくちふさげ、鞍笠にてまざらかし、土州の出棺々二ツ、十二の小僧が女郎買、藝者の御觸の嚴敷を、手前かんにて御免とよみ、流行に致させ取潰し、深川うなぎや大仕掛、廻り仕掛の糸がきれ、ひつくりかへる大騒ぎ、世界に錢のない事は、錢見世ばくちのなき故か、もらい溜たをのぼせたか、乞食松やが大評判、八幡の市も大はづれ、賣れるは古足袋古股引、貧乏徳利かけ茶碗、古着小間もの道具やも、其儘そつくり春負ひかへし、大門通の御名僧、とらへて見たら化の皮、熊谷ならぬ狐かへ、道理で銅仁も入牢をし、青山火元は御免になり、白山御祭り出来ぬのに、むかしの番附賣歩行、だしや揃に錢をかけ、仕事はせず吞喰し、祭が出たよりたんといり、ことしは菊も中ぐら、吹上御吟味最中に、富士講夢中にうなり出し、

歌右衛門當時の名代者、女犯の僧も名聞もの、牧狩繪圖の山口當り、小金所か大金もふけ、太閤芳野の花見の圖、先年出せし其時は、板元咎を受しよし、此度は出板改なく、障もなければ賣れもせず、評判よしとは菊次郎、さても大船に乗たやう、爰に同じき小舟町、橋を渡りし橋之助、歌舞妓の寄せもどんちやんと、あまり騒ぎて被三召捕、夫より江戸中鳴がやみ、講釋咄して入がなし、因幡の山の峯に生ふ、まつとしきけど歸りこず、同じ小田の池と前へ、田を行道は同じこと、荒尾あら木で建繼で、先祖の家名を揚羽の蝶、たんぼの溜はこんかり黒焼や、隠坊頼ます火葬とは、壹分二百の徳がつき、是も當時の時節がら、新大橋の橋普請、舟頭のあたまへごみが蔭、足場が落て恠我をする、竹屋の曲事あぶり直し、御取越さへ濟ぬのに、さつても節季候さつくと來、せいたくそろくはじまつて、天鷲絨花緒の帯を、麻の羽織は田舎も着ず、縮緬もり巻田舎がし、婚禮葬禮元のやう、恵比壽の祝ひは更になし、角力は降のに取仕舞、夫から所々で花角力、顔見世一向入がなし、會式に納豆賣れずして、

御講おことにこんにやく賣れず、冬至當夜の厄落し、西の海にあらずして、是はほんまにまつ下へ、落て仕舞てことおさめ、ことし至てあた、かで、古着や一向賣れぬ由、足袋股引も入らぬやう、大ふくおでんも賣にこず、あんまも療治がないとみへ、澤山來るのは乞食計り、願人坊主の二ツ木魚、素人體の女にて、長唄三味線聲がよし、女の浪人迄が來る、錢がないので賣に來る、來年中の御調法、女まで賣る曆うり、今度賣出す年代記、水野流れの一代記、後々迄の後町賣、嘉吉年中このかたの、大當り大評判で、賣れる故ほらを福島、村松より呼付られてけづられて、是不調法年代記、ほしがる人に遣る時は、是御調法年代記、これにかぶせが二三箇所、出來て半から大騒ぎ、錢拂底で商ひなく、四文の買物金を出し、そばや飯屋や酒屋にて、喰たる上にて金を出し、釣がなければかりてゆく、兩替屋にも錢がなく、賣溜賣て譽らる、火の元用心しながらはも、籠相しん宿丸でやけ、最早せいたく引札に、蓬菜亭の珍座敷、會席料理五夕膳、座附に菓子やかし座敷、丁子香具の風呂を立、此上もなき増長に、御

趣意の御觸はどこへやら、此節諸方の辻々に、水にひたせるちよぼ一出て、胡粉と明礬で文字をかき、水にて出るいかさまし、留られながら又出る、しんちう金の七福神、本手もにせもまぎらはし、此節まぐろがたんと取れ、差身で一盃やりたくも、錢がなければ酒うれず、かけ賣すれば錢とれず、八文の御花が貸になり、たいでは行ぬよ世界で、定式來たる物もらい、得意の子供へ菓子をくれ、乞食芝居や作りもの、錢を掛ねば錢取れず、御能役者の來る時は、道具に錢を懸る故、一軒もらさず錢になり、かくせらがらきよ世界に、よくも下谷の小倉庵、上野へさくらたんと植、春の花見を待兼る、寒中雪も降らずして、火事もなくして上天氣、淺草市にも持込なく、賣手なければ買手出す、市の歸りに生醉なく、ふだんの夜より静なり、明神市も同断にて、翌日降にて大つぶれ、地代は四尺で七百出、蠟燭賣迄二百取り、商ひ丸で喰ひ込、なくてはならない松飴り、大松一向賣れずして、残らず湯屋の眞木となり、晦日にかけて取集まらず、分散賣すへたんと出來、獅子厄拂もさらにこず、先頃品川焼し故、板橋

千住もまけすやけ、入口残らず原となり、此頃天氣の續くには、御府内至て静かにて、先は目出度御越年、あしきことをば申の年、早初春の元日や、東天江の酉の年、御祭にあしきことをばいわざるで

はやあら玉のよきとりのとし

二月上旬より入船おこし賣來るなり、茶色の半天に黄色の麻の腰笥をさげ、おこしの箱を櫛棒にてかつき、始は十人程揃て來りし故立派なりし、

入船おこしせりふ

「おつと評判だ、入船おこしを買ておくと、甘くて輕いが評判だ、おつと入船だ、諸國湊へ入船だ、日々に入船のある大都會

こゝどもふかる株おこしうり

正月十一日、市村座芝居新狂言初日也、一番目曾我二番目青砥草紙、中村歌右衛門の青砥左衛門大當り、座元羽左衛門、中村歌右衛門、關三十郎三人にて、三國拳を致せり、

○三國拳

おまへは女の名でおいせさま、かぐらがおすきで

とつびきびいのびい、し、はもろこし孔子様、てんてん天竺おしやか様、丸くおさまる三國拳、そんな事アじやぶ、くるりと廻つていつけんしよ、

此拳は日本が天照太神、天竺が釋迦、唐土が孔子、三人の拳なり、

又拳かさてけんやくにあきはてた

さいけんならばよし原にしな

○三國拳の評

抑この拳といつば、大日本國は天子宗廟の天照皇太神宮、天竺は佛法最初の大恩教主釋迦无尼世尊、唐土儒道の大祖人大聖孔子文宣王、三人の拳なれば、

神儒佛わきまへもなきふりやうけん

親は異けんには子は邪けんなり

當年も又々中村翫雀三國拳を工夫仕候得共、あまり古めかしく御評判もいかゞと奉存候處、此度も大評判に預り、花見歸りの娘老婆かかに至るまで、くるりと廻つて一けんしよとの大評判は、いかばかりか難有仕合に奉存候、けんとふもよく當りけり三國を

くるりと廻つて王に成こま

○中村座の俊寛を見て

梅の屋

船迄もぎつちりつめる大入の

ひくやひいきの切れぬ友綱

○三國拳かへ唄

おまへあんなの名で徳一さん、木琴がお好で、かんころりんのりん、琴はまことにてうしよく、てんてん天竺雷さん、丸くおさまる三國拳、そんな事はごろく、ぐるく、廻つて一拳しよう、

三月、竹澤藤次梅松と改名し、竹を二代目藤次とし、兩國にて曲獨樂を興行し、大評判大入なりし、

三月三日より、市川團十郎御當地御名殘狂言、歌舞妓十八番の内勸進帳興行、河原崎座、

勸進帳

市川團十郎

友右衛門 檢三郎 竹三郎
爲十郎 宗兵衛 芝 雀 相勤候
歌 助 七右衛門 小團次

乍、憚以三口上書奉申上候、文言前略、

大江戸御町中様之御最負御取立を以、若年之私座頭役相勤候義は、先祖之金光何れも様の御ひいき難有仕合奉存候、然處箇様成義申上候は恐入候

得共、去る天保十三年寅年中相別れ候父海老藏義、追々老年に及び、殊之外多病に相成候との事故、何卒今一度面會仕度と兼々願ひ居候得共、芝居興行に暇なく、既に八箇年に相成候故、母事も上坂仕度存候得共、老年之事故心に任せず、何卒其方我に成替り、是非當年は上坂致し、父が様子を見届來り吳よとの頼み、元より私事も八箇年以前別れ候てより、此方便りなき身を御取立に預り、役者の數にも加り候を父にも語り悦ばせ申度、幸當年は重縁の當座へ出勤故に、座元權之助へ上坂致度由相願候處、權之助申候は、御最負様へは相濟ぬ事に候得共、親を思ふ孝道に候へば、何も様へは我等御詫申上候間、上坂可致由申吳候に付、甚恐入候得共、暫之間御暇被下置候様偏に奉願上候、且暫し成共御名殘に候間、何がな珍敷義と存候處、去御方より先年於當座親共相勤、御評判に預候伊達の七役、猶又歌舞妓十八番之内勸進帳相勤候様、御進めに御座候得共、未熟の私再應辭退仕候得共、達て御勤めに依り、おこがましく右之大役相勤候段恐入候得共、只々父海老藏の面影と、惡ひ所も御見捨

なく、御量負を以初日より御賑々敷御來駕之程、偏に奉_レ希上_二候、以上、

八代目市川團十郎

○八代目三升の上坂を譽て 運道

孝行が勸進帳とはるくくと

恰もせきをこえてあふ身路

同

打越て浪花へのぼる辨慶を

關のながしものとめかねたり

三月廿六日、北亞米利加軍艦長崎に來る、閏四月英國軍船相州浦賀に來る、これより海防守備頗嚴重になり、諸大名皆近海防禦の役に當てらる、右唐人船大評判に付、大津繪節の端うたに、あめりか唐人の文句出るなり、

「雨の夜に日本近く、とばけて流れ込む浦賀へ、黒船は乗こみ八百人、大筒小筒を打ならべ、羅紗猩々緋のつつ、ぼじばん、羅脊板の股引で、黒ン坊は水そこで仕事する、大將ぶんは部屋にてまじめがほ、中にもひげぶかいちやがたら唐人は海をながめ、どらめうはちをたいて、きくらくきんもうら

いと、「あめりかさして貰ひし大根と鶏をもつて行ア行ア、

○當時三高來拳

新 宿 婆
竹 澤 藤 次

「おまへは女の名でおばあさん、こい茶がおすきでとつびきびつびきぐひ、「爺々は江戸橋講釋場、どんく兩國御客さま、丸く火入三曲けん、「そんな事ア五分々々、おきなでく、くると廻つて一服しよ、

○又流行拳

四ッ谷 正受院老婆王
江戸橋 翁稻荷大明神
兩國 於竹大日如來

「おまへ翁でおちいさん、囃がおすきで、どんどこどんのどん、その又御連れはおばあさん、丸くかぶつた綿ぼうし、御秘藏女のお竹さん、當時流行の御三人、なんでも願が叶ます、ありがたいく泰平の、御代も榮える御目出たや、ぐるく廻て、三軒おがみませふ、

五月頃、

○當時ない(苗)うり
一殿様のないや、一御跡目のない、一幾日も極りないや、一廻町分別のない、一赤坂突わりのない、一

それ見たかなぞと老婆はにがわらい

申渡

淨土宗四谷正受院境内に罷在候

老婆

惣體智恵のない、一名古屋の親玉根強くない、一田安は片々目玉がない、一其くせ來る氣で氣がたらない、一御連枝繼がねばせんがない、一それでは國中おさまらない、一用金有てもまだ出さない、一米札いまだに引かへない、一御殿の病人命がない、一おきて看病してがない、一御祈禱加持も利生がない、一津田は御尻がすはらない、一筑前將監首がない、一兩家は詰所におられない、一伊勢はくはないよくがない、一いろくいつても請込ない、一この上どふでも仕やふがない、一なんでも四ッ谷でとこふがない、

○三國拳

おまへ四ッ谷の御殿さん、兵部がひいぎて引込で、一たび御江戸の御孫さん、てんく天下の筋がある、丸く治る御國元、なんの事た、田安はあたまかきく、くると廻つて、多葉粉にせふ、
閏四月十三日、四ッ谷新宿正受院境内安置之老婆王大流行に付、不正之義有之、寺社奉行より御手入に成、住職初め所化一同被_レ召捕、參詣は差留となる、川柳に、

其方儀水邊に罷在候筈之處、水難を厭ひ候哉、四ッ谷正受院境内に借地致し、土藏を修理致し閻魔王觀音と同居罷在、前々より正月七月十六日之外は、參詣を爲_レ致間敷仕來り候處、近頃平日猥に諸人參詣を差免し、剩己が馬鹿むらの後胤之由を申立、三途川老婆王と不_レ輕王號之幟を立、兼て申渡置候處之亡者之衣類を剝立候職業を全く致_レ忘却、おつこち綾石垣絞等の蒲團を、重ね敷罷在候而已ならず、信心の輩相願候連、黒袖御召縮緬草色杯之衣類を相重着用罷在、得手勝手之願承り届遣し候段は、風聞迄之事にて取用候筋にては無_レ之候得共、暑寒之無_レ差別一綿帽子を納めさせ候儀は、相違も無_レ之相聞、且又數多線香を焚烟を立火事に紛敷、其上身分を不_レ辨美食を好み、夥敷膳部を設、又は若き男女百度參に見とれ、木魚の高念佛にも更に心不_レ付罷在候段、老婆に有_レ之間敷甚いやらしき事に候、依

之申付方も有之候得共、外に工み候惡事も無之旨相聞候間、此度は令用捨一各之義不_レ及_二沙汰、急度叱置、以後は正月七月十六日之外參詣差留可_レ申事、

右は伊勢神殿御差圖、脇坂淡島神宅におゐて、留役井上神左衛門申_二渡之_一、

箱入の娘はおろかこの節は

おばあさんまでお手入がある

老の身の手を入れられてはづかしや

閻魔の前は何としやうづか

新宿は手はいれども兩國の

かたいお竹はゆびもはいらず

天言筆卷五終

於路加於比目錄

上卷

削花附おたか、おかめ、お猿、

地黄煎

姥ヶ餅の重箱

可盃附大原形、織部形、熊谷

伊勢踊

虎が石附大磯の三石、

壺々

阿伽陀附外郎餅、

善哉餅

油筒

十二人藝

西行腰懸石

中卷

右近源左衛門海道下りの唱歌、

澤村長十郎が定紋

そろゝ人形

南方鑑

晝夜帯

三島曆日伊勢曆

水木辰之助

親はないかといふ褒詞

十團子

千代が蚊帳の發句

追分繪大津繪

牽牛織女二星の神形

下卷

目附繪

香物

猿屋が楊枝

車輪の轉る様を畫ける事

小兒語

影繪

樗子

出羽國梅澤村羽子板

雜考

於路加於比上卷

柳亭種秀述

○削花

「古今和歌集」十卷、物に、二條后春宮のみやすむ所と申ける時に、めどにけづり花させりけるをよませ給ひける、

文屋やすひで

花の木にあらざらめども咲にけり

ふりみしこのみなる時もがな

めどはめどはぎといふ草にて、一本より六十餘も莖の生出るものにて、占の具の著はすなはちこれなり、頭書、明の周王傳が「教苑本草」に、嚴掃等といへる物スナハサメとはぎにて、雍州府志「六卷土産門」に、卜筮家魏峨龜山の産を専ら用ゐるよししるされたり、按ふに「史記」著千載一本百莖、有「神龜」守之とあるによりて、山の名の龜にちなみて、此所に於てならはしが、削花は延喜の「圖書式」に、金銅ノ花瓶二口、削花二枝としるされ、「朝忠家集」に、朱雀天皇讓位の後御佛名の朝、削花をさして御遊ありし事、「小大君家集」に、御佛名の次夜、削花を庭にさしたる事等見え、又「續古今和歌集」に、比叡山にて削花を競合せし事も

見ゆ、原は木を削りかけて造りたるが、後は絹又紙に古は佛供の花に高貴御あたりにて、削花を用ひたまひし其質素を見るべきなり、今出羽國米澤笹野村にて、秋の彼岸中に賣あるく造花、またく昔の削花なり、予先年師の家にて一見し、摸し置きたるを左にあらはす、
（省畧）柳のやうの木をけづりて造る、けづり此物のさま今江戸にて、正月十四日軒に釣下る削懸二種ある、其一種花の如く様したるものに侶たり、醒齋翁の「骨董集」上編に、「年中故事要言」にいへる削掛の杖、美濃國詠宮下巻に、又北越の祝木と云物と削掛とも呼、いづれも昔貴門にも行はれし、粥杖の遺風なる事説ありて、寫出されたる祝木はいたけ棒等の圖を見るに、江戸の削掛今一種の采配の若きさましたる物に似たり、是によりて思へば、江戸もいまだ千代田寶田など、田舎たりし往古は、美濃北越などのやうに、祝木にて新婦の腰をうつ俗習なりしが、早くこの事は廢れ件の削懸のみ残り、咒禁の意にて門などに釣けるか、北越にては正月十四日十五日十六日を小正月と稱へ、かの祝棒の事あるよし、醒翁もしるされたるを見るに、も、江戸にて削懸を用ゐる日並も同じく、かたなくよ

しあり、醒翁も既に此祝木につけ、江戸の削懸の考あるよし同書にかく、又花のさましたる削懸は、初春持佛の花瓶に削花を挿たる事ありて、其餘波にて名稱の大かた等しきにより、二物のひとつになりけるにや、是等すべて明證なければ、徒思ひよれるまゝをしるすにこそ、又上にいへる米澤の笹野村に、小兒ある家にて初春に飾るもてあそび有、是亦師翁の所藏ありしを摹出す、（省畧）り、此畫具は笹野觀音山より出るよし、室府なるうそと同一製作なるものなり、鶴龜といは

○壺々

茶人又玄齋千ノ宗室、號一燈、寶曆中歿、年五、所好の煙草盆に、つばくを透彫にしたるあり、壺々は山城國伏見焼の手遊にて、原稻荷神社の神饌に用ゐし窪杯の物を盛る料にて碗の造餘を鬻ぎしにはじまり、後には其形勢も稍轉變り、小兒の翫具にもなりしなるべし、「俳諧毛吹草」寛永十五年重頼撰、に、山城國稻荷染團子、山黄土、用具に、及土、諸國に、壺々、火桶下と有て、専初午祭の家苞にしたるなり、黒川道祐翁の「日次紀事」二月初の條に云、今日農民參詣特多、門前家々賣百穀種并雜菜種、又賣大小陶器、其大者謂轉法、言始於攝州

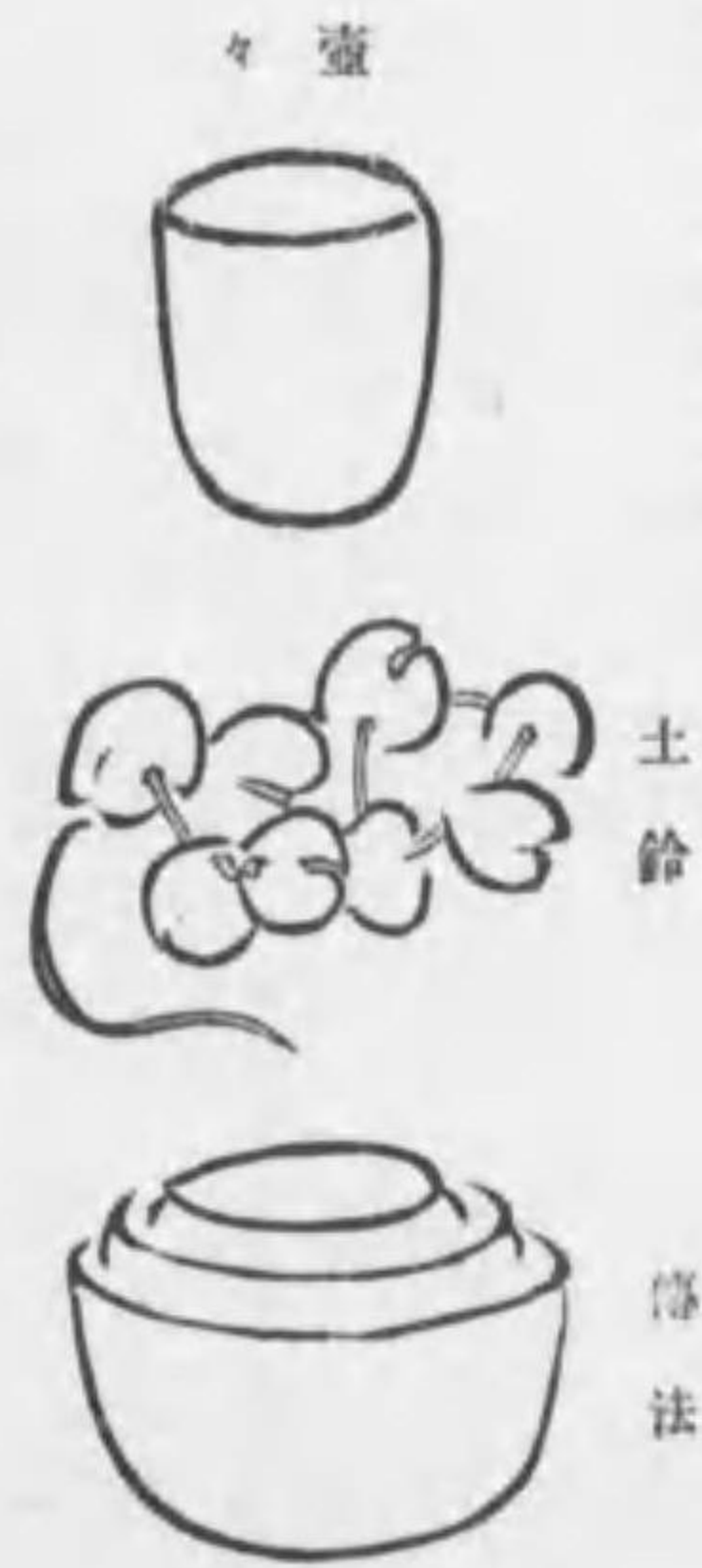
轉法海濱製之、故謂轉法燒、以是炒物、又盛煙草粉、其小者謂都保々々、此土器於兩手掌内運轉之、則有都保々々之音、故名之、參詣之男女買之、賺兒童、大人亦滿鹽於其物、入火而燒、資膳食、今日民家多食菜葉、此物古く見えたるは、山崎宗鑑の「犬筑波集」年撰、に、
童部のゑんにて狂ふ藥師堂
もてあそびぬるるりのつばく
此句に稻荷土産の事はいはれど、つばくの
名目あれば抄録す、
上に引ける「毛吹草」卷五、莖の句に、
置露の玉やつばく壺すみれ 山田光有
此句壺々の形を想像するに足れり、又「俳諧洛陽集」延寶八、初午の句に、
つばくから初午の出る事もあり 自悅
「松の落葉」寶永七、一巻京わらんへの唱歌に、「はつ午祭のみやげとて、すいやつばくかざぐるま、略、なぐともうたひ、「おつばにまゝ入てころくといふ童謡あり、何にありしか忘れつ、おつばとあれば食器つば平のつばかなし、此物伏見に今亡きやうに覺ゆ、予近年上京のついで、土器販ぐるそこゝにてたづねもとめける

に、さるものなしとて名だに知らぬさまなるはいか
なる事にか、安永の末年頃まで初午に賣し證は「都
名所圖會」三卷に其圖あり、珍らしからねばこゝにも
らしつ、

本文には土器黍粟等を土産とするなりとのみあれ
ど、でんばふつば／＼などを賣りしは、繪の上にて
あきらかなり、此書安永九年
出来なり

しかるに文化三年刊成りたる「諸國年中行事大成」
述水春曉初午條に、古は是日參詣の諸人、神籬の杉の枝
齋畫作、折歸て家に納しといふ、中此杉を折こと今は絶た
り、此邊の家々に土細工の狐鈴、或は布袋西行遊治郎
倡婦、其外鳥獸の類ひ、今様風流の偶人を作り賣る、
これを稻荷人形と稱し名だたる産物なり、またもろ
もろの種物地黄煎など賣家あり、或はこの日の賣物
とて烏帽子小き俵升など童の翫器とす、思ひ／＼に
是を求めて家土産とす、是みな此御神衣食を守せた
まふに因るなり、かく種々のものを巨細に書載たる
にすいもでんばふもつば／＼もなきはいぶかし、是
を證として文化初年の頃は、既く壺々を販ざりしな
りと決めたけれど、鈴傳法などは今も現に常にも何

の店にても製し賣るたれば、此文に書漏たりとも思
はれて體にはいひ難し、是は 或人つば／＼の形を見
て、碁子碁子を入る筒かと問し人のあるに答へたるにて、
誰々も知れる説どもになむ、



○地黄煎

壺々の條に引たる「諸國年中行事大成」に、地黄煎を
も土産に買しは、彼の「洛陽集」つば／＼の句の並び
に、

初午のしるしの箱や地黄煎

琴風

とも載て、其濫觴は考へ得ねど、昨今の事にはあら
ず、「人倫訓蒙圖彙」元禄三年刊行、職の部に、「地黄煎」東福寺
前菊一文字や其名高しと注して、飴師の次に出せり、
「毛吹草」にも東福寺門前とあり、伏見なる朝倉屋と

いへる地黄煎を販し事、當時の物に見ゆ、此事未にくは
しく記せり、
されば道のついでゆゑに、詣の人々の家苞にしたり
しにこそ、さて此物はもと補劑の製薬にて、甘味を
專になして小兒に與へたるなるべし、「勸人聖職人歌
合」世二番職人歌に載て、地黄煎賣右糖粽賣と書ひたり、
其歌題花、

花をとふよしのもやまと地黄煎

草にも木にも心ひかれて

地黄煎賣うり



判詞云、前陣糖茅粽、慰三輪山之露宿、後陣地黄煎、
助三和路之風爐、各於三其境界之士産、共在三其時節

之風味也、有、與有、感無、優劣、乎、
按するに、こゝに大和路といへるは、大和大路とい
へるにはあらかじか、大和大路は伏見街道の事なれ
ば、當時より此邊にて地黄煎を製しけるか、さらば
彌いと古き土産なり、
述懐の歌は、

うなる子が乳房に似てもすふものは

ちのみち思ふ地黄煎かな

判詞云、上右うなる子が母の乳味にもおとるまじく
すひしは、ふくむ口つき見る心地して、いたいげにぞ
侍る、地黄は血の道最上の良薬なるに、骨肉同胞の契
をも、血の道かよふなど申せば、うなる子にたよりも
ありてかた／＼よろし、これもおなじ程の甘味にこ
そ侍らめ、同じなどとは、糖粽と
同じといへるなり
さて當時の製法はいかなりけん未知らざれども、藥
種を加へたる糖やうのものならんとは推量らる、下に
引た
る雅州府志の文にて、
大かたはしらる、今江戸にて下りと稱ふ飴、便ち此地
黄煎にて、尾張人はげうせんと訛りてとなふ、凝煎の意
かと思ふ
人あれど、大なる
ひがことなり、下りとは元上方より下したる者なるよ
りの稱なるべく、今はかつて薬味を加へず、急火にて

煎たる餡なり、江戸にても古くは地黄煎といひし事は、師柳亭も延寶年間の物ならんといはれし、「いとなみ六法」に地黄煎あり、

「ちをせんうり」△のみきりにのばし、のばしたわかしゆにはまづぼうあめをねぶらせて、あまんなまいとるときは、いかなる人をうらやむは、あまんなまいよのこと、

こゝにのみきりとあるは鑿と錐か、昔ものみを用ひてけづりたりとおぼゆ、又按ずるに、のみきりはのびきりにてのばすといふ事か、下に引たる句にも引のばすとあり、されば今の如くかたきものにはあらざるにや、

俳諧の書に見えたるは「熱田俳諧」慶安三年より承應二年れかれのものしたる、百韻の俳諧二千句を一冊とせる寫本、熱田の友人橋本盛章の所藏、其家の遠祖當時に筆記せる手澤にて、作者に盛政盛忠等とあるは、橋本の家の先人なり、先年盛章われらに於ては反故なりとて予に贈る、書名なきを以て、假に熱田俳諧と號けおきつ、慶安三年四月の百韻に、

蓮のいと、引のばすらん
樂みをねがへ黄泉地黄煎
兒はおこしとなれる隠居所

「江戸八百韻」延寶六

一文笛の鳥の初聲 言水
曙の關にながる、地黄煎 幽山
結しがちにて通ふ岩陰 一鐵

俳書其餘物の本になはいくらでもあるべし、友人萬石亭云、當時伏見朝倉屋といへるにて、地黄煎をひさぎしは、「旅がらす」寶永三、二卷桃花宴の條下に、作右衛門がしさいらしく案内をなすを聞けば、略、こゝもとの障子に墨ぐるに書たるは、地黄煎とていとも名高く、とつと昔の浦しまは、この地黄煎の薬力にて、仙人の仲間となれば云、

種秀按ずるに、地黄煎は箱に入て賣たるものか、上に出せる「洛陽集」に「さばこ」に浦島子を引出せるも、玉手箱を含めたるものか、こは餘り牽強の説なるべけれど、試にいひおくまでなり、

「圓山集」寶永二、

孫をすかしにかふ地黄煎 牛山

桃山のも、に日よりの定まりて 同

「商人職人懐日記」正徳三、五卷に、伏見の桃の花は外になき句ひにて、春來つてはあまねく是に集り、略、いく度通りてもにくうない階道、土焼の品々、蕃椒の安

賣、いなり前の地黄煎和らかに、鈴の音もよいとや、

云々、案ずるに此後の物には更に見えねば、元祿年間より正徳年間まではありて、其後此家絶たるならんか、後の考を待になん、以上萬石、實古き事なれば、此家ども今有りやなしや、さる年彼の地を過し時、心づかさりしはいと口惜し、されど文化初年まで地黄煎を賣りしは、「年中行事大成」にてたしかなり、

「雍州府志」黒川道、六卷上、造醸部に云、「地黄煎」古禁裏命醫家、令製地黄煎、其法穀芽末粉合地黄汁、入鍋内、燉火鍊之、而用之則潤腸胃、益氣血、今不用地黄汁、以清水煎鍊之、其味雖美、其功能爲劣、又東福寺門前菊一文字屋之滑飴爲精品、食之不粘齒牙、不滯胸膈、とあるにて古今の沿革も知られ、滑飴といへるからは、今の如くかたき物にはあらざりしを知るべきなり、同書此次に飴糖を載せて、東福寺門前菊一文字屋之所製爲佳とあるを見れば、菊一文字屋は元飴屋にて、地黄煎をも販たりしなり、
後に一時軒會合「次郎五百韻」延寶六、を見るに、地黄煎に鑿を用る慥なり、

於路加於比上卷

古がねとなるかまくらのこと 幾音

地黄煎のみおつとつて切おとし 保友

大工かひのあとの錢拵 如見

四條河原の納涼に地黄煎を賣たるは、「本朝文鑑」享保支考、二卷京の吾佛が涼賦に云、洛陽の東に河ありて、上を加茂川といひ下を白川といひ、君が千とせの石川やせみの小河ともいふなるべし、されば年毎の六月七日より、十八日の夜もすがら、五條の橋のこなたより、三條の橋をかざりとして、その川水に床をならべ、櫻皮焼の煙ふん／＼として、三千坊のひえにたなびき、石藏茶の瀧はさつ／＼と、八十杯の龍門にみなざる、名も安兵衛が地黄煎をよばれて、味もよし、の、長命をうる、下、

○阿伽陀

尾張國津島にまします、牛頭天王の神祠に詣づる者、御夢想とかいひて、必家苞に買菓子あり、粳米を粗く挽き粉となし、堅く丸め油熬にしたるものにて、是をあかだと稱へ鬻ぐ家多し、就中近江屋彌三郎をもて根本とす、砂糖を加へず味極めて淡薄にて、齒のつよき人は賞美して喰へり、其色赤ければあかだと云

と思ふもあれど、こはもと丸薬にて菓子類にはあらざりしが、いつの頃よりか實と名と相乗き、あらぬものになりぬるなり、「張州府志」寶曆二年、松平に、既く其辨あり、海東郡土産門に云、油燐餌出津島、俗呼爲阿伽陀、按阿伽陀本梵語、僧玄應經音義曰、阿伽陀此云丸、然則津島本賣藥療病、後世換以油燐之物、其形如木樓子、詰天王祠者、必買之以歸、とあるが如し、「翻譯名義集」三卷什に、普去又圓藥と譯し、華嚴云、阿伽陀藥、衆生見者衆病悉除、とあり、「尺素往來」長享三年五月、一合藥の條に阿伽陀あり、「守武千句」十月、

すみだがはらはくすりなりけり

「雍州府志」六卷土産門上に、阿伽陀圓治一切食毒霍亂腹痛、とのみあつて、製藥する法をしるさるはうらみなり、

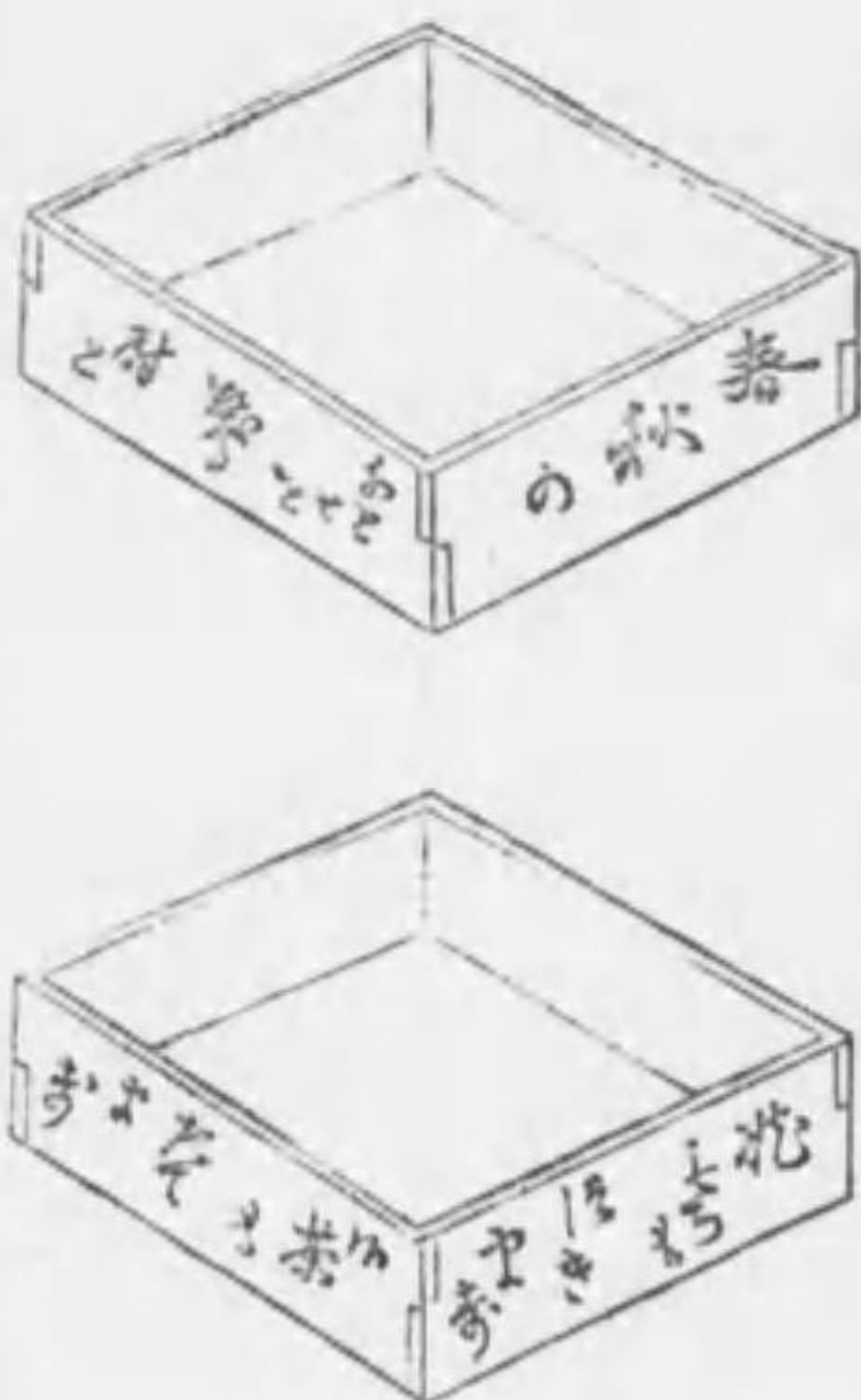
是等皆あかだといふ一種の丸薬にて、津島の油燐をいふには非ず、地黄煎とひとしく、藥劑の食料に轉せるなり、又菓子一種に外郎餅といへるあり、「男重寶記」元禄六、四卷菓子類のはじめに、饅頭、羊羹、外郎餅、求肥、酸漿と出し、「古今名物御前菓子秘傳抄」

享保三、に、ういろもち、柿入ういろもちあり、外郎はもと漢土にて、藥品を調進する人の職名なるが、透頂香を外郎といひ、小田原のみにあらず、例の「毛吹草」山其城名物の中に外郎の透頂香を出せり、其合藥の名の菓子に冠たるも、地黄煎あかだに似たり、外郎の事師柳亭の百舌話に記されたれば、こゝには略す、さて猶按ふに、透頂香は丸薬なれば、外郎餅にぞらふべくもおぼへず、もし中昔の頃外郎某皇朝に歸化して、後菓子職に教へてかゝる物を製らせたるにより、やがて外郎餅と號けたるなどにはあらずか、こは證とてもなく倉卒に思ひよれるのみなり、津島の油燐餌を阿伽陀といふ事、再按ふに、神前に油燐の造菓子供へるは常の事にて、「和名抄」十六、飯餅類の中に出たる、餡餠煎餅粘臍等、皆油もて煮たる餅なり結葉も「古今集」顯昭法師の注にあぶらものと有、八種の唐菓子の中なる梅枝も、「千果考」に、高橋家所用但アブラアゲなりと注す、扱件の「和名抄」に、歡喜團一名團喜と載せられたるもの、其勢今の團子にて、「千果考」に○形如此、麥の粉にて是を制し、内に餡を入るなりとありて、「千果圖彙」にも丸き形を畫き、高橋家調進、團喜黃、形團子の如く丸し、又白

しと注せるのもあり、此團喜油にて煮たるよしはなきさまなれど、津島の神供には此團喜の形の黄なるを、油煎にして奉る式ありて、其神供の撤したるを賜りたるが原にて、それを社家民家にも販品につくり、其頃阿伽陀薬といふが行はれて、其名を人よくしり、油餌の形の件の安伽陀に似たるより、あかだくと喚ならはしたるにてもあるべし、

○姥が餅の重箱

大き四寸八分四方、深一寸一分強、木厚サ二分強



東海道草津驛の名物、姥ヶ餅にて用ふ重箱、予が若き時見たりしは此の如し、春慶塗のごとき色して、搔合

於路加於比上巻

二百四十一

せに塗て粗なるものなり、

今年より四歳以前上京の折から、寄りて見たりしに此器を用ゐず、何もく昔のもの、失行ぞ味きなき世のさまなりける、

此餅往古より海道第一の名物なり、「東海道名所記」了意に云、草津追分の北南の兩廉の家は、是かくれなき草津の姥ヶ餅やなり、知貞の發句に、

豆腐よりやくさつの姥のもちつゝじ

「一目玉餅」元禄二、にも此名物を載たり、「東海道分間繪圖」元禄三、草津の所に茶屋あり、うばが餅とて名物なりとあり、

草津の驛につゞき矢倉町といふ在所にて、矢橋の船場へ行く追分なり、「名所記」を見れば、昔は兩角に此餅うる家ありしが、今は登りの右側に一家あるのみなり、

「島原大和曆」二卷に、正月朔日中草津の餅と島原の正月とをかはねば、ゑんまはとがめつみにおとし給ふ、「けいせい色三味線」元禄十四、三卷に云、我生れてより伽羅くさいふとも、を知らず、中ゑんまの前にして、見るめかぐはなといふ粹に出合、汝ら前生に

て草津の姥の餅をくふたか、太夫と床入したかと必
とはれん、下「男色小鑑」刻梓年、五卷に、草津の姥が餅
と清見寺の膏藥とは、地獄にて鬼がとふと彌五七
精開の、がいひしも、實其所の名物、略などあるをもて、
名なり、がいひしも、實其所の名物、略などあるをもて、
當時はことに賞翫せし事、此諺にて推量らる、追補下の
巻の末に

○善哉餅

今も昔も京攝にて善哉餅と稱は、江戸の汁子餅にて、
常も食すれど、とりわき初春の節句とする事、其製造は
さか異なるかは一條禪閣の「尺素往來」に、先新年之善哉
しらすれど、
者、是修正之祝者也、と年中佳節の食品を並べたる
始にか、せ給へば、餅とはなけれど善哉餅なる事勿
論なり、是より已往の書にも出たるか管見に及ばず、
四百年前より有事は憊なり、善哉はよきかなと喝采
善哉の字西土佛書より出で、法華經に比論たる稱にて事もなき
品陀羅尼にも出で、杖擧するに違あらす、
を、松井免睡が「四民童子字畫安見」正徳六、飲食門に
織細餅と出せるは此善哉のことか、さらばなまなか
のさかしら文字なり、新粉餅を深更餅と書た
ればしかおもへるなり、
「紅梅千句」貞に、

熱痰に氷砂糖やふさふらん

可頼

せんざいおほくくへどくやらぬ 長頭丸
正月は具足の祝ひよろこびて 友仙
「七百五十韻」延寶九、に、

反腕みだれ鹿とよむなり 政定
秋の野は善哉餅と見ゆるかな 春澄
小倉つゞきの在所立して 常之

こゝに小倉とあるは、小倉館の事にや、
因に云、汁子餅も「崑山集」明曆三、名月の句に出づ、
あま望になるやしるこの望月夜

尾張あたりの方言には、小豆餡の事をこと云へり、さ
れば此語昔はいづこにてもいひて、小豆粉を汁にし
たるをもて汁子といふか、湯の子茶の子など、ことは
いへど各異なり、
猶云、小豆あんをこといふ事、尾張にてもあまね
くいふにあらず、ふるき人まれくにいへり、

○可盃

可盃は底を尖らして、酒を酌て後は下に措事のなら
ぬやうにしたるものにて、酒好む人の一息に飲乾べ
くかまへたものなり、可字は何々すべしと書に、必
可某と上に書下には書ぬより、號たるなぞく

り、「雛形爲井童草」寶永二年、井上茶全に、盃の圖種々
載たる中に其形あり、



可形下におかぬと
云ふ心がべく
といふなり

「西鶴俗つれく」元禄八
一卷に、永代堀のほとり
に、町人の若いもの集り、

夜まで燗鍋たへす、可盃の後みなく、氣強くなりて
とあるは、互に手より手へうけ、酒を頻りに飲で盃も
下に置かぬを云、「古渡集」享保十、下巻、菊の發句に、

我尻も可盃よさくの頃

素英

これもところろくに酒宴有て、尻のすわらぬといふ
意なり、「俳諧雜巾」延寶九、五卷、月の發句に、

影なれややどりもはせぬ可の月

勝所一葉

此雜巾の句は盃の事とも決がたけれど、月のひさし
くとまられぬを、盃になぞらへて讀たるとおぼし、
「小町唄」寛文五年、春の下、花の句に、

つけざしは可さかづきか花の友

重頼

此所に餘白あれば上の雛形に出たる形の、手元なる
抄録にて見當りたる物の本、并に發句によみたるを、
二ツ三ツこゝに摸す、



大原形 「崑山集」明曆二「影おしき月のお
大原碗の朱を見 かたや大原碗 江戸勝重
たてたる物也」



御所形 「崑山集」第十一、九月
織部形 「心あてやおりに九盃菊の酒 西民
トモ云」

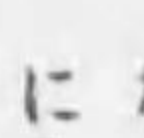
「世話重寶記」元禄八、今のちひさくうすき盃は、織
部殿ものすきなれば、すぐに盃の名として織部
といふなり、



アツモリ 本熊谷
さかづき



「西鶴置土産」
元禄初九卷に、
熊谷の大ぶり



なる金の盃と、さんごじゆの盃とかさねて、太夫
にとらせければ云々、



是も「崑山集」月の句に、
「むさし野は大さか月のひかり哉
種秀云、この武藏野に小盃をそへたるは未考へ
す、

○織部盃 「懷子」萬治三
ぬれつゝぞしみておりべにきくの酒

こは「古今集」春下、在原業平の「やよひのつもごりの日雨の降りるに、藤の花を折て人につかはしける」のれついでしるておりつる年のうちに春はいくらもあらじとおもへば」といふ歌をとりたるなり、

「西鶴大矢數」八年、三卷に、

こたんかあたさまや千々の秋風

下紅葉一ぱい過す織部殿

こは孟をさしてはいはれど、名に因みたるは論なし、

○武藏野 「懷子」十卷に、

逢うれしきは富士の山ほど

つけざしのなさをいはは武藏野に 保友

「同」六卷に、

酒宴大盃を

かこたれぬ武藏野といへばはる月夜

こは古今六帖に、「しらねどもむさしのといへばかこたれぬよしやさこそはむしきさのゆゑ」といふ歌をとりたるなり、

「同」九卷下に、

はら廣し武藏野で呑菊の酒

上下にいたる鴈字や可と候 良任

此發句は可孟の解に參考すべき句なりと、師のいはれしことあれば、筆のついでに録しおさつ、

○油筒

髪に油をつくる事、練油こそいと後のものなれ、梅花白絞りなどいふ水油はや、古くより有て、髪にぬりしこに靈異記に見えたり、こは桓武天皇の御代に記したる書、この水油にて、女の髪に油をつくること千年已往すにあり、この水油を納おくには竹の筒を用ひ、其形は今もある丸竹の水筒のごとくしたる物に似たり、酒をいれる、吸筒其圖は例の「いとなみ六法」に出で、右に摹したるがごとし、

（◎圖）古き俳諧の本にこれかれ見ゆ、「狗獨集」寛文十年（書略）雑下に、

竹の筒も數奇道具とてうりまはり

「望一前千句」慶安二年刊行、第二に、

髪のおぶらや櫛のいろく

「新撰犬筑波集」永正十一年撰、

やくしのまへでつゝをこそふれ

寛文九年梅盛の「便船集」六に、油の付合に竹とあるも竹筒のことなるべし、

こは髪にぬる油の事ならねど、油筒ありし事はたしかなり、さればいと古き調度なり、かく記す時萬石亭

正信

來り此稿本を見て、わが藏書に「いなも美知」と外題して、桑名屋甚兵衛桑名屋は此書の板元にて、文言堂義長とて、巻頭に自詠の歌を載たり、といふ者當時の狂歌を集めて、享保十四年刊行の本あり、此書の卷首に、油筒の考證尤おもしろきが有とて、見せらるゝをいと嬉しくて披閱るに左の如し、狂歌の集の祖をはじめに出せる、こゝろいまだ考へず、に俳諧師

讀ニ山崎宗鑑像一

此人山崎長南軒に閑居して、平生竹を伐て油筒を作りて、市にひさぎ新水の助とせられける、今俳諧の祖なり、常に三條實隆へ□□されて、和歌の事にもくわし、

はいかいの道をしてらせる油筒 椎本舊徳

つゝのとりも此人にしろ

宗鑑師の一夜庵の事は諸書に見えたれど、油筒を作られし事師の物語にも聞かず、山崎は往昔より油を製造すれば、油筒かたゝくよしあり、

○伊勢踊

伊勢踊は、寛文七年伊勢の加友が撰める俳書の外題にも號け、古き俳諧發句にはいと多く詠たれば珍しげもなし、こは伊勢人の盆中にをどる事とのみ心得

てゐたりしはおろかなりき、「尾陽開書」と題せる寫本あり、奥書に右於三武州旅亭寫之畢、延寶八年申十二月、孫雲堂判、竟或家藏一寫之、誤字脱落之處有之、寶永二年酉十月朔日、間津□□印とあり、慶長以來あり來る事共、何くれとなく、あらくしるせる日本の記なり、慶長十九年五月、梅雨頻降、諸國洪水田園を浸す、略廿八日、去廿六日以來大雨洪水石を流し堤を破る、寅下剋已來北風強く吹き木を抜き家を倒す、名古屋本丸之殿主、東北之石垣八十間餘崩る、畿内關東未曾有の大風云々、是より先伊勢外宮の大神、同國野上山へ飛遷り給ふ、又山田へ還座有べしと俗説多し、是より伊勢踊と稱し、諸國狂せるが如し、實に希有の珍事歟、清洲町中近邊より民躍りを興行して、御園神明にて羣集をなす事市の如し、中慶長廿年卯、此年十一月廿七日元和と改る、中二月十四日、伊勢踊于今盛にて關東興三行之、「書言字考」八卷、言に、伊勢踊、慶長十九年秋自伊勢始故名、見江源武鑑とあるとよく合へり、「慶長談海」一卷に、慶長十九年九月より十月に至て、畿内近國人致神躍、とあるは此事なり、然れば原盆踊にはあらで、お鍛祭豊年躍などの類にて、一時の流行の後

後にはその振を傳へて、一種のをどりとほなりけるなるべし、しかるに河原崎權之助著したる「舞曲扇林」に、伊勢踊始とて記せるは、當時伊勢の山田に人あり、桂甚内といふ美男なり、もとは京都に在て隨分色めき、男の五歌仙といはれ、歌にうたはれし人なり、其五歌仙の五人は、六字南無右衛門本名は淺山長藏、なごや三左伏見三左ともいへり、佐賀大六、若山見事桂甚内なり、好色身にあまり一門不通になり、京都の住居ならず、山田に所縁ありてしばし居けるが、折々は父が心を窺はん爲京都へくだりしに、其時分關の地蔵はふうりうの地にて、遊女あまたあり、中にも光山吹とて名にあふ色女あり、おり／＼は光がもとに旅寐しけるが、みつはさそひ行人ありていづち行けん、後には山吹がもとにとまりける、山吹は海道一の小歌の上手にてありけるとかや、甚内も悪所の瀧にうたれてしやれたる男なりけれど、山吹が姿願無にはや心もくれ竹の、よに一ふしのたぐひなき身にあまり思ひければ、山田より關迄は其間十六里、隣よりなほ近ふおぼへけるにや、人目も關もわざくれとは思ひながら、京都のきこえを憚りて、身のか

きつばたとなぞらへ、かほよ口あふぎをあて、其みちのくを忍ぶ折もおほかりし、山吹も不淺おもひ、いづの曉も袖をしらくする心のいろ、いふよりまさる事にぞみえける、折ふしのかひて籬をふさぐ雲男、障もしらぬ漂敵、其内山吹が和氣をそねみて歌にうたひける、

「松坂こゑてゑいこの、さいた桂男のながたな、おほいつかいな、

おりふしあて／＼しくうたひけるとなり、専ら此歌道中にて流行けるを、山田にて遊眠の徒、此歌に又甚内山吹が事をくどきに作り踊りける、今のいせおどりなり、夫より次第に歌もくどきも出来てはやりけるに、關にても遊女どもあつまりて、夜にさへなればおどりけるゆへ、關にてもはやりぬといひつたへつたへ、道中あまねく踊りけるとなり、旅人も日は高けれども、此おどりがめづらしさに、此しゆくにとまりけるゆへ、いよく此しゆく繁昌しけるとなり、其後其内は父のゆるし有けるにより、京都へ上りければ、山吹つとめ身にそます、明暮物おもふあまりにや、終にみまかりける、此宿の名とり光山吹なりし

故、宿も寂れけるとなり、其時はやりうたに、

「水はで、行山吹しよげる、よるのむざめにや鹿のこへ、

とうたひあやまりけるとなり、已上件の話虚實はしらす、よしありげに聞ゆれど、其時代をもいつといはず、前に出す諸本の説とは、いたく異なるつたへにて、始終もしどけなき話なれど、伊勢踊の始と題目をも出したれば、全文を録して具眼の人の是正を請ふ、中にも六字南無右衛門を男としたる、又名古屋三左衛門とあるも、例のとは別人にや、

「ト養狂歌集」下に、いせおどりはやりければ、我君をこゝで松崎いせおどり

そこらでしめろまかせはら帯

此腹帯は孕婦のにはあらず、躍る時腹部をかためん爲にしむる腹帯なり、

さて伊勢踊のうたとて、「糸竹初心集」寛文四年印行に載たるは、

「あのきみさまアはア、いせのはまアそだち、めもとにしほがやれ、こぼれかゝるゑ、

猶伊勢踊の事は、これかれいはまほしき事あれど、引

證の書手元になければ、追てかきつぎ侍るべし、

○十二人藝

今の八人藝といふ技、昔は八人坐頭といひけるよし、師の用捨箱にしろされたるが如し、近頃十五人藝なと看板に出すもあるは、事を大きくする後の代の癖と思ひ居りしに、「木やり大全」といふ者を見るに、刻梓の年は詳ならねど、山川内記、坊主小兵衛等の像を載たれば、元祿以往のものなるべし、此書に十二人藝の唱歌あり、

十二人藝なり物揃 坂田林之介

一いつとももし火かきたて、人はこをうちかるたうつ、月になりてはさんざきぬたうつ、ま事にそれはゑい、さよふけてしのぶ／＼つまどの、かきがねはちんからころりとはやなりぬ、

○虎が石

「東海道名所記」大磯の宿の條に、虎が石とて丸き石あり、よき男のあぐればあがり、あしき男のもつにはあがらすといふ、色このみの石也と旅人をあざむき

かたる、又「諸國安見廻文之繪圖」貞享三、しゆくがはらとらが石あり、此石はよき男あぐれば上ると云、あしき男にはすこしもあがらず、色ごのみのとらが石と、旅人口すさむなり、或人の發句に、

大いそにちぎらば虎が美人草

大磯の松風さむしとらのとき

「一目玉鉾」に、此町はづれに虎が石とて、紫だちてなめらかなるが、旅人くたぶれし片手に力持をしけるに、大かたの人はあげがたし、土佐掾の淨瑠璃正本の中、「博多霧右衛門色傳授」にも、此虎が石の事を作りたり、座右にあらざれば重て書加ふべし、しかるに「一目玉鉾」と同じ畫工、菱川吉兵衛がゑがきたる、「東海道分間繪圖」元祿三、大磯の所には、じふくじ、虎が石此寺にありと記せり、「安見圖」を刊たる貞享三年より、この元祿三年にて僅に五年をへだてたり、道傍に轉りありける虎が石は、其頃寺に納めしか、寺には往古よりあるやうにいへり、路側にありしはおぼつかなき事なり、若くば外にさるものありしか、さにはあらし、さて此石今彼宿中なる法華寺にありて、住僧に請へば容易く見らる、物なれば、其圖説など

記さんも不用なる所爲なれど、近年青山の雲州亭楠萬といふ人、「東雲草」とて箱根に湯治せし時の紀行二卷あり、印行したるものなれば、い虎が石の事も委しく記されたれば、さいか珍しくはなけれど、いに抄録す、文政十三年の著述なり、



宮經山延壽寺日蓮派鬼子母神社に秘め置とらが石、長さ二尺三四寸廻り三尺餘、重さ十四五貫匁有べきが青石なり、縁起に曰、此石鬼子母神社の岩座にはさまりありしに、石なるが其座をはなれ成長し、或時曾我十郎が大磯へ來る時、怨嫉の人矢を放つ、此石來り更留し矢疵なり、かけ來り斬付し太刀疵なり、仍身代石とも云ふといへり、愚看に陰陽石なり、又岩より石を産る事も珍らしからず、眼前房州秋谷の濱傳ひ、岩より青石を産む、夫石は氣の核なり、人の齒爪骨に異ならず、尤育つ事有るべし、肉眼にて見る事かたし、又とら石虎が石と呼べるの意味、書まほしき愚按あれど、古く傳ふる□□をはかり、筆を止るものならず、種秀も先年一見したるに、右の圖にたがはず、色よき蒲團重ね敷て石をのせ、紫の絹を覆ひたり、予たはむ

れに、

とらごせの名を負ふ石もみつぶとん

おもくしたるお職なりけり

とよみて笑ひき、「分間圖」にじふくじとあるは、此延臺寺の舊名か未考へず、元祿初年より寺の寶物なる事は論もなきを、寶永二年の笠句付「俄雨」に、

皺面であがりますまいとらが石 風外

明和六年印本短句「吾妻錦」に、

ためし虎が石(◎原本)

乙 鶯

などあるは實説を尋ねず、古き諺によりて作意せるなるべし、猶上に引たる「東雲草」に、大磯の三石の事をしるせるを、餘白あれば、に贅す、もろこしの原のついに、

松原番の右のかた、山にちかき畑の中、榎の古木鞍懸石あり、高さ五尺も有べきか、誠に希代の石といふべし、昔頼朝馬の鞍を懸られしよりさいふといへり、又一人の村老曰く、誠此石鞍懸石にはあらざるなり、猫塚石といふ事にて、昔或人秘藏の猫の尸を此所に埋しといふ、誠鞍懸石といふは、向ふ山

中に有といふ、尋んとするに草しげり、所の人にも定かにしれず、其近邊に立石といひけるあり、一丈計も直に立程の如き名石有し、はなみづ橋普請の頃、此石を伐出し橋柱とす、諸人に祟り靈驗を示せしとなり、仍□らず、此二石にとらが石を加へてこそ、大磯の三石とは云なりけり、と已上、

○西行腰懸石

こはいと無下にきのふけふの事なるが、尾張の岡田松園翁の著「小治田眞清水」「尾張名所圖會」の拾遺なり、二卷に云、こ、に一奇事あり、熱田宿の東の出はなれ八町繩手に、濱の明神といふ祠あり、其祠を支配する社人の許に、去年嘉永壬の八月十八日の夜、一人の男來りて申やう、大石一つ神明の境内に獻りたし、苦しからずば御許しあれかしと頼みければ、社人其石の模様をたづね聞き定め、さてはさしつかへなし、奉納あるべしと諾しけり、其男悦びて歸りけるが、其夜のうちに彼境内に大石一ツ立居たり、長さ三尺八寸餘横巾一尺三寸、廣狹定まらず、高さ一尺二寸ばかりの石なり、中程の端に前といふ文字を彫り、其左右

に兩手を突たるさまに指形つき、其傍に西行法師御腰かけ石とあざやかに彫付たり、其石三人にては中持運びがたき程なるを、夜の間に音もなく引居へ置しは、何者の所爲にやいとあやししく、天よりや降りけん地よりやわき出けんなど、人々評議して見物にはせ來るもの甚多かりしなり、

余さる頃一度故國に歸りし時、したしく見るに其圖左の如し、(省略)人の手しておし凹たる如き痕ある石奇なりといへども、馬蹄石の類にて所々に有ものなり、井澤長秀の「俗説辨」に、漢籍どもを引て辨論せられたれば往(誤カ)て見るべし、

按するに、西行法師尾張國熱田わたりに遊ばれし事、正しき書には曾て見ず、彼地にて寒念佛とて、寒中に小兒輩鉦打ながら、唱ひあるく童謡數首ある中に、「歸命頂禮西行が、初て熱田に參られて、二十五丁橋に腰掛て、澳を遙に見渡せば、出船入船懸り船、帆かけて走るが桑名船、保多へつくのがお江戸船、南無阿彌陀、

二十五丁橋は、本宮海藏門前の石橋の俚名にて、石數二十五枚有といふよりしか稱なり、此等は論もなき

童謡なれど、石に腰をかくるといふにより、先しるし、さて近昔より木遣り歌にうたふ唱歌を、例の物の本より抄出す、「さびしき坐の慰」(延寶四年とて、近世の雜唱を集たる書に、西行くとき木やり、

「やれ西行が、諸國執行に出るとて、尾張の國に聞へたる、熱田の宮にやすらひて、かほどすすしき宮立を、誰があつたとつけつらん、そこで明神御返歌に、やれ西行よ、御身の名をば西へ行とかきつるに、東へ行はこれも西行が偽か、をいかけ中のつなからこんるをかけやれ、なかのつなよへ、

十二人藝の條に引たる「木遣大全」にも、此唱歌を載て一字も異らず、こは「小治田眞清水」に「正事記」といふものを引て、此問答を記載られたり、西行歌は、かくばかり木かけすしき宮立を

神の返歌に、
やよ法師東の方にゆきながら
など西行と名のりそめけん
件の如し、彼腰懸石を何の爲、大道なる祠前にもて來りて納けん、こは何も知らぬえせ好事の者、件の木や

於路加於比中卷

り寒念佛の唱歌などを實事と思ひ、かゝる石をすゑおき、後には西行上人の舊蹟なりと、人々の心得べきやうにしなしたるにこそ、實に由なきいたづら事なり、此法師は遁世と風雅において、古來世に高名なる事雙なければ、人々諺にいふ最負の引倒にて、漫に拙なき歌を作り、法師の詠せしといひなし、神と問答ありし物語など造出し、その上いつも法師の負されたるさまになしたるは、いと心うきわざなり、あこぎの妄談は、「源平盛衰記」にはじまり、「慈元抄」に藍畑を荒し、繩にかゝりて藍を口へおし入れられ、

西行は鶴といふ鳥に似たるかな
なはにかゝりてあゐをくらへば
とよまれしなどしるせるは、實に冤罪なり、

於路加於比上卷終

○右近源左衛門

昔の優伶右近源左衛門の事は、「奇跡考」に古國を出し、「已往物語」を引て人形に造りし事をもしるされ、「歌舞伎年代記」「聲曲類纂」等にも粗書載せられて、今新にいふべき事もあらざれど、たゞそれに脱たる事どもを、いさゝかこゝに出す、さばれ骨折がひなき二の舞なるべし、

まづ此優人を女形の始とは、「故郷歸の江戸咄」(貞享四年、六卷の條)に云、女形と云はもと右近源左衛門よりぞ始りける、下とある是なり、さて寛永廿年にかける「色音論」(一名あづま)に、ゆけば程なくねぎ町に右近ががぶきまひ、とあるは此源左衛門の事なるべく、「譚海」九卷慶安四年のつゞきに、上野に立たる落書の内に、似女男勿見損右近源左衛門、是は狂言づくし役者海道下りの女方の隨一なり、「尾張戲場事始」(天明の寫本、西一巻云、明曆三酉年あらたに御免を蒙りて、邑田樂記、一巻云、明曆三酉年あらたに御免を蒙りて、八月廿四日より熱田龜井の道場にて、舞并若衆歌舞

妓といふものを興行せり、太夫右近源左衛門、

海道下りといふ事久しくいたせしと云り、今の口口十六番、
りつけは此源左衛門はじむる、從是年處々芝居左の如し、

同四年戊戌、此明曆四年は七月廿三日改元有て萬治元年なり、春日井郡兒玉村大日如來開帳によつて、歌舞妓芝居興行、太夫右近源左衛門、右大當り、大日の開帳夥敷繁昌、此節源左衛門年卅七才のよし、かくあるが正しき程ならば、寛永二しかるに「歌舞妓年代記」十年は十九才の若衆ざかりなり、

初、一巻に、寛文元辛丑年、市村座へ右近源左衛門といふ女形下る、これ女形といふ始なり、「奇跡考」に、按ずるに寛文二年市村座にて、源左衛門海道下りの狂言をす、と記されたるは何書に據られたるか、「色音論」一本には左近がかぶきとも有れば、右近源左衛門の事にはあらずとすとも、「譚海」の落書は、未來記ともいひ難かるべし、

按ふに寛永慶安の頃、多年江戸にてはやらせ、後尾張にうつりて、明曆萬治にかしこにて長く興行せしと見れば、其次第さもあるべくおぼゆ、猶按ずるに、寛文のはじめに再江戸へ下り興行せしぞ、はじめてと傳へあやまりけるか、
その畫像は、「奇跡考」なるは出所を記されざれば本

意なく、「年代記」の上層なる「四場居色説」の像は、縮圖にていと小く眞面目を見るに足らず、こゝに萬石亭所藏題考べからざる「狂歌畫本」延寶七、
年開版、に、舞まふさまを出し、ト養翁の狂歌を並出せり、其狂歌は「ト養狂歌集」下に、一女かとお見ればおとこなりける、なりひらのおもかげはむかしおとこなれば、今みる事は更になし、當世はやりの源左衛門、おもしろの海道下りや、なにとかたるもつきせじとおもへば、うたによみてかきつけゝる、

又と世に有ものでない過去未來
源左衛門がまひのふりなり

按ずるに、此歌は右近の畫譜なるべし、この次々の歌皆畫譜なり、又よみてかきつけゝるとあるも、畫譜の證なり、半井ト養翁は、延寶七年七十二歳にて歿せらるれば、右近源左衛門江戸にて歌舞妓せしころは、五十餘歳なれば、ト養同時を經し人なり、

とあり、此歌をしるし詞書は、
初五字このたぐひとあり、次にその畫をうつす、末に載する「むかし」物語、猶「古今役者物語」にこまやかなる圖あれど、本も抄本

も座右になければ、追て摸して見せ參らすべし、かの「むかし」物語は寫本にて傳はり、近年「八十翁物語」行したれど、校合おろそかな、と外題をかへて印
りけるが、誤脱少なからず、寫す人の心にまかせて用捨したるにや、本毎に精粗ありて、「奇跡考」「聲曲類纂」に引れたる上に異同多く、または口好がちなれば、うるさけれど予がもてるは、今少し宜しく覺ゆる本なれば、彼段の全文を左に擧たり、

「長歌の始は、歌舞妓師右近源左衛門と云もの、隠れなき美男にて諸人見物す、見ぬ人の爲にもやと、木人形張貫き人形にも作り、夥敷賣りめいよ成有しが、此源左衛門長歌に海道下りといふ事を作りてうたふ、殊の外時花後にはしかたにして海道下りを舞、たとへば振舞の時亭主が客へ所望し、海道下りを舞す、又其次に直りたる人に所望して舞せ、段々客の方より亭主の方へ所望する、後には辭退も叶はず亭主も舞、かくの如き同じ歌同じ舞を繰返し舞、我等幼少の時分數へ見れば三十七篇返の誤
字なるべ、有て、其後山崎下りといふ長歌、是も時花て舞に舞ふ、
又「同書」に、

「昔は右近源左衛門といふ若もの、京都より一人下り、三味線ひき一人地うたひ一人にて、右近源左衛門藝する時、今のかづらなどいふものなく、うこんのふくさ物にはそき糸を付類にかぶり、其和巾物をさかやきに打かくるにより、此ふくさにて月代をかくす、面體きれいの若ものなれば、女のごとくに見ゆる、扱藝とては海道下り山崎下りなどいふ道行の歌地うたひ、夫を小舞にまふ、又は業平餅をかひ給ふ所を、獨狂言舞ひ、是を諸人おもしろがり見物する、其後は七十五六年の頃、此源左衛門を人形に木にても作り、紙にて張ぬきにも作り、うこんのふくさものかぶりたる體なり、業平餅をかひ給ふと
餅をまねびたるなるべし、又七十五六年後は、
寛永の末よりかぞふれば、享保年初なり、は、能の狂言なり平按ずるに、こゝには小舞にまふとあり、前に錄せるには、後にはしかたにして舞ふと有て、右近存世の時は歌のみうたひしを、後に舞の手をつけたるやうに聞ゆ、こは本文に脱字などありて、文意の解しがたきや、
歿年をかけるもの未見されば、壽天の事はつまびらかならず、

めづらしくはあらねど、「東海道名所記」一卷江戸
木挽町芝居の條に、諸寺の僧達は變生男子の利や
くはこゝなりとよろこび、布施のまめいたは鼠木
戸の札せんとさだめ、祠堂の丁銀は、しなせこと葉
のまいらせ物になす、中もちの衣は新發意太鼓の
狂言師にゆづり、末ひろの扇は、海道下りの太半様
に奉る、とあるも右近が事なり、

さて海道下りの歌大にはやりしは、古き俳諧にこれ
かれ見ゆるにていちじるし、「望一後千句」慶安三年に、

ばんばとふくや月の下風

更行ば目もさめが井のひやゝかに

この海道下りの歌の中の詞としてつらねたるなり、

「俳諧埋木」延寶元年、

刻季吟集、に、

おもしろや龜にかいだうくだり目

「守武千句」天文九、

年吟、に、

しづかゝ旅はつやくともなし

から衣かいだうくだりやぶれあひ

是ははるかの往昔なれば、源左衛門海道下りをいへ
るにはあらざるは勿論にて、うたにもものゝ事とも慥
には決めがたし、此海道下りの唱歌に、既に「聲曲類

纂」五卷二十に、隆達が月草として其文を出され、世に
少からぬ「糸竹初心集」に、尺八の手三味線の手さへ
つけたるが、珍らしくもあらねば、こゝにしろすも不
用なるわざなれど、「初心集」もし見ぬ人の爲にもと
抄録す、

「糸竹初心集」寛文四年印行、下巻に、

▲かいたうくだり

ツステツト、ツトツト、ツトツト、ツトツト、ツトツト、
おもしろのかいどくだりやあ、なにとかたある
ツス、ツス、ツス、ツス、ツス、ツス、ツス、ツス、
とつうさいせじかもかわしらかわう、ちわあたり
サ、シトツトツトツトツトツトツトツトツトツト、
い、おもふひとにはあわたくちとよを、しのを
テテテステレツルツルツル、ステテステツルステツ
みやあかはあやあ、じうせゑんじせきやまさ
ルトロシトツトツトツトツト、チタラテレチラステレ
んりをう、ちわあたりい、ひとをまあつうもを、
ツルテステス、ツス、ステ、
とをにいづうくうとの、

これよりさきはさみせんおなじごとくに引也、
みわたせばせたのからはし、のちしの原やかすむ
らん、雨はふらねどもり山をうちすぎて、をのゝし
ゆくとよ、すりばりとうげのほそみち、こよひはこ
こに草まくら、かりねの夢はやがてさめが井、ばん

ばとふげは袖さむき、いぶきおろしにふわのせき
もり、とさゝぬ御代ぞめでたき、

此海道下りといふ諸ひものは、この時はじめてある
にあらず、「お伽草紙」天文頃の物語にあつたものなりの「唐糸のさ
うし」頼朝卿鶴ヶ岡の神前にて、舞曲法樂の段にいは
く、

手越の長者がむすめせんじゆの前ときこえける、
きせんぐんじゆのことはに、かいたうくだりを
つやけたり、「あふさか山のよるの月、くもらぬか
げをやながむらん、せたのからはしのちの里、か
すみにくもるかみ山、ふわのせきやのいたびさ
し、かりねの夢はやがてさめが井のしゆくむかし
のいせいや、をはりの國みかはなる、三河にかけし
やつはしの、くもでに物やおもふらん、しるもしら
ぬも遠江の、はまな橋のいるしほに、さゝねど上
るあまをぶね、こがれて物やおもふらん、まゆみつ
きゆみひきまのしゆく、さよの中山せとをすぎ、う
つの山べのつたのみち、手ごしをすぎて行ほどに、
月をきよみが關の戸を、をしあけがたの空みれば、
ふじのけぶりやなびくらむ、ゆめにもみやこ人こ

そめでたや、御代にはいづの國うらしまがたまて
ばこ、あけてくやしきはこね山、かまくら山をきて
みれば、つるがをかとや申らん、つるは千年かめい
でる、松は千とせのめいばくめでたし、略、下
これ京より鎌倉までの地名をつらねて、海道下り入
□□□、是にくらぶればおもしろの海道下りやの歌
は、たゞ其初一段のやうなるものなり、かゝれば海道
下りといふ諷物は、やゝふるくよりあるものなるを、
後の人の聞傳へて、擬へ作りしなるべし、又山崎下り
といふ唱歌は、未見あたらず、「舞曲扇林」なか十六番
に、舞の第十一、山崎かよひおもしろの山崎と、發語
をしるせるがあれど、山崎下りとなきからは異もの
にこそ、

○水木辰之助

元祿年間に上手の名世に轟きし辰之助が猫の所作事
は、これも「奇跡考」に圖説あり、當時の發句など載
られて、今更いふべくもあらざれど、子が戯作「其由
縁鄙俚」十五編の自序にも粗しるせる如く、御所櫻の
狂言の外に、其しぐみは同じけれど、「今源氏六十帖」
といふ外題にて、京都にて猫の所作事をしたる事、其

時の狂言本たま〜予が所蔵の中にあれば、それを
畫の所半張次に摸し出し、かつ元祿十年の評判記に、
猫の事館跡の事、師の戯作「歌舞妓物語」二日目に
出されたる「錢振舞」の藝評など、こまやかにした
れば、それも寫し出し、猶聊遺れるを拾ふこと左の如
し、

「役者大鑑」元祿十一年評判記に、
横本三冊あり、の 一に、丑の年女形追評と
題したる首に、

上々吉女形 水木辰之助

丑の年追評してはいはく、江戸にくふ事寒の内のふ
ぐ汁よりはおびたいし、いかさま此人のげい、何を
さしてもこづらくいほど上手なれば、くふも斷
り、とりわけやりおどりにほまれたかく、土佐口
兵衛が板行して、江戸中へひろめけるが、町中は
ふに及ず、おやしきがたの奥さまがたまで、草紙ひ
かへてやりおどりの御けいこ、其外此者の名をう
りてかねもふくるものおし、淺草くわんおんの
前、水木辰の介京土産源氏玉手箱とかんばんを打、
やきすぎのたばこ箱、そのたばことしてさのみかわ
つた味もなければ、大分うれて銀もふけたるも、水

木どの、おかげにあらずや、げい評おくに手をつ
くしてほめぬれば、別にかく追評もなし、とかく今
の世の名人と心へ給へ、
同書三巻の首に、

◎ 今の上々若女形 水木辰之助

評していわく、諸げい上手のなかに、取わけいせ
い事がゑもの、とかく伯父甥二人よれば、いろ里の
諸わけよくさばけるといふ人あり、いかさま袖の
うみのけいせい事、死んだ伊藤小太夫をみる心ち
して、なみだをながす人おほし、とかくけいせい
になつては、谷じま主水と兩王の太夫、ひき舟かけ
て七十六夕にはおしからじ、○諸げい死んだ上村
吉彌が仕出しに似て、もの事り、しく見えやつし
しよ事名人名人、ひつじの年娘おやのかたきうち
に、ありまのふじと云湯女になつて、種秀云、これたち
振舞の狂言なり、
あく人がかねとりにきた時、こま〜こわがる身
ぶり、つゝにはきりころされ、死りやうとなつて
あだちがつまにつきし身のはたらき、そのほかあ
く人をせめるいきほひ、さても上手とほうびせぬ
人はなかりけり、しかし此狂言に難あり、いかにき

やうげんなればとて、あまり死りやうがたしかす
ぎてまことしからず、うらみがしぐまふなら、死り
やうにさま〜をかされてのち、ぶたいにてべつ
たりと氣をとらうしなふとき、ゆふれいもひとま
づきえさせ、さてかづま本氣になつていふべきは、
いま、でわれはありまにゐて、さま〜ふじがう
らみをうけ、□かわはをれがやしきゑやとまくら
もとをみれば、まことやふじに別れしとき、又あ
ふまでのかたみとかいてつかはせし、短尺がこゝ
にあるがふしぎなり、さてはふじは悪人にあへな
くもたばかられ、われをうらみてまよひきたり、ま
ぼろしにみえけるか、このうへはふじが物語にま
かせ、みの、國にゆくべしと、甚八と二人ばかり
がゆき、美濃にて悪人にたづねあひ、色々とせんぎ
する折から、又ゆふれいがあらはれいで、今はうら
みかはれたり、此うへはちんじてもちんじさせは
せぬと、あくにんをせめるやうにしかけたらばし
ほらしかるべし、どこのくに、かゆふれいがつれ
だち、はる〜みの、〜にまでこるばなしでゆく
やうなしぐみがあるものか、しかしこれはきやう

げんづくりの難にして、搦どの、難にあらねば、ま
づはありまのふじはできものなり、○愛許に云、千
萬別にほめつくしたれば、もはやほむる筆のさき
はまはらねども、「源氏六十帖」の狂言猫をうつし
ての身ぶり、江戸にいる萩野氏でも及事でなし、所
詮舞の手びやうし事、其外身をこなししておもいれ
をうつすに妙あり、しかしぬれ事あまりうつり過
る故にや、こ〜い所有て色めかず、とかくぬれ事
は江戸の萩野氏、さてはかりうがぬれかはゆらし、
同書に萩野澤之丞一兩年水木にけんとされける事、また袖端かり
うと水木萩野を、江戸の三幅對といふ事一の巻に見えたり
「女中野良結」印行の年は未考されど、
元祿年間のものなり、に、搦に結ぶ下女が
魂、霜月朔日延る事はない江戸の顔見世と標題あり
て、

往昔水木大坂より京へのぼられけるに、いかにし
ても藝が上手じやと、京の目すいしやうどもがほ
めはじめしより、日々夜々のはんじやう、さあ京の
水木が貌見世より、竹之丞へ来るはづじやといひ
そめしより、一文錢もしまつして札錢をこしらへ
ける、略、中もたいなやわづらいもせぬ在所の母をわ
づらはし、そのためといつわるはにくけれども、

それほどの事はくはんおんも氣を通してゆるし給ひ、こんがふに露打てたのしむべしとありくとした御つげ、おしへにそむかねば諸願成就して、こんがうがもとへつば入、略、下

こは下女どもさへ深く慕ひて知音となれるなり、「野良關角力」元祿六年、越屋に、喜左衛門板、

岡田さまの助 如く是組合せて、辰之助が許に

水木辰之助 云、戀はくせ物さあらく、いらさふり来る露につめたらぬ、きからく傘のしづくのこぼれ梅、さつてもくいろく、に、さふりまよふたな水木の色に名はたつの介、當世誰か此君にたち並ぶ人あらんや、舞の手しよさの上品、上々おりひめの玉、はやく糸もてつなく風情もかくこそとおもはれ、ほむるに詞なし、さらば藝は次にやあるかと見るに、地狂言猶よし、奥様家老の女房賤の女けいせいこんくわい、一から十まで見おとす所なし、略、下

元祿十年の後、程なく京攝に登りけるが、元祿十二年の「役者口三味線」評判記、江戸の分には辰之介見えす、同十五年件書「役者二挺三味線」に、大坂の上々吉

水木辰之助と出て、此書に七變化の元祖のよし記せり、此優人寶永のはじめの年ころは、や、年も關たるか、寶永元年遠江國にて口たりとおぼしき、小倉附「俄雨」に、

あひ見ての歳に我を折辰之助 三州田原梅叟 猶此優人の事跡、記さまほしき事なきにしもあらねど、たしかなる證を得ざれば、追て補ふべし、

○澤村長十郎が定紋

「役者繪花美」と題せる狂言畫本、あまたの優伶を評せる中に、初代宗十郎の歿日、又定紋丸にいの字の由来をしるす、京難波にての事なれば、「歌舞妓年代記」にももれたるをもて、こゝに載すること左の如し、

爲御回向

澤村長十郎

櫻もちりがた無常の風にさそはれ、火宅の門を出舟の、ひがん櫻の彼岸へ廿五の菩薩、三味やたいこで極樂のれんげ座へむかい取、寂光淨土□□□、役者長十郎の名も替り、焼香のけふりに見ゆる改名は、澄心院貞譽宗慶禪定門、寅の正月廿四日往生、茶湯好ゆへ古狂言をねぢなをして當る名人、卅四年以前元祿十四巳の三月、山下座新嫁鏡に始て出

られたいこの當り、其時紋は丸より、替りしはいきと云かねゆへと難波人のうはさ、お年開ば五十九の夢、

此本もと南畝翁の藏書にて、翁頭書に、按に享保十九年甲寅也、此書刊行の年を云、距三元祿十四年辛巳三十四年としるされつ、

○親はないかといふ褒詞

歌舞の妙なるを見て親はないかとはむる事、尾張あたりにては今もいへり、こはかゝる藝道に堪能なるを親の見たらましかば、いかばかり嬉しからんと察したる意なり、古くもいふ語にて、かぶき役者の評書に一つ二つあり、「剃野老」寛文二年野良評書に、伊藤小太夫と云女形の評の末に、

おやはなひかたがこだゆふの花の色

あらしき風をもいとふなりけり

誰が子といふを小太夫へいひかけ、いとふに伊藤をふくませたり、「垣下徒然草」寛文十一年野良評書に、山川田村の畫讀の上に、
山谷野原戀、川流増水濱、田疇勿不靡、村中是無親、次に歌もあれど用なければしるさず、

猶ほかにもあるべし、又ちよいといひてはめしは、一よいの約語にて、又しにますころすかなど云しも、感に堪かねたるあまりの賞語なり、「譚海」八卷慶安の時代の狂歌どもとある中に、

當世のはやりことばはちよいに 運慶丹慶安阿彌の作

「野良虫」四月上旬とのみある本は後に年號を削りしなり、四に、さればとよそのかぶき子といふもの、去年ことし就中はびこりて、いやしきつた乞食の子供の、はなけたからうまれつきたるをとりあげて、かほに白粉をたへさず、羅綾の衣を身にまとはせて、舞臺に出してまひうたはすれば、老若男女こしをぬかし、御作ちよいしにますると聲々によばはる、略、下

按するに、御作は安阿彌の御作の略語なるべし、○しぬはたすけとくわかに御まん太夫とよ、君もさかい町にましますかもんめでたや、田村の君の御子のふりのけつかうさよ、名代の味じやこさんの前に至りて、狂言をぞめされける、中、略、見に来る人は布引の瀧井山

三の御姿、ころすか〜ぶつころすか、時、下
自餘猶あるべし、

○ころま八形

「聲曲類纂」三に、京大坂のあやつり芝居に、野呂間
龜呂間龜呂七麥間など名を付、道外たるこはいろを
なし、上るり段物の間の狂言をなしたりとあるは、
何の書にあるか後に問あきらむべし、江戸に今も存
せる野呂間狂言と同じものなるべし、「野良間相撲」
元禄、三國彦作が許に常磐の松の色かへぬこそめでた
六年、くかしくそろべくそろ間が人形したての衣装つけ、
やめにしてもらひたしおがむ〜とあるころ間
の外、龜呂七麥間などは物の本にて未見あたらす、
此ころ間の狂言の正本予數種所藏せり、畫のやうを
もて考ふれば、享保以降寶曆頃のもの覺ゆ、當時
まで猶此人形ありけるか今は絶て聞かず、のろま八
形の圖は十二人藝の座頭を載せたる雜劇畫本にあり
て、「類纂」に摹出たれば再いたするに及ばず、按する
にのろまは鈍なるを表し、のろしぬるしなど云ふ意
の稱、そろまは粗忽者の意にてそろまの略語なる
べし、まは松の下略、松は嬰兒の生さまを千代と祝ひ

「輕口大矢數」五卷に、或人次郎まといへるふつ、
かものをめしつかひしが、時、下「壁仇擊」淨瑠璃餞別
の場にけん虎ま、是等松のつを略き、愚いやしき
者の名稱とする事、野呂間ころまと同意なり、

○十團子

駿河國宇津山名物十團子、今は全く小兒の手あそび
物なれど、往昔は今よりは大きくて、必食ふべきもの
なりけむ、「宗長紀行」高大永四年六月十六日の條に
云、上宇津の山に雨やどりし、此茶屋むかしよりの
名物十團子と云一物子に十づ、かならずめ口らなな
どにす、くはせ興じて夜に入着府、かくあれば今の如
く糸につらぬきたるはや、後の事なるべし、今あるも
の必十を
貫て、「連」紹巴富士見道記云、

島田といふ所にまだくれやらぬ空ながら、宗長出
世の地ときとまり、宇津山にいたりぬ、我い
らんとする道といへるは、右の谷に見おろして、今
は峯について登りぬ、誠に蕨楓は茂り木の下くら
き五月雨の餘波に、袖もすやろにしほれ心ほそく
して里につきぬ、關の戸近き鳥の子を十づ、重ね
あぐる術よりもあやしき名物なり、俗言に團子と

て松とつくる、忠臣蔵のよし松、仙臺萩、
の千松のごとき皆同じ、其兒名をつけて卑
む方に用ゆるなり、

ころま料理獻立

京松原西洞院東へ入
本おろし所美濃屋平兵衛板

「罷出るものは此あたりですまゐるものでござ
る、今日はてんきもよし、てんじんへさんけいいた
しころが、宅へも立よろふと存る、イヤ何かといふ
内ころがたくへまいつた、なんとそろ内にゐるか、
是は又けふはひよりもよいにどうぐをとりちらけ
てなにをするぞ、うム、よふごんしたの、うちにゐ
るけれどまあすじや、もふいなんせけふはちつと
心ざしのす、はきを仕る所で、まづいがしいおま
への所へ此中からいかふとおもふた、おどれやれ
けふはひるめしを内てくふて、出立をおまへの所
でくふやうにしていかふと思ふた、マアせつかく
見へた事じや、
自餘に音曲けいこ、大坂登り舟、やと替、大津戻り等
所藏す、
追云、上にいへる松は兒名の下につくるその松を
とりて、人を卑しめ稱ふとは、上方の方言に人を罵
る意にてえら松といふ、點智もの猿松といへり、

云々、忘がたきま、に口内に吟じつゝ、行、ほどもな
く丸子といふ里につきぬ、むかしはこ、にや有け
ん、團子を和して此所の名とやしけんぞ、獨ごと
におもひける、

此文俗ならぬやうにとかすめて書たれば、たしかに
開分がたし、あやしき名物とは十づ、一把にするを
いふか、しかるに既く徳永種久の「江戸下り」元和三
年寫本、
さかりと見えしふちゑだをたをりて、手にももた
ずしておかべうつのやとをだごは、つらぬくたま
のごとくなり、

とあれば、當時は今のさまになりぬるなり、「崑山集」
明曆、二卷に、(◎原本崑山集の)
二年、二卷に、(句を脱せり)
「續猿蓑」に、

十團子も小粒になりぬ秋の風 許 六

かくよめるは幾許ちいさかりけむ、例の「東海道名所
記」の宇津谷の條に、
坂のあがり口に茅屋四五十家あり、家毎に十團子
をうる、其大さ赤小豆ばかりにして、麻の緒につな
ぎ、いにしへは十粒を一連ねしける故に、十團子な

どいふならし、略、
此時赤大豆の大ききといへるを、許六の句はそれより後なれば、今一きは小くなりぬるならば、稗粒ばかりなるべきか、こは猶ふるき昔よりはとの意にて、おほよそをいへるにこそ、今賣る所も赤豆よりは大きなり、其次は数も多くつらぬきたるが、今はか「同書」右の文のついきに、

小粒なるうつの山への十團子

しかもかたくて齒にあはぬなり

と有、「一目玉鉾」には、

さゝのや立いできて、しづのてわざにはやさしく

も、十團子をうるこそもおかし、

とあり、高野幽山撰「俳枕」寛文、上巻に、

東國よりのぼりて

見たらしやきのふは東の十團子 梅翁

此句は京にての吟なるべし、見たらしは鴨川の名物なり、みたらしの事

因に云、わが故郷熱田にても、古くよりとうだんごと

て賣る物あり、神宮に詣づる者宮筒として買ふ、こは圖(◎原本圖を)の如く米粉にて作り、蘇芳梔子鴨頭草等に

て染たるものなり、今は漸に廢れて販る家一兩家に過ぎず、是亦かたくて喰べきものに非ず、或云、藤團子にて藤花を枝ながら縮ねたる形なり、原は形木ありて團子に藤花のもやうをおしたり、其形木舊家某にもてりといへど、實に藏するかおぼつかなし、こはあかだの條にも論ると同じ趣なれど、神供に調進する環餅の變態にて、例の神供のおろしを戴き宮筒とせしが、後には社家にて造りて販品となし、それが民家に轉り、油煤にするもむつかしきにそのまゝにて賣り、目を悅せん料に丹青にて染などしたるなるべく、其形宇津谷の十團子の數珠の如きに似たるところあれば、東路を往返する旅家の、これも十團子ならんとおし當に呼びしが、自然と名になりたるにてやあらん、かの環餅の形は「千果考」に種々載られたる中、みたらしも圖にあり、
「雍州府志」六卷土産門に、
團子、粉團、或謂團子所々製之、毎年六月晦日、社司於御手洗河一修祓、其前日自廿九日、京師男女參詣、擲社外之井水一而祓暑穢、又林間設茶店賣飲食、其中小粉團每三五箇以青竹串貫

踊のかへさ松が崎まで

「崑山集」六下御祓の題に、

御手洗やだんごにぬるもみそぎ哉

種秀云、此句「犬子集」にも出て重韻の句なり、

みたらしにまうで、

神やすかせ給ふ團子のくしばらへ 大坂久勝

江戸にていふ串團子なり、尾張にては今も串團子を

盛夏の折むぬと賣りてみたらしといふは、京師の方

言の轉りしなるべし、

但醬油をつけて焼たるを夏はおほく賣る、いづれ

もみたらしといひて串團子とはいはず、

○南方編

諸國より出る産物名高き佳品、古今のかはり多からねど、人工製造の名品には興廢常なくして、昔あり今失たるが少からず、名のみ残りて形勢だに知られずなり行もあんなるは惜むべき事なり、都會の地は流行最速にて、舊を疎み新に親しむは人情の常なれば、昨まで有し物今日は見えず、今日見えざりし物の明日出現る、も亦常なり、芝のてれめんでいこ淺草の團十郎艾等、何れの年頃絶しにか、且團十郎煎餅喜八

之、五十枚或百枚、社家敷篠葉於臺、盛其上獻高貴家、又於茶店而賣之、良賤買之、以生竹葉裹之、携家賺兒女、又贈朋友、是謂御手洗團子、略、

こゝに御手洗河とのみあれど、こは下鴨の神社のごとし、みたらし川は「謠曲拾葉抄」賀茂の條に「神中抄」を引て、

神の御前の川を云ふなり、いづれの社にも河あら

ば讀べしと云々、よむべしとは歌によむ

又「河海抄」に、

みたらし川は神山より流れ出て、賀茂の社貴布禰

片岡の杜の中より流れとほる川なり云々、

又「注進略記」に云、

加毛神日向襲峯に天降坐て、漸山背の岡田に移り

給ひ、石川を狭見の小川を見廻らし、其清き流れに

御手を洗せ給ふ故に、御手洗川と號す云々、以上拾葉抄

「毛吹草」山城國名物にも御手洗團子あり、「正章千

句」慶安元年

ゆりわの團子蒸ぞおほゆる

御手洗や浪間の月に茶をくみて

團子等、淺草にては古き商物なりしが、近年あだし買人の店となり、並木の龜屋奈良茶飯、特に兩國の幾世餅は、寶永五年刊行しける「關東名殘餅」といふ草紙にも書き出し、いと久しく相續せし小松屋も、老樹となりて終に朽果、龜に萬年の壽盡て、共に去年今年と鳥有なりしは、惜しといふも餘あり、田舎は質朴にて時勢に趨らざる如くなれども、東海道の名物に、百五六十年来道中のこと記せる物の本に載たる品の、今絶つるがいとおほし、近年新版の道中記の類はよくも訂正せし、舊版のまゝに寫したるが多ければ、名物の興廢などおろそかにして、庄野に焼米の小俵、三州芋川のうどんそばも今は亡し、瀬戸の染飯は忠臣藏道行の文句にも出、近頃まで賣る家ありしが、この程は見えずなりぬ、予染飯を入たる紙袋を所藏す、大口水口の葛細工、編に換して其古雅を示すべし、西坂の蕨餅の類はうる家多く、宇津谷の十團子の如きは、奇特に久しく商來りていと愛たし、東海道往還の路傍ならねば、諸の道中記には漏たれど、尾張宮宿の南方彌は、古來只一家にてあまた賣るゝものもあらねば、賈物を造る人もなく、分家などいふもある事なし、寛永十五年重頼の編輯しける「毛吹草」四巻諸國名物にも載之、「尾陽句發帳」撰集の年月をしろさざれば、明暦頃の古調なり、上巻にも、

柳 南方のかせは彌の柳がみ 何人

と詠り、「新撰拔抄」寛文九、なんぼうがひゆる書院の内ならん日にくさめをすする口毛ぬき
 「鹽尻」一卷に云、名古屋彌を製する鍛冶に南方といふものあり、傳へいふ義教將軍富士御覽の時、熱田圓福寺に御止宿ありし、彌鍛冶けぬきを奉りしかば、なんぼうよき彌なりと仰ありしより家號とせしとなむ、此事「尾張名所圖會」には「白華鹽筆」といふ書より引て、此説信するべし、「鹽尻」一名なり、白華は信景の別號なり、此説信がたきやうなれば、もしては南方につきての稱號かと思ひしに、此鍛冶通稱次郎左衛門は、世々中山と名のれるよし自いへり、此家の招牌極て古朴なるものなり、先年摺おきつるをこゝに縮寫す、文字は皆彫上りたるものなり、横巾九寸縦一尺三寸五分、



る名吟なり、しかるに「雜巾」延寶九、上の巻蚊の題の中に、定治妻追善と詞書ありて、

扱も夢蚊屋廣くなる世也なり 常矩
 「俳諧塗笠」元禄十、岸紫點の句に、
 妻死で蚊屋廣き口の浮思ひ

先達の句にかくあるからは、千代が偷みたるにはあらで、開合したるは勿論なれどいと本意なし、されど先の發句は世に知る人まれにて、千代の句のみ人口に膾炙するは、千代が女にて此道に秀たる故なり、時鳥々々とて明にけりの句、「奇跡考」には、

ほとゝぎすくとて寐入けり
 といふ伊勢の涼兔の句あれば、千代のといふは詠ならんといはれつれど、これも「乙矢集」元禄十、に、
 ほとゝぎすくとて腹ゐたり 暮岫

といふ句あれば、涼兔の句も亦等類の難はのがれず、既に芭蕉翁の古池やの句だに、連歌の書後普光周院攝政眞基のか、せたまへる「筑波問答」のはじめに、
 過にし春の頃かよ、舊池の亂草を拂て蛙樂を愛する事ありき、彼孔珪をまなばざれども、折にふれては聲みすだく霞がくれの水の面、實南部の鼓吹

義教將軍の頃より有無は何ともいひがたけれど、いと古き名物なる事は論なく、今も他物は造らず彌のみ製して世を渡るは、めづらしき家なりといふべし、熱田の社人鏡味清記の近年かきたる文に、南方の名は近衛殿の付させ給ひしなりと云、孔明が「出師表」に、深く不毛に入る南方既に定甲兵たれりの心なりと云、清少納言が「枕草紙」に、有がたきものゝ部に、主をしらぬささよとよくぬける毛貫とかけり、南方と云わけをあらまし他にしらせまほしく爰にしるす、嘉永四年辛亥歲孟春吉日鑿白鵬六十八齡書、

とあるを次郎左衛門所持す、近衛殿とは何れの君を指奉るにや、南方不毛はいはゆる鑿説にて、芝の生姜市の由來をいふとて「江府神略記」に姜は穢惡を去て神明に通ずると、「本朝醫方傳」に見えたれば故なきにあらすと書たると伯仲の辨にて、猶なんぼうの方穩なるべし、

○千代が蚊帳の發句

加賀の千代が、起て見つ寐て見つ蚊帳の廣さ哉、續崎三巻に二十五にて夫にといふ句は、狗うつわらんべもしわがると詞書あり、

とも聞なしつべし、
 とある其意は、飛こむ水の音に妙所あれ共、蛙に古池のとりあはせは、此「筑波問答」より出たりとこそ思はるれ、さはれこれは和歌の本歌取に用しともいふべく、蚊帳と郭公はあまりに似よりの作といふべし、但し和歌にも發句にも等類を答むるときは、いかにかりか際限はあらざるべし、

○晝夜帯

「俳諧時津風」延享二年印行に兩面帯と題して左の圖あり、當時の流行は延享廿歌仙の、紀逸が句にあるにても知るべし、



師の戲作「鯨帶博多合三國」文政五年刊行の口に題林一句夏部に、鯨帶の句延享の廿歌仙に、飛鳥川げにも今はうら表の句をひかれたり、
 尾張にてははらあはせともくぢら帯ともいは

ず、晝夜の帯といへり、江戸にてもしかもとなへたるか又此發句の新案か、「女用訓蒙圖彙」貞享四年刊の圖に此腹合せの帯あれば、天和の題林一句を證すべし、

○追分繪

大津繪の事を古くは追分繪とも稱り、其證元祿十五年刊行の「冠若夷」の句、山東醒翁の「骨董集」に引れし「俳諧日本國」元祿十六年刊の句、寶永七年の「松の落葉」四卷古來中興踊歌第七の題目に、追分繪とあるを見るべし、此繪を嚮く家は、大津の宿を離れ、字池の川と稱へ、此邊すべて追分繪村京と伏見とのといへばなり、されば大津にはあらねど宿近き地故、遠境の人は此邊をおしなべて大津といへば、此繪をも大津繪と稱なるべし、尾張國有松村にて染る繪布をこゝにて鳴海しほりといふとおなじ、佛畫を描き販し由は、其說其畫とも彼「骨董集」中巻に出されたれば再いはす、さてその文中に筆のはじめは何佛の發句により、古は佛像を畫くを專とせしを知るべしとて、元祿三年印本「東海道分間繪圖」に此へん佛繪いろくくと有と注せるをも證とせられたれど、それより九年昔の印本西鶴の一代男に、吉野參りの人形、鼠の嫁入、鎌倉團右衛門、多門庄右衛門

の俳優繪なども、大津繪に畫し事あり、これも既に「骨董集」に引れ、同時の刊行とおぼしき、五ヶ濃津の草紙にも、ひかれ、奴の畫あるよし其文中にあり、元祿三四年の後には上にもいへる「若夷」にも、

ロス非點 いとふ程鬼の和ぐ追分繪

これ子供の手遊にして紙のめしわみて和らくなるをいへるなり、

又近松作の淨瑠璃「傾城反魂香」吃又平家に銀杏の前を隠しおきしを、伴右衛門雲谷等の悪者捕へに來るところ、大津繪の精あらはれ多勢の兵をこらす條に、

内を見ればふしぎやな、いひしにちがいのあらやつこの、かせともわかすまばろしとも、まだほのぐらきあかつきの、鳥げのやりさきそろへしは、とさがたましゐうつしゑの、精靈なりともしらはこそ、中討どもつけども手にとられぬ、露の命を君にくれべいと、中めしだいなしきらひなし、相手ゑらばすふせぎたり、五ヶ濃津の草紙にも、露の命を君にくれべいと、赤き丹にてかきたるよしあり、をどり歌にも、のほりくだりの目につくすがた、露の命を君にくれべいと有、今も奴の畫はかき出せど、露の命云々の文字かきたる。はだぬいだる立髪男、大盃をひらりとひらめかし、三けんにつつたるとうがらし、中

やさしややさもの、女わざ、にんきと、つきんふぢのしなへをおつとりのべ、ひんまとふてはたと打を、中あさ衣のたすきかい、しきわかき法師のあらはれ出、いさみか、れる有さまは、なみや鯨のへうたんくもつてひらいてはらたき、中今もあれど法師にあらで繪なり、そのき給へ人々と、打て出るやうつ、のやみの坐頭一人、とばくととばつく杖をふり上、めくら打にうつてんげり、中二八計の小人まくらがへし、のきよく枕、おつ取、はらりくはら、うつなみ枕かす枕重ねに打みだれ、中この若衆畫たあらすさまじやこはいかに、形はしゆもんかしらは鬼神、鬼の念佛かみざく、中はやぶさあらたかわしくまだか、一どにさつと飛來り、むらがるせいを八方へ、おつ立けたてつ、き立々、下

又「松の落葉」なる踊歌、こは師の「遠山鹿子」二編の序文に全きにもあらぬやうなれど、件は「遠山鹿子」は版木鳥有て世に甚まれなれば、めづらしくはあらねどまたこゝにだす。のほりくだり目につく姿、露の命をきみにくれべい、追わけのたるまゑ心はおに、衣はそげたもおかし、さたうはしりるに犬がほへつくねがしや

みひく、酒のむやつこあたごまいりにそでをひか
れた、だてな若衆がたか手にすへて、ふれやれふ
れやれ大とりげく、うきよのんせいふんらんら
んしんらんどんらん、十三佛、以上は追分繪をいふ、以
下は其地自餘の人物也、
かけばりくけりたりみばり、い、いけのかはす
げかさよりほにそろばんつふ、せきの清水はうき
名所、

又正徳二年刊行「好色入子枕」二巻名物お染の、

いつか大津の八丁め爰の名物若衆繪も、元が俵か
この内にはらせ、氣違のごとくはなしすやらなく
だやら、下

抑かくの如く元祿三年頃の前後に、佛畫のみにあら
ず、種々の嗚呼畫あれば、「分間圖」に佛畫ありとのみ
注せるは語たらず、佛畫のみ専かきしとは強ていは
れまじくや、さてこゝに引たる「入子枕」の若衆繪は、
お染が懸想せる久松に似たりとて、轎裡に貼氣違の
如くなりしは、其繪様精妙にて人心を動すばかりの
物もありしにや、さるもの、大津繪にありし事を見
聞せねば、こは文の虚飾なるべし、「前句附へらす口」
享保十九に、
年刊行に、

さゝるや、今も歌ふ大津繪の本歌、外方階子剃以下矢
根五郎以上十種は、畫やうとほ、に可咲しく興あり、
されば今悉存して缺たるものなし、但し今は筆いと
拙くなり、或は粗鈍たる摺畫を彩りなどして、翫弄
するに堪へぬものになりぬ、新意を出したる圖ども
ありて彌没興なり、

○三島曆日

文字細密に書を三島曆日に譬たる諺はいと古きこと
なり、仁和寺尊海僧正の天文二年「あづまの道の記」
に云、一如院よりなら山居陣のうち、

陣衆のこまかなふみはいづのくに
みしまごよみとひらきてぞみる
かへし、
やるふみの月日をしらべ大小の
あるをみしまのこよみにはしく

貞徳叟の「紅梅千句」第九に、

仇めくはうなぎのやうにぬめりすぎ 季吟
三島ごよみか書くどく文 可頼
「關東名殘袂」寶永五年刊行、中村
七三郎進善よみ本、一卷に、三七郎起請文
かくところ、

今では、馬と鹿大津繪でさへ書わける
と作るも、かの畫風の磊落なるを證すべし、其後明
和二年刊行せし紫燕老左舟の文集「反古文庫」刊行せし
れど文は昔昔年 一巻に、

越路紀行にまづとらはれの名物には、下戸の魂を
うごかすやらん、又平が名畫の流居風呂入りの鬼
は、今にぬるいが好と見えたり、禪の下りを犬の
くわへし座頭は、ぶせうものゆへやらん、いろく
の圖の中にも、鴈金組の五人男は當世なるか、古
圖のくす味とは筆せいよほどぬかるべし、たゞ古
こそしたはしけれ、藤の花のおやま鯨の横飛傾城
に打込んで、池の川の針を花につゝむとも、一
里塚卒露盤の當も達成べし、下

とある鬼の居風呂は諸書に其きたもなく、今も又あ
る事なし、今にぬるいが好と見えたりとあれば、當時
も古來より有りて、五人男の繪などは其ころの新圖
なるべきが、これも亦今は見えず、此「反古文庫」に鬼も
替者の畫二枚寫し出したるを、替者は今あるものと
同じければ、鬼の畫のみ左に出す、(省略) 省略あまり異や
うに過たれば、人も、てはやさければ、後には寫出

さほどの事はやすい御用と、中杉三枚みしまごよ
みをもどきつゝ、黒々としたゝめわたす、けつばん
をかたじけなうとおしいたゞき、下
此等細かしたとはいはねど、細字の文なる事論なし、曆
手とよぶ陶器の文様も、三島曆より出たる名にて、三
島とのみ稱べり、細字を連ねたる如き文様なり、重頼
の「懷子」十に、

曆をば今日は三島の里問て
遊女を思ひ染つけ茶碗

重頼
徳元

とあるこれなり、今曆のやうになどいへば、細字の事
と心得るは三島曆より移れるなり、古來禁廷へ獻る
曆日を見るに、大字といふにはあらねどあらく、と
書たるものなり、さるころ後伏見天皇宸翰の御歌集
を拜見せしに、御料紙古曆の裏を用させ給へり、こは
七曜曆と稱するものなり、少しばかり影寫し置るを
次に出して一證とす、さて伊勢曆といふ物は三島よ
り後に出來たるか、同時よりあらば必三島のよりは
文字の大きかりけん、今古き伊勢曆を見るに猶細字
なり、こは早くより三島の體裁に習へるか、そはとも
かくもあれ三島曆の古きもの、尙古の人は必所藏あ

るべけれど、余未一度も見ず、昨今のは伊勢も三島も聊かはる差別なし、因に云、萬年曆といふもの、其名や、古く見えて、雜書三世相などの俗書の事なり、「紀子大矢數」延寶五年吟第七に、

萬年曆もあはぬ夕ぐれ

はじめよし心かはれば後わろし

又大小の文字を両面に書たる丸き板を柱にかけ置、月々大小に随ひ懸かふる事も物に見えたり、「風俗文選」支考が宴柳後園序に、

されば柳後園の何がし三四の友達ありて、あそぶ事日あらず、額には閑の一字を題して、しづかならぬ時は横になし、やかましき時はさかさまに置て、その時の心に随ひ行は、大小の額見る心にや侍りけむ、

又大小を知る歌を古くよりする事か、元文四年小摺物、今猶あやしくも板木の傳れるがあるを、芳蘭翁見つけ出して、去年の睦月古げに見ゆる紙に摺らせ、人に頒與せられしを次に摸て、當時の滑稽且巧なるを示す、

る、につけ、其人形のさま例の癖にて見まほしく覺て、年頃を経たるに、さる年かの人形を得たりとて、友人松坡翁の贈與せられけるが、今猶手宮の隅に埋れぬたれば、さばかり遠き國のものにもあらで、珍らしとするに足らずといへども、かゝるはかなきものは心もとめぬ人の多くて、思ひしよりは知らぬ人の少からねば、枯木も山のにぎはかしにと、左にうつし出おきつ、

長サかしらとも五寸七八分横四寸五分ほど

彦星



木にて造り胴かしらとも二寸九分足も木にて胴にさしこむ長二寸程



彦星は紙衣いくつもかさねてきするなり、肌着白にて同じ色の帯あり、次に赤衣次に白衣に青のこしま

巳
元支四三九

大の令もあまを

あまもあまを

八丁竹千介の巻

世の中

某丸といへる作者の名なるべし、

○牽牛織女二星の神形

天野白華翁の「鹽尻」わが見たるは世三巻なりに云、信州松本の人云、中又初秋七夕町に繩を以て家とくの軒にかけ路をよこぎり、それに木にて人形をいとなろたかに作り紙衣をきせ、いくつとなく彼繩につりをく事城下皆同じとあり、こは諸國の村落にて正月道祖神を祭るとて、街道の並木に伴の如く注連引はへ、大なる簾を釣下げ、また夏は疫神祭に蘇民將來の札、麥藁にて作りたる蛇形など、同じさまなるべくおもは

き黄色の帯をうしろにて結び、次に黄の衣をきせ上衣は青にて袖長く大きく、青き帯を前にて結ぶ、すべて紙衣の裁かた習あるべくおぼゆ、

牽牛及織女かしら長一寸一分ほど横六寸強、かしらも胴もつゞけてうすき木なり、つけ木の如し、黄色の着物に赤帯をのりにてつくる、こは帯一重なり、彦星にくらぶれば、織女はいとさゝやかなり、故ある事にや、

按ふに、二星を祭るとて其神形をあらはに外に出し釣おくは、簾蛇の類とはかはり、原無禮わざにて、田舎の古風といへどいかにぞやおもはるゝ、ことには六月口の形代と混じて己々が雛形にはあらじか、雑遊の事など考あはずべし、

於路加於比中卷終

見へず、山東翁の「新造圖彙」天明九、禽獸門に出たる
兎と同じ類なり、

しかるに是も先年、舊友落栗庵後の木網が歿後、反故
堆中より草紙有、先師(柳亭)の遺墨にてこゝに的當の
用さへあれば、摹出して一證とす、

左の文は翁のかきそへて木網に贈られしなり、
寶曆九年印本、撰者百合舎芝在「暗夜訓蒙圖彙」に
此圖あり、此俳諧集は吉原を訓蒙圖に見たてしも
のなり、天文の朔月なり、卷中に慶子中むら、路考等
の句あり、路長も役者か、印の内に東籬とあり菊之
丞畫なるべし、

これは先夜御見せの鳥さしの扇に似て見え候間
うつしてあげ申候、種

山東翁の「しんざう圖彙」はこれより出たるか
又暗合か、

文中に扇とあるは、何の事にか知るべからざれど、
もしくは前件の鳥さしの影畫など當る扇にはあらざ
るか、

「諸藝雙六」寶曆十三年大、
坂文粹堂發行、に此畫あり、是も手してする
なるべし、さて是等を影繪といふはいかゞなり、畫

にはあらず、古くはかけ人形といへりとおぼゆ、そは
「西鶴置土産」元禄大、五卷道頓堀の處、に云、時に亭主がい
づれもをよび立、ひとり見ると、見るまでもなし、好々
に罫の明く事がござると、内證の納戸の口をみせけ
るに、よろづのはり紙有、ま
づ今宮の十日戎、日待山ぶ
しのお札、やみ目の妙薬、は
しらす、その次に地芝居子
供の品さだめ、それより陰
子の事をかやうくの宿々
へ、それに付たる若いもの



が書付をつかわし置、かゝる折ふし物好によばすた
めとておかし、とありて串重の面白き伎藝等

一松風琴之丞年十七、影人形よくつかひ申候、此外
口から水を吹出し壁に文字を移し申候、品玉鹽
の長次まさりに候、

「晝夜用心記」一卷寶永四、に、宵は淨留利三味線に睡り
を覺し、公平もつゞけ聞は退屈し、おちらにも出羽播
磨ふし、こなたには加賀掾角太夫ふし、説經は小栗判
官林清節に涙をこぼし、襖一重へだて、物真似歌舞

伎芝居の立役若女形の聞色、顔を見ねば直にそれな
り、一間には腕おし枕引、こゝには寶引かしこには影
人形の手づま、住吉の茶釜思ひくの慰、下、此等件
の影畫なるべし、

○香物

香物は室町殿の頃より、専湯漬の膳につくる今の如
し、祇園會御見物御成記大永二年、の獻立に下、御ゆづ
け、

たこ やき物 おけ金だひ繪あり

あへませ 御ゆづけ このわた

かうの物 かまぼこ ふくめ鯛

「三好筑前守義長朝臣亭へ御成記」永祿四年三月、上下
一惣衆へ參獻立、小面仕分、御湯漬二百膳、

しほ引 あわびしほ やきもの

あへませ めし

かうのもの ふくめ鯛 かまぼこ

からすみ うづら あつめ汁

「自餘朝倉亭御成記」永祿十一年、文祿四年御成記秀吉、等
の獻立皆同じ、猶古は、四條流庖丁書長慶三年二月、多治
云、めしの大汁にびぶつ美物、をすする事不可難、當流

には有之、次にさばさら散飯皿也、さば皿に香物以下の
物どもを盛事は、廿餘年此方の事也、古は自然やさし
ほ山椒など少々置たる歟、勿論やさしほなど不入と
も、只さは皿をば可置也と云々上下、などあり、故友染
川元僞云、香物は大根の味噌漬に限る事也と、按ふ
に「瓦礫雜考」にもいわれし如く、「新猿樂記」の香疾
大根とあるが、香の物と女詞にいへるが原なるべく、
香を賞したる名なんめるを、同人又云、薩摩の女詞
に味噌汁をかうの水といひ、おかうをたてるなどい
ふを思へば、かうは羹の音にて香は借字なるべしと
いへり、こは「大上臈御名之事」と目を題たる室町殿
時代の書に、女房言葉一しる、しるのしたりのみそをか
うの水といふとあると同じく、實羹の字音にやとも
思われるれど、味噌を指てたゞにかうとは稱ふべから
ねば、かうは香々の音便として可し、女詞に一語を重て
じく、からさけをからく、あへものをみそく、猶薩摩人は大根
など上に口たる女房詞に出たるを見るべし、
漬をのみ、かうの物と今も稱よし元僞いへりき、但
「延喜式」に漬菜、蕪根漬、未醬茄子、醬瓜、漬糟冬瓜、
漬蒜、漬蜀椒の類種々見ゆれども、だいこんの漬た
るは載られざれば、上代にはせざりし事にや、件の女

房語に、一かうの物をかうのふるとある、ふるは瓜
 にや、又尾張國津村阿波手杜なる藪の香物は、今
 も毎年熱田神宮二月巳午新十一月寅卯新十二月正月供御の料、
 彼處より貢獻して、此香物といふは瓜茄子の鹽漬也、
 此事上代はしらす、後に引たる舊記どもを證とすれ
 ば、近昔の事にあらず、さればあながちに大根の味
 醬漬のみ香の物といふとは決がたくなむ、藪香物は
 「所歴日記」近くは簗笠翁の「雨談」にも出、尾張名所
 圖會は殊に委しく書述たれば、今更に記すべきにも
 あらねど、彼神事は前日件の里より貢獻する人のさ
 まの古雅なれば、猿猴庵の「矢立墨」に出されたる圖
 を、聊潤色して左に出す、「矢立墨」に云、粟殿の森の
 香の物、熱田へ獻する道すがらのさまを一見したく
 思ひしに、是は夜深く出たち未明に熱田へ到着し、社
 家へ渡す由聞及しが、文化十四年丑二月四日、いか
 なる故有て歟已刻過る頃、本町通りにて行逢て見侍
 り、珍らしければ爰に寫す、是を持行に夜更て通行す
 る事は、道にて不淨の者に不逢様のためなりとぞ、
 下、以上略
 「熱田祭奠年中行事故實考」云、粟手香物籠籠入瓜、茄

子、蓼、柳枝、神、竹、納米、右萱津村自正法寺貢進、
 厨家方、二月十一月十六籠、柳十六本、神竹二本宛、粟
 田春太夫方、二月十一月卅二籠、柳廿四本、神廿二本、
 納米三斗五升、磯部藏人方、十一月、以下又同書に、「永
 祿二年厨家筆記」といふを引て云、萱津彌宜より春ひ
 がんより三日め香物持來り、八籠柳八本神二本竹壹
 本、此内四籠馬場殿へ遣す、壹籠柳頭へ遣す、三籠田
 神祭に用、柳は御箸とあるを見れば、中昔は粟殿社
 の神職より貢獻せしなり、さもあるべき事也、扱や
 ぶに香のものといふ諺は、こゝより始りけるとかた
 りきかすと所歴日記にも記し、土人も今は然いへど、
 こは附會の僻説にて、司馬懿が表文なる野夫有三功
 者の語なる事論なし、重頼の「狗猶集」に、
 宮居をもあがめ置けん藪の中
 かうのものなりかもさぶらひ 親重
 是等の附合も兩聞ならでは句案の詮なし、
 因に云、やぶ醫者も「守武千句」天文九に、
 いつまでもくすしや質を置ぬらん
 やぶのすみまで思やりなき
 とあれば、古くいふ名目なり、これは野夫醫にはあら

で、草澤深き僻地の醫師といふ事也、やぶを竹林の事とす
 やぶ入といふも、都下に宮仕するもの、村野の事とす、假令を
 草宅に下るの意也、竹村の事としてはかなわず、極口郎の木訥
 なる人をさして、やばと卑しむるは件の野夫にて、谷
 保天神は谷保村の聖廟にて、此谷保は草澤の轉言な
 るべし、尾張知多郡に藪村あり

○様子

「芭蕉袖草紙」に「續虛栗」十月十一日饒別會の旅人と我
 人初時雨の、四十四の併諧の次に、三河吉田驛、
 發句有る、
 ごとを焚て手拭あぶる寒さかな

此ごとといへるものは松葉なり、尾張三河邊の方言な
 り、或人の云には、原三河人のいひ初て、こは御なり
 語釋くわしくいわんは御あるといへり、當否は決めがたし、
 事なれば筆には載せず、
 されば此句のみ讀で、松葉を焚る也と他邦の人は知
 りがたし、はしりがねといふ物有、伊勢尾張の人は
 當地の方言故知らぬ物はなけれど、こは船饅頭の事
 也と遠國の人いかでか解すべき、「矢立墨」藪香物に、
 船にて客をつける賣女をはしりがねと呼で、志州鳥
 羽を初とする由、此はしりがねの名義は、件の海邊に
 かねといへる女あり、縫針の手利なれば親船へ小舟
 して通ひ、船頭の着物などをぬいて渡世の爲にせし

が、後には賣女を兼たりしを、異名をつけて針知かね
 と呼初しとぞ、下、「遊女辨」中山美に、はしりがね伊勢
 鳥羽の言なり、鳥羽は湊なる故にはしりは舟の祝詞
 也といへる説、さもあるべくおもはるれど、又船客是
 に契りをむすびて、出船しても猶心ひかれて、はしり
 かねるといふ義にはあらざらんか、又或人の曰、海
 客を見かけて奔走するさまを、走蟹に見たて、いふ
 かともいへり、是もをかき考也とある等を讀て後
 ぞ、かくいふは是なりとも會得せられける、抑諸國の
 方言は無量にて、其方は學問なくては普くしるべき
 やうもなく、知らずしても耻辱にもあらず、こゝに
 様子といふ器字書にもこれかれ出、「塵添堪囊抄」十
 卷に、豆子様子と云字は何ぞ、様子大に淺し豆子小し
 深しと書り、様子は宋音歟、様餘涉の反なれば様子と
 云は吳漢の兩音に非ず、下、「醒睡笑」平家の部に、橋
 のゆきけたをさらりと走りわたるを、やゝもすれ
 ばわするゝそちは鈍なり、膳にすはる皿にておぼへ
 よといわれ、ある時又橋のゆきけたをちやつゝと
 はしりわたるとかたりことは、「尤草紙」上卷、淺きも
 のゝしなゝの中に、すいせん鉢、ちやつ、くりはち

と並記せり、されば此器あさくして皿の如き物ならんとは推量られ、「鶴尾冠」といへる俳書負山集むとありならず、されど越人の句多く、賀茂祭の再興を賀したる山下、二卷憲章の作あり、御再興は元祿□□なれば、時代推して知べし、夕泉が獻立の句有て、刺身汁飯煮物の句等ありて、さて引而と題して、

初餅も茶津に相宿や焼荒布

とも有、引物を盛る料にて後々もあるもの也、この標子といふ物は今江戸にて稱菓子盆の事也、故國にては今もちやつととなへ引菓子をも盛り、茶津引など稱名目もあり、上方にてもちやつと稱か未問合せず、古今の書を併考ても又其物眼前に在ても、稱呼變りて原名を失ふ時は、履を隔て痒きを搔こゝちのする事まゝあるものなり、古學者の常にいふ事ながら、田舎には古言残りあるものなれば、偏鄙の人の俗語によく心をつけてこそ、年來の不審有し名義などの覺得らるゝものなりけり、

○猿屋の楊枝

猿屋の楊枝は洛東栗田口が根本也、「東海道名所記」六栗田口の條に云、町の右のかたに猿屋の楊枝とて名物也、楊枝はみな柳なれども、ことさらに河内國玉

越の里の楊枝はいたりてやはらかなる、此さるやはたまこしのものとかや、「人倫訓蒙圖彙」元祿三刊細工人の部に、楊枝師打楊枝平揚枝品々あり、木は豊前國立石又河内國玉串村名物なり、栗田口の猿屋は玉串村の者なるによつて其名高し、加賀國越前國よりいづるはこぶある木なり、猿屋楊枝といふいわれ、からの猿は齒は赤くかほ白し、日本の猿は齒白きゆへに楊枝の簡板たりと記せり、「河内志」河内郡土產門製造の部、刷毛棒は詠れる「紀子の大矢數」極樂院にての當座、楊枝みがき立たる向齒に

打わらすこしさるやが看板

「同書」第十二、

紋楊枝十雙倍にうりぬらん

人をぬいたるさるやが眼

此等奈良にての吟なれば、栗田口の猿屋を作しなるべし、

次に云、「人倫訓蒙圖彙」にからの猿はかほ白し云云といへるは、無稽説なれど近昔の俗諺にや、「十段草子」第五節の段、義經の衣服の文に、上、けんもんしやのひた、れのしたの、めいよの花むすびたる

厚二分三厘



○出羽國梅澤村羽子板

とおぼしくて、中略うしろのぬひ物には、たうどのさると日本のさるとぬはせたり、たうどのさるは大こくなれば、せいも大きにおもてもしろく見へて有、日本のさるは小國なれば、せいもちひさくおもてもあかく見へたりける、下略



梅澤は山本郡に屬して、秋田久保田より西北十

七里にあり、江戸より百六十里へだたる、製裁至て粗也、兩面とも飽目あり、凸凹あるに柄を殘して胡粉を淡く壁り、べんがら黄汁藍蠟の三色にて彩り墨にて流し、女子の翫具たるものに騎馬の人を畫るも奇也、極て質朴なる處に雅味あり、今も毎春に鬻くものなれば珍敷にはあらず、

因に云、邊境には、今盛に華美を恣にする世の中にも、かゝる粗品も新年の翫好として悦ぶめり、都會の地は是に反し、古來無益の金銀を浪費して奢れりとも思はず、寶永八年刊行自笑作「傾城禁短氣」五卷に云、白人といふは専しろと風をして、衆生をすゝむるにはあらずや、然るに、中略傾城問答に近年正月買といふ事をはじめ、先元三三箇日晝夜の花代飯代、白人への祝儀に銀五兩、しかも打の出に細がねにて宿へ銀子五兩、下の者へ銀貳兩、中略手鞠代七分五りん、羽子板代が壹匁と、さまざまのかゝりものを書立、下略前條目付繪に松魚節一本十三文の位に准じて、猶それより已往の貨價、羽子板壹匁は遊里の相場とはいへど卑しとはいひ難し、其品も花麗なりし事察すべし、

諸國にて製造する古今の羽子板、芳蘭翁の數十種
藏せらる、都鄙節物圖説に悉載て近刻すべし、

○車輪の轉る様を畫ける事

或人草雙紙の繪に、月夜に人の立る貌を畫き、其脚底
につけて地上に影法師をかき添たるを見て云、近
頃は日本人も蕃畫の眞に逼りたるを常に多く見る事
を得て、それに習ひ畫樣いと精密なりぬ、後世畏るべ
しと云り、余おもへらく、事物古は淳朴にて今は浮薄
なり、古粗にして今細なるは勿論なれど、一向にさも
定めがたく、前世畏るべしともいはまほしき事もあ
り、餘事はさしをき畫事唯一ついふべし、中昔の繪卷
物といふものは、いづれも其事狀眼前見る如く畫く
を專要とし、兒女子をも慰むべく、もとめて逸興をも
添たる畫樣なれば、今人の思ひも寄らぬ圖ども少か
らず、「直幹申文草紙」に、天徳四年内裏炎上の處を描
きたるに、車を繫たる牛の駈行さまあり、其車輪に淡
墨もて渦卷の如き物を書添たり、車輪の急に轉ぶ時
は必さやうに見ゆるもの也、自餘の古畫にもかやうに畫き
たるをありしと覺ゆれど、何
の畫か忘近代の畫にかく密なることにまで、心をこめ
て畫きたるもの、余が見る處に未覺へず、此畫は土佐

權守光顯の筆也、光顯は「養德錦顯文抄」に地下傳を
引、按貞和頃姓藤原土佐氏從五位下越前守と録され
たり、貞和は光明天皇の年號にて、安政の今に至り
六百年餘の往古なり、眞を寫すは畫道專務なるべけ
れど、寫眞のみこる時は風致も氣韻もなく、卑俗にの
み陥りて、品格といふもの絶てあらずなりぬべし、影
法師杯は所謂蛇足なれば、心はつきても畫がく人の
なかりしにこそ、
此論とは事異なれど、余が高祖母の挿れし木櫛今も
傳へ藏したり、此人享保十年の頃二十歳餘なれば、其
ころ用ひられしと見る則は、今より百三十餘年の昔
なり、余が家當時とても富有なりといふ程にもあら
ず、又奢侈たりしとも聞ざるに、此櫛齒にさへ蒔繪し
たるは好事に過たり、但し當時の習俗か、今はか、
るものを見ず、其長く大なるも今より見れば甚異様
なり、
蒔繪の精密なるにくらべては、峯に文様なく金泥の
みを添たるも解がたし、猶おもふに今世の驕奢と往
昔の華美とは大にたがふ所あり、二枚五兩の小脇差
とことくしげに唱しも、侍女をも從ぬ女房の、一枚

廿兩もすべき鼈甲の櫛を額に載たるを、奇しとて顧
もせぬとの異りなり、西鶴の著述草紙などに、女の
粧飾佳麗を極め、精巧を竭したるを寫出せる文章に
よりにて、今より昔は却て甚奢たりしとのみ思わんも、
亦錯なるべし、

この序に、昔はさもあらざりけんと思ふ、事どもの、
案外昔咄俳諧などに残りて、いと古くより有けるを、
二つ三つ見出せるまゝ、左にしるして笑草に備ふ、

○酒を喫むに昔は漆器のみ用て、さかづきちよこ杯
は近年の物のやうに思へど、二百四五十年の已往既
に盃猪口の名目あり、安樂庵の笑話を集たる「醒睡
笑」廣本七卷、舞の部に云、人あまた朝食によりあひぬ中
に、ひとり夕の大酒にいまだ頭がをもひとかたる、盃
は何にてありつらん、だる盃ではなかりつるかた
づぬる、奇特やさやうの名をも始めてきた、五度入、
七度入、湯盃、可盃、芙蓉盃、今口盃、銀盃、鸚鵡盃、藥
玉船、七寶の、やればいどろのさかづきちよこなど、
いふこそあれといへば、判官殿源義經最後高館にて
酒もりのありしとき、いでだる盃にてある物をえし
られぬよなどわらふ、そちほど物しりはあるまい、吾

妻鏡のやうなるあるかや、いや高館舞の題に「龜山が
目也、のうだる盃を武藏殿へおもひざし」これよと、已上、

○是びいどろの盃ちよくと二種並べ擧たるが、と
もかくも猪口にて酒喫しは儲なり、上代の盃はおしな
を用ゆるを後の事
といへるなり、

○衣類にもあれ囊物にもあれ、端と端と綴合するに、
千鳥掛といふことをするもや、古き事也、「崑山集」
慶安四
年刊、第十一、

おの足の脚半をぬふか千どりかけ 高瀬元親
「崑山土塵集」本編の拾遺にて所々誤りな
訂す、承應頃撰るもの歟、

飛行やとよ手おほひも千鳥掛 伊賀上の 松本一以
また「俳諧犬子集」寛文十年に、
重頼撰、

淡路がた通ふや須磨の千鳥かけ 徳元
此句小町踊にも崑山集にも入れ作者を缺く、

此句は隅といふことを詛にすまといひ、須磨の秀句
にしたる也、さやうに聞ざれば一句の中千鳥掛すべ
き物なし、隅をすまと僻言するは古き事にて、「小兒
育草」と云むかしの教訓の書の五卷に、姑息の愛に
てそだてられたる少人の風俗を算へたて、云、物を
いへども片言ばかりにて、官の宰相をさんせうどの

といひ、刑部をべうぶとなへ、略、中人のしかるをひかると云、物のすみまをばすまといふ、よき人聞て、すまとはいわぬひかるとはいわぬものなり、しかると云すみといへと教れば、重ねて謠をおしゆる時、光源氏をしかるといへ、須磨の浦かけてといふ所をすみの浦かけてとうたふ、それをしかればすまといへばすみといへといふ、すみといへばすまといへといへば、何ともせんかたなきなどといひさき子の申、これ地下がかりの風俗なりとある、

綴糸を左右々々とぬひゆくを、千鳥の沖と磯とを往返するに譬へたるなり、「芭蕉袖草紙」に、千鳥掛と號たる俳諧幾折もあり、こは芭蕉翁尾張鳴海邊遊歴の頃、彼地の俳諧人業言知足安信又桐葉叩端自笑等と、彼亭此亭と同處を往還して興行ありし故をもて、しか名付しなるべし、同書に丸まるげといふ俳諧の、四折ばかりか、引つゞきてあるも、丸き雪なかなたこなたへ、ころがすに譬へたるが、其意千鳥がけに似たり、

○黒文字の楊枝も「江戸八百韻」延寶六、年刊にあり、

神垣や五夕膳の花の鳥 如流
黒木の楊枝夕ぐれの春 青雲
○扇を年玉に用ゐるは、「大坂雪千句」寛文五、年刊第十に、

按ふに、句様をもて考れば、こは互に墨をつけ合ひ、多く付たるものを勝とする戯れなるべし、

○山雀の水を汲といふも「七百五十韻」第七に出たり、
小姓よべ天鵝毛杖鳥老て 如泉
おそば山陵手水汲らむ 信徳

○直し釘も同書に、
風にひゞきのなをし釘やり 春澄

○古き板木を用ゐて箱を造るも、近頃の事にあらず、「俳諧塗笠」といふ元祿、十刻冠付の集に、
關水點
ものすきにたばこぼんさす古板木

○側座するをきの字形といふも、「女大名丹前能」元祿末、西風作に、
縁にきノ字なりとかきたり、
閨記なれば、前後の文皆忘れたり、

○其角も初堅魚に貴價を惜まざりき、「錦繡綴」下專吟法徳との三吟の歌仙に、

初堅壹兩までは買ふ氣なり 其角
世にはかくるゝ木置場の家 專吟
○竹管も綴たる肌着も「虚粟集」に、
竹婦はなれて抱よけれどもこと人や
ねたまん涼しくてひとりねんには

年玉はむかしながらの禮扇

また「牛刀毎口編」寛文十一年、忍山人獨吟に、
扇談獻年琮一とも作て、物柄とても新春の賀品に相應して、古來さもあるべき事なれど、
危惡の物を用ひしも亦久しき事なり、「新續獨吟集」大付可全の句に、
そさうな扇もろふても何

初春の禮者あしらふそこくくに
今の情景に露たがわす、

○稚遊び鳥さし十六むさし等に、
負たる兒の額に紙をつくるも亦古し、
但し昔は鼻に付たる賦、「七百五十韻」延寶九、年刊第一に、

天狗の鼻に付紙の露 信徳
火まはしに比良の山風月澄て 如風

また「續山の井」湖春撰、寛文七年板に、
短冊は紙付合か花のさきといふ丹波捨の句有、
これも上と同じ戯れを寄たる句案なるべき歟、
猶考べし、

因に云、喜多村筠居翁の「嬉遊笑覽」六、兒戲部に、
すみたふれ、「安布らかす」に、
拭ふべき紙を手に持泣ばかり、
付句すみたふれにや負て腹たつ、
今戯に負たるものは墨をぬるこれにやあらんとあり、
今

汗に朽は風すゝぐべし竹襦半 風雪

○唇もて鼻紙をとるも昔よりする事なり、
其角の「雜談集」下、卷に、
唇で鼻紙とるは遊女めく

といふ仙化の句あり、

○琉球薯を八里半といへるも、
寶永元年刊行せる「心中大鑑」二、卷に云、
紫は江戸茜は山科、
八里半といふ芋栗に似たる風味とて、
四國にあるとかやと書たるをおもへば、
世上一般普く弘まらざるほどよりの異名なり、

○鼠鳴して消かゝる燈を挑くる習俗も、
元祿寶永の頃の好色本「年男」に出たり、
油燈かゝぐるふりにもてなし、
つぼんとけてして打たふし、
鼠鳴やら何やらしらぬくらがりのうちぞゆかしきとあり、

○獅子舞にお染の懐胎したるを憂ふる謠を唱ひ、
其身振する事あり、
近年の新意にていとうたてく、
似つかはしからぬこと、
誹笑ひしを、「中古風俗志」元和、明和本、
大神樂の條に、
元此獅子舞の故實は大平樂の學びにて、
尾州熱田に久しく傳來したる也、
此おそめといふ事は、
鉦女の命の御事にて、
決して油屋お染の事

にてはなし、上下と有、こは天磐戸の前にて、神樂を奏せし鉦女の遺風にて、うす女おそめ稱呼の相近きより誤りて、あらぬ事に轉せしとの事也、既に貞享元祿の頃より、獅子舞の徒かぶき風の所作に移りたり、新見政友入道の著「昔々物語」元祿二、大神樂の條にも、扱近年の江戸中徘徊する大神樂といふは、人柄至極うわきに見へたるかぶき者、其裝束の事は扱置、大白衣大廣袖木綿布子幅廣帯して、中、尤大太鼓小太鼓笛はふけども、笛の唱歌小唄ふしに合せて吹、獅子頭は持ども是をかぶりて、色々の好色の興に小歌狂言のみにて、獅子を馬にして惡所通ひの狂言など移し、男女の氣をそゝり立る様に道化、下女下男に面白がらすのみをしくみたる事、不道の言葉を盡す、下、としるされしを見るべし、今は却てさもあらず、

○小兒語

嬰兒の語に父をと、と云は、ち、よりに、と轉りて、てよりと、と轉りたるのみ、奥羽の邊地にはだ、あともいふ歟、皆多行のタチツテトと轉り來なり、つ、みいはざる由は、母をか、と云は、はか同韻の言の横通し、いまだ考へず、母をか、と云は、はか同韻の言の横通し、五十音圖にて言の反切を見るに、父字は同行を縦に行、母字は同韻を横に行也、今父

集寛文四年、重刊

撫子は風にふかれてかぶりく

河原によする水のあはく

「鷹筑波集」寛永十五

わらび手はあはくをするか山の口鳥冠井良次

「隣女晤言」に、嬰兒の頭をふるを、かぶりくといふこと古き詞也、「神代記」に頗傾也を加夫志と訓し、「天智紀」に垂穎而熟をかぶしてあからめりと訓す、此ころ也、「散木集」に稻のかたぶくを見て、

おぼつかなた袖の子にひきかさね

ほうしこのいねかぶしそめけむ

節信云、ほうしこは小兒をいふ、ほうしこのいねとは稻に實入よくて、頭のおもきを小兒にたとへ、かぶすと作りしなるべし、已上、

種秀按ふに、あははあわにて、此は嬰兒に語言の開合を教ゆる方なるべし、あと喉より音の出るは便開音にて、その開たる口を掌にて打てば、喉の合音出でわとなる也、○かぶりくは頭振也、「日本書紀」神代卷下皇孫天降の條の書に、于時大伴連遠祖天忍日命、帶頭槌劍而立天孫之前、頭槌此を云、

命、帶頭槌劍而立天孫之前、頭槌此を云、

母の言轉するも、父は縦に轉り母は横に通ふも一奇といふべし、
○飯をまといふは、うまうまのの上言の省かれたるにて、美味の意也、乳母をまといふも飯と同語にて、乳をも美味といへる也、「吾孀鏡」に、卿の乳母の名に間々とあるより始りて、乳母の通稱になれるよしは、誰々もいふ事なれど、この間々も美味の意にて、當時既に乳母をまといふも云事のあるにより、まといふと召れしが、その乳母の呼名のやうになりしにもあるべし、
○小兒の事をねんねね、さまなどいふは、小兒を眠らせんとてねんね、ころころなど歌ふ詞の、ねんねんは寐い／＼に轉り、又ねんと訛れるにて、能寐よ能寐よとすかす嬰兒といへる意より、便ねんねと稱へるなり、尾張三河邊にて、江戸にて紙の姉様といふ甌具を、ねんね子といふも同じ、例の「俳諧懷子」に、胡蝶もやねんねよ眠る花の影と弘永の句あり、ねんね子も子守うたにて、假名本の「太子傳」に出、「風流つれ／＼草」にも其事をいへり、「嬉遊笑覽」卷六、兒戲之部に委し、
○かぶりくあはくも、件の「笑覽」に云、「佐夜中山

歩豆智、同三神武天皇八十梟帥の餘黨を伐たせ給ふ條に、拔其頭椎劍一時殺虜、同時道臣命の歌にも、勾釐都々伊とよみ、傍注に頭槌劍名也、其頭曲と有て、柄頭の槌の如くなるを稱ふなり、是等上古より頭をかぶといへる明證にて、かうべといふもかぶべなるべし、

樹木の株も野蔬の菁根も其形勢より稱へて、ともに頭と同語にこそ、「隣女晤言」にいへる頗傾也は、これも神代卷下中國平定の、彼地未平矣不須也、頗傾凶目杵之國歟、中、頗傾也、此書歌矛志とありて、かふしは側向伏なり、醜惡國なれば不須な事と、面を側け頭を伏するなれば、自然頭振の事にはおつれども、かふは頭の事とだに知覺る上は、耳遠き頗傾の語を引にも及ばず、「古事記」上、八千矛神御歌にも、夜麻登比登母登須々岐宇那加夫斯とある加夫斯も同語にて、宇那は頂のうなにて、薄の穂のうつぶけるさまにて、頂といひ、又加ふしといへるにて、かふしは頭の意なきを知べし、「天武天皇紀」の垂穎は穎伏にて、穎は稻穂の事にて、かひのかもかぶのかと同じ加なれど、穎はかひ頭はかぶ也、又「散木集」のほうし子は

稻草の方言也、稻草多種ありて方言有事は、河内國枚岡の神社の御祭之記、穀類五十四品の中に、あけ山田、分葉登餅、し、くわす、おく、餅云々、あけの中田分すくばる、たんば、とはのちもとき、さ、こされ餅、はつ、餅云々などあり、是稻草の方言なり、「唐金惣左衛門傳來覺書」本といへる物に、稻草の名其中に、坊主いがい、い、がなし、とあるが昔の法師なるべく、麥種に坊主あら麥坊主小麥あり、いがは穂のさきの鬚にて、件の鬚なき稻を法師にいふ也、穂のこも稲の名なり、されば稻草の名を小兒にたとへたるにて、かな法師なり、頭のおもき稻を小兒に比たるのみにては、此歌逸興すくなし、

○ちようちくは手打々々也、尾張にてしつたらしくといふは、拍掌の音を象りたる也、かいぐりは搔潜也、しほのめは萎る、目にて、ほはをを書べきなり、又しほの目にて、目をしほりて見るなど、聲をしほる、又歌の曲節、云る意か、鹽垂る、と萎るとは似たるやうにて別語也、衣類に鹽の染入て垂たるさまやがて萎れたるなれど、鹽とのみ書て萎る事には成べからず、「正章獨吟千句」正保四年、

にらむ目もとにまじる鹽の目
兩の膝にまゝ子ほんの子すへ雙べ

○髪をめんめといふはいかにも解しがたし、強て試にいふべくは、尾張邊の小兒は蟲をめんめといへり、

教ふるを按へば、原は鳥も虫もなべてちよとともとも稱へしかとも覺ゆ、鳥をいふ事あら、こは必辭説ならめども、思よるまに、記しつ、

○告別の詞にあばよと云も心得がたし、然有よを片語に轉じたる歟、

○小兒を怕す語もモ、ングハアは、もみが啖うといへる也、もみは「和名抄」十八毛群類に、鼯鼠、本草云鼯鼠、和名毛美、俗云無佐々比、兼名、苑注に云、狀如猿而肉翼似、鼯鼠、能從高而下、不能從下而上、常食三火烟、聲如三小兒者也、「本草啓蒙」に、鼯鼠の方言も、州、土州、モマ、同州、薩つばをしき、國、のふすま、内、ばんどり、ぬれで、州、城州山中には産せず、他國深山には多し、古歌には春日山高圓山攝州の三國山等に詠せり、今も春日山に多し、形は猫に似て瘡、紫褐色、大尾身より長し、腹下黄色、喙頰雜白色、四脚肉翅尾に連る、翅を開けば傘を張るが如し、常に梢に衆居す、夜出て能飛、然れども只飛下るのみ、高に上る事能わす、是蝙蝠の大なる如き物にて、所謂不禽不獸の徒、惟物にこそあらねど、其形勢怖ろしきものなり、此物折々出る地方にては、小兒の懼るべき事理なり、嬉

むしを約ればみにて、のみ、しらみ、紙虫のみ、せみ、のみ、同じかるにて虫の事也、其みといふ言の一轉してめみむめ相となり、めを重てめんめといへるが原にて、江戸あたりにて虫をめんめといひしが、嬰を負ふて傳する女の髪をむしらるゝを厭ひて、虫なるぞと欺きたるより轉りて、髪をもめんめといふ歟、

○乳汁をおっぱいとは、を、うまいの約りたる語なるべく、腹をほつばといふも、ふところのころを省き訛りて、ほと、いへるが又語聲入て、ぼつばと成ける歟、

○脚をあんによとは、歩行よと教導る語の約りて、歩を運事にもなり、直に脚をも指て稱やうになりぬるにこそ、○たいくは給べくか、戴々の字音歟、○魚をと、といふは「骨董集」に出て、今更論べきにもあらねど、「芝峯類説」といふ漢籍、四書五經史記文選等の耳近きものにもあらねば、「節用集」の説正し克的れりともいひがたくや、されど魚をと、といふはいと古し、按ふに鳥をもと、といへり、とはどりの今江戸にては虫をもちい、といひ、と、ともいひかぬる程の兒には、魚をも鳥をも共にちい、ちいひて

遊笑覽」に擧たるを補訂してしるせるなり、節居翁云、も、んちいと云物は物に見へず、今毛の生じたるものをすべていふ、百歳の老父といふ事にや、又はもものがかをと、か、になすらへ、それに對へても、ち、とは、一きは勝りて怕しきをいふにやとあるは、少あかぬ説と覺ゆ、も、んちいは小兒をおどす語ならばこそ、鼯鼠の父ともいはめ、又も、んちいは毛群の通稱にもあらず、猪鹿の充食を指名目、若くは股肉といへるをも、んちいと訛言にはあらずか、獸は股肉を賞びするものなり、バアといふ語「骨董集」に「著聞集」を引れて明らか也、○余といけなき頃、八角眼鏡を見する辻稼が、眼鏡みせ果ておぼめやあと云て、可笑しき顔せしを、おもへば産女やあなりき、○遠來(れる)く、かこしのるい今もいふ事にや、

○月に對してお月さまいくつ十三七つ云々といふ童謡は、俳諧其餘にもたま〜見ゆ、「崑山集」第十に、九月十三夜深更に、

お月さまやいくつ十三七つ時 吉時
「題柑子」 乳のみ子に意味ぞ付てや十三夜 沾洲
「綾錦」沾洲 聲に船よぶ場所を思出し
山からよつと十三七つ

運真菰垢離の音頭の鼻へ来る

「野良握こぶし」江戸後者評判記、年盛れて評な「袖崎奇流といふ若女形の評に、これをおもへば諸藝はなを申におよばず、お月さまいくつ十三七つやら、まだわかひかたのみじやもの略、など有、「松落葉」三巻、中興當流丹難波津壺論大和屋甚に、こゝなどのこはおいにくつ、十三七つあらまだわかや、さてもくわごりよは、たれ人の子なればしほらしや、おどれく愛な子、略、月のゑがほのてつたりや紅葉笠、略、是は月に比していへる也、按ふに十三七つは、廿歳なるをたゞ直に廿歳といふ則は、少しともいひがたけれど、十三七つと答ふればいと若きやうに聞ゆるをもて、其許は廿歳許かと思しに十三七つか、それは未だいと若しといへる意なり、此童謡京にて唱ふるに小異あり、お月さんいくつ、十三七つ、七つなりきせて、おまんはどこいた、油買に酢買に、油屋の門で、油一升こぼして、其油どうした、犬が甜て候、其犬どうした、太鼓に張て候、その太鼓どうした、餘り敲てやぶれ候、

近松作院本「曾我扇八景」大慶に、「その又女房は太鼓

にはつて、あんまりうつとて打破て候、略、
○鷹行を見て鷹々三つ口云々は、北峯子の「三養雜記」に出たればいはず、「崑山集」九月の舟の棹になれなれ天津鷹、名さほになる鷹や雲井のはねつるべ、川玄口、棹になれ鍵になれともいへるを作るなり、自餘童語の數多けれど、解を待ずして明かになると、未考得ざるとはこゝに省きて、後集を撰むの時にこそと、大かたにして筆を擱く、



於路加於比下卷終

傳衛 空 おぼへ

東京に大傳馬町といふ所あり、予は本石町十軒店に住みて、近來此大でんま町に通勤す、此町に就てはむかしより、數多の印本寫本共に事わけを記し、または云ひ傳へたる事の多かれど、おのれ書物見し事もなく、唯幼年より見もし人々に聞もし傳へし事共、多くは忘れたれども、今思ひ出しまゝ書つけて、後子の爲にもものするのみ、自らあやまれる所々も多く、たがえるもあるべけれど、無識無學の私記と見ゆるされよかし、

本文惣て暗記臆測にかゝるを以て、果して誤り多し、後人識者の校正を乞ふ、

文中多く故事を宗とす、御維新前をむかしとし、後を今といふ、

書中多く古圖をうつす、御維新前の圖繪多し、
明治十五年十一月十五日起草

同月廿一日成草

十軒店者

菅 園

空 おぼへ

傳衛 空 おぼへ

大傳馬町三ヶ町有、皇城大手の御門より、凡十町東の方にあり、昔は武藏國豊島郡峽田領江戸の庄(或は在土に作る)とす、今は東京と云、(荏戸は荏原郡の舟付場)にや、關東の方言に船付を「戸」と唱ふ、松戸龜井戸關戸花川戸の類也、可考、(舊江戸は城廓あるの地也、此城は人皇百三代後花園帝の御宇、鎌倉管領上杉修理大夫定政の老臣太田左衛門大夫源持資、(入道して)靜勝軒道灌といふ、)康正二丙子年武藏國豊島郡の内、千代田村寶田村へ城地を經始し、長祿元丁丑年土木成る、「我宿は松原ついき海近く富士の高嶺を軒端にぞ見る」江戸にて、道灌、道灌は相模國糟谷にて死するの後、上杉興朝の時大永四甲申年正月十三日、北條氏政の爲に亡さる、北條氏直の時天正十八庚寅年七月十一日、北條亡びて徳川氏の將軍城となれり、慶應四辰年武臣の城廓を更て皇居の地となり、江戸をあらためて東京となれり、
大傳馬町の地長祿年中古繪圖によれば、此地海中

にして宮戸川の津口なり、蘆地の海洲多き所の様に見ゆ、

江戸落穂集に、天正慶長の頃は鎌倉河岸邊より、八代洲河岸邊芝口邊へかけて、海邊の蘆生砂地の様に書なせり、家居もなく鐵砲藝古丁打場なりしとぞ、

亡友鈴木喜右衛門(十軒店書林)に聞し事あり、神田今川橋の北詰に、昔榜示杭ありしとぞ、是より南江戸北神田領と書記しありしと云、

萬治二年取拂に成りしといふ、

予が覺へて二十年程前まで、芝赤羽根橋の南詰東の際に榜示杭ありし也、是より口付なき馬ひくべからずと書記せり、是は江戸と農家の境なるべし、二十年前には文字も不分明朽果て、其後は立てすなりぬ、

江戸草分けの頃は、大傳馬町は今の龍の口和田倉邊より、吳服橋内邊へかけてありしとぞ、此地御用地となるに付、今の地え引うつりし也、

大傳馬町の地圖次に一兩種を擧る、(省略)長祿年中の古圖は、實に取所もなく茫然たる圖に

て、唯々今の東京(昔の江戸)むかし斯やふの地をひらきて、今の如く町造りの出来しとなりと、思ひやるまでの事なり、
寛永年中の江戸繪圖、
長祿の圖にくらぶれば大に見る所あり、全く江戸城下の形をなせり、されども町名の事に至りては、今と大に異なる所あり、外地へうつりたる町あり、全く失せたる町名あり、
舊繪圖新なわ町三丁目のつゞきに、(神田やくし)と誌るせし所あり、是異本に(神田やの丁)と誌るせり、(やくし)を(やの丁)と寫し損せしにや、(やくし)なれば「佃煮」の條下に見合すべき所あり、(やの丁)なれば又考ふる所あり、牢屋敷にて死罪人引廻しのせつに、(矢の之者)罪人を宰領す、矢の之者とは矢野彈左衛門之手代なり、此矢の之者住居せし所にや、牢屋敷の近所なれば、此事無しとも云ひがたし、すでに御維新迄牢屋敷に添ふて、非人小屋一棟別建して、罪人の役用を勤めし也、
通旅籠町と通油町の間、南北の街道を大門通りといふ、是は吉原の大門の通り也、圖に合て見るべ

し、
東神田の地は多く寺地也、神田川の北は町家稀の姿也、いかにも人の言ひ傳ふる如く、淺草の鳥越に御仕置場ありしといふもしゆべからず、
元祿六年の江戸繪圖、

現今の町並に略々同じ、大傳馬町も今と同じけれども、北裏の新道なし、寶田社池洲の社は、町内の明き地に祭りしなるべし、兩國に矢の藏あり、
難波町に元吉原の名あり、

今の大傳馬町の圖、御維新の前に替らず、唯木戸と自身番やなきのみなり、

寶永の圖中に、町々區畫のうちに黒くぬりて消したる所あり、是は會地なるべし、予の住む十軒店にて言は、左の如し、

寛永圖に黒くぬりたるは、芝生の明き地なるべし、後年町會所附屬の地となりしなるべし、此明地を俗に會所地といふ、

木戸町々壹丁毎に町の入口にありしなり、夜四つ時よりべ切り、今の午後十時也、朝は六つ時より開らく、今の午前六時也、夜中は小木戸より通行す、木戸

の間口大凡貳間位なりし、兩びらき、
小木戸は大木戸に添ふて付より、凡四尺位片びらき、夜中通行す、木戸番人は是を守る、
自身番や地主町役人、俗に家主又は大屋さんと云、今の差配人の類也、書役むかしは町代と言ひし也、定番人消防人足等の詰所にして、公用町用等町内中の役所なり、火の見半鐘を設けたるもあり、消防の世話番順番を以て、消防道具を備ふる事あり、春夏は多く火之番御免となりて、月番家主書役定番人のみ詰る、町入用勘定人別店連判等も、多く此所にて辨す、
木戸番屋木戸一ヶ所に必ず壹軒あり、木戸番人詰る、常々晝は内職として、ぞふりわらじ蠟燭等木飴菓子類を商ふ、
元吉原の圖は、大門通りの緣故に仍て擧るのみ也、(省略)
因に云、元吉原は慶長十七年庄司甚右衛門より、町奉行米津勘兵衛様へ願出、同十八年御評定所に於て、本多佐渡守様御開濟之上、元和三年御免、葺屋町の末にて二町四方の地給る、葺屋繁りたる地を刈り、地形築立し町故、葺原といふを祝して吉原と

改めし也、

江戸町壹丁目、大橋(今の常磐橋也)の内柳町にあ
りしが、城地御用に付神田元誓願寺前へ移り、又吉
原の地へ移りて江戸町といふ、同貳丁目、鎌倉河岸
より移る、駿州府中みろく町其外伏見夷町の者共
なり、京町、糺町のけいせい屋此町へうつる、皆京
都六條より來りし者共なり、故に京町と號く、同二
丁目、吉原開基以後大坂ひやうたん町、奈良木辻よ
り集る、三年をそく町造りしゆへ新町といふ、角
町、京橋角町よりうつる、寛永三年割り餘り所、水
溜の明地を地形してうつる、新吉原明曆二申年十
月九日、町奉行石谷將監様より替地被_レ仰付、淺草
日本堤に於て貳丁に三丁の地を給る、

木戸自身番屋木戸番屋共、明治元年九月、市中の分不
殘取拂被_レ仰付候也、

瓢箪新道、大傳馬町貳丁目南新道也、名義不可考、
思ふに江戸草分けの頃、吉原といふ色廓出來し餘
波にや、此邊自然浮薄の地となり、歌舞妓芝居も出
來、霞町には鶏姦舖も出來、福宜町人形町など繁花
のうつりにて、此新道にも其ころうかれ者の住居

せし所なるべし、ゆへにへうたんの號を殘せしに
や知るべからず、

人形町通り、大傳馬町貳丁目通旅籠町(俗に大傳馬町
三丁目と云、)の間を、南北への通りなり、

人形町は實名にあらずして假號なり、所出考ふべ
からざれど、むかし堺町菅屋町に歌舞妓芝居あり
し也、(若年の頃老人に聞し事あり、ふきや丁さか
い丁にて猿芝居輕業の類を見し事ありしと、)江戸
名所圖會」にかるわざの圖をかけり、予が覺へて
ふきや丁さかい丁(俗に二丁まちと云、)に、中村
座市村座の歌舞妓あり、結城座薩摩座の人形芝居
ありし也、夫れが人形を長せ川町邊にて造る家數
多ありし、或は手遊物錦畫の商家も多く、一段賑は
ふ繁昌の地にて、ことに近來までは正月は手鞠羽
子板、三月は雛人形、五月は菖蒲人形の市も立ち
し也、人形町の名是より起りしなるべし、今猶人形
細工人の家あり、

通旅籠町、是大傳馬町三丁目なり、

昔は是町を公家衆の御旅宿とせしなりとぞ、御維新
前までは和田倉門外龍の口(今の勸工商品陳列場、)

に、傳奏屋敷といふを建て、公家衆旅館の備用とす、
御多數の時は本石町三丁目同四丁目へ御泊りとな
る、幕府に格別の大禮などありて、御多人數或は大
方御參向の節は、本願寺天徳寺など寺院へ御旅泊の
事もありし也、

古圖を見、町名によりてひそかに考ふるに、江戸は
昔神田川より以北、淺草の方は家居もまばらにて、
俗に云城下はづれの在町のかたちなるべし、すで
に草分けのころ、淺草の鳥越に御仕置場ありしと
いふ、大悪人横須賀甚内は、鳥越にて御仕置になり
しとぞ、今も鳥越橋(俗に甚内ばしといふ、)の西南
半町許り去りて、町内の裏に甚内靈を祭りて瘡病
の願を掛る、戸田茂睡の言ひ置かれしにも、淺草新
堀邊を手向野といひしとぞ、此邊に仕置場ありし
ゆへ、往來の旅人が線香花など手向けて通りし所
なりといふ、何國にも有る習ひにて、城下宿驛に入
れば、傳馬町馬喰町など、唱ふる町は、多く旅籠
屋の有る町也、江戸も馬喰町大傳馬町小傳馬町な
ど、多くはたごや有りしなるべし、さればにや大傳
馬町には、宿次ぎの傳馬役所有り、諸國の城下宿驛

なれば、則大傳馬町は問屋場又は本陣などの有る
べき所なるべし、

徳川創業の大樹家康公を、野州日光山に東照宮と
祭りしより以來、毎年四月禁裡より例幣使を下向
して、四月十七日祭禮を行ふ、祭禮濟みて江戸へ參
向、傳奏の御用有り、御旅館はむかしは大傳馬町
三丁目、則今の通はたご町、駐駕なり、町内には町
の前後に矢來を結び、假に木戸を設く、(後常住木
戸を建る、御維新の節木戸を取拂ふ、)假に番所を
建て鐵炮、差又、戻り、尖棒等を飾る、町役人はを
つとむると言ふ、今も此古鐵炮數多、同町南新道に鎮
座の池洲稻荷の土藏の内に有りといふ、(舊幕の時
代は、毎年所持の鐵炮は改といふ事有りて、證文な
ど公儀え差上、其度々役人の所置至て六かしき事
も多きに付、兎角面倒ゆへ度々の火事に焼失せし
趣相届け、稻荷の土藏へ仕舞込、絶て世間へ出さ
るとなん、)

此土藏の床か下は凹くなりて、古昔の池洲の池の
面影を殘せしなりとぞ、此邊すべて池洲の池とて
大きな池有りしとぞ、いつの頃の事なりしや、

大門通り、通り旅籠町と通油町の間に、南北えの通街也、元は吉原の大門の正面通りにて、今は銅鐵箸の商人多し、

吉原は前條にもいふ如く、慶長年中庄司甚右衛門官府へ願濟に開基せしが、此頃高名の甚内三人有りし也、庄司甚内(後甚右衛門と云)吉原を始る、富澤甚内富澤町にて古手市、往來にて立ながらの賣買を願濟にて始る、(富澤氏代々富澤町の名主なりし也)横須賀甚内劍術の名人にて浪人の惡黨也、(近來うさぎや出板實事ばなしに、横須賀甚内は番町のさら屋敷にて、井戸の中へ斬捨られしお菊の父なりといふ)右を其ころ三甚内と申せしとぞ、呑用水神田上水を用ゆ、水源は當國多摩郡井の頭池より發し、外近村の池合て五ヶ所の池より浦水合流し併し、玉川上水より助水して東京市中に至る、日本橋より井の頭池迄西の方え凡七里、

三代の大樹公御上洛の御土産として、江戸市中へ玉川井の頭の兩用水を賜る、此水道樋承應年中に成就す、此用水を上水と唱ふるは、一つ橋御門内舊御搦屋

へ水道を掛しゆへなり、水筋小日向より小石川内神田一圓、日本橋兩國八丁堀京橋邊、京橋向ふは御堀端通り、南へすきや河岸まで通する、古吉原に水道尻といふ所有り、是水道の終りなり、今新吉原にても、仲の町の末を水道じりと言ひ習はせり、

因にいふ、むかしよりの方言に、(金の魚虎を横目に見て、水道の水で産湯を浴びた江戸ッ子)といふが、尾張の名古屋には、金のさちほこの有る事人皆知る所なり、「竹齋物がたり」といふ繪巻物を見しに、江戸城の天守櫓には金色の魚虎を揚たる圖有り、おしむべし此天守閣丸山本妙寺の出火に焼け失せて、其後普請無し、

玉川上水は當國多摩郡羽村より、玉川を分水して曳く、四ッ谷大木戸迄凡十二里、是より四ッ谷、麴町、城内、赤坂、櫻田、銀座、芝三田、舊薩摩侯の邸内迄引く、(田用水には古川村八幡塚大森村邊迄掛る)今は番町飯田町えも掛る、

千川口上水玉川の分水を、千川村より川越引又村、内間木村邊の田用水に掛る、(内間木の「いろは樋」

とて、松平右京亮様丹精にて掛ける、四十八本繼の高樋高名にて見事なるよし)千川上水は巢鴨、駒込千駄木、根津、本郷、湯島、外神田、下谷、淺草藏前まで掛りしが、中頃水不足にて市中の分を廢す、御維新前まで駒込松平甲斐侯の下邸に、千川上水にて澗を落せし樋現然たり、予幼少のころ昌平橋の北詰東の脇川岸に、廢樋の口を出せし所有りし也、

上野にて第二回博覽會の節、又千川筋を巢鴨より上野公園地へ水を引き、會場に噴水を設ふ、是より東叡山の最寄に所々餘水を引き、林泉の用に供ふす、

管轄、東京府、府廳は幸ひ橋の内に有り、區域、日本橋區内也、區役所はかきがら町、前には第一大區十六小區なりし、元は幕府町奉行支配なりし、南北兩奉行有りて月番也、(舊幕の始めは町奉行も南北中と三奉行有りし也、北奉行所は吳服橋の内、中は常磐橋の内、南は數寄屋橋の内也、中頃より中奉行を廢す)外に火附盜賊改方加役といふ有りて、市中に關係す、

町年寄館市右衛門といふ、又樽藤左衛門、北村彦之丞の貳人合て三人有りし也、

町内の名主馬込勘解由と云、(傳馬役を兼帶す)平介平左衛門と隔代に名乗る、大傳馬町二丁目西の方、北横町東がわに住す、

火事の節消防役、第一區八番の消防組なり、むかしは壹番組の内は、組の火消組なりし也、

むかし江戸に火消人足とて、一番より二三五六九十番、四と七八なし、本所深川とて十區に分け、壹番より十番迄「へ組ひ組」はなし、百組千組萬組を合て四十八組、又大川の東に本所深川に、一ノ組より十六ノ組まで十六組有りし也、所謂壹番組とは、は組大傳馬町より小傳馬町、通油町、元濱町、小網町、小舟町邊の組合也、い組本町、本銀町、本船町、鞘町、通一丁目、吳服町、青物町邊也、に組は通鹽町、橋本町、江川町、豊島町、久右衛門町、兩國廣小路邊、橋町、久松町邊也、よ組は辨慶橋より神田紺屋町、乗物町、鎌倉川岸、三川町、佐柄木町、須田町、柳原お玉ヶ池邊也、萬組は飯田町一圓也、以上はいによ萬の五組を壹番組といふ、

今火事の節は、警官にて半鐘を打鳴らして知らせ傳へ、火消惣出半鐘を鳴らし、火消人足の消防屯所へ集りしを、警官是を引率し目印番號の旗を建て、纏階子差又ポンプ龍吐水等、種々の消防具を整へ持て、火事場に至り消防に従事す、

むかしは御維新前の事、江戸町々にて其町の地主中にて、一ヶ町限りに爲人足(今の消防組人足なり)を壹人なり五七人なり抱へ置、惣出半鐘の鳴りし時、當番の町へ壹組の惣人数集る、壹組限りに順番にて當番を組合の町々にて勤る、當番町より頭取纏持階子持等、重立たる役の辨當を出す、

非番の町々は、合印の付たる町役の印半天を着し、(夜は提灯を用ゆる)當番町の番屋前に集り、多少人数集候せつは、纏を立て、人数をくり出す也、火事の方角によりて朱引を定め、たとへば火事芝の方に見ゆれば日本橋邊に集り、市ヶ谷邊に見ゆれば鎌倉川岸とか、千住邊に見ゆれば淺草御門とかに纏を立るに、追々組合之者集りて、はよいに萬の五組になり、まとまりてくり出す也、近火のせつは早きを勝ちとして消防にかゝる也、

集りし火消人数は、町奉行是を支配し、奉行付の與力同心是を進退し、頭取是に協議して消防をつとむ、江戸町奉行常は役高三千石也、出火之節は十萬石の格を命せられ、鎗貳筋を持たせ御用番の騎馬を隨へる、されば大諸侯の表門といへども、火事のせつは開門させて騎馬にて乗入れ、續て町火消人足も門内に入る也、

は組の纏(外組のまといも)白ぬり黒うるしの筋書也、むかしは八の字はなかりし也、當番てふちん、むかしは當番の町内にて、大纏當番てふちんともに預り番屋前に立て置く、是を世話番といふ、

消札は火事焼け留りの町より、當番町え町役人持參にて返却し禮に來る、因に云、むかしは(享保年前と云)大纏壹本小纏貳本づつ何れの組合にも有りし也、大纏小纏とも金銀の箔押なり、近來は白ぬりに成りて小纏も省けり、予が現に見たるは日光御社參の時、古纏大小壹本づ、并に當時の白纏壹本を、外神田旅籠町の自

身番屋にかざれり、形ち左の如し、八番組の内か組なり、(省略)

昔の大纏は今の白ぬり纏より少々小ぶりなり、小纏は又小ぶりなり、又下谷幡隨意院店の名主の玄關に、常に古大纏一本立て有しを見たり、

すべて如、此、組合不、殘金纏大小を用ひ來りしゆへ、一番の内は組にても金纏の大小共用ひしなり、金大纏は、は組惣町の地主代(一ヶ町限りの抱へ火消人足)火消人数の目印とす、小纏は順番有りて、壹ヶ町限りの住居人集りて火消を勤むる也、(俗にいふ店火消といふ類なり)いつの頃にや有けん、上野東叡山内に火事有り、其せつは組の小纏番堀留町に當りしとて、町内の者壹組となり、小纏を目印しに押立、上野山内に駈付、一品法親王の宮の表門より、御玄關の邊にて消防に盡力せしとぞ、首尾能火事消留て、歸町の節菊章御紋の提燈を、上野の宮様より拜領して町内に歸れり、是より後は右の段を公儀に御届け濟にて、町用の提燈并に自身番屋の高張てふちん等へ、十

六菊の御紋を付ける、是堀留町の規模也とす、御維新迄右之通りなりしが、世間一般の事にて、菊の御紋は禁せられて候也、

舊大傳馬町は草分の町也、草わけの町といふは、舊幕府江戸の城下を町造りし開闢の時、貳百六十四ヶ町に造りし也、此町人を古町人といふ、譬へば將軍家にて代替り、或は將軍宣下婚禮等格別之禮節には、城内庭上に於て、江戸惣町人へ御目見被_レ仰付、御能拜見被_レ仰付、御酒御土器御菓子、并に雨用意として、晴天にても傘壹本づ、并に御鳥目(凡壹人に付三四貫文位)の品品を被_レ下候也、此町数は右にいふ古町人貳百六十四ヶ町なり、大傳馬町も此町数の内也、古謠に江戸を大きく言ひし虚數なり、されども天保より嘉永年間に至りては、町數追々増して、三千餘ヶ町になれり、右にいふ通り草分け貳百六十四ヶ町は、實に江戸開闢の町にて、江戸開闢の町人なり、さて神田明神祭禮とは、往古は神事能といふ事ありて、氏子の町々より出銀して此能を勤む、此出銀は江

戸町年寄喜多村彦之丞の世話にて、古町貳百六十四ヶ町より取集めて神田社へ納む、貳百六十四ヶ町は神田の氏子也、(世人のいふ麴町は山王(今の日吉)の氏子なりといふ、されども神田社の御祭禮能の入費は、麴町よりも出銀する也、)

舊名主役、大傳馬の町の邊いまだ在郷の田舎(慶長元和の頃なるべし)なりし頃より、江戸草分けの頃までの名主を、佐久間勘解由といふ人勤めしなり、大傳馬町の町草分けの時分は、今の龍の口の邊にあしり也、

城廓御用地になりしに付、今の地に町をうつす、佐久間勘解由大傳馬町の名主となる、其後佐久間氏親族に伊藤平左衛門といふ人有りて、名主役を相續し馬込平左衛門といふ、佐久間氏は三州の古郷へ退隠す、佐久間氏の住所は、町内壹丁目の西の首より、北の横町東側不殘、鐵砲町の境までを宅地とせり、

大傳馬町此地にうつりし時、木綿太物店凡五十軒餘有りしとぞ、此佐久間が宅地も一圓に長家を建て、太物店凡十軒許りにて割り住みせしとぞ、是

銅佛也、

お竹が行狀常人に變りし事なく、唯々佛を信じ慈悲を専らとし、能く主人に仕へて眞實なるのみ、不思議の説を唱ふるは後人の附會作り物語りなり、お竹が墳墓所在を知らず、後日たづぬべし、

お竹が行狀とて古くより言ひ傳ふるは、お竹が常佛を信じ慈悲を専らとす、平常臺所にて常に遣ふ走り流しの隅に、布の袋を掛け置き、洗ひ流しの喰物を此袋に受け留め、是を常の己れが喰とし、扶持に受けし米は不喰して人に施こす、或る時芝の増上寺の隠居御坊、(名不詳知時世不詳)たまたくはつして佐久間氏が厨外に來り鉢を乞ふ、其時走り流しの隅に掛けたりし布袋より光明を放せしとぞ、上人奇異の思ひを成し、此流しを佐久間氏に乞ひ請、持返りて心光院(増上寺の別院なり)の表門の天井板とす、其後度々變換有りて、今は其古板一枚心光院の寶物となれり、お竹の像も此寺に安置す、定めし悉しき寺記も有べきなり、

御維新前迄の名主役馬込氏、平左衛門勘解由と隔代に名乗る、又は平介と名乗る事も有り、名主役の名儀

を佐久間長家といひし也、

作久間勘解由が水仕の下女、おたけが常に水を汲し井戸は、町内壹丁目北がわ西の角より東へ貳軒目、伊勢清の奥の大土藏(俗に小津の大藏ともばか藏ともいふ)に有り、今は庫中ゆへ水くむこともなく、石にてふたをして廢井の如しといふ、

因にいふ、むかし武藏の國比企の郡に、比企の行者とて道徳いみじき修驗者有り、出羽の國羽黒山の太日如來を深く信じ、しばしば御山に參詣し、あるとき正身の太日如來を拜せんと、七晝夜參籠せしに、如來告げての玉ふには、我が正身に逢はんとなれば、武藏の國豊島郡に佐久間かげゆといふ人あり、それが下女のお竹こそ或が正身と思ふべしと、行者信心膽に銘し、江戸に來りて佐久間が家を訪ひ、ことのよしを告て對面を乞ふ、勘解由うけがいておたけが部やに至り呼んとす、時にお竹が居室の内、金色の光彩満々たりしとぞ、かくて行者はお竹に面話し、示を請歡喜限りなくして去りしといふ、世に是を傳へて羽黒山の御竹太日如來といふ、(羽黒山の太日如來は、四尺許りの座像にて黒色の

は御維新際、明治三年午四月二十七日被廢止、名主馬込氏之宅地大傳馬町貳丁目北がわ、上みの横町東がわに住居す、此住居にて御傳馬役を勤むる、

大傳馬町、舊幕府の時御傳馬役を勤し所なり、御傳馬役所は馬込氏の宅にて、表に冠木門有り表玄關有り、此所にて御傳馬の御用を取扱ふ、

江戸に大傳馬町、小傳馬町、大傳馬鹽町、小傳馬上は丁、赤坂傳馬町、四ッ谷傳馬町、南傳馬町、(南傳馬町にも傳馬役所有り、)

右の各町皆々舊幕府の御傳馬御用に關係なり、馬屋は通油町の北新道(俗に御馬屋しんみちといふ)に有り、また龜井町にも有りて駄荷物を取扱ふ、又馬寄の場は馬喰町三丁目北裏に有り、俗に初音の馬場といふ、

御傳馬役といふて、都て御用狀の往復御用荷の運送とも、皆々此役所にて取扱ふ、

早打御狀箱(俗に御早といふ)宿次急使なり、銀行より發行の五圓紙幣日本橋の繪圖のうちに、此(おはや)の圖有り、

此早狀大傳馬町(又は南傳馬町役所)より發して、宿

次に東海道を経て京都諸司代屋敷、又は京都より發して江戸御老中御屋敷、舊二十四時(今の四十八時間)晝夜兼走、則二晝夜にて達する也、御狀は小葛籠に入れて棒を結付る、別段紙幟を葛籠へ立る事有り、人足壹人は是を持ち、一人は高張提灯を持つ、都て貳人づ、也、御狀着すれば御立關迄、(御老中役屋敷又は諸司代屋敷)わらんじのまゝ、駈け入りて、御狀箱を渡すを法とすといふ、道路に大諸侯の行列通行に逢ふとも、御先き長刀の來らざる先きは、此行列を横切りて走り行くを例とす、驛路筋川留に逢へば、川明き一番に御早を越して、半時(今の一時也)の後定飛脚の越し、其後續きて武家町人と順々に川を渡る、御はや越して暫時にして又川の留る事も有り、御傳馬の役として、死罪人市中引廻しの乗馬を出す、是は駄荷馬なり、世俗にいふ、此罪人を乗せて引廻したる馬に、市中自家の物品を積み乗せるをさらふ故に、引廻し役の濟みたる後、一つ橋御門外とより、幕府御用の薪木を其馬に付けて、同一ッ橋御門の内御搗屋の御臺所へ持込む也、其後市中諸家の荷物を付けて運送す、是にて死罪人のけがれを拂ふといふ意

味なるべし、馬は其節馬屋に居合せし馬を用ゆる、死罪、火罪、獄門、磔け等の重罪人は、市中を引廻して死刑に行ふ、市中引廻しとは、大體小傳馬町牢屋敷の裏門、俗に地獄門といふより出で、鐵炮町、本石町二丁目、十軒店、室町、日本橋、四日市、江戸橋、あらめ橋、親父橋、新材木町、田所町、人形町通りより、牢屋敷裏門より入て刑所に付く、火罪磔は品川鈴が森は、日本橋より直に南の方鈴が森へ行き、淺草は本石町二丁目より神田へ向き、淺草小塚原へ行くも有り、人形町通りより直に淺草へ行くも有り、定らす、世俗に傳馬町の牢屋といへど、牢屋敷は大傳馬町にあらず、前繪圖を見るべし、小傳馬町一丁目北裏に牢屋敷有り、石出帶刀代々囚獄をあづかる、牢屋敷附の與力同心有り、世俗に傳ふ、石出氏は千葉家の一黨にて、(紋所月星九曜星)昔千住掃部宿の代々名主、千葉掃部の弟なりしが、徳川創業の時節悪人多く、尋常の人にては中々囚獄の取締り成りがたく、其頃石出帶刀は流人組にて、強勇にて仁慈の聞へ有り、人望も得

たる者につき、幕府より是を擡でて、牢屋の監守を命せしとぞ、附ていふ、郷宗仁左衛門も流人にて、(淺草本願寺の西にて、黨前といふ所に住)非人袖乞人の取締りをす、車善七は(淺草田町の田甫中に住)非人小屋頭なり、乞喰頭也、矢野驒左衛門は(山谷堀の北新町に住)長吏役にて穢多頭也、非人穢多の名義、明治四未年八月二十九日御廢止となり、新に平民の籍に編入する事となれり、世俗に傳へいふ、馬込氏勘解由平左衛門の兩名を隔代に名乗る、又平介と名乗る事も有り、御傳馬役にて出頭の節は、苗字を以て馬込勘解由、又は馬込平左衛門といひ、名主役にて出頭の時は、苗字を付けず、名主何々と唱へる也、先祖は遠州(郡名不知)馬込村の人にて、伊藤平左衛門といひし者にて、家康公の御供をして、兵糧方を勤めし由緒にて、馬込の苗字を命せらる、後又御供して江戸に來り、元龍の口大傳馬町に住して、御傳馬役を勤しが、大傳馬町は今の地にうつるに付き、馬込氏も今の地に越し來る、其後佐久間氏に代りて名主役も

兼勤せし也、元祿版江戸大繪圖に、大傳馬町名主を平八と印有り、町家造り都て他町に替りし事なけれども、壹丁目計りは俗に「木綿店」と唱へて、家造りすこしことなる所あり、同商人多ければなり、予聞傳へしは、大傳馬町壹丁目木綿店には、土藏造りの見世店無しと、又予幼年之頃見覺へし所にて、土藏造は無しなり、(明治十五年、府廳より防火線路は不殘土藏造り、又は煉火石造金屬にて、普請可致旨被仰出候に付、以前とは變れり)大傳馬町は、辰の口より此今の地へ引移りし時、壹丁目は太物店計り凡五十軒程にて、表店に住居せしとぞ、此店開店の始は、兩側一樣の家造りにて、一ヶ町通しに西より東へ建續けし長屋造りなりし、其家凡五十人の木綿太物商人にて住居し、壹軒の店に二名三名暖簾を掛け、雜居して商賣せしといふ、前にいふ如くなれば、家の數も分らず、ゆへに屋根に「うだつ」を掲げて(ウダツの名義知れず、俗に貧人をウダツが上らぬといふ)家々の境界とす、此普請は惣箱棟造

惣銅葺の家根なり、(土瓦にて家根ふきたるを、假ぶしんなりといひ傳ふ、)今の家造りは則假普請也、されども箱むねは銅金卷なり、

うだつは木造りにて、屋根瓦上に家々の境を分ける爲め、塀の如きものを造る、最此塀に屋根有り、葭葺き猿がしら、兩ふた鬼板鳥ぶすま波風形(多く切はふなり、)懸魚等を付る、随分立派なるもの也、

見世先庇下を犬走りと云、兩側とも諸人通行勝手次第にて、町首より町尾まで通り抜けなり、雨ふりにも傘を用ひず至て便利なり、予幼年の頃は右の通りなりしが、今は家々の左右を閉ぢて、庇し下たの往來を止む、

庇し下たはすべて石灰小石にてたゞき、庇し先の柱間出入口を除くの外、はしら間へひじ掛け程との高さにて、土塗りのはめ垣を作る、此はめへは黒き漆喰にて惣地を塗り、白漆喰にて隅み立て形のなまこ格子を付る、

一町内の各店軒下の腰壁皆大體同じ、因に云、昔江戸の町を造りし時、大通りは道巾十間とし、中八間を公道往還とし、左右に水溝を造り、

溝より家付の方に寄り、一間を犬走りといふて沽券地にはあらず、此犬走りに庇しをかけて、家々商業の辨利に衆客人をして、雨ふりにも雨具傘を用ひざらしむ、(明治御一新より、此犬走りにも沽券地に組込みて、むかしの大道十間も、今は自ら八間となれり、)

木綿店壹丁目に多し、(木綿店組白子組、)木綿太物店兩組の間屋、こぞりて當町に商店を開らく、伊勢尾張其外木綿反物産地より出店多し、傳へ聞くに升屋七左衛門發起にて、當丁に木綿太物店集りしといふ、此升屋の店今連綿として、當町内南がわ中ほどに有り、是は元より江戸店なり、

附て云、「佃煮」小砂魚を醬油にて鹽辛らく煮付けたる物なり、隅田川の下流海口の佃島(此島民は神君御入國の時、紀州佃島の漁師數人、江戸に移り此島に住、毎夜江戸城錢瓶橋の御堀の番を勤る故に、錢瓶橋下にて日暮より朝迄、凡十艘計の魚船にて終夜網獵をする事御免なりし、朝に至れば佃島へもどる、其船路小網町貳丁目思案橋の西詰東の方、橋のたもとに網一張を干し置くを例とす、予幼少

の時まで、毎朝しあんばし南詰の番屋の前に、投網一張も干して有りし也、小網町惣町の目印には、小じまの網干場なればなりといひつたふ、されどもせにがめばしの番船は、多く四つ手網を用ふ、この名物なり、漁の都合にて外の小魚を交て煮る事もあり、魚は眞沙魚に似て少し異り、色黒く「ダボハゼ」ともちがへり、大きき一寸前後の小魚にして、各々粟粒ほどの卵を四五十つぶをいだけり、俗に「おしやらくはせ」といふ、小身にして子をはらむといふ議理なるべし、佃島なる住吉の神社へ參詣の節、神主家に至れば、かならずつくだ煮を肴にして、御神酒を出すを例とす、此島市中に近かけれども、一小島にして不自由なるゆへ、常に此つくだにを蓄へ置きて、不時の用に當てる、或はみやげとして曲物に入れ、又は小重箱に入れてたづさゑて歸る者あり、是正眞のつくだにて、春秋をこしても敗せずといふ、近來世間にいふ海苔のつくだに、牛の佃煮、其外のつくだには、いづくの佃にて製するや予は是を知らず、正眞と云は、前にいふおしやらく

はせの煮たるものなり、此佃煮を江戸市中にて賣り始めたるは、日本橋區坂本町藥師堂の表門の向家、伊勢屋太兵衛といふ料理茶屋に始る、(見世にては煮豆佃煮を商ふ、奥は舊名を十組十間屋と云、諸商人の相談會親睦會等の寄合茶屋にて、予も商業の事に付常々此家に集合せし也、大廣間八十疊敷の座敷を有す、餘は是にて知るべし、今の主人太兵衛萬延文久頃七代目なり、)元祖太兵衛は伊勢の國松坂の産にて、大傳馬町壹丁目長谷川治郎吉(太物問屋、俗に長全印長山三と云、)店へ奉公住みをする、身元請人は京橋區尾張町貳丁目ゑびすや向店(豊表、ろふそく、傘、眞綿、蚊帳の類を商ふ、)支配人又右衛門(代々讓名、)なりし、(是が本店は同町ゑびすや八郎左衛門と云、島田氏にて舊幕の節御爲替御用達、御掛屋頭取にて帶刀御免の町人なり、本店は尾張町二丁目西がわに、呉服店ゑびすや有り、同店の向に前にいふ向店あり、尾張町一丁目西がわ南角に、出店ほていやといふ呉服店有り、大傳馬町一丁目に、其北がわ中程に、ほていや藤四郎木綿店あり、皆島田氏の出店なり、御一新の際よろい

橋の南詰、兜町の角に島田組を設立す、今の株式取引所是なり、尾張町の日報社は島田呉服店の明店なり、おしむべし累代の名家江戸見物所の花ともいふべき、あちこちやぶすや大丸やの呉服店も、あびすやの名まい今は亡びたり、昔は今の如く、市中に手廣の料理茶や集會茶屋もなければ、町内木綿店の寄合相談には、薬師堂の座敷を借り請けて集會を成す、其薬師堂とは今の人形町通り北の行留り、小傳馬上町より材木河岸の邊なりといひ傳ふ、

又云、右の薬師堂の邊を、字名に薬師堂前といふ、今舊名を唱ふる者有り、此外に舊牢屋敷の内に、閻魔堂前といふ所も有りし也、是は衆人罪を犯して牢に入り、時ありて町奉行所より呼出し罪狀を吟味する節、前日牢内へ通知し、當日呼出しの人名を牢内へ返し、則時刻至れば大牢の前へむしろを敷て、呼出しの罪人を居並らばせ、人數をあらため、此所をゑんま堂前といふ、女牢と向ひ合の場所なりとぞ、罪人の言を聞くに、今日町奉行所の調らべを受る奉行職を、ゑんま大王に警へ、閻魔の廳前

へ行くをもつて、ゑんま堂前とはいふなりとぞ、此たとへはひが事なるべし、此邊は芝居町杉の森福宜町のつゞきにて、人形町通りの末なれば、前にもいふ薬師堂ゑんま堂、遊行道場の類い多く有りて、常々にぎわしき所なりしゆへ、おのづから舊名の残りし也、近邊に道場橋地藏橋の名も有り、此邊より龜井町橋本町お玉が池小柳町邊、惣て寺院の多く有りし地ゆへ、時として枯骨石塔委葬瓶の類を、地中より掘出す事有り、すでに西本願寺は通鹽町の角に有り、誓願寺は小柳町に有り、東本願寺は萬代橋の外に有りしが、明暦の大火の後數多の寺院を場末へうつし、江戸の市中を廣ろめしなり、さて此薬師の寺も、淺草山谷邊へ（山谷はあやまり傳へなるべし、實地は下谷なるべし、）引移りしに付、木綿店の集會も遠方にては不辨利なり、差向き集會にも差つかへ、彼所此所ともとめんより、幸ひ長谷川に奉公せし太兵衛、此節年季明けて殊に實直なり、町内仲間の氣請けもよし、今かやば町の薬師堂の前に、掛茶屋を出して渡世す、（此ごろより永田馬場の山王神社の祭禮始り、茅場町薬師堂境内に山王の御旅所を

もふける、）一向此者を世話して家居を造り、町内仲間の寄合場にしては如何と問題一決して、同所へ始て伊勢屋太兵衛といふ集會茶や建つ、伊勢太は諸人のひるきを得て、追々江戸諸商問屋仲間集會、大方此伊勢太にて催す事となれり、（舊幕府の代には、隔年に山王社の大祭有り、大祭の時は櫻田邊の諸侯方より、警護として長柄引馬棒の類を出す、長州萩藩毛利家よりも、警護の人數を出すに、神輿は薬師の境内御旅所にて奉幣の間、毛利家の諸士人數は伊勢太方に入り食事爲るなり、此食料は飯一せん錢何文、菜の物壹人前何文と、膳の上へ錢をならべ銘々拂、一人毎とに錢を拂ふを例とす、かばかりの大酒樓にて、はした錢の現金勘定にて、客を迎ふるも珍らしといふべし、此日は祭禮に付客は一切受付けず、毛利様の御客を晝飯に一度上げるのみ、是を毛利様伊勢太兩家の例とす、）今に至りてかわらず、さて江戸の諸問屋は、大坂灘紀勢尾三遠等の諸國より、樽船菱垣等の大船にて荷物を積取る事多きに付、新艘出來又は番船之節、或は乗船見分んの時、伊勢太より辨當酒肴の用意し、かやば町より小舟にて、品川沖大船碇泊の場に至り、

乗船見分ん濟みて戻りに、佃島住吉社へ參詣し神樂を奏し、海上安全を禱る事定例の如し、此時神主家にて御神酒佃煮の肴を出す、是を縁故として伊勢太にて佃煮を賣り始めし也、兎に角佃煮の本家本元は佃島住吉の直傳、かやば町（實は坂本町也）薬師表門の向、伊勢や太兵衛なるべし、又云、薬師堂下谷幡隨意院のうしろにて、薬王山東光院と云、本尊薬師如來春日の作也、元と太田道灌江戸城の鬼門除けとして崇る、日光御門主尊敬法親王の御再興、神君の時に江戸城長久の爲、正五九月大般若經永代轉讀被仰付、此寺舊は常磐橋に有り、後小傳馬町に移る、明暦の後今の地にうつる、故に小傳馬町に薬師堂といふ名残り、是寛永の繪圖に有る神田薬師なるべし、右の縁起に依て考ふれば、相應の大寺にて、木綿問屋會合に宛べき程の座敷も有りしならん、されば言傳への薬師堂は、山谷邊へ移りしといふは誤りにて、下谷へうつりし間違なるべし、中頃まで木綿問屋仲間より、毎年薬師堂え目録を送りしが、其後此例も絶へたり、又此事を知りし人

も絶たり、

木綿太物店のるびす講、毎年十月二十日一月二十日、(二月のを若るびすといひ又帳綴祝ひといふ、)大傳馬町壹丁目の商店にて家々にて行ふ、東京市中はいふに不及、全國とも商家にて行ふ事なり、是は商ひ神なりとて、(聖徳太子始て市の法を定めしとき、その市の場に事代主命を市を守る神とす、是をるびす神とすと云ひ傳ふ、)此日休業して家内にるびす神大黒神とを祭り、商業上の賣買先き、又は親族出入方の者を客として、大に祝ふ事なり、是をるびす講といふ、

附て言、商家の品物賣買の代金は、常々十四日三十日を以て、決算仕拂を濟ませるといへども、卸し賣の問屋にては、五節旬の前日盆前るびす講前とし、甚しきは七月十四日十二月三十日等、壹ケ年に兩度の勘定も有り、(仕拂日三月二日、五月四日、七月十四日、九月八日、十月十九日、是を中か拂ともいふ、十二月三十日は通例問屋の勘定日也、)京都大坂地方にては、夷講の勘定は無し、十月三十日に誓文拂といふあり、是は諸證文を皆濟に拂ふといふ、

ふ議理なるべし、

江戸にて將軍家の出行を御成といひ、歸館を還御と云ひならわす、此御成の節は通行の道筋、名主町役人立出て、往還左右の木戸を一切、町家は二階の窓を閉ち、店々は表を明け放し、家内の者は男は軒下に座し、女は家内の疊の上に座して拜す、最諸國とも領主地頭の、領分地内通行の時も同じ事なりと聞く、扱むかしは將軍家の御成も至て手輕き事にて、何代の頃の太樹公なりしや、十月二十日に葛西筋へ鷹狩の御成有りし、還御は夜になりて、大傳馬町壹丁目を通行の時、道端に倒れ伏たる男あり、將軍自ら御近習に向ふて、何者の何に寄りて路傍に伏すやと問ひ給ふ、御供の内に町奉行ありて、直に其者を檢するに、酒に酔ふてたをれしなり、是は今日花主なる太物店にて、るびす講の馳走に逢ひ、かくの如く熟醉したるなりと答ふ、將軍の仰に、夫はめで度事なり、幸ひ今茲に獵の鴨有り、是をるびす講のさかなに取すべしとの御意に、町役人出て其所にて鴨一羽を拜領す、此鴨を太物店中に配分して、又夷講を祝ひしとぞ、されば舊幕府時

代は、木綿店は天下御免のるびす講なりと言ひ傳へしが、今は知る人も稀なり、

くされ市一名ベツたり市、るびす講の仕度用意の市なり、大傳馬町壹丁目二丁目の四ツ辻に立つ、正月(今は一月)十月の十九日に立つ也、

腐れ市は此所より東西南北凡二三丁にわたりて立つ、衆人市立の中を往來するに、「ベツたりく」と大呼して通ふる、是は衣類へよこれ物のべたりべたりと付くと心付けの注意言なり、古來の名物は掛け鯛大根の糍漬なり、是を俗に「あさづけ」といふ、町内の商人は、常々勢州より荷物運送の爲海上に便船多し、此便船をして彼の地より鹽鯛を積み來り、是を小商人をして此市に賣らしむ、鹽だいい貳疋揃へ尾紙を付、釣り糸を掛けるびす祭りの供物の料に賣る、くされ市の名是より始る、又時候の品なりとて大根の麴漬を賣る、ベツたり市の名是より始る、此外諸雜品小間物手遊もの喰物植木等、すべて鬻弄の品を多くあきなふ、

寶田神社、大傳馬町壹丁目の北裏通り北がわに有り、祭神寶田稻荷神事代主神二座、神田社より奉祠す、

此神社は寶田村(常磐橋の内南の方、御堀の土手の上に、神體もなき稻荷舊社并に鳥居ともありて、御維新前まで存在せしが、今は取拂ひてなし、近邊の小兒共是を「いなり山」と名づけて遊び所とす、されども山にあらず、實は御堀の石垣の土居也、)の鎮守稻荷社なりしが、村内に町造りして傳馬町と號し、其後傳馬町は今の所に移りし時、此社も今の所にうつせしなり、其時舊社を舊地に殘し置たりしが、常磐橋御門見附御固めの御役人より、折々修繕して近頃に至りしなり、されど世間通例の二月初午の祭禮もせざりしが、稻荷の社とは申傳へしなり、

幡隨院長兵衛の末孫、大傳馬町貳丁目南がわ中程也、むかし江戸の花と呼ばれし、町奴大親分幡隨院長兵衛の末孫は、代々村田長兵衛と稱し、大傳馬町貳丁目南がわ中程の表店にて、銅鏡眼鏡を賣りて家業とす、菩提所は下谷五臺山源空寺にて淨土宗也、男伊達ばんすい長兵衛の墓も、同寺卵塔の内に現存す、村田の家にて佛事年回等今に絶へず、村田長兵衛は明治十五年、本町三丁目南がわ西

角へ轉宅す、

天王祭り、俗に大傳馬町の天王といふ、

本社は神田社の境内にあり、

本社祭神八王子の宮、拜殿は神明造り也、

祭禮は毎年六月五日、神田の境内より神輿を渡し、

氏子の町々を順廻し、大傳馬町二丁目南がわ西の

角なる御假屋に神輿を止め、同七日に神田へ還幸、

世俗に江戸の三天王祭りといふは、

本社は三社共神田社境内にあり、祭八王子姫 奇稲田姫命 素盞雄命八王

子の宮と云、御宮神明造り、奇稲田姫命、本と御前

の宮と云、御宮宮殿造り、素盞雄命、大政所の宮と

云、御宮宮殿造り、大寶二年の勸請江戸の神社と

云、三社とも牛頭天王と稱し、八王子の宮は大傳馬

町より祭り、本御前の宮は小舟町より祭り、大政所

の宮は南傳馬町より祭り、此外に四ッ谷の天王、千

住の天王、品川の天王の類ありて、各々氏地を神幸

し、又海川に御輿洗ひを施行す、

附ていふ、徳川執政の始め、一切の政務悉皆舊幕府

へ御委任となりて、自ら公卿方に不都合の事あれ

ども、公家方より政事に於て口吻を入る事能はず、

若不平を訴んとする時は、神祇官を以て幕府にせ
まる、幕府にては是を如何ともする事能はず、此云
云常に絶へずして、政事を一途にする事ならず困
難極まる、依て徳川家にて、兩部神道といふを建て
神祇官に對す、終に云々止む、此時神社の祭神を御
改めあり、大社にして公然正しき神社は、有り來り
のまゝにて残り、小社にしてむつかしき由來の社、
又はむつかしき祭神、或はあいまいの神社は、こと
ごとく合祭又は取拂らいを命せらる、唯御改無之
神社は、小社にても神明は勿論、八幡宮、天満宮、牛
頭天王、稻荷社の類數々を殘されし也、依て大凡の
神社は右等のめんどふをさけて、大凡是は天満宮、
此社は牛頭天王など、ことを濟ませて改稱し永
續し來りし也、例せば湯島の妻戀いなりは(舊妻戀
社にて祭神日本武尊)、深川の正木いなりは(舊里
見家の正木彈正)、千住の天王は(舊飛鳥の社にて
大名持命、少名彦名命)、豊島の富士淺間は(足立姫
の靈)、牛御前山王は(清和の皇子)、梅若山王は(梅
若丸の墓墳)の類なり、三天王も祇園牛頭天王と稱
せしが、御一新より八雲の社又は須賀の社と改稱

せり、八雲はやくもたつの神詠より出し號なるべ
し、須賀は心すがくしとの給ひし、出雲の清の宮
より出し號なるべしと語りし人あり、
八王子の宮の神幸久々絶たれば、予もうろ覺へな
れども、大略は左の如し、例年六月五日早朝曉方八
時頃、(丑の刻と云、今の午前二時也、)宮元大傳馬
町より太鼓を打ながら神迎ひに出で、神田境内の
本社へ行く、神輿を出して朝六つ時ごろ(卯の刻、
今の午前六時也、)筋違橋御見附を入り、夫より順
順に氏子の町々をめぐる、其行粧は(太鼓)白丁是
を差荷ふ、白丁とは抑烏帽白張の布衣なり、打人あ
り、先導着流し立付袴、(小旗)十本計り、緋にて一
布長さ六尺ほど、淺黄地へ白く大傳馬町の文字を
染出す、柄は竹、持人の法被淺黄地、白大の字一つ
脊に染出す、(櫛一臺)持人四人白丁、(劔鉾臺わく)
持人四人白丁、劔の旗表緋羅紗、白の巴の紋一つ
付、裏金入錦、(四神の鉾四臺)持人四人づゝ、白丁、
旗劔に同じ、(太鼓二)持人白丁、打人、(獅子頭二)
持人は組の鳶人足、今の消防第一區八番也、町内宮
元の半天を着す、獅子頭の前に手子前と云者付添

て、木遣り音頭を呼ぶ、此消防組仲間祭禮の見舞の
形ちに、江戸中の惣町火消中より重も立ちたる者
幾人づゝが、揃の衣服を着し來り集りて付添ひて
送る、(鑓)持人白丁差荷ふ、(大拍子)白丁、(幣)侍
烏帽子素袍、(神輿)白丁凡四五十人、風笠形四方華
表、輿臺二基、神輿昇は白丁と云、御氏地其町限り
の若い者鳶人足にて昇く也、(社家二騎)口付刀持
草りとり、折烏帽狩衣差貫あさぎ、(供廻り)順幸の
路中、宮本の町の名主町役人附添て警固す、氏地
は其町内限り、名主町役人は警固す、都て順幸
中、南町奉行北町奉行の町方同心、并に手先共是に
付添ひてめぐる、
池洲稻荷の社、大傳馬町三丁目、南新道南がわ中程に
有り、

此社邊に池洲長家といふ貸家作有り、(此邊を大丸
しん道といふ、大丸や下村正右衛門吳服店の裏新
道なればなり、)むかし此邊に池洲の池といふ大池
有りしとぞ、思ふに此地は海岸の芦地にして、武
藏野のつゞきなるゆへ、海とも原とも分りがたく、
ことに隅田川の末に付きし地なれば、自から池の

形ちなせしものにて、所謂お玉が池、うばがいけ、鏡ヶ池、小川の清水の類なるべし、今池洲稻荷の本社(土藏造)の床か下たは、ひく、くぼみ水溜りて、池の形ちを存せりといふ、

同社の隣家に、岡田敬輔氏の私立の時習堂時習小學校有り、池洲と時習音通じて面白し、

池洲の井戸、同じ新道南が西の角、人形丁通りの角より凡三四十尺東に寄り、町家の家屋に添ひ付きて、小さき井戸(井戸がわ化粧桶、差渡し凡一尺五六寸、深さは浅き様子なり、蓋をおほひて中は見へず)ありしが、萬延安政の頃火災に罹りて、埋り後今は無し、由來も知れず此井戸を知りし人も稀なり、

大丸新道のはうた、中興端唄流行のはじめ、

同新道(則大丸新道也)南がわ中ほど、俗にとぶ板長家(路次内に大下水通りて、ろじ口より奥までとぶ板の上を往來す、則池洲長家の西隣りの長家也)の奥の家に、やもめ女「さわ」といふ者ありて住居す、弘化の末嘉永の始頃、年四十才位なりし、此さわ女はもと柳橋の藝妓なりし、今は他人の洗

濯縫仕事などして活計す、然るに此邊の職人又は鳶火消若い者等、毎夜此さわが家に來り、常磐津清元淨瑠璃の類、其外時々の流行端唄を學ぶ、さわ女も人々の好むがまに、これを教ふ、さておのおの唱歌を學ぶといへども、謝禮の錢を納るといふこともなく、心安きの一途にて、折々蕎麥を取り鮎を買ひ、菓子を買ふ位の持寄りにて、懇意同士うち寄り、是を喰ふて謝儀の心とす、は組の辻音宮代の彫勘など、夜々出入すれども一向に色氣もなく、至て無造作の私立の稽古所なりし、此頃「大丸しん道」と外題せし、端うたの稽古本も出版せし也、此はうたにて寄せ席を興行し、「大黒せんべい」など呼びし也、是はいろくものが出るといふ秀句なるべし、中ばしの薪梅など、いふ者は、中々上手にてありし、

さて此ごろ舊幕府の旗本の士に、笹本金十郎といふ人ありて、本所南割下水に住す、代は子に譲りて自分は隠居し、同地に住居す、此隠居はうたを好みて、老娼妓貳人を妾とし、常々端唄を好む者を集めて酒喰し、又止宿をもゆるす、集る所高名の唱徒

は、芝金、辻音、寅右衛門の類數多ありて、數十人此家に入込むも、決しておごりがましき事なく、夜遊戯にふかして泊る時は、翌朝はみがき一袋ようじ一本、湯錢一人前分を渡し、此外は時の飯を給ふするまでなり、されば一度止宿せし人は、翌朝喰事のせつ其人の名面を書記し、紙造の箸入を渡し、喰事後其箸入を臺所のはしさしへならべて刺し置くなり、されば後日來りし者の、其箸さしの名前を見て、たれも來たりかれも來たりとて、此家に己れの名を記したるはしさしあるを、はうた連中の榮譽とす、終に此人々より笹本の隠居を押しして元祖家元とし、堺の隆達の流と號し、哥澤流(歌澤と書べし、哥澤は破門の弟子にて後に出來る)の名儀を起し、哥澤笹丸と名のり、當流の始祖となれり、笹丸死後妾おかね實娘おつね(盲目也、琴三味線をよくする、音聲も美音なりし)残り、相續人金十郎は他人也、妾おかね死しておつね一人残り、冷落し鳥居へ(鳥居氏清滿の弟にて盲目也、兄は芝居のかんばん畫師)かたづきしが、程なくりゑんして後ち、いかゞなり行きしや知らず、哥澤はうたの家

元、二代目哥澤つねにて絶たり、御一新の際、芝金より官へ願ひて、端唄歌澤ぶしの家元となり、新富町の芝居にて、歌澤太夫芝金の名にて勤むる、歌澤節のはうたは、大丸新道にひらけて笹丸にて成り、芝金にて定まりしといふも可なるべし、

歌澤の約定書

歌澤連中萬一故障之義出來、歌澤離儀有之候節者、歌澤端唄之儀者、決而指南仕間敷候事、指南之儀者、其身一代可限候、若又餘人藝名被讓候節者、其趣可被届候事、稽古場取締專一御心掛、夜四時限仕舞可被申候事、

嘉永六癸丑年十二月

歌澤家元印

- 歌澤 平虎印
- 同 辻音印
- 同 新七印
- 同 芝金印
- 同 青我
- 同 三松

同	芳元
歌澤	喜和
同	久満
歌澤	梅吉印
同	嘉福印
同	てん印
同	美知印
同	登久印
同	三芳印
同	ひな印
同	嘉福印
同	満須印

笹丸の門弟
平虎

橘町に住居、疊屋虎右衛門といふ、笹丸の隠居死去の後、養子金十郎ははうた杯の家元は無益のものなりとして、右の連印状は虎右衛門へ、金十郎より授與せしといへども予はしらす、

辻音、

芝金、

新大坂町に住居、は組の火消人にて、銀座の役人辻氏の抱齋なるにつき、辻音と假號す、本所横川に住居、舊幕府の旗本土にて、芝田金之丞といひしとぞ、笹丸の養子金十郎より印章を授與せしなり、ゆへに自ら歌澤家元の相續人なりといふ、

大丸新道に住居す、此女弘化の末年より、他人にはうたをおしえしなり、端唄の師匠の元祖ともいふべきなり、

弟子人名帳并にはうた文句帳は、おかねおつね(同居)兩人の手にありて、本所三つ目にて弟子を取り指南せしが、今は其帳もいかなりしやしらす、實子おつね(盲女)笹丸病中に、平虎芝金に行末をたのみしが、今はおつねが成行きさへ知れず、

歌澤笹丸俗名笹本金平、金十郎は在役中の名也、法名遊靜院殿鶴賀日壽居士、安政四丁巳九月四日死去、行年六十一才、

小梅押上日蓮宗最教寺ニ葬ル、

笹丸自作の唄、氏は文章學文とも少き人と見ゆ、

かねほり

かゝうたもあり

「かねほり」とひとよねたれば、すんばらみイナといわれたんがらがア、おろしくすりにやなにがイロ、いゝてばいゝてば、こまのしんざぶしとヲ、かわじやざんざらやなぎのイロ、きの根がいゝてばいゝてば、

生土神、神田神社なり、准勅祭東京府社の一也、

祭神大己貴命二座、舊は大己貴命、平親王將門の靈

二社なりしが、御一新の際將門の靈は別社となり、

常陸國大洗の磯崎の宮より、少彦名命を遷座して

又二社となり、准勅祭となりしなり、

予少年の時、外神田仲町にて栗原常喜といふ人に

聞き事をうろ覺へに暗記せり、當社はむかし聖武

帝の御時に勸請すとぞ、同時に日本國中に一國に

一社の八幡宮を祭る、其地を八幡と云、又一國に一

寺の國分寺を建る、其地を國分又國府といふ、又一

國に一個所の神領を置く、其地より伊勢太神宮の

御供米を奉る、其地を神田或は神戸又は御厨とい

ふ、東京の神田はそれが内の一ヶ所にて、國內の美

田なり、其田の護りに大己貴命を祭りしなり、此神

は八つの名ありて、民を惠む時の名を大國玉の命

といふ、神田に祭りし時の名は大國玉なり、是を神

田明神といふ、(舊社地一つ橋御門の内、もと一つ

橋家の御屋敷内にありて、後ち今の地にうつる、舊

地には舊社の所に小社を残し、御手洗なる小川の

清水の舊跡を、おし鳥石といふ靈石もあり、慶長年

中奉納の石燈籠もありしとぞ、神田祭禮巡幸の時

は、神輿此所にて奉幣するを例とす、其後天慶年

中、相馬の將門は平親王と僭稱し、東國を亂し終に

武藏の國中野に戦死す、此惡靈熾火となり毎夜村

落を飛行す、村人は是を怖る、たま／＼二代目の遊行

上人信教坊といへる上人、武藏野を教化す、依て村

人將門が惡靈の息ん事を信教坊上人に乞ふ、上人

これを諾し、近邊に然るべき大社をもとむ、時に神

田村に老杉蒼蒼とし神社立てり、是神田の社也、上

人は社人芝崎大隅といふ者に面會して前の事を謀

り、其夜上人は將門の靈をなくさめ芝崎氏に渡す、

芝崎氏は神道の行事をもつて、神田の社へ合祭す、是にて悪靈の火の玉は止む、信教坊は其邊へ道場を建て、是を芝崎の道場といひ、しばらく此所に足をとむ、村人大に歸依す、是淺草日輪寺の起源也、遊行派時宗、

徳川氏大に神田社を信仰す、されども合祭の將門は天慶のむかし勅勘を蒙りし者也、東照公是を憂き事に思ひて打過ぎしとぞ、或年傳奏(日野家也と云)下向の節、神田の社地に紅櫻(狎殿)に向て右の方(ありし也)花赤くして桃の如し、予幼年の頃枯て今はなし、有るを見んとて立寄られし時、神主芝崎氏より將門の勅勘御免の事を願ふ、傳奏は是を幕府に照會す、二代將軍家忠公より是を願ふ、終に二條關白昭實公より御執成しにて、平の將門が八百年前の勅勘始て勅免になり、更に神田の祭神二座となりし也、

同社は御一新迄は、御府内惣鎮守と稱せし也、御神樂御はらいの大麻に、御府内惣鎮守神田社云々書せし也、樓門に「御府内惣鎮守」と書せし勅額を掛けしが、元祿年中勅額は勿論、記録寶物ともこと

淺草時宗日輪寺より、僧數多來りて大般若經を轉讀し、將門の靈を祭り、如斯して神主家に至り、青刺壹貫文を神主家に納めて、將門の神事をたのみを例とす、是は古昔信教坊が將門をしづめて芝崎氏へたのみ、又祭りの時も同時に祭禮をたのみし古例なりとぞ、

青ざしとは錢壹貫を紺染の麻繩にさして、十個に分けて結びしもの也、是を「青差」と云、又「青差一貫文」「貫さし」「青銅一貫文」「青銅百疋」「烏目百疋」ともいふ、寛永通寶の銅錢(俗に耳白一文錢)(當時の壹厘銅錢)なり、千枚を十に分、則百枚を區とし、一貫に繩を通して結びたるものにて、則惣數千枚を壹貫と言ひ、又百疋ともいふなり、

此神田の大祭の起源といふは、むかし太田道灌江戸に居城せし頃、疫病流行す、此以前京都に疫病流行せし時、加茂の神社に神事能を興行せしに、忽ち流行病の止たる例により、京都より能役者昏松太夫(今斷絶す)を呼び下し、江戸にての大社なるをもつて、神田の神社へ神事能を興行す、ときに疫病止む、是を神田の祭禮とす、夫より連年九月十六日

ごとく兩度の火災に焼失したり、其後普請も出來に付、舊之通り樓門へ、御府内惣鎮守の額を上んとせしが、京都にて御府内の御の字御免に不三相成、府内とのみ勅額は御免になるべき御内意也、御の字を除き申ては幕府へ差つかへ、兎角御の字につき故障ありてむづかしきゆへ、ついに其後ろふ門に額無くして今日に至れり、されども御府内惣鎮守とは稱へ來りし也、

生土神の御まつり、則神田神社(舊神田大明神と云し也)の祭禮にて、隔年九月十五日大祭を執行し、神輿二基氏地を神幸し、同日に歸社す、

此大祭には、氏地町々より三十六本の樂車を出し、其町々の町役人若い者ども警固して神輿を送る、并に下谷神田小川町等の諸侯よりも、飾り馬長柄鍵の行列等を出して警衛するなり、此樂車俗に「出し印」と云、第一番に引き出すは大傳馬町なり、若雨ふりにてもありて、大傳馬町より出し印を出さざれば、其日の祭禮延引して後日に行ふ、

附ていふ、神田祭禮之時第一の神輿は、神主より大己貴の神靈を神輿にうつし參らせ、第二の神輿は

を定日とし、興行し來りしが、元祿年中兩度の火災後、市中困窮なるをもつて、能錢を納めて能は興行せず、暫く休みしが、元祿の末年又一度神事能興行す、其後絶て無し、末の一度興行の節は、昏松太夫斷絶して家なし、寶生太夫代りて是をつとむる、此神事能興行の入費は能錢と云、江戸艸分けの古町、貳百六十四ヶ町より出銀して、町年寄喜多村彦右衛門へ取集め、神田へ奉納す、

能興行の節は、本社正面へ假に舞臺を建る、

- 能組 五番能也
- 一番 翁 四番は定例にて
- 二番 布刈 五番は年々定らず
- 三番 田丸
- 四番 狸々亂
- 五番 不定

私に云、神事能の諸道具は、能役者寶生太夫の預りと成り居しが、いつ頃にや寶生氏不如意の事ありて、翁の能面(出目祐滿の作なりと云、又出目常滿也とも云、是非を知らず、替面も旅籠町に三枚あり)寶生が同町内金澤町市野屋と云質屋へ、金貳

百兩の質に入れしが、其後寶生より受出しの都合に至らず、依て市野屋より神田社へ奉納せしなり、其後神田はだこ町は神田氏の宮元なるに付、右の翁面を神社より申おろし、近來出し印の能人形としたるなり、人形は仲秀英の作にて、能の格好は寶生太夫が差圖にて造りし也、

神田の大祭は九月十四日十五日也、十六日は神事能也、東照公關ヶ原の合戦に全勝を得しは、九月十五日にて此日神田より祭禮の儀、遠慮可致哉の趣幕府へ伺ひ候所、其儀に不及例之通祭禮執行可致旨被仰付候に付、神田にても祭禮執行候也、不思議にも祭禮の時刻中に、合戦も濟みて勝軍となりしに付、是を吉事の祭りとして、徳川家代々斷絶すべからずと東照公は仰られしとぞ、祭禮神輿巡行の節は、吹上ふきあげの馬見所(俗に御上覽場と云)にて、將軍家にては拜禮あり、

- 一 番 鶴の出し 大傳馬町
- 二 猿の出し 南傳馬町
- 三 翁能人形の出し 神田旅籠町一丁目
- 四 若布刈能人形の出し 同 貳丁目

五 田村能人形の出し 神田金澤町

此外順々に町々の出し印あり、諸侯方の警固もあり、神輿の行列もあり、幕府よりも御雇として、

太神樂、丸一太夫、曲鞠、曲撥、籠鞠、獅子舞の類の曲あり、

獨樂廻し、松井源水、三十六番の内、くじ取にて五番(則五ヶ所の町也)、一年番といふもの當りて是をつとむる、則是を年番附祭りと脱がいふ、其年番町より定例出し印の外に、練り物、踊り家臺、地走り踊り、引き物の類を數多出して、大そふなる入費也、俗に妻子を質に置き、祭りに出るといふは、此年番町の若い衆の事なり、

三十六番をびす人形の出し、神田松田町

是にて終る、社地より行列して引出すに、朝六つ時(午前六時)より始めて、晝九つ時(正午十二時)まで絶へずにつゞくなり、

附て云、江戸三大祭といふものありし也、所謂神田祭、山王祭、根津祭なり、此三祭禮には大傳馬町よ

り鶴の出し、南傳馬町より猿の出しを引出して、一番二番に渡る、此外江戸中に大小の祭禮數多あれ共、此二ヶ町の鶴猿の出しを出す事無かりしなり、神田祭 鶴、眞白のにわとりなり、猿口をむすぶ、金烏帽子冠り、白地金襴の直垂を着紫の袴、金紙の幣扇子を持、

山王祭

鶴、斑羽、俗に油鷄といふ變り羽也、猿口を少し開、銀烏帽子冠り、萌黄地金襴の直垂、白の袴、銀紙の幣扇子を持、

根津祭

鶴、眞黒のにわ鳥なり、猿黒烏帽子白紙の幣なり、

以上、物事今ははやくわすれはてたれど、思ひ出しまゝあつめしのみ、また思ひ出す事もあらば書加ふべし、誰にもあれ、此大傳馬町にかゝわりたる古事、あたらしきこといも知れる人あらば、いくらも編をつぎて書増し、又はあらため補ひ玉はんことを希ふ、菅園しづのすが田集

傳衢 空おぼへ 終

けんどん争ひ

○耽奇會、文政七年五月十五日より、不忍の池にのぞめる淡々亭に於て開かる、毎月一度也、
 ○耽奇漫録前編十冊、文政七年五月五日の出品より、同八年正月二十日の出品まで掲載す、
 ○同後編十冊、同八年二月朔日の出品より、同年十一月十三日の出品まで掲載せり、

○出席者のおもなるもの

寫山樓(文島)	海棠庵	好問堂(美成)
松羅館	梅園	護園
佛庵(中村)	台谷(谷)	曲亭(馬琴)
不忍庫(弘賢)	文寶堂	龍珠館
青李庵	琴嶺舎	清水赤城

けんどん争ひ

けんどん名義
 同批考 同批考問辨
 同釋語 同勘解
 同勘解回語

けんどんといふものにあつべき文字のことにつき、好問堂と曲亭と論辨せる往復數回の書牘あり、當時これをけんどん草といへりしとぞ、北峰が記し置ける草案を、關根只誠ぬしのもとに傳ふ、このころ借覽の次一本を書寫せしめ畢ぬ、

幸福堂主

けんどん争ひ

○けんどん名義

文政八年乙酉三月十三日耽奇會

大名慳貪之匣 圖説子漫録 中後篇第二 文寶堂携

慳貪蕎麥また俗に大名慳貪ともいへり、そも大名と呼し由は、諸侯がたの船をかすく繪がけるをもつて也けり、此後世に憚りてあだしくさんくの繪様をゑがきても、猶その名は残りし也、今こゝに載するもの、船をゑがけるは、大名とよべる稱への起原をも見るべく、いとおもしろく又類ひあるまじきもの也、おもふに寸錦雜綴に蕎麥器あり、野乃舎隨筆に折敷をのせたり、此會已に寫山樓珍藏の汁子を録せり、今文寶堂の此器を併せ見る時は、當時けんどんの器のその全きをしるに足れり、

再案に、寸錦雜綴に今の灰水拔のたぐひにや、孔方一錢目にかゆるといへり、 北峰記

右は漫録中けんどんの器の圖上に、予が題する所に於て、本日席上にて諸君に大名の名義はいかに解し

給へるといひしに、按江ぬしの兼て六名もくふべきほど美味なりと云ふ意なるよし、聞給ふといはれしのみにて、誰何と云ふこともなかりければ、右の説を予いひしに、按江ぬしのいとよろこび給ひて、大名の名義初めて發明せりとぞのたまひし、さて又輪地翁のけんどんと云名義はいかにと問はれしかば、けんどんは慳貪の意にて、もり切にてあきなふ故に、そのあつかいの慳貪なりといふよしにてしか名づけし也、けんどん奈良ちやけんどん野良等の名ありと答へしに、翁頭を掉て否しからず、ある書に見頼とかける是なり、頼は食の義にて、行がかりに調ひ食するよしの名也との給へりしが、予猶その意を論辨せんことをおもひたれども、暗記の失あらんも謀りがたく黙して止みぬ、その漫録の巡廻せし時、曲亭かのけんどん名義を論じて附られし、 北峰逸人美成記

○瀧澤氏批考

大名けんどんは蕎麥切のみならず、多くは餛飩なりしにやとおもふよしあり、亡友醒々年ごろ大名けんどんのうつはものを秘藏して、印箱にしけるあり、そのうつは物は今の世店屋にて餛飩をもる物に似た

り、醒々後後京山へ傳へて、今もかの家にあるべし、さて又けんどん慳貪なるよし又見頓なる由、さきの夜雨先醒の異説をかたへ聞することを得たり、退てひそかに思ふに、當時あきなひさまの慳貪なりとて、買人はさいふとも賣る人のしか唱ふべくもあらず、又麩類ならでも食物にけんどんの名を負せしは、當時けんどんの流行に従ひしものにて、餅まれ菓子まれ蕎麥うどんのごとく箱に入れて、所々持出せしをけんどんといひし也、又見頓と物に書たるは、そは記者の心よりえらみ出せし文字にはあらずや、なべてしか書たらんとも定めがたし、坊間の書物に頓の字の義などをよく穿鑿して、唱はじむべくもあらねば也、しからばけんどんはむかしも今も巻餛を、物には慳貪とも又見頓とも書たるにはあらぬか、雅俗の用心今はたかゝること多かり、されば巻餛は箱によりての名にして、大名は名によりて箱に書きしものなるべし、予が總角なりし頃までは、蕎麥屋の障子にけんどんと書たるもありしを見たり、けんどんは箱に入て所々へ指出すの義にて、見世賣のみなるを手打といひしに、今はなべてもち出す事になりぬ、

さて巻餛といふよしは、およそ麩類屋にて所々へ持出すうどん蕎麥切の箱は、其かたち本箱に似たり、よつて書卷の巻の字をかけて巻餛といひし也、今も蕎麥うどんのふつかけて云ものに、乾海苔をふりかけたるを花まきといふ、此巻の字も巻餛の爲なるべし、且むかしはそば切よりうどんを好むもの多かり、予がをさなかりし頃迄も、店屋より麩類を取よする時は必巻餛かそば敷とその人々の好みを問れし、に今は巻餛をこのむもの、稀なれば、さることなくなりぬ、どうけ百人一首といふものに、あし引の山屋のうどん汁もよしながしきをひとりすらんしとよめり、これ昔は巻餛屋にて蕎麥をかねひさぎしといふ一老人の話なり、かゝれば大名けんどんも、巻餛を旨とせしにやとおもふなり、抑此あげつらひは、三聖の醋を嘗たりといふ譬には似るべくもあらざれど、わきてえうなきくさはひも、耽奇の上にはゆるすべきか、とばかりにして二百歳の翁にあふてたゞさずば、誰かよくこの當否を定めん、果は諸君子のわらひぐさにせられん外はあらずかし、けんどんは今いふ出まへの事にて、所々へ持出る

の義なり、大名けんどんと唱へしも、必右之箱の繪より其名を得たりとも一定しがたし、これも愚説なきにあらねど、いわゆる山屋のうどんなればもらしつ、よく諸君の評判記をき、たるうへにて、二のかはりを出すべし、

○山崎氏けんどん批考問辨

けんどんは蕎麥切のみならず、多くは餛餹なる由記されて、どうけ百人一首の山やうどんの狂歌を引用し、猶老人の話を證し給へど、延寶九年の印本都風俗鑑一卷、都遊興ぞめ記の品々をいへる條に、或は蕎麥切によせて、彼山州がけんどん也とかこち、三官飾にたとへては、風味一流かわりものじやと嬉しがりと見えたり、これ其かみ餛餹のみ、多くは蕎麥切とはいふまじきものをや、同じこゝろの假名字紙に、けんどんそばは多かれど、けんどん餛餹といふ名目は見ず、扱餛餹は昔は多くは桶にて箱はまれ也、そのよし委しくは友人柳亭子の考この考證は遺稿紙料にあり、あればこゝにいはず、其器今の世店屋にてうんどんをもる物に似たりとあれど、昔を以て今の沿革は證すべし、今の器が昔

の證になるものかは、其證は鮮も今は専ら箱につけることなれど、昔は桶にのみつけたり、さて耽奇會に吉野の鮮桶の出しことあり、收めて漫録中に有り、古製を見るに足れり、亦餛餹と同一轍といふべし、又けんどんの文字見餛とあるは假字なることは論をまたず、巻餛も予はうべなわす、且今の出まへのことにて、箱に入て持出すの義とせられたれど、そばうんどん茶漬迄はその名も叶へど、又都風俗鑑卷三、僧俗野郎にうちこむことの條に、はやるにまかせだちんの高下ありて、あるは大夫といひ陰歴かげまと名付、慳貪野郎といふが侍りとあるは何とかいはん、これも俗に三提重とか異名する、かくしものゝ類ひとせんか、予は今の切見せ女郎といへる如く、一と切りうるものゆへ、いかにも情なく慳貪のあつかひ也といふ意なるべしと思はるゝは非なりや、されば先きの夜いひしごとく、蕎麥茶漬ももちにて、慳貪のあつかひなる意に同じかるべし、當時あきなひさまの慳貪也とて、買人はさいふともうる人の唱ふべくもあらずといわれしは、一とわたり理はしかなれど、鄙俗の常言に異名の名目となれる少からず、十月十九日の夜

傳馬町にての市をくされ市と云、是も買人の、かゝる名は負せしなるべけれど、今はうる人もこよひはくされ市にあきなひに行べしなどいへるが如し、かゝる事考へ出ては猶あまたあるべし、さてのたまへることなれど、二百歳の翁あらばこの當否は定めてんともいはれず、今の世のこの今しれざるものいと多かり、いづれにもあれこれらはわきてえうなきこととの如くなれど、小事も必らず名を正すは聖門の旨とする所にして、後學のものゆるかせにすべからず、且つ子は莫逆の友と思へばこそ、かゝるよしなきながごともしへ、ゆめなじるにはあらず、疑質すは學者の常とする事にて、切磋が朋友の道ならずや、心置なく示し給ひね、猶心にかゝることのあらば、又も問ひ侍るべし、

乙酉孟夏朔

○辨論約言 瀧澤氏

この篇わづかに初稿のまゝにて、拙者かたに副本無之候間、御熟覽後御失ひなく御返し可被下候、但し御再報のため御寫し留被成候事は、御勝手次第と奉存候、 卯月十三日、 尙々過日御問

難の一通は、熟覽の後還し候様御申に付、今日この書に添て致返壁候、
卷鈍ははじめ其箱によりて名を得たり、今の世に至りても箱の上下に溝をつくりて、其蓋をさすものなべて卷鈍蓋と云、けんどんは箱のかたち恰もよく書籍に似たり、かくて出し納の膳を書卷に擬して卷鈍と名づく、此名目甚妙也、しかれ共當時の諸人只けんどんの名を知りて、其字義を知るもの稀也、譬ば今おこそ頭巾の名義をしらず、流行詞の由来をすらくよくしるもの、稀なるが如し、かゝる故にや卷鈍も印本にすら正字をしるさず、多くはみな只假名にて書たり、たまゝ眞名にかく者は、見頓に作るもあり、又怪食にかよはして地口の如く唱へたるあり、是より名義紛紊して後人を惑しむ、予が今かさねてこの書を経るも、職としてこれに由れり、蓋孔子の聖ならざれば、肅慎氏の天を識ることかたく、竇攸終軍の博ならざれば、豹鼠を認り易からず、古來博識達觀のよく物を辨じたる、今さら舉て數ふべけんや、獨予が如きは小知庸才、此辨論をつくるに及で、數萬言に至迄塵々として、猶人の服せざらん事を恐るゝのみ、

嗚呼談何ぞ容易ならん、悵然として大息し、又自笑して燈下に誌す、

△けんどん考釋詰

予嚮に謬て耽奇冊子に附られし、慳貪蕎麥の説を否して、更に卷鈍考一篇を添しより、ゆくりなく足下の怒りにあたり、この故に足下又予が説を詰りて、數條を引て質問せらる、言の當否はとまれかくまれ、予は壯年より老聃不爭の言を甘なひて、人と争ふ事を好ず、一時漫戲の勝記なる者を懸念して、又何をか云べき、即この故をもて推辭たれ共免されず、猶其答を聞んといはる、答るとき罪をまさん、又答へずば誣たりとせられん、悔といへ共嘲も又及ばず、實に已ことを得ざるの義也、よりて又其次第を追て答侍る事左の如し、嗚呼信言は必美ならず、美言は必信ならず、予が言の美ならぬも信なる事は必信なり、みづから熟讀再思して海容せられれば幸ひならん、

詰に云、けんどんは蕎麥切のみならず云々、
釋て云、けんどんは蕎麥切のみならず、多くは愷鈍なりしよしは、けんどんのどんは即愷鈍の鈍の字なるにてもしらる、さてそば切も一碗の價下直なるもの

はさら也、持出し出まへなるものをけんどんをばといへる也、其證は延寶四年の印本江戸惣鹿子^卷諸商人の部に、愷鈍^粉、神明前淨雲淺草ひうたんやと有、此愷鈍はうどん粉にて、粉なやにて賣にやとおもひしに、元祿五年の印本萬買物調寶記に、江戸にてをうめんやほり江町通り、同籠そうめん云々、同めん類や神明前淨雲、淺草ひやうたんや、日本橋北西中通り、芝金杉橋通り、新材木町南通りとあるを見れば、惣鹿子に所云愷鈍は粉にあらず、乾うどん蒸うどんを賣る麵類やにて、そばを兼ひさぎし也、是より猶まさしき證あり、そは又下にいはん、又惣鹿子の商人の部に、見頓や堺町市川や、中橋おが町桐やと有て、又其次に同提重堀江町若なや、本町新橋出雲町とあり、此見頓やとしるせしは則卷鈍やにて、一碗の價を二六か二八に鬻ぎしもの、殊に名有る店なるべし、又は次なるけんどん提重といへるは、大名卷鈍の事也、後世隱賣女に提重と唱る者あるも、其名目けんどん提重より起りて、賣女の持出し出前を旨とするより名付し也、又同書並に買物調寶記ともに、愷鈍籠さうめんは載たれども、そば切のみ賣る店を載ざ

りしは、當時そは一色の名店なかりし故也、只これのみならず天和三年の寫本紫の一もと下に、所々の名物をつらねし條下に、池の端のめりやす煎餅、芝の三官餠は唐餠也、飯田町の壺屋がうどんを出し候とあれ共、そは切の事なし、是にても當時はうどんを好むものゝ多きにより、うどんの名店多く、扱うどんやにてそは切を兼ひさぎしとはしられたり、纒の間ながら元祿のなかばより寶永に至りては、そは切にも名店いで來りし也、そは當時風俗を書たる草紙にてしるゝ也、さはれ是より猶後なる二代目市川團十郎柏蘆事が、はじめてしたりといふ助六の歌舞伎狂言は、正徳三年の夏四月、木挽町なる山村座にての事也、此狂言に助六がくはんべら門兵衛の頭にうちかくるものは餛飩なり、是も今の世に初てする狂言ならば、必ずふつかけそはなるべし、然をうどんにて今も此狂言にその形を追ふてすなるは、此時迄も猶うどんを好みし人の多く、鬻ぐ店も亦多かりしによりて也、又昔のうどんは桶にて箱は稀也といはるゝも、柱三に膠するの論なるべし、はじめうどん桶を用ひしも、けんどん提重と云ものゝ行れしより、遂に其桶は

すさめられし也、よしや其後迄も桶に入て商ふ店有ととも、是を買ふ人そがま、桶に箸を入れて食る物かは、わかち盛には其器の必別に有べき也、又鮎も昔は桶なりしを、今は箱なるをもて、うどんと同一轍と云べしとあるはいかにぞや、昔の鮎は今の鮎と同じならず、其製作はやくも一二句、おそきは兩三月よく漬ならずして、後に飯をあらひ落して切てくらへり、かれば是を漬るに桶ならでは宜しからずとす、今の鮎は其日につけて、その日に賣つくして其日に食ふものなれば、箱のかたを便利とす、こゝを以て鮎は製作調理に今昔の差別あり、うどんはさる差別なし、昔の餛飩も今のうどんも製作調理相同じ、いかでか同一轍とすべきものならんや、彼古人山東庵が藏弄せし大名けんどんのうつわものゝ、今の世の店屋にうどんをもる物に似たりといひしは、餛飩の製作調理の今昔相同じきによれる也、されば物によりて今と昔といたう異なる者あり、鮎のたぐひ是也、昔と今と相同きもの有、うどんそは切の類是也、且うどんの桶も箱も並に外盒そとい也、そを盛るものは鮎を譬に引べくも非ず、且そは切の器物は子が小兒の頃は皿也、今は

多くは平をも用ひ、小蒸籠又井鉢をも用れど、うどんのみ其うつはもの小箱の如くにしたるものにて、一度もうつりかはらず、五十年來同じ物也、予がしらざりし已前、何れの世にかはじまりけん、大名けんどんの行れし頃より、今の如くなりしかもするべからず、又けんどんを物には見頓屋と書たるはあれども、慳貪やと書たるものをいまだ見ず、只巻餛飩と慳貪と同音なるにより、慳貪にかけて慳貪と書たるは、何れともそは歌連歌のいひかけにひとしき言葉也、まさしく慳貪屋と云たるものなければ證としがたし、かゝれば見餛飩といへるも猶よりどころあり、慳貪也とせらるゝは假を見て真となすにあらずや、後の物ながら深川珍者録寶永五年の寫本に、巻餛飩と書たるぞ正字には有ける、又けんどんそはといふはあれど、けんどんうどんといふ名目を見ずといはるゝは勿論の義にて、けんどんのどんは則うどんの餛飩なるにより、けんどんといへばうどんの義其中にこもれり、夫を猶けんどんうどんといへば重句になる也、この故にそは切のみにけんどんそはと唱へて、うどんにはしかとなへず、けんどんにて通すれば也、又按るに、けんどん

んは昔京大坂の市中に其店やなし、萬買物調査記いろは分け、けの字の下にも、江戸のけんどんや堺町市川や、中橋同堀江町わかなや、同さげちう本町、同新橋出雲町とみえたり、かゝれば都風俗鑑に、當時江戸流行の巻餛飩をおもひよせて、彼山州がけんどんなりとかこち云々と云るのみ、是そ其某妓の慳貪に巻餛飩をかけたる言葉なれば、證とすべきものにあらず、そは切によせたるは、昔也とてそは切のなきにあらず、既にけんどんそはの名目あればなり、江戸鑑元祿二印本、江戸名物くらべ延寶三印本、日本橋通りうどんや三軒有、南北江府中の條、日本橋北西中通り數町を載して、此町筋諸職賣物大概云云、其内にうんどんやとあり、新材木町南通り云々うどんや、芝金杉橋通りうどんや、淺草ばし通りうどんや、已上如斯所々にうどんやはあれども、そはやはかつてなし、又同書諸師遊げいの部に、餛飩そは、神明前淨雲、淺草ひやうたんやとあり、湯しま天神前のみ有て店名なし、又同書に、

見頓屋

堺町市川や、中ばしおが町きりや、

同提重

堀江町若なや、本町新ばし出雲町とありて店名なし、

○兩國川すゝみの條下にあり、後に載、又、

食けんどん

金龍山品川おもだかや、同所かりがねや、目黒云云、

世話盡明曆二年板土佐皆卷三付詞寄の内、

延に素麵産日、田舎は草木髪しは等載たれども、

そば切なし、今の世なれば必ずかゝるならむ、當時未だそば切の行はれざるにや、元祿二年より三十四年前也、

又江戸鑑七の一、諸職名匠諸商人の部に、

見頓や、同提重、手打そば切、食見頓とあり、

紫の一本天和三

吉原のけんどん河岸は考文中にあり、其他下巻に

冷水、冷麥、瓜、そば切めせと云もあり云々、

兩國川すゝみの條下、

又淺草の茶やにて酒肴を出したる文に、飯田町のつばやがうどん云々、是は干うどんなるべし、但しむしうどんか、

八十翁昔話、寛延年

近年は膳前に吸物酒肴出す、そば切振廻猶以て出す云々、是新製流行の時なるべし、

同書にけんどんも前に云如く、「西瓜は下々の喰事也云々條下」、近來はけつこうなる座しきへ出ると

て、大名けんどんといふ有り云々、

詰に云、又けんどんの文字見頓とあるは、假字なることは論をまたす云々、

釋て云、見頓卷鈍等の辨は、既に再び前條に述べたれば爰にはいはず、扱都風俗鑑に慳貪野郎とあるをも、一

と切の無情慳貪の意とせらるれど、そは甚しき誤也、大名けんどんをけんどん提重とも云をもて解すべ

し、上の慳貪は假字也、抑當時京攝の戯作者西鶴文流一風のともがら、江戸の事を書たるには傳聞の誤り

あれば、すべては證としがたき事あり、されば卷鈍慳貪同音なれば、相かけて唱んには咎むべきにあらね

共、大約祇園島の内なる色里、お山より白人より藝子

其價百文づゝにひさぐに擬して、一ト切り價百文づつなる遊びどものつばねなれば、是をけんどん河岸と異名したらんとおもふ也、是轉語也、かゝればけんどんは元來持出しを旨とせしより、其箱によりて唱へ始しものなれ共、夫より又轉じて、其價廉にして卷鈍に等しきもの、或は大名けんどんに擬してうつは物奇麗に、一人前の價百文なるものをも、けんどんめしと唱へしも有べし、盛り切り無情慳貪扱ひの義によりて、今の一膳飯井飯の類、馬かた駕かきばてふりの商人等が、をさく食ふ物ならば、萬買物調賣記其他の書にも、江戸名物の部にのせて、けんどん飯金龍山、同めぐろ、同品川おもだかや、同かり金や杯しるし出すべくもあらずかし、されば昔々物語巻下にも、

輻鈍蕎麥切昔は町中に拵たるを歴々喰ふ事にせず、寛文の頃けんどんそば切と云物を拵出し、中近年歴

歴の衆も喰ふ、結構なる座敷へ上る連、大名けんどん杯と云て、拵出すといへるをも合せ考ふべし、けんどんは慳貪の意にあらず、又大名といへる其箱の繪模様より名付たるにあらず、貴人の口にも入ると云意にて、大名けんどんと云しより、後には諸侯の船じる

等に至る迄、一座の花に定め有て切りうりならぬものはなし、一ト切づゝにうる故に無情慳貪の意也とせば、彼等もなべて慳貪と云べし、かゝればけんどん野郎といひしは、提重蔭馬といひしにひとしく、寺方杯へ赴て色を鬻ぎしものにやあらん、然れども流行詞は轉する事も多かれば、物によりて慳貪の心をもて慳貪の意をもて(本)呼ぶは地口にちかし、それは凡て轉語なれば、卷鈍の義にはいよく遠かり、かゝる類は京攝の戯作を引く迄もなく、紫の一もと上三谷の條下に、吉原の事をしるして、右のかた江戸町揚屋町京町といふ、けんどん河岸と云も有、角町と新町のうちを羅生門と云と見へたり、けんどん河岸は並つばねの事にして、享保元文中の細見記の直段付に、

○斯の如くしるしたる、一ト切無情慳貪なる意を以て名づけたりといはれん、愚按は亦さにあらず、當時つばね見せの異名を四寸三寸といへり、今は是を四六といふ、又並つばねを一寸といへり、又品川にては貳百文の飯盛を鐵橋と異名せり、是皆其價によりて異名を得たり、是等の例を思ひよするにけんどん河岸の名は、彼けんどん提重の一箱を一人前として、

しきへつけたる也、こゝにけんどんそば切といへるは、持出しのうどんそば切と云に同じ、いはでもしれたることながら、同書にけんどんそば切といふ物を拵出しとあるにて、けんどんといふ名目は、賣るものより名付始めしこと分明也、これら皆慳貪の意にあらざるの明證とすべし、さてまた予が買ふ人は慳貪といふとも、賣人のしか唱ふべくもあらずといひしを詰りて、十月十九日の夜傳馬町にてたつ市を、くされ市と云をもて證とせらるれど、そは昔の事をもて今の沿革は證すべし、今の器をもてむかしの事の證とはしがたしといはれしに齟齬せり、これも又今をもて昔の證とするにあらずや、且かの傳馬町なる市をくされ市といふことは、昔より唱へ來れるものにて、今の人の唱へ始めしにあらず、この故に今の世かの市に出るあき人も、くされ市といへる也、その市もし今の世に始まりたらんには、縦不景氣なりともあきのふのみづからくされ市と唱ふべくもあらず、ちか頃播磨の赤松國鸞、毎にその祖を罵りしと聞り、是かの人の祖なりといへども、則祐滿祐等は十數世むかしの人なる故に罵りもせめ、その祖父その親

の不義ありとも、人の面前にて罵るものはあらずかし、かのくされ市もこの如し、市は數十人の市にして、其身一人の商ふにあらず、且むかしより異名せられし事なれば、人のくされ市といふをも氣にかけず、みづからも戯れにはくされ市といふことあらん、もし一家一人のうへをもて、汝が店はくされ店也、汝がしる物はくされしる物也といは、誰か腹だち怒らざるものあらんや、然るをみづからわれらが店はくされ店也、われらがしる物はくされしる物也といふて、あきのふものはいよくなし、是人情のおのづからしかるところにして、この人情によく渉るを才學のはたらきといふべし、かゝればけんどんが慳貪ならば、當時買ふものゝさいふ共、賣ものはしか唱ふべくもあらずといひしは、これ人情のしかる所にし、昔より異名せられしくされ市を、今の世その市に出るあき人の云々と唱ふると、日を同して語るべからず、もしけんどんは盛り切り無情慳貪の義にて、唱はじめたらんには、當時惣鹿子其他の書に、けんどんやとするして板せしとき、其けんどんやは必怒りて、其板を削らするにも至るべし、しかるにかゝる事は

露計りも聞えずして、その書の今世まで傳はれば、もあり切無情慳貪の義をもて唱ざりしによれり、寛政中ある人の作りし猫じやらしといふ小冊は、兩國むかひなる金猫とかいひし賣女の事を書るもの也、其書出板の頃、かの賣女等猫とかゝれしを恨み怒りて、かれこれと障りたるよしを聞にき、又おなじ頃ある年の天王祭りに、小傳馬町にて數多出せし地口行燈のうち、大雨車力を流すといふ地口有しを、其わたりなる車力どもいたく怒りて、其行燈を出せし店を破却せし事ありき、かゝればけんどんが實にもり切慳貪扱ひの意にて唱たらんには、其けんどんやたるもの誰かうれしとおもふべき、板せらるゝに及びてはさはりをいひたつべきことぞかし、しかれども昔より唱へ來て、今の世に至らばさまでいかる事はあるべからず、是くされ市に相似たり、遐邇人情の差別なれども、今の世はとまれかくまれ、昔かのけんどん屋の障りをいひし事なきにても、予は慳貪扱ひより名付しといふ言を取らず、かうのみいは、さればこそ印本には慳貪の字をはかりて、わざと見頓屋と書たりなど云説もいで來つべし、見頓はともかくも、

印本に多くは假名にてけんどんやと書たり、このけんどんは巻鈍にも慳貪にもかよへば、慳貪の事ならずと言ひわけは立がたかるべし、大名けんどんに大名の字を憚りて、けんどん提重と云たる例もて、けんどんもし慳貪の義ならば、印本には遠慮して輒鈍ともそば切ともかくべき事也、これらの唱に遠慮せず、又聊も障りなかりしは、慳貪扱ひなる意に依て、詰に云、さての玉へる事なれど、二百歳の翁あらば云釋て云、二百歳の翁ならずは、此當否は定めがたからんと書しるせしを、まこととして云々といわるとは、足下には似げなからずや、縦二百歳の翁あり共、此事の當否を知れりと定がたき事、足下の詰をまたずして誰もしかおもふべし、然るに予が當否を老仙に託せしは、經驗すべきよしもなき往昔市店の事なれば、予が説を當れりと慥には猶いはで、みづから必勝の地にをらざりし、これ謙遜のにげ道にて、足下の鼻を挫がんとてせし業ならぬをあらはす也、只誰(か)推並てのみならず、彼記に於ては足下をしも輪翁と推並て

先醒と稱したり、是又其説を否すれ共、足下を以て拙しとせず、公道人情兩つながらうしなはじとてのわざ也、しかれ共日頃にて足下を先生と稱せざるは、是又故ある事ぞかし、予が人を稱呼すること譬は階級あるが如し、いかにとなれば儒學國學詩歌書畫の類、これによりて俸祿をうくる人、是によりて口を糊ひ妻子を養へば俗に云黒人も、こゝをもて其學の淺深と技の巧拙にかゝはらず、往來の書牘に於てなべて先生と稱する也、これ敢諂ふに非ず、凡門戸を張徒弟を集め、學術技藝をもて世を渡る人々は、只外飾を旨とする物なれば、往來書牘の端に迄心を其人の爲に用ひて、外聞よかれと思へば也、此他博學多聞能書好畫の人といふとも、是によりて俸祿をうけず、是をもて活業とせざるものは、俗にいふ素人も、此故に予はなべて是を先生とせず、これを先生と稱せずといへ共、其人自ら生業あり、人の敬不敬によりて外聞損益に拘る者ならねば也、しかれ共官祿有人におゐては、是を大人と稱し、或は德行或は黃耆の老人家は、文墨をもて業とせざる者といへ共、是を大人と稱敬し、先生と稱すること稀にあり、又予がごときもの

をも、人謬て書牘に先生と稱するものあれば、予も亦必其人を先生とす、是其敬をかへすの義也、予が用心すべてかくの如し、然るに予がけんどんの評記におゐては、足下を稱して先醒とす、これ他なし偏に足下の説を拙しとせざるの意をあかす也、され共足下にはよくおもはずや、予を貶して子と稱せり、其往來回報今の禮節をもて見れば、さながら師弟の如し、なごてみづから尊大なることかくの如くなるや、是しかしながら我が薄徳の致す所、足下の故にはあらずかし、とにも角にもわが心の通せざるを歎くのみ、言のこゝに及べるのみ、扱又二百歳の翁はさら也、今の世の事の今しれぬこと多しといはる、今の事の今しれざるは億萬の人に問はゞしるゝ事も猶有べし、往昔市井瑣々たる事の既に傳を失ふものは、經驗すべきよしなきに、只古書に據てことばりの當然たるを取らんのみ、然れ共是等の引書は皆坊間の間籍なれば、口むと思ふことの疎なれば、其引書も亦たのみがたし、孟子に所云盡信書不如無書といへるは是なり、かゝる瑣々たる事をしも名を正すは、聖門の旨とする所、後學の忽にすべからず云々といはるゝは、

是金瓠玉莖にて割雞牛刀の類にあらずや、かのけんどんと唱へしものは、近世市廓の賣物也、よしやその名目をよく考へ得たりとも、聖門名教の爲にはならず、又考あやまりたればとて、名教の害にもならず、しらすといふとも耻にならず、知りたればとて譽れにもならず、畢竟遊戯の漫録にて、根も葉もあるべき事ならねども、予を莫逆の友とおもへばこそ、ながながしきことをいへといはるゝは、せめてものことにおぼへて、いと歎しき事になん、さらば予が本心をあかさかか、およそ交遊の間には、只その友を擇むにあり、擇でこれを得たらんには、宜しく信を盡すべし、朋友と交て荷も信なきは、士たるもの、耻る所、寧信ならぬより交らぬにますことなしとおもふによりて、動もすれば世の人疎せらるゝ、予がこの二十許年來客を謝し、帷を垂て閉居したるもこのゆへ也、近ごろ多くはやり棄て、世と推移らんとおもへども、下愚の痼疾はせんかたなし、去るにより虎猫の辨を始として、慳貪の記にも批を添しは、これひそかに足下の爲に諷諫の微意にして、冀くは曉ることあれかしとおもへるのみ、予が固陋寡聞なる、足下の廣博強記

にくらべば、雲壤の差ありぬべし、しかれども予は足下の齡におなじきむすめをさへもてるもの也、論じて足下が勝たりとも人もはめじ、われも又手から也とは思はぬものを、いかでか長短巧拙をもて争ひを好んや、只足下を足下として愛する心の已ことを得ず、いさめにかえたるわざなれども、はかりしよしの拙きゆへにや、燃る薪に油をそへて、遂に足下の怒りにあへり、かゝれば又何をかいふべき、わが誤りを悔るの外なし、足下はなほいつ迄も慳貪の説を持し給へ、予は卷鈍をよしとおもへど、名づけはじめし人に遭ねば、經驗當否は終に得がたし、あなおぞましのおのくりごとに、えうなき筆を費しぬ、げにこと多き世にこそ有けれ、

○山崎氏けんどん考勸解
釋詰の一篇委しく記しおこし給へる事、不_レ爲_レ友辭_一、勞の言空しからず、心にかけて給へるの厚き、謝するに所なし、予がけんどんの名義を問ひ侍りしを、詰るとしもし給ふは思ひもよらず、もししか思ひ給ふるよしもあらんかとて、問侍りしことの末にことばり侍りし、さてけんどんの名義及び帽鈍の器物鮮の製

造に、古今の異なることまで、詳にその頃の書ども引證し辨じ給へること、博且精にして敬服するに堪たり、問一得三との如く、實に望外の至にこそあれ、予先に席上にてけんどんは、慳貪の義なるよしいへるものも、予が臆断にはあらず、寫本洞房語園、北女閩紀原、人倫訓蒙圖彙、世事談綺の説によれる迄也、其説の當否も姑く置、これは再び辨ずるにはあらず、唯予が言の妄ならざるを證するなり、予が問に二百歳翁云々といふよりは、辨じ給ふ如く戯れの遜辭なるはしりながら、聖門の名教などにげなきことまでしるしたるは、予も同じく贅言し侍りしなり、しかれども予が性も滑稽なれば、おもふ事の通せずやありけん、よしなしごとさへ書きたるは、これをもてなりけり、これまではいかにあるべし、もとより詰るにはあらで、疑ひを問ふ意なればなり、さて予を先生と稱されしに、足下を子と稱したるを、貶せりとがめ給へるはいかなる意にや、これも予が意には、辨論せられしやうのことにてしるしたるにはあらず、先づそのよしをいはい、予は元より商賈なり、尊稱をもとめざる事はいふまでもあらず、人をおとし

めいはん心もなし、足下の人を稱するに階級のある事も未だしらす、そは先に老をもて稱せしに、老境に入らんに老をもて稱せらるゝは、こゝろよからずとて忌嫌ひ給ふものから、子をもて稱したりしを、貶せしとおもひ給ふは予が意とは齟齬せり、論語義疏に子是有徳之稱、古者稱師爲子也といへり、孔子孟子程子朱子の稱をもて見るべきのみ、又論語之書成於有子曾子之門人、故其書獨以子稱と、程子もの給へるものをや、尊稱にあらずや、こゝをもて予は足下を子と稱せしは、敬するの心にて貶する道曾てなし、かつ予は足下を莫逆の益友と思ひたればこそ、先にも兎園の非を辨せられしを深く心にうべなひ、猶又けんどんの義も心置なく問ひ侍りしはこの故也、しかるを詰るとし貶るとせられしは、予が忽卒の筆に出たる罪とやいはん、足下の名天下に普く著述の多き、且つ才と云齡と云、予と日を同じくして語るべからず、しかれども予が不才なるをも、海の如く容れ給へるは、同好のよしみをもてなるべし、さればかへすゝもおとしめ云はんや、予も元より争は好まず、怒る心はつゆほどもなし、互に辨じ盡して後意状を

出すがごときは、意趣をさしはさむ常人の事にして、吾輩のまごゝろにはあらず、かゝることもちと交情の厚きに任せて、おもふかぎりを問ひ侍りしが、思ひきやくまでにのたまふことのあらんとは、ゆめな心にかけて給ひそ、いともく本意なくこそおぼゆれ、あなかしこ、

乙酉孟夏

再云、予先に會約をしるして、つとめて人をよろこばしめ、かげごといはんはむげの腹黒なるべしといひたりしごとく、此會には心に思はんことは、何事にまれいはんと約したれば、面従後言せざるこゝろにて、あからさまに問ひ侍りし也、已に逆をもて憤りを旨とすべきよし、もとよりあるまじき事ぞかし、

○瀧澤氏勸解回語

けんどん考勸解の一通、遜辭謙退なかくに當り難くこそ侍れ、足下亦復論辨の趣意なれば、予も亦この勸解にかきて、いさゝかもいふべきにあらず、そが中にけんどんを慳貪也とせし事は、寫本洞房語園、北女閩紀原、人倫訓蒙圖彙、世事談綺等により給ひしよしなれど、寫本洞房語園は享保五年の撰にて、大名け

んどんの廢せし後よりいへる事なれば、既にあやまり傳へし也、况語園より後のものをや、但人倫訓蒙圖彙は、元祿中の風俗諸商賈の畫圖を書集めたるものなれども、こは京師にて撰述せし俗書にて、蒔繪師源三郎とかいふもの、筆に成れるものなれば、江戸の事は謬傳る事多かり、當時京攝の冊子に江戸の事をかけるには、あやまりも粗あるよしは、曩にいへるが如し、かゝれば只顧にこれらを信用し給ひしは、千慮の一失なるべし、又子といふことは尊稱のよしにて、論語義疏并に二程全書なる、程子の言を引て教訓せらる、予は淺學なれどもかばかりの事は知れり、いにしへ唐山姫周の時子は五等の爵也、又子は男子の惣稱ともいへり、當時は弟子その師を尊稱して子とする勿論也、しかれども當時師も亦弟子を子と稱する事あり、孔子の吾にあらず彼二三子也などいふ子は、孔子の爲には孫弟子なる、顔淵が弟子をさしていふにあらずや、此他小子識之などもいへり、此故に墨氏列子の徒に至ては、其師を推算て子墨子列子など、上下に子を置て稱したり、これ孔子世を去し後には、子とのみ稱することの、輕きかたになる故としら

れたり、孔子の時といへ共、師弟の間對には夫子と稱せり、夫子の辨は朱子の語中にあり、足下のしれる所なればいはず、そはとまれかくまれ、予が曩編に足下を先生と稱せしに、足下は予をさして予といはれしことをいふくだりに、今の禮節をもて見れば、さながら師弟の如し云々といへり、此今の禮節といふ今の字、則字眼なるをよくも見られずや、今の字にこゝろありと見られなば、遠き姫周の時孔子の子を引くも要なし、譬へば殿と云事は、關白殿下をまうし、尊稱なれども、後世に様と云稱呼の行れしによりて、殿といへば様と云よりいたく貶したる事のやうに聞ゆるがごとし、子を稱する事は古へは尊稱なれ共、今は尊稱にあらず、同輩朋友の間に相對せずして、物にかくには某子と稱すれども、往來の尺牘にも子と稱せば、誰かは貶せりと思はざるべき、よりて予は足下を先生と稱せしに、足下は予を子と稱したり、今の禮節をもて見れば、師弟の如しといへる也、さればとてこれを非禮として足下を答るにあらず、かばかりの用心だに足下に知られざるは、吾菲薄の故なり、身を責て歎息せしまで也、又曩に足下予を稱して、老兄とい

はれしを云々といひしにより、忌嫌ふやうに思はれしは愚意とたがへり、古人も十年肩すぐれば兄とし従ふといへり、大抵兄弟をもて稱する事は、同年輩のうへにあるべし、又壯弱の人を老と稱するは、其才徳の老人のごとく也とたゞゆるの意なれば論なし、又われより年は弟なれども、書を見ることわれより博く、其才のわが下にあらぬを稱して、兄といふ事は論なし、しかるを五十六の老人は、みづからも愚老と稱すれば、老は俗に云あたりまへ也、己より年齢の二十餘も三十も劣りたるものゝ爲には、兄といはるるもあたりまへにて、たうとまるゝことゝは覺へず、さればこそ禮にも長者前不稱老といへるにあらずや、さればこれらの意味にも、唐山の古しへにはさまざまのわけあるべけれども、只今俗文の手簡には、却て馬鹿にされるやうにおもふものあらん、足下の博識高才もて、かばかりの事に心づき給はぬにやとおもひしかば、いひにくきことなるを云々といひし事、萬みな朋友の信より出たる諷諫の微言也けり、いと憚ることなれども、足下の癖として動もすれば、席上にて人をやりこむる事しばしば也、足下は心づか

すやいふらん、予も兩二度やりこめられしことあり、しかれども予は争ひを好まず、いふべきこと辨すべきことありても、さやうの時には閉口してをりし故、足下は心づき給はぬならん、もし足下の博識をもて、謙退を旨とし給はば、才徳兼備の君子ならんと思ひつゝ、足下を愛する心から、人は得いはぬことまでをいひし也、かくて今勸解の篇のみならず、近頃足下の動靜云爲に心をつけて見れば、去冬より當春の北峰子にあらず、一段の光耀をまし給ひしを竊に歡び思ふのみ、愚者にも一得有り、賢者も一失なからんや、過を改る事は君子のおそるゝ所なり、足下元よりあやまちあるにはあるべからざれど、予がひが目にはしかおもひしなり、すべて足下の説を辨せしことは諷諫の微意のみ、さればとてよき説をもわろしといふ事は絶てなし、予は人の説のよきを聞けば、よろこびていねられず、人にも告しらせ物にもしるす事、むかしより今猶しかり、一言一句たりとも人の説を、わが説のやうに書あらはすことは、予がふかく耻る所なり、又過あれば怠狀を出すも耻とは思はず、孔聖すら其過あるを人の告るものあれば、丘也幸云々と宣

へり、俗客のあやまり證文と學者の怠狀とは、その差庭徑あり、わがあやまりあらんには、足下に諫められんことをねがふのみ、斯のごとくならば實に忘形の友といふべし、あなかしこ、

寫本洞房語園卷三

嬪鈍、寛文二年寅秋中より、吉原に始て出來たる名也、往來の人をよぶ聲嬪しく、局女郎より遙におとりて鈍く見ゆるとて、嬪鈍と云せたり、
按るに、北女閨紀原云、其頃江戸町二丁目仁右衛門と云ふ者云々、一人前の辨當をこしらへ、そば切を仕込て銀目五分づゝにうり、端げいせいの下直なるになぞらへ、けんどんそばと名付しより、世間にひろまる、又云、嬪鈍本説のごとくなるべし、しかし昔より世にけんどんなる人などいふは、慳貪とつけ書ける文字にて、愛仁なき人の上をいふ、さあらば端女郎の呼聲、とかく愛なきさまゆへに云出たることもあるべしといへり、今にこれによりておもへば、けんどんの名の起りは語園をもて證すべし、その名義は北

女闘紀原の愛なきといふ説是なり、此二書をも
て先に余がいひし言の、妄ならざるを證するに
足れりとやいわん、

けんどん争ひ終

浪華百事談目錄

卷一

- 浪速の國號
- 難波皇居地の考
- 難波の堀江
- 大江の岸舊跡の考
- 大坂の號の考
- 大坂城の概略の記
- 守屋大連邸迹
- 三韓館の地
- 蓮如祈の松
- 船場の地沿革
- 島之内の沿革
- 阿波座の地同
- 中之島の地同
- 天満の地同
- 大坂市中三郷の稱
- 元和年間市中賣家許容の印紙
- 同家屋敷帳切銀上納請取券
- 浪華上古圖
- 難波國府の考
- 都賀野舊迹の考
- 玉作の郷
- 渡邊、渡邊の橋
- 髮長媛の宮ノ迹
- 白龍池の跡
- 難波杜、鶴森ノ宮
- 四天王寺舊迹
- 上町の地沿革
- 堀江の地沿革
- うつばの地同
- 堂島の地同
- 道頓堀以南同
- 元和年間租稅高

卷二

- 大坂地子銀の免許
- 大坂三郷火見櫓免許
- 橋詰に揭示の制札
- 上町に鐘樓を築く
- 例年江戸へ献上物
- 攝津國の沿革并十二郡
- 仁德帝御弓場の迹
- 大小椅命の胞衣塚産湯の水
- 日羅の塚
- 七不思議の梅檀
- 聖武帝の御墓
- 行基やき竈の迹
- 兼好法師阿部野宮居の迹
- 山の端かにしま
- 東横ばり川
- よしや橋
- 猫間川、同萩見
- 百濟川の考
- 梅川
- 有栖川
- いたち川
- 木津川
- 猪飼津の橋猪飼津の丘の考
- 夕陽の丘家隆塚
- 天皇宿
- 御門屋敷の古跡
- 延寶の頃の大坂の橋名
- 高麗橋
- 天下橋の稱
- 天満橋の桃花
- 長狭川
- さくら川
- 河内川
- 安治川

- 野田玉川の誤
- 蘆池の考へ
- いは舟山の地
- 蘆間の池
- あてめが關の跡
- やなぎ堤柳の水
- 浪速のはゞき
- 須磨寺の鐘
- 大丸村つりがね石
- 百濟寺の舊迹
- 別府村虎の宮の火
- 野里村一時上臈
- 梅田の牛かけ
- 道修町に鶴飛來る
- 享保大坂の大火
- 新羅岬、白洲崎
- 大佛島
- 杵が端
- 座摩神社
- 天満堀川
- 浪速の一の橋
- 味原の池
- 駒ヶ池
- なこの濱の迹
- 三津の濱、三津の松原
- 伯樂の淵、伯樂島
- 燈籠堂の跡
- 菟原住吉さゞれ石
- 業原井筒
- 林寺村ひる石
- 鍋いたゞき神事
- 多田院村すも天踊り
- 鋪屋町龜祭り
- 西宮神廟を市中に配る
- 川崎東照宮
- 砂場の字
- 田養神社
- 難波神社
- 菟布良神社
- 伏見町えびす社
- 久寶寺迹の考
- 大谷派本願寺別院
- 油酒地藏尊
- 順慶町の名井井戸の辻夜市
- 久太郎町名の説
- 文政天保間座摩の前の露店井かさの下飲食舖
- 小路の名
- 曾呂利邸の跡
- 平野町櫓屋敷の考
- 銅座邸
- 懷徳書院
- 淀屋巨庵の宅地
- 高木大眉兩家の話
- 鴻池屋の履歴
- 馬屋の濱
- 西横堀廿四濱
- ねちがね紙治の宅
- 御靈神社
- 道修町少彦名神祭
- 安土町男山八幡宮
- 本願寺別院
- 安曇寺の古跡
- 淨國寺跡の地
- 船場に傳馬町有し話
- 東横堀まがりの地
- 夢の浮橋
- 高麗橋やぐら屋敷
- 秤座井針間屋
- 金相場所
- 十兵衛横町の字
- 久り鬢髮振袖さる丁稚
- 下駄屋町
- 東横堀十二濱
- 島飼屋茶酒店

卷三

卷四

- 蕉門俳人園女の宅
- 大雅堂墨跡の招牌
- 鯛屋木偶店
- 兼葭堂の宅地
- 唐山造の家小蓄館
- 柴田勝家が孫なりと云ふ家
- 明和年間家質會所
- 扇匠玉露堂
- 岩城ますや呉服店
- 平井小橋屋呉服店
- 虎屋饅頭
- 江戸土藏
- 著述者曉鐘成の宅井事迹
- 遊々館
- 南久寶寺町に雜菓子商有し話
- 浮田五龍圓
- 小山ひせん湯樂
- 中風樂を商ふ店
- 芭蕉翁終焉の地
- 鯛屋貞柳の宅地
- 俳人伊丹鬼貫が寓の跡
- 岩永氏物産會
- 小野於通が書の看板
- 伏見町唐小間物店
- 淀屋橋たばこ入店
- 三井越後や呉服店
- 松井古梅園墨店
- 岡氏まんぢう會
- 大坂にて土藏造の家を
建し始
- 澤氏巨勝子圓
- 内平野町神明宮
- 座摩神社の行宮
- 高津神社
- 梅ヶ辻
- 願生寺の古松
- 大雲寺の絲垂櫻
- 高津湯豆腐舖
- 高津焼鹽屋
- 松井吉助の庭
- 高津瓦がま
- 相模やしき
- 藤の棚觀音堂
- 蓮生寺涅槃釋迦の像
- 櫻町觀音堂
- 雪踏屋町の名
- 田沼やしき
- 天野屋利兵衛宅地
- 土堤下露店
- 朝日神明宮
- 生玉神社行宮地變革
- 自性院
- 妙法寺の老松
- 頼焼地藏
- 大坂市藁葺屋根の家
- 高津黒焼店
- 高津造華師
- 正法寺二王尊
- 瓦屋藤左衛門宅
- 空堀町金比羅祠
- 茶碗山
- 人形屋の山吹
- 久寶寺町藥師堂
- 御茶湯の地藏
- 東横堀ざこ濱
- 十日の宿り
- 高くら筋の字

- 高原の地
- あたごの字
- 京橋井川魚市場
- 大手江戸櫻びん付
- 同御城みそ屋
- 大手饅頭
- 浅田屋金鰯
- 江戸三度飛脚屋
- 柳の下壺の甘酒屋
- 猿屋饅頭
- 福島屋けし餅
- 小倉茶巾
- 岸部屋饅頭
- 岡敬庵の宅
- 東方接近邑里之部
- 豊津稻生神社
- 姫山神社并眞田山宰相山の名
- 朝日庵清正祠
- 鎔屋坂井地藏堂
- 唐弓つる屋
- 小谷の地
- 廣小路
- 大手筋小川屋黒丸九子
- 同下村伽羅油
- 同錦蕎麥
- 近江町茶屋光吉
- 見ならひ餅
- 曆弘所松浦の宅
- うさき鍼術
- 内本町みそ屋
- 慶光院屋しき
- 千石篩屋
- 麩類店八ッ橋
- 栗岡山の地の考
- 梅の薬師
- 二軒茶屋
- 御茶室山
- 清水谷
- 卷六
- 御津八幡宮
- 安井稻荷祠
- 大乘坊毘沙門堂
- 自安寺妙見堂
- 法善寺金比羅祠
- 四ッ橋きせる店
- 久左衛門町米相場
- 住友氏の屋宅
- 三臈圓煉薬店
- 山田血の道楽
- 芝翫香小間物屋
- 金屋江戸物店
- 田葉清の蕎麥
- ときは紅粉
- 近江屋菊衣
- 蜻蛉の煙管店
- 福本餅并早餅といふ事
- 六方焼と云菓子を賣し店
- 三津寺大福院
- 南坊歡喜天堂
- 坂町天満宮
- 竹林寺大師堂
- 四ッ橋
- 西横堀下流新築地
- 玉屋町並石の治左衛門
- 堀ぬき井戸
- 下村松屋呉服店
- テルメル薬店
- 天壽補元丹の店
- 龜の酒店
- 幾世餅の店
- 龜屋まんぢう
- 白粉屋和泉勘
- 上元油皿を商ふ店
- 辨才天祠富會并富札屋
- 稽古淨るり寄進免許
- 眞言坂
- 持明院金比羅祠
- 金子菓子舖并娘殺の事
- 駒ヶ池舊跡
- 天王寺の城跡
- 風吹不動石像
- 釜被觀音
- こしき塚
- 春陽軒
- 極樂寺薬師堂
- 珊瑚寺豊太閣像
- 遊行寺芭蕉像并碑
- 御藏跡井開路
- 極樂橋
- 飲食店かけどくり
- 上野宮神社
- 黒かけ地藏
- 高彦が崎

- 木偶師の瀧原
- 神力膏の店
- 美濃屋履物店
- 小大丸呉服店
- 扇子商清水屋
- 戎すし店
- 瓦屋橋お染油屋
- 仙人煙草仙人うら
- 天水香
- 赤萬能膏の支店
- 筆匠壽光園保佐
- てんてこ餅
- 蒲鉾屋加茂治大小
- 馬の餅屋
- 木津屋お雪の傳、奴小萬の事
- 六軒町の娼家并春木屋梶の事
- 俳優坂田藤十郎並川水舟の始め
- 卷七
- 生國魂神社沿革
- 榎稻荷祠
- 紅卯すし店
- 三雲屋
- 益の梅菓子店
- 小倉屋びん付油
- 姿見せんべい
- あづますし店
- 籠細工匠市田正七郎
- 丸屋の白粉
- 日本一風薬
- しきぶ眉ばけ
- 三津寺前焼もち
- 麩類店突的
- 人參風呂天清丸
- 鶏肉舖駄六大豊
- 豊臣秀頼寄附石燈籠
- 北向八幡宮
- 輔神社
- 馬場前神主屋敷遊女屋
- 生玉社地の粟餅屋
- 櫻本坊秋葉祠、聖天堂
- 離縁の則
- 蓮光寺摩耶紅梅
- 麩類店玉屋
- 月江尼寺
- 吉祥寺義士墳、朝鮮石
- 錢觀音
- 祇空翁の文墳
- 洞泉寺の二王尊
- 梅舊庵芭蕉堂
- 孔雀茶店
- 妓婦夕霧の墓
- 菊畑の字
- 寶樹寺林泉
- 相生の松
- 野中觀音
- 味原の郷
- 辨才天祠富會并富札屋
- 稽古淨るり寄進免許
- 眞言坂
- 持明院金比羅祠
- 金子菓子舖并娘殺の事
- 駒ヶ池舊跡
- 天王寺の城跡
- 風吹不動石像
- 釜被觀音
- こしき塚
- 春陽軒
- 極樂寺薬師堂
- 珊瑚寺豊太閣像
- 遊行寺芭蕉像并碑
- 御藏跡井開路
- 極樂橋
- 飲食店かけどくり
- 上野宮神社
- 黒かけ地藏
- 高彦が崎

- 大葉刈山
- 味經宮の舊跡
- 法藏山
- 大賢木神社
- 猪井津橋の再録
- 五榎山
- 山下の清水
- 忍墳の井
- 契沖阿闍梨終焉地
- 潮待天満宮
- 玉造の清水
- あまが淵井山椒魚
- 舒明聖武兩帝難波宮跡
- 産湯神社
- 比賣古曾神社
- 京の中道梅大辻の跡
- 磐船山の再録
- 有都谷
- 井戸染の流行
- 鎌八幡祠
- 細川邸の跡

卷八

- 廣田の杜、廣田神社赤鱗の驗馬
- 萩の茶店
- 今宮戎神社
- 小西來山の蹟井小傳
- 河太郎の宅
- 願泉寺
- 難波八坂神社
- 瑞龍寺并鐵眼和尚
- 星ヶ池
- 今宮村朝役神役
- 鳳凰丸鳳凰餅
- 商業俱樂部
- 木津大國神
- 難波の綱引
- 半時庵淡々の墓

- 豆茶店浮世亭
- 人家の大屋根の端に小太被を釣るわけ
- 木津難波のぼうた
- 土橋の焼もち店
- 遊連橋小澤橋
- 前ぢれ島
- 安政大津波の景況
- 堀江神社偷伽社
- 出世樂師堂
- じやうかめ谷
- 大路次
- 磐根神社
- 堀江相撲場并勸進相撲十日に定る事
- 權三のむしいも
- いなば餅
- 魚庄のすし
- 大津湯
- 於福茶店
- 同から汁店
- 赤手拭稻荷
- 幸町一時花街となる
- 橘の社
- 和光寺あみだが池
- 猫いなり祠
- 御池橋、みいけ通り
- 市の側
- 辰巳屋の宅并履歴
- 同青龍池白石玉出水
- 同無情院の鐘
- 同上の池下の池

卷九

- 同龜井水
- 同石神の祠
- 同推寺
- 同額の文字筆者
- 同かぶき門古木の文臺
- 同下乗石の筆者
- 同片桐氏寄附井戸櫻
- 同淡路屋太郎兵衛の像
- 同鷹金文七奉納繪馬
- 同境内の池に蛙なかず
- 俊徳街道
- 蛙合戦
- 勝鬘院愛染まつり
- 大江神社乾の社
- 六萬體の地名
- はせや附菜種ざと
- みこ町
- 五條神社
- 小磯神社
- 河堀神社
- 同天皇宮
- 同守屋の祠
- 同石鳥居はとりゐに非す
- 同青海入道落書
- 同三水
- 同中門のほり物
- 同享和年間雷火
- 修正會、牛王出、どや〜
- 萬代の池
- ちりやたらりの橋
- 京不見の笛
- 家隆塚、夕陽の丘
- 秋野坊
- 山芬亭福重精進料理
- かぎや麴類店
- 春法寺の丹楓絲垂櫻
- 蘆間の池
- 清壽院關帝堂
- 河堀口松屋若松屋

- 國分寺雷除觀音
- 本清水
- 根津四郎右衛門奉納繪馬
- 雲水坂念佛寺
- 超願寺土塔舊迹
- 土塔宮
- 荒陵歴木
- 天王寺村牛市、石橋氏
- 二軒茶屋の焼もち
- 遠州好三方明りの數寄屋
- 大久保椿
- 慶元役戦死者古墳
- 一心寺觀音堂手水鉢
- 相坂の清水
- 道録神まつり
- 奇なる苗字の家
- 有栖川寺の迹
- 泰聖寺の名水
- 舍利寺和泉式部腰掛松
- 庚申堂はだか詣り
- 堀越神社
- 阿閉島
- 竹本義太夫の墓
- 光神社
- 琉球石の燈籠
- 天王寺村中饅頭屋なきこと
- 徳川家康駒繫松
- 一心寺黒門
- 白龍の井
- 學校院の迹
- 安井天神、芝原祭
- 福屋宴席
- から〜煎餅
- 風神雷神を祀る
- 浮瀨宴席

目錄終

浪華百事談卷一

○浪速國號

「日本書紀」曰、神日本磐余彥天皇戊午年春二月丁酉朔、丁未日、皇帥遂東、舳艫相接、方到難波、會_レ有_二奔潮_一、太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波_一、訛也云々、

是は神武天皇東征して中州を定め、天業を恢になさんと欲たまひ、皇族を帥て日向の國を發し、筑紫安藝吉備等の國を経て、難波に到りたまふに、潮奔り浪大ひに急に遇たまふ、茲よりて號て浪速國といひ浪華とも書す、なにはといふはなみはや、又なみはなの略訓ならむ、今難波と書きなにはと謂は訛なりとぞ、

○愚按に浪速國と稱する地は、海濱數郡の惣號なる歟、上古の圖を閱るに、大郡小郡百濟住吉にて、大江の岸その西に列り、難波崎三津敷津此號ある海濱なり、今は東成西成の二郡にいたり、大坂の地を以てなには津とはいへり、

「和名抄」に云、なには津は大坂の舊號なるべし、郷名多しとあり、又曰、なにはの里は大坂および東北の里をさすとも云へり、

「江家次第」に云、八十島祭日到難波波、宮主作壇_{國司作}置_二祭物_一、女官内藏寮官人等、以_二御衣案_一立_二宮主前_一、典侍車並出車等列立、宮主座_東、北面_西、東立_北、平張、可_レ敷_二神祇官並中官東宮内藏等屬以下座_一、披_二御衣宮_一振_レ之云々、○なには江、なにはの浦、なには海、なにはの海、など古歌おほし、_{せり、に略}○浪華の舊圖子閱るところのもの數葉あり、多くは後人想像して圖せるものと推る、今左に縮寫するものは、其うち正しきと覺ゆるものなり、されば舊迹を探るに大概此三圖に因れり、

○浪華上古圖三葉略之、

○難波皇居地の考

難波に都を定め玉ふは、人皇拾七代仁德天皇、同三拾八代孝德天皇、同四十五代聖武天皇と三帝なり、「日本書紀」曰、仁德天皇元年春正月、難波都定高津宮居玉云々、又大郡宮忍照宮とも稱ふ、此宮居の地を上古の圖に因り推考するに、其疆域東西は狭く南北長大な

りし歟、方今の内安堂寺町通り、上本町筋邊より南方、東成郡の四天王寺の邊迄ならん歟、内安堂寺町通り谷町筋邊の民家の裏に、古より仁德帝の皇靈を祭る小社ありて、皇居迹と唱ふること古き書に記せり、

又内安堂寺町の南街、空堀町の東を桃谷町と呼ぶ、谷町筋と上本町筋の間也、此地の道路の南方は、今低き地にして梅林となす、此梅林の地今人家を新築す、此所の字を御殿谷と云へり、是も皇居迹なる故ならん歟、一説に方今高津神社の地を以て、皇居の迹なりと云、いかにも皇居の城内には有んか、此地は大江の岸の中にして海畔なり、此説適當せず、又東成郡猪飼野村_{舊名猪飼津}に、今も架る鶴の橋_{今は小橋なり、上は、皇居の南門より河内大和へ通路便宜のために、同帝の御代に架設なりし橋なること古書に載せ、橋の南方に同村の産土社ありて、此地は仁德帝御弓の場の迹なること「攝津名所圖會」に記せり、又大郡の宮の稱へを以て考ふれば此地なり、上古圖難波大郡といふは、方今上町の地より、四天王寺の地までの間にあたれり、又忍照宮の號は、なにはの冠辭による名ならん歟、○孝德天皇の長柄豊碕宮は、方今西成郡のうち、本庄村の産土と崇む、豊}

○難波の國府考

國府といへるは往古の市街のよし、城下城市など稱るもの、如き歟、是を上古の圖によりて推考すれば、方今陸軍省所轄地の中なる、練兵場となる地の南にあたれり、「日本地誌提要」攝津國沿革の條に、上、天武天皇六年攝津職を設け、延曆中國司を改めて、府を西成郡に置く、_{註に曰、府、}續日本後紀_{承和十一年}鴻臚館を以て府とするの語あり、館地東成玉造の南真田山に有と云、_{以上地誌提要}前に述る處は難波大郡の中に、大郡後に東成郡となる、然るに府を西成郡に置との文によれば、延曆の頃轉地なりしもの歟、西成郡の地の舊號は、難波の小郡なり、又「續日本紀」の承和十一年に、鴻臚館をもて府とするの文によれば、舊圖の地と同郡中にて、少し南方を指ていへり、鴻臚館は舊名三韓館と稱へしか、舊圖中に記せるものあり、

○難波堀江

難波堀江と稱せるは、方今の太川より堂島川土佐堀

川の水すぢなり、前載せたる舊圖中に記せる如く、仁徳帝の御宇十一年の冬、宮の北荒原荒原野の地を穿ち、南水を引て西の海に入れ玉ふところなり、此南水とは百濟川のことならん歟、○方今堀江と稱する地は、遙に年経て後ちに開けし地なり、又難波堀江へ守屋大連が如來を捨し池は、大和の飛鳥の里にある難波堀江すか川の西、あにして、攝津の堀江にあらず、今攝津の堀江なる阿彌陀が池を誤りて、如來を捨し所とし、元祿十二年一字を建て、蓮池山知善院和光寺と號し、信濃の善光寺第七番の像を申下して安置すと、「孝經樓漫筆」に載せたり、此言然り、

○都賀野の舊跡

舊圖中に載る都賀野は、廣大なる原野にて、或は菟餓野に作り、又鬮雞野と呼び、或は夢野といふ、とがの鹿つげ野の氷室など、古歌ありて名所なり、其舊跡を考ふるに、方今の高麗橋東詰東島町の邊より、北は天満および中津川の邊までなりしか、

○大江岸舊跡の考

上古圖中の大江の岸の地を閲るに、南北長く連り、南は住吉の邊より、北は都賀野の邊に至る、これ上古の

海岸なり、其跡を考るに、今市中に於ては上町の御祓すぢの邊歟、又南方市外に至りては、大江神社の地或ひは茶うす山の西、或ひは住吉に近き帝塚山の地など、皆大江の岸の跡と思はる、星霜を歴て地形高低ひとしからずと雖も、今も自然岸の形狀をなす處、此かしこに見ゆ、

○玉作の郷

今は大坂市と連蔓なる、東成郡のうちに屬せる玉造村は、いと古き地名にして、此を玉つくりと稱するは、神代のとき玉祖命、はじめ玉を作たまひし所なりとぞ、因て古へは玉作郷と號く、後に作と造と同じ訓なれば改む、これ按に造の字世俗に知るを以ての故ならん歟、古へは玉作の岡、玉作の江、玉作川岸、玉作川など名所として古歌多し、玉つくり川の跡は、今平野川とよぶもの歟、又前に述る難波の國府も此地にありて、其後も市井にて、殊に豊臣氏大坂在城の頃は、方今の船場にひとしき繁昌地なりしも、漸々西に市街のびて、竟に衰微して郊外地とはなれるなり、

○大坂の號の考

ち、明應四年後九十年目、天正十一年に石山の本願寺津村江に引き、跡へ今の御城立なりとの書入あり、其國中抄出摸寫して左に出す、此兩圖によれば、小坂村年を経て廣大の地となりしを、大坂と改稱せしものと思へり、(省略) ○又某氏の珍藏せる浪華古代圖あり、是は文徳帝の御代鳥羽帝の御代迄の間の圖なりとて、左文を載たり、

嘗有河内僧貯難波古圖一者、閱其圖、高津都迹置今高津地、長柄橋跨今長柄村、田養島爲尼崎、或今津村町三津里木津等爲大海、的所未詳、故考古記、而作此難波圖、此餘屢雖有舊處、未貯其記一者不載焉、見古記、大河尻江口神崎大物猪併津等之大處、悉今爲村、大坂元小邑乎、其繁榮増日益月、故難波數村合一、而呼曰大坂、以是古所謂着船津也、而日本三箇津隨一也、

寶曆三年癸酉三月吉辰 京師書生 森幸安著圖 此文を見れば、元小邑なりし大坂に、數村合して廣大の地と成しこと判然たり、將た此圖中には小坂村あらずして大坂と記せり、左に其圖の中適用のところを模寫し載す、見るべし、(省略)

「攝津名所圖會」四卷に云、大坂といふ號は上古きこえず、大江坂の略訓なりと有り、又云く、大江は仁徳帝第一の皇子、大江伊邪保和氣命と申、後に履仲天皇と申せり、此時大江の號初て聞ゆ、今時金城より南一堆の丘山にして、大江の岸の古詠も多く、谷町坂町の名をよぶ、又明應の蓮如上人の文章に、攝津東成郡生玉の庄内大坂云々とあれば、其頃封境廣きにはあらざるべし云云と記せり、○愚云、余難波上古圖くさくを閲るに、大江坂と記したる圖なし、左に摸寫せる堀河帝承徳二年戊寅正月中泔と書入、今より凡そ六百六拾餘年前の舊圖と記す、中には大江の岸の東方に小坂村あり、承徳二年は、今明治二十五年より七百九十五年の昔にて、圖上に六百六十餘年と記せるな合せば、凡そ千四百五十餘年の昔、聖武帝天平年中にあたり、又既に刊行發兌せる浪華古代圖と題せるもの、此圖時々賣物に有るものにて、或好事家の説には、後人想像して圖すものにて、証に足らずと、されど參考に用ゆ、中にも、前の圖と等しく、大江の岸の東に小坂村ありて、其南方に生玉の庄内生玉村あり、又小坂村の跡に、後年大坂となるの書入あり、此圖は帝王百三代後花園院の御代、將軍十九七代足利義政公代と記し、又康正元年より四十一年後ち、明應四年石山に本願寺立

○渡邊、わたなべの橋
 渡邊の地名は、都賀野を後に改稱せし名にて、堀江の南岸の地を南渡邊と云、北岸の地を北渡邊といふ、此に大橋を架て渡邊橋大江橋と呼ぶ、此橋を初て架しはいつの頃か、余未だ其年月を記せるものを見ず、既に元弘の頃此橋ありて、六波羅勢南朝の官軍と戦ひ敗して、此橋を逃走すると太平記に見え、又渡邊某の城あり、然れば尤も其前に有しものにて、又前に模寫せる圖中にも橋を畫きたり、今此橋のありし所を推考すれば、上町の方にて、善安筋の北方の邊ならん歟、

○大坂城概略の記

抑々大坂城を金城或は錦城に作れりと稱せることは、金は土中に埋みて朽す、火に焼とも其原質を失はず、故に祝して名づくと云、又南面山不落城の稱へあり、是はいと古く世俗の言つたへたるにて、昔時豊臣氏居の時は、該城南方を以て正面とす、故に南面山の號あり、該城の地は上古は難波大郡國府の地にて、邊りに石山といへる山あるを以て、一に石山とも云べり、ここに明應四年明應四年乙卯は、紀元二千五百五十五年にして、後土御門帝の御宇、足利九代義隆の軍の治世、明治紀

野口の門有て、鳴野村に對せり又大川の南岸に京橋口天満橋口天神橋口等の門を設く、羅郭中には諸國の大小名の邸宅をならべたり、本城石垣の高さ五丈七尺、垣の幅七拾五間、五層の角櫓七ヶ所、三層の櫓九ヶ所、二層のやぐら九拾壹ヶ所、百間の長やぐら十三ヶ所、天守は重層にして高く聳え、本丸二の丸西の丸篠丸千疊敷の大廣間、銅の御殿殿舎倉庫に至る迄、巍々たる構造全美を盡せり、而して秀吉此に移られたり、○天正十三年七月、秀吉官位昇進關白職に任ず、これによつて金城に於て大饗を催され、遠近の諸侯郡主村長神官僧徒、大坂堺の地に住す農夫工匠商人まで、來りて祝辭を述べ物貨を獻す、公これに酒饌を賜ふ、其結構全美を盡し、美酒は沸泉の如く、山海の珍味堆く岡の如し、是を盛るの器物海の内外の珍器を用ゐ、妙齡なる艶麗婦女數十名、花の如くに粧ひて酌をとり酒をすゝむ云々、○慶長三年四月、豊臣太閤秀吉公薨する後、豊臣秀頼在城す、茲に慶長元和の間、豊臣徳川兩氏確執戦争におよび、元和元年五月、徳川家康秀忠父子利を得て、豊臣三代にして滅ぶ、而して平定の後徳川氏の有となる、是より前き慶長十九年の

元とて三百七十四年となる、本願寺堂宇を創立して石山御堂と稱す、其後天正四年阿波の三好黨、織田信長を討亡さんと攝津に來り、其兵の少きを以て、本願寺上人に援兵を請ふ、三好家本願寺門徒なる故、上人諾して攝河及び近國の門徒を招き三好を援く、これが爲に織田三好と戦ふに利なし、後ち本願寺を信長攻るに、門徒石山に蟻集して上人を助く、其勢ひ猛く信長の兵屢々敗北せり、後ち信長秀吉に命じ攻さしむに、石山の門徒敗し、上人紀伊に遁走す、之を世に石山合戦と云ひ本願寺焼亡す、而して天正十二年、豊臣秀吉石山の地に宏壯なる城郭を築く、筒井順慶、片桐且元、堀秀政等營繕奉行たり、五畿東山陽山陰南海の工匠人夫夥敷來り、二年餘の月日を経て落成す、最も要害堅固にして、日本第一等の名城なり、其外圍東方は、方今の疆域と格別差異あらずと雖も、城外悉く泓田なり、塙を構へて平野口門あり、方今玉造村中に平野口の字あり、南方は現今の空堀町の邊にて、天王寺口門生玉口門豊志谷口門の三門あり、西方は今の東横堀を以て外塙となし、東横堀は天正十三年に高麗橋口平野橋口本町橋口農人橋口にはりしものなり、高麗橋口平野橋口本町橋口農人橋口安堂寺橋口の五門ありて、各小橋を設く、北方は志貴

十二月、一たび豊臣徳川和睦のとき、徳川氏望みて羅郭を破毀し、塙を埋み諸侯邸を除け城郭の地を狭む、當今城地其改たる所なりと云、○落城翌年元和二年辰より、大坂郡山城主松平下總守に命じて、大坂城を守らしむ、下總侯在城四年に、寛永元年落城後、徳川秀忠台命、城郭内外を修繕す、○萬治三年、寛文元年、徳川後、徳川四代家綱の治世の時、城郭雷火あり、又六年を経て寛文五年正月二日、雷火の爲に壯觀なる天守灰燼となる、惜むべき事なり、其後殿閣門塙の修覆をなす事數度なり、然れども天守再び建る事なし、○前に記せる豊臣氏が在城のときに、篠丸と稱るもの有りて、本城の北方に設け突出せり、慶元戦争の古、この圖に見ゆ、該城を初て築く時に造りたる物歟、又は戦争の際に設立せし歟未詳、篠丸の地位を考るに、今の谷町筋釣鐘町通りの東の地にあたり、さゝ丸の名は、愚按に小丸ならん歟と思へり、○又眞田丸或ひは出丸と稱ふるは、該城の東南羅郭の外にありて、平野口門の西南に築き、其周圍百間四方とあり、是は慶元の役の際、大元帥眞田左衛門尉幸村、手勢を具して籠る所なり、故に眞田丸の號あり、此地を今推考するに、上

本町すち内安堂寺町通の東南、舊名清水谷とあざなせる地ならんか、其東に眞田山あり、本名壺やま此地と世人は云へ共、此山の字を一に宰相山さいしやうざんといひ、加賀宰相の慶元の役に陣營の地なるより名づくるよし、侯は先鋒にして、眞田の陣と對せしものかと思へり、

○又附城と稱ふるもの、慶元戦争の古圖に、眞田丸より遙に隔て、東南に設く、今其地詳ならず、○金生水の名井は、天守臺の内にて有て今も存す、○元和五年松平下總侯歸國の後は、東國の諸侯に台命ありて、大坂城代をおく、交代年限定之に屬する與力同心と稱する小吏は、城外又は玉造村に卜居す、又大番加番と稱するあり、大番は追手口を衛り、加番は青谷口玉造口京橋口の三門を警衛す、此諸侯は壹ヶ年間の勤番にて、毎年八月に交代せり、此こと久ふして絶ず、幕大二三萬石の侯、加番は大概一萬石の侯にて關東大名なり、此交代のとき入城前兩三日、大坂市中民家を下宿とせり、○徳川七代家繼の世元文四年四月、元文四年は明治元年迄百三十年と成上州豊島の城主酒井雅樂頭大坂城代を勤む、侯入城の後ち台命ありて城除と名づけて、棒杭を立て繩をはられしとぞ、酒井侯は寛延

二巳年に國がへにて、播州姫路に移る、寛延二年は明治元年迄百二十年となる、○徳川幕府の頃大坂人赤門あかかどと稱す邸、上本町筋一丁西の筋内本町にあり、是は大坂城代勤番の侯の下屋敷にて、其表門朱塗となす故かく云へり、尤も大坂市中諸侯の邸に、朱ぬり門あることなし、○安政年間歟紀伊侯大坂城の守衛を命せられし事有り、此際追手口の前に彎形の土堤を築き、牆に設けたる鐵砲穴と稱るもの、○△△の穴なり、其穴を大になし、大砲を放つに便なる様なせり、此時其のいへらく、大坂城當今の構へにては、寄手を近づけ戦ふ所にあらず、然るに土堤を築き、石垣の上より大砲を放つのは、不覺の所爲なりと云へり、○安政元年は明治元年より十五年以前にて、此ころ米國の公使等、相模浦賀武藏品川等へ來りし時也、○算用曲輪と徳川幕府のとき呼し地あり、其所は玉造口門の東南に有て、此名世俗には杉山といふ岡やまにて、樹本繁茂し遙望佳景の地なり、春秋衆人行厨小筒を携え來りて遊興す、特に毎年二月初午の日には、童を伴ひ來りて紙鳶をあげなどして遊樂せり、方今は陸軍省所轄地にて、其西に練兵場を設けられ、岡上にはのぼることを許さず、○大坂城外の馬場を俗にばんばと云、城外昔時は今の如ならず、谷町すじ一丁東の邊までは、廣き芝生の地にて、所々に葦簀圍ひの茶店もあり、又下圖（省略）の如き芝生の上に、完齋庭など

を敷つらね、竹もて其のごときものを造り、其上に廢紙を張り屏風の如くして、墨もて大きく種々の紋を畫きて周圍をかこひ、又大なる傘をひらきて、日光を覆ひなどせる茶店も有て、これは世人傘の下とよぶ、又屏風の如く造りたるもの、廣き地の那方此方に離れ或ひは列れるを、遠く望めば幾陣幕を張て陣取なすが如くに見ゆ、四時とも衆人小兒を伴ひ來り遊樂せり、斯城外に茶店を出し、衆人遊興の地と爲すこと他に無き事なり、又市中の合羽職、此地を官廳に請願して拜借し干場とせり、是安政年間に至り、兩方とも停止となる、○又京橋口の傍らに筋鐵門あり、方今鑄造場の入口となる此門を平民通行すること平日は許さず、四の目九の目には扉を開きて通行せしむ、是は鳴野村え通ふ路にて、同村に辨財天の祠あり、昔は諸人多し、○昔平民城中拜見の事は、公に許さるゝに非ねども、城番附屬の與力同心の下僕となりて、城中に入れば縦覽出來しなり、但し下僕の姿と一時なりて、出入鑑札を借受て持參するなり、○徳川幕府の該城へ入城せられしは、元和年間に三代家光上洛の際、此時暫滯留せられ、其後ら數年を経て元治元甲子年、十四

代家茂上洛の際に入城滯留あり、又其翌年慶應元丑年、長州毛利父子誅戮の勅命を奉て、家茂進發上洛大坂在城す、長州戦争利あらず、慶應二寅年五月、家茂大坂城に於て發病終に薨す、○慶應三卯年、徳川十五代慶喜大政奉還の後、京都二條城より該城に移り、翌明治元辰年正月、兵を帥て入京せんとす、在京朝廷守護の諸藩士、頓に伏見鳥羽に進て之をさへ、終に戦ひ官軍屢激戦なし、慶喜大敗して大城を捨て和泉の堺に北し、こゝより軍艦に乗て江戸へ遁走す、其後正月九日城中彈藥倉庫に火うつり、破裂して瓦石を飛し、猛火延て殿舎にうつり、大廣間千疊敷銅御殿等の遺物一時に灰燼となり、門牆礎石のみのこりしを修正ありて、陸軍所轄の鎮臺となりぬ、

○髮長媛の宮の迹
第一模寫の難波上古の圖中、桑津の地の書入に、應神天皇十四年、豊後國より髮長媛と云美人を奉り、此處に居らしめ玉ふと、「日本書紀」を引て記せり、桑津は住吉郡の中にて、天王寺村と平野郷の中間にありて、今桑津本郷と桑津新家の二所となる、先年舊迹を探んと、往て村老に問ふに、桑津本郷農家の傍らの地

に、産土社ありて天宮あり、此社地なる由を教ゆ、往て其地を見るに、本社の右の方に八幡宮の小社あり、これ其舊迹のしるし歟、

○守屋大連の邸迹

浪華上古圖の中に、守屋大連の邸あとを記すもの有り、其地石山の東南にして、大坂舊城の邊り杉山今練兵場の東の東にあたり、されど證とすべきものを見ず、○或人の云く、守屋の末孫の家四天王寺東門外に今もあり、其人四天王寺聖靈會のとき、素袍袴を着し烏帽子をいたゞき、六時堂の階の下に出ると聞けり、

○白龍池の迹

白龍の池浪華上古の圖中に、石山の邊りに書き載たり、先年其舊迹を索むれども、是と定むべき池も無く、又池の邊とおぼしき所もなく、猶考るに玉造豊津神社の邊にあれば、再三往て探ると雖も詳ならず、此頃或人の云く、今白龍池の有よし、未だ實地は見ざれ共、好事の者の想像してつくれるならん歟、

○三韓館の地

三韓は新羅百濟高麗の三國にて、朝鮮の舊號なり、上

後の皇靈を祭り玉ふ、崇峻天皇の御代也、之を用明天皇宮舊圖中に載り、又鵠の森宮と稱へしが、後年鵠の名を云はずして、世人森の宮といへり、今もありて社格村社に列し、當地の産土神と崇む、

○蓮如祈の松

祈の松は鵠の森の社頭にあり、往昔本願寺第八世蓮如上人、石山に本願寺を築かんと欲するとき、此松の下に座して、一宗海内に弘通せんことを當社の神に祈り、宗門と共に此松榮えよと云ひしとぞ口碑に傳ふ、其松枝葉繁り、見上る計りの大樹とはなれり、しかるに惜むべし、近年枯木となりたり、

○四天王寺の舊迹

人皇三十三代崇峻天皇の御宇、二年秋七月聖德太子難波の地に、初て伽藍を創立し玉ひ、四天王寺と號し玉へり、其舊地は上古圖の中に載せし如く、玉作の里の傍なり、其地當今森の東にあたり、其時の大門堂塔の跡、田圃の字に遺れり、又龜井の靈泉は、今も田圃の内に存して、一千三百餘年の星霜を経ると雖も、水涸ることなし、四天王寺此に創立ありし時、逆浪あふれ鳥蛇集りて堂宇を破壊す、よりにて二十五年の後ち、

古神功皇后親征し玉ふ後は來貢す、これ衆よく知るところなり、其來朝して宿る處、上古は三韓館と名づけられ、後に鴻臚館の名あり、今三韓館の跡を考るに、姫山の邊ならん歟、姫山世俗さなだ山と云、玉造村の南方なり、又其後平安城の都となりしよりは、鴻臚館は京都に有て、其處に居らしめ玉ひし歟、徳川氏治世となりし後は、朝鮮使大坂に來着すれば、本願寺の別院を鴻臚館の代として、滞留なさしめしと傳承せり、其時は西面の門世人あかす門と云、西面中央の所に在、を開き通路となし、其近傍の民家を下館となせしとぞ、然るに寛延の頃朝鮮使大坂在留中、今本傳藏と云通辨者、私怨により朝鮮使官吏を本願寺旅館に於て殺害す、けんし郎大通と稱して、唐人殺と呼ぶ芝居狂言は此時の事なり、傳藏逃走潜伏するを捕へ、死刑に處せらる、此後朝鮮使大坂に來り、江戸へ赴くことをせず、對馬に來りて宗氏に於て禮聘の式を執行へり、

○難波の森、鵠森ノ宮

上古なにはの森と呼べるは、東成郡玉造村の中森町の地なり、近頃迄は森村と云、推古天皇六年戊午夏四月、新羅國上鵠二喉難波杜養云々、故に後ち鵠の森とも名づく、又聖德太子難波森に、用明天皇種豐日尊間人皇

今の地に轉移して、再び伽藍を建立し玉ひしなり、

○船場の地の沿革

船場は大坂市中央の地の字にて、市坊中冠たる地なり、其疆域東は東横堀川の西岸、南は長堀川の北岸、西は西横堀川の東岸、北は大川および土佐堀川に沿ふ、區畫明治一新の前は、南組北組の二組となし、維新後大區小區の稱へととなり、又方今の如く東區南區となれり、其二區にわたる縦横阡陌、東西に通ずる街二十三、南北に通ずるの巷十四、豪富商家もつとも多く、日々般賑せる所なり、此地上古仁德天皇難波高津宮に御座の頃は、未だ滄々たる海中にして、小嶼處々に有のみ、左に横す圖(省略)其後星霜を歴て、大江岸上町邊なり、より漸々に地面にのびて、鳥嶼に連絡つゞき、竟に陸地となりて、難波の湊の船場と稱せり、
○愚云、世俗にせんばは戰場なり、中古しばしば戰争の有し地なればといへれど、此説うけがたし、既に慶長の頃より人家つらなりて船場の名あり、又舊圖中にも船場の名を附す、又世人今に北船場中船場南船場と呼べども、其區域確實ならず、北船場南船場のとなへは、古く云へるなれ共、中船場の號なし、こ

れは南北の中間の地を、假にかく呼しもの歟、維新以前淡路町通り心齋橋筋の邊を、中船場町といへり、されど僅に東西一丁餘の小町なり、一に船場の地を指て内町といふ、是は何の頃の唱へなるか分明ならず、又俗諺に船場の正中といふ言あり、船場の中となれば其言通ずれども、正中といふこと如何なること歟、

○上町の地沿革

上町と字せる地は、船場に比ぶれば最大にて、其疆域東は東成郡玉造村、南は高津村天王寺村、西は東横堀川の東岸を城り、北は大川の南岸に至れり、上町とは惣稱にして、區畫方今東南の二區にわたり、南北に長く通じて繁昌なる市街は、松屋町筋松屋町の名今はなく、字ならんか、にて、谷町筋これに次ぐ、工商共ト居し人家連なれり、されど船場よりは劣れる地なり、上古も此地は陸地にして、難波大郡難波小郡の兩郡、仁德帝の皇居園府もあり、又生玉の庄等もありて、大坂の地の廣大になりしも、此地より宏くなりしなり、左の古圖を見るべし、(省略)○又左の圖より遙に年を歴て、天正年中に至り豊臣氏大坂城を築くの後には、市街も

整へり、然れども城の羅郭北は大川西は東横堀、南は今の空堀町の地にて、其郭内諸侯邸多く、商工のト居せるは少く、東成郡の玉造に民家多く、頗る繁榮の地なりしとぞ、慶元の役後市中區編制の際、山城伏見より貳百町ばかり人家を移轉なさしめしにより、上町の地家屋稠密となりしと云ふ、されど諸やしき多く有しなり、

○島之内の地沿革

島之内と字せる地は、船場の南に接し、疆域東は東横堀りの下流に沿ひ、南は道頓堀川の北岸、西は西横堀りの東岸、北は長堀川の南岸を城りて、船場に次ぐの繁昌地、諸商百工こゝにト居す、特に心齋橋筋長堀橋筋道頓堀り北岸の地は殷賑なり、島之内の地を難波の舊圖によりて閱るに、上古は船場とひとしく海中にて、年を歴て淺斥となり、沙濱陸地となり、大友の三津の里或は伏見の郷の號あり、既に孝謙天皇の御宇天平勝寶中には、潮あふれて三津の民家をやぶる云々と、古き書に見えたり、其後遙に星霜を経て、慶長元和の兵亂後には、宏廣たる郊野となりて、三津八幡宮今御津に、の社もさゝやかなる小祠となり、三

○阿波座の地沿革

阿波座と字せる地の疆域は、東は西横堀の西岸、南は立賣堀の北岸、西は薩摩堀堀とよぶ、北は阿波堀舊名阿波座ほを城りとす、この地の字いまだ考へ得ず、

○うつぼの地沿革

鞆或は新うつぼと稱す地は、阿波座の北にして、其疆域東は西横堀の西岸、南は阿波堀川、西は海部堀、北は京町堀の南岸を城り、此地には鹽藏魚乾魚干鰯を商ふ、問丸問丸接買など軒をならべ、日々市を立る所なり、此地も上古は滄海にて、年をつみ陸地となること堀江と等し、又うつぼと稱するは、天正年中には伏見通り東横堀の地にて、則大坂城羅郭高麗橋口の南の地なり、此所にて毎日鹽藏乾魚の市を盛に立て、高聲を發して問丸は安い、と言ひける、然るに或とき豊臣秀吉此邊を通駕ありて、高聲に呼はる賣聲を聽れ、近士を召して彼は何を爲ぞと問はれしかば、近士答ていへらく、鹽藏乾魚の市を立る者に候と、秀吉公之をき、て、やす(安)とは鞆ならんと戲れ言ありしを、鹽藏魚の市をなすもの傳え聞て、ついに地名

津寺も小庵となりて遺れるのみ、爰に元和二年台命を蒙りて、大坂城の守衛をなす松平下總侯、人民撫育を爲すの際、此地四百五拾間四方に人家を建設する事を、南船場組惣年寄安井九兵衛に命ず、安井氏領承して此地の町割を擔任して、人家を直ちに設けたり、而して其後年を経るに従ひ、漸々民家も殖え、方今の如き家屋稠密の繁榮地とはなりぬ、○島之内の字未詳、○方今道頓堀以南の地の沿革は奥に記す、

○堀江の地沿革

堀江の疆域は、東は西横堀川の西岸、南は西道頓堀の北岸、西は木津川の東岸、北は西長ぼりを以て區域とす、方今は大坂市西區の中にて、中央堀江川の流れ有て、南堀江北堀江と稱せり、此地も上古は滄溟たる海中にて有しが、いつか淺斥となり、三津の濱の地のびて相接し陸地となり、下難波と號して田圃地と後年なり、農夫わすかト居せしを、元祿年間に至り徳川幕府の命により、市坊となして人家を建つらね、諸所より民人を移住させ、川を開鑿て堀江川と號く、堀江の號卷首にのべし如く、方今大川の古名なり、其舊名を以て此地の字とせり、

餘町中の小名字等は別卷に記す、

○大坂市中三郷之稱

往昔元和乙卯五月、大坂落城の後には、人家連甕せる大坂の市坊も、渺茫たる曠野となれり、於是幕府徳川氏は、同二年丙辰大和國郡山の城主松平下總守に、大坂城の守衛且市民の撫育を命せられ、加ふるに兵火に罹り回祿せる社寺再建、市部の區畫編制ありて、亂を避て近國近郷に居す離散の民を徴して、舊地に移らしめ、將山城國伏見郷に卜居なす民をめして、大坂に居住なさしむ、維新以前の町名に、伏見兩替町伏見坂町り移住せし者なりと云ふ、又、泰平年表に云く、元和元年六月十日、大坂城を松平下總守忠明に賜はる、○大坂城の事は落城後忠明に賜り、同五年忠明大和郡山に移され、是より公城となる云々と記す、

此以前より大坂市中に、元締衆と唱ふる者あり、是は慶長八年肥前長崎へ入港す唐物取締之節、唐物とは支那の品、長崎江戸大坂堺等の町人、銀百貫目以上の資本金を所有せる者を撰擧して、此取締役を命ず、世人糸割賦の町、又此者に町方の支配をも命じ、年々の租税地子銀の取纏、若し未納者有時は、此支配なす者より取かへ上納せり、此町人を元締衆と世人呼べり、其子孫猶是を續き勤て、後年に元締の名を廢して惣年

寄と改稱なる、是を勤る家々を大坂の門閥といへり、而して元和二年松平下總守忠明、大坂城守衛を命せられし際、元締なる天野屋利兵衛安井九兵衛中村左近右衛門の三人を召出し、市中地子銀の上納取締を命じ、且さきに亂をさけ離散せし者を呼集めさせ、各人産業を營む様周旋なさしめたり、其後元和五年に至り、惣年寄と改稱なる、

○元和五年徳川代二秀忠入朝の時、大坂城守衛の松平下總守を歸國致させ、泰平年表には大和郡山同六年庚申始て大坂城代を定め置く、泰平年表の註には内藤紀伊守これを勤む、同八年より定番始り、玉造口の守衛稻垣攝津守、京橋口の守衛高木主水正に台命あり、愚云く、こゝに道子口の守衛をなす、世に大番と唱ふる者せず、ふかし、然るに、泰平年表に大坂城代始るの條下に、内藤紀伊守を大坂城番となされ、是年伏見城番止之、松平下總守松平石見守組の士を率して、大坂御番を勤む、是大坂大番在城の初なりと見えたり、全く此大番の事を、落穂集に書落せしものと覺ゆ、又青屋口の守衛といふもの後年あり、是は後に増加せしものならん、此守衛を勤る候は、文政以降を考るに、大番は其高二三萬石、其他の加番は壹萬石ほどの祿にて、關東の諸侯おほし、城代の交代は年限定まらず、大番以下は一年詰にて、交代の月は八月なり、又百騎衆と唱へ、江戸の興方も在勤す、是等の人々入城前二三日間、大坂市中人家に下宿す、是を里人交番衆といひしなり、此事昔時はいか

○元和五年、幕府大坂に始て町奉行を置き、其役所を

東西貳箇所に建る、是を里人御番所、又奉行所といへり、東役所は城外高麗橋通りの北側に設け、此に水野河内守、又西役所は東横堀本町橋の北に設け、此に島田越前守居す、町奉行役を勤るは大名にはあらず、旗本と唱ふる士なり、而して奉行は市民を保護し、訴訟裁判をなすなり、

○元和の頃大坂市中は、北船場南船場南中島の内天満郷にして、上町の地は諸侯やしき多く、民家は未だ聊なり、又島之内は荒蕪地にて人家甚だ少し、大坂二郷北船場の支配は天野屋利兵衛、南船場の支配は安井九兵衛、南中島の内天満郷は中村左近右衛門支配なして、これを總年寄とよび、附屬の町年寄と云るもの數名あり、愚云く、惣年寄は近來の區長にひとしく、町年寄はせる役所を惣會所と唱へ、方今の區役所の如く、町々年寄は其町の會議を行ふか、又は毎月判行と云ひ、町内に住居せる者の戸籍帳に捺印せしむなどの時に、出頭する所の家を毎町に設く、是を會所とよび、其家には物書を履ひ置く、其者を會所守り亦は町代とよびしなり、惣年寄の居宅は何れも大坂にて門を構へたり、

而て天満の地年を歴るに隨ひ、人家も殖え町々連甕なすにより、北船場組南船場組天満組の三郷となり、後年に至りては北組南組天満組と唱ふ、又惣年寄役を勤る者も多くなりて二十一名もあり、愚云、維新前迄惣會所の有し

地は、北組は平野町并池筋の西北側、方今堺御樓と云割家のある地なり、又南組惣會所は、東區の内和泉町に有り、天満組惣會所は天満堀川町「攝陽落穂集」の中に云、大坂の市中二郷なりし時は、天満は船場とは人家も劣り、住居せる人も田舎人の如くなりしや、其頃の童の口ずさみに、「大坂の餅と天満の餅とくらべて見れば、天満の餅は大坂の餅とは大きなが、豆の粉が少なふて、」云々とあり、

○元和年間大坂租税高

「攝陽落穂集」に云、元和年間松平下總守え、收納せし租税上納の石數は、

- 大坂古町之分 五千石
- 同 新町之分 六千八百八拾三石三斗九升八合餘
- 合計壹萬千八百八拾三石三斗九升八合餘
- 八ツ成り納め 八千九百四拾六石七斗壹升八合餘

此斗代三石に付 銀貳拾目替

此銀高百七拾八貫九百三拾四匁餘也
○同市中賣家許容の印紙
「落穂集」に云、元和五年始て大坂町奉行をおき、島田越前守水野河内守の兩人是に任せられ、東西奉行所

を設け、東番所に水野氏西番所に島田氏來着あり、大坂貳拾壹人の元縮目見す、此時兩氏より元縮の名目を改め、惣年寄と稱すべき旨、且町方支配以前の通り相勤べき由申付られ、爾後江戸表年頭御禮の爲め、毎年下向仕るべき旨申付られ、地子上納の義は町年寄勤むべき旨申付らる、○此頃市中家屋敷賣却なす時は、町年寄より惣年寄へ達し、惣年寄裁判の上奉行所にこれを届け、帳切銀二拾分の一の銀子を上納して、奉行所の許容印紙を請け、惣年寄是を買主に渡せり、用紙奉書紙二つ折にして、左の如き文なり、

家屋敷買取之事

一大工町三丁目貝屋長兵衛家屋敷之事表口
 三間裏口九間之處年寄中を以宰判永代買取候由心得候者也
 島 清 左
 久 忠 左
 元和六年
 庚申十月廿六日
 ふし屋喜兵衛

(此に記す島清左は、町奉行島田越前守の事にて、名を清左衛門といひしなり、又久忠左は是も町奉行久

貝因幡守の事にて、名を忠左衛門といひしなり、)
 ○同家屋鋪帳切銀上納請取券
 元和年間、松平下總守大坂管轄の時、家屋鋪買取候者より、其銀高四拾分の一を上納す、是を帳切銀といふ、其頃の家作は皆藁葺屋根にて、近在の農夫の家如く、裏には菜園等多く、建物よりも空地廣く、家屋鋪を求る者も甚だ少きよし、

請取帳切銀子之事

合銀壹匁壹分五厘

右南久太郎町二丁目北側、傳次郎後家屋鋪、表口四間裏口拾五間、銀四拾五匁に九郎右衛門方え賣渡候、此四拾分銀匁に受取候也、

元和二辰九月二日
 島 庄 左
 村 五郎兵衛
 俣 九太夫
 九郎右衛門へ

△承應年中家屋敷賣渡之券

これは前條に記すものとは、遙に後年の物なれ共、今年(明治廿七年)不圖も予得たるを以て茲に記せり、承應の紀元は今より二百四十三年の昔なり、其文に云く、

永代賣渡し中家屋敷之事

一安道寺町四丁目南輪面、四間口裏へ二十間也、右之家屋敷丁銀五百七拾四匁に、永代賣渡し申所明白實正也、東隣は新九郎西隣は徳右衛門也、右之家屋敷に付違亂妨申者於在之者、何時成共我等罷出相捌可申候、仍沽券狀如件、

承慶元年
 辰十一月四日
 口入 助右衛門印
 同 五右衛門印

家賣主彌十郎

は る 印
 子 む め 印
 五人組 久兵衛印
 同 三 介印
 同 治右衛門印
 同 四郎兵衛印
 同 作左衛門印

久寶寺や

市兵衛殿旨

用紙は仙花の如き紙にて、書も甚だ拙筆、安道寺町と記せるは、安堂寺町の誤字ならんか、各人捺すところの印も粗刻のものにて、それに墨をぬりておしたる

ものと見ゆ、四郎兵衛と云ふ人など、實印のなきもの歟花押を書せり、此沽券に來由を書し掛軸とせり、

○大坂地子銀之免許

人皇百九代明正帝の御宇、寛永十一年甲戌年閏七月、幕府^三家光上洛京着の日、大坂北組の惣年寄天野屋利兵衛、南組の惣年寄安井九兵衛、天満組の惣年寄中村左近右衛門の三人始め、其外銘々の惣代を召つれ、洛東日の岡崎まで出迎ひをなせり、こゝに惣代と稱ふるふ手代なり、元來惣代の名は惣年寄の事にして、大坂町人惣代といふ義なり、然るに近年惣年寄某氏手代を召つれ、江戸へ拜禮に出たりしに、其時何の御用か有りて、役人高聲を發して、大坂町人惣代と呼ぶ、然るに惣年寄某は、平日に惣代とよばるゝを耳にふれざれば、我事とは思はずして答をなさざるが、其時伴ひたる手代、心きたる者にや有けん、オウと答へて進み出ければ、役人其人を知らざる故に、手代を惣代と呼ぶことになりしと、余に故老ものがたれり、

扱幕府家光二條の城に入りて後ち、京大坂堺等の町人ども見參を免すにより、大坂惣年寄共大坂町中よりの獻上物を携えて出頭す、其物品は晒布百匹、惣年寄共銘々に青銅百匹宛を獻す、此錢百匹といふは壹貫文の事は、昔し永樂通寶錢のみ通用せし時、百文の中に駒ひき錢十枚を必ず入れて用ひ、これを十疋と稱へたりとかやよりて壹貫文を百疋とはいへり、

「泰平年表」に云、寛永十一年の七月御上洛、十八日御

參内、閏七月十一日十六日、五萬石以上並に城主の分御朱印を被下、(但し御上洛中也、)同月京都町人に銀五千貫目を賜る、八月將軍家大坂城に入御、大坂并に奈良の地子銀免許せらるるとあり、其後ち月日を経、幕府家光大坂へ下向の時は、今市村の川端へ御迎ひの爲め、大坂三郷の惣年寄始め、惣代町年寄其他に願ひ出る町人五六名と共に出たり、而して幕府の船は、行粧美々數嚴に淀川を下れり、船今市村の地に來れるとき、大坂町人は高聲を發して、大坂三郷惣年寄中、御迎ひのため罷出候と言上せり、

○幕府は大坂に着船ありて、直ちに上陸入城あり、惣年寄は祝儀として、貳斗入の樽三荷に、鯉節二百本入三荷を庖厨へ獻上す、頓に幕府より惣年寄を召し、三ツ葵の紋つきたる時服を銘々へ賜りたり、

○寛永十一年八月、幕府大坂在城の内、老中松平左近將監、大坂堺兩所の惣年寄を殘らず召出して、老中の演るに、今度將軍様御上洛に付、大坂堺の町中元御土産として、地子銀之儀永代御免被下候に付、兩所の惣年寄町年寄並に頭立し町人貳人宛、高麗橋筋御角矢倉前芝座え召つれ相揃ひ可申、其節金の御慶を

角矢倉より御出遊され候は、是則ち地子銀御赦免の御上意に候間、皆々麻上下を着し可罷出、勿論公方様御仁惠の有難き事に候間、其方共右之趣相心得、前より萬事疎略無之様、差配致すべしと申付らる、惣年寄共皆々畏り候と御請をなし、退出して此由を町々の年寄え通達せり、而して當日には曉六ツ時より、大坂堺の惣年寄町年寄頭だちし町人共、御城高麗橋筋角やぐらの下芝座に相つめ、穩便に致し待受ると、城中何歟さはくとして、角矢倉より上意の金の慶を出したり、頓に惣年寄を始め列座衆人低頭平身して、有難く候と高聲に御禮を申上たりとぞ、

○上町報刻鐘樓を築く
大坂惣年寄を始め町年寄町人共、今度地子銀免許の仁德厚恩をよろこびて、永代市中に今度の事を忘却せざる様に致たしと、協議再三におよびける、爰に南組の惣年寄安井九兵衛、衆に向ひ言ひけるは、愚按なれども我の存意は、一個の鐘樓を建てこれに鐘を營み、二六時中にそれを撞ときは、其音大坂市中に響き、永く御仁惠の厚きを自然に思出すにあらずや、又大仙寺龍巖和尚は、大仙寺は谷町筋に在り、寺院妙心寺派の禪寺にて、地藏坂筋の南の方に有るなり、

將軍様え御目見を許されし御僧にて、既に先年御在陣の節も、御伽に出られたるなれば、鐘の銘文を長老に頼申べし、此儀は如何と演られしかば、衆人道理なりと賛成す、因て安井九兵衛は、町年寄の内兩三人と同道して、大仙寺に到り龍巖長老に謁し、前條の次第を具に物語られければ、龍巖聞いていへらく、大樹公の厚恩をわすれざる爲に、鐘を以て時を知らせるは道理に適へり、愚僧銘文を編す可しと、即時に承諾いたされしかば、各人大悦して長老に謝して歸り、速かに鐘樓建設の出願せんと協議爲すうち日を経て、幕府大坂發途の時となりければ、惣年寄三人伏見まで馳行、右の事件を老中左近將監に願ひ出れば、老中頓に願書を披見して評議を致さるに、大坂町人共の願ひ奇特なりと諸士賛成す、于時松平伊豆守の云く、公方様近々關東え還御被遊候に付、禁廷御暇乞萬端にて、御繁多の事なれば、關東え御下向の上にて、披露申上候ても遅かるまじきやと申されしかば、諸士道理なりと應ずるより、伊豆守左近將監兩人より、大坂惣年寄を喚て命するに、其方共の願の義神妙の事に候得共、公方様關東御着の上へ御披露奉申上、

追て江戸表より御沙汰有べし、さるによつて其方共願書は留置申なりと有ければ、惣年寄共は老中に有難旨禮謝して歸坂なしける、其後ち日を経て、幕府へ老中より鐘樓建設の事を披露ありければ、免許せられ、老中より大坂町奉行え通知ありしにより、町奉行は惣年寄をよび、東西町奉行立會にて命するに、
「今度關東より、其方共先達て御願申上候鐘樓の儀、御許容被爲有、猶又困窮の町人は失却不便に被思召、御救の爲め銀八拾貫目下し置せらる、廣大の御慈悲有難く頂戴仕り、猶三郷町々末々の者迄、御仁德の義其方共より滞りなく申聞すべし、
と言渡されければ、惣年寄共有がたく候と申て退出せり、而して天野屋利兵衛安井九兵衛中村左近右衛門の三人は、惣年寄を殘らず呼び集め、江戸より仰の赴きを傳へ聞すれば、衆人御仁惠の厚きを深く悦びあへり、時に天野屋利兵衛申けるは、今度公方様より下しおかる、銀を、鐘樓の營繕費とする義、冥加至極あまり勿體なき事ゆゑ、拙者意見は今度鑄造せる鐘の湯の中へ鎔入して、永々御恩を忘れざる様仕り候儀は如何と有ければ、衆人これを聞、それは道理の事

なりと感ぜ賛成し、其事に決議なしける、(而して鐘の鑄造の場所を設けしは、方今の南區の中樋の上二ツ井戸町の邊にて、其頃は人家もなく、廣宏たる野原なりしと) 扱鑄造所に踏輪を設け鐘を鑄たてたり、其鑄物匠は天満船大工町に住せる、宗右衛門と云へるものなり、鐘樓の地位は地子銀免許の節、各人出頭せし矢倉筋にて、(方今東區之中、釣鐘町御殿) 表口七間裏行十三間の地を求めたり、其時白銀壹枚に千魚拾枚、酒壹斗を賣主へ贈りたりと、(當時大坂市中の地所建家とも違へり、家賣得の廉なる) かくて鐘樓の營繕をたゞちに取こと前條にも記す如し、) かくて鐘樓の營繕をたゞちに取かゝり、日ならず落成し、又鐘の鑄造も調ひしかば、鑄造所の濱より上荷船を積入れ、東横ばりを高麗橋の下まで運漕して、其處より陸にあげ、東横堀の東河岸の街上より、鐘樓やしき迄を道路に敷つらね、數多の人曳哉々々のかけ聲して引ころばしたり、しかるに骨屋町すぢに到るとき、鐘の疣一個おちければ、是はいかにと衆人奇異のおもひを爲ける時、中村左近右衛門のいへらく、關るは萬代不易のことなりと祝したり、此鐘の目方百貫目有りと云、鐘の銘文は左に摸すがごとし、

是歲甲戌之秋、以源左大臣鈞命、被獨當地市廓永代歛租、是天下寬裕之基也、人皆拊野展喜悅眉、故依衆評、使梟氏新鑄鴻鐘矣、曉雲橫東嶺、朝、撞之祝延
皇帝萬歲、
皎月懸西山、夕、擊之祈警
賢君千期古、亦有慶餘、則勒金石銘彝鼎、而歎有太

平道矣、蓋無貴無賤、聽鐘聲者降睡魔、
鎔金鍊玉、不費鉗鎚、
華鯨作形、晨昏報之、
將軍大樹、風不鳴枝、
國家父母、萬民蒙慈、
仁者有勇、大明無私、
清平世界、永護丹墀、
一百八聲響、通天神地祇、
切石有消日、洪音無盡時、
寬永十一歲關茂季秋吉日
冶工 藤原 家次
願主 町中一結衆等
野釋龍巖叟書

かくて寛永十一年の秋、鐘樓開眼供養をなすに、一心寺の天善和尚を迎へ執行し、開運長久の祈をなす、城代町奉行より役人出頭なして、惣年寄町年寄の面々、皆麻上下を着して出勤せり、○此鐘を二六時中に撞き時を計るは、香盤を製してそれに抹香をもち、抹香のたつを見て時を計りしものとぞ、
○鐘樓落成後二十七年を歴て、萬治三年に焼失し再建し、又夫より四十九年の後ち、寶永五年に火災にかり又修造す、猶其後も度々焼失すれども、其年月詳ならず、寶永九年大坂三郷に火見やぐら建設の免許あり、此時鐘樓やしきには、屋根の上に七間半の高さの圖(省略)の如き火見櫓を建て、これに見はり番人をおき、市中に失火ありと認ときは、半鐘を鳴し報知す、三郷町々これを聞いて、市中に設たる火見櫓の半鐘をならし、衆に知らせり、此火見やぐら鐘樓も、寶永九年より後ち、享保九年大坂大火の際に焼失し、梟鐘は鐘樓の臺石の上へ倒れたり、此とき寛永年中に鐘を鑄たる、宗右衛門が子孫來り見て、無料にて鐘を鑄なす可申出る、鐘樓がりの者の答ふるには、此鐘這回にて焼おつること三度に及ぶ、されど白銀

若干を鑄こみたるにや、音のひき更に變することなし、されど此度はひき悪くなりたれば、申出るに任せ頼べしと云へり、依之宗右衛門梟鐘を鑄なをし、鐘樓再建も落成して鐘を釣、撞き試に其ひき昔にかはることなし、其のち百九年を歴て、天保八年大鹽氏暴動の際にも、鐘樓焼失して鐘おちたり、其後に老人の云ふに、鐘の音少しも昔の音にかはらずと、
明治一新の際、此鐘を以て報刻なすこと廢止なり、明治五年に又道頓堀日本橋北詰東側、安井九兵衛の邸地にさらに報刻鐘樓を設置なり、同年六月一日より撞はじめしが、僅に年月をへて廢したり、
○大坂三郷火見櫓免許
大坂市中火見やぐら半鐘免許ありて、町々に設置なすは、明治元年より百拾年ばかり以前、寶曆九年己卯正月なり、其時大坂城代井上河内守へ、幕府より台命ありて、江戸表同様に、大坂三郷八丁四方ごとに長梯子をかけ、其上に半鐘をつり、失火の報知をなすべ

しと、依て城代より町奉行に達せられ、奉行は總年寄へ命じ、市中一般に鬨(音略)の如き火の見やぐらを建半鐘をつり、八丁に壹人づゝ半鐘うちと稱して、定雇ひ人を備おき、失火ある時はその半鐘をうたせたり、是を設る處は大概其町の會所やしきなり、又半鐘を打に定則ありて、近火は烈くつゞけ打、遠きはゆるく間をあけて打ち、上町の出火は三ツうちたり、此火見やぐら八丁一區畫に一ヶ所の定めなれば、其區中といへども隔りたる町には、半鐘の音を聞けば、直ちに鑼子あるひは柝木を打て、其町中を報知にまはれり、明治のはじめまですべて斯のごとし、

○例年江戸え獻上物

明治維新前には、毎年江府え惣年寄大坂町人惣代として、幕府え年頭拜禮に出ること、昔より綿々として、其能出るとき、持參なす大坂町中よりの獻品は左の如し、

- 公方様 緋縮緬十五卷 白紗綾十五卷
- 御臺所 御座候時は右同斷の品獻す、
- 西御丸 御座候時は右同斷の品獻す、
- 御部家

- 御老中 ○若年寄 ○寺社奉行 各々 白紗綾三卷ヅ、
 - 大目附 ○町奉行 ○勘定奉行 各々 白紗綾二卷ヅ、
 - 同朋衆え鳥目百疋宛 (壹貫文)
 - 茶屋四郎治郎え銀三枚 同手代え 鳥目二百疋
 - 茶屋長治郎へ銀三枚 同手代え 鳥目百疋
- 右獻上物進上もの、代銀、三郷へ割方拾貫目を七ツ割として、其四ツ分銀五貫七百拾四匁四分は北組、其貳ツ分銀貳貫八百五拾七匁は南組、其一ツ分銀壹貫四百廿八匁五分は天滿組より出銀す、右は赦免石割と相見え、江戸に於て惣年寄滞留諸入用は、凡そ貳割に似よるなり、北組分毎年下向、南組天滿組は拾年目ごとに下向せり、右七ツ割を見れば、北組の銀高と南組天滿組の銀高と凡そ同様なり、これによつて旅費南組、拾年は郷が、り有よし、
- 明治四亥年改正三郷石高は、北組四千六百八拾六石八斗七升五合、南組は四千五百零三石壹斗三升八合、

天滿組は壹千八百拾九石壹斗二升、合計壹萬壹千零六拾九石壹斗七升七合なり、

往古は三郷役高壹萬役と相見え、北組四千八百役、南組三千八百役、右に付人足差出候にも、御用人足百人のものなれば、北組は四拾八人、南組は三拾八人、天滿組は出銀も、壹貫を割ときは四百七拾貳匁、南組三百八拾壹匁、天滿組百四拾六匁と斯の如くせしを、後ち三郷七分一の割となへるよし、

明和五年に改正する三郷役高は貳萬八千役餘、北組は八千六百役餘、南組は八千六百役餘、天滿組は三千七百貳拾役、無役の分凡そ千七百七拾五役、北に四百八拾三役、南に七百廿八役、天滿に五百六拾四役、勤高壹萬九千貳拾五役、但し元祿元年寺島安治川、同十一年に堀江幸町古川富島、寶永五年に曾根崎三丁、延寶五年に高津新地九丁、南瓦屋町建家并に開發に付、役高も相増すなり、

愚云、明治維新前大坂市中より相勤る、公役川浚銀火消入用並に町入費とも、自居の者より役高に割出金せるものなり、其役となへるもの、家の大小により多少ありと雖も、又小家にして役高の多き

有れば、大家にて役高の少きものたまあり、尤も地所の善惡差別等も有しもの歟、船場中にて表口四間許りもあるやしき、壹役を勤るもあれば、又表口二間餘にして、壹役を勤るの屋敷もありて不同なり、是は如何なることによりて、斯く定るものや、

○橋詰に揭示の制札

今も高麗橋の西詰の地には、其場所の迹遺れる札場は、正徳年間より設け始し歟、又其以前よりありしか定かならねども、此には左に記載せる高札掲げたり、亦是と同様のものを設置ありしは、天滿橋天神橋難波橋京橋本町橋農人橋大江橋心齋橋、上本町筋橋谷安治川橋などにて、其制禁の文は左のごとし、但木文名は付す、こゝにはよみや、[◎]原本假名すきたために假名を付たり、を付けず、

定

一 親子兄弟夫婦を始諸親類にしたしく、下人等にいたる迄これをあはれむべし、主人ある輩は其奉公に精を出すべき事、

一家業を専らにし懈る事なく、萬事其分限に過べか

らざる事、

一いつわりをなし又は無理をいひ、惣じて人の害に
なるべき事をすべからざる事、

一博奕の類一切禁制の事、

一喧嘩口論を慎み、若其事ある時猥に出合べからず、
手負たる者隠置べからざる事、

一鐵炮猥に打べからず、若違犯の者あらば申出べし、
隠し置他所よりあらはるゝにおいては、其罪重か
るべき事、

一盜賊惡黨の類あらば申出べし、急度御褒美下さる
べき事、

一死罪に行はるゝ者有時、馳集るべからざる事、
一人賣買かたく停止す、但し男女の下人、或は永年季

或ひは譜代に召置事は、相對に任すべき事、
附譜代の下人又は其所に住來る輩、他所へ罷越妻
子をもち有付候もの、呼返すべからず、
但し罪科ある者は制外の事、

右條々可_レ相_レ守_レ之、若於_レ相_レ背_レ者、可_レ被_レ行_レ罪科_レ者
也、

正徳元年五月 日

兩町奉行
の名記

東町奉行西町奉行の名、たとへば佐渡守なれば佐
渡の二字を筆ぶとに記し、河内守なれば河内の二
字を書す、町奉行交代の節は、其度毎入木をなし書
改るなり、四枚の高札とも同じ、書風は世に御家流
と云へる和様にて書せり、

(第二は)

定

一毒藥并似せ藥種賣買の事禁制す、若違犯の者あら
ば其罪重かるべし、

一假合同類といふとも、申出るにおいては其罪をゆ
るされ、急度御褒美可_レ被_レ下_レ事、

一似せ金銀賣買一切に停止す、若似せ金銀あらば、金
座銀座へつかはし相あらたむべし、はづし金銀も
是又金座銀座へつかはし、相改むべき事、
附惣じて似せ物すべからざる事、

一寛永之新錢金子壹兩に四貫文、壹分には壹貫文た
るべし、御料私領共に年貢收納等にも、御定の如く
たるべき事、

一新錢の事錢座の外、一切鑄出すべからざる事、
一新作の慥ならざる書物、商賣すべからざる事、
一諸職人いひ合せ、作料手間賃等高直にすべからず、
諸商賣物或は一所に買置しめ賣をし、或は言合せ
て高直にすべからざる事、
一何事によらず誓約をなし、徒黨を結ぶべからざる
事、
右條々可_レ相_レ守_レ之、若於_レ相_レ背_レ者、可_レ被_レ行_レ罪科_レも
の也、

正徳元年五月 日

兩町奉行
名記

(第三は)
定
一きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者
有_レ之者申出べし、御褒美として、

ばてれんの訴人 銀五百枚
いるまんの訴人 銀三百枚
立かへり者の訴人 同 斷
同宿并宗門の訴人 銀 百枚

右之通下さるべし、譬同宿宗門の内たりといふとも、
申出る品により銀五百枚下さるべし、隠し置他所よ
りあらはるゝにおいては、其所の名主並五人組迄、一
類共に可_レ被_レ行_レ罪科_レ者也、

正徳元年五月 日

兩町奉行
名記

(第四は)
定

一公儀之御船は不_レ言_レ及、諸廻船ともに逢_レ難風_レ時
は助船出し、船不_レ破損_レ様に成丈精を可_レ出_レ事、

一船破損之時、其所近き浦之者精を出し、荷物船具等
取揚べし、其取揚所之荷物之内、浮荷物は二十分
一、沈荷物は拾分一取揚者に可_レ遣_レ事、

一沖にて荷物はねる時は、着船之湊におゐて、其所之
代官手代庄屋出合遂_レ穿鑿_レ船に相殘荷物船具等之
分可_レ出_レ證文_レ事、

附船頭浦之者と申合荷物盜_レ取_レ之、はねたると偽申
においては、後日に聞といふとも船頭は不_レ言_レ及、
申合輩に至迄其罪重かるべき事、

一湊に永々船をかけ置置あらば、其子細を所之者相尋、日和次第出船いたすべし、其上に而も令難濫一ば、何方之船と承届之、近邊其他其地頭御代官、遠方は御勘定奉行、又は其邊の奉行所え急度可申達事、

一御城米廻の刻、船具水主不足之悪船に不可積之、並日和能節於船破損者、船主船頭可爲曲事、惣而理不盡成儀申掛之、私曲於有之は可申出之、假雖爲同類、其科をゆるされ、御褒美可被下事、

一自然寄船並荷物流來るにおゐては可揚置之、半年過迄荷主於無之は、揚置之輩可取之、若右之日數過荷主雖爲出来不可返之、雖然其所之地頭代官差圖受べき事、

一博奕惣て賭之勝負堅可爲停止事、右之條々可相守之、若相背おいては可被行罪科もの也、

正徳元年五月 日

兩町奉行 名記

正徳元年は、明治紀元より一百五拾八年以前、幕府徳川家宣の治世なり、猶其以前にも必らず制禁の高札は有べけれども、是を書寫せるもの予いまた見ず、右四枚の高札は地方におゐて、尤も大切に取扱ひしものにて、其方角に失火ある際は、其間隔るもこれを取のけて、奉行所に持参せり、又明治維新の際、此高札を廢してさらに五枚の制禁高札を掲げ、年淺ふして廢止となる、此文は寫し洩らせり、

因に云、維新の前は重罪の犯人を、火罪又は死罪に行ふとき、其罪狀を板一枚に横に記し、それを高麗橋又は日本橋心齋橋等の高札所の前に、日數三日建おきしものなり、

浪華百事談卷一 終

浪華百事談卷一

○攝津國の沿革

近來刊行の「日本地誌提要畿内沿革」に、攝津國の沿革を載たり、云く、

攝津國古へ浪速の國と云、仁徳天皇高津宮に都す、今東成高津小橋、孝徳天皇亦長柄豐碯宮に都す、今西成郡長柄村、天武天皇六年攝津職を設け、延暦年中國司を改めて、府を西成郡に置く、府地未詳、日本後紀、承和十一年、鴻臚館を以て府とするの語あり、館地東成郡玉造の南、眞田山、治承年中平清盛、安徳天皇を奉じて福原に都す、後兵庫に徙る、未だ半歳ならず舊都に復す、元暦元年平氏再び天皇を奉じて此に居り、幾許も無くして讃岐に奔る、鎌倉達口大内惟義を以て守護とす、建武中興楠氏本州の守護を兼ね、足利尊氏赤松則祐をして州疆を侵略せしめ、後に佐々木秀詮を守護とす、應安中管領細川頼之に代り、終に管國となり、其臣藥師寺をして守護代たらしめ、頼之より六傳して政元に至、其義子高國澄元互ひに相闘ぎ、池田伊丹諸族競ひ起り、或ひは澄元に屬し或は高國に應じ、閩

州分裂、永正五年高國終に本州を取て尼崎城に居る、享祿四年高國澄元が子晴元と天王寺に戰て敗死し、地皆晴元に歸す、天文の末三好長慶、高國が義子氏綱を奉じ、州境を侵し晴元を逐ひ、終に本州を奪ひ、同族をして芥川に居て之を守らしむ、永祿中織田信長之を降し、地を分て伊丹親興池田勝政和田惟政に與ふ、元龜の末惟政を誅し勝政を逐ひ、荒木村重を以て守護とす、天正七年村重叛し、伊丹城を棄て出亡、信長地を以て池田信輝に賜ふ、豊臣氏信輝を轉封して其地を有し、大坂城を築きて之に居る、元和元年豊臣氏亡び、徳川氏其故城を修し、松平忠明に賜ふ、同八年始て内藤信政を以て城代とし、成士及び騎兵卒を置き、攝河泉播の政刑を統しむ、後ち奉行を兵庫に置き、又本州を得る者尼崎(松平)高槻(永井)三田(九鬼)麻田(青木)凡て四藩、王政革新大坂を以て府となし、更に兵庫縣を置き之を治む、

○攝津國十二郡

「攝陽落穂集」には、攝州は上管十二郡、東方は南北山崎の關の戸社より、堺大小路に至り拾壹里半なり、西の方にて南北一の谷界川の地より、北播磨の清水ま

で八里半、又東西平野村河内境より西へ、一の谷界川まで拾四里半なり、高三拾七萬貳千三百七拾九石貳斗四升、其外穢多村の石高淀川其餘川々の流作、新田海新田新開石高凡そ三萬五千石、村里都合八百四拾九箇村なり、新家出村枝村は本郷に屬する故、是等數に不_レ入、

住吉郡高貳萬貳千四百貳拾八石零三升五合、郡界東は河州澁河、北は上三郡界に至り、西は海濱南は泉州大島郡界に至り、北は東成郡西成郡二郡の界にいたり、村數都て三拾八ヶ所、始百濟郡住吉郡の二郡なりしが、百濟郡廢して住吉郡一郡と成る、

東成郡高貳萬貳千六百九拾九石零三升六合、郡界の東河州澁河若江茨田の三郡の界に至り、西北は西成郡の界、南は住吉郡の界にいたる、村里五拾六ヶ所、西成郡高四萬零貳百拾貳石貳斗六升一合、郡界東は東成郡又河内茨田郡の界に至り、南は住吉郡に至りて、北は島下豐島の兩郡界に至り、西は海濱なり、村里百五ヶ所あり、

島下郡は高五萬貳千四百貳拾六石貳斗三升七合、郡界は東は島上郡、西は豐島郡能勢郡に至り、南は西成郡海濱北は有馬郡に至り、村數すべて四十五ヶ村、有馬郡は高四萬四千七百七拾壹石八斗三升貳合、郡界の東は河邊郡、西は播磨の加古美囊の二郡に至り、南は武庫菟原矢田郡の三郡に至り、北は丹波の多紀郡に至る、村里都て七拾九ヶ所なり、

能勢郡は高壹萬零貳百四拾六石壹斗七升四合、郡界の東は島下郡西は河邊郡、南は豐島郡北は丹波桑田郡に至りて、村里都て三拾三ヶ所なり、

○仁德帝御弓場の迹

仁德天皇高津の宮にまします時の御弓場の迹は、東成郡のうち岡村のをかち山の邊にて、之そのときの南大門の外にあたり、舊圖を以て考ふ、今は其舊迹に社をたて、御館神社と稱し、大鷲鷲尊(仁德帝)の神靈を崇まつれり、

○大小椅命胞衣塚、産湯の水

大小椅命は天兒屋根命拾三代の裔孫、神功皇后の近臣雷大臣の子にて、大職冠鎌足公は、此大小椅命の拾世の孫なり、今小橋村と稱せる地は、大小椅命の住たまひし地なるか、その産湯に用ひし水、今も世人の知る處の産湯の清泉なり、又胞衣をおさめしあとなり

郡及び河内茨田郡の界に至り、北は丹波桑田郡の界に至る、都て村數七拾ヶ村なり、

島上郡は高三萬貳千六百貳拾六石零五升、郡界東南は淀川に至り、西は島下郡、北は山城の乙訓郡および丹波桑田郡に界す、都て村數五拾八ヶ村なり、

豐島郡は高三萬零五百七拾五石三斗九升四合、郡界は東は島下郡西は河邊郡、南は西成郡北は能勢郡に至る、村里都て八拾三ヶ所なり、

河邊郡は高六萬千貳百七拾七石四斗六升五合、郡界東は豐島郡能勢郡、西は武庫郡有馬郡の貳郡に至り、南は海濱北は丹波多紀郡に至る、村數都て百七拾六ヶ村、

武庫郡は高壹萬六千百拾六石四斗零貳合、郡界は東河邊郡西は菟原郡、北は有馬郡南は海にいたる、村數すべて四拾九ヶ村あり、

菟原郡は高壹萬千九拾四石五斗七升九合、郡界は東は武庫郡西は矢田郡、南は海濱北は有馬郡にいたる、

矢田郡郡は高壹萬八千六百六十九石七斗七升五合、郡界東は菟原郡西は播磨美囊明石の二郡に至り、南は

とて、胞衣塚と稱ふるもの、東小橋村の中、比賣古曾神社の鳥居のほとりに有て、塚上に近年柳の樹を栽え、周圍には石の垣をつくれり、東小橋村は、産湯清水あり、地より二丁計傍なり、

○日羅の塚

僧日羅は葦北國造阿利斯登の男なり、日羅百濟國に在ること久く、夷情を能知れるを以て、敏達天皇召還玉ふ、之天皇の御宇十二年癸卯なり、日羅歸朝の後、天皇日羅に新羅を伐の策を問たまふ、日羅の曰く、夷を服するの道は國本を培養するに有りと、共に其策を陳述す、天皇これを聞し召て、嘉したまふ云々と書に載す、而して十三年甲辰日羅没す、天皇憐たまひて、贊子大連糠手子大連に詔りありて、難波小郡西成郡古名、西畔丘前に葬して收しむ云々、之浪速の舊圖に圖す、其地を推考するに、今の天満女夫橋の邊にあたり、仍て予其邊を搜索すれども古墳あらず、然るに或人の謂ふ、それ今に有りて、舊町奉行付屬の與力某の邸地の中に小祠を建てまつれりと、

○猪飼津橋、猪飼津丘の考

猪飼津の橋に、往古仁德帝の御代、十四年丙戌の冬十一月、初て難波の地橋を架設けたまひしものなり、其

橋今に遺りて、東成郡岡村と猪飼野村の間に流る、平野川に架る、世人これを鶴の橋と稱す、鶴の橋の名は後年に號ししものにして、是は浦の橋と云し、此橋今は小橋なれども、往古は百濟川といひ川の幅も廣く大橋なりとぞ、岡村の老夫の曰く、此所まで古へは川なりしと口碑に傳ふと云へる、西の方の田圃の地に至りて、其處より東を望めば、凡そ百間ばかり有り、然れば百間もありし大橋なりしかと想像す、此地は高津皇居の南大門ありし地にて、河内大和路へ人通行の爲に架け設けられしと聞り、此橋の修理の事、攝津名所圖會に記せり、猪飼津の岡は「浪速の往古圖」に載たり、是は此ほとりに有しもの歟、岡村の名もこれにより名づけたりと覺ゆ、村中に岡山又岡地山と號る岡あり、是往古の猪飼津岡のなごりなる歟、又はそれに非る歟定めがたし、世人は此岡を御勝山と呼り、そは元和の役に徳川秀忠本陣の地にて、勝利ありしを祝して、後年にかくよぶと傳承す、又一説に此岡は大小椅命の墳なりともいへれど、是も證とすべきものを見ず、

○七不思議の梅檀

浪速舊圖に、七不思議の梅檀とて大樹を畫く、其地は

三津濱より東南にして、紀伊國に通ふの官道の傍らなり、是を予先年より搜索せるに、方今新金刀比羅神社と稱す、讚州金刀比羅神社の教會所の東、日本橋すぢより一丁計り西、人家稠密なる中にいさゝか空地ありて、樗の古木見上る程のもの三株ばかり有、此地舊圖の七不思議梅檀を畫く處にあたり、然れば此古木圖中に記せるもの歟、又これは別のものなる歟、問ふに知る人なければ定めがたし、又船場の北にて梅檀木筋の名あり、又近年まで此筋の北土佐堀川に、梅檀木橋と號る橋あり、是等の名も皆いにしへの梅檀の木によりて、名づくるものかと覺ゆ、右に記せる梅檀の古木ある地より、北方に向ひ行ば、道頓堀の相合橋の南詰に出で、其北方は長堀の中橋すぢなり、今は梅檀木筋三休橋筋と南にて云、とは、一すぢ東にあたり、市中の道路昔のことはかられず、町筋の名橋の名も是によりて名づけしならんか、

○夕陽の丘家隆塚

ゆふ日の岡と呼る地は、四天王寺の勝曼院の北にて、谷町筋の南の端の西の方なり、此所はいにしへ從二位藤原家隆卿、隱棲したまひし地にて、夕陽庵といへ

る庵あり、又卿の塚は其西にありて、塚の上に舊棲の松と名づけて、しるしの松ありしが今は枯たり、其下に碑石あり、是は享保年中に、四天王寺の坊官、秋野坊四十二世盛順法印の建るところにして、碑文は安井道愨僧正の撰なり、近年塚の四邊茶園となれり、

○聖武帝の御墓

先年子浪花の舊迹を搜索せる時、四天王寺の東國分寺村に至るに、國分寺の前に聖武天皇の御墓と記せる標石あり、此帝は難波に都したまへれど、崩御ありしは大和に遷都の後にて、大和國添上郡佐保山の南に山陵あり、然るに又此所に御墓の有るとは甚いぶかしく、其傍近くよりて視るに、石面に聖武天皇陵、日本國第四十五代、天平勝寶八年五月初二日崩と彫付たり、予いよく不審く思ながら、歸りて「攝津名所圖會」および其他の書どもを閲に、是は元祿三年國分寺に住職たりし沙門嚴和尚、國分寺を創立し玉ひし帝なれば、報恩の爲建營せられしことを知れり、

○天皇宿

武庫郡濱田村に、天皇宿と云へるあり、是は後醍醐天皇隱岐國之御下向の時、此村の寺井氏のもとに宿り

たまひて、御製の和歌を残したまふ、惜むべし後年焼失せしとぞ、今天皇宿の古名のみ遺れり、津國菜切の里濱田村これなりと、「攝陽落穂集」に見えたり、

○行基陶器の竈の迹

或人の云く、行基菩薩が阿閉野に陶器のかまを造りて、陶器をやかれし其迹は、圓山の東なりと聞き、其所にいたりて里人に尋ねしに、其地を教へぬ、よりて土中をこゝかしこと堀しに、漸々小さき竈を得たりと、其は素やきにて微小き文ありと云へり、其後ち博物場に於て行基やきを見るに然り、

○御門屋敷の古跡

「落穂集」に云く、能勢郡片山村に御門屋敷といへる有り、是れ土御門院の御宇、公卿御名不詳暫く此に春秋をおくり給ひし其舊路なりと、今に其名をよべるとぞ、

○兼好法師阿部野寓居の迹

兼好法師、其臣命婦丸といへる者、阿閉野に住ければ、其家に行て此處にかり住み、命婦丸の生業とせる席をおりて、業を助けられしとかや、其舊跡は天下茶屋村の東方なる、圓山とよべる丘の上へなりと、世人

(樋口は今の樟木橋か、此ころの江戸堀ばしといふは、何れにかゝりしか知れず、今の江戸ばり橋にはあらず。)

○伏見堀の分(伏見堀は京町ばりのことなり、別名ふしみ堀ともいへり、)

「樋の口やうつば紀の國やぶれ橋」

丸屋あこやにしきやじま橋

(樋口は今の東上橋か、うつば橋は羽子板ばしならんか、やぶれ橋以下四橋は、いつれに架りしや分明ならず、今の難波橋千秋橋を、やぶれ橋丸屋橋といひしものか、兩國ばしの別名を阿波橋といふ、あこやの誤りか又しからざるか、しきやじま橋は茂左衛門橋の古名なるものか知れず、)

○阿波座ばりの分(今阿波堀と)

「樋の口や清兵衛ばしに中將橋」

太郎助下は願興寺ばし

(ひの口は近年まで幸橋といひ、今阿波堀橋と改りし橋か、清兵衛は新橋又は花屋ばしといへる橋の古名なるか、中將橋は下奈其屋橋か、願興寺橋は其有しと詳ならず、今の松江はしの古名か、又は他にありしや、)

○いたち堀の分(堀の別名なり、)

「ひの口や土橋阿波ばし大炊橋」

しゝくひ橋に高はしとしれ

(樋口は新一橋ならんか、此頃はすて堀の上にかゝる橋を、樋口橋といひしならん、土橋は今樋橋と改る、此橋の別名を立賣橋といふ、大炊橋高はし詳ならず、馬ばしは高橋の書き誤りならんか、)

て、此川の開穿は天正十三年、豊臣氏大坂金城築造の際、西面羅郭の埴に穿たれしなり、尤も其以前此川なし、此埴の南方も長堀川迄ならんか、此埴慶長十九年の冬、豊臣徳川兩氏和睦なすとき、徳川氏羅郭を壊ち埴を埋む事を望み、竟に羅郭の門塙石がきをこぼち除け、ほりをうづむ、然れど其翌元和元年五月、豊臣氏滅没の後に再び開穿せしか、寛永年中徳川^三家光上洛の際、大坂町人え賜ふ銀を鑄こみたる、大江坂の報刻見鐘を造れる踏場、東横堀の堀どめに設けたりと有りて、今の二つ井戸町の地にて、其頃は廣野なりしと云ふ、(堀留の名後年まで字にのこるや、寶曆印本の「大坂町鑑」に、東堀の南道頓ばりの地の字とあり、)而して見鐘落成の上へ、上荷舟に積て東横ばりを棹さし上り、高麗橋のほとりより陸に上るとあり、然れば寛永年中には、未だ今の道頓堀へは通じたるにはあらざるか、(通たるものなれば、堀留の名を稱する事非すと愚考す、)又延寶印本「蘆分船」の大坂川々橋名の中に、内横堀の分九之助先は堀詰といふ歌の結句あるを以て考るに、九之助橋より南には橋なくして、道頓堀川へは通せぬ證なり、内横堀は

○長堀の分

「太左衛門や長堀橋に中ばしや」

心齋橋に末さの屋ばし

「かくれなき四つ橋宇和じま高橋や」

白川土佐や長左衛門ばし

(太左衛門橋は、今の安福橋か板屋橋か詳ならず、三休橋富田屋橋は、此頃にはなかりしか、高橋は問屋ばしの古名なるか、白川橋は白髪橋のことか、土佐橋は慶座橋の古名なり、長左衛門橋は、玉造ばし高橋の古名ならん、)しかし玉造橋は、新玉つくり橋の名あれば高橋のことか、)

○道頓堀の分、

「大和橋中橋これや日本橋」

南のかはぞ芝居なりけり

「太左衛門西はるびすになんば橋」

さて其末はるつた村なり

(此中橋は古き大坂圖に、日本橋と大和橋の間に架るをせるせり、難波ばしは大黒橋の古名なり、此ころ是より西には橋なかりしか、又また村の地なれば除きしものか不知、)

(江戸堀以南四流の堀々を記せしに、西横ばりを記さず、四横堀なきに非ず書おとせしものか、)又天満堀川はいかゝか是も記さず、蛭川高津入堀難波入堀などは、後年穿ちたるものと聞けり、)

○東横堀川

東横堀川(今略して東堀と云、)は、大坂市船場島之内の東域にし

則ち東横堀の古名なり、(余推考するに、内横堀を東横堀と改稱せしは、西横堀開穿後の稱へならんかと思ふ、)

寛永より延寶の間、凡そ五拾年ばかり隔たれり、後年瓦屋橋上大和橋を架設し、又下流道頓ばりへ通せしめしは、何れの時のことなるや未考、

○高麗橋

高麗橋は、東横堀上流より第二に架せる、鐵造壯觀なる橋梁なり、此橋の東詰の地を以て、諸方へ行程距離の基となすことは、東横堀の文中に記するが如く、豊臣氏大坂城築造の際なること明らかなり、猶元和年間徳川氏の架換しは、未だ考へずと雖も、寛永年中大江坂の鐘を運漕の時、高麗橋の南まで舟にてはこべること諸書に載せ、且同時徳川家光上洛の際、地子銀免許の上へ、大坂惣年寄及び町年寄等、此橋すちの槽の下に出て、拜謝なすことの有れば、既に成れること明らかなり、

一書に寛永七年、新設渡りぞめのこと記せり、是は全く架換への時ならん、之れ寛永十一年幕府上洛のときより、七拾年を歴て後のことなり、

當橋明治維新前は、木造美觀の橋梁なりし、明治三年庚午初て鐵製にかへ落成す、之れ大坂に鐵橋架設の始なり、當橋を鐵橋に變換せることは、横井某氏の發議するところにて、其製造英國へあつらへし物と風聞せり、

○天下橋の稱

幕府徳川氏治世の時は、大坂川々に架設せる橋梁の中に、天下橋と稱するものあり、最も官の稱へにはあらず、民人の云とことにて、此橋々は架かへ修理等、すべて官費を以てなすものにて、他の橋はすべて橋かゝり町と稱へて、各橋とも其橋筋の町より、費額を出せるものなり、天下橋といへるものは、京橋天満橋天神橋難波橋高麗橋本町橋農人橋日本橋等にて、各橋の欄間の端に設る柱の上へには、葱寶珠になぞらへて、青銅もてつくる六角の頭巾の如き金具を嵌たり、但し京橋に限り眞の葱寶珠をはめたりしも、現今は他物とかへて、舊の葱寶珠は博物館の内に備へたり、これによりて余想像するに、往昔は天下橋と稱せる處の橋々は、すべて京橋の舊葱寶珠の如きを用ひしも、火災等ありて後略製のものに交換せるか、或人

の説に、東成郡上の宮の社司生田氏、日本橋の青銅ぎぼうしゆは、安井氏藏せらるゝ由語られしと聞けり、安井氏は道頓翁の裔にて、維新前南組惣年寄にして、其邸宅日本橋の北詰にて、道頓堀兩岸の事はすべて同氏關係せられしかば、藏せらるゝ物か、又頭巾の形ちの如きと述るは如圖、此金具は他の橋に用ゆるを許さず、よつて柱も四角につくり、其頂きに厚き板を以て、如圖なるものを用いて、葱寶珠の代りとせり、



天下橋と稱ふる橋は、何れも橋上車の通行、官物運輸の他は許さず、此頃官物を積載せしには、御用と記せる木札を竹に附け、如圖して車上に立てたり、是を世人御用物といへり、故に天神橋の如き長橋を越すも、荷車を橋詰に止めおきて、先づ積のせし物を車より下し、荷ひて橋の向ふ詰めに運び、而してのち車の臺をかたがて橋を越し、又車のはをもかたがて越して、元の如く積荷して其行べき所に達す、甚だ不便利なるものなりし、今の自由に車の通行するに比ぶれば、大ひに異なることなるべし、又他橋は架換の入費をいとふよりして、現今の如くならず、欄間も朽損

じ、橋板も穴のあきたる儘打捨、修理せざるもの多く、修覆なすも朽損じたる處に板を打つけ、或ひは切かきて木をはめ杯して、甚だ脆末なる營繕なり、是も車の通行は厭へども、おほやけに止むることを得ず、架換し當座或ひは大に破損せる時などは、橋の兩詰に丸太を以て、車止のかきの如き物を作りてとゞめ、或ひは橋臺に居る髮結床に命じて、重き荷を積たる車を、とゞめしむ事もありしなり、

○猫間川、同萩見

猫間川は大坂城の東方に北流して、古大和川に入るの小川の名なり、其水源は住吉郡の猿山新田にして、東成郡の地を経て此處に至る、此川は往古の玉造川と呼ばしものにはあらざるか、上古の圖によれば、其地には適當せり、天保の頃此川埋れて、水の流れも少くなりしを、同九年官廳より川浚を市中一統に命せらる、依りて衆人町ごとに揃へ衣裝を製へ、老若少幼これを着し、花やかなる町々の印の幟り、或ひは吹ぬき杯を川のはとりに立てつらね、土砂を運び除るに、諸社の砂もちの如く、踊り戯るもの多く、又これを見んとて衆あつまり、大ひに賑ひたり、而して川

ざらへ落成の後ち、堤上に櫻樹を栽え、水際には萩あまた植えたり、春の花の頃も秋の萩の花さく頃も、一時は小舟に棹さして來り、陸よりも行厨小筒など提携して集へり、今萩は枯はて、あとなく、櫻木はいささか残れども、誰かこれを賞す人もなし、其川浚のとき壺中庵主人、碑を玉造村豊津稻荷神社の社頭に建られしは、今に社頭に遺れり、(壺中庵は梅千丸といひ、國丸派狂歌の宗匠にて、且詩作をなし隷書をよくせり、南久寶寺町壹丁目にとし、俗姓小山忠兵衛、ひせん藥屋の主人なり、長壽薙髮して竹翁と號せり、)

○天満橋の桃花

現今も天満橋の中間に、西の方へ突出せる堤あり、是は昔もありて、此つゝみに天保の頃は桃樹を栽たり、春日花の咲く頃は、水面にうつりいと艶麗にして、風景佳なりし、其ころは堤と橋との間、人の通行する程もあきたり、

○百濟川の考へ

浪花上古の圖中(卷の一に模寫し載す、)百濟川あり、其源は河内より流るゝものなり、則ち猪飼津の傍ら流れて、其下には堀江に入れり、今これを考ふる

に、古大和川と稱するもの、其川のあとならんか、尤も百濟川とよびし頃は、川は餘ほど廣きもの、由、年ふるに隨ひ埋れしものならんか、

○長狭川

長狭川一に伏見川とも、上古の圖中に載せたり、元安曇寺の位置より考ふれば、今の長堀川にあたり、(卷の一に載たる圖を見るべし、)

○梅川

梅川は上古圖の地位を考ふれば、今の道頓堀に適せり、梅川の名は今高津神社の地によびて、梅の橋と號く小石橋の下に流る、小流れにありて、恰も溝の如きものなり、余先年梅川の水源地を探りしに、高津神社の東に梅谷と字せる地ありて、其處も溝のごとく、猶東方をさぐれ共、寺院境内等にて分明ならず、又社地より西を探れば、道頓堀の正東に其流れ入るを見とめたり、然れば今梅川とよぶ小流れは、上古梅川の上流の地なるべし、道頓堀の名は、卷の一島之内沿革の條下に記すがごとく、元和年中安井道頓が川浚へせし後ちの名なり、其舊名梅川と呼ぶかた風流にて、且浪速に有りたき名なるべし、

○櫻川

櫻川といへるは、西道頓堀幸町の裏町に沿ひて流る小川の名にて、世人其本名をいはずして、幸町の裏川とよべり、此川は道頓堀の分派にて、湊町と幸町の間より南流して又西に流れ、前だれ島より木津川に入るなり、

○有栖川

ありす川上古の圖中に載せたり、東成郡天王寺村中に流れて、下流は伏見川に入る、(伏見川一に長狭川、其今の長ぼりなり、)其流る、傍らに有栖山あり、ありす山は今の新清水寺の地にて、山號に有栖山を用ひ、又邊りに有栖の清水あり、有栖川は伊勢齋宮の歸京し給ふとき、比賣島にて御祓し給ふに、潮満ちて御そぎのなしがたき時は、此川にて御そぎし給ふと記せり、則ち大江神社は、其ときの野々宮の迹なりと、口碑につたへたり、

○河内川

河内川も上古圖中に見えたり、天王寺村南方より流れ、下流西北に流れたり、此川は和氣清麻呂朝臣の開鑿ありし川なりと云、天王寺中の河堀口および堀越などの名は、皆此川によりて名づくる地名なりしと

云へり、此川の迹今定かならず、或ひは西成郡木津村難波村の境界に流る、いたち川は、河内川のなごりなりと云へれど、是は別のものと思はる、

「續日本紀」延暦七年攝津大夫和氣朝臣清麻呂、勅り有て田園の爲に堀らしむ、單功二十三萬餘人を用ひ、糧を給ひ其事に従はしむ、

○融川

いたち川は、難波村木津むらの間、東西に流る、小川にて、近年難波入堀を此川に通じたり、下流は木津川に入る、いたち川の名は、聖德太子四天王寺建立の際、材木を海より運ぶに不便なりしが、數多の融何國よりか集り、此川を穿ちて運搬を便利となせしを以て、いたち川と名づくとの説あれども、其頃は此地は海中にて、川をほるべき筈なし、又融の川を穿ちたること、甚だうけにくきことなり、何の由縁を以てかく號しものか、或ひは誤りつたへたる者ならんか定かならず、水源は天王寺村中に有りて、一心寺の邊り相坂の清水の傍らに有る小流れ、此川の上流なりと云ふ、

○安治川

安治川は、土佐堀川堂島川等の下流合流してなり、其末海に入る、安治川の名は、川村瑞軒安治が開穿せしを以て、名づくる由云へり、されど上古難波堀江(今の大川)の下流、海にそぐに川なきに非ず、其川を瑞軒が今の如くなせしものか、又安治川の南に、今小川にて古川と呼ぶもの有り、是難波ほり江の下流なりしもの、迹なるや、未考、

○木津川

木津川は安治川よりは古きか、此川の開穿何人なるか、一説木津勘助といへる者、穿りたりと云へれど定かならず、此川の海口に設けたる石垣千本松は、天保の初の頃に築造栽植せしものなり、又燈臺は明治に建設なる、

○天満堀川

天満堀川の初て穿たるは、いつの頃にて有や余は知らず、天保十年亥今より五拾餘年の昔は、現今因獄場ある地の邊まで、大川の水流れ入りて其東へは通せず、恰も今の高津入堀の如くにて、甚だ不潔にて今も字にのこれる、其堀留の西の地は、塵芥山の如くつみ置く故に、ごもく山と云へり、然るを天保十年東へ開

穿して、淀川の水をひき、淀川より分派する地には樋を作れり、此とき不潔なるごもく山の芥を取のけ、河岸に櫻樹をうえ、人家を建て遊山地となり、百景樓と號る割烹亭も出來たり、

○野田の玉川の誤り

西成郡のうち野田村に小流れあるを、村人野田の玉川と稱し、六つの玉川のうちの名流なりと云へれど、是はあやまれるものなり、野田の玉川は陸奥國なること、古歌ありて明らかし、又攝津國の玉川は、池田むらの邊りに有りて、そは「攝津名所圖會」のうちに、其圖畫も載せたり、かゝること云のみならず、所々に多く謡曲或ひは音曲などにより、後人のつくれる名所舊迹ありて、年ふるに従ひ、いつか眞の如くなれるはをかし、所謂光源氏の何々、須磨の松風むらさめの古跡の如きものか、

○なにはの 一つ橋

浪花の一つばしと云へる、古歌にも詠み又舊圖の中にも載て、曾根崎村の中にあたり、余先年より其迹を屢探れども、未だ其古跡を見とめず、

○蘆池の考へ

浪速の古圖のうちに、安曇寺の西の方に、蘆池と名づく池を載せたるもの有り、余推考するに、是は安曇え、後年に至り、埋れて池となりし物かと想へり、方今安堂寺町井池筋に建たる小學校も、蘆いけの名を用ひ、明治維新の前、鹽町通り心齋橋の邊は、車町とよび、其町の會所屋しきには、浪花の蘆の古物を藏し、又あし池より出現せると口碑に傳ふる、藥師佛の像ありて、浪花藥師とか蘆やくしとか唱へて、毎年まつりを爲しぬ、今は此佛像も古物の蘆も、何れにあるや知らず、又余考るに、其池のありし地は、ほとんど方今の井池筋にあたり、されば井池の名も、此邊によりて號たるものかと想像せり、

○味原の池

味原の池は、東成郡小橋村、うぶ湯稻荷社の邊りにある池にて、一に比賣古曾御影の池とも呼び、世俗はうぶゆの溜いけといひ、もと大池なりしも、近年周圍を圃となして、其地を漸々に廣く成して、今は狭少とはなりぬ、ひめこそ御かげの池の名は、上古下てる比賣の神、天の岩ふねにのり此所にあま降りまして、御影をうつしたまひしと傳へり、比賣神の御社は、今も此

地の東の方小橋村のうちに祀りて、比賣古曾神社といふ、又岩ふねは此ほとりに埋みしものとぞ、

○磐ふね山の池

下てるひめの乗りて降りたまひし、いは舟を埋みし地を磐舟山といひ、味原の池のほとりに有りと聞しことあれば、何れにか字にも遺れるか、又其形ちのあるやと探り見れども定かならず、又按ふに、方今小橋といへる地は、池の東北にして地形高く、あだかも岡のごとし、若し此地にはあらざるか、證とすべきものもあらねど、是はそれに非ざるか、

○駒ケ池

駒ケ池は、聖德太子駒の足を濯ぎたまひし池なりとて、其名として生玉神社の東、南谷町すぢの東に字に遺り、今は其地に溝の如きもの有り、これ昔はいか成る池にて有しか、未だ古圖にも載せたるものを見ず、

○蘆間池

あしまの池は、世人毘沙門池と稱して、東成郡天王寺村の中、五條の神社の前にあり、毘沙門いけの名は、此池中より尊像出現せるより云へりとぞ、其尊像

は是より西の方なる、龍泉寺といへる寺院に安置せり、

○那古の濱の迹

那古のはまは、名所にして古歌にも詠たり、其迹は日本橋の南の方にて、則ち長町とよべる處なり、舊那古町といひしを、いつの頃にか誤りて、長まちと呼びしを、竟に其地の名とはなせるなりといふ、

○粕ケ關の跡

浪花舊圖中にあこめが關あり、其地位難波停車場の南の方にあたれり、則ち左に縮關せるが如し、省略又方今は難波停車場以南は、人家稠密となれども、近年までは壹丁計り南より田圃にして、今宮村廣田の杜の北、石橋ある南までは人家僅少にて、西側には只一軒茅家あるのみなり、是長町大乘坊毘沙門堂の、石の鳥居を建たるの北なり、其處を世人關屋口といひ、其家の前より東方へ、一條の小路ありて長町に通ず、(今新金毘羅社の前より東へ通ずる街なり、)其東の地をも亦關屋口と字す、余おもふに、此關屋口の名は、粕の關屋の口といへるの餘波ならんか、右に貼たる舊圖中の河内川は、前條に記せる河内の

國より流れて、天王寺村を経て海に入る、いにしへありし川なり、大江殿は今大江神社と稱す處なり、荒陵は茶臼山のことなり、此圖によれば今宮村の邊にあつたれども、想像するに此關屋口の地より南方に、關のありて斯くいひしものか、

○三津濱、三津の松原

大友の三津の里、三津の江、三津の浦、三津の濱、三津の松原等、卷の一島之内沿革の條に貼付せる、浪華上古地圖の縮寫せるものにも載せ、又古歌諸書に見ゆ、三津の里は方今島之内にあたり、三津の濱は其西端なるか、三津の松原の名は、濱邊に並木の松の有りし名なるか、確實の證ともなしがたき事ながら、明治以前には佐野屋橋すぢ、清水町通りの邊の町名を松原町とよぶ、是上古松ばやしの有し地にあらずや、三津八幡宮の邊りにて、古圖によれば適當せる所なり、

○楊柳堤、柳の水

今難波入堀と云ふ、道頓堀湊町停車場の東にある分派の、(一に新川の名有り、)西岸のつゝみを楊柳堤と昔はよびしなり、其下流方今驅徴病院を設立せる地は、明治以前には難波村の圃地にて、井戸一個有り、

世人浪花のは、ききと呼べり、

○燈籠堂の跡

「攝陽落穂集」にいふ、攝津八部郡西尻池村の田の中に、燈籠堂の跡とてあり、此堂初め兵庫和田の岬にありて、平家の亡魂を弔ふために、常夜燈を修せし堂なり、萬民山安養寺といへり、西行法師のうたに、
きえぬべき法の光りのともし火は

かゝぐる和田の御崎なりけり

と詠す、此堂西尻池むらへ引て、和田の岬には礎のみ残り、俗にこれを和田の三石といふ、是燈籠堂の跡なり、又傍らに木の火ともしにて、夜毎燈明を上るなり、

○須磨寺の鐘

「落穂集」に云、攝津すま寺の釣がねは、形ち小さくして、元は此處より三里計り山奥に、五養寺といふ寺ありて、其寺の鐘なりしが、壽永の亂に武藏坊辨慶、此須磨寺に持參り、陣がねになせしより、當寺にといまゝる、鐘の銘に五養寺と有りと記せり、又當寺の門には、馬盃を以て額となせり、其他若木の櫻の制札辨慶が書にて、今石刻として寺より鬻げり、寶物には敦盛

其井石の井輪を設け、水清潔にて柳の水の名あり、又其傍らに地藏尊の石像あり、此井いか成ものか耕作用水にもあらず、堤の名又此井にも柳の名はあれども、柳の樹は見えず、何を以て名づけしものか、

○伯樂淵、伯樂島

浪花の古圖に、木津川の地に伯樂の淵伯樂しまあり、此慶元の役に、大坂方の將薄田隼人が守れる砦ありしこと、「大坂軍記」に載たり、其地の跡は方今新町通りの西、木津川の東岸に、上博勞と呼ぶ地有て、其南堀江の西に、下博勞といふありて、此兩所の地なるべし、伯樂の名は馬をかふもの、漢名にて、博勞といふも又おなじ、

○浪花のは、きき木

は、きき木といへる物は、諸國にあるものにして、其木の下に至り見れば、さほど高木ならざるも、遠き地より見ゆるもの、名なり、九條村(松島廓地の西、)竹林寺の中に、何の木か一樹喬木あり、此木高津の社地生玉の社地はいふに及ばず、市中人家の屋根の上よりもよくみゆるなり、然れど其木の下に往て見れば、遠く地を隔見ゆる程のものに非ず、是は、きき木にして、

の小櫻おどしの鐘、青葉の笛ありて、共に寺へ請へば縦覽せしむるなり、

○菟原住吉さくれ石

「同書」に、菟原郡住吉村住吉神社の神前に、さくれ石といへる石あり、其頂き凹て水のたまる程なり、されど平日には水なく、又天水をもうけず、然るに毎年土用の入る日より、自然に水たゞへける、奇異のものなりと云ふ、

○大丸村鐘石

「落穂集」に、能勢郡大丸村に大き貳間計り、其形ち鉦鼓の如くなる石あり、是をたゞけば釣がねの音あり、故につりがね石と名づく、貝川三位當郷開發の時、此處に遊歴ありて秘藏の名石なり、

○業平井筒

同書に、島の内御津八幡宮の邊りの隱宅に井筒ありて、是和州在原寺の井筒なる由、中古伊丹の郷に稻寺屋某とて富る人あり、家宅は勿論庭前の樹木に至るまで風流を好み、頻りに珍石奇樹をあつめるに、其頃大和國在原寺の僧に約して、彼寺内なる井筒を白銀四百枚(壹本には白銀八百枚と有)に換へて、稻寺屋の庭中に移

す、是を聞いて心ある人は眉をしばめて誹りたり、程なく稻寺屋は不如意となり、家宅も賣却し井筒はくさむらに残りたり、其後ち三十餘年も誰とふ人もなく、空しく打捨ありしを、豊竹越前是をのぞみて、黄金廿兩に換へ島之内八幡すぢの隠宅に移す、程なく此宅も亡びて、又もや井筒のみ残り、惜むべし稻寺屋なかりせば、此井づ、在原寺にとまりて、人の賞すべきに、白銀黄金の媒ちに、むなく芳名を失ひ塵芥に埋れしは、實に雙袖をひたすに堪たりと記す、「南水漫遊」のうちにも此こと記すと雖も、八幡すぢの何地にありしや詳ならず、

○百濟寺の舊迹

東成郡猪飼津村のほとりに、上古百濟寺といへる大伽藍の梵刹ありしこと、浪華の古圖および「攝津名所圖會」にも載せて、廢寺の後ち田圃の中より、古瓦など出しことも記せり、因て余先年舍利寺の四邊、其處此處とたづね、農家につきて尋問といへども、誰か知るものなく空しく歸り、其後ち桑津むらに寓居せしときも、老夫に之れをとへども判然ならず、何れの地にありし物か、

○林寺村蛙石

「落穂集」に云、東成郡林寺村(林寺村は舍利寺の傍なり)に、蛙石といふあり、民家のうちに有りて、鳥虫の類此石上にとまれば、石の頂き二つにわれ、口を開くが如くにて、鳥虫を墜し入れて元の如くなれり、恰も蛙のものを呑むに似たりとて此名あり、世俗殺生石とも云へり、今にありと記す、余おもふに、是かの砒霜石の類るか、石の頂き二つに開くといふは、甚だ不審く虚誕ならんか、余桑津村に寓居せしとき、隣村なるを以てしばしば、村中に往しに、此事を聞かず如何、

○別府村虎宮の火

同書に、島下郡別府村の田圃中に、虎の宮と稱せる神祠の舊迹ありて、此森の中より雨の夜に火の魂出て、其ほとりを飛びめぐり、片山村の樹上に止まるといふ、これにあふもの恐怖す、古人の曰く、此火に火繩の火を見すれば、忽ちに消ると、是は初夏の頃より霖雨ありて後ち、濕地に暑熱こもりて陰陽剋し、自然地中より火の生ずる物にて、腐草の化して螢となるにひとしきものなり、斯の如きもの諸國にも多し、畿

内にて河内の姥が火、山城のかたびらの辻の火なども、同物なるべし、

○鍋いたゞきの神事

攝北豊島郡宮の前村長興寺村の兩村に、住吉神社あり、其一社は井口堂野村、東市場村、中の島村、石揚村、玉坂村、鹿田村、宮の前村、都て八ヶ村の産土神にて、又一社は長興寺村の産土神なり、早の年雨を祈るに、其年右の村中に嫁きたる女の役として、鍋を頭にいたゞき、住吉の神に祈るを舊例とせり、されど其かたちの見にくさを厭ひて、今はやみたりとぞ、

○野里村一時上臈

「攝陽落穂集」に云、例年正月廿日、西成郡野里村の産土神に、いけにへを供ふること、古雅なることにして見るべきなり、大坂市中より程遠からずと雖も、知る人稀なり、先あらましをこゝに記す、村中に宮はやしと稱すもの貳拾四人ありて、何れも大百姓にて、其家毎年十二月廿日に、寄會定と稱して村中より集ひ、上臈と定る少女六人を撰び出し、翌年正月六日より、神役の人々別火して穢れ不淨を除け、偕其二十日の行粧といへるは、先手に松明壹本、次に夏越桶を奴僕

に持せり、(夏越をけの數五つ、黒かんばん着たる男がもつなり)其桶には鯉なます二つ切として入れ、其あとより少女六人、下げがみ白ぎぬの被を着て行くなり、(是を一時上臈といふ、「攝津名所圖會」には、一時官女と書るは誤りなり、一時女郎と心得たる人も又誤なり)宮座廿四人(老人十二人若者十二人)おのゝ上下を着し帶刀にて隨ひ、四座の神前へ右夏越桶を供へ、皆々あらごもの上に座して、太鼓と拍子にて、生にへのまねびなるよし、至て古風なることゝもなり、昔は庚申に行ひたれども、當時は朝四ツ時に有之なり、(こゝに記す庚申の二字解し難し、更深の誤りにてに無きか、)

○多田院村すも天踊り

攝北河部郡多田院村の神事は、毎年八月廿七日にて、其日に素毛天踊といふことを爲す、其姿何れも鬼の面をかむり、衣服をよそほひ玉だすきをかけ、胸のあたりに太鼓を付て、數拾人拍子おかしく踊るなり、多田の庄に於て、七拾貳ヶ村より一人づゝ出てつとめるよし、

○梅田の牛駈け

陰曆の五月五日の朝、梅田村にて牛の脊に新しき鞍をおき、角をあかね染の木綿、又はうこん染の木綿にて巻き、菖蒲つゝじ其他の時の花をいろくゝと結びつけ、農夫引きて堤に来ること數匹なり、而して此牛の引づなを放ち、堤の上を牛の随意に駆けさせるなり、是を世人牛かけとも又牛のやぶ入りとも云ひ、今日農夫粽を其處へ持きたり、見物人の群る中へ投げあたふ、これ天然痘をかるくする咒ひとて、衆あらしひ拾ひ持歸るなり、明治以前は毎年ありて、余も見物に行たりしが、今は有かなきか知らず、

○鋪屋町龜祭り

鋪屋まちといふは阿波堀の西、茂左衛門ばしの南詰の町の舊名なり、此處に例年四月酉の日には、龜まつりといへることをなせり、是元祿年中五尺餘の大龜來るを、人々それを憐み、首に大坂鋪屋町と書したる札を結びつけて、川口の沖へ放つ、然るに年を歴て西國方の漁師の來りて云へるに、或時地引網に大ひなる龜を得たりしが、大坂鋪屋町と記せる札つきたり云々と、鋪屋町に住る人、其初めの様子をくわしく語りければ、漁師も國にかへりて、また海に放ちやりたり

○享保大坂の大火

享保年間大坂妙智やけと稱す（世に妙珍やけと云は誤なり、）大火は、明治二十八年より一百七拾一年以前のことに「攝陽落穂集」および其他の書にも記し、今は此ことを云ふ人非ずと雖も、三四拾年前迄は世に口碑に傳へたり、其は享保九甲辰年三月二十一日午の刻、（今云午前十二時なり、）南堀江橋通り三丁目金屋嘉兵衛が借家に住す、金屋妙智が家の空地より失火す、本日風西南の方より烈しく吹て、忽ち火延び猛火二つと成りて、其一は東方に延焼し、亦一は東北方にやけ廣がり、東方の火は西横堀川を越し、盛んに燃て島之内の地に延び、御津八幡宮三津寺灰燼し、又道頓ぼりをも越して芝居やけ、猶東南へ焼のびたり、東北へ延びたるは、北より江より四つ橋邊新町橋へやけて、新町廓中不殘焼失し、上難波社座摩社も回祿し、津村御堂に火移りて炎上、火勢於是益益烈しく成り、火粉風につれ高く登つて散亂し、瞬間に御靈社灰燼となり、堂島に飛火して火口此とき三ヶ所と成り、船場の火は中之島へ延て、諸侯の倉やしき數多焼亡し、堂島の火は東北へ延びて、北野村曾根

りと、是より此町々祭りを始しに、其後水火の難なしとぞ、「攝津名所圖會」のうちに載せたり、

○道修町北野氏の宅へ鶴の來し話

道修町藥種商北野氏は、伏見屋市兵衛と云ひ、境筋の西の方北側にトす、當家祖先は攝津笹部の産にて、享保五年大坂に來りて藥種開業せしとぞ、今に其孫綿綿して、且支店も多き舊家なり、此家に嘉永元年九月廿二日、何國よりか白鶴飛び來つて宿れり、かゝる事大坂市中に於ては稀なることにて、最めでたきことなるべし、

○西宮の神贖を市中に配る

攝津西宮蛭子神社の春の祭は、正月廿日なり、いつの頃の事なりしか、今其年代は忘れしが、昔時毎年正月に、道頓堀川戎ばしの橋詰に、西宮より神官派出して、通行の衆人に蛭子尊の像を印行せる神贖を與へて、賽錢をうけしことの有りしと、是いつか止み、其後大坂市中の町々へ其神贖を出して、町年寄より毎戸へ配達を依頼す、余少年の頃持參れり、其神贖の大きは大杉原紙四つ切にて、蛭子尊岩の上に座し、右に釣棹左に鯛を携玉へる御像なりし、

崎村天満に至り、南長柄村國分寺も回祿し、上町へも火のび城外近き邊迄焼たり、其他市中近在の飛火こゝかしこに燃上り、大坂一圓火と成し如く、天を焦が如く雲にうつり、大ひ成火の粉飛びめぐり、衆人おどろきたち周章さはぎ、東西南北に駆るに、川々堀々の橋は焼おち通路を断ち、老若男女途を失ひ慄慄して、家財を取のけしも焼失し、土藏に火いりて落るも亦おびたしく、婦女ことも悲泣さけぶ聲街上にみち、老たるを負ひ幼きを抱きて避る杯、其混雜一方ならず、死亡負傷者もすくなからず、實に未曾有の大火にて、やうやくに廿三日の朝に至りて鎮火せり、

○此火に大坂市中并に天満（此頃大坂市中二郷にして、天満は南中島の内なりしと見ゆ、大坂三郷と成るは此後の事なり、）願燒の概記、

一大坂町數六百四拾町の内、四百八町焼失、

一天満三百八拾町の内、七拾町焼失、

一燒失家數六千七百六拾九軒、内一軒、天満三百拾八軒、

（此家數と云は自居の分なり、）

一燒失家數六萬〇貳百九拾貳軒、

内大坂分四萬七千八百廿九軒、

天満三千四百五拾三軒、

(此カマドと云は借家の事なり、)
 一 燒落土藏千〇九拾七ヶ所、内大坂分七百七拾九ヶ所、天滿分三百拾八ヶ所、
 一 火入り穴藏數不_レ知夥多なり、
 一 濱納屋燒失千五百四拾四ヶ所、
内大坂分千四百六拾五ヶ所、天滿分七拾九ヶ所、
 一 橋の燒落五拾三ヶ所、難波橋、天神橋、天滿橋、高麗橋、本町橋、農人橋、日本橋、其他に四拾六ヶ
 一 大名及び旗本やしき燒失三拾貳ヶ所、
 一 尾張中納言御屋鋪壹ヶ所、紀伊中納言御屋鋪壹ヶ所、松原磯五郎邸(上中之島)、森越中守邸(上中之島)山崎兵庫頭邸(上中之島)、本多中務大輔邸(上中之島)、藤堂和泉守邸(天滿鈴鹿町)、伊達和泉守邸(宇和島町)、松原丹後守邸(同十一丁目)、渡邊備中守邸(京橋三丁目)、松平右京大夫邸(上中之島)、小笠原佐渡守邸(高津五右衛門町)、松平遠江守邸(天滿十一丁目)、秋元伊賀守邸(肥後島町)、中川内膳正邸(過書町)、宗對馬守邸(天滿十一丁目)、毛利周防守邸(天滿十一丁目)、石川主殿頭邸(天滿十一丁目)、鍋島伊賀守邸(堂島新地一丁目)、土屋但馬守邸(南瓦や町)、岡部美濃守邸(天滿一丁目)、

松平三治郎邸(天滿堀川町)、津輕七次郎邸(同十一丁目)、松平大炊頭邸(同綿屋町)、小堀備中守邸(同北樽屋町)、松平隱岐守邸(上中之島堂島一丁目)、池田内膳邸(同堀川町)、有馬玄蕃頭邸(材木町)、蒔田權佐邸(同綿や町)、松平主殿頭邸(天滿樋の上)、舟越五郎左衛門邸(内淡路町)、
 一 神社八ヶ所、
 一 西本願寺津村御堂、此内に於て七百人燒死す、
 一 興正寺御堂(天滿)、
 一 一向宗道場(本願寺末寺の事なり)、百〇七ヶ所、
 一 伊勢慶光院屋鋪壹ヶ所、(此屋鋪農人橋筋松屋町、)燒亡米壹萬千七百四拾石餘、
 一 同麥八千八百八拾石餘、(此三條は町方土藏にて燒失、其外後數は數不_レ知と云、)
 一 同大豆壹萬三千九百五拾石餘、
 一 同米三萬石餘、(是は大名倉やしきにて燒し分なり、)
 一 燒失之人(燒崩て形も見えざる分なり)、七千五百人、
 一 燒斃馬貳匹、(内壹匹は大坂火消役尼ヶ崎城主松平(遠江守の馬にて、御使來八人燒失、)
 一 御城代酒井讚岐守殿下屋鋪壹ヶ所燒失、但し門計

り残り、又同家中屋敷貳軒殘る、
 一 御城番松平大藏大輔殿下屋鋪壹ヶ所燒失、
 一 同家中屋敷拾五軒燒る、
 一 町奉行松平飛騨守殿家鋪燒失、
 一 同奉行松平孫大夫殿家鋪燒失、
 一 町奉行附與力町五拾七軒燒失、但し川崎東側にて寺内義左衛門宅残り、西町にて吉田勝右衛門宅、大西作右衛門宅殘る、
 一 町奉行付同心町七拾軒、外家敷三拾軒殘る、
 一 牢屋鋪燒失(松屋町)、
 一 本町濱御藏不_レ殘燒失、但し鹽崎藏なり、此燒失後此所四御番所に相成る、
 一 川崎御材木藏不_レ殘燒失、
 一 御代官久下藤十郎殿家鋪燒失、
 一 二郷惣會所并惣代宅燒失、
 一 過書町過書船年寄屋敷諸役人屋敷不_レ殘燒る、
 一 御破損奉行久保田又左衛門殿屋敷、同宗十郎殿屋敷燒失、
 一 御銀奉行戸田忠兵衛殿屋敷燒失、
 一 御弓奉行青木甚四郎殿屋敷燒失、
 一 御鐵炮奉行石野六左衛門殿屋敷、服部源五郎殿屋

敷燒る、
 一 御藏奉行筒井主膳殿屋敷、加藤安左衛門殿屋敷燒る、
 一 大坂惣年寄宅拾四軒内、川崎五兵衛宅、薩摩屋仁兵衛宅殘る、
 一 劔先船燒失拾五艘、
 一 上荷舟同拾艘、
 一 茶舟同六艘、
 一 砂舟同六艘、
 一 土舟同貳艘、
 一 過書舟同數不_レ知、
 一 道頓堀芝居五軒燒失、若太夫座、津川萬太夫座、嵐三右衛門座、出羽座、竹田座燒る、但し松島平太郎座、松山小四郎座、筑後座殘る、
 一 傾城町不_レ殘燒失、(新町なり、)
 右の名書の外、御代官領燒高多く候得共是に記さず、北は長柄村其外近在飛火あれ共略す、御城代酒井讚岐守より、三郷中へ米壹萬石御救米被_レ下候事、御仁惠難_レ有萬民悦びあへり、
 (余或人に聞に、此失火の時西南風烈敷、直ちに橋通より西横堀に延燒し、此所に火口二つと成、津村御堂

に火移りてより、四方へ火散亂す、而して焼後に天神橋の邊より、今宮村戎神社の見えたりと、又火中種々の物空中に飛上り、大坂船場某家の帳面、城州伏見にて拾ひし人ありと、これ等の事口碑に傳ふと云、

○川崎東照宮

明治以前には、(方今造幣局の地の中と成る)天満橋筋天満神社の裏門筋の東の邊に、東照宮を祭る社有りしとぞ、平日は門前へ民人を入れず、門の出入も甚だ嚴重にして、例歳四月十六日十七日兩日而已、門を開きて衆人參詣を許す、之れ神事にて世に權現まつりと稱し、大坂市中は一般に獻燈を點じ、貴賤男女群集せり、然るに明治の初め之れを廢せられ、其神體方今下三番村の内、東光院といへる寺院の堂内に祀れり、

○新羅岬白洲崎

長堀川問屋橋の北詰より、一丁北の辻西を鯉座といひ、鯉節を商ふ家此處に多く有りて、問屋仲買などいへるもの住す、此邊上古は海中にして、其後年を歴て淺斥と成り、又沙濱と成て新羅岬といへる岬のあり、

りしとぞ、之れ後年新羅をよこなまりてか、白洲岬と云へり、然るに年を歴て舊名を誤りしか、此邊の町名を明治以前には白髮町と云ひ、問屋橋に架る橋名にも白髮橋と號け、又此處に往昔海中より出現の觀世音を安置したる堂有りて、是をも白髮町の觀音と世人稱す、

○砂場の字
かつを座と呼ぶ此地の東を砂場と字す、是もいにしへ沙濱の時の稱への、後世に傳ふるもの成べし、

○大佛島
大佛じまの名は、西區富島町の字にして、是は昔南都東大寺大佛殿再建の際、其木材の置場を此地に設けしより、斯く世人のよぶところなり、

○梓ヶ端
わくが端と字せるは、北安治川町の西端の地なり、其名のおこり如何なるか知れず、

浪華百事談卷二一終

浪華百事談卷三

○座摩神社

座摩神社は方今社格府社にして、大坂市東區南渡邊町に鎮座あり、當社は神功皇后の御宇十年に、鎮めまつりたまへる處にして、祭神は福井神、生井神、綱長井神(以上三座は井)、波比祇神、阿須婆神(以上二座は)、五柱の神を祭祀て本社とす、攝社は神功皇后を大江神社と稱して祀り、末社も多く、大坂市六千餘戸の産土神也、抑當社はいにしへ神功皇后三韓御親征ありて、御凱陣の際神武帝東征の吉例により、御船を浪速國浮見石の上りによせ、皇后陸に上らせ給ひて、其地に休ひたまふ、(これ大江の岸にて、此時皇后の座したまひし石を神石と崇め、今も石町の行宮に祀れり)而して皇后神靈を齋ひたまふ時に、賤女齋を上りければ、獻じまつらせ給へり、是今の行宮の地と云ふ、或説には、今の行宮地よりは東なりとも云ひ、又神體もことなりと云ふ如何、而して難波小郡の大社と後に崇め、皇后の休ひたまふ石あるを以て、座摩の神社と

號く、
「延喜式」に曰く、凡そ座摩の巫取、都下國造氏童女七歳已上者、充之、若及嫁時、充替云々、
「延喜神名帳」に云く、座摩神社大月次相嘗新嘗勸願所云々、
因て伏見院勸願に、難波大社座摩神社とあり、又菅公眞筆奉納の額にも、難波大社とあり、
「三代實錄」に云く、貞觀元年正月從四位の下を授く、同年九月八日、攝津國難波大社等、遣使奉幣、爲三風雨祈之云々、
○當社古へ難波小郡に座すときは、一郡一社の生土神なり、難波小郡後年西成郡と改稱なる、されば西成惣社にて、西成一郡の生土神と崇敬すべきの神社なり、
○座摩神社舊鎮座地は、則ち方今の行宮の所とも、又其東の地とも云ひて、此に祭ること年久し、然るに天正年中、豊臣秀吉石山に府城を築く際轉地す、(其石は)、其地は方今の南久太郎町通りなりと、口碑に傳ふれども詳ならず、(余幼年の頃迄、南久太郎町通り井池すぢの東北側に、猿田彦社ありて、例年七月廿

三日に神祭をなせり、近頃は絶たるが、或人の云へるに、此地座摩神社暫時鎮座ありし地なりと云ふ、されど定かならず、其後ち今の地に遷座なりしなり、(是徳川幕府となりての後ちなるか、元和年間の事なるか、)

○當社の舊地は難波小郡にて、都賀野の中なるが、後に難波堀江の出來しのもち、南渡邊と改稱なる、其舊名によるか、社前の町名を南渡邊町北渡邊町とよべり、

○維新の前は大坂市中の神社、大概洛東吉田神社に屬し、神官の位階も吉田家にて授與す、されど當社と天満神社は、朝廷神祇官に屬して、他の社とは社格ひとしからず、世人之れを禁官の社と稱す、

○當社炎上しばくありて、社地の分野其度ごとに少々づゝ變せり、されど疆域に於てはかはることなし、


○當社夏の神事は、陰曆六月二日(今は七月廿二日)、神輿渡御、近年は中絶す、其渡御ありし時、行装の中に御撫物とて、金箔押の輿をかきて渡れり、是は御衣を當社へ朝廷より賜るものなりと、其輿の前には菊

田みの、島に田鶴鳴わたる

と詠じたり、又其のち年を経て田籙の郷の名あり、(方今野里の渡しの東にあたるか、)○舊圖模寫す中に野々宮あり、是田みの、社なるべし、又かたはらに御殿神殿と記せり、是はいにしへ浪速の祓ひを、伊勢齋宮の行ひたまひし舊迹なるべし、齋宮にはの御そぎしたまふは、還京のときにて、若し海水のこゝにみなきる時は、有栖川にて御祓除したまふとぞ、有栖川の地は卷の二に記せり、

○難波神社

難波神社(方今浪速神社と額に書す、以前は上難波社と稱す)社格は郷社にして、大坂市東區上難波町に鎮座、(世人博勞町の稻荷と稱す、これ誤りなり、)祭神仁德帝、八坂大神、倉稻魂神の三柱なり、攝社には博勞稻荷神社あり、又末社有り、大坂市中壹萬四千餘戸の生士神なり、當社の舊號は平野神社と唱へ、人皇拾九代反正帝即位元年の冬十月、勅りによりて大江坂(難波大郡の中生玉の庄、後ち東成郡となるの地、)平野郷に鎮座ありし神地なり、(此平野郷といふは、方今となふる平野郷には非ず、天王寺村中南平野町

の御紋の高張提灯壹對を立て、進み、警衛なすものも菊の御紋の提灯を携へて、甚だ嚴重なり、其他の行粧は住吉神社の渡御と髣髴たるものにて、社務職(今の)は御所車と唱ふ車に乗りて、他の神官は各騎馬にて、如圖胡粉をぬりて、鉛丹にて鶯の丸丸を南面に畫きたる、大團扇を從者持て付そふ、(下略)

○當社の祠官は渡邊氏代々連綿す、渡邊の徒はいにしへより攝津の國人にて、彼渡邊綱丁七唱の如き其族にて、又元弘の頃は、難波堀江渡邊の橋のほとりに、渡邊の城ありて、渡邊某籠居して南朝を守護せり、

○田籙神社

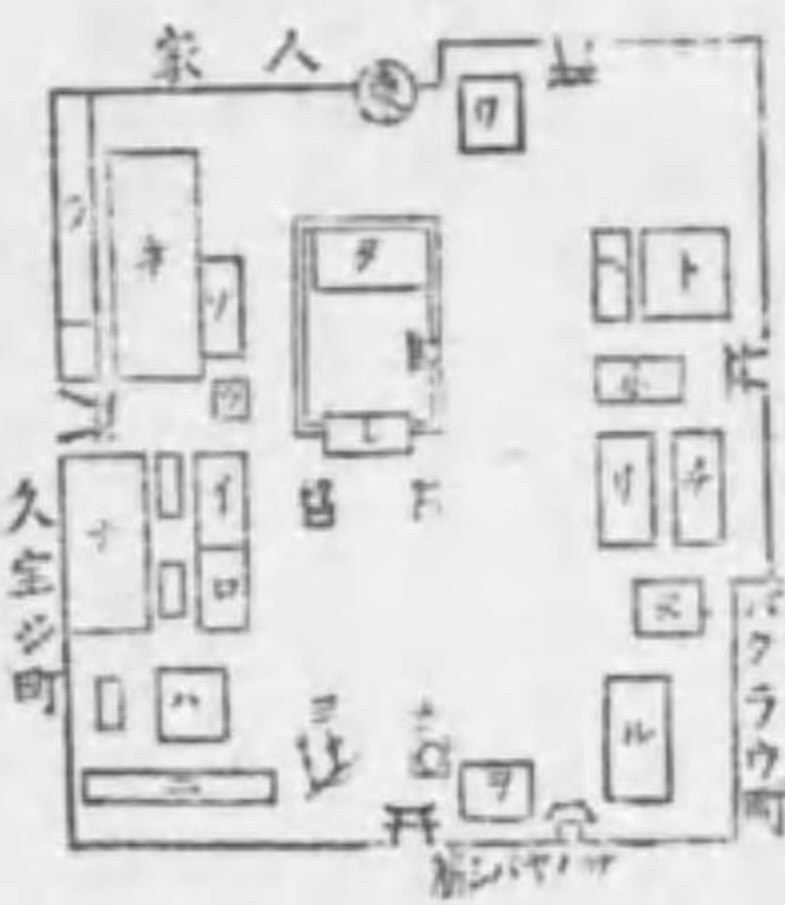
方今座摩神社の攝社として、社頭に大江神社と同所に鎮座す、田籙神社は祭神天照大神、豐受大神、天津彦神の三柱を合祀る、當社はいにしへ田籙島に鎮座ありしを、後年に此社地に遷せしなり、田みの島は左の舊圖に在ることく、既に仁德帝高津の宮居し給ふとき、難波の海にある島にて、古歌にも
難波湯汐みちくらし海の表

とよべる地にあたり、既に後三條帝の延久五年二月、住吉神社へ行幸のとき、當社へ詣たまへる事あり、又右大將源賴朝および足利家の將軍も、社參ありて神領寄附せらるゝ事有り、而して星霜を経て、天正年間豐臣氏大坂に府城を築く際、神領地なる上難波に轉地す、(是方今の社地なり、)よりて上難波原野神社と稱せしが、何晦略して上難波神社、又上難波仁德天皇の宮となへしとぞ、明治維新の後浪速の神社と稱しぬ、

○浪速の古圖數葉を閲るに、平野郷に當社を洩せり、されど社記には右に記せるがごとく、舊社たること判然たり、

前年本社拜殿の扁額に、攝津惣社難波皇太神宮と書してかけたり、
○刊行の浪華古圖には、右に模寫す如く記せり、(省略) (願云、此圖他の正しき古圖と比較すれば差違多し、されば、確實なる證とは爲し難し、)前年炎上のまへには、本社拜殿樓上にかゝげし扁額は、近衛殿の筆にて、仁德天皇の四字を隸書もて書せられしを、金字に彫刻し、又西の鳥居に掲げし銅のがくには、仁德天皇

宮と何人の書なるか書したり、
當社近年まで本社西面なりしが、今度の再建に南面に轉せられしは、如何なる故か、



ルモリチトヘホニハロイ
シ神文親ミ同末大動一
バ樂音音コシ社社荷宮社
ホ馬殿庫師社社社社社社
ラナネツソレタヨカワヲ
人店社茶御拜本コ井シエ
物務供所社イ戸キ
家店所店所社イ戸キ

る、寛政中の分野にて、余いまだ生れざる以前のありさまなり、
此圖により余が幼少の天保年中のありさまを今按ふ

に、本社のさま變ることなく、拜殿は樓門造りにて、割拜殿頗る美々敷、其樓上に前に記せる近衛殿染筆の楨額に、金文字にて仁徳天皇と書すをかけたなり、此拜殿の作り、社格高等の宮にあらざれば作り難きものにて、浪花中に又無く、且其扉の彫物に、麻の葉形をつめてほれり、此麻の葉形の彫物は、當時朝廷の御門の他には、決してなきもの、由、此等は實に珍らしきものにて、此事につきて一話あるなり、又四方に鳥居を立るも、大社にあらねば建がたきもの、由、既に住吉神社は四方に鳥居あり、是等は祠官甲田氏の前代、其事を知りつゝ、再建の際に作りしを、官より咎められしかば、知らざる由を答へ、取除け改造なす由を願ふ、其日限の内に町奉行も交代なりし故、其儘にておきしものなりと、家翁の話に聞けり、(イ)は勳一等社なり、祭神は仁徳帝の皇弟菟道稚郎子命なり、余が幼年の頃は、此社は博勢稻荷神社の西の方に列せる、小社の中へ遷して、極彩色せる小社に祀れり、而して(イ)の處には八幡大神を祭れり、(ロ)は皇太神宮なり、是は余幼年時も依然たり、(ハ)は博勢稻荷社なり、これも又依然たり、(ニ)は末社なり、此は余が幼

年の時も、末社に列して、武内祠、勳一等若宮、猿田彦祠、天満宮を南端に少し大なる社に祀り、其傍らに摩耶若梅の樹を栽えたり(ホ)東面末社にて依然たり、後年其北端に春日社を増作り、(ヘ)神輿藏なり是も依然たり、其北の方春日社の東に對せる地に、金比羅社あり、社務の宅は繪馬舎の南芝居の南にかわり、芝居は社務所の跡に建る、これは歌舞伎しばゐにて、又東方の芝居は依然にて、之は文樂座あやつり芝居なり、御供所は神樂殿の南の方にたて、神樂殿、繪馬舎、觀音堂などはかわることなし此頃の井戸樓は、阿波堀解船屋中より奉納せしものにて、其屋根は淺野内匠頭が、本國より大坂藏屋しきに來るときに乘せる、世に御座ぶねと呼べるもの、屋根の解たるを用ひしにて、淺野家の定紋丸にちがひ鷹の羽の彫ものありて、一奇觀とせしものなり、又本社に、攝津國缺郡の大社と記せし、提灯壹對をかけたなり、此缺郡といへるは、百濟郡のことにして、百濟の一郡を廢して、住吉郡に合併すること、卷二に記すが如し、平野郷は舊百濟郡の中にあらしものなれば、缺たる郡の大社といふ意にて、かく記せしもの、由、又大坂城

代の定紋の提灯壹對、東西町奉行の定紋の提灯壹對づゝを掛る、これは城代町奉行とも、交代ごとに奉納せるなり、これ玉造村豊津稻荷社の他なし、當社へかく奉納せしことは、何時のことなるか傳承するに、城代より豊津稻荷社へ提灯を奉納せる事有しが、其使ひの者稻荷社へ持參すべしと聞しを、當社のこと、思ひ持參せしを、其頃の祠官使の誤りと知りつゝ、禮謝して受おきて掛しが始にて、其後城代より奉納のことに因りて、町奉行へも願出、竟に恒例とは成しものなりと、故翁の話に聞たり、
當社夏の神事は、陰曆の六月廿一日にて、神輿二臺堀江行宮橋の社へ渡御、其行粧方令とは神器等も少なけれども例年あり、又五月五日の正午時に流鏑馬あり、騎人は美々敷裝束を着し、裂張の笠をいたゞき、馬も美装して西方の鳥居より出て、博勢町通りを三休橋すちまで三度駆け、其度ごとに三休橋の邊りに、薄き板にて製せる的を、長き竹に結びつけ持て立つを、一枚づゝ弓にて破るを例とせり、又九月廿一日は秋の神事にて、當社は渡御あり、されど神輿は出さず、羽車と稱する鳳輦の如きもの、神樂太鼓など行宮

へ渡す、其道すぢ夏の渡御におなじ、至て淋しきものなれども、浪花に秋祭に渡御のある社はあらずといへり、

○御霊神社

御霊神社は方今郷社にて、大坂市東區平野町五丁目鎮座、(舊名此地龜井)祭神天照大神、八幡大神、源正靈神(鎌倉攝五郎)三柱を本社に祀り、社頭攝社末社多く、大坂市中壹萬三千餘戸の産土神と崇む、當社は往昔天正年中には、石州の龜井能登侯の邸宅此地に在りて、其邸内に源正靈神を祭れり、後年其邸宅は廢したれども、神祠の遺りあるを、上古より此地に在る圓の社に合祀して、圓御霊神社或ひは新御霊社、又は五郎の神社權五郎殿とも稱したりと、(推考するに、其ときは小社にて社地も狭小なりしか、其後ち年を経て社地も廣くなり、攝社末社も建たるものならんか、されど先年神佛混淆を廢せられし以前は、寶城寺といへる真言宗の寺院と、地を混へしこと縮圖の如く、社堂も混じ至て不潔なる處も有りて、方今通路となる淡路町へ出る所に建物あり、又當社火災しばしばありて、位置の變換も少なからず、略縮圖の如し、中の

鳥居何時の火災後よりか無くなれり、(省略)當社を權五郎殿とむかしは専ら稱せしものか、近來まで淡路町通り御霊筋の東北側(紅梅湯といへる湯)に、往昔より累代綿々せる、灰屋九郎兵衛といへる藥灰商あり、其家に用ふる番傘には、古風の儘印を書しものか、權五郎殿前灰九郎と書したり、これ御霊社を權五郎殿と稱せし證ともならんか、當社の東北の方に、宗源殿と稱する宮あり、是は天照大神、豐受大神を合祀す、例年一六日の夜市は、もと當社より起れる由口碑に傳へり、一六日の夜市は、大坂市内第一等なり、其間平野町通り東西拾五六町、社前にも列り、社内は立錐の地もなき計りに露店を出し、道修町には植木見世列なり、般賑雜沓せること、衆よく知る處なり、此夜市も今より二拾年ばかり以前は、今の如くならず平野町通りも、中橋筋邊まで露店ありて、其東にはなく、西は西横ばりまでにして、道修町に植木店など出すことなく、社地社前の店も少し、當社の夏の神事は、陰曆六月十七日、(今は七月十七日なり、)神輿行宮へ渡御の始りしは、安永九年なる由、今は陸を神輿渡御なれども、昔は淀屋橋南詰

の濱より、神輿を船に遷して博勞町の行宮迄船わたりにて、天神祭りに似て、木偶をかざれる御迎ひ舟も、一二艘ありしなり、

○菟布良神社

つぶら神社(菟布良、又は)は、方今御霊神社の攝社となりて、本社の方北の方に有り、祭神は菟布良彦神、菟布良比賣神二柱なり、此神は上古より此地に鎮り座す神にして、御霊神社の創建ありしより遙に古し、されどいかなることによ、近年迄本社相殿に祀りて、別に社を設けず、

○浪速の古圖に、圓江圓神社と載せたり、又一名八十島頭とありて、島の周圍壹萬歩と記す、八十島祭も此處に於て執行はれしか、「攝津志」につぶら江圓神社をのせたり、八十島祭のことは「江次第」に載せたり、其又卷の一の始めに記したれば、此には省略せり、

○明治維新の前には、瓦町通り備後町通りの、御堂筋より西横堀の間の町名を、津村東の町西の町などいひ、本願寺別院(北御堂)も津村御坊など稱す、此津村といへるは圓の誤りなるべし、

○道修町少彦名神祭

方今毎年十一月二十三日に、道修町藥種商が執行ふ、少彦名の神の祭りは、其社は道修町境筋の西北側の人家の中に祀りて、明治維新の前には、此神を祀らずして、震旦の神農氏をまつり、毎年九月九日十日の兩日に祭禮をなして、神農まつりと稱せり、神農氏は彼の國の藥種の祖神とあがめ、又少彦名の神は、日本の藥の神なるを以て、かく藥種商のなす處なり、此社を建て祭祀をなすことは、何時の頃より始しものか、

○伏見町るびすの社

方今伏見町に戎社あり、此社を建しは近年の事にして、其以前は同所の人家の中にまつりて、毎年陰曆の十月二十日には、其家の表の間に祭りしものなり、其由縁いかなるか余は知らず、

○安土町男山八幡宮

安土町三丁目町社として祭れる、男山八幡宮の創建の年月は定かならず、元此社は昔時山城國男山八幡宮の神官、例年大坂に來り、市中毎戸に神牘を配りしこと有りしとぞ、其神官が出張所にて、其家のうち

に祭りし社なりと口碑に傳ふ、其出張所なるものは何つ歟やみて、今の如く社は遺りしもの也、余が幼年の頃杯は、神祭の日には表をひらき、衆人參詣せしめしかど、平日は格子を以て鎖たり、當社例年八月十五日放生會の際、紙もて製せる胡蝶に、ほそき竹をつけて出す、衆これをうけ歸りて、竈の側に立おきて、滑虫よけの咒ひとせり、是いか成る由縁のことによ未だ考す、男山にも有ることか余は知らず、此蝶を出すは當社のみならず、島の内御津八幡宮にも、放生會に出し、浪速神社に八幡宮ありし頃は、同様のことなりし、



金紙又銀紙にてほり、竹の先に付る、
板にて色をまらへするをほりぬき、竹の先につける、

○久寶寺跡の考

方今南久寶寺町北久寶寺町の名あるは、往昔此地に久寶寺といへる寺院の有りし故に、其名の遺れるも

跡を巡行して、年を経て後に攝津國に來り、東成郡(舊難波)の石山の地に本願寺を建立す、石山と稱す、地は左に縮圖せる舊圖(有略)中に有を見て知るべし、
○蓮如上人の石山の地に寺院を建られしは、明應四年の事にして、其地をうがつに、地中より木材瓦石出て、之を堂宇建築の料にあてられたりと、蓮如上人一代記といへる書の中に記るせり、甚だいぶかしき事なり、虚飾のことか、此寺院を石山の本願寺とも、石山堂とも稱しぬ、是に於て蓮如宗教を専らに弘めらるゝに、信徒蟻集せり、而して阿波の國守三好の一族も、歸依淺からず門徒とはなれり、斯て其後元龜年間三好の黨、織田信長と鬭争、山城攝津の地に於てしばしば合戦せり、其際三好本願寺に援兵をこふ、顯如上人我門徒なるを以て、之を承諾ありて、攝津國民の門徒に命じて三好を援く、是に於て信長怒つて、石山本願寺に薄りて攻ると雖も、門徒勇猛にして敗軍數度に及べり、此頃江州の淺井、越前の朝倉叡山に籠つて、山門の衆徒をかたらひ其勢ひ甚し、信長これを討に江州に赴くを以て、羽柴秀吉に命じて石山門徒と戦はしむ、秀吉智略を以て竟に利を得、顯如上人およ

のとは口碑に傳ふれども、何れの地に在りしや、浪花の古圖にも證とすべきものも見ず、何か其遺物もあらんかと余探れるに、漸く北久寶寺町通り、心齋橋筋の西南側の人家の裏に、最大なる古井の有りて、大寺などの井の如く、最も久しく在るものと見ゆ、之れ若し其寺の遺物にはあらざるかと思へども、井など據ろになし難きものなり、尙好事の考をまつ、

○本願寺別院

本願寺別院とは方今の稱へにて、以前は西本願寺掛所と云、大坂人は昔は表御堂とも稱し、後には津村御坊西御堂北御堂ともいひ、御堂筋本町通り備後町通りの間に在りて、境内二丁四面にて、京都眞宗本山六條の本願寺の別院なることは、衆よく知るところなり、本願寺の舊は洛陽の東山に創立(西大谷の)せるを、山門の僧徒宗教を妬みて蜂起し、放火せること屢なりしは、古き書に載せたり、而して第八世の門主蓮如上人は、洛東大谷の寺院炎上の後、山城國山科の郷に往き、此に寺院を創立して宗教を弘め、又其後ち近江國三井園城寺によりて、其邊りなる地の近松寺に暫時といまり、北越におもむきて、宗祖親鸞上人の遺

び門徒は紀伊國鷲の森に通走す、是を世に石山合戦といへり、其後も信長鷲の森に兵を發して攻たりしが、其戰爭中に信長薨するを以て、戦ひは止たり、尤も前條に記す合戦中に、石山の御堂は回祿す、其後ち豊臣氏の世となり、天正十八年紀伊國鷲の森より、本願寺を京都六條に移して再建す、此地豊臣氏より與ふる處にして、之れ第拾貳世准如上人の時なり、此頃大坂の懸所を建設なりしや、(創立年月日)尤も其境内今の如くならず、狭小なりしと、余推考するに上圖の如きものか、其後ち遙に年を経て元祿年中に至り、南方安土町通りの民家の地を、六十間(即ち一丁)渡邊すち迄を購求し、境内を廣くして堂宇を建しとぞ、又享保九年の春、南堀江橋通りりの失火(世に妙珍やけと云、)大に延焼して、當別院も悉く回祿せり、而して再建の時、南方本町通り東西は、御堂筋より渡邊筋までの民家の地所を購求して、方今の如き廣宏壯觀の梵刹とは成れるなり、



○當院の裏の方に、鎖て開かざる門あり、世人之をあかす門と云へり、此門は朝鮮使旅館となす時の用に開きたる門なりと、昔朝鮮使の來聘の時、大坂にては當院を旅館に官より定められ、渡邊筋人家は住居人を立退せて、下宿とせしものと余傳承す、

○大谷派本願寺別院

大谷派本願寺別院とは今の唱へにて、以前は東本願寺懸所とも、難波御坊裏御堂東御堂南御堂とも云ひ、御堂筋北久寶寺町より、北久太郎町の間に建て、京都大谷派眞宗本山本願寺(舊東本願寺)の別院なり、攝津名所圖會に、當別院の大坂に創立すは、後陽成帝の文祿年間、船場道修町壹丁目の地に建て、世に渡邊御坊と稱せしを、慶長の季年に至りて、今の地に轉地なりと、其時は東本願寺第拾貳世教如上人の時なり、○一説に平野町境筋西北角の邸の屋根に櫓あるは、則ち渡邊御坊の鼓樓ありし處にて、移轉の後も遺るを、今に至り設くるもの、由いへり、又「大坂軍記」に、慶長十九年冬合戦の際、徳川方の將蜂須賀氏が、本願寺に陣をとるを、豊臣の元帥眞田幸村が討ひて、夜討して勝利を得ることを載せたり、此時の夜討の兵士、大坂

城の羅郭高麗橋口より進み、暫時に本願寺に至るの文によりて考ふれば、道修町一丁目に在しものと覺ゆ、而して此合戦に堂宇炎上して、再建の時徳川氏より今の地を賜ふとなん、然らば「攝津名所圖會」の中に、再建の時慶長のすゑと記せしは、元和の初めの誤りならんかと思へり、

○安曇寺の古跡

安曇寺は上古の大寺にして、既に大化年間、孝德帝行幸したまふこと有れば、夫れより以前に創立の古刹なるべし、其後天平年中に、聖武帝も行幸したまへば、御願の御寺なりしかと推せり、其地位は卷の一船場沿革の條に貼付せる、浪速舊圖の縮寫の中にありて、方今安堂寺町の東にあたり、安堂寺町の名は、此寺の名をいつか誤り傳へしものにて、古きものには安道寺、又は安土寺など誤り書せしも見ゆ、當時の境内いか程ありしものか、記せるものを未だ見すと雖も、按ふに今の二丁四方も有しか、且其地は方今の安堂寺町通り、境すぢより東方かと思へり、

○油洒地藏尊

方今安堂寺町壹丁目の寺院の内に安置せる油かけ地

○順慶町の名井井戸の辻夜市

藏尊は、明治維新以前は、同所の十字街の東北角の地に、小堂を建て、安置せしものにて、此石像は上古安曇寺の内にまつれる地藏尊にして、背面に天平十一年安曇寺の銘を彫刻すと、されど其文字磕け滅せるが上へ、油かゝりて見え難し、天平十一年は聖武帝の御宇にして、明治二十八年より一千百五拾六年昔なり、かく古物の今に遺れるは奇といふ可し、此尊像に祈願の香油を洒けることは、余傳承するに、何時の頃か昔此地藏尊を信仰せる娼妓ありしが、或とき其娼妓を抱える者折檻せるに、娼妓の身體に油を沸てそゝぎしを、尊像娼妓の命に代りて救はせたまふ、此由縁により衆人油を洒ぐなりと、

○淨國寺跡の地

方今下寺町にある、淨國寺といへる淨土宗の寺院は、舊船場の中にありしを、今の地に轉地なりしなり、其名明治維新の前まで遺りて、順慶町通り御堂筋の邊より西を、淨國寺町とはよべり、されば此地は彼寺院の在し所なるべし、はた彼寺の内に、新町の名妓夕霧太夫の墓碑あるも、彼寺こゝに在しを以て、立たるものかと覺ゆ、

順慶町と唱ふる其町名の起りは、傳承せるに、往昔天正年間に、豊臣氏大坂城を築き、諸侯に上町船場の地に邸地を賜ふ、此所に大和の國守筒井順慶の邸宅ありし故に、其邸地の名遺りて、斯く町名とはなれるものとぞ、されど其頃の大坂圖を、余は未だ閱ざれば、何れの地に在りしか知らず、○因に云ふ、方今順慶町四丁目、筒井萬藏と云へる舶來品を商ふ者あり、是は余が縁者にして、此所に開業せるは、天保の季年なれども、其先は大和國の者にして、則ち筒井家の後裔なり、

○井戸の辻といへるは、順慶町通り渡邊筋の十字街をいへり、此辻正中に左の圖(省略)の如く、桶を据たるを以て字とせり、是甚だ往來の妨害となるもの成れども、官よりも是を除けず、浪花の一奇物となれり、此桶の高さは凡六尺もありて、其蓋には鐵製の鎖を付けて、開ざる様に大なる錠を以て閉たり、此桶の下に井の有やなきやは知るものなかりし、然れども上難波宮方今浪花神社と稱す社の、夏の神事神輿の渡御は、今に變らず昔も此を渡御ありしに、其時は此

桶を他へ取のけること例年なり、其時此地を見るに、井戸の有やうに見えず、昔時は井の有しも埋みしものか、此桶は明治維新の節に、官より取のけて廢せられたり、此井戸を筒井邸内の古井と云ひ、又淨國寺の墓地の古井なりと云ひ、區々なれども余が考へには、淨國寺中のものと思へり、此地方今は順慶町五丁目の中なれども、明治區畫編制以前は、初瀬町と唱へて、此以東は淨國寺町にて、則ち其寺の舊地なり、依て寺院の古井の跡か、又新町通りの西にも、井戸の辻といへる處ありて、此處にも十字街の正中井ありて、石の角なる井輪を設け、近傍の用水とす、其名を花の井と號けたり、是如何成由縁のものか、余が知己には知る人なく、書にも記載せるを見ず、是も浪速の一奇物なりしが、維新の後官より廢せられ、今は埋みたり、

○余幼き頃天保の季までは、心齋橋すぢの夜市は、今の如くならずして、順慶町通りは毎夜露店多くして賑ひ、東は中橋筋の邊より、西は新町につゞきたり、露店の間々には、内店も表もひらきて夜商ひせり、而して心齋橋筋は、南は安堂寺町通りまで、北は順慶町

より半町にて、此所には年中植木見世出せるのみなり、又心齋橋すぢは、安堂寺町の南橋詰迄、内店を開くもの少なく、露店は疎に少しあるのみにて、道路の暗黒處もありしなり、然るに何歟順慶町の夜市は衰へ、心齋橋以南戎橋の詰まで、毎夜露店つらなり出る様になりて賑ひたり、

○久太郎町名の説

南久太郎町北久太郎町の町名は、百濟町の後世誤りしものといひ、又天正の頃豊臣氏の麾下、堀久太郎が邸宅の跡なるを以て、斯く號るものと云ふ兩説あれども、余が想像せるには、百濟の文字の讀み難きより、萬葉假字を以て久太郎と書せしを、いつか久太郎とよみて、今の如く町名となりしものかとおもへり、方今小學校の稱にも、百濟の名を用ひらるれば、余が想像せる方ならんか、

○船場に傳馬町有し話

大坂市船場は市内の中央の地にて、方今商家多く、家屋の構造も他の市街とは勝れ、般販の場所なれ共、昔時は今の如くにあらずして、諸宗の寺院なども此處かしこに有しや、維新前の町名に、何寺町と呼ぶも少

を用ゆるを禁じ、又金銀器物は更なり、金銀箔押の物も停め、或ひは商品價格貳割下げ、其他種々の制禁布告を發したり、この以前は、渡邊筋北久寶寺町通りより、北久太郎町の間、則ち座摩神社の前にて、南御堂の裏の地なり、其溝の上へ石がけにそひて、毎日朝より昏に至るまで、種々品の露店出て、寸地もなく列り、街上の賑はしきことは、あだかも今の道頓堀及び法善寺の邊の如くなりし、元東側のみにて、西側は今と同じく古着商の店なり、こゝに傘の下とよべる飲食店三軒ばかり有て、此店は雨天にも休業せず、其店の構へ圖中(○圖)に畫く如く、屋根は板やねにて、簀を以て左右を圍ひ、前面の端に狭き入口を明て、それに其家の印を染ぬきたる、藍又は紺の暖簾をかけ、其餘は荷物に覆ふ如きの、合羽を釣て圍ひ、其中は床机の高き如き、食卓臺に代るものを中央におき、其前の方に來客の腰をかける、幅せまき床机を据たり、而して商ふものは、皿もり肴小鍋煮もの小茶碗むしなどなりと、此頃かくの如き舖は此處のみにあらず、道頓堀相生ばしの南づめにも、堀江あみだ池のうちにも有りし、此かさの下と呼ぶは、昔は大坂城の馬場に、

○文政天保の頃座摩前の露店井かさの下飲食舖

天保十三寅年徳川氏改革(これ其時御主意と稱し、水野越前守老中職の時にて、平民衣服身分により、絹物

大がさを日おひとしたる茶店（巻の一の中に闕す）の如きものにて、後にかくなせしかど、以前の名を衆よびしものかと想像せり、

○小路の名

船場中に小路とよべるもの四と有りて、各々名はよべども、其據ろ定かならず、小路の唱へは大坂のみならんか、京都にて大坂の小路といふが如きの狭路は、辻子（圖子共書す、）といひ、又東京にては新道といひ、又伊勢などには世古といふ、船場中の北濱より一丁南に、東は心齋橋筋より、西は西横堀に通ずるものを、淀屋小路といひ、其南の今橋通りと、高麗橋通りの中間にある狭路を、浮世小路といふ、又本町通りと安土町通りの間、難波橋すぢより東に狭路あるを、衣張小路と云ひ、北久太郎町南久太郎町の間、心齋橋筋と御堂すぢの間にあるものを、御前小路といひ、北久太郎町より本町まで、御堂筋と渡邊すぢとの間に、南北に通ず狭路を、狐小路といへり、

○東横堀まがりの地

東横堀り川は、大川分派の處より、本町の南までは直に南流して、南本町通りの濱地にて流水東へ曲り、壹

丁計りにて又直ぐに南に流る、此まがり流る、處は、船場の方も又上町の方も、地形川に突き出て稍狭くなれり、此兩側の地を築きたるは、明和二年のことにて、明治二十八年より一百三拾壹年のむかしにて、それ迄は上流より下流に至る、直ぐに流れしもの歟、

○曾呂利邸の跡

豐太閣の御伽衆の一人なる、堺の鞍匠曾呂利新左衛門が、天正の頃太閣より地所拜領して、邸宅を建てト居せし迹は、安土町通り中橋筋の南東の角やしきの地なりと口碑につたふ、（一説備後町中橋の東半角とも云ふ、されど確實なる證はあらず、）

○夢の浮橋

今は其形ちも有かなきかにて、名をよぶ人もなくなりしが、南本町通りの心齋橋すぢと、井池の間に石橋ありて、其を夢の浮はしと世人いへり、其名無常によりとなへなりと思へど、何なるを知らざりしが、或人のいへるに、此地は昔墓所のありし地にて、其所に設けしもの、遺れるなりと、然れどいつの頃まで有しもの歟、定かならず、且證とすべきものも有らぬ故、如何と思ひ過しぬ、是予が少年の頃のことなり、

而して此橋の有ところの北側に、近年迄井上周輔といへる醫師住居して、其人は余若年の頃知る人なりしが、其家いつか新たに井を穿しこと有しに、地中より枯骨出たりと、然らば昔埋葬せる地に疑ひなし、されど其醫師は之を秘して語らず、其ことは他の人の語れり、かゝる所は浪花のみならず、諸國にありて、先年余京師に在りしときも、同様のことを聞たり、

○平野町櫓やしきの考

平野町通り境すぢの北西角の家の屋根の上には、昔より櫓のごときものを建て今にあり、此考へは前條大谷派本願寺別院の文中に述たる如く、いにしへの渡邊御坊の鼓樓のなごりを、後年もたてたるもの歟と想像せり、尤も此やぐら余が幼年のときも、西北角の家にのみ有て、其他に一方の屋根にはあらず、又故老の傳ふるも一ヶ所なりと云ふ、

○高麗橋下やぐら屋敷

大坂市船場高麗ばしの詰の、兩角やしきの屋根の上に、舊城郭の角矢倉と稱する物を建たること、浪花市中の一奇物とせり、然るに近年北角屋敷、藤田氏の居宅となすに改造新築す、此際無益のものと思ひしや、

取拂ふて後建す、故に方今は南角やしきのみに残れり、藤田居住の以前は、東京吳服商惠比須屋が支店にして、其又以前は綿問屋の住しや、寛政印本「攝津名所圖會」卷四大坂の部高麗橋の圖畫には、綿問屋の體を畫がけり、惠比須屋が此所に支店を開きしは、天保六年なり、又南角は余幼年の天保の頃は、鏡匠住せり、此かゝみやの圖も、「攝津名所圖會」の繪にゑがきたれば、古きものと覺ゆ、此やぐらの構造をさかのぼり考るに、天正年間豊臣氏大坂城を築けるの時、西面羅郭の見つけに、設られしもの、餘波を惜みて、後年まで入費を厭はず、其形ちを遺せるものかと想へり、見附と稱ふるものは、城郭外圍の門の外に、土堤をつき構へしものにて、近頃まで東京府にも有しなり、此地は大坂城羅郭のありし時は、大下馬先なりし由いひつたへたり、

○銅座邸

徳川幕府の頃は長崎港のみにて、支那紅毛に貿易なすは、すべて官物にして、其貿易品の中に銅あり、舊過書町井池筋東南角の地に、銅座となづけて其事務所ありし、（今も其舊邸の亂れし形ちや、遺れり、方

り、是より年々米商ひ盛んになり、家もますます富貴せり、然るに五十年計り経て、寶永中與左衛門より三代のちの戸主辰五郎、奢侈甚しく家屋不相應の營繕をなし、且花街にしばく通ひ、放蕩尋常ならずして、漸々家衰へ累代の什器黄金の雞(器物にあらず軸物なり)を失なはんとす、尙惡事も有ける所より、米商ひ免許状および家財をも、徳川氏へ沒收せられて、浪花の舊家こゝに絶たり、

淀屋の宅地を按ずるに、今の心齋橋筋の邊より、西肥後橋までの中ならんか、確實なること未だ考へず、然れど堂島米相場始めを、例年淀屋橋南詰の西の地に立ること有り、且肥後橋邊に米仲士の集ること、古き書に見えたれば、肥後橋よりは東ならんか、淀屋橋は淀屋より初て架たると、口碑に傳ふること有り、又淀屋小路は其家宅の裏地かと推せり、又近年或人の話に、北濱壹丁目株式所の南に、淀屋が所有の土藏今に有よし聞けり、此藏は何藏にて有しものか、

○十兵衛横まちの字

今橋通り壹丁目すち(東堀より壹丁西の筋)北半町を、むかしより近年まで十兵衛横まちと字によべり、

其號るは平野屋五兵衛の宅地と、天王寺屋五兵衛の宅地との横丁にて、五兵衛と五兵衛東西にあるを以て、十兵衛横まちとは云ひしなり、平野屋は苗字を高木と云ひ、天王寺屋は大眉といへり、

○高木大眉兩家の話

今橋通壹丁目筋東北の角やしきは、先年まで(慶應中)平野屋五兵衛(高木氏)といへる、十人兩換商の豪家の住しなり、其祖先は攝州福井村の産にて、寛永十三年大坂に來りて開業す、其始めは家號も新庄家といひ、苗字は目賀田氏なりしが、後年家號を平野屋に改め、苗字も高木と更たりとぞ、是はいかなる事にや詳ならず、(若し別人なるか)此家貳百四拾有餘年綿々せし舊家なりしが、明治維新の後破産沒家せり、其跡一時諸藝興行場となりしが、何歟やみて方今の如くなれり、

又高木の家に對す西北角のやしきは、天王寺屋五兵衛(大眉氏)と云へる金満家なり、此家の始祖は攝津住吉郡遠里小野村の産にて、抑敏達帝の御宇の頃より、其地に住し舊家なる由、寛永五年大坂に來りて、當町に住し開業す、其業何なるや知れず、而して貳百

五拾年計り累代連綿、大坂市中に於て當家に比するの舊家少しと、口碑に傳へたり、然るに明治維新の後、何方へ轉居せしか此地にあらず、○世人の謂く、此大眉氏には弘法大師空海が、金子借用の證書ありといへれど、其虛實定かならず、

○くり鬢髪振袖の衣服を着たる丁稚

昔は大坂北船場の大廈に召使ふ小僕は、すべてくり

ふり袖の
衣服きたる
でつちの圖



びん前がみに結び、衣服は木綿縮又はなら晒布のふり袖を着し、木綿小くらの帯をしめて、貝の口となへる結びには爲さず、帯のはしを狭みたり、是一般の事なりしが漸々にやみて、安政の頃までは、高木大

眉の兩家は古風をくさすして遣り、鴻池などは年少き未だ鬘を結はざる小僕のみ、ふり袖を着せしが、これもいつか止みたり、又若衆まげ(前がみとも云)の前髪は、小僕はすべて鬘の根へ引つけて結ふものなれ共、是も昔は鬘の如くせしものとぞ、夫れを世俗にちやびん立るといひしなり、其唱へ何を以て號

くりびん



ちやびん立る

年の頃(天保の末)は、子息は前髪を元結にて結び、小僕には元結にて結ばさずして、差別をつけたり、又家によりては、子息は前髪をちやびん立しもあり、

○鴻池屋の履歴概記

浪花の豪富鴻池屋善右衛門は、山中氏といひ、世にあまねく知れる家にて、遠國僻邑の人始て大坂に來れば、必らず此家の門外より見て、歸郷の上の談となす

と聴けり、此家の始祖は攝津國河邊郡伊丹の近傍鴻池村にて、昔其村に住居せし山中鹿之助と云る浪士なり、(出所未詳、)其人赤貧なりと傳ふ、(世人永祿中尼子の勇士たりし、山中鹿之助幸盛の裔なりといへれど、全く別人なるよし、いかにも幸盛は播州上月の城にて自盡なすこと、太閤記にも見えたり、此鹿之助の墳墓は、谷町すぢ梅が辻の北敬向院の内にあり、即ち鴻池屋の香華院なり、)鹿之助或年の暮に、歳旦の雑煮に用る餅をつく事あたはず、有あふ蕪を餅の代りにして、雑煮をたきて祝ひしことも有り、又恵方棚をつらんとするに、それを求める代なくして、竹を以て杖をつくりて、恵方だたとせし事も有と口碑に傳へり、(此兩種後年山中氏の恒例となり、恵方棚は杖を用ひ、雑煮にかぶらを用るときけり、)其子孫鴻池むらに綿々してトし、後に酒を醸して商ふを業とせり、是濁り酒なれども、山中酒屋の酒は、他家に醸すよりも勝れて香味よしとて、買人おほく集ひ、年々繁昌せしとぞ、而して明暦二年、山中酒屋大坂今橋通り難波橋すぢの西角の家に支店を設く、(方今銀行と成る處、近年まで本宅にて兩換店なり、其東方に表口

貳間計りの小家のかたちを別に作りたり、是昔酒店の有し家のさまを遺し建るものなりと、之れ昔を忘れざる様との事なりと云ふ、尤も表は常にとざして有り、)又明暦三年より新田開墾のことを始たり、(方今鴻池所有の新田は、諸國にある由、就中河内の鴻池新田と稱すもの、著しく廣大の地所なり、然れども此より収入する穀代を以て、諸國新田の種代にもたらざるなりと云へり、)

○鴻池屋が金満となりしもとを問ふに、寛文の頃までは、すべて酒は中汲(白く溜る酒、)除醜漙(俗にどぶ酒と云、)の類の濁り酒のみにて、今の如き清酒はなかりしとぞ、然るに寛文五年、始て山中酒屋清酒を賣出して大に利を得たり、其清酒の醸造のおこりは、山中酒屋に頑愚なる下僕ありて、一日いさゝか成ことより、主人と口角をなせしに、下僕至て剛性なるものにて悪心を發し、其所此處と見廻るに、春戸口に木灰を入れたる桶あり、それを醸造桶の中へ投入て、酒を腐敗さんと計り、竊に土藏の中へ灰桶を持行、醸造せる大桶の中へ灰桶を投げ入れ、獨笑して山中酒屋を去れり、僕が斯なせしことは、主人始め家人誰か

知るものなし、而して其後日を経て、彼酒を賣んと大桶を開き汲出すに、是はいかに酒すみて味ひ特に美なり、主人不審はれず、先づ其桶の酒を他の桶に移し、いれて底をみるに、さきに失て知れざりし灰桶の有れば、再びおどろき考へて、儲は先日立去りし下僕が所爲ならん、却つて我家の福ひとなれりと、大に喜悅して、此ことを他に洩すべからずと家人に嚴に命じ、尙其他の醸造桶にも、此法を用ひて清酒となして賣出すに、衆人珍らしきを以て、擧列集りて購求し、大に利益を得たり、斯て其翌年より清酒のみ賣出し、年をかさねて大に殷富し、竟に巨額の金銀をたくはへたり、(按ふに是より兩換店をも開きしか、)

○大坂支店の鴻池屋善右衛門は、幕府徳川氏の爲換方を勤る、拾人兩換といへる者のうちの巨魁となり、加之諸國侯家の金調をなす、掛屋と稱ふるものとなりて、新宅支店も追々に殖へ、支店より又支店を設け、鴻池屋の家號を受ける者許多にして、尙又別家を稱ふる家多く、これは鴻池屋の號を許さずして、井上屋と號せり、(此こと詳ならず、是も亦數軒ありしなり、北船場および上町の和泉町にも其一族多く、産業は

大概兩換業、又は候家へ立入りなり、支店は其本家へ通勤して、俸給をうけて家族を養ふも多し、一族中有名なるは鴻池屋又右衛門、(一説に此家鴻池村の山中、大坂に後年移りし家とも云ひ、和泉町に下す、)同新十郎、同榮三郎、同善五郎、同善作、同善之助、同鶴之助は皆新宅にして、支店は鴻池屋庄兵衛、同伊助、同伊兵衛、同篤兵衛、同市兵衛など大家なり、尙餘書つくし難し、(此内近年沒家せるも有り、)斯の如き豪富家なれども、一門各家節儉にして冗費を省き、決して奢侈を爲さず、舊例を専らにする事、他の金満家とは大に異なり、余幼年の時老人に聞しに、天明中には鴻池よりも、中之島上之町(今豊國神社の建營なりし邊の地なり、)上田三郎兵衛といへるが有りて、此家の方まさりたりとぞ、然れども上田の家は絶たり、

○鴻池屋の家風を聞し儘一二を記す、

浪花の舊慣にして毎歳首春の門飾を、大廈は殊に美しくなす(方今の風とは異にして、大門松を立て夫に注連繩をかけ、橙柑子串柿炭海老昆布杯を付たる大飾と稱すものなり、)ことなれ共、此家には僅かに三尺計りの小松を、表口の柱に立て、しめ繩も粗末な

るものを手製にてなし、それを入口の上に張れり、
恵方棚は前々記す如く、箆を竹にて釣て代りとし、是
を作るに出入の大工來て爲すよし、

産土神座摩神社の祭禮の時も、軒端に獻燈の提灯を
多くいだすことなく、入口に家の紋の五ツ山の書き
たる提灯一張のみを點せり、

浪花古來より(明治前也)町家に於て、宗旨は本家の
宗門を、新宅および支店にも傳ふること一般なるが、
此家は其例なく、本家は禪宗なれども、其新宅支店は
好む處の宗門により、眞言宗あれば浄土宗も眞宗も
日蓮宗もありて、支店は多く其實家の宗門を立るな
り、

支店の倅はかならず本家に出て、小僕奉公をなすと
ぞ、他より奉公に出るものは、總て自居の者二名の證
人あらざれば、召つかはずと聞けり、明治以前は婦人
佛參其他のことにも、他出の時必らず駕にて行に、
厨より駕にのりて出る、されば家人と雖も、内室を知
らざる者あるとぞ、

新宅および支店の妻女も、年わかにて其夫を喪ふと
きは後夫を迎へず、或は他へも嫁すことを禁せり、若

島屋久右衛門の兩家は、いつも拾萬兩を調達す、又
新宅支店も之に出財するに、壹萬兩に下らざる家多
し、

○鴻池屋本家には、尤も扣家抱屋しきも所々に有り、
(新宅支店の屋しきも、自ら求めるものなく、本家の抱
屋敷となすとぞ、之また一家風なり、)扣家のうち
内久寶寺町御祓筋に在るものは、維新前每歲城番八月
に交代をなす、其際追手口を守衛なす候の旅館に用
ゆ、(其他の城番及び家士杯は、都て市中自宅の者の
家に宿る、其日數三日計なり、故に世人此扣家を指
て、本陣とよびしなり、(本陣の名は、すべて旅籠屋の
大なるは、諸侯江戸參勤の時、旅館にするより其唱へ
あり、)又松屋町通り瓦屋橋の邊に在る扣家は、累代
の佛事を營む爲に設たる家なり、此所にて客を饗す
とぞ、又日本橋通りの南にもありて、此處は火災ある
時、家人始め一族の避る宅とす、三處とも地所尤も廣
く、庭中には樹木多く栽えて、他より之を視ればあだ
かも森の如くにして、内に入れば市中の如くならず
とぞ、

○下駄屋町

浪華百事談卷三

之を用ひざるものは、直ちに鴻池屋の家號を本家へ
沒收す、故に此一族には若き婦あり、

支店の妻女式日の禮は、自ら本家へ出ることもなく、家
婢を以て祝辭を申入ること例なり、
婦人の髪のかざりも、此一門は一風ありて、鬘のかざ
りの櫛笄かんざし等、鬘甲を用ゆることなく、玳瑁ま
がひ、(馬爪の四方張、象牙、あるひは秋田春慶ぬり
にて製すものを用ひさすとぞ、

家婢のすがたも他家とはことにして、年少きもの、
髪のかざりに、紙製のこを掛ること、決して他には
なきこと成べし、

猶此他に種々あれども書洩せり、

○天保八年春二月、大鹽氏が暴動の時此家に迫り、大
砲を撃ちこみて家を焼くといへども、産を破ること
無く以前の如くにして、同年貧民へ富家の銘々より
救助錢を施すにも、此家は錢壹千八百貫文を投す、
(猶此前後にも救助錢を出すこと有れ共、こゝに略
す、)又一族よりも許多の錢を施たり、

○幕府徳川氏御用金と稱して、浪花の町人に公債を
命すこと、昔より屢なりき、其度ごと此家と玉水町加

下駄屋町また下駄屋濱と昔いひしは、今橋壹貳丁目
より、北濱通り壹貳丁目の邊なりと聞けり、後年町名
を改めしものか、方今は家列よき町なれども、昔はし
からざるか、下駄屋の名あれば、下駄職などの住居せ
し處ならんか、

○馬島の濱

馬じまの濱と昔字に呼びしは、北濱通りせんだんの
木筋の邊なりとぞ、まじまの名は、此處に播州の眼科
醫、馬島某卜居せられし故なりと、其醫なりしか、余
幼年のときは、東横ばり本町橋西詰の北なる、大家に
住せられしなり、

○東横堀十二濱

拾貳はまの名は、假初にいふことにて、東横堀の今橋
築地の地より南本町濱まで、十二箇所のはまを指て
いへるなり、

○西横ばり二十四濱

二十四濱の名も東横堀の十二はまとひとしく、假初
に號るものにて、土佐ばり南岸より、長堀までの濱々
をいふものなり、

○鳥飼屋藥種店

今は有るや無き歟、今橋通りなには橋筋の東南側に、朽たる板の招牌を掲げし、鳥飼屋某といへる藥種商あり、此家はいと古き家にして、鴻池屋本店の開業以前より、同所に住居せしものなりと、先年同町に住る人の話に聞たり、其開業の年は定かならねども、鴻池屋よりも古しといへば、明暦以前なるべし、

○捻紙治の宅鈴木氏

今橋通り境すち南西角より、浮世小路までの屋敷は、前年紙屋治兵衛といへる紙商の居宅なり、其祖先は紀伊國雜賀の人にて、天正八年に大坂に來り、玉造の郷にトして紙商を開業して、天正年中豊臣氏の御用の紙を調進せりとぞ、其後ち元和元年に、此居宅地を徳川氏より拜領すと傳ふ、此家鐵製の堅固なるねぢがねを以て、大屋根の下より小屋根をつること數本にて、これ浪花市中の一奇物にて、世人捻がねの紙治とはよべり、余少年なりし時故老にきゝしに、此家はじめには鍛冶何某なるもの、住居にて、其人これを始て作りしを、累年用ゐしものとぞ、

又大坂人彼網島大長寺にて、曾根崎新地の妓婦小はるといへる者と情死せし、紙屋治兵衛は此家に住し

人なりと専らいへれど、其はひがことなり、既に其淨りの文句にも、天滿に年ふる千早ふるといふ詞ありて、情死せるは天滿に住居せし、小賣紙屋なりし治兵衛といふ者なり、同じ淨るりに治兵衛の兄に、粉屋孫右衛門といへる者あり、其子孫余少年の頃、天滿拾丁目すち(方今天滿橋筋なり)、天滿神社鳥居すちの北東側に住して、乾物商なりし、其人は家翁知己にて、其人も紙治のことは話せりと聞り、されど其住せし所は今忘れたり、

浪華百事談卷三終

浪華百事談卷四

○蕉門俳人園女の宅

舊の過書町(北濱より一丁南の通)なには橋すち東北角の家は、古くある菓子舗なり、(余幼き時より有しが、今にあるは其孫か、又別人なるかは知らず)是はばせを翁の門人園女が宅のよし、「攝津名所圖會」卷四にのせたり、彼翁が「白菊やめにたて、見る塵もなし」といふ句を興へたると、「終焉の記」のうち治郎兵衛が手記の條に見ゆ、其文に、(前略)御目覺しより去來を近く召して、先頃野明が方に残しおきし大井川に吟行せし句、「大井川波に塵なし夏の月」、此句あまり景色過たれど、夏景色いひかなへたりと思ひ居たりしが、清瀧にて「清瀧や波にちりこむ枯松葉」と作りし、事がらは變りたれど、同案なりと人はいはんもいかゞなれば、大井川の句は捨侍らんと汝に申たり、然るに頃日園女に招かれて、「白菊の目にてたて、見る塵もなし」と吟じたり、是また同案に似て、句の道すち同じ、夫故前の二句を一向に捨て、白菊の句を

殘し置んと思ふなり、汝が意如何ん、去來なみだを浮べ、名匠のかく名を惜み、道を重んじ給ふ有がたさよ、(中略)園女が若くして、陌上乘の調あるをほめ給ひたる意も妙なり、世人此句を見るもの、園女が清節を知らざらんや、(中略)園女が二夫に見へざる貞潔と、大井川清瀧の絶景と、二句の間相たゝかつて感じても、餘りありと申せしかば、師も機嫌よくおはしたり、(同書中に園女の事まだ有れども、こゝに略す)又「攝津名所圖會」中に、

白菊やめにたて、見る塵もなし

ばせを

此一章は先師難波におはして、園女が垣根に是を申されし句なり、されど甲戌の長月の末なるべし、これを生前の筆の名殘とおもへば、殊更になつかしく、今この事をこゝに書添たるなり、

東花坊

此一軸は大伴大江丸が所藏せられしとぞとあり、(余おもふに、此句「終焉記」には白菊のとありて、こゝに白菊やとあり、こは如何、又翁難波に來りて、園女宅を寓にせられしやう、「攝津名所圖會」には載せられたるも、終焉記には此事なし、これもいかゞ)

○芭蕉翁終焉の地

「本朝文鑑」芭蕉翁終焉記に其角いはく、(前略)然るに之道宅は狭くして外に閑所もなく、多人數入こみて保養介抱も成まじとて、其處此處と立まはり、我知る人ありて、御堂前南久太郎町、花屋仁左衛門といふもの、裏ざしきを借受けり云々とあり、此花屋の家は、南久太郎町通り、御堂筋より東へ貳軒目にて、享保の大火の際にものがれ、天保年中まで花屋なりしが、其跡に俳師花屋庵鼎左トして、近年まで在り、鼎左歿後には、畫工若林長榮居し、余若林が住しときしばし行て、翁が寓せし處を見るに、中二階造りのざしきなり、

○大雅堂墨跡の招牌

翁の寓なりし家の東に、河内屋勘兵衛(大場氏)といへる醸造家あり、此家も古き酒屋にて、醸せる酒の銘を我宿と號く、其招牌を表口の傍に掲ぐに、高さ凡壹尺餘巾貳尺にたらずして、杉板の様に、それに白字にて我宿の二字を彫入たり、是大雅堂此に來て酒を求め、味の美なるを賞して書れしものにて、霞樵の名もなきを以て、知る人稀なりと、此家近年醸造をやめ

拍戸となり、方今は長堀に轉居し、右の招牌は秘藏とせしが、今は易堂が書の招牌をかゝぐ、

○鯛屋貞柳の宅地

鯛屋貞柳の住し宅地は、北久太郎町通り、御堂筋の東南角にて、菓子製して業とし、鯛屋山城掾と號す、若年の時より狂歌を嗜み、玉雲齋信海が門人となりて世に有名なり、一時南都古梅園松井和泉油煙所の製せる大形の墨を、大内に上るよしを聞て、月ならで雲の上まですみのぼる

これはいかなるゆるるなるらん

と詠しが雲井に聞へければ、油煙齋と賜りしとぞ、又享保十年東本願寺門跡、大坂御下向の時、貞柳里村昌築を以て、狂歌一首を奉りける、

おほけなき御事を心にかへりみもわかす、かくなんよみて奉りける、

足引の山より高き御恩かな

御痛ながら衆生濟度に

御前宜しき様にと昌築へ申入候て、

鱗ももれぬちかひの網なれば

ちよつと御前へまかり出たひや

此とき門跡よりさかづき頂戴して、

物の名も所によりて土器の

御盃ともいひあぶらつぎとも

又一書に云、貞柳姓は永田氏、初め名は良因、後ち言因一の名信乗と云、通名初め善八、忠兵衛又忠七と改む、貞因の男なり、(貞因通稱善右衛門、京師の人、安原貞室門人、俳諧を善くせり、後ち一家をなし、又狂歌を嗜む、元祿十三年八十才にて歿せり、一本には大坂の人と有て、姓を板並氏とし、松永貞徳の門人と有り、何れ歟、)由縁齋、精雲洞、霜露軒、生庵、遍舟子、放曠子、平魚等號せり、別名孝因、不月と云ふ、享保十九年八月十五日歿す、八十一歳、玉雲齋信海の跡を嗣ぎ二世と稱す、(鳩杖子と號し、又助榮亭、珍菓亭、長生亭とも云、)

貞柳の碑は、天王寺村清水寺の西坂の下にありて、

耳は遠く死るは近く成にけり

夢さませとや曉のかね

又天王寺にてよみし歌に、

酒もつよく顔の赤さも公平は

四天王寺の花の下かけ

辭世の狂歌は、

百あても同じ浮世に同じ花

月はまん丸雪は白妙

貞柳翁が柳塚は、天下茶屋村の安養寺の内にあり、墳墓は高津下寺町淨國寺境内にあるなり、

○近年まで平野町壹丁目の角に、鯛屋といへる菓子舗あり、是貞柳が家の支店なるよし、(今大黒屋といふ人、其あとを求めしか、)

○鯛屋木偶店

貞柳の宅なりし北對ひ角に、鯛屋喜左衛門といへる雛人形屋ありて、紺地のれんに、丹にて鯛を忍がきたるを軒さきにかけて、いと古き家にして、天保年中まで此處にをりて休業す、これを貞柳の宅と思へる人あれども然らず、されど鯛屋山城掾のゆかりある家なるか、余幼年のときの事にて其實をしらず、

○俳人伊丹鬼貫が寓居の跡

世に名ある俳人伊丹鬼貫がかり居せしは、北久寶寺町通り御堂すぢの東の方、南側の路次のうちなる由、此人は至てまづしくくらせし由、一説に今世にいふ按摩いらす膏藥といふものを、嚙ぎあるかれしと云

ふ、是如何なる歟、

○兼葭堂の宅地

兼葭堂姓は木村、名は孔恭、字は世肅、巽齋又遜齋とも云、兼葭堂は其號なり、通稱を坪井屋吉右衛門と云、後に太吉郎と改む、浪花の人なり、其始堀江に居住して酒造を業とす、一時井を穿るにはからず蘆の根を得たり、是いにしへの浪花の蘆なり、是よりして兼葭堂と號せしとぞ、後船場伏見町通り、淀屋橋筋東南角に移住す、(巽齋の字は此居による歟、又孔恭歿後は舊宅地の小屋に、男住せしと聞けり、)孔恭幼稚より物産に心をよせ、珍奇藥品、古器、地圖、金石、碑文、古人の書畫、經史、詩文もろくくの書籍を集め、書畫をよくし、且懷徳書院、(中井學校、卷之三の中に記す、)混沌社の一人なり、博識多才の一奇人といふべし、(兼葭堂の小傳は別冊に記したれば、こゝに省略せり、)

○岩永氏物産會

今は何處にも博物場の設ありて、萬物を縦覽して、物産のことを誰も心得れども、明治以前には其學びをなす人ならでは、くわしく知ることなく、眼にふるゝ

も稀なりき、こゝに道修町通りどぶ池すぢより、半町計り西の南側(方今吉田と云家となる)に、近年まで岩永氏といへる醫家あり、天保年中まで其家に於て、をりく物産の展覧ありて、余少年のとき家翁に従ひて行、たびく縦覽せり、植物動物器財の類其席に充々たり、

○唐山造の家小蕃館

渡邊筋本町通りの南東側に、長崎屋某といへる商家あり、(酒囊商歟、)其家の文政の頃の主は一奇人にて、居宅の西むかひの小家を、支那風に造作して、其路次口の表には樓門をたて、小蕃館の扁額を掲げ、四邊の塀および庭中、すべて支那製品を用ひ、樹草も彼土のものを栽て、此處を隱居として住せしと、余少年の時老人に聞けり、天保の中ごろには毀壞たるか、其形ちのこらず、然るに拾餘年以前に、本町通り渡邊すぢの少し西なる、南側の路次のうちに住しに、異風の井戸と塀の跡いさゝか遺れり、之れ文政中の小蕃館の地なるべし、それも今は有やなきか知れず、

○小野於通が書の看板

北久太郎町通り壹丁目筋の東南側に、今も綿々せる白粉商あり、家號は錢屋と云、高松長左衛門と云ふ、其祖先は讃州高松の人にて、大坂に來て開業す、尤舊家なり、此の屋根に掲ぐる看板の文字は、小野の於通が筆跡なり、於通は其始織田信長の侍女にして、後ち豊臣氏に仕へ、元和の初め、豊臣滅亡てのちは京師に住しが、於通が女禮に委しきを以て、徳川氏召したりと、文學にひいで和歌を詠み、書もよくせるの婦人なり、

○柴田勝家の孫なりと云家

白粉商高松長左衛門の宅に對ふ家は、龍眼肉圓といへるねり藥を商ふ家にて、柴田徳翁と云舊家なり、是勝家が裔孫なりと世人いひ傳へり、尤も家の紋は雁がねにて勝家の紋とおなじ、されど虚實未だ余は聞とらず、

○明和年間大坂家質會所

船場平野町通り淀屋橋筋の西に、明和年中には大坂家質會所といへるもの有しと、「攝陽落穂集」に見えたり云々、
明和四丁亥年(明治紀元より一百〇二年前也、)十二

月廿二日の觸書に、

大坂三郷並に端々にて、百姓町人所持の家屋敷土藏納屋諸株髮結床、質物に差入金銀借用證文奥印之儀、江戸表町人相願、依之差配所御免被成候間、差配所え申出奥印可受候、尤も差配所よりも加入銀貸附、是迄借受候者期月の砌、證文相改候節、追々差配所より加入銀貸附奥印致、爲三世話料、銀壹貫目に付六匁づ、差配所へ受取候間、其旨可相心得候、

亥十二月廿二日

右之通此度江戸表願人有之、則江戸表に願の通御聞濟被成候由、三郷町中觸知もの也、
とあり、此時大坂三郷の人家質高は、銀三拾六萬貳千貫目なり、此金六拾三萬三千三百三拾三兩壹分と銀五匁なり、右拾匁方六箇月口錢は、銀三千六百貳拾貫目、又壹箇月分都合銀七千貳百四拾貫目、
諸株銀高は貳萬三千貫目、此金三拾八萬〇三拾三兩餘也、右拾匁方壹箇月口錢貳百三拾貫目也、右拾匁方口錢合て、銀七千四百七拾貫目也、内銀六百貫目、此金壹萬兩を上納し、引殘て銀六千八百七拾貫目、此金

拾壹萬四千五百兩なり、然るに明和四年亥十二月二十三日、住吉屋町(住吉屋町と云ふは、松屋町すち内安堂寺町通りの北の方の町なり、)紙屋理兵衛(なには香といへるびん附油屋にて、當時町年寄役を勤めたり、)の出店に、午時頃より不圖五六人集り候處、追々諸人打より、此店の代呂物をこぼち損、衆人亂入して家財をも散亂し、それより諸々方々に馳めぐり、暴動すること甚し、(下略)於是同年同月廿四日、町奉行所より觸書を出す、其文に云く、

住吉屋町紙屋理兵衛借家紙屋清兵衛方へ、昨廿三日多人數打寄、店廻り打損じあはれもの有之、場所見物に罷越候者數多、其者共不屈なる騷動に及び、商物打損候由、不屈至極、此後右體の儀は勿論、見物に罷越候者有之候は、召捕急度可令沙汰候間、町人借家は勿論、下人に至迄不洩様可申渡候事、

十二月廿四日

かくの如く六かしくなりしが、其翌年明和五戊子年正月廿一日より二十三日に至り、諸方に設けたる差

配所、又それに關係せる者の宅、或ひは富家等九拾六軒を毀ち、其勢ひ甚しく、傳へ聞に此暴動なす者は、年輪十歳位より十四五歳ばかりの者のみにて、多數あつまり、其家の家財を打こぼたり、其巨魁たるものは、大前がみあたたまの者にて、身輕き働きを爲してあれ廻り、屋根などに飛び上り、或ひは馳めぐり、此所に在かと思へば遙に他に退き、大勢のわらべを指令せしとぞ、此とき四天王寺二王門の二王一體行方知れず、此大前髪のは二王の變化なりと、世人風聞なして肝をけしたりと云ふ、然れども此説は信じがたし、而して二十四日に至り、雨しきりに降てより、暴動はやみたりと、斯て毎月差配所より官廳に差上候冥加金九千九百五拾兩を、三郷より相調へ申べし、則ち此金を以て淀川筋南川大凌へを命せられ、(兩川と云は、安治川木津川の事ならんか、)右割高出金は追追定むべき旨のふれ書あり、依之市中一同に大悅せしとぞ、

右金高は同年十二月、公廳より町中に言渡し有て、是を川凌へ冥加金と名目す、

當時大坂三郷町方、拾貳萬貳百七拾五間四分、〇三郷

賣買高三拾壹萬五千八百八拾七貫五百目、上納金九千九百五拾兩、

北組賣買高、銀拾參萬六千九百三拾九貫目、

南組同、銀拾三萬〇七百五拾三貫八百目、

天滿組同、銀三萬七千五百九拾四貫七百目、

○伏見町唐細貨舖

先年五港の開けてより、西洋各國の貿易も年々にさかんと成りて、歐米の布帛及種々の細貨の類を商ふ家は、市中にさかぞへ難きほどなり、將それのみならず、飲食品も來船し、或ひは摸造なして、數千里を隔つ國邦を、あだかも隣の如くにはなれり、明治維新の前は、支那と阿蘭陀而已の貿易にて、是すら官物にて、大坂にては五軒間屋より接買の者求め、小賣をなす商人は、なか買人より求めて賣出せり、是をすべて世人唐物屋と呼びたり、其物品は大概支那をらんだの毛布類、印花布、陶磁器、支那の文具、葺、渡紙、茶具、器財などにて、是を賣みせ伏見町吳服町に多く、ことに心齋橋すぢの西の方北側には、疋田といへる店ありて、小間物のみを賣れり、此店にて珍器種々店頭陳列たり、此他心齋橋すぢにも、唐小間物見世あ

れども、今の舶來商に比ぶれば至て少し、

○扇匠玉露堂

扇子を製する京師に多く、伏見にはあれども、品京師のものに劣れり、されどいと古し、大坂には諸國に輸出する扇商と、又地向きと呼びて、上品を小賣せる扇匠とありて、輸出せる家は境すぢおよび所々數多あり、又小賣店は市中に今の如くならずして、甚少きものなりし、其内に勝れてよき扇を商ひ、衆人賞せるものは、高麗橋西詰半丁計り西の方の南側今かつるる西隣に、玉露堂(入氏)といふありて、此所には四座の能樂に用ゐるの舞扇を始め、其他の持用扇子の佳品ありて、實は進物等には必ず此家に製すを購ひて用ゆ、此家の祖先是城州の人にて、寶曆九年より開業せしとぞ、近年まで連綿せしが、如何なるか廢業して今はあらず、

○梶木町の團扇堂は、玉露堂よりも後に開業せしも

○淀屋橋賣囊舖

浪花名物の一種となす、淀屋橋草たばこ入を商ふ家は、昔より數軒ありて、正本家或ひは本家根元など、

招牌に書して、何れが其ふるきや余も未だ考へ得ず、他國より浪花に來れる旅客は、必らず求めて家土産とせり、是は播州姫路に製せる、革たばこ入とひとしき物なれども、其製しかた少しかはれると、其表の方に橋の欄間の圖を畫くを以て別てり、淀屋橋仕立といふものは下圖の如くにて、大小定まらず、且革も



白革黒ぬり革朱ぬりものもあり、これ四ツ橋のきせるに對して、世に著しくなれるものなり、

○こゝに又吟馬堂といへる煙管店あり、此店も古きが、店さきに東都蜀山人が、自書の狂歌の看板あり、

○岩城枅屋の吳服店

岩城圖ます屋の吳服店のありしは、方今大坂市東區役所を設けたるの地にて、高麗橋壹丁目のうちなり、此店の出所は、近江國大津驛玉屋町にて、大坂の吳服店を開店せるは、寛永六年のことにて、吳服物現銀正札附商ひ、大坂にての始めなりと云ふ、是三井が大坂に吳服店を開きしより、六拾年以前なり、又岩城が京都に支店を開きしは、寛文七年にて、大坂開店よ

り三拾七年の後なり、又江戸に支店を設けたるは、延寶五年にて、大坂開店より五拾年のちの事なり、貳百五拾餘年大坂に綿々せる、壯觀なる構造の吳服見世にて、商ひも盛大なりしが、明治中に至りて、如何なる事や大店を廢して、ほとりの小屋に移れり、

○三井越後屋吳服店

三井越後屋の本家は、伊勢の國松坂驛にて、其分宅京師にあることは誰も知るところなり、其吳服店を開店せしは、江戸日本橋通駿河町の由、其後大坂に開店せしは、元祿三年のことなりしが、其地は高麗橋通り境すぢの東南側にて、表口凡半町計(方今三井銀行支店の處なり)、長暖簾をかけ、屋根には看板を掲げて、頗る美々敷大店なり、大坂に於て昔吳服の小されを賣は、此店が始めなりといひ傳へり、此店の他に優れるは、吳服店の對ひ北側には、(境筋より八百屋町すぢ迄)支店軒をならべ、糸店、鼈甲店、紙店、紅白粉店、ぬり道具店、又境筋の角の小家に鏡店ありて、婦女嫁入の拵へは、此所に來れば悉皆と、のふ様になせり、又同通り中橋すぢの北西角の家敷(方今三越店となる)は、兩換店を設けたり、明治維新前如此に

て、大坂吳服店四店と稱すもの、其最一なり、四店といへるは三井岩城(下村)平井を指して、官より名づくる處なり、明治の始銀行の支店を吳服店の處へ設て、兩換店を廢し、兩換店の跡を吳服店とし、いかに成ことか(○)の商標三井の苗字をやめ、商標を(○)として苗字も三越と改む、それ今も在る處なるべし、

○平井小橋屋吳服店

北久寶寺町通り、御堂筋の西南角にある、平井小橋屋吳服店は、寶曆二年の開業にて、此本店は鹽町通り三丁目(三休橋)に在て、平井四郎兵衛といへり、其祖攝津國蘆里の里より、寛永元年大坂に來り、小袖古着吳服ものを開業し、日々繁榮におもむき、延享四年木綿古着古綿などを増し、倍々産業盛大となり、諸國にそれを輸出せしとぞ、方今も古着類の店は、本家の南にあたる、長堀川三休橋北詰の東北角にあり、此店品物の直組をして決すとき、賣人買人互に手を打とを始む、世にこれを手打あきなひと云ひ、後には他店にも、此ことをなす様になりしものとぞ、

○松井古梅園墨鋪

今も南久寶寺町通り、心齋橋筋西北角にある、墨筆を

商ふ松井古梅園は、南都椿井町に昔よりある松井古梅園の支店にして、此店の開業もいと古し、(其年今忘れたり)余が幼き頃も今の店のさまも變ることなし、又堂島川玉江橋の南詰より半町計南にも、同じく支店あり、(是は今なきか、)

○虎屋饅頭

高麗橋三丁目に、虎屋大和太掾藤原伊織といふ菓子屋あり、(宅地は高麗橋通り井池すぢの東南側にて、近年まで商法會議所を設立せし地にて、表口凡て六七間もありしと覺ゆ、又近年まで其東に虎屋と云ふくわし店有り、(是も今はなし、)是は其孫にあらず、虎屋伊織破産の後、商用の器物等を求め開店せしものにて別人なり、又以前の虎屋大和太掾を受領により、苗字藤原となせども、本姓は竹田氏なり、)此家に製せる乾菓子蒸饅もつとも佳品にして、其味ひ他にすぐれるを以て、内國中はいふもさらなり、支那國へも其名いちじるしく聞え、高貴の御方へ調進も、大坂に於ては此家に製せる菓子にあらねば用ふることなく、又饅頭も良製にして、日數を経るも味ひ變ずることなく、其品にとりては價ひの廉きを以て、衆こ

れを購ひ、旅客も家づとにかならず求て國に歸る、故に早朝より夜に至る迄、買人絶ざる程の繁昌、他にくらぶる菓子店なかりし、抑饅頭を皇國に於て製せる初は、後醍醐天皇の御宇延元元年のことなりとぞ、(此ときの製後年の物と同一にはあらずと覺ゆ、如何となれば砂糖の支那より來舶せること、遙に後ちのことなり、彼源氏物語の中に、鞠場にて食すつばい餅のことあり、其餡を製すにあま茶を以て甘茶を供ふ、それ等の如きものなるか、)其後ち年を経て(年代未詳)大和國奈良郷にて、何某なるもの、製せるを、京都の者其人によりて製しかたをならひ、京都に於て鹽瀬饅頭となづけて都街にひきげり、虎屋の始祖其人に饅頭の製しかたを習ひ覺て、元祿十五壬子年大坂に於て開業せり、是大坂に饅頭を賣始なりと口碑につたへたり、(元祿十五年は、江戸に於て赤穂の義士夜討せしと同年にて、明治紀元まで距ること一百六十七年なり、)此家のまんぢうは、其價壹個わづか錢五文なれども、其製尤も念入、皮に餡の見ゆる物などは稀にして、數十ならぶるに其形大小なくよく揃ひ、又形ちも大きさも圖の如し、(省略) (價始めはい


か程成るか知れざれ共、後ち五文と云は銅錢五枚のことなり、余きく、昔はをりく高麗橋三丁目の町年寄及び立會行司町人等、虎屋の製すまんぢうを取よせ目方を改め、若し目方減すれば、始め定し目方に改め製せしめしとぞ、之按ふに、内國中へ名のひきたる名物なればにや、)且此まんぢうの製しかたをきくに、かはには上等の稗粉を用ひ、餡となす赤小豆は、和泉國日根野の名産なる、大納言とよぶ大粒のものに限りて、他品を用ひず、砂糖は支那より來る、上白とよぶもの而已用ひ、水は土佐堀川梅檀木橋の北詰の川水を、早朝に汲取て用ひたり、(せんだんの木橋は、近年洪水に落て後ち架す、中之島記念標の邊なり、)此川水は清潔なるのみならず、自然に甘味ありと、薪は樫くぬぎ等を決して用ひず、橋の木をのみたきて、饅頭をむし、又餡をもたけば、日をへて皮かたくこははり、餡かはへも蒸籠にうつし入て、再びむせば元の如くなりて、味ひ少しも變ることなし、斯の如くなるをもて各人賞玩する事甚し、日毎に饅頭を製するに、十二三歳計りの小稚多く、圖(省略)すが如き高き所に集りてこしらへ、大人は製することなし、

之れ深く考へしことの由、又大人は蒸籠に三十六個づゝ入れたるを受とりて、蒸あげるなり、日々其數かぎりなし、
 毎朝早天始て蒸籠のむし上る時、多數の家人一同にときの聲を發す、其聲隣の家にもひゞきて、喧すしき程なり、(此所は賣店にて、主人及び家族は別に居り、支店の主じ支配せると云、)
 ○當店に製せる乾ぐわしは中等品のみ、平日に製しおきて商へども、上等品はすべて願主の誂へにより製す、菓子見本又摸寫せる畫帖を設けたり、
 ○むし菓子も又ひとしく、羊羹は蒸羊羹と稱せるもの而已にて、練羊羹は製せず、白羊羹および種々の形ちに製す、棹ものと稱す羊羹の類も、誂へざればなし、
 ○饅頭羊羹の券、日々に賣出すこと夥しく、(切手は杉原紙にて、凡巾曲尺三寸餘、長さ凡八寸程にて、今の菓子券に比ぶれば粗末なるものにて、饅頭は拾一枚價五拾文、羊羹は壹棹一枚の價百文、)大坂市中および接近の村里に於ても、佛事の供物或ひは茶の子ものにも、多く此切手を遣ひしなり、一時此券の偽

板をこしらへ摺て、竊に賣し者あり、饅頭の券の買物をこしらへる事、他にあるべきことにあらず、大坂市中に失火のある時は、虎屋の券の焼亡せざることをなすと世俗にいへり、是何れの家にも、虎屋の券のなき家あらずといふなるべし、
 かくの如き有名盛大なる菓子鋪なりしも、天保の季よりして、負債の爲に舊の如くならず、然れども外見はかわらざりし、爰に債主公廳に訴へるありて、身代を渡すべき程におよびし時、町奉行より説諭ありて、大坂の名物を廢すに至るは遺憾なり、勘辨すべしと論さる、故に、債主も據なく年賦などにして、濟みたることも有るよし、されど年々に衰へて、砂糖あづき薪等も漸々に昔の如くならず價の安きを求め、資本のとほしきより饅頭券を抵當物として、金索せる事しばしなり、されば虎屋が廢業せる前には、大坂市中に「とら屋切手あり」かくの如き札を、軒さきに釣たる家多くあり、
 ○又或とき、虎屋は近々休業なすとの惡説を、市中にいひふらす者のあるより、衆人これを聞て、所持する券を品にひきかへんと、未明より券を携へて虎屋に

あつまり大に雜沓す、此由公廳に達し、たゞちに小吏を派出させ、衆人を説諭して、一日幾枚限り引換ることを定む、虎屋はこれを悉く品物に引かへければ、其騒ぎ四五日にてやみたり、

○或人の話に、鴻池屋善右衛門の宅へ、諸方より虎屋の券を進物となせば、上等品の券は物品に引換ることも有れど、まんちうの券に限り、昔より引換ることなく、其券をことごとく長持に收めおきて、出すことなしと云、是鴻池屋が虎屋の家を永續させんが爲に、かくなせしものとぞ、

○饅頭のかたち今は大概楕圓形にして、圓きものは少し、虎やの有しころは、饅頭屋といへるは少く、船町の錢屋、下等品には島之内に龜屋近江屋、松屋町に岸部屋などありしが、近江屋の他は皆圓き饅頭を賣り、近江屋而已饅月と號すの形ちに製してうり、又駿河屋に壽まんちうと云もの、かくのごとく製したり、

○岡氏饅頭會

虎屋伊織が店より三四軒計り東に、芋屋彌一郎(岡氏)といふ、諸侯邸へ立入せる家あり、彌一郎飲酒を

藏とはことなる處ありて、今は東京の如く建るも少からざれ共、明治以前には、備後町通り壹丁目筋、東南角に有るもの、他になく、これを珍とせしなり、

○大坂にて土藏造の家を建し始

今は土藏造りの住宅、所々に在りて珍らしからね共、今より五拾年ばかりの前、嘉永年中の頃までは、大坂には土藏づくり建たる家はなかりし、然るに嘉永年中、江戸淺草雷門の船橋屋、大坂に支店を設るに、順慶町通心齋橋筋西南角に、土藏造りの家を建る、之れ今も在るところにして、土藏づくりの家を建し始なり、其營繕落成開店せしは夏のことにて、衆人の目を驚かせり、此ときは今の如く種々菓子を製せず、饅頭、羊羹、窓の月、落雁二種、おし菓子の角に切し物などにて、南の方に二階造りの表口二間計の座しきを建て、其外は大塀にて圍ひ、此處にて江戸流汁粉餅を商へり、開業の景物の團扇は、三都の見立繪にて、雷と俠客と藝妓と拳をうつ圖にて、式亭小三馬が作の報條の文を、圖の上にいれたり、此開業人は其年に他人に譲りて、江戸に歸りしと聞けり、其後ちは汁粉などはやめ、漸々賣品もかはり、尋常の菓子屋の如く

嗜まず、點茶を好みたり、されば毎歲正月十三日には、初茶湯を催して、茶侶および知己を招きて、茶を點し進め、虎屋まんちうの蒸立を菓子として、來客に食せしむ、之をすゝむるに、吸物椀に饅頭五個盛て出せり、(又席中に白砂糖、やき鹽、大根おろしに醬油をかけし物など、それごとく器に盛て出す、是は客によりて砂糖をかけて食し、又鹽をかけ食すものあり、又大根おろしを添て食すも、其好みにまかすものなり)主は來客に頻りにすゝめて食せしめ、何程にても出す、又席に大杉原紙もて冊たる帳ありて、來人食し終れば其數を記し、下に姓氏を書すなり、此こといつか世に知る人多く、饅頭會といひて、彌一郎知己ならざる人も、つてを求て至る人後には多くなり、早朝より黃昏迄來人絶ず、まんちうの數三十五、或は一百も食す人ありしなり、此ことは文化中に始られし由、而して例年つゞき、天保中彌一郎老病にて歿せられし後、其息吉右衛門同様に催され、明治の始めに吉右衛門歿して其事やみたり、

○江戸土藏

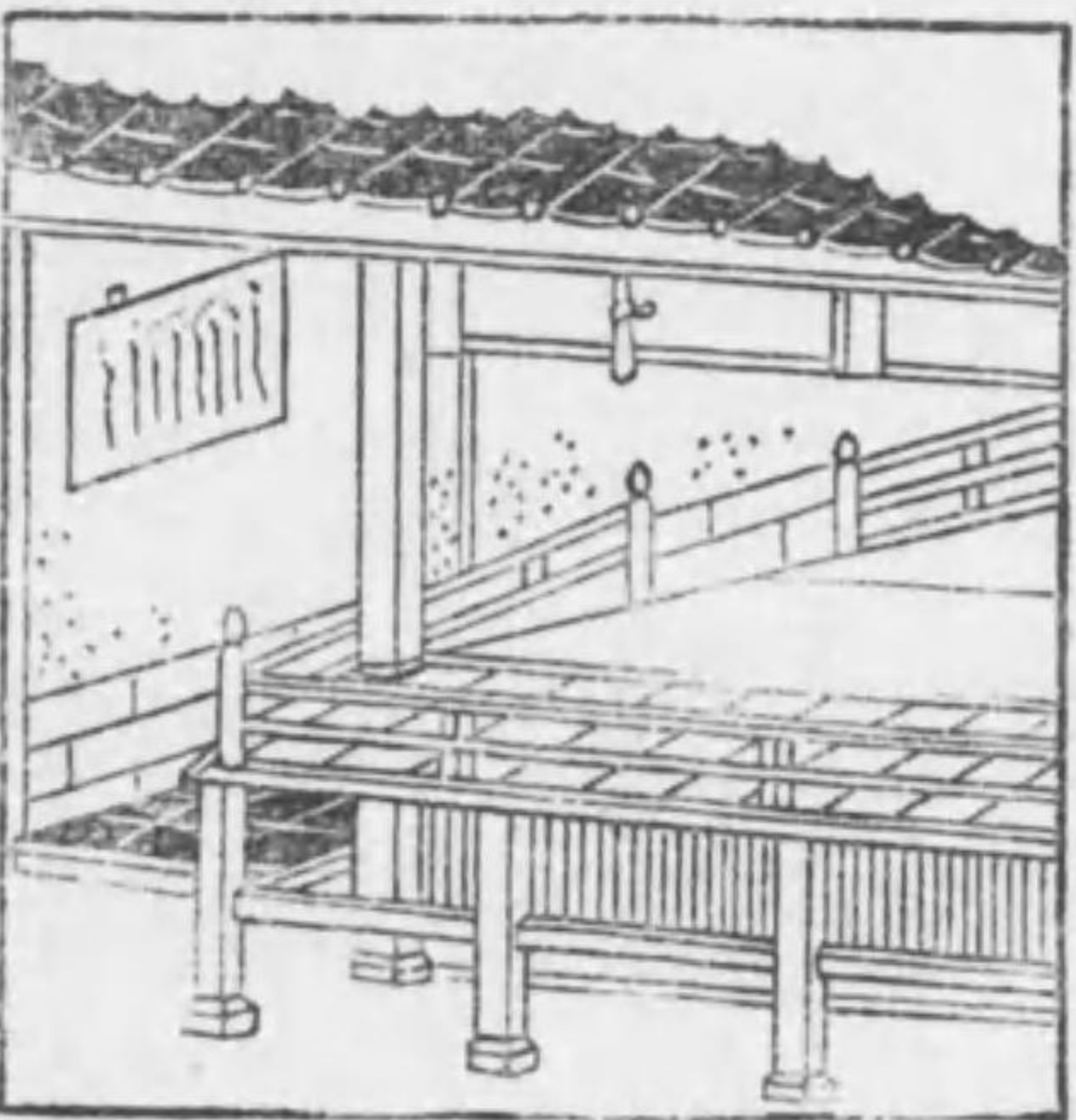
東京に建築せる土藏は黒壁多く、其構造も大坂の土

なれるなり、

○著述者曉鐘成の宅並事迹

曉鐘成は、文政天保の頃より、浪花に於て有名なる戯作の一家たり、姓は木村名は明啓、俗稱は知らず、著作の名は雞明舎曉鐘成、又狂歌の名を鹿廬舎真萩といへり、浪花の人、籠屋町通り西横ばりの西、醸造家の息なるよし、一畸人にして、其始め狂歌を専らに樂しみし由、(其師は誰か聞ず)後には戯作をなせり、余幼年の頃(天保中)既に心齋橋筋博勢町通りの北の方西側に卜す、(心齋橋博勢町西北角は書林岡田河内屋茂兵衛宅にて、其北隣なりしかと思へり)其居宅異風の構へにて、表口は僅かに二間半か三間はかりにして、左に圍する如く床を高くつくり、すべて檜を以て御殿のさまに模し造り、翠簾をかけ高麗べりの疊をしき、庭はしき瓦をたゝみ、其奥の方には枝折門を造り、南の方の壁は築地の如くになし、上り口には階をつくり高欄をつけて、眞鍮にてつくる葱寶珠をつけたり、而して南都の名産と稱し、名所になぞらへたる田麩みそ菓子などを自製して、おのゝ報條をそへて賣り、將此ごろ世人有職もの、呼びし、

京都禁裏境町御門の外に住せる、福井又四郎がつくれる、白木づくりの菊又は高尙なる晝をゑがきたる、色紙かけ、短冊かけ、冠臺、柳ばこ、五節句のかざり物、遠山臺などのたぐひ、又土にて製せる神代器の模造品杯もうられ、浪花中に類なき一奇のものなりしが、
天保十三年
徳川氏改革、
民家質素儉約の令ありし時、御殿づくりを官より咎めて、破毀せしめたり、



○鹿の屋に鬻し南都名産の品、および意匠のものは、南都名産小男鹿でんぶ、(これはかつを節にて製せるもの)

桐の板にて製す圖の如き小さき枝折の切符を興へ、是を所持せし人而已を内に入れて、何人にも枝折を携へざる人は、門を開くことなし、(省略)是甚不評なりしと、庭中のつき山の上には、小さく亭をつくり、又床机を處々にすへたり、すべて行厨持參の遊興所にて、來賓に出せるは煎茶のみ、茅舎の中には例のさをしかでんぶと、又求肥にて製せる餡もちとを賣れり、それを求めんと欲せば、つき山の峰より設けたる畚おろしのふこの中に、其價と品物の名を記す紙とをいれ、繩を動かせば茅舎の内へ鈴の音ひびき、繩を手ぐり引き、畚の中へ其品を入れて、又繩引て假山へふごをおくる類、頗る風雅の趣向なりしが、年を経ずしてやめられ、其後ち此處を去て、難波村瑞龍寺門前豆茶屋とよぶ、古き茶店ありし跡へ移住し、著述を専らにして久しくト居せられ、又その頃未曾し坊一禪と假に號して、法善寺の邊りにて、牛鍋庵といふ一室を設けて、赤みそ汁を鬻れしこともありし、此頃既に鐘成の名を門人にあたへて、晴翁と更られしが、晩年籠屋町すぢ西横堀より、半丁計り西の北側なる小家に移らる、此家に對す家は醸造家にて、これ曉氏

同元興寺鬼味噌、
(糀を醬油にひたし、ひきうすにてひきて煮つめ製す、みそにたうがらしを加へしもの、胡椒と自然薯の粉にて製す)
長生不老薯蕷巨勝子みそ、
(漬しそを干て粉となし、その粉をみそにまぜて製す、その如くなしたるもの、梅みそのみそなり)
極品精造紫蘇みそ、
(たうがらし製)
新製無類くれなるみそ、
(此製は不明)
佳品精造もみぢみそ、
(入、懷中酒)
藥菓子大補糖、鼻ぶくろ、腹ぶくろ、目みがき(目薬)
懷中糊、酒のかしは、
尙此餘にもさまざまありて、何れも報條其品にそふ、曉氏御殿造りの構を取はらひし後、暫時同所にトせられしが、余幼時にてしかと覺えず、其後ち勸晋帳の文をつくりて、四天王寺の邊りにトせんことを企てられ、知己に其戲文のすりものを配りて、其ト居の費を請ふ、其地は巫町の東上鹽町すぢより、半町計西方北側の地にて、紅葉ヶ岡みかりやと稱し、假山をここかしこに作り、楓松さくらの木を多くうゑ、下草には萩および四季の草花を多くうゑ、河原をつくり萱ぶきの家を建て、それに移り住みたり、此處に來り門を入るに、前に勸晋帳を發せしとき出財せる人々に、

の宗家なりと云へり、萬延元年庚申に歿す、享年余はしらす、

○遊々館

今の世には、機關の珍らしき意匠もさまざまにて、此遊々館の如きは奇とすべきにもあらねど、天保の季の事なるか、御堂すぢ博勞町の南に住せし、何某なる大工の意匠にて、長堀北岸御堂筋の少し西の濱地に、遊々館と號たる小割烹舖を開業せり、尤も表口僅に二間餘の小屋にて、來賓に供す座敷も、濱の方に八疊計りの席と、其次に小間有て、表の間は四疊半なり、何れも二階にて、其濱の方の席の中央に、酒宴臺を造り、其傍らに竹の柱を立て、銚子鍋を人の持はこばす、其柱をのほり下りなす様になし、椽側の東に浴室を設けて、丁香湯をたき、其浴室の窓より、心齋橋上の往來の見ゆる様に爲し、浴室の傍らに井戸あり、兩便所を設く、中の間にも機關ありしが今忘れたり、表の間は四方とも書畫もて張かべとなし、天井も扇面の書畫かきたるを以て張り、席の中央に爐ありて助炭をおほふ、其助炭をとれば爐に灰もなく、隅の方に短き紐あり、客誂ふ酒肴飯を小切紙に記し、爐の中に

入て紐を引けば、鈴の音ひびき、助炭を覆ひてや、待てば鈴なる、其音に應じ助炭をとれば、誂へし酒肴飯など爐中に有り、是一時流行して來人も多かりしが、一年計りして休業せしなり、

○橋下に蠟舟を繋ぐ起り

大坂川々に架設せし橋の下、及び橋杭によせて舟をつなぎ留るは、幕府徳川氏ときは制禁の一なるに、毎年冬に至れば、安藝廣しまより來り、翌年春まで大坂に於て商ひなす蠟ぶねに限り、橋の傍に舟をつなぐ事を許されたり、是はいかなる事にて免許なりしと問ふに、何の頃にや有けん、大坂大火有しとき、其延焼する火勢はなほだ烈しく、彼橋詰に掲示す高札卷一に記す物を、誰か取のけんとなす者無く、高札すでに灰燼とならんとす、爰に藝州より來れる蠟賣はせ附て、一生懸命にて猛火の中に四枚の高札をおろして、直ちに町奉行所に持参せり、其功により爾後橋下に舟を繋ぎ留る事を許され、其翌年より舟を橋下につなぎて蠟を賣り、又年を経て舟中を座敷の如くなし、蠟一しきの料理を始しなりと、故翁の物がたりにきいぬ、

○蠟ぶね近年所々に來りて數艘となる、然るに其賣始る日、大坂に來るも大概同時なり、是如何と聞くに、國を發して播州室津に來る迄は、思ひ／＼にて遅速あり、室津に於てこと／＼く舟の揃ふを待たはせ、揃ひし上にて一時に室津の港を發し、又打そろひ大坂の川口に入る、されば着船も遅速なく、賣始の日も一統協議して同日となすとぞ、又國に歸るも同じ、例年來るは陰曆の十月中旬なるか、

○南久寶寺町に雜菓子商有し話

南久寶寺町通りは、今はよき家列となり、小間物商の間屋などの多くして、諸國の商人こゝに來て物品を求め、日々に各家繁昌す、余が幼きとき、今より五拾餘年の昔天保の頃には、松屋町すぢに有るが如きの雜菓子商、又菓子種の煎餅を製す家も少からず、其他の商家も今の如くならず、且合羽織も數軒ありし、心齋橋の東には、落雁といへる菓子をのみ製す家あり、其落がんと云ふは、押もの、菓子にて、今も雜菓子の中に、花形などになすものは有れども、天保中でありし様の大きなは、今製することなし、これは天然痘の見舞ものに、市中にも接近の村里にも用ひしも

のにて、其形ち狸々の壺によりて舞ふ姿あり、或は福神の像鯛など種々ありて、大なるは其長さ曲尺壹尺餘にて、幅五六寸厚三四五分、それよりだん／＼に小きものを製せり、其形ちの上には紅を以ていろどり、頗古風なるものにて、製は炒たる米のあら粉にて、砂糖も少しより用ゐざるや、味ひうまさきものには非ず、余が幼きとき火にて焼き、醬油をつけて食したること今に覺ゆ、五拾餘年前は、すべてかくの如き質素なるもの、多し、又中橋すぢの南西角には、煎餅を製す家あり、是は今も松屋町すぢに有ものと髣髴たれども、たまご煎餅などは決してなく、粗末なるもの計りなりし、

○浮田五龍園藥店

今も綿々して心齋橋安堂寺町に在る、浮田桂藏五龍園の藥店は、其開店は寛政か享和の頃の由、余幼年の時老人に聞く、其始は東側の家にて、尤も家作も今の如くならずと、其始藥の諸方に弘るに、五龍園を用ひて其功驗有りしより、求るの書狀を數通こしらへ、金貳朱又は金壹分を封入して、諸方の道路に落しおきたりと、是を拾ふもの、聊なれども金を得るを悦び、

且文面を見れば、五龍園は頗る功能ある練藥なる事を書すにより、其功能の事を衆に語る、依之購求する者日々に増して繁昌し、年を経ずして其名諸國に普く弘まれりしものとぞ、明治以前には、此家の南方格子の内にて、日々練藥の搗音せり、其音恰も餅を搗く音の如し、是は舊東側に在しときより爲すことと、余老人に聞く、これも開店の當座には、白に古ぎれくすを入れて、日々搗て練藥を搗くと、衆におもはせたりしとの噂せりと云、昔しは賣藥の諸方に弘まるは、勿々容易のことにあらざりしに、前々記す計策にて、此賣藥年を経ず、諸國に弘まりし物なり、

○かせ屋阿迦陀園

安堂寺町通り壹丁目に、紐屋といへる藥店ありて、阿迦陀園といふ散藥を古く商ふ、此店の開業はいつの頃か詳ならね共、舊家なるよし、同町にトせし人の話に聞けり、又近年まで淡路町御靈すぢ西南角の家に、あかだるんと云へる藥を賣りしが休業す、是は同名なれども、かせ屋に製すものとはことにして、又古きものには非すと聞けり、

○小山芥餅樂

小山ひせん湯薬といへる賣薬、其製造せる家南久寶寺町通壹丁目、小山忠兵衛といへる有り、又境すぢ南久太郎町にも、小山忠兵衛といふあり、又近年迄同所に小山重郎兵衛といへるもありて、三軒ともに本家と稱して、何れが其本家にして舊家たること判然ならず、且南久寶寺町に在るもの尤も盛大なり、此三家のこと此頃或人の話に聞くに、疥癬湯薬の大坂に始て賣薬とせる者は、當廢業せる境筋小山重郎兵衛なりと、其家に昔勤し忠兵衛といへる者、特別の勤功ありて、主人湯薬の法を授け、且同商を許せりと、之れ方今も境筋に在る小山忠兵衛にして、南久寶寺町に連綿せる者は、別派の人にて同名を以て始しとぞ、余おもふに、然れども南久寶寺町小山の祖、勉勵して諸方に弘め、且接近の邑里に湯薬をたて、衆に入浴せしむこと始しより、舊店にまさりて繁昌せしものかと覺ゆ、

○西村龍虎園

渡邊筋本町の北の方西仍に、今は陶器商がトして、看板のみ軒下に掲げある、龍虎園といへる小兒虫おさへの丸薬を製して販賣せし、西村彌左衛門といへる

は舊き家なりし、此家に奇なること有り、今も店の疊の上に松の幹貫き有り、是は余幼年の時より斯のごとし、考るに此處は庭前にて、昔の家作に多く有、表は大塀なりしを、其庭の地に店を建しか、又昔は古木を伐ことを恐る、依て松樹を其儘におきたるかと思ふ、又賣薬店なりし時、此松の下に大たる袋帳面を臺の上に据おき、立ちながら帳をつける事とす、是も又一奇なるべし、又此家の大屋根と小やねの間に造る、むしこ窓とよぶもの塗つめたり、此事につきて奇怪のこと有りて、余幼年の時に故老の話に聞たり、いづの頃の事か、昔し此家に河内國より來り奉公せし乳母ありける、其婦何れの村に住し農夫の妻にて、家貧しく日々煙を立がたきより、乳母奉公に出たるものとぞ、其邑里を出るとき、夫に、奉公をなして主人より給はる金はおくる可し、それを以て糊口し玉へ、依てわれ奉公を終り歸る迄は、必らず待て他の女を家に迎へ給ふまじと堅く約せり、男も悦びてそれを盟ひ、時々大坂に來て其婦の兄といひて、西村の家に訪ひ來れるに、婦も嬉しく思ひけるに、月日経る内に疎遠となり、後には男の來らず、婦いか成ことかと苦

心しけるに、或とき同村の人に途にて遇ひ、様子を尋れば、夫他の女を家に入れしことを語り、乳母奉公なす婦これを聞て大になげき、且怒ること甚しと雖も、邑里に歸ることもなし難く、憎し悪しと思ふ心しばしも止む間なく、或日の朝毎の如く起出しに、朋輩なる家婢の乳母に向ひて云へるに、如何しられしや、口のめぐり血おほくつきたりと云、乳母おどろき鏡に向ひ見るに、口のめぐり多く血の付たれば、驚き拭ひたり、然るに其日河内の國より人來て云ふに、前夜何者の所爲か、乳母の夫と彼女との喉をかみし疵有て死したりと、乳母これを聞て驚き、内心に想ふに、偕は吾憎し〜とおもひ居る一念の、古郷へ達せしか、夫ゆるに今朝口のめぐりに血の附たるかと呆れけるとぞ、此事主人も聞且事情を察して、乳母を暇遣したりと、此事に付て窓を塗ふさきしものなりと聞く、然れども此話虚誕らしきことなり、

○中風薬を商ふ店

舊西村の宅より二丁計り北(備後町通り北、)西側に、古く中風の薬を賣る店あり、(姓氏今忘れたり)此家舊家なるが、先年淀屋辰五郎が事迹を書するものを見

しに、其中に淀屋に立入りし、北渡邊町中風薬屋といふことを記せり、若しそれならば寶永中すでに在し家なり、如何、

○上田正勢散

上田正勢散は血の道の薬にて、諸國によく弘まり、尤も舊家にて、明治以前は本町通り、心齋橋の西北側に、(方今小家に住す、北對ひ今木綿風呂しき商の住宅か)表口五六間も有て屋根に招牌をあげ、其招牌のやねの上に、木彫の金箔おしたる鳩を目標におきたり、

○澤巨勝子園

淡路町御堂筋の西、澤宗貞の巨勝子園は、舊家にて今に連綿せり、此家の看板の書は、往昔馬士が書したるもの、由世人いひ傳ふ、されど其虚實余未だ聞かず、

船場中のこと、此他に種々あれども、此卷はこゝに開筆して後卷に記せり、

浪華百事談卷四終

浪華百事談卷五(上町之部)

○内平野町神明宮

内平野町松屋町筋の東に鎮座の神明宮は、上古南渡邊の地に祀れる窪津王子祠、一に渡邊王子祠とも云、座摩神社の舊地にありしを、後年に此に遷しまつりしと傳ふ、卷の一に貼付せる上古の圖には、二の祠と記し又熊野一王子祠とせるものならんか、當地に造營ありしは、何の頃なるか定からず、又元和年中に造營すと云ふは、慶元の役に炎上せるを、再建せしものと想像す、尤も豊臣氏の府城羅郭の在りし時は、此地其郭内なり、方今祭所の神體は、天照大神、八幡大神、春日大神の三社を本社に合祀す、又末社境内に多し、

○朝日神明宮

朝日神明宮は、大坂市内安堂寺町通り一丁、北骨屋町筋の西側に鎮座、上古は坂口王子祠と稱へしとぞ、尤も舊社にして、此地大江岸の内にあたり、一書に文治元年造營と記し、神寶に往古の祈願書等多くあり

とぞ、亦源義經平家追討に、西國に發向せる時、兵船逆櫓の事より梶原景時と爭論せしは、當社の地なりと口碑に傳へり、方今祭る所の神は、天照大神、倭比賣尊を合祀す、當社を朝日神明宮と稱ふるは、本社東面なるを以てなりと世に云ひ、内平野町の神明宮の本社は、南面成が故に日中と稱へ、曾根崎に鎮座の神明宮は、本社西面なる故夕日神明宮と稱ふ、

○座摩神社の行宮

座摩神社の行宮のことは、卷の三座摩神社の條に記したれば、こゝには省けり、

○生玉神社行宮地變革

生玉神社の行宮は、明治以前にはあらざりしが、又神輿の渡御も、維新の後には渡御始り、其始め行宮を設けられしは、南堀江高臺橋の南堀江神社の邊りに建しが、其後中之島肥後橋の邊りへ遷地なり、又方今の地に定りぬ、

○高津神社

當社は古へ仁德帝皇居の跡に鎮座ありしを、豊臣氏大坂城を築くの際、此地へ遷し祭ると社説に有り、然らば天正年中に造營なれども、其年を確に記すもの粗作のあづまやの形ちになすものを建て、其周りに垣をゆひ、高臺の跡と稱すもの、ありし、是は何人の作りしや、

○西坂の半の傍らに、筆塚といへる碑あり、是は狂歌師某の立るところなりと云ふ、

○當社は上古大江の岸の地にて、其後ち岡となりて深林となりしか、大坂軍記を閲るに、慶元の役の時此地森にて、此所より天王寺村茶磨山なる徳川本陣に、兵のすむこと記せり、將當社の在ることを記さざるは、甚だ不審きことなり、

○社地の南に梅の橋と號く石橋を架け、其下小流れあり、こゝは梅川の名残にて、うめ川のことは卷の二に記したれば、こゝに省く、此石橋のほとりに井あり、東柳水と石の井筒に彫したり、この井いかなるものか未だ考へ得ず、

○自性院

高津社地の前梅のはしの邊りに、自性院といへる眞言宗の寺院あり、其創立の年は未詳といへども、いと古き寺院なり、寺内に淡島の小祠あり、

○梅ヶ辻

余未だ見ず、一説に高津神社は、小橋村に今も鎮座の比賣古曾社なりと云ひ、又餌刺町に北高津社と云る小社ありて、之れ高津神社の舊地と云ひ、又野中觀音堂の傍にも、東高津神社と云へるも有て、其實定かならず、

方今當社は祭る所の神、大鶴鶴尊(仁德帝)、豊田別尊(八幡大神)、足仲彦尊(仲哀帝)、大兄去來穗別尊(履仲帝)、氣長足姫尊(神功皇后)、葦姫尊を合祀り、社頭攝社末社多く、大坂市一萬戸の産土神にて社格府社なり、

明治維新前大坂市中の諸社、何れも神主又社務等唱へて神官あり、然るに當社に限り、産土の町の中に宮座と稱せる者の家ありて、其宮座の人日々交代出勤して社用をなせり、之れいか成ことにや、依之てか神官の居宅社地にあらず、

○高倉神社は本社東北に有て、倉稻魂神を祀る、

○高臺の碑は本社西に有て、今明治廿八年より一百貳拾二年の昔し、安永元年に立るものにて、碑文は京師芥煥彦章甫撰なり、

○余若年の頃、繪馬舎の北の方方今茶店のある地に、

高津神社の東南谷町すぢ邊に、梅ヶ辻といふ字あり、是梅川の古へ河畔の地にあたれり、梅川および此名は、難波の梅の名所なるより名づけしものか、或ひは此邊昔し梅林なりしや、未だ其實を考へ得ず、

○妙法寺の老松

高津社地の東北にあたる、谷町すぢの寺院列る内に、日蓮宗の妙法寺といふ梵刹あり、其門内堂前に繁茂せる老松は、名木にて見るにたれるものなり、幹の周圍凡そ壹丈に餘り、高さ四丈ほど有りて枝四方に榮え、其數二百餘もあらんか、

○願生寺の古松

妙法寺の西對ひに、願生寺といふ淨土宗の寺あり、此寺内にも老樹の松ありて繁茂し、見上るばかりのものなり、是は昔超譽といふ僧當寺を創立せし時、寺門勢衰を誓ひ植たるものとぞ、

○頗焼地藏

ほ、やけ地藏尊は、高津社の北世に地藏坂と字せるすぢの、谷町筋の西南側、專修院といへる寺院の中に安置す、慈覺大師の作なりと、其由来をさくに、此尊像昔は相模國林村に安置せしを、後年當寺に遷せし

とぞ、其林村にありし時、永仁の頃鎌倉茅原の里に、助太夫といへる者の在りて、其家の婢女此尊像を深く信仰し、日ごとに初穂を供せるを、助太夫は邪心の者にて、是を聞て大に怒り、婢女を折檻するの甚しく、焼鐵を頬にあて、焼く、婢女忽ち叫び倒れて氣絶せり、而して姑くありて夢の覺るがごとく起て、婢女面部を撫て見るに恙なかりしかば、婢女は喜び且不審に思ひ、直ちに林村に往て地藏尊を拜して、身につがなきを悦びて禮すに、尊像の頬やけたゞれて有りしかば、婢女は大に愕然して涙を流し、低頭平身して其恩を謝したりとぞ、それより此尊像を身代り頗焼地藏尊と稱せしとぞ、

○大雲寺垂絲櫻

專修院より西北壹丁計りの地に、大雲寺といふ寺院あり、其門内に垂絲櫻の大樹一株ありて、枝四方にたれ花時艶麗なることたぐひなし、されど浪花の人も之れを知る稀なるか、賞せること隆泉寺鶴満寺の兩所にあり、

○大坂市藁葺屋根の家

大坂市中も元和の頃は、人家わらぶき屋根なりしが、

「攝陽落穂集」のうちに、(前略)往古藁ぶきにして、裏地は作物等を致し候様なり行しは、有難き事ならずや、往古はいづれにてもおだれ等は無之、又上見せを突あげ庇に致し候由、其後ちおだれを御免被成候事、水帳面の外ゆへ、すでに在方にては家を引こみ、主家明き地にて自由にいたす事なりしが、其後ち火の用心のため、瓦を置候義御免被成、往古の家直段と今の直段とを見合て、御高恩を察し奉るべき事なり云々」とありて、後には市中わらぶき屋根になす事、何か由縁なくては免されず、然るに高津神社前通り、世人南坂といふ通りの、松屋町すぢより一丁東の辻の南に、表を門構へとなし藁葺屋根の家あり、(方今無なりしか、)こは高津五左衛門といへる人の住宅にて、尤も舊家なる由、是いかなる譯の事にや、市中に於て此家のみ残りたり、世人一奇のものとなしぬ、

○高津黒焼店

來る人は懇ひ求め食せるものなりしが、年を経て他に飲食舗も殖えて自由になりし故にや、今は大におとろへたり、又此家より出せる湯どうふの券あり、余先年これを得て見るに、其券の中に捺す印の文字に、元和年間開店と有り、元和年間と萬治年間とは、餘ほど年隔つ是如何ぞ、余又按ふに、元和の頃より此處に湯どうふを鬻ぐ店のありて、其跡を今綿々せる豆腐屋のつぎて、更に萬治年中に開店せしものか、

同じ社の西へ下る石階の西に、黒やき店と稱して、禽鳥畜獸虫蛇魚鼈介甲草木の類ひ、何となく黒やきとなして商ふ店二軒ありて、之れ昔より此地の名物とはなせり、其一を津田佐兵衛といひ、家號天満屋とよびたり、又一は鳥居市兵衛といひ、以前鳥屋といふ、兩家ともに本家にして、此業をなすもの大坂に少く、たま／＼市中に在るも、其家にてやき製することなし、此兩家ともに本家と號し、何れが古き開業か知れず、さまざま説あれども附會のことと思へり、

○高津社前湯豆腐舗

高津神社の前石階の下にある湯豆腐を商ふ家は、いと古く此處の名物とせり、其開業せるは萬治年間の由にて、貳百有餘年綿々す、昔は大にはやり、此邊に

○高津焼しほ屋

焼鹽は播州赤穂に往昔より製して今に絶ず、彼處の

名産にて他國に製すること余未だ聞ず、浪花には古く高津の名物としてそれを製し鬻ぐ、其家今も綿々して黒焼屋の西に有り、(家號姓名今忘る)此家も舊家なり、

○高津造花師

紙ざいくの造り花は高津の名物なるや、古き浪花名物を記せる書にも載せたり、今はそれを造る工人の家も見へざれども、三拾年計り以前には、南坂通りといへる處には二軒計りありし、尤も方今製する如きものにはあらずして其製拙し、

○松井吉助の庭

高津五番町に卜せる植木商松井吉助は、其宅地種々の樹木花卉を蓄へて、恰も他より見れば森林の如く、將珍木奇草の盆栽棚を構へてならぶ事、其數知れざる程にして諸國に輸出す、例年初夏の頃には牡丹の花壇をつくり、又季秋には菊花を衆人に縦覽せしむ、此宅の前の街を世人植木屋前と字せり、則ち道頓堀南岸の極東なり、

○正法寺張抜の二王尊

高津神社表鳥居の立ところより半町計東の方に、正

法寺と云日蓮宗の寺院あり、當寺東の方と南方に門あり、其南門に昔いかなる事か、竹籠を以て體をつくり、上に紙を張りて鉛丹綠青などの繪の具を以て彩色し、二王尊を門に立る、これを世人はりぬき二王と稱して一奇物とせり、然るに年を経てかたちも崩たるを以て、取のけて今はあらず、余先年當寺に行て、其二王の損じ竹籠の形ち聊のこれるを見る、

○高津の瓦竈

今も高津町には瓦屋町の名も遺り、瓦を製造せる家もありて、此邊に人家稠密となりしは、元祿年中のことなりと云ひ、其以前は人家もまばらにて、所々に瓦がまを設て焼たる地ならん、

○瓦屋藤左衛門が宅

慶長の昔より大坂に三町人と稱せるもの、有て、瓦屋藤左衛門は其一なり、累代瓦を製して業とし大家に住せり、其宅今はあらねども、瓦屋橋東詰東北角の地なり、

○相模屋敷の字

瓦屋橋筋の東骨屋町邊の地に、相模やしきと云ふ字あり、是は此地に土屋相模守の邸宅、幕府徳川氏の頃

に在りしを以てかくいへるなり、

○空堀町金刀比羅祠

九之助橋すぢの東を空堀町といへるは、大坂城の羅郭の有し時、南方から埴を構へありし、其跡なりと口碑に傳へり、此所に金(脱カ)比羅の小祠、いつの頃に鎮座せしものか、町社の如くにてあり、(今は以前の地の東に遷したり)是何人の造營せしや、又其年歴も定かならず、

○藤の棚観音堂

空ばり町の東、谷町すぢより一丁西の方の町名を、玉木町と昔いへり、こゝに和勝院といふ寺院ありて、本堂に春日作長二六寸の觀世音を安置し、寺内に藤の棚あり、故に世人藤の棚觀音と稱せり、當寺は古き寺なるか、延寶印本「蘆分船」といへる浪花名所の書にも載せ、此地に池ありて小兒誤つて其池に溺死し、其菩提の爲に建たりとかいへる事を書のせたり、而して當寺はいか成ことか、明治の初の頃か新町北通り(舊號あはぎ)樋はし筋の東の方北側へ移して、こゝに近年まで有しが、今はなくなれり、

○茶碗山

末よし橋の二丁東の地に、(松屋町すぢの東か)茶碗山といふ字あり、其名の由縁詳ならず、

○蓮生寺涅槃釋迦の像

上鹽町筋餌刺町より一丁南の西側に、蓮生寺といふあり、此寺内の方に一の堂ありて、其中に長さ七八尺巾三尺計り、高さ四五尺もある臺を据え、其上に釋迦佛の寢像を、銅にてつくれる長六尺餘の物を安す、涅槃の銅像二三尺のものは、他にてをりく見れども、斯の如きは奇しく見る、

○人形屋の山吹

野道町小橋墓の谷の北に、和泉屋新三郎といへる張ぬき、又ねり人形などを製する偶人匠あり、舊き家にて職工なれ共、家族も多くゆたかに暮せる者にて住宅も廣し、其文政天保間の主新三郎は天性活潑人にて、且好事の者にして、書畫器財などを集め、庭中も美麗に作り山吹數株を栽え、又假山あり、四季の草木も多く植て、山の下は河原となし、此處に至れば市中にあらざるの思ひをなせり、余幼年の頃より例年山吹の花の頃は、家翁に伴れてゆき終日あそべり、而して此家の好事の主は、嘉永の頃か没し、其次の主は不

風流なると且事故ありて、此の宅を他に譲りて他所へ轉居し、其後ち火災ありて庭もそんじ破毀たるが、天保の頃には偶人やの山吹とて有名なりしものなり、今余が幼少の時見たる庭園の圖を思ひ出して縮寫せり、(省略)

○櫻町觀音堂

櫻町とは明治以前の舊名にて、今の内安堂寺町壹丁目之地なり、此處に寶泉寺といふ寺ありて、本堂に聖德太子の作觀世音の像を安置す、此尊像は其初め四天王寺西門外引聲堂の南に、皇太子の乳人女僧となり庵を結び、尊像を崇敬せしなり、然るに星霜を経て其庵荒廢したり、依てこゝに遷して再興ありしと云傳ふ、

○久寶寺町藥師堂

谷町筋内久寶寺町の北西側に、藥師如來をまつれる處あり、是は明治以前には修驗者とも又山伏とも呼べるものゝ宅にて、其表の間に佛を安置し、病氣平癒の加持祈禱などをせるものにて、大坂市中こゝのみに非ず、松屋町通り内久寶寺町の南にも有、又ほり江天満にもありしものなり、其構へは方今島之内

かち屋町すぢうなぎ谷の南にある、大師堂のに似たるものなり、

○雪踏屋町の名

内久寶寺町の一丁北和泉町の東を、以前は雪踏やまちと呼べり、是たしかに町名のあるに非ず、字の如し、其名のことを聞に、和泉町には鴻池屋又右衛門、同新十郎などの金満家あるを以てかくいひ、尻に金があるといふことより、雪踏の名を呼びしとぞ、昔はかくの如きこと所々に有しなり、

○御茶湯の地蔵

谷町すぢ農人橋の東北角の地に、小堂ありて地蔵尊を安置す、これを世に御茶湯地蔵といひ、祈願なすも年中間斷なし、其願ふもの茶湯を供するより、いつかかく云ふ様に成しとぞ、

○田沼屋しき

田沼意次はもと紀伊侯に奉仕せし小吏にして、少年の時より頼才利發の人なり、僥倖登庸し、明和年中に幕府徳川十代家治に仕へ、同五年意次諸侯の列に加へられ、安永元年老中職に任じ大に威權をふるふ、而して大坂に邸あり、天明七年意次重罪により封を削

らる、其邸跡内本町通り谷町筋の東南側なりと、余幼年のとき老人の語るを聞けり、其後ち又或人のいへるに、田沼のやしき跡は天満橋の南詰の東にありて、川崎村建國寺東照宮の南にあたり、邸は北面にして宮は南面なり、川を隔て、社地に對す、西國の諸侯江戸參勤の時、此邸の前を往還するに、諸侯の通る時邸の門番喚き呵て鎗を横たへさせ、又侯を乗物より下乗なさしむ、是東照宮の南方成を以て、其威をかりて己がものとするの深き奸謀なりと、然れども余おもふに之も附會の説に似たり、内本町の方が虚にして、又此が實か定かならず、或ひは兩所にありしものか、

○天明中田沼佐野柳營に於て及傷せし事は、泰平年表によれば左記の如し、但し年表には意次とは記さず、意知とあり、何れなるか、○天明四年三月廿四日、桔梗の間に於て佐野善左衛門政言、(新御番藤川相摸守、但高五百石、)宿意により田沼山城守意知に(若年寄役)切掛り、山城守片脊兩股を被切て倒れ伏す、大目附松平對馬守善左衛門を組留め、即刻善左衛門は揚り座敷へ遣はされ、山城守は半死半生にて退出、同

二十五日卒す、四月三日善左衛門揚り屋に於て切腹被仰付、其時二十八才、東本願寺内徳本寺に葬る、諸人群集香花を手向ると云へり、四月七日松平對馬守亂心者組留候に付、貳百石御加増被下る、同年七月廿七日、田沼主殿頭病氣に因り如願老中御免、(實病氣に非ず、在職中不正の事露顯、病氣と稱し退役、此時田沼縁家大名及び御旗本絶縁に及ぶ、)已下略、

○東横堀雜喉濱

東横濱の東岸、本町橋より一丁北の邊より、思案橋の東詰までは、今も鹽魚屋濱地に軒をならべて、此地の字を雜喉濱といふ、これいつの頃より如此なる哉知れざれ共、一百年以内のことには非ず、想像の説なれ共余がおもふには、此地の西川を隔て船場の備後町通りにあたれり、備後町の東は舊名魚屋町と云、もと魚市場ありしを、後に今の雜喉場に轉地せるの説あり、其雜喉場に對して名づけしにはあらずや、

○天野屋利兵衛宅地

天野屋利兵衛は卷之一に記す如く、其祖先大坂北組惣年寄にして、慶長以前より累代の舊家なり、且かねて播州赤穂淺野侯に立入せり、元祿中の主利兵衛、淺

野家滅亡の後ち、大石内藏介良雄が依頼により、吉良邸討入の時に用ゐる鎗、くさり肌着、兜、梯子の類を竊に職工に命じてつくらせけるに、鍛冶何某なる者不審に思ふより官廳に訴ふ、府尹頓に天野屋利兵衛を捕へて、厳しく糾問に及ぶと雖も、利兵衛其事實を吐露せず、囚につながらる、而して義士本意を達するの事を囚舎に聞しより、少もつゝ、ます府尹に言上す、官町人に稀成義膽を賞し、罪を減じ大坂追放とす、依て利兵衛京師に至て東山に閑居し、松永土齋と更名して長壽せり、其累代卜居せし宅地は、東横堀の東河岸、内淡路町東南角の邸なりと云、

○十日宿

十日の宿りと云は、今の八軒家の地の古名にて、上古は都賀野其後ち南渡邊といひし地のうちなり、卷の一上古圖のうちに記せり、此地は古へより船着の地なるが、又天正年中豊臣氏大坂城を築かれし時、京大坂間淀川通船の着す地此處にて、其頃僅に八軒いへの有しより、八軒屋と世にいひしもの、後世に至りても地名によべるなりとぞ、

○土堤下の露店

天満橋南詰以東の街は、京都へ赴くの東街道の口、且東成郡の諸村又は河内の邑々の人も、往返なす橋なれば、朝より昏に至るまで賑はしき處なり、近年迄京の南詰の一丁計り西の方より西へ、南側の土堤の傍に露店毎日つらなり出て、古着古道具の類ひ或ひは飲食物などを鬻げり、これを世人士堤下の露店とは稱せり、然るに此地陸軍省の所轄の地となりてより、其店を停止なり、又衆人通行をも止りたり、又此ほとり濱地に飲食店あり、其中に餅見世もありて、餠餅きなこ餅を五個づゝ、竹串に貫きて賣り、又大福餅大やきをもうれり、此みせ古きものにて、余幼きころも此處にあり、

○高原

東横堀の末吉橋東詰より、三丁計り東の地(前に記す茶碗山と字せる地の邊りなり)、を高原といへり、此地にも瓦を製す家もあり、又明治以前は輕罪の囚獄

○高くらすぢの字

谷町すぢの壹丁西、センアン筋八軒屋の地より内淡路町迄の字を、高くらすぢと云へり、此名諸説ありて詳ならず、尙考ふべし、

場を此に設けたり、余按ふに高津と等しく、高き地の唱ならん歟、

○小谷

小だにと字せる地は、谷町の南東西の地なりと「町鑑」に載たり、桃谷の邊か、

○愛宕

あたごと字せるは、桃谷町の南の地をいふ、此處に愛宕山権現の祠ありしよりの名なりと聞けり、尤も後世の字にして、祠も上古より有しものには非ず、

○廣小路

上本町筋の東の地の字なり、道路のひろきより號しものにて、西天満にも同名あり、

京橋並川魚市場

京橋は大坂舊城東北羅郭出入の爲に架設せしもの、遺れるにて、京橋の名は京都に通づる道路なるを以て、號る處なり、此橋慶元の役に落したる歟、平定の後ち徳川氏が修造せるは元和九年にて、方今博物場中に常備品として有る、京橋の葱寶珠其年を鑑みたり、

○京橋の北詰の地に、昔より川魚市場ありて、毎朝市

を立ること「攝津名所圖會」に記す、(近年絶て其跡新道家と成れり、)此市場は慶長年間には、京橋北詰の東片原町(片はら町の名は、兩側に人家なきの名にて、後ちそれを略し呼て世人片町といふ、方今は相生町と云へり、)に於て免許ありしを、貞享三年に橋詰の地へ移轉なりしものなり、此片原町に鮎屋長兵衛(村上氏)といふ川魚問屋ありて頗る舊家なり、其祖は攝津丹生の山田千年家より出て、慶長元年に大坂に來り此に開業す、(此家今は無歟、)

○大手筋小川屋黒丸子

大手筋御祓すぢの西南側、小川屋加藤喜太郎といふ賣藥店ありて、黒丸子といふ丸藥を製し賣る、此家舊家にして今に綿々す、腹痛を治する良劑にして、昔は有名のものにて衆賞せしものなり、

○同江戸櫻鬢附油

大手すぢ善安筋の西の西南側に、江戸ざくらと名づくる鬢つけ油を古く製す家あり、其佳品なれども市中の人は用ゐず、城内勤番の士など賞して求めたり、

○同下村伽羅油

伽羅油下村の店は、御祓すぢの西の北側なりし歟と

思ふ、下村伽羅あふらと云へるは、古く江戸に在りて生蠟製のびん付油なり、其支店京都四條通りにも有り、是も市中の人は求ること少く、城番の士などが購求せしびん付油なり、

○同赤味噌屋

大手通りに大坂城中の用達にて、赤みそを賣る味噌屋あり、此家尤も舊家にして、賣ところの赤みそを世人御城みそといひ、此の名物の如くなりぬ、

○同錦蕎麥

にしき蕎麥と呼て商ふ蕎麥舗は、大手通り谷町筋より少し西の北側にありしなり、三四拾年前は、大坂市中に蕎麥而已うちて賣舗は二三軒よりなく、麩類を賣る家も今の如く多からず、殊に此錦そばは古き名にて、其製のよろしきを以て、大手蕎麥とも云ひて、人賞して求しものなり、

○大手饅頭

大手通り松屋町より半町計り東の南側に、(方今も聊か坂の如き物ある處の西の傍なり)天保年中吾妻屋東雲堂といふ東都菓子舗開店して、煉羊羹乾菓子蒸菓子大饅頭を製して商ふ、其まんぢうのかたち楕圓

にて、價一個拾文づゝなり、大饅頭は浪花に以前よりあらざるには有ねども、下等品のもの而已多く、此製餡の製も虎屋錢屋などの如ならずして、やわらか成餡にて味ひも宜しきと、上製の大饅頭珍らしきが故に、衆人大に賞し求て一時繁昌し、又隣家にて江戸汁子餅を賣り、後には會席料理をも始め、京都四條御旅町に支店を設けて、大坂と同様の品を商へり、然れども此店年淺くして休業し、京都の支店はのこりたり、○此あづまやが大饅頭及び江戸製の菓子を始めしより、之れに習ひ所々に同様の物製して、珍らしからぬ物となれり、

○近江町茶屋光吉

近江町といひしは、船越町の北の筋松屋町の邊の舊町名にて、此に古く茶を商ふ光吉といふ有り、其販賣せる品の佳きか、天保中には衆煎茶を此家に求めたり、尤も其家は大坂市中茶商も今の如く多からず、島之内の和田藤林なども佳品を賣店なれども、光吉はそれにもまさりし物か、

○浅田屋の金鑄

松屋町筋高麗橋すぢの少し南の方西側に、浅田屋と

猶其餘の家も上町なりし、

○曆弘所松浦善左衛門の宅

明治以前は、年々曆は京都大經師にて撰み、其略曆を彫刻販賣なすこと衆に許さず、弘通所三都、京、江戸、大坂に定り有て之れ株となす、余聞く昔は、文政の頃順慶町に小泉某と云へる家ありて、其家の株にて年々略曆を刊行して販賣せしが、小泉は順慶町堺筋邊にて、後如何なる事故ありしか其後松浦販賣せり、其居宅は内平野町神明宮の前にて、曆弘通のみせしかと思へり、

○柳の下壺の甘酒店

方今博物場の地は舊西町奉行邸にて、世人西御番所と稱し、其裏松屋町筋の地を御番所うらとは呼べり、其邸地の東北隅の所に柳の大樹有て、枝塚の外に垂たり、其地に天保



中夏に至れば、甘酒を鬻ぐ店毎年出せり、其店目標圖の如き壺形に作る行燈に紙を張りて、紅藍などの繪具を以模様を畫きたるものを出し、又他に狸々の壺の傍にて杓をかたげ、扇を開き舞をまふ繪をかきた

いふ菓子舗あり、是は天保中の開店かと思ふ、其店に商ふ金鑄といふもの其價は一個三文、製は小豆の粒のまぢりたる餡を、木に圓く穴をほりし物に詰てぬき、夫に小麦粉を水にてときし物をつけて、裏表をやき鍋におきて焼しものにて、横より見れば固詰あんな見ゆる物なり、今も他に稀には製せり、是形の珍らしきと味ひのよきをもて衆人求む、後には是而已ならず種々の蒸ぐわし、又羊羹なども販賣せり、慶應の頃まで有しが休業す、

○見習餅

松屋町すぢ大手通りより、一丁北の筋の東北角に、近年迄見ならひ餅といふ餅店あり、是はいつの頃に開業せしかは知らねど、此邊にては佳品を賣し店なるが、今は改業す、

○江戸三度飛脚屋

今の陸運會社は一時は通運會社ともいひ、其前明治の初までは江戸三度飛脚と呼て、其家多く上町にありて數軒なり、江戸屋平右衛門は内平野町松屋町の西に居し、尾張屋惣左衛門は船越町に住し、其他津國屋重右衛門、所を今忘江戸屋九右衛門、是は船場平野町心齋橋東北側なり、

る角形の行燈をも點し、道路に床机を何脚もならべ
て、甘酒を煮て鬻ぐに、其味ひ他に鬻ぐよりは勝れし
とて、通行人憩ひ求めり、是を柳の下壺のあま酒見世
とは云へり、

○うさぎ鍼術

博物場の東に、うさぎの畫の看板を出して、鍼術を小
兒に施す家今猶あり、これも古きものにて綿々せり、

○猿屋饅頭

猿やまんちうと呼し饅頭屋は、松屋町すぢ内本町の
壹丁北の西側に古くありて、二文饅頭屋といふ下等
物を商ふ家なり、(方今博物場の南城、荒物商の住宅
なり)此店頭は木彫の猿の座して片手を膝に置き、
片手をのべて手のひらを開く、其手の上に賣品のま
んちうをのせ、猿には板もやうの木綿の袖なし襦
袢を着せ、腹當をさす、余幼年の頃(天保中)味よから
ぬ饅頭ながら、他に饅頭餅菓子などを鬻ぐ店も少
故か、盛んに賣れし店なりしが、追々に衰へ此を明治
以前に廢して、中之島大坂病院の東の方へ轉居して、
少なき家にて同業をなし、昔よりの猿の木像を店さ
きに出しあるを見しが、此處にも近年あらざるか、

○本町の味噌屋

猿屋まんちう店より、四五軒南の方西側に味噌商あ
り、其家古く營業して、内本町の赤味噌やとよび、此
邊の名物の如くなりしが、明治の初の頃か此邊に失
火ありて、二三軒計焼失す、其際に焼たるかと思ふ、
廢業せしか今は他の商店となれり、

○福島屋けし餅

松屋町すぢ内本町より壹丁南の西側に、今も連綿す
る福しまやといへる菓子舗あり、其開業はいつの頃
か知らねども、余が幼年天保の頃に既にあり、されど
家宅は今の如くに非ず、表口も狭き家にてけしもち
を賣る、其ころは他にけし餅を製するの少きと、此家
のもの味ひよきを以て、衆人求て其名高し、

○慶光院屋舗

松屋町筋農人橋通り東北角の地は、慶光院やしきと
稱し昔より云へり、既に享保妙智失火の時にも、此屋
舗焼失の事記したれば、それより以前にも在りし物
と覺ゆ、慶光院といふは伊勢の國に在る寺院なりと
聞く、近年地所賣却なりしか此名をよばず、

○播磨屋茶巾餅店

しくトし、近年今の家に移住せしなり、

○岸部屋饅頭

内安堂寺町松屋町の東南角方、今餠を製す家のある
處は、以前岸部屋といへる饅頭屋あり、其家舊家にし
て中等品のものなり、されど昔は虎屋饅頭に對して、
岸部屋のまんちうと云ひしものとぞ、文久の頃まで
有し、

○麴類店八ッ橋

内安堂寺町の松屋町西南角には、今も麴類を商ふ家
あり、其以前營業せる者八ッ橋といひ、古く此に在り
て、今も他の麴類店にても製し賣る、餅と葱と煮たる
かちんといふもの、(一に難波もちとも云ふ)此八ッ
橋に賣るもの味ひ他に勝れしや、名物の如く世人云
ひしなり、

○醫岡敬庵

高麗橋の東松屋町の西方、今寫真師の住宅に、明治以
前に岡敬庵といふ脚氣醫師の宅あり、(其孫今は天滿
に移住す)其嘉永の頃の敬庵といへる人は一奇人に
て、家宅の表大門ありて、其左右扉を造り窓を明け、
其こし板には幅四五尺長二間も有る椶の一枚板を用

慶光院屋舗の西對ひに播磨屋とよぶ、表口は貳間ば
かりにて、一個二文の茶巾餅といへるものを商ふ家
あり、是古く製し賣ると、余幼時老人の話に聞けり、
茶巾もちといふは至て古風なる菓子にて、小麦の粉
を水にてとき、夫を鐵鍋に少し宛おとして圓く焼き、
中に餠を圓めていれ、如圖た、みたるなり、此に
製すは皮のいろ白赤黄の三いろとして、其名を小倉
茶巾とよべり、是下等品にて餠も黒砂糖製なれど、市
中および近村より購求に來る人、早朝より夕に至り
て日々に絶ず、數名鍋をひかへて焼き、又臺の上にて
たみ製す、毎年正月元日一日休暇して、二日より十二
月三十日迄、一日も商はざる日なく、實に盛大なりし
が、漸々他に餅まんちう屋も殖え、同價にて是よりも
味ひよき品の出來し故か、又は他に何か事故の有し
や、明治前に鎮店せり、

○千石籬屋

農人橋通り骨屋町の西に、今も千石筋萬石どをしと
いふ、米穀のぬかを取る具と、又龍骨車とよぶ農具の
水車などを製せる職商あり、是古き家にて又他にす
くなき職なり、舊は農人橋東詰少し東の北側に年久

ゆ、衆これを奇とせり、加之敬庵常に婦人の衣服のはで成るを着しなどせしなり、猶上町の地の古への事種々あれども、此に筆を止め後巻に載せる、

○玉造豊津稻生神社

豊津生神社は方今社格郷社にて、玉造村半人町に鎮座、此地二千餘戸の産土神にして、世人玉造いなりと稱し、最ふるき社なり、祭る所倉稻魂神、下照媛神、稚日女神、月讀神、軻遇突智神五座を合せ祀る、當社は十一代垂仁帝の御宇、十八年己酉下照媛神を祀り、古へは姫の社と唱へたり、然るに後ち倉稻魂神を合せ祀りて、上の社と號け、又其後ちに稚日女神、月讀神を合せ祀て、中の社と號け、軻遇突智神を社り下の社と號け、兩社を造營し以上三社となれり、而して九十七代後醍醐帝の御宇建武の役、河内及び攝津屢戰爭あり、依て神官三社の神體を守護して、大和國に兵亂を避け、治世の後ち舊地に歸る、(余按ふに治世の後ちあるは南北朝合一の時か、然らば後小松帝の御宇にて、神官大和に在ること五拾餘年なりしか、)而して現今の社地より西南の方、栗岡山の地に五柱の神

を一社に齋き鎮めて社を造營し、稻生五幸大明神と崇り、然るに年を経て天正年間石山合戦の際、兵火に罹て社殿回祿す、其後ち慶長八年豊臣氏社殿を修營ありしが、元和の役に又兵火にかゝり炎上せり、其後寛永八年に至り、徳川氏方今の地に遷し、造營有て神號を豊御食津神社とす、方今豊津と云へるは、豊御食津の略號なり、豊御食津の神と申は、倉稻魂神のことなり、

○栗岡山の地の考

豊津稻生神社古へ舊生五幸大明神と號し、一時栗岡山に鎮座の事、前條社説中にありて、方今の社地より西南の方とあり、然れ共栗岡山又栗岡と稱す地今あらず、余推考するに、世に眞田山と云舊名姫山と呼ぶ所、これ栗岡山にあらざるかと思へり、

○姫山神社並眞田山宰相山の名

姫山神社は玉造の南(世人眞田山又は宰相山とよぶ)岡の上に鎮座の神にて、世人さなだ山の稻荷と稱す、本社祭る所仁徳帝靈、八幡大神、稻生神三座合祀す、又本社拜殿の傍に、級長津彦神、級長戸邊神を祀る、(風の神なり、)又末社あり、丘の上には三柱神社と稱

する有り、是は陸前國宮城郡青麻に在せる神を遷しまつるにて、以前は三光宮と稱す、中風病を免る、こを此神に祈るなり、此地舊名姫山と稱すは、豊津稻生社の(もと姫の社)もし此に鎮座ありしにて、姫山とよぶか、されど是余が想像するところなり、又眞田山の名は元和の役の後の稱にて、眞田幸村が籠りし出丸と稱す岩の在し地なる故なりと、一説眞田が岩は此より西の方にあたるとも云へり、實地未詳、又宰相山といへるは、元和の役に加賀宰相、此邊に陣營を構へられしを以て號るところなり、

○朝日庵清正祠

玉造村森町に朝日庵といふ日蓮宗の寺あり、(森宮表門南なり、)其境内に加藤清正の像を祀る小祠あり、一時詣人多しと聞く、此寺院昔より在ものと覺へず、中世造立のものか、

○梅の薬師

朝日庵の西の方に、近年まで薬師如來をまつる寺院ありしが今は頽廢す、其境内梅の樹數株あり、因て世人之を梅の薬師とは稱せり、古きものには非ず、

○鎗屋坂井地藏堂

玉造村中に鎗屋坂とよぶ地あり、(安堂寺町の東より東雲町へまがる地か、)今も聊か坂あり、其名の由縁詳ならず、此處に昔地藏堂あり、其地藏尊今は南長柄村國分寺中へ遷してまつれり、又此地は往昔遊女町の有し處と云ふ、

○二軒茶屋

玉造村東雲町と接する中道村に、兩側相對せる茶店あり、これいつの頃より有ものか知らず、此處は大和奈良に至る街道にて、伊勢參宮人も往返して憩ふを以て、世に名高し、

○唐弓つる屋

綿をうつ具の唐弓といへる物に張る弦を製す家、玉造村に多く此地の名物とす、此品尤も大坂市中及び他村にも製すをきかず、又他國にもなきか、諸國へ輸出せり、

○御茶室山

玉造東雲町の南、桃谷町の壹町南の筋の東に、御茶室山といへる字の地あり、是は豊臣秀吉大坂在城の時、茶室を建られし迹なりとぞ、(是天正中府城追手口の南にあたり、)此處に明治十一年生國魂神社の神

官、松下氏豊公の社を修營し、昔より什寶とす豊臣公の木像を祀られたり、此神像其以前拜せし事あり、座像長壹尺計りにして東帶の像なり、又松下氏は今川義元の家臣松下嘉兵衛尉の裔孫なりと、世人口碑に傳へり、

○清水谷

内安堂寺町通り、上本町筋の少し南東に、清水谷と字せる地ありて、其疆域壹町四方計りにして低き地面なり、此處は幕府徳川氏の頃は、大坂城番附屬の同心と云へる小吏の集り住し處なり、此をしみづ谷と呼は、昔清水の有しか、後年清水の有やうにも見えず、又一説に此地は元和の役眞田の砦ありし地とも云へ共、之も確實なる證もあらず、

浪華百事談卷六

○御津八幡宮

島之内御津八幡宮、(以前は三津と書す、近年御津と改らる、三津は三津の濱に古へ鎮座なるを以てなり)當社方今格は郷社なれども、元は勅願所の社なり、境内勅願所と彫す標石あり、社説に當社は五拾八代清和天皇の御宇、貞觀二年庚辰筑紫の宇佐の神を、山城國男山に遷座ありし時、西海より初て此地に到り給ふ、其舊跡なるが故に齋き鎮めりと云ふ、祭神應神帝仲哀帝の靈、或ひは云八幡宮の勅願なりと云ふ、
〔攝陽落穂集〕元和の役後の條下に云、島の内は荒野にて三津八幡も小宮、扱又三津寺も至つて小庵云々とあれば、其以前には大社なりしか分明ならず、卷の一島の内の地沿革の條に載せたる、「浪華上古圖」の中にも三津八幡宮は記せり、一説に當社は三津寺の鎮守の神とも云ひ、又は三津寺は當社の神宮寺なりと云ひ定かならね共、古圖には八幡宮はあれ共、三津寺のなきを以て考ふれば、三津寺は神宮寺といへる

浪華百事談卷五終

は實ならんかと余は思へり、又當社地の東南の隅に、神石とあがめまつれる石ありて、其石の形ち恰も礎石の如し、余不審く思ふにより、先年神宮三津氏に其由縁を尋ぬるに秘してはいはず、依て此石の事分明ならず、

○當社の祭祀は六月と八月の十五日なりし、方今は七月十五日に神輿渡御あれども、明治以前は八月十五日の深更に神輿行宮に渡行あり、其行宮と爲所は三津寺大福院に對す南側にして、平日黒きかぶき門を閉たる所にて、其内空地にて社もなく、只倉庫一ヶ所ある而已、是渡御を昔は難波の御祓ともいひ、二百有餘年のいにしへ天和貞享の頃は、衆人多くこゝに來りて拜禮せしとぞ、後年には大坂市の人も知らざる人ありしなり、

○三津寺大福院

世人の三津寺と稱し、今もある所の眞言宗の寺院は、むかし有し三津寺には非ずして、大福院を稱し修驗者が中興せしものとぞ、余傳承すに幕府徳川氏の時、寺用有て官に出願するも、又官より喚出にも、すべて大福院と呼び、三津寺の寺號を用ゆることなし、余こ

れに因て想像するに、往古三津八幡宮の神宮寺なりともいへる三津寺は、元和年間に聊なる小庵にて遺るも、いつか頽廢したりしを、修驗者が其舊跡に寺院を建て大福院と號し、三津寺跡の大福院と呼びしも、いつか世人三津寺と稱せしにはあらずや、方今は本堂に行基作長五尺八寸の十一面觀世音を安置し、脇檀に藥師如來弘法大師をまつり、境内諸堂多くあり、又境内に楠の大樹の幹の中に、地藏尊を安置あり、此樹は昔雷おちて焼しより、木末枝等を伐て幹のみを残せるものなり、

○安井稻荷祠

道頓堀川日本橋北詰の少し東に、鎮座の安井稻荷祠は、明治の初の頃此地に祠を遷し建しにて、舊は少し東北の方、安井氏の邸中に祀れる鎮守の神なり、祭神倉稻神に安井氏祖先の靈を合祀せると聞り、安井氏は卷の一に記すが如く、大坂舊家にして元締衆の一人、後に南組の惣年寄と成り、累代此地にト居せられ、其邸宅日本橋筋表口にして、濱通りより半町計り裏行鍛冶屋町にして、西向に門を建たり、但表口の南又道頓堀の北岸北側かちや町迄は借家を建たり、其

鍛冶屋町筋の裏の方、塚に穴を穿ちて其處より稻荷祠を拜す様になしたり、ヤス井の唱へにより、婦人安産を此神に祈ること久し、

○南坊歡喜天堂

安井稻荷祠より一丁計り東の方に、南坊法案寺と云へる寺院ありて歡喜天を安置し、又生玉本地樂師如來弘法大師をまつれる堂、其他にも小堂あり、是は明治維新後神佛混淆を廢せらるゝ際、生玉社地より遷しまつる處にして、南坊法案寺も生玉地の北方にそひて有し寺院にて、社僧十坊の内貫首たりしものなり、

○大乘坊毘沙門堂

大乘坊は崑崙山と號し、眞言宗の寺院にて、日本橋筋三丁目に在りて、本堂に毘沙門天、吉祥天女、禪賦師童子を安置し、脇壇に吒枳尼天をまつり、其他諸堂多く、世人長町びしや門堂といへり、當寺いつの頃に創立なりしか知らね共、中古の造立と思はる、

○坂町天満宮

坂町天満宮は、舊こゝに法祐寺といへる淨土宗の寺院ありて、其寺の鎮守社なり、一説に當社の神體は、

昔何とか云へる操り芝居の人形遣ひが、菅原傳授手習鑑興行のとき遣ひし、菅丞相の木偶なりときけり、されど其虚實如何知れず、

○自安寺妙見堂

自安寺の創立は、尤も近年のものに非ずと雖も、又極古き寺にもあらざる歟、其年歴は定かならね共、中古の寺と思はる、妙見堂は昔より詣人多し、

○竹林寺大師堂

竹林寺弘法大師は、靈驗のあらたなるや、昔より今に詣人多し、當寺も創立の年を未だ問はず、是も自安寺同様のもの歟、當寺は松圓山と號せり、

○法善寺金比羅祠

法善寺中の金比羅祠は、昔より今に詣人多く、靈驗いぢるしとぞ、法善寺は天龍山と號して淨土宗なり、當寺も創立の事を知らず、是も自安寺同時の造立歟、

○四ッ橋

浪花の四ッ橋は最古きものにて、其名諸國によく聞え、奇觀とすべき橋梁なり、其西横はり川の北の方に架るを上繋橋と名づけ、南の方に架るを下繋橋といひ、長堀川東の方に架るは炭屋橋として、西の方に架

るは吉野屋橋なり、上下つなぎ橋は天正十三年に架設と「攝津名所圖會」にいへど、余はこれを不審く思ふ、天正十三年は豊臣氏が大阪府城を築きし年にて、尤もその時市中人家も多く建たる由なれ共、西横堀を穿ちたるは後年のことの様に余は思ふ、然れば兩橋も後に架るものなり、之如何か尙追考す、又炭屋橋吉野屋橋の二橋は、寛永三年に架設の橋なりと云ふ、長堀川は古伏見川、長狭川、三津の長川等稱して、いにしへより有し川なること、卷の一浪華上古圖に載せたる如し、然るに埋れ有しが、寛永二年長堀川をほり浚へること古く傳へ聞り、炭屋吉野屋橋の架るは其翌年にあたり、然れば四ッ橋の名は寛永三年に始れるものなり、今は四ッ橋とも相つながられ共、以前は炭屋下つなぎ吉野屋の三橋は相つながられ共、上つなぎ橋のみ橋の傍に家一軒ありてつらならず、依て世俗これを離縁橋とよび、嫁入など此橋の上を渡らざりしこと、京師の一條戻り橋とひとしき物なりし、

○四ッ橋の煙管店

四ッ橋の名物として、西南詰の地には煙管店數軒を

ならべ、互に根元本家など、記して競ひ商ふこと、淀屋ばしの煙草入見世とひとしく、諸國の旅客こゝに來りて煙管を求め、家づとゝなすこと昔より今に同じ、其中に最古く此處に住せるものは、播磨屋三谷源藏なり、其祖は播州因包村の産にて、萬治二年此に開店し累代連綿せりとぞ、其家屋根に「正本家」の招牌をかゝげたり、○播源に隣れる家播磨屋平八郎といひ、是も古き煙管店なれども、開店は播源より後年なりと云ふ、

○西横堀下流新築地

今は人家稠密にして、其さきのありさまを少壯の人に語るも、虚誕の如くおもふべきは、西横堀下つなぎ橋の東詰より、金屋橋東詰の北に到る地の、濱地新築の時のことなり、是は五十餘年むかし、天保十二辛丑年のことにて、其以前河岸通り濱側の人家は只一すぢにて、裏ゆき最も淺く建設して、川ぞひ四ッ橋より道頓堀までは、川幅少しく廣く、河岸土砂流れとゞまる處なり、然るを官より開發して新築地となせり、然れど砂地にて足も止まらざる地にて、中々建物を築造せるに至らず、依て地がための爲、翌十三壬寅年此

地に觀物場興行を官より許されたり、其年は興行する事僅にして夏に至り、素人角力の取たり見たりと稱すもの、或ひは昔話役者物まね俄の類ひの小家、又は夕すゞみの茶店など、此處かしこに有りし而已なりしが、今年徳川氏改革(世に御主意と稱へ甚だ壓制成ことにて、諸色の價格を下げさせ、絹物衣服を制禁し、諸株をとき或ひは營業廢止を命ず事有り、)にて、社寺内にありし芝居を停止し、又市中從前の人寄席を禁するにより、此地に小家を建て興行なす者夥しく、又其翌十四癸卯年の春に到りては、上難波社の内に昔より興行せし、文樂座あやつり芝居も木綿橋の北に移り、人形入の淨るりは制禁となりしを以て、淨るり而已にて興行し、例年難波新地に於て春毎興行す觀物場も、此所に分れて興行を始め、下繫橋より木綿橋の南までは、錐をさす處もなき程に許多の小家をかけ、又飲食物の店も多く出來、賑しき事方今の千日前に髣髴たり、此免許十年許りなりし内に、觀物に大入せしものも數多あり、今余その時のことを思ひ出して、一二をこゝに書き載る、

○阿波徳島子供淨瑠璃、八九才より拾二三才の小

兒にてよく語り、鰻谷濱の小家にて興行數日、大にはやれり、

○江戸竹澤藤次曲こま、是は天保十年の頃より、大坂にて難波新地に於て興行、其度ごとに大入せり、此處にては悴萬治と共に興行して大に流行、

○江戸菊川傳吉きつき登り、是は江戸火消なりしもの、かるわざと成りし者にて、種々の藝をなし、切先のぼりとて、數丈の丸太の立たる其端まで登りて、種々藝をなす、此頃珍らしとて大に流行れり、

○江戸兩國泉目吉のおぼけ、是は泉目吉といふ人形師の細工の怪談人形にて、種々幽靈或は變死人はりつけ等あり、其人形頗る妙作にて見物驚きたり、而して大入せり、

○大江のからくり、大江と云は昔よりあるからくり人形の細工、又あやつり人形の頭手足等をも造るものにて、大江和助、大江忠兵衛、大江卯兵衛、大江貞橋杯いふもの數軒有、其内觀物場の大からくりに妙を得しは忠兵衛にて、難波新地に年々興行し、又此處にても興行せしなり、

○江之島貝細工、貝細工は種々の美麗なる貝にて、花鳥獸類虫蛇などを造りし物にて大入せり、

○婦女三十六歌仙生人形、是は尾州名古屋の木偶師が作にて、種々女の姿を人形にせしものにて、頗る妙作なり、

○松の盆栽、是は松の木の種々珍敷造りし盆栽を、數拾陳列せしものにて、其大なるは幹三四尺の物有り、

○首ふり芝居、淨留りの文句に合せ、小供役者が詞を發せず、身ふりして狂言をする物の名にて、今も時々興行せることも有れ共、此所の鰻谷の濱の小家にて興行せしものは又異にして、役者皆面をかむりて藝をなし、始て興行せしは猿ヶ島の敵討にて、其次の興行は浦島一代記なり、尤も是は淨るり芝居も人形入にて、興行を從前の如くせし時なり、

○子供しばる、首ふり芝居凡六十日餘興行せし後ち、十二三歳位の子供役者のみにて、尋常の歌舞妓芝居を、うなぎ谷の濱の小家にて始る、されど舞臺引まくは道頓堀芝居より差ゆるさず、依て上へ引

上る幕なり、此芝居續々大入せり、其價一日割込壹人前八拾八文なり、後には此處のみならず、御池橋の詰木綿橋の邊にも興行せり、されど鰻谷の小家特別にいつも大入せしなり、而して此築地々がため年限おえ、又社寺内芝居免許となるにより、舊の如く社寺内にて興行する事となれり、

○かげ芝居、役者聲いろはやし入、

○錦かげ繪今の幻燈なり、

而して地固め年限となる比、木綿橋の南より追々人家建築を始め、漸々北へ觀物場の小家を取拂ふて人家をたて、今の如くなりしものなり、

○久左衛門米相場

道頓堀の北岸、西横堀より二丁計り東の地を、舊名久左衛門とよべり、此邊に於て一時堂島の米相場をうつして、米賣買をなす事あり、其始め何の頃か、明治以前に廢止となれり、其相場をつぐこと、西横堀東岸道路に一丁程づゝ間を隔て、三尺四方程の床机をおき、其上に一人座し堂島より相場を告るを、漸々に高聲を發して道頓堀までうつし告げる、夫によりて賣買をなすものにて、相場店と稱へ人の集る家、新屋

しき邊に數軒ありしなり、

○玉屋町并石の治左衛門

中橋すぢ周防町の邊の舊町名を、玉屋町と呼べり、是は玉屋治左衛門と云へる家、こゝに元文中までありて、其家あるを以て町名によべりとぞ、玉屋は頗る儉約家にて、居宅構造に専ら石を用ゆ故に、世人石の治左衛門と字す、柱に石の根つぎをなし、萬世不朽をはかりし家も、終に絶て玉屋町の名而已殘れりと、南水漫遊」に記せり、

○住友氏屋宅

長堀川の南岸以東に、今も連綿してト居せる住友吉左衛門は、舊より宅地今と同様にて壹丁四方なり、されど近年修營なせし以前も、長堀の河岸に對す、表はすべて格子造りにて、東堀の方鰻谷などは高塀を造りたり、此家の業は銅吹屋にて、幕府徳川氏の御用を舊來勤しにて、家祖は伊豫國人なりと世に傳ふ、家號は和泉屋といへり、上町に住友吉次郎とか云へる兩換店あり、是は此家の分宅なりし歟、

○堀ぬき井戸

今も住友氏の濱先に、所有の堀ぬき井戸あり、是昔よルメルと號し藥を賣れり、これも古き家なりと、後ち船場安堂寺町邊へ轉居して書林となれり、

○芝翫香小間物店

下村吳服店の對ひに、芝翫香と號く鬢附油を製し商ふ小間物店あり、芝翫と云ふは俳優三代目中村歌右衛門(後に玉助と改名、梅玉と云ふ)の俳名にて、文化の頃は道頓堀芝居にて立者の役者なり、此小間物店頭の出し襖といへる物には、歌右衛門似顔の熊谷又たばこや三吉の繪を畫き出せり、其家後に此を去り、方今船場平野町通り梅檀木筋西にトし、糸物商と改業して綿々す、島の内在りし時の出しふすま今に出せり、

○天壽補元丹の店

下村吳服店の東南對ひ角の家には、天保の頃藥店ありて、表口も四間餘の構へにて、天壽補元丹と云ふ藥を商ふ、此店開業の年は知らね共、既に寛政印本「攝津名所圖會」大坂の部の内に、(天)とひとしく此藥店の圖を載せたれば、寛政以前の開店なり、明治前まで此にありしが、轉居して今は清水町通りの西小屋に居せり、

りあるものにして、大坂市中には昔は堀ぬき井戸の有處なく、是のみにして世に賞せしものなり、

○三臟圓煉藥店

鰻谷通り三休橋筋の西に、今も連綿せる三臟圓を製す吉野五運の家は、最も舊家にて有名なる賣藥なり、(開業の年祖先出所今忘たり、追考す、)又白雲糕といふ藥菓子をも製し商ひ、昔は人賞せしものとぞ、

○下村松屋吳服店

下村まつ屋の吳服店は、世人昔より苗字家號を呼ばずして、商標の(天)をよべり、心齋橋筋清水町に今も綿々す、此店は山城國伏見郷の舊家にて、こゝに支店を設けしは寶永九年なり、京都東京にも古く支店あり、

○山田血の道藥

今も下村吳服店の東對ひ、山田血の道藥と云へる賣藥店あり、此家はもと下村店の北隣りにトし古き家なり、余幼年の時に老人が、此藥店は古きものと云へれば舊家なるべし、

○テルメル藥店

今山田藥の居す家歟、山本甚助といへる家ありて、テ

○金屋江戸物店

江戸物といふは稱へこそかはれ、今の東京物と等しく、彼地製産物を種々取よせて商ふ見せを、江戸物屋と昔は云へり、其古く文政中より商ひし店は、淀屋橋筋高麗橋の南の方東側に、大村屋安太郎と云へる有り、されど是は小網町伊勢屋吉三郎に製す、齒磨楊枝類又あら物を多く賣て、貰入させる婦人の髪の飾杯は商ふこと少し、(天)の南對ひ西角の家も、金屋喜五郎と云ふ店ありて、是は天保の初の頃開店せしもの、様に聞しが、此店はたばこ入紙入鏡袋煙管櫛笄かんざし、或は手拭おび齒磨やうじ團扇錦繪の類、江戸製品何となく取寄商ふを以て其名高くなり、衆來りて求ること多し、其後ち樋上町にも岩橋とよぶ江戸小間物店開店せしかど、此金屋には及ばず、尤も江戸製品を浪華に取よせる事、今の如く容易ならず、陸は三度飛脚の使を以て取寄るに、早きも十日間は經ざれば來らず、海上船便は速に來るも三十日を経る、よつて衆彼地のものを賞翫せること方今に優れり、然るに江戸みせと稱すもの年々諸方に増し、金屋も慶應の頃か此を轉居して、中橋に至りて他の業となり、大

村屋は其前に廢業し、岩橋も又なくなりぬ、

○龜の酒店

心齋橋の南詰南西角の家に、明治以前迄圖如く此看板を出せる小賣酒店あり、此家古きもの、由余きぬ、方今は此より半丁計り東に轉居してトする歟、其酒銘酒なりしか、龜の酒屋と名を衆人よべり、

○田葉清の蕎麥

心齋橋南詰の東半丁計りの處に、天保中田葉清といへる蕎麥やあり、尤も尋常の麩類店にはあらず、蕎麥のみを商ふ家にて其頃有名なりし、卷五大手錦蕎麥の條に記す如く、文政天保の頃には蕎麥のみ製し商ふ家、大坂市中には至て少し、此家の製するもの尤も佳品なりし、弘化嘉永の頃迄ありし歟と覺ゆ、

○幾世餅の店

心齋橋の南詰東南角に、以前幾世もちといへる餅屋あり、其開業せるはいつの頃か知らね共、文政中か又は天保の初めかと思ふ、余幼年のとき既にあり、其賣れる餅は餡もちにて製もつとも佳く、又店の構へ他の餅店とは大に異にして、表の方土間として床机をならべ、片隅の處に壹つ竈の如き銅壺をおき、それに

し歟、

○ときは紅粉店

幾世餅みせより南へ三軒目に、ときは紅とよべる古き紅粉店ありて、明治以前まで綿々し、人よく知れるものなりし、其店さきに有る出ふすまの繪は、平相國清盛が座す前に、常磐御前座して俯向居る圖にて、其清盛の面(○)如此畫きたり、又一方の出し襖には、常磐御前が今若乙若牛若の三公達を伴ひ、雪中に伏見の郷にさまよふ圖なりし、

○龜屋饅頭

客歳まで有し心齋橋すぢ大寶寺町の北西側の、龜屋といへる饅頭店は、昔しありし龜屋と同家なれども、此店は後に開店せしものにて、以前は其南隣の家にて、饅頭(一個三文)と鳥貝餅と云ふだんご皮の(○)如く此ものを常に製して賣り、大に繁昌せり、然るに去年まで有し五文饅頭店を開き、従前の店は廢止せり、

○近江屋の菊衣

方今蒲鉾店となる心齋橋すぢうなぎ谷の南の方東側に、近江屋といへる菓子店あり、其店は文政か天保の

青銅の茶釜をかけて茶を煮、其傍に茶棚を設け、餅を製すは内の方にて、製へて店に出す事なく、憩ひ求むる人には、方三寸許りの神折敷の如き、重の黒ぬりとして朱漆にて横の方に、幾世餅と書す器に餅を盛り、小楊枝をそへて出し、餅店なれ共高尚なる拵へなり、後には善哉餅をも嚙ぎ、店さきに臺を設けて、塗重に餡餅を入れて出せり、此店文久の頃まで有し歟、廢業中絶す、而して後年他人尋常の餅店にて同名にて始め、又人かはりて近年迄有しが今は絶たり、初の幾世もち有し頃、安堂寺橋の西の方南側にも、いくよ餅といへるが、是は下等にて又幾世の文字を用ひたり、是も明治前になくなれり、幾世もちの名は舊江戸兩國橋の名物にして、其いくよ餅の始を聞くに、昔新吉原の娼婦に幾世と云るあり、其妓に深く契りし男ありて、妓の云へるに年季竟る後は、夫婦と成て暮すを約す、男よろこび其年の來るを待ち、終に妓と夫婦になり、而して何か賣らんと種々工夫して餅屋を始、兩國橋の邊りに開店す、其名に妓の廓にありしを用ひて幾世餅と號たり、然るに人これを賞し、繁昌せしものとぞ、心齋橋に開店せしもの、其幾世餅の名をかり

初かの開店なる由、古く菊衣といへる蒸菓子を製し、うなぎ谷心齋橋すぢの西南角に開店し、後ち右に記す家に移りしよし、余老人にきく、其きく衣といへる物は、葛粉を水にてとき鐵鍋にて薄くやき、中に餡を入れて包みし物にて、皮は紅黃白とあり、形至て高尚なるを以て、大に人賞し求む、此家後に饅月となづけ、○形の饅頭大小を製し賣始る、其小なるものは今諸方に製すと等しく、又大なるは卷五の中に記す大手まんぢうによりて製し、大さも同様なり、然るに其味ひよきを以て人大に求む、後には大判まんぢう大判形の焼印をおし、其大なるは長ヶ曲尺四寸餘、小なるは三寸計を製せり、是大坂に大饅頭を誂へものならずして製す始歟、一時龜屋まんぢう(新店方)と競争して、龜屋にも圓き形の大まんぢうに、龜の焼印を出すものを賣たり、(是も大小あり、)此近江屋いか成ことか近年廢業せり、

○白粉店和泉勘

同所に今も綿々せる和泉屋とよぶ白粉店は、開業の年は知らね共最も古き家なり、
○鰻谷より大寶寺町間に、余幼時より舊家と稱し、

今に連綿せる家は實に少し、和泉勘と其北隣なる書林松村敦賀屋九兵衛、東側に三味線糸を製す(今改業せし歟)、三木屋といへる家のみにて、他はみな後年の店なり、書林松村の東對ひに、近年迄佛具屋源左衛門とかいへる金物を商ふ家ありて、舊家なりしも轉居せり、

○蜻蛉の煙管店

舊かめ屋饅頭店より壹貳軒南の方に、天保中とんぼの煙管店といへるあり、表口三軒餘の店にて、其賣品よろしきや繁昌せし店なりしが廢業せり、其とんぼと呼べるは、煙管の看板に如く圖蜻蛉の形ちに作るもの五個計り、額面に打ひもにて結びつけて出せるより、人字の如くいひしものなり、



○上元油皿を商ふ店

明治以前迄大寶寺町心齋橋筋西北角、方今戎岩おこし店のある家には、古き鐵製物を商ふ家ありて、其處に製し賣たる上元油ざらと云へる物あり、方今是不用物ながらよき製の物にて、行燈に用ひて種油の減こと少き



ものなりし、其形如く圖にて鐵にて製し用ゆる、下皿を用ひずして油のおり下へもることなし、依て經濟家はから銅の油皿を用ひず、見ぐるしきを厭はずして求めたるものなり、上元とよぶは如何なる由縁かしらず、

○福本鮮並早鮮といふ事

今は福すしと稱し、心齋橋筋大寶寺町にある鮮見せは、近年迄福本鮮といひ、島之内にて有名のものなりし、此福本の此處に開店せるは、文政中の事なりと聞く、此家に製し賣ものを、昔は早鮮といひしとぞ、其事を聞くに、鮮とよべるものは總てすし桶に製して、早くも一日一夜、或ひは二日も経て後ち食用とす、然るに鮮箱に飯を入れ、魚肉精物をおき壓板をおき、兩手にてよくおして直に賣るものを斯くいひ、又暫時重石をおきて賣も、又早すしと云しとぞ、

○六方焼といふ菓子賣し店

今諸方の餅まんぢう屋、及び露店にも製し賣る如く此菓子を、今六方やきといひ、前は是を江戸金つばといふ、是何れにても製せず、天保中には夫の店の少し北の方の道路に、床机一脚の上に家體を造りし露したる家なり、此家舊き家と聞く、安政頃まで有しか、

○美濃屋履物店

三雲屋と軒をならべし家に、美濃屋といへる下駄草履など商ふ家あり、暖簾には念の商標を記し、上等物やには非ず、中下等物を商ふ店也、此店安政の頃なりし歟其西側に移り、表に五六間もある構への家となして同品を商ふ、之れ心齋橋と戎橋の間に、吳服店を除の外の大間口の家なりし、此に移りて年を経ず休業す、今大寶寺町通りの少し北に、同じ商標の暖簾をかけたる扇子商あり、之れ右の履物商休業の後に開店するもの成るか、其家改業して此に開店せしか、又別人なるか、

○益の梅菓子舖

心齋橋すぢ周防町と八幡筋のなかばの東側に、小き菓子舖天保の頃有りて、益の梅と名づくる菓子一種のみを賣り、其頃随分賣れし店なり、其製は玉子皮にて梅の形にやき、中に餡を入しものにて、今諸方にある太鼓まんぢうといへる物と同様のものなり、此店文久の頃まで有し歟、

店ありて、其處にて焼て賣たり、是此品の太坂にて製す始か、此店文久頃までも有しかと思へり、

○木偶師瀧原

心齋橋すぢ清水町の南東側に、瀧原某といひし木偶の職工ありて、上巳端午の飾り物、市松人形などを造りて、店頭に少し出して商へり、之れ名人といふにもあらねど、天保中には此店に來りて求人多し、嘉永季の頃までこゝに有しが、何れへか轉居す、

○紅卵すし店

同じ處の東側に、一時曾根崎新地しやみ橋(今は堂島橋と云)の北なる、紅卵といふ鮮屋支店を出したる事あり、是は安政の頃なりし歟、年を経ずして休業せり、

○神力膏の店

今心齋橋すぢ三津寺筋の東南角にトせる、神力膏といふ膏藥を賣る店は、もと周防町の南西角に居せしものにて、近年今の家へ轉居せしなり、

○三雲屋

同周防町の南の方東側に、余幼少の頃三雲屋といへる、古着の類又吳服を賣家ありて、平日に寶戸をとざ

○小大丸吳服店

今も連綿せる心齋橋周防町の南の、小大丸とよぶ吳服店は、舊西側にありしなり、明治以前に東側に移轉す、此店は下村[㊦]より後の開店の由、商標下村と同じく[㊦]なるを以て、世人小[㊦]とよぶ、又丸がめ屋吳服店よりは古き店なり、

○小倉屋鬘附油

びん付油店の小倉屋は、余が幼き時も今も店の構へ變ることなし、此家の開店の日は知らね共、天保中に古き店なりと云へば、文政文化の頃の開業にはあるまじ、小倉屋と稱す同商今はあらねども、近年迄長堀川の問屋橋すぢ新町通りの南通りにありて、此店とは同様の表口の家なり、何れが舊き歟、又松屋町すぢ本町の南に、又同家號にて同商あり、此家も古き家なり、又一門なる歟、是は別派なる歟、

○扇子商清水屋

心齋橋筋三津寺町の東の方に東側に、今清水屋三橋堂と云ふ扇子商あり、此家南邊にて古き扇子商にて、天保中は戎橋南詰より二丁南(中筋)の南、西角の小家に住せしものなり、最も佳品を製し、花街俳優者な

どの進物の扇など、大概此家にて製出せり、

し○姿見煎餅

文政天保中に有名なりし俳優女形に、中村哥六といふあり、(今の中村時藏の父)其れが天保中に、心齋橋筋新屋しきより半丁計り南の西側に、すがたみ煎餅と名づけし煎餅を製して賣たり、其店の看板は大なる鏡臺の上に、わたり三四尺もある鏡の室に入れて、中蓋をしたるを出し、煎餅の[㊦]如[㊦]圖鏡の形ちにせしものなり、

○戎餅店

すがたみ煎餅店の東むかひに、戎すしと名づけ、表の餅をおく臺に戎橋の欄間を一方に作りたり、是も文政中より有しものか、安政文久頃まで有し様に覺ゆ、

○吾妻すし店

あづまと稱す餅店は、心齋橋筋清水町と周防町の間の東側に、余幼きとき有て福本よりも古き開業と聞けり、されど是は嘉永中になくなりし様に覺ゆ、
○すべて何地にても繁昌地には、永續せる家却て

少きものにて、心齋橋筋の如き商家の盛衰極て早く、舊家と稱すもの實に僅よりなきもの也、余が幼

少天保中に有しと覺え、方今に至つて綿々す家と思ふもの、清水町より戎橋の北詰に至る間、前に記すの外は清水町より二三軒南の西側にある足袋屋周防町の東南角の陶器店、八幡筋の北西角河内屋と云葉子屋、是も以前より此所にはなき歟と思ふ、河内屋の南對ひの漆器屋、森足袋店、新屋舗の角の小間物屋、同少し南の三味線屋などかと思へり、

○瓦屋橋於染油屋

近頃迄瓦屋橋の西詰南西角邸に種油商ありて、是を昔より於染油屋と云ひしかど、正保四年に處女於染と丁稚久松が、同時に死したる油屋は、此家には非すと余老人に聞しことあり、此家をそれなりと云ふは、淨るり又は歌舞伎狂言にも、瓦屋橋の鬼門角といふより、是なりと云ひしとぞ、於染久松の事は演劇にては、處女と丁稚情死せしに作れども、其實は幼女を丁稚が脊におひて遊ばせしに、誤つて井の中へ幼女をおとし、丁稚主人に申譯の致し方なしとて、井に飛入

て死したるものなり、一説に其油屋は控あぶら屋成しと云へり、

○籠細工匠市田正七郎並風神送り

余が少年の頃弘化中に、上大和橋西詰に籠類を種々作りて商ふ家あり、是市田といひし、此家の文政中の主は、籠にて人形を作るの妙を得し者にて、昔は風邪病大に流行ときは、風の神送りとて、鬼或ひは種々の人形を丈餘に籠にて作り、其人形に藥袋藥を煎じる土瓶などを持せ、竹を付て捧げ持ち、大勢の人それに添て、風の神送つたくと高聲にはやしたて、其人形を廣き場所に持行て、焼すてしこと有しとぞ、其人形を作るに此籠屋の主妙手にて、諸方より注文をうけて作りたりと、其正七郎といふ(文政中に四天王寺開帳ありし時、天竺の僧うたゝね像とか名づけ、數丈の釋迦涅槃像および種々の人物禽獸虫蛇の形ちを籠にて組て作り、上を紙にて張彩色して觀物場とす、かかる物此時始なりしや、籠細工とて大に流行たりと、其後年又北野の大融寺に、何れかの寺の出開帳ありし時、再び釋迦誕生の像と種々の物を作り、天竺の僧目覺像と名づけ興行せるに、亦大入をなせしとぞ、弘

化の頃此に在しは正七郎が子か孫かにて、代々籠組にて動物の形を作ること妙を得たり、其後轉居せしか休業せしもの歎無くなれり、

○仙人たばこ仙人うら

「南水漫遊」に云、寶曆明和の頃、島の内塗師屋町(玉屋町の南の町、中橋八幡筋邊也)に、神農氏の肖像に似たる木彫の仙人を、招牌に出したるたばこ店有りて、其頃世人仙人煙草と呼びたりと云、(中橋筋八幡筋南へ二軒目なりと云)通稱は若松屋文七といひ、其家の隣りに路次ありて仙人裏と稱せり、此若松屋絶しのちも、仙人うらと字せる裏長屋もありしと云へり、

○丸屋おしろい

長堀橋筋鰻谷の南の方西側に、丸屋といへる白粉商有り、(近年家衰へ、同筋の八幡筋の小屋に移り、此も又轉居す)有名なる商家にて、其開業の年は知らざれ共舊家の由開り、今はあらず、

○天水香

同筋大寶寺町の南東側に、天水香と云ふ膏藥を製して賣る家あり、其看板緑毛龜を木彫にして作り、屋根

におきて目標とせり、此家舊きものとぞ、

○日本一風藥

長堀橋筋清水寺の南東側に、日本一風藥と云ふ賣藥を製せし家あり、古きものにて有名の藥にもあらねど、藥名の珍らしきかよく人の知れるなりし、明治以前に廢業して、今は白粉商に改めたり、

○赤萬能膏の支店

赤萬能膏といへる膏藥は、京都繩手通井上氏の製藥なり、其支店長堀橋筋八幡筋に在りて、同姓にて鬻き古き家なり、近年膏藥店を廢して吳服商となる、營業者は同人なり、

○しきぶ眉刷毛

福岡式部は最古き筆林にして、其始祖は山城國築山の産、正徳五年浪花に來り島の内錦袋町(太左衛門橋すぢ清水町の舊名)にて開業し、加ふるに化粧に用ゆるまゆはけを製し商ふ、是浪花に於て眉刷毛を賣れる根元なりといへり、其製のよろしきを以て、其名諸國にあまなく通じ名物となれり、今猶綿々して其名著し、近年舊地を轉居す、

○筆匠壽光園保佐

店天保中にあり、此家のをだ巻蒸は其味他に勝れしを以て、名物の如く云ひしものなり、明治以前廢業す、

○蒲鉾屋加茂治大小

天保中島の内にて、蒲鉾屋の有名なりしものは、加茂治と大小の兩家なり、加茂治は太左衛門橋筋三津寺筋の北の方東側に、大小といふは疊屋町すぢ八幡筋にあり、二軒共に繁昌せし家なりしが、明治以前に休業せり、

○人參風呂天清丸

道頓堀の北河岸太左衛門橋の東濱地の家に、人參ぶろと云へるもの天保の季頃に有て、(藥湯をせし家歎覺へず)其家に天清丸と云ふ賣藥を製す、其藥を市中に弘むるに南京



人の姿と成り、島の内人參ぶろ癪と溜飲はらいたに妙と、高聲に呼はりて歩行たり、これを嚮ぎに廻る者は、佐吉といひて白痴の如き者にて、身長大きな

今は以前とは家狭くなれども、長堀橋筋八幡筋に綿せる、筆商の壽光園保佐といへるは古きものなり、此家をばさといふは、此家の祖先は高野山の寺院杯へ筆を嚮ぎに行きし人にて、至て正直の性質なりしと、僧等其人を菩薩の如しと字して呼びしとぞ、菩薩といふは世に云ふ佛の様なる人と同じ意歟、それに因り保佐の字にかへて名とせるものと、余幼少の頃老人の話に聞たり、

○三津寺前焼もち屋

三津寺の門前に、小き家にて焼餅を賣る家あり、是は古きものにて、余が幼年の頃にもありて、昔しより有ものなりと聞ぬ、

○てんでこ餅

明治以前炭屋町周防町の西南角の家に、壹個一文の餡餅を賣しなり、其名をてんでこ餅と云ひ、天保の頃は其味ひの宜きと名の面白きと形ちよきを以て、人大にもてはやして求めたりし物なり、慶應の頃には其餅を賣らずして、繩草鞋などを商へり、

○麩類店突的

八幡筋さの屋橋の東の南方側に、突的といへる麩類

に、頭は南京人の如き三つ組の髪を後へたらし、如
圖姿に出立たり、此藥賣を出せしは一時の事にて、
其家は近年まで有しなり、

○馬の餅屋

八幡筋相合橋筋の邊の南側に、馬の餅屋といふ餅屋
あり、其家の店頭に長三尺計り、高さ貳尺ほどの木彫
の鞍のみ脊におき、飾りなき馬の面にお福の假面を
かむらせ、臺の上に据かんばんとして出せり、此餅屋
古く營業せる家にや、其馬の看板近世の作とは見へ
ず、最もふるびたり、馬におふくの面をかむせる餅屋
のかんばんは、昔より江戸および其他の地にも有て、
是はあらうま(鳴美味荒馬)といふ隠語にて、覆面し
て製すの隠語に、おふくの面をかむらす物とぞ、此
事隨筆雜記などに載たるを見る、此餅屋余幼年の時
より此に有り、先年島の内大火の節に焼失し、其後ち
何處へ轉居せしか、其行どころをしらず、

○雞肉割烹舖駄六大豐

雞肉を煮て賣舖は今も多くあれ共、天保中には至て
少き者にて、北堀江六丁目(あみだ池南門筋瓶橋の西
なり)に鳥屋ありて、表には小鳥を籠に入れてならべ

賣る店にて、其内にて雞又はあひるを料理して客に
賣しなり、此家の他には大坂市中になかりしが、西横
濱の東岸清水町の邊に、駄六といふ雞肉割烹舖開業
し、大に繁昌するより、同じ河岸の南三津寺筋の濱
に、大豐といふもの又開業して共に繁昌せり、是は天
保の季か弘化の事にて、此二軒が盛んなる頃は、堀江
の鳥屋は衰へたり、又所々に雞肉割烹舖開店して、數
多となりしより、安政の頃なりしか駄六は廢業し、大
豐は轉居して今も殘れり、

○木津屋於雪の傳奴小萬の事

「南水漫遊」に云、昔島の内うなぎ谷に、木津屋五兵衛
といへる藥種屋あり、此家に於ゆきといへる一人む
すめ有りて、天性聰明して俠氣あつて、男子の如く擊
劍やわら杯を好て習ひたり、於ゆき甫て二八の春の
ことなりしが、四天王寺の彼岸會に詣するに、花の容
をいとうるはしく粧ひ、大振そでの衣服を着て下女
を伴ひ、下寺町の口繩坂をのぼり往に、向ふの方より
巾着切り(今云すりなり)の惡漢二人坂を下り來て、
於雪が歩む傍らに近づき、髪飾りを奪ひとらんと
爲すを、於雪は頓に惡漢の手を拂ひ除け、大の男兩人

を右と左りに投飛し、少しも騒ぐけしきなく、徐々と
東をさして歩み行きけるを、側に見るもの仰天し、惡
ものも肝をつぶし逃げ去りける、此事世上に評判た
かく、於ゆきが事を字して奴々とよびなせり、(或人
の云く、此頃於ゆきに似たる處女二三人も有て、皆於
雪と朋友なりしと、されど其處女はかたること無か
りしもの歟、世に傳へず、)此頃芝居作者は斯る噂さ
の事を趣向の種となすならひにて、淨るり作者並木
丈助淺田一鳥は、速くもこれを戲文についで、延
享五辰年正月二日を初日にて豊竹座のあやつり芝居
に、「客競出入湊」に奴小萬に打扮木偶は、彼の木津屋
のむすめ於雪が事迹をうつしたるにて、夫れより於
雪のうはさます、市中に高く、いつしか奴の小萬
と呼なすやうになり、又同年の七月に、中の芝居市川
龍藏座にて、「女尺八出入湊」黒船忠左衛門當世姿と
いふ狂言に仕組しより初まれり、爰に於ゆきは是を
よき事に思ひとり、彌俠氣まし自負して、人をあなど
る事塵芥の如く、我終身を任せん男は、由井正雪の再
生なしたらんより外になし、吾身は由井氏の妻女な
りと罵り、常に黒羽二重の衣服に、菊水の紋をつけた

り、(一説に此由井正雪の再生といふは、強盜日本左
衛門本名玉島庄兵衛が事なりと、其者楠家の裔なり
と云ひ、正雪の如く菊水の紋の附たる服をきたりと、
此庄兵衛なる者若年の時、京都公卿の家に暫時奉公
す、同時於雪も其家に仕へしか、又京師に在しことの
有歟、竊に庄兵衛に契りし事有と云、其後於雪は大坂
の家に歸り、庄兵衛は東國に行て、ついに強盜と成し
とぞ、)されど岩木ならぬ身にもあれば、いつか和州
郡山の藩柳澤權左衛門が妾となりぬ、(柳澤氏は有名
の風流人にて、柳里恭といひし人なり、又一説に於ゆ
き嵐里環といふ役者に契り、其胤をやどせしとも云
ふ)於雪又常に云へるに、我家系は足利の寵臣、三好
修理大夫長慶が末孫なりと、(是は年たけての後にい
ひし事歟)後年遁世薙髮して後ち、三好正慶尼と號
せり、亦一時先祖は關白豐臣秀次公なり、近日二百年
の追福には、管絃の大法事を修行せんなど、物ぐる
はしく罵りあるきたりと、(又或人の話に、お雪後に
面に墨をぬり、其上に白粉をぬりて、歩行たること有
りと聞けり、)老後には難波むらに住みて、先祖より
持ちつたへる家財調度は、同村中の月江院といへる

寺院へ贈り、身をやすく暮せるうちにも、生得の俠氣ありて、一日瑞龍寺(世俗に云鐵眼寺なり)に大法事有りし時、俄あめ降て参詣人難儀に及ぶ、其中には雨具の用意なく、傘をかるにも知音もなくして、寺の門前或ひは民下の軒下にたゝすみて、老たるをいたはり稚きを抱き、雨を凌ぐ有さまを、正慶尼見るに忍びず、頓に使ひを長町に馳て、傘百本餘買取り、一目も知らぬ人々に借あたへぬ、其外生涯の行狀枚擧なすに違あらず、○正慶尼若かりし頃より、和歌俳諧發句を嗜み、書もまた拙からず、老年に及びて春を迎へし詠あり、云く

此年亥極月思ふよし有て、難波苧谷何がしの許に住る所より、方能往新年迎へんとす、然るに廿七八日より病に伏、廿九日は大に惱、亭主繁女かいほうをろそかならねど、くるしきたへがたし、暮に及て夜更て丑滿の頃にや、繁女ぞうに祝ひ給へとさまさま祝儀すゝめ給と難、喰、時いかにと問、寅の後と有、され共惱事甚成は、頓て身まかりもやすらん、此家の思はく氣の毒ながら、無三是非觀念せる内、鳥の音鐘ひいくなと聞るに、早としもたち行さ

ま成、ともかく有る身なれば、

鳥鐘の聲もをしまぬ年の丈

明近きに冷寒共に募る、くるしさを凌そのまゝに寢入もやせし歎、いかゞ夢成るべし、廣野に至て晴晴と見渡す、今迄の苦さもなくあれば、偕は死けるとぞ嬉しく、從、是何方へ往べしと思ふ内、幼少なるわらんべどものころ、さまざまに聞こゆるに、是以何と頭上見るに、東の窓より太陽赫々と指入給ふこそ、いまだ死ぬと心付、本意なさいはんかたなし、

未來歎と思や難波の初日影

既に齡は七十の六も重ねし老が身の、又存命もものうき、たゞ命終をのみ奉念に、つたなき運命宿業あしく、罪淺からぬぞかなし、娑婆の因縁難盡、最悲しかるや、

うしや世に又存命て何歎せん

己が身ながら我に耻かし

行年七十六歳

子正月

三好氏老婆正慶愼白

これ生涯の絶筆にして、幾日もあらず歿す、文化元年

子の春なり、苧谷は難波むら北の口にて藥湯を業とす、(此苧谷の事は後卷に記す、)

○六軒町の娼家并に春木屋梶

相合橋の北には昔し娼家多く有し處に、八幡筋の邊を六軒町といひしとぞ、こゝに春木屋伊右衛門といふ娼家あり、寶曆の頃此家に梶といへる妓婦ありて、其女美ならね共、天性大膽にて諸藝にわたり、三味線は名家の法師をも欺き、茶湯活華香道に熟練し、手跡は長谷川流の能筆にて、諸事人の下に出でずして、自ら全盛と呼ばれたり、髪飾りの櫛笄なども、大金を出して是を求ると雖も、仲居花車の輩ら是を賞賛は、直ぐに惜ます其者へ與へり、客に無心をいふにも、百金より以下をいひ出すことなし、故に遊客容易には馴染になること難し、田中卯右衛門と云へる人、此梶を身請して妾となせども、驕の甚だしきにより暇を出せり、其後ち京都の或富家の妾となせども、初めの如く暇を出すに、其後東武に行て妓婦となるに、梶といへる名は彼地までも聞えある事なれば、一度は流行なしたれども、いつしか花を失ひ終る處を知らず、古今稀有の婦なりと、「南水漫遊」に記せり、

○俳優坂田藤十郎井川水船始め

「南水漫遊」に云、往昔京都に坂田藤十郎といへる淨の俳優ありて、飯米は一粒えりに撰ばせ、大坂へ其勤なす内も、日々京都の加茂川の水を汲とらせて飲たり、世人の云へるに、藤十郎は高金の給を取ると雖も、身の程を知らざる奢侈をなすものなりと云ひあへり、藤十郎これを聴ていふ様、我日々に飲食の物を撰ぶは、更に榮耀にてなすには非ず、高給を取りて出勤する身なれば、若し米飯の中に石ありて齒を損するか、大坂にて飲馴ざる水を呑み腹痛せば、芝居へ出勤も出來ず、左ある時は銀主方へ相すまざる故なりと云へりとぞ、是を聞くもの實に一理ある事なりと云ひしと、昔の俳優は斯の如く、其身大切に養生を専らにせり、

○又一書に云、坂田藤十郎は越後の産にて、京都に來りて俳優となる、寶曆六年六十三歳にて死せりとあり、

○又馬琴隨筆の中にも、坂田藤十郎が事を記し、藤屋伊左衛門の役を勤めしときの晝も載せたり、又「南水漫遊」に、大坂の俳優昔の嵐小六といひしも

のも、平常に淀川の水を吸ませ飲みたり、其始め此小六の乳母の弟、小六の家に食客同様にて居しが、毎日此男に天王寺村相坂の清水を一荷づゝ汲に遣はし飯水とす、一時小六思ふに、一荷の水に毎日相坂まで勞をなすほどならば、小舟に棹さして淀川の水を汲みなば、飲水澤になるべしとて、頓て小舟を造り是に水桶をのせ、彼男に日々淀川の水を汲取らせければ、近邊の者も茶の水ばかりは、道頓堀の悪水を飲まんより、淀川の水を所望せんと、彼水を遣ひ覺えしより、島内の大青樓二軒三軒いひあはせて、小舟を造り淀川の水をくませける、是天明の頃のことにて、其後ち追々水舟殖て、仲士なども此ふねを造り、川水を鬻ぎ始め、後ちには株ものとなりしなり、

浪華百事談卷六終

て平定の後、元和二年に徳川秀忠再建有て、舊に復し美觀の神社となり、社領地を附し(社領地は難波村中なりと聞けり)、神宮社僧に守護せしむ、(神主は松下氏、社司は中島氏、大藏氏、杉村氏、松本氏、藤江氏、森氏、喜多川氏、神子は大進和泉、石見貞女、社僧貫主は南坊志宜山法案寺と號し、紀伊高野山末派眞言宗なり、又櫻本坊、新藏院、遍生院、曼陀羅院、觀音院、醫王院、地藏院、覺圓院、持寶院にて、是を世人生玉拾坊と云へり、神主及び社司の宅は、社の東方に在りて、此地を世人神主邸と呼べり、又社僧貫首は社の北の傍らに在て、其他は社の南北の地に在り、其北の方を世人眞言坂とは云へり、然れば明治以前は此略圖の如くにて、神佛混淆の地なり、其表門は朱塗にて、左右に四天王の像立ち、本地堂には聖德太子の作樂師如來を安置し、大師堂には弘法大師自作の石像を安じ、太子堂には聖德太子拾六歳の影像を安じ、北の末社には天照大神、豐受大神、大己貴命、等事代主命、少彥名命を祭り、南方の末社は八幡大神、住吉大神、嚴島神、金比羅神を祭りたり、又北の南方坊の前には聖天堂あり、其東蓮池の傍には、辨才天祠、妙見祠ありし

浪華百事談卷七

○生國魂神社沿革

生國魂神社の鎮座は、神武帝の御宇、二拾八年戊午九月と云ふ、祭る所は生國魂神(一に活生神)、國魂神(大國主命)の二座なり、(此神は天降二拾八神の内なりと聞く、)舊鎮座の地は、卷の一浪速上古圖模寫の中にある如く、難波大郡の地にして、方今鎮臺と成る、大坂舊城の内にあたり、尤も古へは難波の大社と崇敬せし社なり、(古へは社地廣大なりし歟、)然るに年を歴て、社の邊りに蓮如本願寺を造立す、(一説に生國魂神社の神官、これを忌み嫌ひたりと云、余按ふに、方今座摩神社の前に、南御堂の有が如きものにや有らん歟、)而して天正年間石山合戦の際、社殿兵火に罹りて炎上し、平定の後ち僅に小社を建營せり、然るに天正十二年、豊臣秀吉大坂府城を築く際、移轉して今の地に壯觀成社殿を造營して尊信し、秀吉奉納の神輿も有り、又後年秀頼の寄附物も有しとぞ、又年を歴て慶元の役に兵火に罹りて回祿せり、而し

なり、然るを神佛混淆廢止となり、佛堂及びそれに附屬の門鐘樓等を取拂ひ、方今の如く成て、社格官幣大社に列せらる、前條の如く成が故に、社地東端に立つ、大鳥居の兩柱にも佛語を刻せり、○方今の社地に



ものと覺ゆ、又一時本社の東北、方今櫻林と成る地に、末社三社はかり有しが、今は非ず、又本社の西に祭る淀姫神社は、他より此に遷したるものなり、○當社本殿は昔より八棟作りにて、浪華中他の神社には無き造營なり、

○豊臣秀頼寄附石燈籠
 「攝津名所圖會」東生郡之部生玉社の條に、社僧貫首南坊を記し、石燈籠南坊庭中に有り、豊臣秀頼公の御寄附と有、此石燈籠は如何、南坊道頓堀日本橋の北詰の東へ移轉して、生玉社地に舊ありし、本地薬師大師觀喜天も、方今遷座なる、此燈籠も此に有る歟、余未だ聞かず、

○榎稻荷祠

前同書同條に、稻荷祠南坊庭中にあり、古へは御城中に有て、榎稻荷と稱すと書す、之れ方今南坊に祭る稻荷歟、生玉社内の末社に、近年迄祭りし歟、亦淀姫神社と今稱すが、若それに非ずや、社地の東馬場前と云ふ地の南側に、榎の大樹有て稻荷社あれと、之れは別の祠なり、余之れを未考す、一説に方今も天満神社の内に祀れる、白米稻荷神といへるあり、此神古へ生玉社地に祭りしなりと云ふ、

○北向八幡宮

北向八幡宮は生國魂神社の攝社にて、八幡大神、神武帝、神功皇后を合祀す、當社は天正の頃より、大坂城の諸士此地に於て「攝津名所圖會」には慶長中と書す、

す、射術訓練を爲すにより、勸請せし神社なり、北向に祭るは府城守護の謂なり、又例年陰曆五月五日、流鏑馬あるは其遺風なりと云ふ、

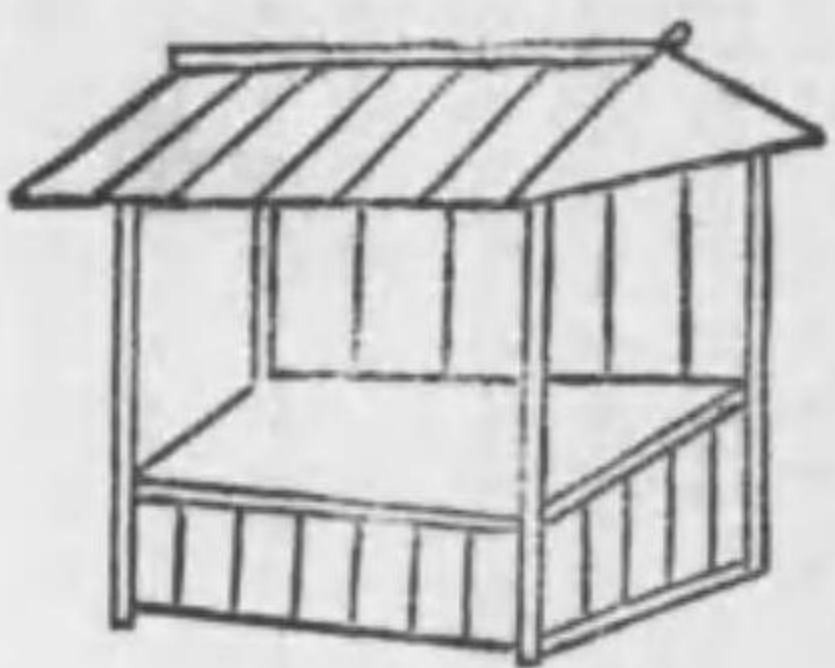
○彌神社

北向八幡宮の前東の方に、彌神社と書す額を掲げたる小社あり、祭る所の神詳ならず、當社に鍛冶の奉納せる額あり、余之を見て想像するに、稻荷神にてはなきかと思ふ、

○辨才天祠の富會并富の札屋

生玉社地に舊ありし辨才天祠の富會は、毎年正月七日に昔は執行ひしものにて、此富會は攝北箕面山瀧安寺辨才天の福富會、又大和信貴山毘沙門天の福富會など、は異にし、富の札を數百名の衆人に賣渡し、其集る金を以て一番より百番までに、多少の金額に分ちあてるものにて、一番は金千兩とし、百番は金八百兩位とし、又五拾番は金五百兩位とし、又十番廿番三十番四十番六拾番七拾番八拾番九拾番を拾ふしと名づけて、又十五番廿五番等を五ふしと名づけ、其番の前後の番二番四十九番五拾壹番九拾九番などを兩袖と名づけ、譬へば節袖の間金壹兩宛の物なれば、節

は金拾兩宛、袖は金五兩宛などに爲すものと、余老人に聞けり、其富を突場所は、圖の如き床高き假家の如きものを建て、札箱の中へ木札を入れ、大錐を以て札を突き、賣渡したる富の札と合せて、金を渡すものなり、此富突場所辨才天祠の前に、平日も建おきたる様にも思ひ、又本社拜殿の南、神樂殿の東に有し様に



も思ひ、余幼少の時なれば確と覺えず、又長町大乘坊毘沙門堂の前南の方に、富つき場平日にも建おきて有しは、確に覺えたり、斯の如き富會、天保の季まで大坂にては、此處と大乘坊のみ成が、諸國に有しものとぞ、

○右の富の札を衆人賣家を、世人富の札屋といひ、所所に有て、余幼少なる時、心齋橋すぢ南久寶寺町の南西側に一軒ありしを見て、今にあらまし覺えたり、其家の門前には、緋羅紗に金糸を以て大書の縫ひして、黒又は萌黃のなどの羅紗にて、縁をとりたる大帳を

立て、店頭には富會執行ふ佛寺へ奉納す米俵、或ひは竹馬に片木を釣り、それに金封をつけ杯して飴り、富會の日の書附、番々の金額附を貼り、屏風の如きものに富の札を挟みならべ、或は提燈を釣り、ぼんぼりなども釣て、夜は大燭臺の大蠟燭を點し、何となく花麗なる拵にせしものなり、富の札は仙過紙の厚きものを、長五寸許り幅二寸程にたちて、夫れに番號をふとく黒にて書き、辨才天の富會なれば、巳の丸の判又十支の合印の文字の判、其他種々の判を黒朱藍青肉などにて捺たる物なり、其價格は大概一枚金壹分、方今廿五錢に當る、位の物にて有しとぞ、一枚を求めがたき者は半割と云ひ、金貳朱宛出して、一枚の札を二人相合にて求め、又四つ割にしても賣しとぞ、儲富の金あたりたる時は、札を賣たる家より札と引換に渡すに、富會執行の佛寺へ奉納金、札賣主の手數料、其他にも種々名目を付て引去り、全く當人の得るは半額程になるものとぞ、此事天保十三年徳川改革の際停止となれり、

○馬場前神主屋敷の遊女屋

生國魂神社の大鳥居より東方、一丁許りの地を馬場

前といひ、又大鳥居の一丁西、北向八幡宮の前より北へ行く町と、社の東南池の西端の地を、神主やしきと云ひ、明治以前には下等の青樓ありて、藝妓娼妓の居し處なり、

○稽古淨瑠璃寄進免許

「南水漫遊」に云、寶永四年生玉社内に於て、稽古淨るり興行の義御免あり、是稽古淨るり寄進淨るりの始なりと記せり、此頃は生國魂神社へ、日々參詣する者多き時なりと聞けり、其後漸々に淋しく成りしとぞ、

○生玉社地粟餅屋

十返舎一九が著作の「膝栗毛」の内に、生玉社地に粟餅店ありて、繁昌せること文中に載たり、其店何れの地に有しか、余聞たることなし、

○眞言坂

方今生國魂神社の北門より北へ行き、高津社の通りに出る坂は、社僧の寺院坂の上にあらし時は、眞言坂と字せり、其坊は既に先年無くなりしが、字は今に云ふ人あり、

○櫻本坊秋葉社聖天堂

ば、必らず縁されると聞、不審き事と思ひ居しが、其後ち又京師の人の話に、同様のもの洛東音羽山清水寺の本堂と、奥の院との間に有りと云ふ、是は圓貳箇所ならび建て、其一方の内には離縁を祈り、又一方は縁結びを祈れば、かならず何れも叶へりとぞ、希有なるものも有ものなり、

○金子菓子舖並娘殺の事

眞言坂の下の北、高津鳥居前の筋の西南角に、金子と呼ぶ菓子商有り、其家は累代して古き家なりと、今劇場狂言になす、金子娘殺しの騒動は、此家に有しことにて、文化ごろのこと歟、其娘の婿となるべき人、近年まで存命へて、七拾餘才にて歿せり、其人余が知己にて、播州飾間津の産にて大坂にトせり、其人に聞しに騒動ありし頃は、金子の家は婿主にて一人の處女あり、手代丁稚下女などをつかひ業をなせり、此に阿波國の産の手代ありて、天性少しおろかしき者なるが、平日に近隣の人の其者に對ひ戯れ言に、其方は娘の婿と成し、金子の家を繼すべしとの事なりと云ふ、其者これを實と思ひ、心裡に喜悅居れり、而して故郷へ歸ること發りて、暫時の暇を主に請ひうけ阿

眞言坂の上東側の北端に、社僧櫻本坊の寺院ありて、其内に秋葉權現祠と聖天堂有て、兩所とも參詣する者多かりし、而して社僧廢止寺院取拂ひの時、聖天堂は下寺町の圓正寺へ移轉なりしが、秋葉祠は何方へ遷したるか知れず、

○持明陪金毘羅祠

生國魂神社大鳥居の西の筋の角に、持明院といふ眞言宗の寺あり、其寺内に金比羅の祠あり、其神體は京都御室仁和寺宮より、當院へ御寄附なりしを、鎮守とせしにて今もあり、昔は詣人多き社にて、上の金比羅と稱す、當社をかく云へるは、法善寺の内の金比羅を、下の金比羅といひ、高津社の鳥居前にある寺院に祭るを、中の金比羅といひ、此を上社の社といひて、昔は毎年十月十日の會式の時、衆人必らず三所へ參詣せしとぞ、余が若年の時も、三所へ詣る人多く、高津鳥居前より此邊大ひに賑はしき事なり、今は最詣人少き社なり、

○離縁則

今は有かなきか知らねども、或人の云へる、持明院の本堂のほとりに圓ありて、其内に入りて離縁を祈れば、波の國に歸れり、其不在中に此物語をせし人、元來親族といひ婿になすによき年齢なれば、近きに迎へて娘と夫婦にせんと約束す、此事又近隣の人聞けり、斯て阿波へ歸りし手代戻りて、舊の如く金子に勤んとするに、國より歸るの遅きを以て、代りの手代をおきて使ひ居れば、其者に婿主はことわれり、其者案に相違して大に力を落し、兼て馴染の近隣の家へ行、雑談などなすうちに、娘に婿の定まりし事を聞くより、大に憤りを發し、婿處女を害せんと欲し、夜ふけに忍び來つて、蚊蠅の中に臥たる婿とむすめを殺害し、手代丁稚下女には傷つけ、己も死なんとすれども、死がたきを以て井の中に飛入ぬ、而して夜あけて風に傷をうけたる手代、這ひながら道頓堀角の劇場の前なる、境屋と云ふ金子が親類の芝居茶屋へ來りて、始終を語れば、主驚きて頓に金子の家に至り、官に訴へて檢死をうけたりと、爰に當時有名なる劇場の狂言作者、其前夜今橋の築地の旅舎に友人と宴をなし、夜更けたるを以て其旅舎に泊す、其處へ劇場より（若太夫芝居歟、）銀主の手代頭取など馳來つて、金子の騒動を告げ、切狂言に出し度を以て、至急に戲作なしくれ

よと依頼せり、作者某頓に諾し駕を命じて乗り、道頓堀へ来るまでに駕の中にて狂言の組織を作り、其日直ちに「鐘鳴今朝噂」と藝題を附し看板を出し、俳優に俄に稽古をさせて、翌日より始めれば、衆人珍らしとして見物に來りて、大入せしとぞ、余が少年なりし時、眞言阪の北東南角に、(騒動有し家のむかひ角なり)金子と暖簾をかけたる菓子屋あり、是如何なるか、前に記せる家は、孀處女死して絶家せり、若し其親戚の者が家をかへて初しもの歟、又別人なるか、是を前談聞し人に問ふことを忘れたり、後ちに有し金子といふ家も、安政ごろには無なりし様に思へり、

○蓮光寺摩耶紅梅

高津神社の鳥居より、半丁計り東の南角に、蓮光寺といふ寺院あり、其堂前に栽たる摩耶紅梅は老樹にして、花色ことに麗はしく見るに足れり、

○駒ヶ池の舊跡

生國魂社の大鳥居より、壹丁計り南に行けば、東へ通する小路ありて、其北側に井の如きもの有を、駒ヶ池の跡なりといひ、又此地の字にも呼べるが、其虚實分明ならず、浪華舊圖中にもこれを見ず、此池は聖徳太

子駒の足を洗ひ玉ひしより、名づけしものと口碑に傳ふ、同名の池天王寺境内にも有なり、

○麴類店玉屋

谷町筋の駒が池より、少し南の西側に玉屋といひ、櫓の板に玉の畫を蒸がきて、商標として出せる麴類を商ふ家は、昔よりある家にして、昔は高津社前の湯豆腐屋と、髣髴たる繁昌せる家なる由、今は大に衰えて、知らぬ人もある様子には成りたり、尤も昔は大坂市中に、麴類店も今の如くならず、且製し商ふ品もよろしからずして、殊に蕎麥を客來れば、直にうち出す家は最少し、此家は温純蕎麥麴ともに、佳製なるを以て賞せしものなり、

○天王寺城跡

往古元龜天正の頃、織田信長石山本願寺と戦ふ、其際天王寺村に城を築きて、佐久間信盛を籠居させて、石山を攻させたり、然るに信盛陣營に於て、諸將を聚めて茶會を催す、信長これを聞て怒り、信盛を塾居せしむ、當城天正十年に没落し、其跡へ後年月江尼寺を造立せしなり、されば月江尼寺の表門を入れれば、道下りて谷の如くなり、又上つて堂前に至る、其低きは城あ

りし際には、埴なりしと思へり、

○月江尼寺

月江尼寺は谷町すぢの南、天王寺町の西側にて、光明山林照院と號して、淨土宗の尼僧住す、永祿十年東卯比丘尼の開基、中興は惠光尼なり、境内に遊行柳短冊塚櫻樹紫藤あり、茶店の土器投は昔よりありて、古風なる戯れごとなり、

○風吹不動石像

風吹不動の石像は、口繩坂の上天王寺町の角、太平寺の境内にあり、是は昔有名なりし醫師北山壽庵の墳にて、不動の背面に文を彫せり、北山氏は友松子と號し、父は支那人にて、長崎丸山の妓婦と會し産したり、大坂に住して業を僧獨立に學べり、元祿年間の人なり、

○吉祥寺赤穂義士墳、朝鮮石

太平寺の北の方東側に、吉祥寺と云ふ寺あり、其門内の右の方に、淺野長矩の墓を中央に立て、其周圍に大石良雄を始め、四十七名の義士の石塔婆を立たり、是を前に永祿以前より、淺野家の倉やしき大坂に在りて、其邸の寺院なるを以て、此碑を立たるものと傳

ふ、されど「攝津名所圖會」の中に、これを載ざること不審、該書の印行は寛政年間なり、若し後年に造立せしにあらざるや、又は離島氏が書もらせし歟不分明なり、爰に嘉永年中の頃なりしが、赤穂義士の年忌の年めぐりしことあり、其時當寺に於て、義士の木像及び所持の遺品を縦覽せしめ、衆ごぞり聚れり、其物品今も當寺に所有すらん、木像は其際寄附の人を募りて新調するものにて、東京芝泉岳寺にある像より餘程小さし、又遺物の事實を或人の語るを聞に、之れすべて贗物にて、その頃の住僧兼て之を企て、遙に前年より骨董舖にて、それに適する物をあつめ置て、年忌の來るを待て、木像と共に衆に縦覽せしめしとぞ、泉岳寺にある遺品とても、同様のものならん歟、

○當寺の表門の南北に立つ塀のすそに、赤き石を用ひたり、此石朝鮮の石なり、門内右の方に此石のことを彫書せり、方今は朝鮮物はめづらしからね共、明治以前には目にふれることの少くして、好事家珍とせり、

○釜被觀音

同じ寺町天鸞寺と號す、表に樓門の立つ寺院内に、釜

かづけ観音として小堂に安ず、此ほとけの由來余未だ
しらす、定て古佛像ならん、

○錢觀音

源正寺の上の地の東北角なる、何寺とかいへる寺院
内の小堂に、錢觀音を安置す、是は銅錢の火にあひて
固結其後ち觀音の像に似たるを以て、かく稱して崇
めるものなり、是は此のみ成らず諸方にあるものに
て、珍しといふ程には非ず、天滿に錢觀音のそばやと
いへるもの古くありて、其家にもまつれり、

○瓶塚

吉祥寺の西對ひの邊りに、明治以前修験者の住し家
のありて、瓶塚何々佛とか提燈に書して軒端につり、
内に佛をまつりたり、此こしき塚余は不知、此邊に
昔し有しもの歟、古圖中に見あたらず、

○祇空翁の文壇

太平寺のうちに、祇空翁のふみづか有り、翁は浪花の
人にて芭蕉翁の門人なり、稻津氏にて初の名は清流、
竹尊者と號し、祇空と更名し、又敬雨と後に改む、俳
諧をよくし又和歌をも詠す、享保十八年に歿せり、

○春陽軒

らん歟、

○極樂寺藥師堂

佛智山極樂寺圓成院とは、世人のいふ遊行寺のこと
なり、寺説に往古聖德太子、勝曼經講讀の靈場舊跡な
り、時家相模國藤澤驛の清淨光寺一遍上人遊行の時、
天王寺に參籠せらる、其寓舎の寺院なり、因て遊行寺
と呼べり、藥師堂は古へより有しが、大破に及びし
を、遊行五十二世賦存上人これを求て再營し、遊行一
派の道場となる、

○遊行寺芭蕉翁像、同碑

遊行寺本堂の側らに、芭蕉翁の座像ありて、長壹尺七
寸なり、此肖像は初め近江にありて、江戸に遷して姑
くありしを、俳人二柳齋國蝶夢など、當寺へ寄附せし
ものなり、又碑は寺内の墓の西北の方に有り、高さ
九尺表題は黄檗山の僧伏山の筆、背文は滋野井中納
言久澄卿の墨跡、銘は豊前國の醫師香月牛山の撰な
り、

(表題)

芭蕉翁墓

黄檗伏山筆

(背文)

曼偕談語 相如俳文

妙辭奇句 思入風雲

太平寺の西の方の寺に、春陽軒と號すあり、禪宗なる
歟、佛寺に軒號を用ゆること、他國に有かは知らねど
も、攝津國內には非ずと思へり、甚だ奇なり、

○珊瑚寺豐太閤の像

春陽軒の西隣に、一桑山珊瑚寺と(三五寺共書す)い
へる禪宗曹洞派の寺あり、善鱗和尚の開基なり、當寺
の門内東の方に小堂ありて、是に長八寸計りの豊臣
秀吉公の影像を收む、是は桑山修理太夫當寺に寄附
する處なり、豊公五十七歳の肖像なりと云ふ、春秋
彼岸には開扉して拜せしめたるが、今は如何かしら
ず、

○梅舊庵芭蕉堂

珊瑚寺の西隣に、梅舊庵といふ寺あり、其境内に芭蕉
堂ありて、古作の桃青翁の像あり、佳作なるべし、

○淨春寺の二王尊

梅舊庵の南に對す洞泉寺の表の左右に、長壹尺計り
の二王尊の木像を安ず、これ甚だ希有のものなり、余
按ふに、是は昔伽藍地にて、二王門建てありしを、年
を歴て方今の如き寺院と成しもの歟、されど古への
すがたを遺さんとて、斯く小像を作りて安置せしな
す、

碑銘曰

享保十九甲寅晚秋日前豐倉藩
醫官八十翁牛山香月益壽

桃青子、姓松尾字甚質、號芭蕉翁、産于伊賀、官
于伊勢、卒于難波、其顛末載于野坡子之碑文、故
不贅矣、余嘗觀世間九流百家、稱師呼弟者、生
前懷其德者最多、及身歿也、報其恩者甚少何
乎、蓋學其道而未得、則不遠千里、來得事左
右、而仰望其德、是有所求于彼也、既得之、則
棄之如弁髦、以耻稱師、况乎報其恩耶、夫俳
諧者和歌之一體也、嗜之者、稱之道、而擇之師
者、亦宜乎、翁素嗜此道、壯而致仕、遂離鄉而
到三兩都及難波、所之處門人弟子、營室廬致衣
食、以給焉、然其性洒落、四壁而立、所寓無突黔
之地、其動靜語默必於詭、可謂此道之盟主、滑
稽之巨擘也、嘗謂弟子曰、誹諧者和歌之一體也、
古哲所謂和歌無師、伸己之性情、而吟咏焉、而天
下之口、非一世與時相變矣、以故格調亦自異、
猶和歌於今古、唐詩於盛晚、然唯願結選道如
何耳、賴翁得此道、解其惑者、億萬翁然而化矣、
蓋關西東嗜此道者、悉莫不爲之歸、吾是皆稱
其流亞、就中野坡子、傑然繼其緒、以倡此道于四

方、當翁之十回諱辰、遠來而肥、縱更其門人、而建碣于長崎乎、自裁碑文、復當十七回忌之歴、來筑紫、與其弟子相謀、而建碑宮崎、今茲來赤間關、券防長以東、迄難波、諸州門生、而彫刻石碑、建于天王寺裏某所、其他翁之墓、散在諸州者、一在江之義仲寺、一東都深川長慶寺、其在洛之雙林寺者、翁之門人支考所建云、今野坡子所建者、蓋難波翁之所卒地也、是欲傳師德乎久遠而不朽、謝師恩乎、當已不以誼也、一日野坡子控余門、來告曰、我既老矣、建翁之五十回忌、亦不可知、故有此舉、今年實翁之謝世四十一年云、乞碑文余曰、吾子巧其勤哉、余雖不敏、不敢辭、嘉獎其欲謝師恩之志、爲詩云、

○愿云、野坡は姓は志多、通稱彌助、越前の産にして浪花に卜す、俳諧に名あり、元文五年七十八才にして歿す、

○孔雀茶店

「攝津名所圖會」の中に、孔雀茶屋の圖を、下寺町の條に挿畫して、其地位を記さず、之れ寛政中は、兒童も知るを以てならん歟、其茶店の跡は今も有りて、下寺

町筋御藏跡町の通りの西北角、則ち萬福寺と云寺院の西對ひなり、孔雀茶店の名は、所謂方今下三番村中にある、鶴の茶屋の如きものにて、茶店の庭中に孔雀および名鳥を養ひ、休憩する人の目を慰めん爲めとなすものにて、想ふに今博物場中に、禽鳥畜獸を聚めて、衆に縦覽せしむる分野とひとしき物ならん、今は孔雀如きは、珍とすべきものならども、寛政のころには、最めづらしく見しものにて、衆こぞりて此茶店に來りしとおもへり、此茶店に鳥を縦覽させしは、余幼年天保の頃には、すでに止めたり、されど孔雀茶屋の名は人稱へたり、其頃には難波新地に鉢山園と鉢山園の事別記す、いへる茶店ありて、其庭中に孔雀、丹頂の鶴、錦雞などの類を養て衆に見せしは、孔雀店の趣きならひて爲すもの歟、其頃も是を珍らしく衆人いへり、又天保の頃には、孔雀茶店の半丁計り南の西側に茶店にはあらずして、表に磨を糸にて釣り、石を雞卵の上に置などの奇術の物を陳列し、内には鶯、くまだか、白鳥、錦雞、および種々の鳥、又熊、鹿、猿などの畜獸をあつめて、縦覽させたる物あり、是は其頃流行しものにて、此處のみに非ず、船場難波

神社の内にも有り、又京師には伏見街道洛東の八坂前、清水寺の前にもありしにて、方今千日前の觀物場に、時々興行せる動物會とひとしきものなり、されど今の如く充分に種々あつめしものには非ず、

○御藏跡井開路

方今御藏跡町と稱する處は、昔四天王寺の倉庫の有し地なり、其庫一つの頃まで有しもの歟、未だ詳ならず、此地は西に通ずる道路はなく、人家も疎にて田圃地なるよし、此開路の事或人の話に聞けり、文政の季歟天保の初めの頃に、長町すぢ（今の日本橋筋なり）御藏跡の西に、今開路と成る西端、挽物細工をなす工人の住ける、或日西國順禮をなす女が、其家の前を過るに、盜賊其女の旅費金多分懐中せることを知りて、掠奪んと四五人前後よりはさみ捕んとすを、女は金を取られるを恐れ、一生懸命に逃まわり、辛ふじて挽物匠の家に逃入たり、挽物匠の主は俠氣の者にて、始末をき、て脊戸口より女を奔らしむ、稍程して四五人の賊、順禮の挽物匠が家に逃入しことを聞て來り、主に女を出せよと強談して迫れども、主は少しも恐れず、潜居させしこと非ずといふ、賊等怒

て主を責る時、近隣より追々と人集り、多數となるを以て、賊人捕へられんことを恐れけん、頓に遁走せり、而して其後ち賊忍び來つて、挽物匠の家族一人もこのさす斬殺たり、當町に住居せる人々、挽物匠の横死をあはれみ、菩提の爲めにとて協議して、其住居の地所建物をもち主に購求め、家をこぼちて新開路となしたるなりと、

○妓婦夕霧の墓

新町の妓婦夕霧の墓は、下寺町源正寺坂の南、淨國寺の内東北の方にありて、近年九軒町の木村（吉田屋）喜左衛門、其他石塔婆を磨きたり、之れ夕霧の年忌にあたり、弔祭をなす時の事なり、夕霧は元京都の島原に有りて、寛文十二年大坂に來り、新町の扇屋の抱へとなり、全盛の太夫となりて、延寶六年に歿したりと、一書に安永六年夕霧の百回忌を、新町の扇屋に營みたりと記せり、或人の云へるに、夕霧は大坂の名妓なれども、昔島原に全盛なりし、吉野大橋などに競ふれば劣れりと、之れ如何なれば、吉野大橋は美婦のみならず、風流の道其他の藝にも勝れしものなりと、因に云ふ、夕霧伊左衛門の廓文章の演劇は、

古くなすものにて、淨るりの藝題が廓文章か、歌舞伎狂言には「百千鳥鳴戸白浪」といへる古き狂言の中にあり、又吉田屋の段のみも興行せしものか、「馬琴隨筆」の中に、坂田藤十郎が伊左衛門にて、「夕霧の役者の名今忘れたり」と興行せし事載たり、此藤屋伊左衛門と名づけるは、其實淡路を領せる稲田氏なりとぞ、氏夕霧を深く寵愛せられしと聞けり、夕霧が遺品のうちかけは、九軒町の木村の家に今に藏せるよし、余未だそれを見ず、

○極樂橋

下寺町の北端に架し石橋を、極樂橋と名を名づけて今も有り、これ南方に佛菩薩の像多く安置せるより、かく云へるなり、

○菊畑の字

極樂橋の西の地に、菊ばたけと字せる有り、此ことを聞に、昔々、に大家ありて、其老人菊を愛し、數多うゑて樂しみたりし地なるよし、

○飲食店かけ酒壘

極樂橋の邊迄に、明治以前に欠酒壘と呼べる飲食店ありて、酒の肴は賣りて酒をうらす、酒を求る人あれ

も同所に社を記す、

「攝津名所圖會」には社説により、欽明天皇神祠と記し、上野宮と稱すと書し、「攝津志」の事をも記して、上野王子とすれば天照大神なり、然らば社説には違ふなるべしと有り、合祀となれる歟、

○野中観音

野中の観音堂を難波寺といへるは非なり、難波寺なにはの大寺といふは天王寺の別名なり、當寺は遍明院といへり、本尊の十一面觀世音は行基の作にて、長六寸三分なり、大和の長谷寺の尊像と同木のよし、寺説に悪七兵衛景清の守り本尊にて、日向宮崎にありしが、故あつて近江の三井寺知増院に遷して、後世此に遷せりと云ふ、

○墨酒地藏

野中観音堂の門前に東向となして、中堂を建て立像の石地藏を安置す、其石像に墨しるをそ、ぎかけて、眞黒になれり、これ如何と聞くに、地藏尊に祈願なすもの、其願成就するとき、墨汁を持來りて洒るとぞ、故に世人墨かけ地藏と稱せるよし、

○味原郷

ば酒壘を携え、近邊の酒店へ其人の求るだけを買に行て、爛をして飲ましめし店なりと、其酒どくり數多あるに、一つも欠ざるものなし、依て世人かけ酒壘と稱せしとぞ、奇なる店なり、

○寶樹寺林泉

高津神社の東方上本町すぢに、寶樹寺といへる日蓮宗の尼寺あり、其庭中佳景にして楓樹多く、昔は天王寺村壽法寺に對して、紅葉のは衆人往て賞せり、今は如何か、當寺の紅葉を見るといふことを聞かず、

○相生の松

寶樹寺の南方、梅やしきより二丁計り南の角やしきの家の内に、相生の老樹の松ありて、堀の外より見ゆる、此地以前は松の四方には建ものもなく、春桃花の盛りの頃は、松蔭に床机をならべし茶店ありて、余若年の頃松樹をしたしく見しに、實に珍らしきものに、根もと一株にして、雌雄の松の幹立のび枝をまじゆ、其高さ丈に餘れり、

○上野宮の神社

上野宮のこと、「攝津志」に云、「熊野御幸記」に見へたる上野王子社なりと記せり、如何にも浪華古圖中に

「名所圖會」に云、味原の郷は東生郡の郷名なり、「和名類聚抄」に云く、古市、郡家酒人味原餘戸と出たり、

大己貴命の御子、味耜高彥根の命の天降り玉ふ、神代の名なるべし、味耜の字に象りて味原とよぶにや、と記す、「延喜式」に味原の御牧寮の牛の御牧とす、これ味原の郷をいふか、

○高彦崎

味耜高彥根の命の降臨の地なるが、味原いけの東にありて、「夫木集」のうち鎌倉右大臣のうたに、
あめつちのひらけし代より神さびて
はるかになりぬ高彦の崎
とあり、

○大葉刈山

おほはかり山は味原池の西にあり、相傳ふ神代の名所なりとぞ、詳ならず、

○漁父淵井山椒魚

あまがふちの跡は、猪甘津橋（鶴の橋に同）の北方なりと、上古深淵にして異形のもの住りと、（此淵八百濟川の内歟、「日本紀」に云く、推古天皇二十七年秋七月、攝津國有漁父、沈置於堀江、有物入器、其形如

兒、非魚非人不知所名云々、余按するに、此物
鯢ならんか、弘化年中のこと成しか、味原の池(世に
産湯ためいけと云もの)の中に鯢ありて、里人それ
を得て、山小橋の寺院内にて、衆人に見せし事有り、
余少年の時にて人に伴れて往き、したしく見るに、長
三尺餘もありし、鯢は其形やもりに類して、頭圓く
手足と稱すべきもの指五本有て、恰も人の手のごと
く、脊は淡黒く茶いろを帯び、腹は白く脊には黒點あ
り、又山椒魚の文字鯢と鯢とあり、彼是によれば非
魚非人と、「日本紀」に記せるにかなへるか、相模の
箱根山中に鯢ありて鬻ぎ、疖の薬とす、されど余見
るに小さきものにて、長け三四寸なり、其最大なるも
の美作吉野郡の地に多くありと、彼地の人に聞けり、
川にすみて時々岩上岡又は山にのぼる、大なるもの
四五尺も有るよし、里人鐵砲を以てうちとるとぞ、其
肉を食すに味ひ美ならず、且山椒の香あること甚し
と、依て山椒魚の名あるか、

○味經宮の舊迹

「日本紀」に曰く、孝德天皇白雉元年、春正月辛丑、車
駕幸味經宮、觀賀正禮、是日車駕還宮、白雉三年冬

十二月晦、於味經宮、請二千一百餘僧尼、使讀一切經、是夕燃二千七餘燈於朝庭内、使讀安宅土師等經、於是天皇從於大郡、遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮云々、

「萬葉集」のうちに、

上略見まくほりする御食むかふあちふの宮はみれど
あかぬかも

といふ長歌あり、又「夫木集」に味經宮攝津國とす、又
うたあり、

田鶴のなくあしへの浪に袖ぬれて

味經の宮に月をみるかな

此宮の舊迹は小橋村にありと云、一説島下郡の味舌
の郷といふは誤りなりとぞ、

○難波宮の舊蹟

舒明帝聖武帝の皇居なりし難波宮の地は、小橋村な
りと云、此地のこと「續日本紀」に載せたり、行宮なり
といふ説もあり、

○法藏山

法藏山は小橋むら産湯稻荷社の上にある岡の事なり
と、此名は味經宮の條に書す、孝德帝の御代に二千一

百の僧尼を請して、經を讀しめ玉ひし舊跡なるを以
て、かく云ふなりとの説あれども、此地は比賣古曾社
の舊地なりと余は聞たり、

○産湯神社

産湯神社は世人産湯稻荷と稱し大小碕命の産湯の清
水ある地に祭れるを以ての名なり、當社は豊受大神
大己貴神少彦名神三柱をまつれるなり、

○大賢木神社

大賢木神社は、産湯神社の傍らの岡の上に鎮座、これ
前に記す法藏山の名ある地なり、祭る所の神天照大
神比賣古曾神を合祀す、此地比賣古曾神社の舊地に
して、其舊圖當社傍らに掲げ、又比賣古曾社の神寶の
内にもあり、

○比賣古曾神社

比賣古曾神社、今は東小橋村に鎮座にて、同村産土神
なり、祭神下照比賣神、此御神は大己貴神の御女に
て、天稚彦命の御妻、味鉅高彦根命の御妹なり、亦の
御名を稚國玉比賣又天探女とも申し、神代に天磐船
にのり玉ひて、此にあま降ります、よりにて此地を高津
と號けり、當社の鎮座いつの頃か定かならね共、其舊

社なるべし、「垂仁紀」に曰、垂仁天皇二年(中略)神石
化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之欲合、然阿羅斯
等、去他處之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之間、己
婦曰、童女何處去矣、對曰、向東方、則尋追求、遂遠浮
海、以入日本國、所求童女者詣于難波、爲比賣語
會社神、且至豐國前郷、復爲比賣語會社神、並二處
見祭焉、云々とあり、「延喜式」に曰、東生郡比賣許會
神社、名神大月次相嘗新嘗、「三代實錄」曰、貞觀元年
正月授從四位下云々、當社往古より荒廢數度にて、
修營も又數々なり、後柏原帝の御宇、足利義晴社殿を
嚴かに造營せること有り、其壯觀なる社は、天正年間
石山合戦の時、兵火に罹りて灰燼と成り、後年村老小
社を建て祀れりとぞ、又當社中ごろ舊神號を用ゐず、
古宇豆天王社と號し、又牛頭天皇社とも稱し、天明八
年に舊號に復して、比賣古曾社となすと云、之れ神社
の樋代より舊記神器の出で、明白に知れしものとぞ、
末社には阿遲速雄雄祠若宮、大葉外祠、高津八幡祠、玉
敷祠、牛頭天王祠、天満宮、神木賢木殿と、名所圖會
に載せられたるも、前年詣し時末社はなき様なり、
神寶には、○大鶴鷄尊聖像(仁德帝なり、)御長壹尺二

寸、○大小椅命、長四寸、○後醍醐帝繪旨、○御柏原高臺御製宸筆、○當社神像、○神功皇后御鏡、○顯宗帝御寄附棹鹿角、○猪飼津橋杭化石、○源賴光願書、○高津八幡宮神像、○阿知速雄命神像、敦實親王作、○足利義晴制札、○同所持の硯一面、○大小椅命玉璽等なり、○頼光の願書の文は、

攝津守源朝臣

丹後國大江山夷賊爲退治、蒙勅命發向訖、速可祈比賣語會大神靈驗、可抽丹誠之狀、執達如件、

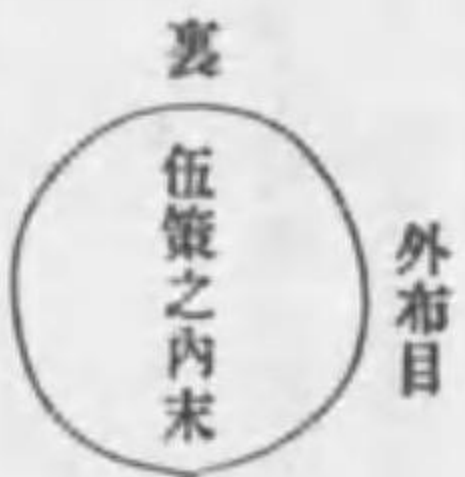
寛仁元丁巳年正月十日

社家

又神寶に御殿谷より掘出す靈蹤甃碑あり、左に模す、

方七寸六分

等由良宮治天下	天皇二年甲寅
寅歲次夏四月承國政君命補高	
津之宮皇居荒廢地於石花女關	
西丘白鴨御地上大小橋山地以	
石地疊之者即永保天下聖趾安	
固萬世聖蹟故也	
奉行左大史攝津上官臣武夫廣	
植土度	日東



等由良宮は推古帝なり、國政君は聖德太子なり、石花女關は猪甘津橋の東二町にあり、白鴨池は味原池の一名なり、大小橋山は今の餌刺町の地なり、植土度

◎原本此以下缺文

是は農家の燈油壺の蓋に用ひしを、山小橋村大藤老人乞ひ求め、寂閑庵に持參し、後當社に寄附せし也、

○猪甘津橋の再録

猪甘津の橋一に鶴のはしと云ふ、既に前卷に記したれども、洩れたることを再録す、「日本紀」に曰、仁德帝十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋、是年依大道置京中、自南門直指之、至丹比邑云々、小野小町の「家集」小町のうたに、

しのぶれど人はそれぞと御津の浦に

わたり初にし猪甘津の橋

○猪甘津橋修造勅宣

仁德天皇、勅造小橋、圍甜津橋、成作事訖、供養導師快賢、並可有孤獨貧人施行、蒙勅宣訖、

養老四年歲次庚申秋八月

癸未朔十三日丁酉

從四位下臣山守

山守朝臣は元明帝の臣にして、和銅七甲寅年叙從五位下、靈龜二丙辰年爲遣唐使、養老三己未年叙從四位下、

○京中道梅大辻の跡

「名所圖會」に云、京の中道の跡は、山小橋村味原いけの南にあり、これを今京街道といふ、此西に上の大道筋といふあり、「仁德紀」には、禁裏の南門前に往還ありて、直ちに河内國丹比郡に通るといふ義なり、梅の大辻、京の中道より上の大道條へ出る辻をいふ、是畝道の字にして、舊名の残るならん歟、

○五榎山

五榎山は木村にあり、いにしへ比賣古會神の行宮なり、後世玉造に移す、

○磐船の再録

前卷すでに磐ふね山のことを記せり、今「名所圖會」によりて再び記す、「萬葉集」の中のうたに、
久堅のあまの探女がいはふねの 角 磨
はてし高津はあせにけるかも

「名所圖會」に云、磐船の舊跡小橋村の西南、田圃の中に一堆の丘あり、字を下至土原といふ、土人は俗に磐

船山とよぶ、是則天探女命磐船に乗て天降り給ふ時、其といまりし地なりとぞ、故に高津の名あり、下至土野原といへるは、彼磐船土中に鎮座し給ふより、下至土とよべり、これ比賣古會大神の御正體なり、此磐船の藏れましぬるよりも、比賣古會といふ、「風土記」に云、天探女磐船に乗て此に到る、天磐船泊るを以て、故に高津と號す云々、「萬葉註」おなじ、「社家注進記」に云、人皇拾一代垂仁帝御宇、神石美麗の天女と化し、こゝに藏れ給ふより、比賣古會と宣ふ、これを俗に姫藏とも書けり、
順徳院の「八雲御抄」に、あめのいはふねの泊る所を高津といふとぞ、「朝野群載」に曰、攝津國東方、於味原有石船、往年下照姫神垂跡云々、其磐船四十尋餘、亘二拾尋餘、石中有凹凸、置中央寶珠一顆、名曰如意珠、其船向東北、待智者搖動其上、有祠祭祀石靈云々、
○村習味原氏の曰く、こゝに近世元祿年中より、此地開發して田圃となし、耕作の用水にとて井を掘る、其時七尋計りも穿ちしに、平面大石鑿穿銚鑄に當る、又ほとりこゝかしこを掘ぬれども、何地もみな同石に

て、みがき立たる石あり、彼井を掘し者、忽ち病を受けて惱亂す、磐船といふ事も、未だしらざりし時なれば、人々驚き恐怖して、井を掘る事も、これより止まきとぞ語りける、

○山下の清水

山下の清水は、西小橋村寂閑院の内にあり、清冷にして四時潤れず、

○有都谷

宇都多には、姫山神社の南壹町計の地の字なり、名義つまびらかならず、

○忍墳井

「凌雲記」に載せたる忍墳井は、姫山の少し南にありといへり、

○井戸染の流行

こは一時の流行のことなるが、天保十年の頃、市中および近村に、弘法大師の御夢想とて、井水にて糸木綿などの染るといひて、世俗こぞり大に流行して、何處の井水はよく染る、かしこの井水は色よく勝れりなどいひ、近隣の人を誘ひ、行厨小筒など携へ、婦人はむれつどひ、一二里も隔たるをも厭はず、田舎へ糸木

綿をわれもくと携へ染に行たり、これを染るに、五倍子の粉を水にてとき、それにて下染をなし、而して井水にひたせば、ぶどうねづみと呼ぶ色に、似たる色となれるなり、これかなげ強き井水なるを以て、鐵醬をそむるも同じことにて、弘法大師が教えられしにも有るまじき事なり、夫れを知らずかくなせしなり、其染たる糸木綿はいたみて、暫時にしてやぶるゝに、漸そのあしきを覺りやみたり、甚だおろかなる可笑のことなり、方今の如く諸事開けし世には、かゝる馬鹿なることはあらじ、

○契冲阿闍梨終焉地

僧契冲は和歌國學に秀で、著しきことは、衆のよく知れる處なり、晩年住まれし庵終焉のところは、御刺町の圓珠庵にて、其庵の跡、且水府藩士安藤爲明氏が撰の銘文を刻せる碑石同庵中にあり、阿闍梨の事迹又碑の文は、余別冊に記したれば、こゝに省略せり、

○鎌八幡祠

圓珠庵の門内左りの方に、鎮主の八幡祠あり、其處に一樹ありて、小さき鎌を數しれぬ程、幹にうちこみたて、これ何の祈願をなすや知らねども、神に祈る者其のうちに稻荷社ありて、是も其邸の鎮守の社といへり、此邸は世に著しき貞婦の、忠興夫人の生まれしものならん、

○玉造の清水

たまつくりの清水と呼ぶものは、玉造の下清水町といひし處にありと云ふ、

願の叶ひたれば、鎌を持來りて打こむものとぞ、此とひとしき鎌、八幡宮紀伊國にありて、「紀伊名所圖會」のうちにのせたり、今其鎮座の地を忘れたり、

○潮待天満宮

餌さし町の西上鹽町の東に、天然寺と號し、世人おちつき寺、或ひは誤りもちつき寺とよぶ寺院ありて、其境内に天満宮を祭り、潮待の天満と稱すこと久し、是菅公筑紫に御左遷のとき、浪花の浦に潮まちをし給ひし舊跡にて、後に祭れる社なりしと云ひ、菅公のおちつき給ふ處なるが故に、おち附き寺と云ふと、世俗口碑に傳ふ、余はこれを不審くおもへり、先年菅公の御左遷のとき、御船のふながりし給へる地、又やすらひ給ひし地などを、搜しめとめしことあり、之れ何れも書によりて、爲すところなるが、此地のことを記すものを見ず、福島の三所天満露の天満などは、確なる證あるなり、

○細川邸の跡

玉造の越中町といへる處の辻に、越中井戸と稱す井、むかしよりありて、細川越中侯邸の、臺どころ井なりと口碑に傳へ、又かぎや坂といへる地の、南側の人家

浪華百事談卷八

○廣田の杜廣田神社赤鱗の繪馬

廣田の杜は、廣田神社の北の樹林をいへり、當社は天照大神の荒魂を祭り、天王寺の鎮守の社とぞ、當社に昔より、赤鱗を畫かざる額、おほく拜殿にかけたり、是は痔疾をうれふる者、此神に平愈を祈り、疾いゆれば御禮に捧るものなり、此事如何成由縁のことか、或人の云く、此神は土地を守り玉へる神にて、地所のことを祈るを、地と痔と音通するより誤りて、痔疾平愈を祈るものとぞ、神もこれを守り給ふことふしぎなり、何れもあれ赤鱗の繪馬を奉ることは、余さるに考へがたし、

○萩の茶店

廣田神社の前西側に、萩の茶店といへるもの、昔より有て、庭中萩をおほく栽るを以ての名なり、今はあれたり、

○星ヶ池

星ヶ池は、今宮戎神社の裏門の北にあり、是「太子傳」

に云く、焚惑星此地に下りて、連八島といふものに托して唄ふ、其言葉に云く、

あまの原南にめぐるひな津星

なにの草ともよさとにとへ

此とよさと、は、聖徳太子の事なり、八島これを奏すれば、太子宣ふは、天に五諱有り、焚惑星は五行の中南を司どりて、色赤く火なりと答へたまふと、

○此連八島の墳なる歟、余先年河内菅原大神社に詣しに、其邊りに八島の墳といへるあり、

○今宮戎神社

今宮戎神社は祭る神中央天照大神、左に蛭子神、大己貴神、右に八坂大神、月讀神、以上五柱なり、此神を世俗譬えびすと稱しけるは、如何なる由縁歟余は知らず、今は絶たる歟、昔は正月初戎詣の日、參詣すれば必らず社の後の方にめぐり、「戎さま参りました」といひ、拳或ひは求めたる木槌をもて打たけり、之れ譬なれば知れがたきとことなり、甚だ神に對ひて不敬の所爲なるべし、初戎詣は、近年一月九十一の三日に、諸人詣すれども、昔は正月九日十日の兩日にて、後にあまり福受んとて、十一日に少し詣る人

ありしなり、尤九日十日の兩日は、早天より終夜詣人たえず、諸社の神事諸寺院の法會など、余が幼年の頃と方今のさまとは、異なるもあれど、同じ様なるは初戎の形勢なり、併し道條は今難波新地より家つゞきなれども、昔は今の難波停車場より、壹丁計りは兩側に家もありしが、其の所より廣田の杜まで、左右田圃地にて、竹をたて繩をひきて、田圃に詣人の踏入ざる爲に、農夫ふせげり、されど雜沓すれば其かこみををし、或は竹繩ばりを倒して、田圃の麥の生する上をふみ歩みて、我さきにと進めり、尤とも社の邊りに、苧繩を道路にひきて、參詣道下向みちを分つことなどは、近年始りしことにて、往も還るもおしあひ／＼とて、甚だ歩みがたきことにてありし、賣もの、品も、格別變れる様にも思はねども、明治以前には、金幣とよぶ男根の形を張ぬきにて造り、眞鍮箔をおしたるもの、小きは五分計り、大きなは壹尺餘のものもあり、又茶色に彩れるもありて、詣人これを求め歸ること、せり、又廣田の杜の邊に、今も小見せものはあれども、昔は「ふけ／＼」とて、表看板は紙ぶすまの如きものに、蛇娘などの圖を畫きてかゝげ、其下の處

に床机をおき、「ふけ／＼吹たら百じや／＼」といひ、踊りて客をまねき、莖もて圍ふ内には、床机を据へ、それに乞丐の女を雇ひ、面に白粉をぬり、身にうちかけを着せ、髪もかざりて腰をかけさせ、見物に火ふき竹を興へて、陰門をふかしむ、若し笑はず吹しものあれば、百文錢を褒美として出せること、甚だ醜態のことなり、田舎より來るものは、珍しとてこれを見るもの多かりし、又野路の間の傍には、金比羅大權現代垢籬といふ錢もらひ、此處かしこに居れり、そは四斗樽又はたらるに水をたえ、裸體にて腰にしめ繩をまとひ、頭を手拭にてつゝみて其中に座し、神號を唱えながら、柄杓にて水を汲て、頭よりかけるなり、寶會と稱へるものは、昔も今もかわらぬものなるべし、當社の神祭は、陰曆九月十八日なり、音楽やぶさめ、神輿四天王の西門前に渡御ありて、嚴なる神事なり、之れ昔は天王寺の鎮守なりし故なりと、尤も此神事は、天王寺村よりなすと聞けり、今はいかぞ、余若年のとき拜禮せしに、十八日の午後、社前の拜殿におひて、天王寺の樂官音楽を奏し、又騎馬の者、社地の東の方道路、廣田神社の前まで、三度流鏑馬の式をな

し、終れば其儘天王寺の西門に駈ゆき、又社地に歸れば、神輿渡御なる、其先には神人白張を着し、釣棹を手に携え進み、音楽にて天王寺西門外に至り、神輿を引聲堂の前に下す、此とき「なまぐさしく」と云ひ、西門の扉をとざす、是夕暮なり、是に於て神供を獻じ音楽あり、而して夜となれば、天王寺村の町々より、大なる高張提燈に、町名を書すものをさし、げ、農夫多く出て還御を送り奉る、當日豊後相模といへるもの有よし、されど其れは余は見ざりし、

○今宮村朝役神役

「名所圖會」に云く、今宮の邑に朝役神役といふ事あり、いにしへより今に至るまで怠慢なく、毎年御厨子所の擧によつて、大内へ鮮鯛二尾調貢す、又同二尾殿下へ獻進し、武家へも献上の品ありて、年頭御禮を勤る事舊例なり、大永年中足利家古證文傳來す、弘治三年御厨子所繪旨に曰く、

御厨子所供御人攝津國今宮庄輩證文從往古於五畿七道致賣買之業令停止關白交易往反之煩可備進日次供御
祇園社駕輿丁朝役共於他所企新儀依成他家被官從

方々相懸非分課役太不可然所詮彌爲諸役免除可致專以下缺文

公役旨可被下知者也 天氣如此悉之以狀

弘治三年四月十日

左中辨

偕六月七日十四日、京師祇園會神輿三座を首、大宮神輿駕輿丁、當村より村長附副、百拾六人上京して、神輿を昇き奉る事、兩日共に同じ、是又古例なり、天正九年村井春長軒、京都所司代の時の下知狀、今宮村にあり、此例を今に怠慢なく、朝役神役を勤るなり、其文に云く、

祇園社大宮駕輿丁攝津國今宮神人致賣買之業任御代々 繪旨并御下知之旨可專朝役神役之狀如件

天正九年六月七日

村井春長軒貞勝判

(願云、村井春長軒京都所司代を勤るは、織田信長治世の時なり) 毎年祇園會兩日、駕輿丁百十六人、今宮村より上京して神役を勤る事、年曆久遠にして、其始を知る事能はず、京師四條通り油小路に蛭子宮あり、社前小井あり、蛭子の水といふ、今宮蛭子宮の拜領地といふ、按ふに古代神役の旅宿の地ならんか、今に至つて蛭子水町より、地の口米貳斗餘を神役の輩へ

贈り、今宮より福徳の神札を送りて謝す、此例も其始久しくして知る事なし、

○小西來山の蹟井小傳

「名所圖會」に云、來山のおと今宮村にあり、其裔孫存す、來山は原境津の産にして、壯年に居を船場に移し、其後此里に閑居す、其草庵を十萬堂といひ世に鳴る、浪花の逸人なり、

○一説に來山船場に在し時、ある年の暮に、

御奉行の名さへしらすや年の暮

といへるを吟じけるに、府尹これを咎めて市中を追ひ、今宮村に來りて住けると云ふ、之れ如何ぞ、

○來山は小西氏、十萬堂又湛々翁といふ、俳諧師、泉州堺の人、前川由平の門人、浪花に住す、後ち事故ありて、浪花の南今宮村に幽栖す、人と爲り曠達不拘、ひとへに酒を好む、享保年中に歿す、談林風中興の開山にて、無類の達人といふ、崎人傳に、ある夜酔て、あやしきさまにて道を行けるを邏卒見咎め、捉へて獄にとめけれ共、自ら名を云はず、二三日を経て歸らざれば、門人等此かしこ尋ねもとめて、官に訴へしより、故なく出されたり、偕人々いかに苦しかりけん

訪へば、否自炊の煩らひなくて、のどかなりしと云へり、又或年の大晦日に、門人よりあすの雑煮の具を調じて贈りたれば、此頃酒をのみので食に乏し、是よきものなりとて、頓て煮て喰いて、

我春は宵にしまふてのけにけり
と口號たり、

○來山が吟は諸書に載せたり、こゝに聊記す、

梅花名に呼よくてにほひかな
三味線も小うたものらす梅の花
みかへれば寒し日暮の山ざくら
むしつてはむしつては捨る春の草
花咲て死にとむないが病哉
時鳥裸におきて橋二ツ
ほととぎすぬれて帷子ひとつ哉
早乙女やよごれぬものは歌ばかり
長夜

初夜と四つあらしふ秋に成にけり
干綱に入口染つゝしぐれつゝ
わが寐たを首あげて見る寒哉
松の月枝にかけたりはづしたり

筭の書讀をちび筆してかけるを
見しと人の語れるに、
竹の子を竹にせんとて竹の垣

辭世

來山は生れたとがで死ぬるなり

夫で恨も何もかもなし

○來山は妻はなく、長壹尺計りの(◎机に)座して膝を立て脇息にかゝる、陶器の女人形を、傍らにおきて愛せり、其記あり、

女人形の記

西行法師に銀の猫を給ひけるに、門前の童にうちくれて通りけるよし、いはれ社あらめ、我は道にてやきもの、人形に行あひ、懐にして家に歸る、晝は机下にすへ置て眼に悦び、夜は枕上にやすませてねざめの伽とす、世をつくなくと見れば、妻木の達摩などを崇めて、科もなき身を白眼つめらるゝよりは、はるかまきりてんや、ものいはず笑はぬかはりには、腹立す格氣せず、蚤蚊のいたみを覺ねば、いつまでも居住るを崩さず、留主に待らんとの心遣ひもなし、酒をのまぬは心うけれど、さもし氣に

店に休ひ求め、住吉社へ詣る人、歸路に家土産に購ひたり、今は有やなきか知らず、鳳凰の名薬に用ゆるも珍しきに、又餅の名とすること奇なり、

○河太郎の宅

寶曆の頃歟、浪花に河内屋太郎兵衛と云へる奇人ありて、少年より戯れあそびを好み、人となりて種々さまざまなることをなしたり、其事迹は「河太郎一代記」と題して刊行の書あれば、こゝには其書に譲りて省きぬ、其人原は船場の淡路町邊に住けるよし、晩年今宮村に居をうつせり、其他日本橋すぢの極南、天王寺相坂に通ず路の南側にて、河太郎人の宅地を問ふときは、我宅は境筋の南側なりといひしとぞ、此地さかひ筋の南正面なればなり、其人天明八年に歿したれど、宅は今に今宮村にありて、同村の人に聞に、其宅造作も希有にて、玄關は長柄の橋の古木にて建しと、其宅地の東端に土藏ありて、之れは往來より見ゆるに、四方おろしの家根のくらにて奇なり、

○一致商業俱樂部

今宮村中の東端に、近年構造せる一致商業俱樂部の分野、先年書肆藜光堂、大坂名所獨案内を刊行の際、

物くはぬよし、四時同じ衣裝なれど、寒暑さへしらねば、此方氣はりどころさらになし、夏はむかふに涼しく撫るに心よく、冬は爐のもとをゆるさねば、よいかげんに暖なり、愛のあまりに腹の上に置時は、呼吸にしたがひてうなすく、細目してうなづく女の、石になりかたまりしたためしをおもへば、石が女に化すまじきにあらず、ものにさへあたらずば、千とせふるとも變ずまじきかたち、風老がながらんあとの若後家、さりとは氣遣ひなし、男は何國の土工にぞや、出所しらす、あらうつゝなのいもせものがたりやな、

折事も高根の花も見たばかり

湛々老人來山

○この女人形、十萬堂のうちにすへおきたりしが、今は何國にか持行てあらずと聞けり、

○鳳凰丸、鳳凰餅

今宮村住吉街道の東側に、鳳凰丸といへる藥を賣る店、昔よりあり、然るに若きものは、求人少きよりにや、嘉永の頃よりか餡餅製し、鳳凰餅と名づけ商人に、藥とちがひ甘きは好む人も多ければ、往來の人

俱樂部を加へるにより、其疆域内のことを、詳細に記せんと欲して、照會せられしかば、頓に詳細の書を投せり、余それをかりて寫せり、其文に云、

御求めに應じ、左に本部の來歴を略述す、

持主は南區博勢町貳丁目五十三番地、木綿商岡崎榮三郎なり、其目的は商業の進歩を計り、勸業の一端を奨励せしめん爲に、物品陳列場を設け有るなり、起業の時日は、明治二十一年十一月十一日を以て開始て、二十二年三月三十一日に至り、開業の式舉行せり、

本部面積は六千餘坪なり、陳列場は五棟なり、機械室は壹棟なり、西洋造り家屋は、五層一棟に二層一棟、鐵造り一棟なり、日本造り家屋は、御殿造り壹棟、其他亭座敷茶室等四拾八棟なり、傳機械架設八拾餘處なり、電燈は貳拾五馬力の機械を運轉せしめ千貳百燭四基、拾燭拾六燭の燈数は、貳百八拾七個なり、園内には鐵橋土橋板橋四個なり、同上に雌雄の瀧二個あり、昨年中の來觀人の數、九十五萬三千七百六十三人なり、

右の如き概況なれば、編纂の際、事實を誤らざる様希

候なり、

一月廿六日

今宮商業俱樂部

○願泉寺

木津村に、日下山願泉寺と號す真宗の大寺院あり、古刹なり、然るにいかなる歟、「名所圖會」西成郡今宮村難波村の社寺を記せる次に載せず、余先年願泉寺に往き寺僧に謁し、請ひて寺説を聞き、且書院林泉舊記をも拜見せり、當山初めは推古帝の御宇、十一年癸亥、上官太子の子、小野の妹子大臣の男、多佳呂雅髮して僧と成り、四天王寺の邊りに創立して、無量壽院と號し、天台宗の寺院なりしが、年を歴て本願寺第八世蓮如上人に隨喜し、改宗して真宗となり、永正四年丁卯、木津村に願泉寺と號して建立あり、本堂には阿彌陀佛を安置せり、書院は廣からず、異様なる建物なり、是は慶元の役の際、某侯天下茶屋に構造せられし陣營、平定の後、のこり有りしを、其頃の住僧某侯より拜領して書院とすと、住僧かたられたり、又庭には假山あり、之れも廣からず、樹木數多栽たり、此庭は昔有名なる庭造工がつくりしにて、今の庭造模範となす由、此に蘇鐵一株あり、是は昔木津の勘助が、

當寺へ寄附するものなりと、○木津の勘助といふ人、木津川を開穿せし人にて、勘助島も其人の作りしか、演劇にも勘助のことを作る狂言あり、天滿神社神事に、氏神より出す神輿御迎船の人形といへるもの數多あり、其内勘助島より出すもの、木津勘助の人形なり、勘助は浪士にて、木津村の西に住しとも云ひ、又俠客なりともいひて、其實は詳ならず、

○木津大國神

木津村の産土神八坂神社(舊は祇園と云、)の内に祀れる、大國主尊の神像攝社なる歟、昔よりありし由、されど市中にては知る人もなかりしや、甲子の日とて、詣しといふことを聞かず、然るに嘉永年中のことなりし歟、社司より依頼せるか、又は發起者の有しか、道修町藥種商より、大國主尊、少彦名尊、事代主尊の三神像を修理し、社も造營して合祀りて、社司は正遷宮神事之式を執行ふに、これによつて大坂市中の衆人參詣し、それより甲子日ごとに詣る人も多く、木津難波の兩村大に賑ひける、爰に亦八坂神社の邊りに住す綿屋の老夫、遷宮の際意匠して、笹に燈心を結びつけ、子日附子燈心のわけを記したる、短冊の如

きを添へ、それに今宮戎神社の初戎に當り、寶の内の帳面に、戎屋三郎兵衛と書すにあらひて、大國屋六郎兵衛と記して、社前に當り、詣人みなこれを求歸れり、それより今に至り、甲子日には社前に燈心を賣ることとなる、又同人本社のうしろに、東向に假山をつくり、茶店を設けたるに、眺望よきを以て、詣人懇ふこと多かりし、

○難波八坂神社

難波村の産土神八坂神社は、明治以前神佛混淆にて、社地に觀喜天堂もあり、「攝津名所圖會」に記す處を見れば、宮仕を大門坊といふ、本尊に深妙大王を祭る、是毘沙門天の化靈なり、いにしへは佛院にして、七堂伽藍の地なり、今の大門坊深妙寺は、いにしへ十ニ坊の一院なり、伽藍は兵火に厄せられて荒廢すあり、余これにより考ふるに、いにしへは生國魂神社の、維新前の如きもの歟、又は鎮守の神なる歟、

○難波村綱引

例年正月十四日の午後、難波村に昔より綱引と云へることをなす、太き綱の長きもの藁にてつくり、八坂神社のうぶ子の童わかき男など、思ひ／＼に美をつ

くしせし襦袢を着し、はらまきをなし、勇ましき姿に出たち、人々左右に分れ、産土神社の鳥居の前の道路におひて、互にあらそひ左右にひき合ふ、其引勝たる方は、今年福ありと云ふ、此こと終りて後、其綱を大勢にて携え、社へ納るなり、このこと今は有かなきや知らず、綱引は當時のみならず、諸國にあることなり、

○瑞龍寺

難波村瑞龍寺は、慈雲山と號し、黄檗派の禪刹なり、鐵眼和尚の開基なるより、世人鐵眼寺とは稱せり、其初めは藥師寺といひて、邑支配の寺なりしが、寛文十年和尚こゝに止住し給ふ、産は肥前國本願寺末下の寺に生れ、すでに妻もありしが、其宗徒不徳無才の人も、寺格により上位に居る事を甘心せず、黄檗山に登り、木庵禪師に従ふ、其妻なる人尋ね登りしかども、對面せざるをはかりて、黄檗の門前に旅宿して、師の出るを窺ふに、ある日果して出たるを、強て誘ひければ、止事を得ず伴ひて故國に歸り、其郷まで入りしが、ぬけて上途し又黄檗に至る、法を嗣し後、延寶四年當山を建立せり、又一切經を藏板にせんと思ひ

立て勸進せしに、其科金聚れる頃、天下大に餓しかば、師あはれみて件の金を残らず施し、又前の如く勸進せるに、數年ならず又集りたるが、再び五穀不熟にて餓死多ければ、此度も此金を施行に盡せり、されども徳の至りにや、第三回の勸進にて、藏板の印刷成就して、其經を頒つ處の代金を、本寺より以下一宗の寺々に配ること、今に於て同じ、此師佛學深く、説法能辯にて、俗間を化度する事多しと、「名所圖會」に出す、

一書に云く、鍊元和尙初め黄檗山にいます時、貧困にして行乞に出るに鐵鉢なく、小箆籠を求めそれを黒き紙にて張り、代りに用ひたまひしとかや、其隣地に東隣院大眉和尙といふあり、唐僧にて福祐の人なり、書物佛具器財金錢まで、多く貯へもたれし長者なりしが、鐵元と管飽の交り深くあり、鐵元獨り言して曰、最早藏經の板木半出來たり、我庵甚だ狭くして是を置に所なし、隣の大眉和尙の住居はいと廣くして、うらやましきことつぶやかれるを、垣越に大眉き、て、我れ福祐と産れて、生涯何の功もなし、鐵元は貧窮なれども、藏經の大功を立たり、今日より我院をか

れに譲りて、其譽れを立させんとて、其日より鐵元と入り代りたまひしとぞ、大眉の弟子等いふ、佛像書物類は、せめて御身に從へたまへといへば、大眉嘲笑ふて、いやとよ互ひに入り代らんとは、鐵元が持れし小いかきの鐵鉢こそ我ものなり、相かまへて器財雜具、一つも動かす事なかれと云はれしなり、此大眉和尙も智徳の人と見えたり、

○半時庵淡々翁の墓

淡々翁の墓瑞龍寺の内にありて、墳に一石一樹を植たり、翁は原江府の産なりしが、京師に登り六波羅のほとりに住みして、専ら俳諧をもつて一派を立けり、羅人竿秋其門子たり、羅人は破門して貞徳門正流に歸す、翁それより浪花に趣き、半時庵と號し、奥洞富天を從へて世に鳴る、延享の頃は江戸堀五丁目に住し、其後堺津只清が隱居に移り、又大坂心齋橋飾屋町木村氏が座敷にて、病もなく終に寶曆十一年十一月二日に歿す、百川長水と諡しける、年八十八、以上「名所圖會」に記すところ、願云、心齋橋飾屋町といへるは、心齋橋すぢ大寶寺町邊の舊町名なり、

す、泉州の人、浪花に住す、俳諧をよくせり、其角門人、寶曆十年に歿すとあり、

○「東陽子」といへる書に云、近世半時庵淡々といひし俳人あり、元は浪花の産ながら、久しく東都に有しが、京に出しに、其頃又江戸より、長生庵仙鶴といふ俳人出京して大に鳴る、其頃淡々は渭北といひしが、夫れに對して半時庵淡々と、彼めでたづくしの長生庵に反して、さもはかなき半時のいほり、あわよくと名をかへ、京師の耳目をおどろかし、祇園菊の水の邊りに蟄して、一時を絶倒せしむ、全體英邁の才ありて、よく人を嘆伏せしむ、粗人の聞傳ふるところなり、其後ち浪花に来て、貴權もなされがたき程の奢りを極む、京攝の間に跋扈し、させる事なき物も、口訣秘傳などと稱へ、其後ち門外不出の秘とて、

梅の花こたへていわく梅花

といへる句を吐、京攝の高才に示して工風せしむ、予が十才の頃なり、これも秘せしこと故、其後ち世上に沙汰もやみぬ、伯父蘭中は半時庵の社中ゆる、予が幼若のとき語りき、爰に吳綾齋至席といへる俳人あり、生涯雜俳を點せしが、俳學の博物にて、能く吟味

せし人なれば、老人終焉の頃まで、折ふしごとに訪しが、物故せられし後ち墓に詣しに、梅二木といふ句をせられたるを、碑に彫付たり、是を見て初て淡々が梅の花の句解したり、禪意を回答せるに比喩して、作麼梅花はと問ひし時、答て曰く梅の花と、梅と梅との假名づかひを、知らしめし其機轉、大體みなかくのごとし、又人情をよく察る男にて、つねに云へるに、己れが欲する處はかくの如しと、

一蕎麥、二普請、三能、四芝居、五傾城、六欲、七欲、八九欲など、他の欲する處の的をさして、おのが好ところなりと、人を弄物とせし横着者なり、畿内にて點式に青漆肉を用ひしは、此老が初しとかや、不斷の點式は、祇南海の篆刻なりしが、後に無ら庵持傳へたり、

○淡々翁が句に、

雉子なくや雲のさけ間の不動尊
蚊に寝ぬ夜一とせ嵯峨の山櫻
森の鴉の憂をうらむ筈かな
古稀の春に
貧乏の年なりけりな福壽草

朝霜や杖でゑがきしふじの山

此句は何にても我が辭世なりと云おかれしが、果して霜月二日に寂せられき、

○豆茶店并浮世亭

瑞龍寺の表門より壹丁東に、南へ通ずる路あり、其西南角に、むかし豆茶店といへるもの有りしとぞ、余幼年の頃(天保)名のみ残りて茶店はなく、曉鐘成翁が寓居にて、其南の方に路次ありて、其奥の方には庭もあり、小座しき杯も後人の建しものあり、豆茶店のありしは、いつの頃のことなる歟、又其名昔のことなれば、炒まめを賣るよりの名か、或ひは白大豆の炒たるを、茶に入れしものを豆茶といへれば、それを客に出せしものか知れず、余が少年の頃には、曉翁の寓の傍らの路次の内にて、浮世亭と號て茶店を初めぬ、此茶店は何品も一種の價壹分五厘とせり、そは茶料も菓子も酒一瓶も酒肴一皿も、すべて右の價なり、これ浮世壹分五厘といふ、古き語によりての趣向なり、暫時にてやめたり、

○大津湯

豆茶店とよぶ處の南隣り地に、大津湯といひて當飯

座敷と稱し、こゝには割烹のみにて營業せり、

○人家の大屋根の端に小太鼓を釣る

今は絶てあらぬことなるが、明治以前には、市中又は近接の邑里にも、人家の大やねの外面の端のところ、經り曲尺四寸ばかりの、小太鼓を釣りたるを見る、前條に記す大津湯の樓の北東の方にもあり、又堂島にもあり、其他所々にも稀にありて、余その由縁を知らねば、希有のこととせり、然るに或老人、其ことを余に語り教ゆ、云く、是は穢多村より掛るものにて、穢多の富家より金をかれば、必らず其家に太鼓をかけて、火災ある時は穢多村の消防方、其家を助けて焼かずと、其目標の爲のものなりと、徳川幕府の頃は、大坂失火の消防方は、市中は惣年寄附屬のものにて、又役人村火消と稱へて、穢多の住む渡邊むらより出るものあり、是は町奉行の附屬の、與力同心と云へる小吏の内に、火事方といへるもの有て、失火ある時は必らず其場所に至り、又東西町奉行も、大火となれば出て消防の指揮せり、役人村火消は、其火事方小吏に屬するものが、場所に馳付るも、直ちに消防にかゝることなく、市中火消の手に及ばざる處を、火事方よ

湯をたき、素人庖丁の如き割烹をせし、割烹鋪むかしより有りし、其表は五六間餘もありて、格子造りにて、二階は圖するが如き小座敷いく間もあり、浴室はおくの方にありて、戸だなぶろと稱すものなり、則ち圖(省略)するが如し、此家は内に前栽を設けず、道路をへだて、空地に、丸太にて柵をつくり、其中に種種の樹草をうゑて、樓より眺むる園とせり、此家の開業せる日は、定かならねども最古きものか、前卷にのせたる、木津於雪(三好淨慶尼)の遺したる文のうち、此年亥極月思ふよし有て、難波荻谷何がしの許に住る所より云々、又「南水漫遊」に同文を書して、その奥に荻谷は難波むらの北の口にて、藥湯を業とす云云とあり、其荻谷は則ち大津湯なり、それこれにより考ふれば、近くも天明年間よりあるものかと余想像す、又此家割烹を始しは後年のことか、家の東南の方に表門口ありて、こゝには葛引暖簾と稱せる、彼藥店の表にかける白地に、墨もて藥名を大書せし、暖簾をこゝにもかけたり、思ふに始め浴場養生所なるものか、天保の頃には大ひに行れて客多く、舊宅にて糞し難きより、半丁計り東の南側の地に、座しきを建て新

り指揮をうけて消すに、其働き頗るはげしければ、消ふせぐなり、其火消方が太鼓ある家は、盡力して焼ことなしとぞ、

○木津難波のぼうた

「南水漫遊」に云、木津なんばの兩村に、婚禮の取結びを表向にてなせば、結納其他の諸祝儀を調ふに、萬事費多く、身うすき暮しの者などは、跡々の差つかへにもなることなればとて、年頃の娘ある家へ、妻んと思ふ人は、媒を以て相談に及ぶとき、質素にしてぼうたにせん杯云へりとぞ、是は雙方縁談整へば、吉辰を撰みて其日に至れば、娘は化粧し盛服を着し、我家に待て居り、ふた親も知らぬ顔して他へ行く跡へ、聲のかたには親しき朋友などかたらひて、駕を持たせ來りて、何の挨拶もなく嫁を駕にうちのせ、聲々にぼうたぼうたと呼ばり、聲の家につれ歸りて、祝儀の盃をなすことあり、此ぼうたと云ふは、春たの略言なりと、○今は斯様のことなきか、又今もなすことかしらす、これと同様のこと、肥前の長崎にもある事、彼地の人に聞けり、そはぼうたとは云はず、嫁御ぬすみと云ふとぞ、

○於福茶店

おたふく茶屋と云ふものは、天保頃の開業なりしものか、尤も余が幼時天保の頃に、すでにあれども、於福の化粧する人形を看板とせる、尋常の茶店にて、庭中に床机をならべし程のものにて、座しきもなく、又割烹などもなさず、辨當を携えて來り憩ふ人に、茶を賣りしのみものなりし、

○土橋やき餅店

難波入堀の叶橋に、土橋の名を呼ぶは、昔しは木製の橋ならず、土橋なりしを以てなり、此橋の西詰に餅屋ありて、焼もちを鬻ぐ、今あるは昔し賣りし人とはかはれる由なるが、焼餅は古くありしものなり、余幼き頃は二文のやきもちのみ賣りたり、

○同から汁屋

同じ橋の東詰に小料理屋ありて、豆腐のからを汁として、種々の物入れて賣れり、是此地の名物のごとく、人いひてもはやせしなり、

○遊連橋、小澤橋

今叶橋の南に架る橋を、遊連橋と官より名づく、此地門治以前には、東西ともに人家もなく田圃地にて、堀

も此邊にて止りて南に通せず、橋も農夫の通行の爲のものなれば、板橋の如きものなりし、而して夜などは、人も往來稀なる寂莫ところにて、時々横死なすもの此處にありて、其幽霊の出る杯噺せるを以て、板橋を名もなきより、幽霊ばしとは呼べり、さるを近頃木橋を官より架らるゝに、音通するより、遊連の文字をあてられしなり、○又同じ堀の叶橋の北に、今小澤橋といへるあり、是明治中に架りしものにて、此邊りに住る小澤某なるもの、衆の往還便利の爲に架しものなり、

○赤手拭の稻荷

難波村の内、西北の田圃地の中に稻荷社ありて、世に赤手ぬぐひと呼べり、其名義は詳ならず、祭る所の神は、豊受大神、猿田彦大神、宇受賣神なり、

○前だれ島

難波村の西北の地に西側町とよぶありて、一に前だれじまとも云へり、名義定かならず、是は前内裏島にて、皇居地なりといへる人あれ共、附會の説と余は思へり、奈何となれば、浪速に皇居の在りしは、仁徳舒明聖武孝徳の四帝なり、然るに其時代は此地海中にて、

島嶼散在するか無きか也、若し此島の在るにもせよ、島の上に皇居を建ることは、余きしことあらず、

○幸町一時花街となる

道頓堀の西南岸の幸町は、昔は穢多村なりしが、渡邊村に轉地なり、其後は今も同様の市街にて、諸問屋或ひは釀酒家杯もありて、平日に賑はしからぬ處なり、然るに天保十三年徳川改革の際、遊女町は新町に限り、其他の花街はすべて廢止となる、其内南五花街堀江北新地の三所は、旅籠屋の請願し、藝妓は茶汲女と稱するにより、免許となれり、而して堀江花街は、幸町へ轉地を官より命ず、依て従前諸商工の住たる家を求め、或ひは居かわり杯して、幸橋邊より東はふかりの邊まで、(ふかりは今停車場有る地の字なり)河岸は勿論南側の地、又は裏町横町にも青樓移り、表は旅籠屋と稱し、内實は以前にかわることなく、一時大に賑はしき市街となり、堀江の方も青樓の家建の儘にて、豆腐屋八百屋も住み、職工もすみたり、斯て後年もとの如く免許なりて、青樓ことごとく堀江に歸りて、今の如し、其幸町の花街なりし時、青樓なりし家、今も稀に其儘、他の商職の住るものあり、見るべし、

○又幸町の西端、日吉橋筋の南の方に、下等の遊女町ありて、毎夜遊女の見せつき有り、之れは改革前より有るものにて、堀江の花街とは別のものなり、此遊女町は停止なりしかと思ふ、

○安政大津波の景況

安政の大津波の景況を、先年書記せしもの、頃日反古のうちに遺りありしをもて、こゝに再び載す、安政紀元寅のとしの夏の頃より、しばしば地のふるへることあれども、甚だしき程のこともなかりしが、冬に至りて大ひに震ひ、ことに霜月三日の黄昏とき、卒然に海上あれて津なみ發し、木津川口より溯りて、市中の川々に水俄にますこと、平日より一尺餘、木津川はすこぶる激壓して、つなぎ泊れる大小の海船舶河舟、たちまち纜をたぢきられ、一時に道頓堀川を東へ壓のぼされ、大黒橋に到れり、されば是が爲めに、日吉橋汐見ばし住吉橋幸橋の四橋は、ことごとく毀滅ておち、船とふねと打あひ碎け、或ひは河岸の人家の中へ突き入り、小舟は船舶のために突衝りて沈み、或ひは破毀じ、地震を避るには、舟に乗て水上に居るがよろしいといへる説を信じ、小舟にのりて川中に在

りしもの、忽ち水中に沈没して、生命を失ふもの數を知らず、わきて木津川の西岸に住る者、街上に水の卒にあふれ流るゝに、辛ふじて免れんとすれども、方向を失ひ周章騒ぎ、沈みおぼるゝ者もおほく、壯きは老を助んとし、父母は幼きを伴ひ、狼狽まはりて、東へさして遁るゝ者、婦女小兒かなしく泣きけび、驅りて逃げはしる様、見るに忍びぬ形勢なりし、此にげ騒げる者の容を見て、始は何事の發りし哉と、かけ隔たる市街に住る者は、驚きおそれて俱にさはざたり、其夜はさらなり、翌日も西道頓堀の西岸より、木津川の兩河畔には、衆人親戚知己の家に訪ひゆくもの、すべて火事見舞に往くが如く、巷にみち、翌朝夙より大黒橋に、船舶のおしのぼされしを見んと、衆かまびすしく群れ集り、船頭水主は川下に船を下さんとすに、船の下より男女の溺れ死たる骸、うかみ上るもの多く、又幸町うら町に沿ひ流るゝ櫻川にも、溺死人おびただしく、婦女の懷ろに兒を抱き、手に幼き者の手を携えしものあり、又春に稚きを負ひたる儘死するもあり、或ひは杖にすがり、老夫嬢の倒れ溺るゝなどもありて、目もあてられぬ形勢なり、而してこれ等の死

骸を、千日寺火葬場に運びつみおきしを、親族の者ゆきて引とり、葬式を行ふに市中近村の野道其やに棺をけ賣き、四斗樽或ひは椎茸茶などを入る櫃を、棺にかへて用ひ、葬送時市街につまきたり、此際老人の話に、以前津波のありし時は、船舶日本橋に到り、溺死も多きこと、聞くと云へり、此津波のことを銘文として、碑石西側町の北端の濱地にあり、

○橋の社
昔より難波神社の行宮となす、南堀江にある社は、古へ橋の社といひ、當社あるを以て、橋通りと町名を付すとの説あり、されど余未だ其ことを記せるものも見ず、又祭神を書すも見ざりし、されど舊社ならんかと思へる事もあり、尤も此邊は明治以前には、下難波の名ありて、元祿年中堀江開發の以前は、難波村の地にて、田圃地なりしなり、

○堀江神社
方今道頓堀幸橋の北詰に、雜社にてまつれる堀江神社は、垂仁帝の靈を祀る、當社明治以前は、備前國に鎮座の偷伽山權現を祀りしにて、其頃は修験者（山

伏）こゝに住したり、されば世人堀江の偷伽山と呼たり、

○和光寺阿彌陀ヶ池

北堀江にある和光寺は、蓮池山善智院と號し、信州善光寺の懸所なることは、衆よく知る所なり、當寺の創立は永祿十一年にて、智善上人の開基なり、境内の善光寺如來出現の阿彌陀ヶ池は、創立の時に堀しものにて、其實は大和國にある由、其池に擬らふものなれ共、今は實物のごとくなれり、

○出世藥師堂

出世藥師堂は、西長ばり問屋橋の南詰より、一丁南西側に、明治以前まで有り、又其東半丁計りに、北側に有し様にも思へり、是は修験者のまつれる處にて、前卷上町の部の中に記せる、内久寶寺谷町にありし藥師堂と同様のものなり、文政の頃は利益ありとて、衆人參詣すること多かりしと聞けり、(天明の頃、)

○猫稻荷祠

西長堀かつを座橋の南詰のほとり、人家の裏に祀れる稻荷の祠あり、世人これを猫いなりと稱せり、そは猫を愛して養ふもの、時として猫他に行て歸らされ

ば、養主其猫の早く家に歸り來らんことを、此稻荷に祈る、かくなせば、頓て猫の家に歸り來ると、其祈願成就すれば、小兒が弄びとなす、土のねこにもあれ、又練人形といふもの、猫にても、此神に捧げり、されば祠の内に、種々猫の形ちに造るもの多く納めたり、又此ねこを神に請ひ受けて家におけば、鼠あれずとも云へる説あり、

○じやうかめ谷

住吉橋北詰より一丁西に小路ありて、字をじやうかめ谷と呼ぶ、名義詳ならず、一説に錠鍵谷なりともいひ、又十上谷なりとも云へり、何れにても解しがたき名なり、

○御池橋、御池通

堀江のみいけ通りの名、西横ばりの下流に架る御いけばしの名は、西に和光寺の阿彌陀ヶ池の有より、名づけしものなりと云へるは然り、京都の御池通りの名とひとしきものなり、

○大路次

堀江の大路次の名は、今絶ていふ人なし、其地は堀江座劇場の前より、宇和島橋筋までの間なり、今に西の

方に路次口のかたち遺れり、是は天明四年に路次を造て、開路となりしものなり、其路次の内には、楊弓店などの始つらなりしが、「楊弓大路次」といへる小うたありて、堀江の繁昌をつりたるものなり、此小歌も今は知る人も稀にて、時としては老婆がうたへるを聞くことあり、

○市之側

市の側と字せるは、大路次を西に出し地にて、則ち宇和じ橋と隆平橋との間の市街なり、近頃まで笄松たけ柿みかん杯の市を毎日立る間屋、南門すぢの角にあり、昔は毎朝菜蔬の市を立たるよりの字なるべし、其盛なりしは何の頃のことなる歟、

○磐根神社

西長堀稻荷磐根神社は、原土佐山内侯の倉やしきの、鎮守の神なりしことは、衆人知れる處にして、昔は土佐のいなりと云へり、土佐侯の邸は、西長堀かつを座橋の南詰にありて、邸の間に小路ありて南へ通じ、其東方は侯の旅館など建て、外より見れば深林の如く樹林繁茂し、西方の倉庫つらなり、又稻荷の神社ありしなり、近年今の如く造立なれり、

○辰巳屋の宅

辰巳屋和田久左衛門は、浪花の金満家のうちにて、侯家のかけ屋といへるを勤め、且兩換店をもなし、舊業なるを以てやめず、炭問屋の内にも加われり、其居宅西横堀木綿橋の西詰角(方今同橋の東詰に移り、舊宅其儘有り)にて、又中之島に以前分家も有りし、(方今公園と成る地なり) 此家昔は炭問屋なりしこと、世の口碑に傳ふるに、原西國街道なる、辰巳の邑の渡舟場の船人にて、至而正直の性の人なりしと、或としの暮のこと成るが、日向國の炭商人此わたしを越へて、兵庫津に繫泊する船に歸るに、懐せし財布を船の中へ遺失して知らず、船に歸りて漸々心づき、何れにて遺失せしか、又は盗まれしもの歟知れざれば、其儘歸國なしぬ、而して其翌年又此を亘るに、渡し船の舟人に其ことを語れば、其人に對ひ、先我家に來られよといひ伴ひ歸り、其財布の裂は何、又金の數は何程など問ふに、去年船の中にて拾ひ置たるものと、其人の言葉は違はざりしかば、其財布は我が舟の中に悦び、金の數など改るに少しも減せず、舟人の正直な

るを賞し、且厚く謝し、謝禮に金を贈らんとすれ共、辭してうけず、依之炭商人、舟人に炭商をなすことを勧め、炭を國より數多おくり、代金は賣拂ふの後に受取ことを約せり、舟人は炭を商ふに、天性正直の人なれば、他よりも利を薄くして商ふものから、人こそりて求め竟に辰巳の邑より大坂に移り、年を歴て炭問屋となり、又年をふる内に殷富して、金満の家となりしとぞ、余聞けり、

○堀江相撲場井勸進角力晴天十日に定る事

「攝津落穂集」に云、寶曆八年五月、南堀江壹丁目に於て、勸進角力興行、勸進元脚々飛御願申上奉り候、是迄七日興行を、今年より日數十日に定め候、(余が聞に、其後今の堀江座芝居の地も、勸進角力の場所となりしと、前「同書」に、安永九年庚子五月廿一日より、難波新地に於て角力興行、勸進元高崎市右衛門、此度差添人江戸今崎小三郎へ被_レ仰渡候、是大坂に於て差添人の始なるよし、

大坂勸進相撲の場所を考るに、始は南堀江にて又北堀江に移し、其後難波新地に移せしものか、難波新地も安永の頃は何れの地なる歟、寛政印本「攝津名所圖

會」の中に圖する相撲場は、按ふに相生町の西なる歟、余が幼き頃は、今溝の側といへる地の、戎橋すぢより西の南側にも有り、後には方今難波停車場の地にもありしなり、又一二年間にありしか、其後天満木幡町の、砂原やしきと云へる地にありし事も有り、近年は千日寺跡の南新金比羅社の前にも興行して、定ることなし、

勸進相撲の免許なりて、江戸にて興行せし始めは、寛永元年なりしとぞ、此時の兩大關は明石志賀之助仁王仁太助なり、其後中絶せしもの歟、三十七年隔て、寛文元年に勸進角力再興と記すものを見る、又京都に於て、勸進相撲を興行せる始めは、正保二年六月にて、此時の兩關は山嵐嶽右衛門、白山新三郎なり、大坂勸進角力の興行始めは、元祿五年九月にして、兩關は鬼勝象之助、兩國梶之助なり、これも其後三十年許り中絶せしや、享保八年に再興と記すものあり、此時勸進元もみ圖といふこと始りしとぞ、明治以前勸進元の圖取といへること、前年の冬に有り、これもみ圖のことならん歟、是は翌年勸進相撲興行なす人を、頭取中の内にて圖どりして定め、それを當番の町奉

行へ願出るなり、其日毎年十二月二十日に定りしなり、

○權三蒸蕃薯

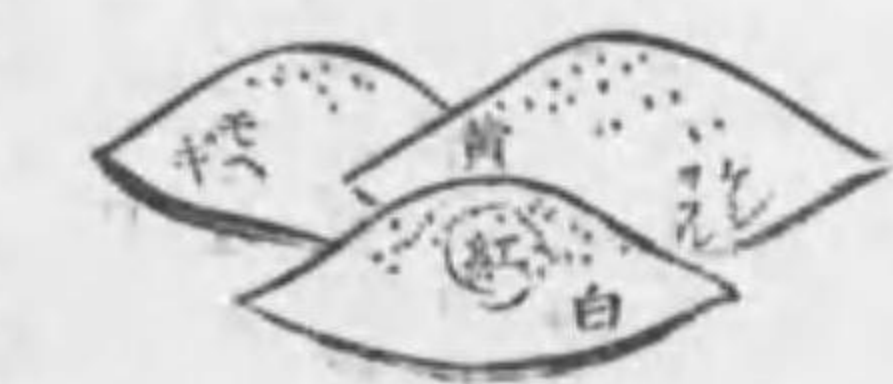
天保の季の頃まで、堀江和光寺の南門すぢ、問屋橋すぢの西北角(柳原といへる藥種商の北對ひにて、此藥商も古き家なり)の家に、權三とよべる蕃薯をむして賣れるあり、是此邊の名物の如くいひて、和光寺の涅槃會又灌佛會に詣る人は、家づとに權三のむしいもを求めしなり、尤も天保の頃は、今の如く此處かしこに數多賣しものならず、名を得しものは大坂市中にて、此權三と順慶町通り井池筋の角に、行燈に墨もて梅鉢の紋を畫き出せる、梅鉢のいもやと云へる二軒にて、其他は野菜を賣る店に、少し宛蒸して、柿蜜柑などの果物と共にならべ出し、或は夜に「はつこり／＼」と呼て、肩販の來るもの聊あり、又住吉村の安立町下寺町などにも、一二軒ありしなり、

○河庄の櫻味噌白酒

和光寺の南門前にある、河庄と呼べる味噌商の櫻みそは、金山寺みそと類せるものにて、大坂人は賞せざれども、他國へは多く輸出せり、此家に白ざけも製し

て、春ごとに賣れり、それを磨にてひくに、大車を設け其前に磨を數ならべ、大車に人はいりて回せば、數の磨一時に白酒を機關とせり、和光寺ねはん會の時など、衆人これを見んと家の内に入り、白酒を求めて飲む人も多かりし、今は止めしかと思へり、

○いなば餅



和光寺の南門のもと東側に、原だし店にて鬻ぎ、後ち壹丁東表門前すぢの南門前すぢの東北角の家に移りたる、いなばと名づくる餅店あり、其形ち圖の如く、製はだんごをうす／＼のべて、其中に餡をつゝみたるものにて味ひよく、又他には餡もちを製して、二種の外製せず、此邊の名物のごとくいひて、衆人求めたり、今も有るか無きか覺えず、尤も昔よりありしもの、様に聞、然れども天保中より始し歟と想へり、又堂島中まぢにも、同名のものを賣る家古くあり、是は又形ち大ひに異にして、圖の如く小さく、製はこれもだんごの皮にて、内に餡をつゝめり、味は堀江



○土佐屋さくら餅

今諸方の菓子舖、餅まんぢう舖などにも製して賣れる、櫻の葉を以てつゝみたる、櫻もちと名づくるものは、東京向島の長命寺内に鬻ぎて古く名物とせり、これに摸したるもの、天保の頃までは、浪花に於て製せる家なく、北堀江高臺橋の東の方濱の家に、土佐屋何某と云へる菓子司ありて、其家に製したるが始めなり、衆人めづらしとて求ること多し、尤も其製佳品にて、冬春はかたくりの粉の水にてときし物を薄くやき、中に白小豆の餡を入れて包み、其上を櫻の葉にて挟み、夏秋には吉野葛にて、今諸方に製すとひとしき物を賣り、進物用には竹籠を用ること又同じ、此店いかなる事故ありてか、廢業して今はあらず、

○魚庄の餅

同じ高臺ばしの南詰に、魚庄といへる、此邊には有名なる餅店あり、其製する處、前巻島の内の部、福本す

しの條に述たる、早すしと云ふものとは異にして、古風の製しかたの如く、餅箱に重石をよくかけて壓て賣れり、されば他店に製すとは飯しまり、少しかたきものなり、味ひは佳なり、

浪華百事談卷九

○四天王寺

四天王寺は、荒陵山敬田院と號し、一名難波寺、難波の大寺、御津寺、法の花園、堀江寺、荒陵寺とも云ふ、宗旨は原は八宗兼學、後ち天台宗となる「新古今集」の行基菩薩の歌に、難波のみつの寺にて、蘆の葉のそよぐをきいて、

あしそよぐしほ勢の浪のいつまでか

浮世の中にかびかたらん

當山の由來は、「太子傳」および諸書に載せられたれば、省略して其うちのことを撮録せり、

○上宮太子の初て、四天王寺を創立し給ひし地は、玉造村森の宮の邊にて、之れ用明帝御宇二年丁未の冬なり、然るに伽藍に逆浪あふれ、烏蛇堂宇を破毀す、依之凡十五年を歴て、荒陵の邊りに移して再建あり、之れ今の地にて、七堂伽藍觀々壯觀にして、佛法最初の寺院と稱す、荒陵に遷るは、推古帝御宇三年甲寅冬十月と、舊板年代記にあり、

○青龍池白石玉出の水

あり、天照太神遙拜所といふ、

○無常院の鐘

講堂の後のす池の傍らにある鐘を、無常院のかねと稱せり「つれづれ草」に云、何事も邊土はいやくしく、かたくななれども、天王寺の舞樂のみ、都にはちすといへば、天王じの伶人の申侍りしは、當時の樂はよく圖をしらべあはせて、物の手のめでたくと、のほり侍る事、外よりもすぐれたり、ゆへは太子の御時の圖、いまに侍るをはかせとす、いわゆる六時堂の前の鐘なり、其聲黃調のものなかり、寒暑に隨ひて、あがりさがり有べきゆへに、二月涅槃會より、聖靈までの中間を指南とす、秘藏の事なり、此調子をもちて、いづれの聲をも、とのへ侍るなりと申き、凡鐘の聲は黃鐘調なるべし、是無常の調子、祇園精舎の無常院の聲なり、西園寺のかね、黃鐘調に鑄らるべしとて、あまた、び鑄かへられけれども、かなはざりけるを、遠國より尋出されけり、淨金剛院の鐘の聲、又わうしきてうなり、

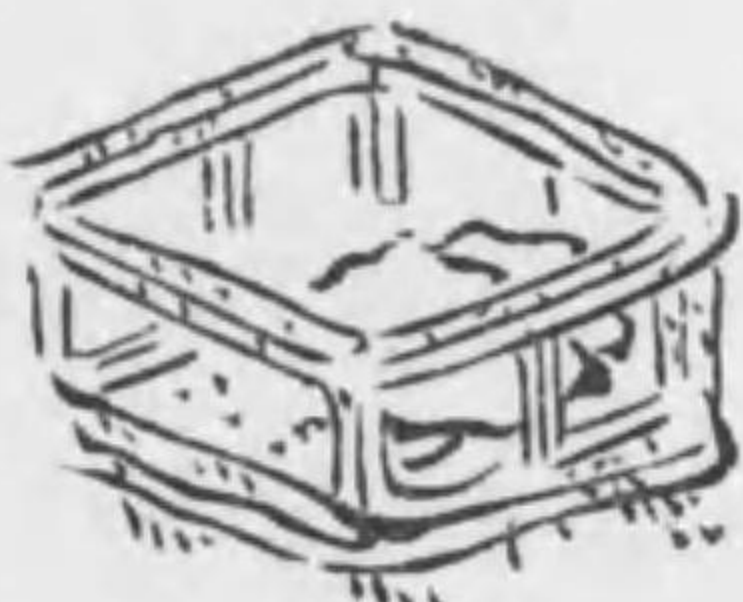
○大寺の池

大でらのいけは、舞臺のある處の蓮池を名づく、「夫

青龍池は金堂の下にあり、古へは荒陵池と云ひ、廣大にして、青龍つねにすみける池なりしを、伽藍建立の時埋み給ひ、青龍を鎮め祀り、僅に池を残され、是を白石玉出の水といふ、則龜井の水の源にして、此清水つねにたん／＼と涌き出る、其流れ樋より龜井堂へ通ひ出るなり、是三水の内の一なり、

○四石

四天王寺に四石と稱すあり、則ち轉法輪石、熊野權現禮拜石、引導石、影向石なり、何も圖するが如きものにて、轉法輪石は金堂の前にあり、「本願緣起」に、斯處は釋迦如來轉法所なり云々とあり、禮拜石は南大門の内に有、世俗熊野神遙拜する所と云、引導石は西門外にあり、當村の者死亡を葬る時、さらに僧の引導を用ひず、此石の邊りに棺をすへおくと、無常院の鐘を三聲つけば、太子此石の上に影向ありて、七魂を善道へ導き給ふなりと云ふ、影向石は東門の外に



木」に慈鎮和尚のうたあり、

大寺の池の蓮の花咲ば

はこぶ心に手向とぞなる

○上池、下池

かみの池は、大寺の池の西南にあるものなり、下のいけは、東門の内南の方の林中にあり、早魃の年上の池の水をこと／＼く去れば、忽ち雨ふるとぞ、

○龜井水

かめ井の水は、金堂の下にある、青龍池の白石玉出の水の、こゝに流れ來れるにより、これを白石玉出の水ともいひ、亦聖德太子此水に姿をうつし、楊枝の御影を書たまひしにより、影向の井ともいふ、龜井の名は石鑄の龜より、水の流れ出るより號るところなり、一説に、白石玉出の水の舊跡は、一心寺本堂の西竹林の中にありと、尤も一心寺の地も、古へは四天王寺の境内なり、「山家集」西行上人のうたに、

天王寺に参りて、龜井の水をみてよめる、

淺からぬちぎりの程ぞくまれぬる

龜井の水に影うつしつゝ、

「新古今」上東門院の御うたに、

天王寺龜井の水を御覽じて、
にこりなき龜井の水をむすびあげて
心の塵をすゞぎつるかな
猶此除古歌おほし、省略す、

○天皇宮

太子堂の北の方東側に、虎の門ありて、其内に天皇宮あり、欽明帝、敏達帝、用明帝、崇峻帝、推古帝、間人穴古部皇女(太子)の靈をまつれり、

○石神の祠

天王宮の南にあり、當山創立の時、材石牛車にて運送す、成就の後ち、其牛化して石となりしをまつれるなり、

○守屋の祠

守屋の祠は、太子堂の後ろの方にあり、參詣の者惡みて、石をなげつけ祠を破る、寺僧これを傷んで、熊野權現と今表す、祭るところ守屋大連、弓削小連、中臣勝海連の三座なり、

○椎寺

しる寺は北の門の側らにありて、元三大師堂のある所なり、傳教大師の建立なり、昔此地に椎の樹の大木

わすれずしのぶ人やなからん

と書せられたり、然るに其のち定家も當寺に詣で、これをみて其かたはらに、

水ぐきのあとははかなくなりけり

わすれず忍ぶ人はあれども

とかゝれたり、此古木を以て文臺につくり、四天王寺の什物になれりとぞ、余いまだこれを見ず、

○青海入道の落書

石のかぶき門の北の方に立つ柱の上の方に、字體しかと見定めがたきが、大書の文字うすく見ゆるなり、是世に口碑に傳ふるに、真田左衛門尉幸村に屬せる青海入道、元和の役のとき此處に來り、馬上ながら六字の彌陀の名號を、書したる迹なりといへり、

○下乗石の筆者

四天王寺の三水といひて、有名なるものは關御井、龜井、増井なりと、あかるは龜井水の堂の南京の方にありて、其堂つねはとざしたり、増井は天神山の北の麓にあるものなり、余おもふに、古へ三水と稱ふるものは、之れにあらざるかと、

○片桐氏寄附の井戸樓

あり、傳教それを伐りて、藥師佛をつくりて安置す、因てかく名づく、

○石の鳥居はとりゐに非ず

西門外に連る世人石の鳥居と稱するものは、花表にはあらず、是古へ木にて作りし衡門なりしが、星霜を歴て朽ちそこねければ、永仁二年忍性上人、石をもて新たに作りたりたてられしなり、(永仁二年は、明治二十八年より六百〇年の以前なり)されば石のかぶき門と稱して然るべし、

○同額の文字の筆者

石のかぶき門にかけたる、釋迦如來轉法輪所當極樂土東門中心と題せる額の筆者は、世にさまざまいへり、されど聖德太子の眞蹟にあらず、小野道風の墨跡にもあらず、又弘法大師が書にもあらず、是は江州三井寺の僧慶運の徒弟、慶耀といへる僧の書しものなり、

○かぶき門古木の文臺

いにしへ冠木門の木造なりしとき、紀貫之朝臣天王寺へ詣で、その門柱に、

水ぐきの跡ははかなく残るとも

西門外南側に立つ井戸樓は、豊臣秀吉の舊臣、片桐主膳正が寄附せるものにて、元和七年辛酉に建ると、棟の梁に大書す、

○中門の彫物

中門といへるは、伽藍の廻廊に添ふ西の方の門なり、此門のほり物に、螺蛤の形をなす、寺院の門および堂宇に、介魚の彫物をなすは甚だ稀なり、此彫物何歟わけの有ることとぞ、

○淡路屋太郎兵衛の像

中門の傍ら廻廊の中に、上下を着し座す像あり、是は大坂の住人淡路屋太郎兵衛といへる人にて、享和年間當寺回祿し、其後伽藍再建の時の發起人にて、大ひに奮發せしなり、因てまつれるなり、此人は紙くづやなりと口碑につたふ、此人文化十年に歿す、

○享和年間雷火

享和元年辛酉十二月四日の夜、丑の刻前に雨降りて迅雷といろき、雲水五重塔の上に落ちて、雷火塔の三層目にうつりて忽ち燃上り其火金堂にうつり、講堂六時堂其他の門牆堂宇に延焼して、堂宇三十七ヶ所焼失、其餘門牆廻廊なども灰燼となれり、攝陽落穂

集しに云、太子堂の北の門にねこの彫物あり、世人左り甚五郎の作と云ひ傳へ、元朝正月、此猫聲を發するとして、猫の門といふ、燒失のとき享和の時なり、難波村の百姓某、此ほり物をはなして持歸り、火鎮りて後ち天王寺へ返し今に残れり、又太子堂の西に寅の門と云あり、寅のほり物有て四脚門なれば、名高き門なり、此ほり物も回祿に残れり、

○愿云、東門も此とき燒のこれるものにて、昔のまゝ、今にあるなり、

○雁金文七奉納の繪馬

雁がね文七は、元祿の頃浪花に徘徊せる、雁金組といへる半俠半賊の、五人男と稱すもの、巨魁なり、其文七なるもの、何の祈願の有しや、四天王五重塔の内へ、源平八島の浦の合戦の圖をゑがきたる繪馬を奉納す、是世人賞して世に名高かりしと、古き書の中に記せり、これも享和回祿のとき灰燼となれり、

○修正會、牛王出、どや〜

四天王寺に、正月元日より十四日迄、六時堂に於て修正會を昔より執行はる、其十四日の夜に、牛王出といへる事あり、それを先年余ゆきて見たり、其赴きをこ

ここに載す、

例年正月十四日の夜、天王寺六時堂の前、舞樂臺の北の方に、鐵製の籠の如きものを、鐵の杭を地に立てそれに釣り、かゝり火を一對たき、室内には衆僧あつまり法事を執行す、而して堂の椽の東西より、村中の壯もの裸體禪のみにて、頭にはち巻をなし、大勢出て堂前にすゝみ、双方近づき、互ひに力かぎりおし合へり、是を里人「どや〜」といひ、又「おせ〜」とも稱す、其おし勝ちたる方者、當年耕作のものよしと云へり、此こと終て僧堂前に出て、階を下り箒火をたき、誦經杯ありて



此かみニツに割てはきむ 牛王腹は折たり

堂内に入り、やゝして牛王の腹を、柳の枝に圖の如く狭み、僧携え來つて、堂外に群る人の中へ投す、詣人これをあらそひてうける事甚だ騒がし、(此牛王を田圃に立ておけば、耕作のものよく榮ゆるとぞ、)而して暫時過て、鳳蓋の如き輿をかき、衆僧列正しく供奉して太子堂に至る、輿堂内に収めて後ち、ぬるで木の毘沙門の厨司の錦の袋に收めしを携え出て、

にありとぞ、今埋もれて田圃となる、

○俊徳街道

俊徳街道といへるは、南大門の外壹丁計り南に、東へ通する小路あり、(里人いはうがきと呼ぶ、)これ俊徳丸河内國高安より、當山へ詣し道なりと云へり、

○ちりやたらりの橋

ちりやたらりの橋は、俊徳街道とよべる、狭き道の半の處に架たる石碇の名なり、其由縁分明ならず、ちりやたらりといふことは、笛の譜なりと「三養雜記」に記せり、

○蛙合戦

傳へきく延暦三年に、四天王寺に蛙合戦のありけるとや、(西門の外なる歟、)南北より蛙あまた列なり集ること、恰も合戦の出陣の如く、而して南北に羣りあつまれるは、陣を備へし如くにて、稍あつて双方より進み、くひあひ〜して、終に一方の蛙勝て引しりぞきしとぞ、應永十五年に、京都にもありし由を記せる書あり、又近き安政の頃歟、大坂船場浮世小路にも、かはす合戦ありとて、衆むれ集まれり、こは蛙にあらずして墓がへるなり、數多くひあひ死するもの多

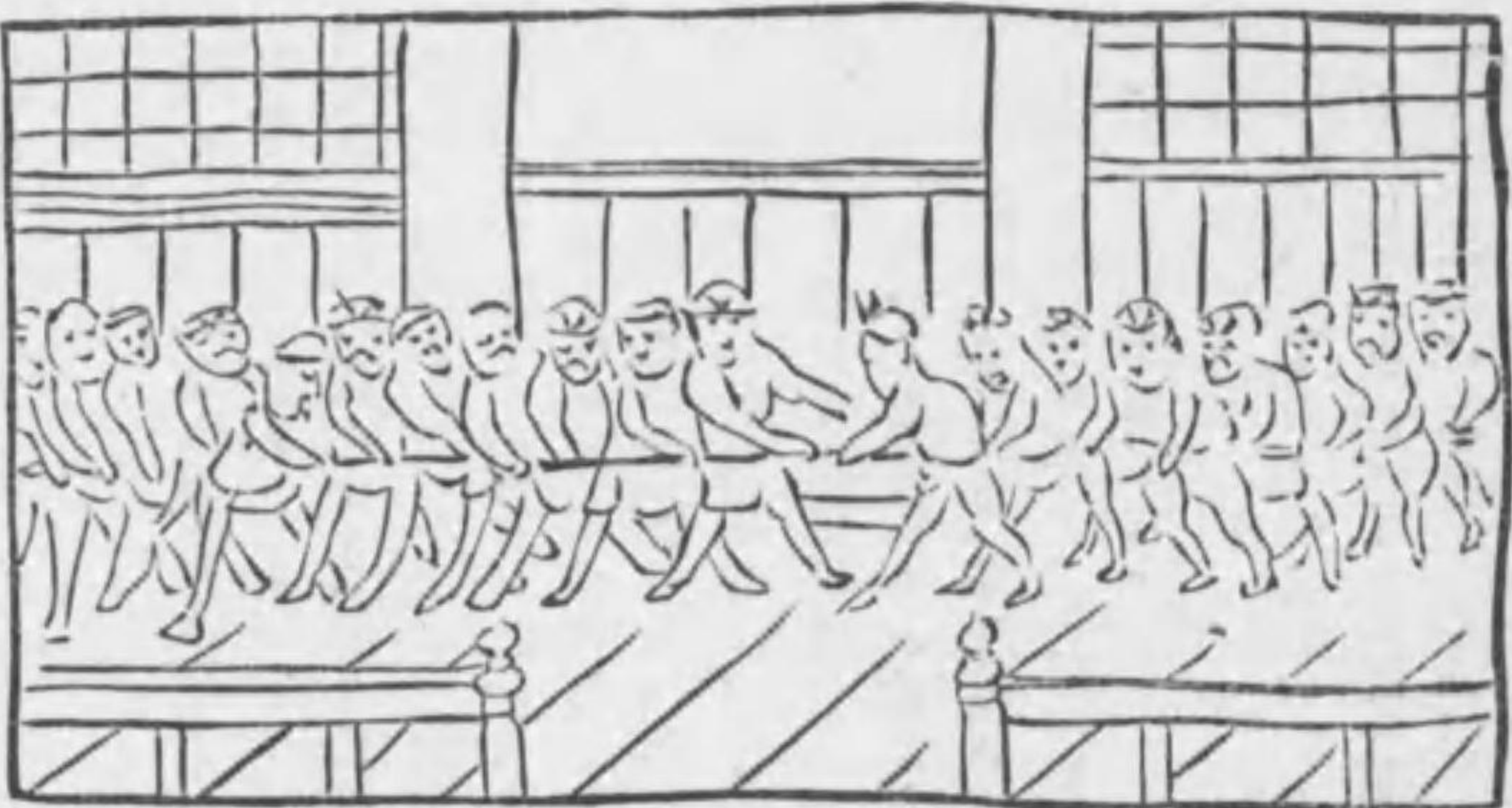
詣人に戴かしむ、時に夜ふけし故余は家に歸れり、

○境内の池に蛙なからず

四天王寺境内には、池少からずして、蛙生ずれども聲を發することなく、又毒虫の生ずることなきは、上宮太子の古へ、ふうじ給へる故なりといひ傳へり、

○萬代池

萬代のいけは、古へ南大門の外



○京不見笛

四天王寺寶器のうち、京みづの笛と號るものあり、是は聖德太子の御作にて、大小二管あり、太子御生涯秘藏し給ふ横笛にて、永く當山の寶とせり、然るに後花園院これを聞しめされ、叡覽あるべきとの宣旨下りしかば、其時秋野法印、是を持して朝廷に赴かんとするに、何事もなきに、此笛途中に於て二つに破れしかば、大に驚き事の由を奏聞して、叡覽に備へ奉らず、空しく歸山の後、箱の中より出し見るに、元のごとくわれいて、初の如し、故に此由を奏達せしかば、これ太子の秘藏、他境へ遷さん事を惜しみ給ふるべし、京師に至らずして途中より歸り、京を見ざる笛なればとて、京不見と勅銘し給ふ、今も二月聖靈會には、伶人此笛を奏し、太子を慰め奉るなり、

○勝鬘院、愛染まつり

勝鬘院は、大江神社の東の方、一丁計りの北の方にあり、これ古へより有る道場にて、聖德太子勝鬘經講讀ありし處なり、故に名とす、此には愛染明王を安置して、例年六月一日、本尊開扉諸人に拜せしむ、これを

世にあいせん祭りとは稱せり、昔は今の如く五月三十日の夜より、六月朔日へかけて群集せしものにて、其頃は下寺町すぢは大ひに賑はひ、種々の露店もつらなりて出せしと、余老人の物がたりに聞しことあり、

○從二位家隆卿の墳、夕陽の丘

家隆卿の墳は、勝鬘院の北の方、今は茶園となる地の中にあり、此地を夕陽やまとも、夕陽の丘ともいへり、塚の上に古松ありて、(今枯れたり)、舊棲の松とよべりし、又側らに夕陽庵と號すいほりあり、これ卿の住たまへる舊跡にて、今は尼僧すめり、卿晩年こゝに住たまふとき、和歌あり、天王寺にてやまいかぎりになりける、最後の歌七首の中、

難波の海雲井になして詠れば

遠くも見えず彌陀の御國は

契りあれば難波の里にやどり來て

浪の入りをおがみつる哉

ちざりあればの詠により、地名を夕陽やまといひけるにや、享保年中安井御門跡大僧正道恕公の御撰の碑を、四十二世秋野坊法印盛順塚上に建たり、其銘文

「攝津名所圖會」のうちに模寫し載せたり、こゝに省略す、

○大江神社、乾の社

明治以前には、方今大江神社の祭れる社には、毘沙門天王をまつりて、乾の社と稱し、例年四月十五日に、土塔會あり、又六月十六日を夏まつりとして、神輿高津入堀の極南の地に渡御あり、又昔は神輿を葭島にわたし、神供を備ふと、(此式後絶たり)、是は白河院の御宇、永保二年天下旱す、此尊像を葭島にわたして雨を祈るに、忽ち靈應あり、此例によるなりとぞ、

「三代實錄」に云、貞觀二年六月十四日、從天王寺上言、毘沙門像手持三刀、及塔形等、抛擲壇下、遣使看、修法謝怪異云々、

當社は世人勝鬘の毘沙門と稱し、社前の阪を勝鬘坂とよべり、其頃は大江神社は、乾社の東の側に祭りて、小祠にて大江社とも稱さず、太神宮と稱せし歟と思へり、祭神は豊受大神なり、當社は古への野々宮にて、上古此丘の下には、有栖川とよぶ川のありて、伊勢齋宮歸京し給ふとき、田養島にて御被し給ふ、若し波あらしきは、此ありす川にてみそぎあり、其時の野

野宮なりと云へり、又大江の神號は、此地はいにしへの大江の岸のうちにて、其南方なり、因て大江神社々官より名づけられし歟、維新の際毘沙門天は、天王寺に納めて、今の如くなりしなり、

○秋野坊

秋野坊は勝鬘院の東南にあり、是四天王寺公文所三綱職と號して世々一山衛護の家なり、秋野の遠祖は、聖德太子の近臣、小野妹子大臣なり、當山に其裔孫文人、勅りにより遷り、薙髮して小野秋野房と改め衛護をなす、それより此に連綿せるものなり、

○六萬體の地名

天王寺村の地名に、六萬體と呼べるあり、今は勝鬘院の東の、南北に通ずる道路の、其北端の地を専ら稱せり、諺にいふ、聖德太子六萬體の石地蔵を作り、天王寺村中の地におきたまへりとぞ、よりにて字の如くなれり、名所圖會に云、ある人間ふて云く、六萬體の石佛皇太子の御作とかや、然れば降誕の日より、四十九年の薨御の日まで、是のみにかゝらせ給ふても、一日に三體ばかりに當るといふを答て、

斑竹

六十體が六萬となる

○山芬亭福重、精進料理、漬物

今六萬體と稱せる地に、山芬亭と書す額を掲げし家に、天王寺蕪善の粕づけ、味噌漬などを製して、店をひらきて商ひ、此地の名物とせり、此店をひらきしは後年のことにて、(嘉永の頃歟)其以前は精進料理をなして賣れり、それは小飯櫃に飯を盛り、小き三重のかさね鉢に、煮染もの黒まめの煮たるもの、菜のひたし物を少し宛いれて、吸物膳の如き小き膳に、茶碗箸をそへて出せり、其價ひ壹人前銀三分づゝなるを以て、世人三分厘とよび、天王寺の春秋の彼岸會、および法會のとき、衆人こゝに來り、求め食して繁昌せり、其他に賣れるは小土鍋にて煮る、煮物は干ゆばと刻昆布梅干の三種、汁ものは價一個四分、又酒も賣り酒の肴には湯葉水豆腐を脛節をいれて煮しめしものにて、或ひは客好めば粕づけの蕪なども出せり、之れ安政のころ迄は營業せしが、其後休業せり、

○字類屋附菜種ざと

山芬亭より壹丁計り南の方の西側に、表は格子づくりの家にて、昔より字類米のいりを商ふ、是當村の名

○釜屋麩類店

山芬亭の南向ひに、かぎ屋とよべる、昔よりある麩類屋あり、古きもの歟、余幼年のときにもありしが、田舎人ならでは行く家にあらず、今は如何、近年まで有りし、

○みこ町

今六萬體とよべる地より、天王寺てら町に出る處に、東へ通する狭き道路あり、是を明治以前にはみこまちと呼び、梓みこの數軒住ける地なり、其家みな格子づくりにて、表の入口の外には、長三尺計りの三幅暖簾を木綿にて製し、それに大ひなる紋を染ぬき、假字にてくろがらし何々、やぶのはた何々など、巫の名をも染ぬき、入口の上には注連繩をはり、黒格子といへるは、格子を墨にてぬり、家の内の表の間には、何歟祀りてうすくらくなせり、此に俗人死せるもの、口よせと云へる事を、往々依頼すれば、巫出て座し、前に小き箱をおき、弓を手にもち、箱をたゞき、先神おろしといへる事を爲し、次に亡者の來りて、言葉を發すことを爲すに、さもあはれにいひ、其謝儀を請ふものより受るなり、彼東國にある信濃みこといへる

物にして、昔は歳旦に飾る蓬萊に、白米を用ひずして字類を用ひ、其はせは天王寺むらに製すこと、「俳諧歳時記しをり艸」の内にも記し、又他書にも載せ、正月元旦にはせ賣あり、初戎に今も鬻げる小賣と稱するものにも、赤黄蕪蕪などの紙にて、袋をつくりて添へ、それをはせ袋といへれば、古へは専ら用ひしもの歟、此處に賣るはせの袋に、鉛冊にて板をすりたり、其文字磨滅して、甚だ讀みがたけれども、「さたうはせ」の文字見ゆ、然れども賣ところのものは、米を炒てはせさせしもので、其色白く砂糖を用ることさらになし、如何なるか、若し昔砂糖を用ひて、菓子となして賣しこともありて、其時の袋板を用ゆるもの歟も知れず、○余が幼き頃、市中の菓子舖に鬻ぎし菓子に、「なたねざと」又「菜種ざたう」ともいひしものあり、尤も粗末なるものにて、其製は砂糖を煮て、其中へ山梔子の汁をいれて鬱金色となし、其中へ字類を入れてませ合せ、鮮を製するが如く、箱に入れておしかため、一寸方寸ばかりに切てうれり、其形ちほゞ今も有すしおこしに似たり、「さたうはせ」も、かくのごとき物を製し賣しにあらざる歟、

と同様の者にて、此は他に出ずして家にてなすものなり、維新の際停止なれり、

○壽法寺の丹楓垂絲櫻

天皇寺東門の北にある壽法寺は、淨土宗の寺にて、昔し堂島に住し人(俗稱不詳)の、壽法と法名をうけしが造立せしにて、かく號る處なり、堂島にある垂絲櫻は、今あるものは後に栽たるにて、以前に古木ありて大樹なり、彼高津社の邊りなる、大雲寺のいとざくらと彷彿たるものなりし、丹楓は昔にかはらず、庭中は浪花の名所とせり、されど石佛を建しより風景を失へり、

○五條神社

五條神社は、方今村社となる、敏達帝の靈をまつれり、昔は天王寺の鎮守ならん歟、

○蘆間の池

あしまの池は、一に毘沙門いけと云ひ、五條神社の東にあり、方今此の西の方中町といへる處の、龍泉寺といふ寺に安ず毘沙門天の像の出現せし池なり、名所と稱すべき程の處にはあらねども、池の東の堤にのほれば、眺望絶景なり、此池古きか、古歌あり、

○小磯神社

小磯の神社は、天王寺の東門外北側にありて、八坂大神をまつれり、攝社に齒神のやしろ有り、

○清壽院關帝堂

清壽院は、小磯社の東南にあり、寺内の小堂内に關羽の像をまつれり、當院構造すべて唐山風を模す、

○河堀神社

こぼり神社は、清壽院より三丁計り南方、河堀口といへる地にあり、崇峻帝の靈を祀れり、此地を河堀と稱するは、古へ紀貫之が堀たる河内川の有し地歟、

○河堀口松屋若松屋

河堀口に松屋又若松屋と呼べる茶店ありて、共に昔より繁昌し、殊に松屋は庭中美景にして、人も賞せしとぞ、されど休業して、明治の始の頃すでにあらす、若松屋は残りしが、家も庭もあれ果たり、其松屋といへるは、南北に通ず路の正南の地に在りて、若松屋は其少し北の方の西側なり、彼有名なりし淨るりの太夫の竹本長登太夫は、この松屋のあるじなり、

○國分寺雷除觀音

天王寺むらの東に、國分寺村といへるあり、此に國分

し、且西國三十三所靈場の詠歌を刻せし碑三十三、および善光寺の詠歌の碑等を建て、壯觀の寺院とせり、又こしかけ松は庭中にあり、

○本清水

天王寺村こぼり口の西、庚申堂の南の方の地に井ありて、清水涌出で流るゝもの有り、これを里人本清水といへり、されど其名義詳ならず、

○庚申堂、はだか詣

四天王寺南大門の南にある庚申堂は、文武帝の御宇、大寶元年正月七日庚申の日、天王寺の住僧正喜院民部僧都毫範、威徳ありし靈場にて、本朝最初の庚申とす、青面金剛童子(庚申)、梵天王帝釋天王(四鬼)、藥師佛、如意輪觀音、地藏等を安置す、或人に聞、青面金剛は道家の本尊なりと、昔し十二月の庚申の日を、仕舞庚申と世俗にいひて、其日裸體にて詣すれば、遺尿の治るといひ、あかはだかに禪のみして詣るもの多くありしなり、「名所圖會」庚申堂の圖の中にもゑがきたり、又境内の昆布みせ、門外の北の方のふしの粉見世杯は、いと古きもの歟、此堂は享和の四天王寺回祿の際にも、焼けのこりしにて、奉納の繪馬など古き

寺といふ古き寺あり、是は古へ聖武帝の諸國に建たまひし、國分寺のうちの一寺なり、又長柄村に國分寺といふ古刹あり、是も同帝の創立したまひものなるが、それは女僧寺なりといふ、されば國分寺は、男僧の住と女僧の住と、一國に二寺づゝありしもの歟、又天王寺村中の河堀口にも、國分寺と號す寺あれども、是は聖武帝の御代のものならず、諸國分寺の本尊は、觀世音にて雷除と稱す、此尊像黃金佛と同體の木佛とあり、其黃金佛は古へより安置ありしなるが、或時賊來りてぬすみ去れり、而して本尊のなきは如何とて、木佛を信者作りて當寺と寄附し、それを崇敬しけるに、年を経て賊の持ち來りし歟、黃金佛當寺へかへらせたまへり、因て今は金木兩像を安置す、奇なるべし、當寺の山號は天福山と號し、黃蘗派の禪刹なり、(血天井といふものあれども、之は信するにたらず、)

○舍利寺、和泉式部腰かけ松

舍利寺は南丘山と號し、聖德太子の開基にて荒廢せるを、黃蘗木庵和尚中興して、禪刹となしけるが、又年を経て大ひに破損せしを、近頃眠龍真淵和尚修理

ものおほし、

○根津四郎右衛門、奉納繪馬并事迹

庚申堂の南面西の方の上に、根津四郎右衛門が奉納せる古き繪馬あり、それは享保十一年丙午と上に書して、藏やしきの濱にて大の男あつまり、俵を曲もちせる圖を畫がき、圖の下の方には、奉納せし人名を記し、北濱大兵衛と大書し、圖中に肥後橋をもゑがく、連名にはうばの吉兵衛、びせん屋庄兵衛、柴田忠兵衛、やげんの武兵衛、たらいの喜兵衛、久松清兵衛、北國屋市兵衛、からの三右衛門、なべや市右衛門、しん茶の喜兵衛、たはらや佐兵衛、ばけの源七、かんだの勘兵衛、ひがめ治兵衛、又少し上げてわつの四郎右衛門と書す、四郎右衛門は、曲持なす傍に立て見る姿を畫がく、龜甲に源氏車の紋をつけたり、此繪馬享保のものとしては、新しく見ゆるは、度々修復を加へたるが故なり、(五年目ごとに修復すと云、)明和六年天保五年の兩度修復は額面に記し、周旋人の名又畫工長田屋忠兵衛の名あり、

○わつの四郎右衛門は、浪花俠客の一人にて、天滿北の神明宮鳥居の南、伏見屋敷といへるに住居して、住

吉屋四郎右衛門といひ、出し物仲士を業とす、(倉仲士とも云ふ、藏やしきへ出入する者なり、)性質穩和にして俠氣なり、富る人にへつらはず、貧しき者としてあなどらず、少年のときより立引を好み、いか様なるむつかしき出入なりとも、其の理のたちたるには、吾身にひきうけ事を濟せ、双方和順になすを旨とせり、世人字を根津とよびなす、壯年の時諸所にて種々の出入立引なすこと多く、今も劇場狂言に残り、「客競出入湊」新町橋の立引、「堂島救入濱」などの黒船忠右衛門といふは、此根津四郎右衛門なり、又四郎右衛門、俳人の半時庵淡々とは知己にて、寶曆五乙亥年四郎右衛門還暦年賀のとき、淡々より祝銀をおくるに、門人佳方舍風兩人を使として、京羽二重壹疋櫛着をそへて祝ひければ、根津持參の品を見て大に憤り、品物をさし戻したり、偕其後ち本庄村龍門山觀音寺といふ禪寺に開帳ありて、此寺淡々のゆかりあることをきき、先年發句の返禮せんものと、若き者(子分なり、)に申附け、大八車の至つて大なるに積ものをなし、揃衣装を着せ囃子をいれ、勇すゝみて行きければ、此觀音寺の開帳大ひにはやり、幾程もなく思ひ

思ひに奉納ものをなすあり、廿日の日延べをなせし程なり、是俳人半時庵と、俠客根津四郎右衛門の有名な奇人兩士の、周旋なせし故なるべし、根津は寶曆十二年壬子五月二日、享年六十八にて歿しぬ、梅田村墓所へ葬送せるに、夥敷送る人ありて、角力取は壹人ものこらず送り、芝居役者は人目を憚りておくらざりしとぞ、

○堀越神社
ほりこしの神社は、庚申堂の西阿部野街道の北西側にあり、崇峻帝の靈を祀る神社なり、堀越の名も、古へ河内川をほりし時の名なる由、

○雲水坂、念佛寺
雲水坂とよべるは、堀越社の前を南へ行、阿部野街道に出る地に、少し計りの坂あるをいへり、此坂の下に往昔念佛寺といへる寺有しが、年を歴て荒廢せるを、雲水比丘中興せられ、再び念佛寺立ちたり、其頃の人念佛寺の名を唱へずして、雲水寺といへり、(今云ふ雲水と云へる禪寺にはあらず、)其寺の傍にある坂なるを以て、雲水坂とは名づく、念佛寺また頽廢して今はあらず、

○阿開島

「名所圖會」に云、あべ島は今の阿部野村をいふならん、西の街道すぢは古への海濱なりと記せり、古歌あり、「萬葉集」赤人のうたに、

阿部の島うのすむ石による波の

まなく此ころやまとしおもほゆ

又「風雅集」

たまかつまあべ島山の夕露に

旅ねしかねつながき此夜を

又「夫木集」に、

あべ島の岩うつ波のよるさえて

すむともきかぬ千鳥なくなり

○超願寺上塔の舊跡

超願寺は、四天王寺南大門の外東南方、土塔町にあり、聖德太子の御時、震旦國より渡りし經論、鳥有を恐れて土塔を築きて藏め給ふ、後世寺となして南岡山土塔寺と號し、本尊は太子の御作阿彌陀佛を安置す、又黃門定家の卿當山の由來を書す、然るに廿八世眞觀法印、本願寺の覺如上人に歸入して眞宗となる、其後連如上人石山御堂を建立の前、暫時こゝに止住

せられしを以て、世人土塔御坊と稱せり、

○竹本義太夫の墓

彼の淨るりの名人、竹本義太夫の墓は、超願寺の寺内にありと云、余はいまだ見ず、

○土塔宮

土塔宮は、夫天王寺南大門の外西側にあり、祭神は八坂大神なり、神寶に舞樂の面あり、惡魔降伏の面といふ、毎年四月十五日土塔會あり、舞樂を奏す、當社郷中の産土神なり、

○光神社

光神社は、西門外石の衛門より、壹丁計り西北側にあり、昔は光堂といひし歟、伊弉諾神、伊弉冉神、天照大神、猿田彦神を祀れり、當社は上古神功皇后の、雨やどりし給ひし舊跡なりと口碑に傳ふ、

○荒陵、歷木

荒みさゝぎは、今世人茶うす山と稱せる丘なり、あれ陵の號は、仁德帝の御代より以前のとなへなりとぞ、「日本紀」に曰、仁德帝五拾八年夏五月、當荒陵松林之南道、忽生三兩歷木、狹路而未合云々とあり、此くすの木を圖する浪花の古圖あり、又茶うす山の名は、

丘のめぐり池ありて、其形ちあだかも茶磨に似たるより、號るものと覺ゆ、此地は慶元の役に、徳川家康陣營を設けたる地なるより、世に知る人の多くなりしもの歟、今山上に衆のぼることを免さず、

○琉球石の燈籠


琉球石の燈籠は、茶うす山西のほとりに、毘沙門天をまつれる、泰清寺といへる禪寺の庭中にあり、琉球讀谷山王子の製するものと云、自然石を以て作るものにて、甚だ雅なり、此寺院の地、西南眺望頗る佳景なり、

○天王寺村牛市、石橋氏

昔は毎年天王寺むらに牛市ありて、諸國より牛を牽て博勢す、其こと絶たれども、昔の遺風にて、石橋氏より牛博勢の觸符を出し、又犢のはな木を入れることを爲す、されば今も近國より牛の子を牽て、石橋氏の宅に往くなり、其宅は四天王寺の西半丁計り南側なり、尤舊家なるよし、

○同村中に饅頭屋なきこと

世人の謂ふ、天王寺村には饅頭屋なしと、是余此地に到るごとに、此處かしこと見めぐるに、如何にも四天王寺の四邊に、餅まんぢうを製せる家もあれども、小麦粉を以てかはとなす、饅頭を製する家はさらになし、是いかなる譯か一奇なり、

○二軒茶屋の焼餅
四天王寺の石のかぶき門世人石の鳥居と云の邊りには、西側とも茶店あり、其西の端にあるものを、世人二軒茶屋とよび南北相對せり、其南の方の茶店に、昔より焼もちを製して、店頭に出して商へり、衆人これを名物として求めたり、文久の頃まではありしが止めたり、其の焼餅の形ちは、 圖のごとく、殆ど大和春日山に鬻げる燈やきに似たり、ひうち焼其製だんこの皮なれども、是は餅にて製す、餡もあづき小豆の粒あんにて、味ひも美ならず、其價は一個壹文なりし、

○源空庵新別所

源空庵も又新別所と稱するも、之れ一心寺の舊名にて、往昔文治元年乙巳の春、四天王寺の事務たりし慈鎮和尚、法然上人を招請ありて、浪速の相坂の地に、方四門の庵りを建て、これを四天王寺の新別所と號け、此處に法然上人源空を止住せしむ、上人此庵におひ

て念佛勤修あり、是をそのころの世俗は、源空庵とよべりとぞ、此いほりの有しこと、浪華上古の圖中にも載たり、而して後鳥羽帝も法然上人を歸依し玉ひ、此處に御車をよせ玉ひ、上人と共に日想觀を修し玉へり、因て一心寺を上人日想觀の跡と云へり、かゝる靈場も年を歴て頽廢せるを、慶長年間に至り、三河國の産下總佐倉清光寺に住せし、存岸上人なる僧ありて、宗祖の舊迹を尋ねんと國を出てめぐり、此處に來りて堂宇を創立せらる、然るに一千日間禁足し、晝夜不臥念佛を修し、一心歸命を以て寺號を一心寺と號けられぬ、又坂松山高嶽院の號は、徳川家康のなづけられし處にて、家康當寺に詣られし時、山内の古松に馬を繫がれ、千歳の貞松と祝せられ、地名松坂といへば、即ち其席に有合ふ障子の板面に、坂松山と書せらる、之れ慶長五年の秋のことにて、其板面を額となして、當寺什寶として今に存す、又高岳院の號は、慶長五年二月七日、家康の幼息仙千代早逝ありて、本譽存岸上人焼香の導師たり、法諱を高岳院と贈號す、其院號を家康當寺に賜ひしより用ゆる處なり、而して復年を歴て、堂宇破損荒廢に及びしを、嘉永年中法蓮

社眞阿上人、當山へ止住して大坂市中を巡行し、有信の輩に寄進を請はれしに、金錢喜捨すること若干にして、堂宇修復とのひ、方丈をも營繕して、今の如く結構になれり、○寺記に云、元和四年領主大政所高臺院殿、當寺に入御し給ひ、徳川家康殺生禁斷の制書を拜し、黒印へ副へ、後見木下宮内少輔折紙を賜ふ、
○當寺什寶は、坂松山の額、難波名號、并大師眞草行の彌陀名號、兩手口に筆を食みて、三行一時に書し給ふ、紺紙金泥にして、左の方左宗なり、日の丸名號は、平清盛七回忌の時に大師書し給ふ、彌陀三尊佛聖徳太子自畫、同自影六字名號は惠心僧都、鈴振如來も同作、香合の勢至佛は大師、守本尊親鸞聖人像、張子彌陀佛、靈夢の如來、女人成佛の鉦、元祖往生要集講讚の御影、太夫隆信の畫なり、大原問答の圖は勝法坊の畫、諸宗高僧寄合書の彌陀經、日想觀の圖土佐光茂の筆也、
○當寺の書院は、則ち古へ新別所と稱せるもの、舊迹なり、
○遠州好三方明の數奇屋

茶祖小堀遠州侯が好みにて建られし、三方明りの茶室は、大坂の城中にありしを、徳川氏當寺へ移され、今も書院南方にあり、数奇屋のふすまは狩野常信の筆にて、山水の畫なり、又狩野山樂が畫きたる小屏風ありて、圖は八島合戦の畫なり、又客廳には椽側の杉戸、狩野永徳の筆にて、表は梅に錦雞裏は蘆鷹なり、

○徳川家康駒繫松

家康駒つなぎの松は、一心寺書院の庭にあり、茶臼山に陣營を設けられし時、此處に來りて駒を繫がれし樹なり、同名のもの北野村中にもありて、世に權現松と稱す、これは今枯木となれり、

○大久保椿樹

大久保つばきは、一心寺書院の庭中に今もあり、是は大久保彦左衛門、家康に供奉して當寺に來りし時、椿の小枝を假そめに地にさしたるが、根をおろして盛木せしものなり、

○一心寺黒門

一心寺の境内北の方に、昔黒門といへるあり、これ大坂城の玉造口にありし城門を、徳川氏より拜領して、

し、○又戦後年忌の年至れば、當寺に於て戦死者の大法事を執行こと昔よりあり、嘉永年中にも一七日の大法事あり、至て嚴かなるものなり、

○白龍井

いにしへ白龍の井と名づくもの有て、其水清きよしを記せるものありて、そは一心寺の南の方の池にあたりとあり、余先年其地を搜索すれども、古き井はなく、後年埋れしもの歟、又は其地を記し誤れるもの歟知れず、

○一心寺觀音堂手水鉢

一心寺の表門の傍らに觀音堂あり、其堂前に据たる石の手水鉢あり、之れ世俗に満干の手水鉢と云ひ、奇品、日々潮の満る時には、石うるはひ濡れ、又うしは干るときは石乾くなり、

○學校院の迹

いにしへ四天王寺に、僧侶の學問をなす學校院相坂に有しが、年を歴て其院は頽廢して再びたゝす、其迹の地を學校の辻と世人よびけるに、何の頃よりか誤りて、合邦が辻といへる様になれりとぞ、後年こゝに閻魔王の像を堂にまつりたり、而して承應年間歟、此

表門となすものなり、墨を以てぬりたる門なるを以て、黒門の名あり、方今東方の門も墨ぬりて、他の寺院に延たる門とは異なり、これ昔拜領の門、嘉永年中に破損せしを以て取のけ、其形ちの如く新に構造し、且東方に地を轉せしものなり、

○慶元の役戦死古墳同法薦

慶長元和間大坂戦の際、討死せし東國方の將士の墳、一心寺内に多し、其内本多出雲守忠朝の墓は、本堂の東方にあり、忠朝は本多平八郎が舍弟なり、元和元年五月七日、天王寺表に於て戦死す、法諱三光院岸譽良玄居士と諡す、其基のかたはらに、忠朝の家臣の塔九墓有り、何れも同時に戦死せし者にて、其は小野勘解由、青山五左衛門、加藤忠左衛門、大屋作左衛門、山崎半右衛門、中根權兵衛、石川半彌、白杵七兵衛、大原長五郎なり、又南方に壹丈計りの高さにて、二尺角程の大石碑有て、四方に細字にて一面に文字を彫するもの有、銘文讀得難し、其下水手向を掘り、石碑浮たる如く見ゆ、依て世人うき石塔と云へり、之れ慶元役戦死者の惣墓なりと口碑に傳ふ、猶此餘にある由なれ共、人民の墓と同地なるに、年歴しものなれば知れ難

地にかたきうち有り、又俊徳丸が淨るりの作をなす、是等より合邦の名、實のごとくなりしなり、

○相坂の清水

相坂の清水は、昔よりある名水にて、四時増減なく涌出して、用水となせしものなるが、如何なる事歟、近年水の涌こと乏しくなれり、惜むべきことなり、

○安井天神芝居祭り

一心寺の北の方なる安井神社は、明治以前は安居天満宮と世人いへり、此處を安井と云ふは、四天王寺七井のうちの安井清水、社地に有を以ての名にて、原は祭神少彦名の神なれば、天神社といへり、神祭も八月廿日にして、芝居まつりと號す、然るにいつの頃か、此地は菅公筑紫に左遷の時、暫安居し給ふ舊迹とて、天満宮となし安居といへり、而して安居の號はやみたれども、祭神は今も菅原大神とす、或人の云く、當社に祀る菅公の神像は、御手に法華經の卷軸を持給ふとぞ、又天神山は社の後ちの丘の名なり、

○道祿神祭

天王寺村に例年十一月十六日、石地藏の面に米の粉をぬり、生綱をそなへ、笹に蜜柑煎餅を釣りて是をも

供し、夕刻に至りて藁火をたきて、石佛の顔を黒くし、明年のくとはやし踊るなり、又今日繩に泥をぬり、里のわらべら、作法じやく天王寺のさをじや、御太子様仰せじやといひ、往來の人をとめ賽錢をこひ、供物をとのふ、此祭りを道祿神まつりと云、それを後にあやまり、泥くぢり祭とよべり、道祿神又道陸神と稱すは、道祖神と同じふして、猿田彦神のことなりと、佛家猿田彦の本地は地藏菩薩とす、因てかく名づくるものとぞ、此祭近年絶しかと思へり、

○福屋宴席

一心寺の少し東北側に、近年まで福屋又平といへる割烹舗あり、古きものにて正徳元年開業のよし、其庭



年頭節礼

天王寺

福屋又平

芝生にて泉水を作り、天神山を假山の如くなして、風景よき宴席にて、昔は衆人賞して來客も多かりしが、年々に衰へて終に廢業せり、此家例年歳旦に、凡そ圖

する程の大きさの仙過紙の名刺を、市中の家々に携え年始の禮に來り、又歳暮には、天王寺の名物の干かぶらを願主へ贈りたり、これらのこと昔よりなせしとぞ、

干蕪は今乾物店に賣ものと同じ拵かたにや、

○奇なる苗字の家

明治維新の後ち、平民苗字を用ゆるに際して、姓氏録にも見ざる、奇なる苗字を用ゆる人も少なからね共、天王寺村一心寺のほとりに、古く住へる花屋が苗字は、内國中にも又あらざる歟と余はおもへり、其苗字は「性爺」と號す、彼支那にて戦争せる鄭子龍と云人の孫か、又劇場の狂言又淨るりに因て、かゝる奇なる苗字をつけしや、其實は知らず、

○からく煎餅

弘化の頃なりし歟、上宮太子御年忌により、四天王寺に開帳及寶物縦覽のことありて、衆群集せり、其際村中に住む人の意匠にて、彼住吉新家に昔より鬻ぐ、ごろく煎餅の名より號けし、からく煎餅といへるを製して賣れり、珍しければ詣人其時は求たり、からくの名の出どころは、

彼西門の柱にある手を清める事なり、まはせばがらがらと音ひければ、世人がらくと云ふ、此煎餅店のかんばんも、又車を横に貳つならべ、如圖木にて彫て造り絹を張り、一にがらく煎餅と書し、一に四天王寺の圖を畫き、煎餅も又同じかたちとして、四天王寺名所の畫あり、開帳中には西門の傍らに店を出して鬻ぎ、後は北門の西の方の家に賣りしが、今はあるかなきか知らず、

○有栖川寺の迹

いにしへ四天王寺の邊りに、河内川とよべる川ありて、河内川のこ、其分流に有栖川と稱せるもの有、川のことも前巻に記す、其流れし地は、今の清水寺の北坂の下、有栖の清水邊にあたること、古圖に見えたり、其川の傍らに寺院のありて、其れを有栖川と號せり、然るに年を歴て廢寺となりし歟、或は荒廢してかたち計り遺り有りし歟、寛永十七年延海阿闍梨、京都音羽山清水寺より、聖徳太子の御作の、十一面千手觀世音の像をこゝに遷し、地藏菩薩毘沙門天王を脇士として安置す、堂宇を建立あり、而して享保年中に、寺號を新清水寺と號し、山號を有栖山となす、○本堂より南へ

下る石階を楓坂と名づけ、音羽の瀧を造りしは遂に後年のことなり、

○風神雷神を祀る

風神雷神をまつるは、觀世音をまつれる寺に有て、諸方におり、就中東京の淺草寺には、門にまつりて雷神門の名高く、其像も大きし、小像なれども、新清水寺の本堂の中、北の方に南面にこれを祀る、浪花および近接の地には、此所より他にあらざる様余はおもへり、

○泰聖寺の名水

新清水寺の北坂の下に、泰聖寺といへる寺院あり、其寺内本堂の前に、金龍水銀龍水と名づくる二個の清水湧出る、名水にして味ひ甘く、茶の水に用ゐる佳なり、此邊はすべて涌出る水清く、有栖増井相坂などの名水あり、又道路の傍らに、井の淺きが如ものを掘たるもあるに、清水あふれ出るを見る、

○浮瀨の宴席

浮むせの宴席は最ふるきものにして、近年まで衰へながら、新清水寺の新舞臺の北にありしが、竟になくなれり、「名所圖會」に云、浮瀨といふ遊藝の看板は、

新清水に隣る、原此名は貝觶の銘にして、其器を見るに、鮑の貝の十一の穴あるを塞ぎて、酒をこれに盛れば七合半盛れるなり、満酌して飲する人を譽として、暢酣蝶を出し其名を署す、これ風俗なりとぞ、由縁齋が、

ひとつなる人に見せばや津の國の

難波あたりの浮瀬の月 貞柳

此貝盃の袋は唐織にして、むかし長曾我部元親といふ勇將の陣羽織といふ、又幾瀬といふ貝盃あり、これは鶉貝なり、僅壹餘盛れる、此袋も浮瀬と同じ、あるは銘を鳴門と號して、夜光貝の杯あり、紅色わたりの貝卮銘を春風と云ふ、君が爲梅がえなどいふ鮑の酒器あり、七人狸々といふ盃は、常の盃にして、朱塗に七人狸々の蒔繪あり、大器にして六升五合盛れるとぞ、むかしより二人計りこれにて、飲みけるとぞ聞へし、又「萬葉」に見へたる三輪の於喜壽恵といふ土器あり、これは大むかし體をこれに盛りて土中に埋み、其所の土神を祭りし器なり、又芭蕉翁の一軸あり、松風の軒をめぐりて秋くれぬ

これは翁浪速津に旅寝し給ふ時、南御堂の前はな屋

がうらにて寂し給ふ前、九月廿六日した、め遣されしなり、今に松風會とてありとなん、又此翁の句に、此秋は何ごとしよる雲に鳥 是せを
これも此亭の什物なりとぞ、其眞偽はしらす、又半時庵が、

稻妻のある夜しらせよ四郎右衛門 淡々
此弟のあるじの名を、かくいふとなん、(下略)



七人狸々大盃の裏には、糸底の上に雲、左右に菊の折枝のまきゑあり、盃は六升五合入、糸底壹升入也、圖は略す、

浪華百事談卷九終

元吉原の記

元吉原は、元和三年の春より始まりて、明暦三年の春、今の地にうつされにき、はじめの地にありけるは、四十年の程になん、よりて吉原由緒書とか云ものを按ずるに、慶長七年の頃、相模の小田原浪人、庄司甚右衛門一本作三助といふもの、當時江戸の町々に廻り八丁目、鎌倉河岸、大橋の内柳町、京橋角町等なり、わかれをる遊女屋どもを、ひとつ處につどふべき、地所を給はらんよしを願ひまうして、箇條の目安を奉りしかば、元和三年丁巳の春、傾城町を御免ありけり、此時の町奉行は米津勘兵衛のしされし、則吉屋町の下のかたにて、二町四方之地所を給はり、やがて甚右衛門をもて、惣名主になされしと云、

寛永の江戸圖、並明暦三年正月開板の江戸圖によりて考るに、元吉原の一廓は、今の曲突河岸のほとりにて、福宜町尾張町、この尾張町は間なるをばり町にはあらず、京橋と新橋の長にあり、こゝに云福宜町は、堺町の舊名也、寛文二年江戸名所記刊行の頃までも、その書四に福宜

町としるしたるは、これ則堺町葺や町のこと也、しかれども此福宜町は、今の堺町より北の方に、相距ること凡一町ばかりにして、今の和泉町高砂町のほとりなるべし、かくて明暦丁酉の大火後に、こころわたりの町わりを、すべて改められしかば、今はいづれを何れの町とも、定かに考がたかり、江戸名所記に、中村市村の兩歌舞妓を、福宜町と記るせしは、舊名によれる也、寛文中には、既に堺町出来り、下の圖説を考へし、しかるに當時その處、あちこち沼にてありければ、俄に兼葑を刈拂ひて、平坦に築ならせし、この義によりて、里の名を葦原と呼び出せしを、後にめでたき文字にかへて、吉に作るといへり、

かくてその一廓に、巷路をひらくものすべて五町、その第一を江戸町一丁目と云ことは、開基の地なる故に、江戸繁昌の御餘澤を蒙り奉らん爲に、祝してしかじかと名づけたり、こゝには柳町なる遊女やどものうち、つどひて家作りしける、且名主甚右衛門も此處にをりしと云、

をも兼たる者也、

第二を江戸町貳丁目といふ、こゝは鎌倉河岸にありし遊女屋が、皆移徙してこゝに住ひき、第三を京町壹丁目と云、こゝは桃町なる遊女や等が、この處にうつり住ぬ、故郷は京のもの共なれば、云々と名づけしと云、第四を京町貳丁目と云、吉原開基のよしを聞て、こたひ京より來つるものさへ、かれこれ多くなりにければ、この處に集めをきつ、この故に町づくりの、一兩年おくれしかば、新町ともいふといへり、第五を角町といふ、こゝは京橋角町なる遊女やの、いたくおくれうつり住ぬ、これによりて此處は、寛永三年冬十月十九日に、町づくり成就せしと云、

寛永の江戸圖によりて考るに、當時吉原なる五丁町は、江戸町、京町、新町、角町、賢藏寺町則是也、このけんざう寺町を改めて、江戸町貳丁目と唱へしは、寛永の末なる歟、正保慶安の頃にも有べし、さりし程に明暦二年丙申の冬十月、吉原の地所御用地になるに及びて、同じ月の九日に、云々と仰出され、外にて代地をくださるべしと、仰渡されたりけるに、このときの町奉行は、石谷新監、その明年丁酉の春正月十日、のし、神尾仙前守なりといふ、その明年丁酉の春正月十

八日、本郷なる本妙寺より失火して、江戸中残りなく焼にければ、更に所替の義を急がせ給ふ程に、山谷鳥越のほとりなる百姓家を借りて、しばらく渡世したりける、これ吉原假宅の始也、この後いく程もなく、淺草寺のうしろなる、日本堤のほとりにて、二町に三町のかえ地をくだされ、大門口より水道尻まで、京間百坪敷二萬七百六拾七坪、吉原大全に記せしむ、横橋百八拾間、内のくの如し、舊地よりは五はり増の地なり、晝夜ともに渡世を致すべき旨を仰わたされ、是までは晝引料として御金壹萬五千兩下され、但小間一間に、金十、同年八月上旬に、家作落成してければ、みな新吉原へ移徙して、生業をせしといへり、江戸中なる風爐屋の髪結女と唱へる、晝費かくてそのものどもうちわびて、みな吉原へうつり住ひし程に、茶や遊女持ともに、すべて七十餘人まじたりと云、

元吉原の事を書たるもの、是より外にまさしく據とすべきはなし、おもふに當時、坊間の繪草紙などもありつらんを、みな明暦の火にうせて、今は一とひらも傳はらぬなるべし、しかれども萬治寛文よりこなた、貞享元祿中刊行の草紙によりて考るに、最初妓院の好景をも、想像するよしなきにあらず、就中江戸名所記は、寛文二年の印本なれば、その書の刊行、元吉

原の新吉原へ移されしより、纔に六ヶ年の程也ければ、名所記に寫し出せし吉原の圖説を見て、元吉原に在りし程の形勢も、かくこそありつらめと、思ひ合するに足れり、又寛永明曆の江戸繪圖は、なほ彼妓院どもの元吉原に在し時也、廓中のありさまを、見るにしも足るよしなけれど、その地と巷路の方位において、明證とすべきもの也、この他吉原の草紙は、予が見つるは、本なりければ、書名も卷數も、天和三年の印本に定かならず、こは友人松齋館の藏書なりき、天和三年の印本にて、明曆三年新吉原へうつされしより、纔に十七年後の物なり、此書には直之といふ期間の事を旨と綴りなしたり、そのさし繪を見るに、かの直之がありさま、髪薄くして卷立の茶筌髪也、黒羽二重とおぼしき小袖を着て羽折を着ず、其紋は丸の中に四ツ目結をかひのつけたり、此直之が揚屋與五兵衛へ遺す狀同書にあり、こは揚屋さし紙の様にて書たり、この直之は、なきかげぶしやうの小歌に、妙たるものによりありけん、むかしある人の藏書に、直之直傳とするせし、土手節の本を見たり、この二書は只今唯一本なるべきものにして、尤珍書とするに足れり、おもふに直之は、元吉原より新吉原へうつり來にたる、全盛の幫

間にて有けんかし、これらを見ても、吉原の體たらくをおもひ合すること多かり、又田之軒政房といふもの、著せし、誰が袖の全本五卷、是も予が見は、元祿十七年甲申の春正月の印本也、この年實永明曆二年より既に四十七年後の物なれば、元吉原を距ることいよ、遠けれ共、猶をかきふしのものあり、此書に吉原詞といふものを載たるを、今略抄すること如左、吉原言は「呼でこいといふことを、よんできろ、急げを、はやくうつばしろ、いでくるを、いつこよ、ありくを、あよびやれ、こぼすを、ぶつこぼす、わると云ことを、けちなこと、そうせよを、こうしろ、あそはるを、うなさる、腹の痛むを、むしがいたい、しやんなを、よしやれ、これはよしにし、こそばいを、こそつばい、女郎のよこぎるを、てれんつかふと云、是は唐盆の踊歌をきくに、ことしの盆はぼんとも思はないから、やがやけもがりがぶつこけて、ぼん帷子を付て着た、ひとせ吉原詞をうたに作りて見しに、

おさらばへのしけをさゝりこはしやうし
たふさかふさはおつかない哉

是は明曆寛文の比より、貞享元祿に至れる吉原詞なるべし、その詞のみなかびたること、あまりに甚しければ、わるくちにて作り設けたるにやと思へど、さすがに板せしものなれば、なきことを書あらはすべくもあらず、これを見ても、元吉原に在し程の里詞は、いよ／＼ひなびて、強口することの多かりけんとおもふ也、又大全などは、いと後にいで來たるものなれば、疑しきことなきにあらぬを、なか／＼に證とはしがたし、又は菱川師宣、鳥居清信、及予が舊族羽川珍重等が畫きしは、みな今の吉原になりての畫圖なれば、元吉原の考にはえうなし、ふるき繪卷の殘缺などにも、元吉原の圖の傳らざりしは、元和寛永のころまで、江戸はなほしかるべき浮世畫師のなかりし故也、予一日小梅村なる南無佛庵を訪ひたるに、座邊にふりたる二枚折の屏風ありけり、そのおしたる畫を見れば、元吉原の圖に似たり、アカラサマにして、こは云々ならずやといふに、あるじの翁驚きて、われ未ださるよしをしらす、その説あらば聞まほし、いかにぞやと問るゝに、已ことを得ず答云、今この畫中の人物を見るに、遊女と客の風俗と、彼寛文の江戸名所

記、及天和中の印本なる吉原の草紙に圖したる、妓院の風俗とよく相似て、それより少々ふるく思れる、むかしの遊女は結髪せず、慶長の頃までも髪のうちを少しむすびて、うしろさまにこれをさげたり、寛永明曆に至りても、只その髪を推執ねて、頂におけるのみ、寛文延寶の頃と云とも、猶今の遊女のごとくに、髪に飾を盡せしものなし、當時は市中に伽羅の油なればなり、吉原大全に、大橋柳町兵庫屋の家風をまなびて、今も兵庫屋風といふ鬘をなすといへるは疑ふべし、抑慶長元和の頃のおそびどもが、何風といはるべき鬘をすべきよしはなし、凡遊女の髪は、新町なる山本屋の勝山などよりや始りけん、今も女の鬘に勝山といふは是也、兵庫屋といへるも、これと同又當時遊女の衣裳に、搦笥縫口をゆるさず、その傳書風見へ、多くは無地の絹袖、又は縞類をのみ着たり、昔昔物語に、むかしは縞類はやる、遊女のまね也、昔は常の女、縫箔光る小袖を着る故、遊女共は無地物縞の類を着たり、常の女と風かはるべき爲也、又廣き帯して、これもかはるべき爲也といへるは是也、かの物語にむかしといひしは、寛永中のこと也、寛永中は女

の帯の幅、凡一寸五分より二寸までなりし由、春臺物語にもいへり、この時も遊女の帯は、その幅ひろかりしよしなれど、猶三四寸の上を出づべからず、この屏風に圖したる遊女も、其全體にくらぶれば、その帯の幅稍三四寸なるべく見ゆ、しかれどもこれらは、未だ元吉原の考證とするに足らず、大約萬治寛文以來、元祿に至るまで、かの日本堤の體たらく、及大門口の光景を思きたるには、嫺客必馬に乗て、行かへりする處なきはなし、當時土手馬といふもの、流行せしによりてなり、そのうち土手馬を禁止せられし後は、二脚立れをも禁止せしかるにこの屏風の畫は、いとふるき圖に見へながら、大門口とおぼしき處に、かの土手馬を畫かざりしは、明曆以前の風俗にて、元吉原の圖にやあらん、只是のみならず、この圖中なる大門口には、外の方に松を畫きたり、予が總角なりし比、一老人の言を聞しに、元吉原の大門口と、南の方なる塹際に、大きな松兩三株ありけり、かくてその松は、明曆の火に皆焼けしを、新吉原へ移されては、さるものをも裁すなりしよし、故老のいわれしこともぞある、彼舊地のほとりには、松島町といへるあり、思ふにかの

松のなごりにて、さる名を負したるにやといへり、予は尙髫髻なるをもて、そのよしをしるしたる、書もやあると問べかりしを、得口ざりければ、今に至りて憾とす、かくて今ゆくりなく、この屏風なる畫を見れば、大門口に松を思がけり、是は昔予が聞たる老人の言と吻合せり、こゝをもて予は、この畫圖を元吉原にやあらんと思へり、しかはあれども寛永中の古筆と見へず、もし後に好事のもの、元吉原の趣を傳へ聞くよしあるをもて、しかくつとあつらへて、畫工に思がせたるもの歟、さらば當時古圖のありしを、摹せしものにやあらんすらん、とにもかくにも此畫をもて、元吉原の圖とするとも、よりどころなきにあらずやと、まめだちてそゝのかせば、翁そゝろに領きて、歎ふこと大かたならず、さらば只今筆を染て、この屏風の上のかたに、元吉原圖と書てよとて、みづから秘藏の硯を出しつ、墨すりながして謹せまられけり、いとおぼつかなきわざながら、われには齡とせひ十あまり五つ六つ兄なる人の、かくねもごろに求らるゝを、猶いなまんはさすがにて、あたら屏風を汚せしに、翁はかくてもあかずやありけん、この後又をちこちに、友

人つどへるむしろにて、予と亦相見つることに、元吉原の考をつまびらかに書てたべ、さきの屏風もろとも、後に遺さんずといはれたり、予はこのはたとせあまりこなた、よしやむかしのこと也とも、遊女治郎のうへなどは、あなぐり糺す事をたします、えうなきわざとは思ふものから、是すらいなむにいなみかねたる、口から高野の謠に得もれず、暇なき身のいとまを費し、曲りなりなる墨さへ減らして、さらでもちびたる筆を走らし、硯の海のそこはかとなく、よに口はかなる考を綴りて、贈りまゐらすに、なん、よし原の世をのがれてもいける身の

しにうへらねば人につかはる

文政八年正陽月中泮

進上

神田川信天翁拜具

南無佛庵大兄老翁梧下

附云、予が藏奔に、寛永明曆の江戸圖二本あり、今略抄して、元吉原の舊跡を考る一端とす、前件の愚説と合し見給ふべし、

吉原由緒書に、元和三年の春、葺屋町の下の方にて、方二町の地を下し給はりしと見へたれど、當時はな

は葺屋町と云町名なし、抑彼由緒書は、享保十年の秋七月、庄司甚右衛門が六世の孫、名主又左衛門が家の舊記と、口碑に傳る趣を書つめて、奉りしものなれば、後世の町名によりて、云々としるせしのみ、その書にいわゆる葺屋町は、禰宜町なること疑ひなし、寛永の江戸圖には、禰宜町尾張町ありて堺町なし、明曆板の江戸圖には、禰宜町堺町ありて尾張町なし、且寛永板に比れば其圖稍精細也、按するに、寛永板にいはゆる禰宜町は、葺屋町堺町の舊名なるべし、寛永之後明曆の前に至て、吉原の西の方を開發せられて、堺町と名づけしころ、勘三郎が芝居座は、禰宜町より堺町に移り、又禰宜町には市村竹之丞が芝居、その他人形座などの猶ありけんかし、かくて明曆大火の後、吉原はさら也、こゝらの寺院をみな御曲輪外へ移させ給ひて、扱寛文中に至り、町割ことごとく改りし時、中村市村の兩歌舞伎は、元の禰宜町のあたり、二町の間に推ならびて、勾欄を建しころ、市村がをれるかたの禰宜町を改て葺屋町とし、中村勘三郎がをれるかたをば、元の町名によりて堺町と唱へしならん、それは今の堺町も、明曆板に見えたる堺町の地所に

あらず、又今の葺屋町も、昔の彌宜町の地にあらざる
こと、猶今の大門通りは、昔の大門通とその道筋異な
るかごとくなるべし、寛永版及明曆版の地圖を略

△庄司甚右衛門與北角九郎兵衛書 南無佛庵所藏

前文闕

與左衛門ヲはい名をつくり候、ちそう被成お□□
候事、其かくれも御座なく候、それがし□□□□
其方とゑんべんをも相むすび候へば□□□□□□
おやこ三人の御のぼり候時分は、三人之丘□□□□
方之人に御座候も不存して、我ら□□□□□□
罷なりやり申候、其しさい之事は、七十五□□□□
方へくうちをかけ申、〇と申候、〇を九□□□□□
にはいちけんも申分有間敷候間、申分□□□□□□
付は九郎兵衛方へかけ申まじく候と申間□□□□□□
そのさた其方へも我ら方へもくうち□□□□□□
申はけすらそれは吉原之内にも二人も□□□□□□
かやう成者御座候て、もし九郎兵衛事□□□□□□
くらし□□あけ可申候と申に付ては、右之□□□□□□
二三□□の者共さきたて候て、御公儀にて□□□□□□
せんさく可申候と相ことわられ、七十五人□□□□□□

者□共さたもいたし不申候、我々の事□□□□□□
ひとたび申合候に付、かやう成むづかしき□□□□
それがしが身上に請候、右に貴殿様□□□□□□
むごきにんしゆに御なり候事か、いか様我、□□□□
御こうみ可有候間、其方様とめんだん□□□□□□
申たがいのぞんぶんしさい申可承候、右□□□□□□
しさいみ、き、の御まいにて、京にて□□□□□□
たしか□□□□□□成候此かへし□□□□□□□□
右に申通萬事之しさい共、たがいにそ□□□□□□
ぶんはれ不申候内は、互のとりひき仕□□□□□□
申まじく候間、其分御心得可被成候、□□□□□□
四年以前より之公事之内より、申ぶん御さ□□□□
いか様其方より御ぶんべつも可有候ところ□□□□
先日之御狀に、我々身上をおかしく□□□□□□□□
候との御狀はいけん申候、又われ〱の□□□□□□
その方をおかしく存候、江戸之けいせいとし□□□□
いゑやしき迄も我々に其方御申候事、□□□□□□
何かの事も吉兵衛は不存候間、あと〱の事□□□□
其方頼合と御申候所に、吉兵衛は七十五人より□□
之目つけに罷成、我々所へ參は□□□□□□□□□□

あさ夕之くらしの事委承候ては、庄助□□□□□□
市左衛門十左衛門よびよせ、日に〱我等にたへ□□
か、りを承申候事、四年以前之極月十八日□□□□
十九日之ちぶんに吉兵衛よこめいたし□□□□□□
目つけをいたし候事、あらわれ申候に付て□□□□
吉兵衛をよびよせ、我々の壹がせう□□□□□□
せんさくいたし候、さても〱むごき人に□□□□□□
候、さだめて是は、九郎兵衛殿よりさしひか□□□□
御座候と、吉兵衛に相ことわり候へば、そ□□□□□□
我等所へはふつうに參不申候、其上京に□□□□□□
七十五人之者共を御よせ被成、あさ夕て□□□□□□
御ちそう被成、我々のしさいを御き、□□□□□□
候事其かくれなく候、七十五人之者共□□□□□□
かみがたへ女かいに參候者共、又は我々の方之□□
者共、女かいに參候所に、一たん申合候へば、七十□
五人之者共にはめんだん不申ば、是はたん□□□□
〱に候へ共、ざりをわけかやうに□□□□□□□□
かくに仕候、其方と我々の事は、ちいさき□□□□□□
子共ゑんべん申合候事、京都にても□□□□□□□□
江戸にても人之存候所に、我々のく□□□□□□□□

らい申者共、朝夕之御ふるまい被成、御ち□□□□
そう被成候事は、但七十五人之内にては□□□□□□
其方は御座なく候が、七十五人之内□□□□□□□□
江戸□□なり共たがいにぞんぶんのしさい□□□□□□
その方様も我々もたがいのぞんぶ□□□□□□□□
罷なり候は、たがいのとりひきの□□□□□□□□
仕候、そのうちはたがいにとりひき□□□□□□□□
うけたまはるまじく候、右にゑんべん□□□□□□□□
候事も、たがいのちからになり候、た□□□□□□□□
ゑんべんには、御さ、此度の我々の身□□□□□□□□
つぶし可申候者共と一とうに御座□□□□□□□□
我々いかんともめいわくに存候間、御ぶんべ□□□□
被成□□、かこらかたにてなり共、江戸にても貴□□
ぞんぶんの通可申分候、申分あまた□□□□□□□□
御座候へ共、あまりくどく御座候、□□□□□□□□□□
早々申入候、謹言、
十二月四日
庄司甚右衛門 花押
北角九郎兵衛様
同御かもじ様
右の料紙は西の内にて、堅匠尺一尺一分餘、横五尺五

寸三分、四枚綴也、つぎめより段々字のあがりしは、書て後につぎ合せし故に、上下の揃はぬなるべし、上におしたる印はつぎ印なり、悪筆不文をそのまゝ、縮字して、摹しとゞめつ、書中にくうちとあるは公事に、猶訴訟といふがごとし、

按に、庄司甚右衛門は、初の名を甚内といへり、慶長十一年の頃、横山町に向坂甚内といふ悪黨ありて、甚右衛門に、出入をしかけ、遂に公裁に及びしとき、相手同名にて紛しく、御裁許而倒の由に付、甚右衛門と改名せしよし、吉原由緒書に見へたり、庄司甚右衛門が子も、亦甚右衛門と云、二代め甚右衛門が子を甚之丞といふ、三代め甚之丞が子を又左衛門といふ、是より代々又左衛門と名のりたり、享保十年に、吉原起立の事を書つめて奉りし名主又左衛門は、元祖甚右衛門より六世の孫也、かゝれば右なる書簡を、初代の甚右衛門が筆也とは定めがたし、予をもてこれを見れば、二代めの甚右衛門なるべし、無益のわざながら、その考評を左にしるす、

甚右衛門が書中に、吉原の内云々とあるは、元吉原にあらす、新吉原になりてのことなるべし、これらのわけは末に記すべし、

たる、岡田九郎右衛門が子にはあらずやと、北峰子いへり、これにより予も考合することなきにあらねど、そは又するに記すべし、しかるに九郎兵衛が、彼七十五人のもものに荷擔せしを、何の故とはしるよしなけれど、當時吉原よりも、又はしばしなる賣女やも、京へ賣女を買出しに行によりて、九郎兵衛にしたしく交れるやうなれば、九郎兵衛は遊女の賣買をもて、世わたりとするものにとと思ふなり、又甚右衛門が子どもと、九郎兵衛が子どもとを結ぶといへども、七十五人の賣女屋ども一隊となりて、甚右衛門が身上の衰へたることなどを、あしざまにいひしにより、遂に九郎兵衛も、七十五人に荷擔せしことは聞ゆれども、詳には考るよしもなし、又吉兵衛がことの考は、末の條にていはん、又庄助、市左衛門、十左衛門などいへるは、吉原の者のやうに聞ゆれば、甚右衛門が訴訟の相談相手になりしものなるべき歟、又吉兵衛が方人のやうにも聞ゆれば、詳に評しがたし、當時元吉原に引はなれたる賣女屋の、江戸の中あちこちに猶有といへども、はじめの程吉原より、いたくさはりを申出ざりしは、新一廓を立下されし御めぐ

又同書に、先日之御狀に我々身上をおかしく存せられ、歟候との御狀はいけん申候とあるによりておもふに、甚右衛門が遊女見世の西田屋も、やゝおとろへたる頃のこと、聞ゆるなり、

さて又元吉原の一廓を立下され、遊女屋渡世御免の後も、猶甚右衛門が手につかずして、江戸のはしくなるあちこちにて、妓女をもて世をわたりし茶屋、世にこれを浮世風堂といへり、吉原由緒書に、茶やの遊女持といへるはこれなり、凡七十五軒ありしなり、甚右衛門が書中に、七十五人といひしは、このものどものことにぞ有ける、されば明暦の火災已前より、吉原町にて件の賣女屋等を相手とりて、しばし訴訟したれども、この頃までは賣女を御制禁のことも、今の如く嚴重なる御條目もなく、且彼等も亦申立る趣あるをもて、年をかさぬるのみにて、裁許なかりしとぞ、こは予が臆説にあらず、故老の口碑にも傳へ、吉原由緒書にも粗その事見へたり、又甚右衛門が書を贈りし北角九郎兵衛が事は、考るよしなけれ共、文面につきておもふに、甚右衛門に舊縁ある京の遊女屋歟、さらすは遊女の賣買をもて、世わたりとするにてもあるべし、此ものほもし寫本洞房語園に見へ

みに憚り奉り、且世の人の吉原をめぐらしがりて、繁昌したるによりてなるべし、かくて三四十年を経るまゝに、世のみやびをらの、吉原をめぐらしと思ふものなく、彼はしつゝなる賣女屋には、かへりて艶麗なる娼婦どものあるをもて、端々なる妓樓のかたに、けおさるゝやうになりければ、ついに吉原よりさへりを申立て、訴訟し奉りしなるべし、然れどもその公事久しく相持して、はかしくしき裁許なかりしに、明暦三年正月の大災後、元吉原の替地を日本堤のほとり、今の地所にて下されしとき、江戸中なる茶屋の賣女を、嚴重に制禁あらせられて、隠賣女御制禁等の御條目を定められ、新吉原の御高札にも、猶又嚴重の御文言を示させ給へり、吉原由緒書に、元吉原大門口にも、端れしよしなれども、明暦火災後嚴重になりし也、遊遊女の御制禁の御高札を、立下されしこと、おぼゆかし、

これにより、はし／＼なる賣女屋等は、難義至極して、しば／＼あちこちにて、忍び／＼に渡世したるもありしかど、それも長久のわざならねば、七十五人のはし／＼なる賣女屋とも、新吉原へ手を入れて、さまざまにわびしかば、遂に和熟して、件の賣女屋を新吉原へ移し住するに及びて、その家作すべき地所なかりしかば、江戸町なる遊女屋等屋敷に、この地尻を切ちいめ、新に一番路を開きて、堺町と名づけ、こへ件の賣女屋等に、家作をさして住つかせし也、されば吉原由緒書に云、堺町之儀は、新吉原へ引越申、寛文八年戊申の三月中、江戸町貳丁目名主町人共御訴訟申上候て、面々之居屋敷之内を切り、新造に堺町と名付申候、此時分端々に罷在候、茶屋の遊女持ども、吉原町へ佗言仕候間、其段御訴訟申上候得ば、御慈悲を以被遊御免候に付、毎度御訴訟申上候茶屋遊女持ども、惣て七十餘人、從三方々吉原へ入込申候、依之右之道をつくり、此者どもに借地いたさせ候事といへるはこれなり、かれば端々の賣女屋の吉原へ歸參して、廓中へ移り住しは、新吉原にせし明曆三年より、十二ヶ年後の事なり、由緒の中右の條

に、毎度御訴訟申上候茶や遊女持ども云々とあるにて、吉原よりかの七十五人を相手とりて、訴訟せしことの久しきをしるに足れり、元祖庄司甚右衛門は、正保元年十一月十八日、享年六十九歳にて身まかりしよし、寫本洞房語園に載たるを、北峰子はやく見出て忠告せられたりければ、元祖甚右衛門が歿せし正保元年甲申より、彼端々なる遊女屋七十五人、吉原へ移り住し、寛文八戊申年まで、二十五ヶ年をへたれば、右の書翰は、二代めの甚右衛門なること推て知るべし、又新吉原になりし明曆三丁酉の年は、元祖甚右衛門が死せし年より、十四ヶ年後也、語園に載たること左之如し、

寫本洞房語園 享保五年、庄司 云、甚右衛門出處は、相州小田原のもの、父は北條家の御内に、僅なる御扶持を蒙り、輕き奉公相勤候よし、父果て後天正十一年、小田原落去之節、甚右衛門年十五歳、家來の介抱になり、御當地へ罷越、柳町に所縁ありて、この所に住居しけるが、口正保元年甲申霜月十八日、甚右衛門年六十九歳にて終る、

又右の甚右衛門が書翰に、我々事はちひまき子共

えんべん申合候云々、とあるをもて思ふに、この甚右衛門は、齡四十前後之時の筆跡なるべし、これも亦二代めの甚右衛門ならんと云考の一つ也、また甚右衛門が書をおくりし、北角九郎兵衛が事は、北峰子の考有、よりに録す、

寫本洞房語園云、甚右衛門が遊女町の事、御訴訟の相談人を指加、岡田九郎右衛門と云し人云々、開基の砌一應江戸へ引越し、寛永五年の比抱の傾城廿餘人、並に家屋敷に家財を添、久しく召仕たる半三郎といふ手代にゆづり、その身は京都長者町へ引込、世間にて云仕廻ふた屋と云ものにて、福有にくらしけるとも云々、美成案に、北角九郎兵衛といふものは、これなどの子にてもあらんか、苗字に相違あれども、岡田は遊女屋の名まへなるもしるべからず、その家財とも、手に手にあたへ、自分は本姓をもて稱しけるにや、語園に之所を推考るに、や、似たるやうにおほゆ、

驚齋云、右の説おもしろし、もてよりどころとすべし、よりに又思ふに、甚右衛門が書中に見へたる、吉兵衛といふものは、九郎兵衛が徒也、若此吉兵衛は、出所京の者にて、右之半三郎が養子名跡などに

也し者歟、さらすは岡田屋の吉原にありし家は、手代もちにて、半三郎が歿後、吉兵衛が支配せしにやと推計らる、岡田九郎右衛門といふもの、當時京都へ退隱すといふとも、生涯ゆたかにておくらんには、さばかりの活業はあるべきことなりければ、江戸吉原なる家をば、半三郎に支配させ、その身は京にて遊女を多く抱置て、日毎に他へ出し、又かたはら遊女の賣買をもて、世わたりの資とせしなるべし、かく思ふよしは、甚右衛門が書中に、江戸之けいせいどもに在る屋敷迄も、我々に其方御申候事は、何かの事も吉兵衛は不存候間、あと／＼の事其方頼入候と御申候所に、吉兵衛は七十五人之目つけに罷成云々とあり、江戸のけいせい共家屋敷といへるは、九郎兵衛所持の江戸吉原なる傾城共、並に九郎兵衛が相傳所持の家屋敷のことなるべし、それを吉兵衛に支配させし時に、吉兵衛は不案内にて何もしらす候間、前手代の半三郎が跡々のことを、甚右衛門に頼むと、九郎兵衛が云しことあるを云なるべし、然に九郎兵衛は、竊に甚右衛門をあしく思ふよしありて、彼七十五人に荷擔す

るに及びて、吉兵衛をもて問者として、甚右衛門が訴訟の内談を聞せしに、其事終に顯れしかば、甚右衛門が九郎兵衛を怨み憤り、郵書年を重て後、右の手切れの書翰を贈しこと、聞ゆる也、されば北角九郎兵衛は、岡田九郎右衛門が子にてあるべき歟といはれし、北峯子の考尤據あり、又按に、當時甚右衛門憤りは、七十五人を相手どりて、訴訟せしみのことにはあるべからず、端々なる賣女屋のさまりを申立るねぎことは、吉原町一圓之事なり、當時甚右衛門は吉原の惣名主なりければ、これらの事を己が任とするものなるべけれども、右の書中に、我々のくび切はからひ申者どもを、朝夕御ふるまひ被成、御ちそう被成候事は、但七十五人之内にては、其方は御座なく候か云々とあるをもて思ふに、甚右衛門が身ひとつに、かゝれるわけのあるなるべし、しかれども深き意味は、はかり知るべくもあらず、そはとまれかくもあれ、此程文によるときは、思ひ半に過ることあらん、こゝをもて予がこの無益の筆跡□も、翁の爲には雪中の一老馬□といふべきのみ、

友人佛庵老翁は、好古をもて世にしられたり、さればその所藏に庄司甚右衛門が簡牘あり、一日これを示して、云々の口めありても、亦素より雅俗となく、古書畫の時代縁故杯の定かならぬを見る毎に、考たいさんとほつする癖あれば、えうなきわざと知らず、愚按を記しつけたり、かくてその書を返す日に、亦これをしも贈れるは、同好の義をおもふが爲なり、

文政八年暑月廿一日 醫齋陳人藏

附て云、心牛子の記されし、吉原起立の條々は、吉原由緒書の趣を抄録せし也、又大橋の内柳町の遊女屋は、原三郎右衛門と云もの、取立しといふこと、吉原由緒書にも見へたり、

御高札の事、鎮守の札の事、惣人別、藝者人別、水吐尾なる火の見やぐらの興廢、秋葉の常夜燈、吉原數度の火災の年月日時等は、後の考にもなるべければ、珍とすべきものになん、よりにて録する事左の如し、

△山口心牛筆記の内

大橋之内柳町と申候者、道三河岸之通之由、是は原三郎右衛門と申者、天正年中に取立、柳町と申候由、其

頃庄司甚右衛門と申者云々、原三郎右衛門が事は、吉原由緒書にあり、由緒書のよ、を書れ也、御高札は、奥御祐筆御認之由、御高札は御番所にて、惣代之者並に名主へ御渡し、笠木並に建申は、御作事方より五十軒道御高札場へ御持參、大工並に人足も御同道にて、笠木建申口繼等補理、御建替相濟、以前之御高札は、御作事方被成御持參候事、鎮守之儀は、元吉原町之古例にて、神田明神より年々守札、神主より差越候事、

惣人別は、年々増減有之、凡惣人數八千人程、右之内遊女禿とも三千六百人程、其外遊女や茶屋商人屋等、月々にも増減有之に付、巨細に記不申候、

名主は、江戸町壹丁目竹島仁左衛門、同町貳丁目西村佐兵衛、角町京町貳丁目兩町山口庄兵衛、京町壹丁目駒宮六左衛門、揚や町之儀は、年番名主順番に支配致候故、名主無之、

醫師は、揚屋町に金山運庵、角町金山永示、其外町毎に醫師有之候へども、久住之者無之に付、記不申候、

大門預り會所守四郎兵衛儀は、従前々之通構にて、番人之支配を爲致置候、

秋葉常燈水吐尻へ安置之儀は、寛政十二申年二月廿二日、下谷龍泉寺より出火、吉原町類焼後、初て安置致候事、同所に拾四年已前類焼後、補理不申候事、男女藝者引請人、角町家持庄六儀は、安永八亥年中、五町之惣町人へ及對談、一己に引受候事、

凡 男藝者 貳拾人程
女藝者 百六拾人程

時々増減有之候得共、當時人數右之通、

大門高き棟造貳丈、冠木より地幅迄八尺八寸、門之明壹丈貳尺、門柱壹尺六寸に壹尺貳寸に御座候、

右は先日被仰下候に付、取調差上申候、色々取込罷在、心外延引御用捨可被下候、

文政八酉年二月廿日 心牛

佛庵様

尙々御座見御無用奉願上候、以上、

右山口心牛、應仲村佛庵之囑て所識也、此記文之中、新吉原御高札御文言、並元吉原起立之略文等、與吉原由緒所載同、因略三省之畢、

△新吉原火災之事

明曆二申年十月九日、當所へ替地被仰付候處、翌三

西正月十八日、本郷本妙寺より出火にて、御府内大概類焼、吉原町も不_レ殘類焼に付、所替之儀追て可_レ被_二仰付、當時小屋懸を致し渡世可_レ致旨、町御奉行所に被_二仰渡_一候處、同年六月被_二召出、代地へ引移候様被_二仰渡、其節近邊今戸村、山谷村、新鳥越邊へ假に引移、新吉原町惣普請に取懸り、同八月中當所へ引移り渡世致し候由、其後吉原町も出火有_レ之候得共、二三軒或は五六軒之類焼にて、一圓之焼失は無_レ之候、然處、明和五子年四月五日、江戸町貳丁目四つ目屋喜三郎と申遊女屋より出火、五町不_レ殘類焼、
 明和以前、吉原町失火の事下に録す、併考べし、
 明和八卯年四月廿二日、揚屋町河岸角梅屋と申遊女屋より出火、五町不_レ殘類焼、
 明和九辰年二月廿九日、目黒行人坂より出火、五町不_レ殘類焼致候、天明元丑年九月晦日、伏見町清七店家田屋と申茶屋より出火、江戸町貳丁目計類焼、
 按ずるに、これを小夜ぎぬ火事と云、伏見町河岸家田屋のおそび、さよぎぬといふもの、つけ火せしよし、その頃忽にことあらはれて、火刑に行れし也、その怨靈のわざ頃、この後しばしば吉原町失火

すとして、世の風聞あり、文化の中ごろにや、徳本行者の念佛の功力によりて、さよぎぬは成佛せしなど、世俗のいひしことあり、
 天明四辰年四月十六日、京町壹丁目分水吐尻明家より出火、五町不_レ殘類焼、
 按ずるに、この年のかり宅は、淺草並木町、兩國尾上町邊、中洲等也ければ、ことの外繁昌しけり、凡假宅の盛なりしこと、これに増ことなしといへり、
 天明七未年十一月九日、角町分仲の町彦五郎店菊屋五郎兵衛より出火、五町不_レ殘類焼、
 寛政六寅年四月二日、江戸町貳丁目丁子屋長兵衛、津の國屋重藏居宅地境より出火、五町不_レ殘類焼、
 寛政十二申年二月廿三日、下谷龍泉寺町より出火、五町不_レ殘類焼、
 文化九申年十一月廿一日、淺草田圃非人頭善七小屋内より出火、五町不_レ殘類焼、
 文化十三子年五月九日、京町壹丁目藤八店明店より出火、五町不_レ殘類焼、
 文政七申年四月三日、京町貳丁目助右衛門店遊女屋金兵衛より出火、五町不_レ殘類焼、

右之通に御座候、但し大門焼殘柱取寄置申候、記事御認に御座候は、兩面にて字數何程と申事、兩面御認之寸法等、被_二仰下_一候様奉_二願上_一候、
 正月廿日 心 牛

佛庵様

文政七甲申年四月三日、京町失火後、

吉原大門左之方焼殘柱圖、省略

此焼殘大門柱、みがきて如_レ此兩面窪め、此度吉原町起立より、廓内數度焼等まで、惣記を作り刻候て、小梅精舎前庭へ建候積り、後々此記文吉原内へも、建碑可_レ致との心牛子相談なり、

但し心牛とあるは、新吉原角町名主山口庄兵衛也、

五月十三日

南 無 佛

△再考原三郎左衛門事

寫本洞房語圖に云、及_レ承候者、京都六條の三筋町と申は、天正年中に、浪人原三郎左衛門と申者、取立候よし、此三郎左衛門儀は、元は大坂太閤様御方に、御厩付の御奉公仕たる者にて、御出馬之節は、御馬の口取仕候處、病氣に付致_二浪人、彼遊女町を取立申候、北峯案るに、原三郎左衛門この後江戸に來り、柳町

の遊女やをとり立しにや、同じ時代なるを思へば、何れか謬り傳へなるべし、
 醫齋案るに、吉原由緒書に記せし趣と、心牛子の書れし原三郎左衛門が事は、同じからず、即由緒書の本文を引て證とす、

吉原由緒書云、大橋之内柳町に、傾城や貳拾軒程有_レ之、右大橋と申候は、今の常磐橋御門之通、柳町と申候は、道三河岸之邊に御座候、其頃京都萬里小路と申所に、傾城屋有_レ之候、是は原三郎左衛門と申者、天正年中に取立、柳町と申候、然ば京都之遊女町之地を借り、用候様に相聞候得共、大橋之内柳町と申は、其町之入口に、大木之柳二本有_レ之候故、直に其町之名に致し、柳町と申候、右柳町之傾城屋共は、皆々御當地素生之者共に御座候、

か、れば寫本語圖と吉原由緒書と、その記ところ相同じ、由緒書にいふよしは、京都萬里小路なる傾城やは、天正年中に、原三郎左衛門といふ者が取立たる也、その傾城屋は、京の柳の馬場の邊にあるをもて、柳町と呼なしたり、江戸の柳町にも傾城屋あれば、京の柳町の名をかり用て、しか呼なしたるや

うに聞ゆれども、さにあれず、江戸の柳町には、元來大木の柳二本あるによりて、やがて柳町とよびて候と云也、且江戸の柳町なる傾城や等は、江戸素生の者のよしなるにても、他郷の人のとり立たるに、あらざることを明けし、心牛子は、由緒に載たる此くだりを見あやまりて、江戸の柳町の傾城屋を、原三郎左衛門が取立しと書れしが、その謬也、原三郎左衛門は、天正年中に、京の六條柳町なる傾城やを取立しのみ、江戸の柳町なるけいせい屋を、取立しものにはあらずかし、

△明和以前吉原失火類焼過半の事

北峯云、洞房語園巻中、きてう物語の條に、頃は延寶六年吉原類焼の砌にて、家作もいまだ出來揃はず、桐屋が家もひら家にて、客あれば局にてもてなしたり、云々とあるを見れば、五六軒の火事とも思はれず、又南北焼亡記吉原と芝居の火災を記たる冊子なりに、延寶四丙辰年十二月七日、夜戌の刻、新吉原傾城町西側、湯屋市兵衛宅より出火、類焼之輩京町壹丁目、新町、角町、江戸町貳丁目、揚屋町何れも雨がは不、残外へ焼出云々、傾城焼死十三人、逐電十六人也とあるを併考るに、こゝに延

寶四といへるは、六年の謬にやあらん、語園の此段の物語に、延寶七年の事をいへるなれば、しかおもふ也といへり、

此説によれば、延寶の火災を逃れしは、江戸町壹丁目と伏見町、堺町のみなるべし、心牛子の筆記に、明暦後出火も有之由とのみいへるは、かやうの事は、吉原にてもしくはしくは傳はらぬにや、但し五町不、殘類焼せしは、明和五年を始とすること勿論也、延寶も大火ならぬにあらざれども、猶兩三巷路残りし歟、且このころは假宅など唱て、廓外に出て商賣することはなかりしによりて、世の人も明和以前の火災は、多くしらぬなるべし、

元吉原の記終

新燕石十種第一終

明治四十五年四月廿五日印刷

明治四十五年四月三十日發行

(新燕石十種第一集附)
非賣品

編輯者兼

早川純三郎

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會代表者

印刷者

高橋赤次郎

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

不許複製

印刷所

國書刊行會第一工場

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

發行所

國書刊行會

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

ITW-60

終